まちづくり環境委員会　案件一覧

（令和８年２月 25 日・26 日開催分）

○付託議案審査　８件

部局	上程順（案）	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	第25号議案　地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例	22	西山　まちづくり計画調整担当課長
	2	第26号議案　大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例	23	吉田　住宅政策担当課長
都市基盤整備部	3	第 39 号議案　特別区道路線の認定について	18	浦瀬　道路課長
	4	第27号議案　大田区立公園条例の一部を改正する条例	19	小泉　公園課長
	5	第28号議案　大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	20	小泉　公園課長
	6	第40号議案　大田区立本羽田第二児童公園の廃止について	21	小泉　公園課長
	7	第41号議案　区の義務に属する損害賠償の額の決定について	22	神保　地域基盤整備第三課長
環境資源部	8	第29号議案　大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	16	須田　ごみ減量推進課長

○補正予算案の説明　３件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	令和７年度大田区一般会計補正予算（第６次）案について（まちづくり推進部）		深川　都市計画課長
都市基盤整備部	2	令和７年度大田区一般会計補正予算（第６次）案について（都市基盤整備部）		中村　都市基盤管理課長
資源環境部	3	令和７年度大田区一般会計補正予算（第６次）案について（資源環境部）		柞木　環境政策課長

○所管事務報告　１０件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	大田区都市計画審議会の諮問結果について	24	深川　都市計画課長
	2	大田区歴史的風致維持向上計画素案のパブリックコメントについて	25	深川　都市計画課長
	3	特定空家等の判定について	26	吉田　住宅政策担当課長
	4	大田区手数料条例の一部を改正する条例について	27	吉田　住宅政策担当課長
都市基盤整備部	5	土のう置場の増設について	23	中村　都市基盤管理課課長
	6	蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事の進捗状況について〈仮設工②〉	24	大見　建設工事課長
	7	中央五丁目公園の増設について	25	大田　地域基盤整備第一課長
	8	かにくぼ公園の増設について	26	神保　地域基盤整備第三課長

資源環境部	9	大田区一般廃棄物処理基本計画（素案）に関する区民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施結果及び策定について	17	須田　ごみ減量推進課長
	10	令和８年度可燃ごみ収集業務の委託地域拡大について	18	須田　ごみ減量推進課長

まちづくり環境委員会 令和8年2月25・26日
まちづくり推進部　資料 22 番
所管　都市計画課

第25号議案

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

1　改正理由

大田区基本構想、大田区基本計画等の策定に伴いまちづくりの基本理念を改めるとともに、地域コミュニティの形成をより一層推進するために開発事業者等が行う事項を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

2　改正内容

「新旧対照表」のとおり…別紙

3　改正概要

（1）大田区基本構想及び大田区基本計画等の策定に伴い、まちづくりの基本理念や責務等を改める。

（2）商店街への配慮として、商店街において事業を行う開発事業者が行うべき事項を定める。

（3）地域コミュニティの形成をより一層推進するため、開発事業者等が行う事項を改める。

（4）高台緊急避難施設を確保に向け開発事業者等の努力義務を定める。

4　施行予定日

令和８年７月１日

別紙

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）新旧対照表

新	旧
○地域力を生かした大田区まちづくり条例 平成22年12月13日 条例第44号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第７条） 第２章　地域力を生かしたまちづくり 第１節　地区まちづくり支援事業（第８条―第15条） 第２節　地区計画等の都市計画の決定（第16条―第18条） 第３節　建築協定（第19条） 第３章　建築物等に係る開発調整 第１節　開発事業の基準（第20条―第29条の３） 第２節　住宅宅地開発事業（第30条） 第３節　集団住宅建設事業（第31条―第33条） 第４節　周辺環境に対する配慮（第34条―第41条の２） 第４章　葬祭場等の設置に係る調整（第42条―第56条） 第５章　墓地に係る開発調整（第57条―第59条） 第６章　自然環境に対する配慮 第１節　事業を行う者の責務（第60条―第63条） 第２節　再生可能エネルギー設備に係る建築士の説明義務（第63条の２） 第７章　雑則（第64条） 第８章　罰則（第65条・第66条） 付則 大田区は、台地部を中心とする良好な住環境、臨海部や多摩川に代表される水辺環境、世界に開かれた国際空港、長年にわたって培われてきた歴史と文化、世界最先端の技術力を有する工業や区民生活を支える商業の集積など、多彩な地域特性を有するまちであ	○地域力を生かした大田区まちづくり条例 平成22年12月13日 条例第44号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第７条） 第２章　地域力を生かしたまちづくり 第１節　地区まちづくり支援事業（第８条―第15条） 第２節　地区計画等の都市計画の決定（第16条―第18条） 第３節　建築協定（第19条） 第３章　建築物等に係る開発調整 第１節　開発事業の基準（第20条―第29条の３） 第２節　住宅宅地開発事業（第30条） 第３節　集団住宅建設事業（第31条―第33条） 第４節　周辺環境に対する配慮（第34条―第41条） 第４章　葬祭場等の設置に係る調整（第42条―第56条） 第５章　墓地に係る開発調整（第57条―第59条） 第６章　自然環境に対する配慮 第１節　事業を行う者の責務（第60条―第63条） 第２節　再生可能エネルギー設備に係る建築士の説明義務（第63条の２） 第７章　雑則（第64条） 第８章　罰則（第65条・第66条） 付則 大田区は、台地部を中心とする良好な住環境、臨海部や多摩川に代表される水辺環境、世界に開かれた国際空港、長年にわたって培われてきた歴史と文化、世界最先端の技術力を有する工業や区民生活を支える商業の集積など、多彩な地域特性を有するまちであ

新	旧
る。 まちづくりとは、こうした地域特性を踏まえて、区民、事業者及び大田区が互いに連携してまちの魅力を維持し、向上させることであり、共に手を携えて、将来にわたり区民が快適に暮らせる生活環境を整備していかなければならない。 これを実現するためには、大田区が、まちづくり分野の計画や事業を区民や事業者と協働して進め、継続的にまちづくりに取り組むことができる制度を確立するとともに、区民や事業者が主体となって地域で生じる様々なまちづくりの課題の解決に向けた協議の場を設けるなど、区民一人一人の参加によるまちづくりを進めていく必要がある。 そこで、心豊かな生活と機能的な都市づくりが両立したまちを目指し、地域力を生かしたまちづくりを進めるため、この条例を制定する。	る。 まちづくりとは、こうした地域特性を踏まえて、区民、事業者及び大田区が互いに連携してまちの魅力を維持し、向上させることであり、共に手を携えて、将来にわたり区民が快適に暮らせる生活環境を整備していかなければならない。 これを実現するためには、大田区が、まちづくり分野の計画や事業を区民や事業者と協働して進め、継続的にまちづくりに取り組むことができる制度を確立するとともに、区民や事業者が主体となって地域で生じる様々なまちづくりの課題の解決に向けた協議の場を設けるなど、区民一人一人の参加によるまちづくりを進めていく必要がある。 そこで、良好な環境と活力あふれる経済活動が両立したまちを目指し、地域力を生かしたまちづくりを進めるため、この条例を制定する。
第１章　総則	第１章　総則
第１条及び第２条　（略）	第１条及び第２条　（略）
（まちづくりの基本理念） 第３条　区民、事業者及び区は、未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち、文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち、豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち及び安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち並びにSDGsに掲げる持続可能なまちの実現に向け、組織や世代を超えて連携・協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）とする。	（まちづくりの基本理念） 第３条　区民、事業者及び区は、生活の拠点として誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまち、活力あふれる経済活動や多彩な交流が生まれる豊かなまち、地域を構成する様々な人々が共に支え合う優しさが広がるまち、地域の歴史と文化を継承するまち、水や緑などの自然環境を大切にするまちの実現に向けて互いに連携し、協働して地域のまちづくりに取り組むことをまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）とする。
（区民の責務） 第４条　区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、地域のつながりを強化することにより、基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。	（区民の責務） 第４条　区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、災害に強いまちづくり、水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりを推進するなど基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。
（事業者の責務） 第５条　事業者は、区民と共に地域のつなが	（事業者の責務） 第５条　事業者は、基本理念が目指すまちづ

新	旧
りの強化に努めるとともに、柔軟で利便性の高いまちづくりを進めることにより、基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。	くりに寄与するよう努めなければならない。
2　事業者は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業を行うときは、良好な環境を確保し、周辺の区民の理解と協力を得られるよう必要な措置を講じなければならない。	2　事業者は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業を行うときは、良好な環境を確保し、周辺の区民の理解と協力を得られるよう必要な措置を講じなければならない。
（削除）	3　事業者は、区民と共に災害に強いまちづくりの推進に努めるとともに、区が実施する災害に強いまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
（削除）	4　事業者は、区民と共に水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりの推進に努めるとともに、区が実施する水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
（区の責務）	（区の責務）
第６条　区は、基本理念に掲げるまちの実現に向けて、必要な施策を行わなければならない。	第６条　区は、基本理念に掲げるまちの実現に向けて、必要な施策を行わなければならない。
2　区は、区民のまちづくりへの参画の機会を広げるとともに、区民によるまちづくり活動を支援しなければならない。	2　区は、区民のまちづくりへの参画の機会を広げるとともに、区民によるまちづくり活動を支援しなければならない。
3　区は、事業者が前条第２項に規定する事業を行うときは、当該事業者に適切な指導及び助言を行わなければならない。	3　区は、事業者が前条第２項に規定する事業を行うときは、当該事業者に適切な指導及び助言を行わなければならない。
4　区は、基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。	4　区は、災害に強いまちづくり、水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。
（まちづくりの基本）	（まちづくりの基本）
第7条　区民、事業者及び区は、大田区基本構想及び大田区基本計画のほか、区のまちづくりに関する方針やルール等について、まちづくりの基本（以下「まちづくりの基本」という。）として遵守しなければならない。	第7条　区民、事業者及び区は、次に掲げる区の計画等をまちづくりの基本（以下「まちづくりの基本」という。）として遵守しなければならない。
（削除）	（１）　大田区基本構想
（削除）	（２）　大田区基本計画
（削除）	（３）　大田区都市計画マスタープラン
（削除）	（４）　大田区地域防災計画

新	旧
（削除）	（５）　前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに関する地域別構想、課題別計画等
第２章　地域力を生かしたまちづくり	第２章　地域力を生かしたまちづくり
第８条から第19条まで　（略）	
第３章　建築物等に係る開発調整	第３章　建築物等に係る開発調整
第20条から第39条まで　（略）	第20条から第39条まで　（略）
（工業地域等への配慮）	（工業地域等への配慮）
第39条　（略）	第39条　（略）
２　前項の開発事業者は、当該事業の建築物に居住しようとする者等に対し、当該建築物が工業地域等にあること等について事前に説明を行うものとする。	２　前項の開発事業者は、当該事業の建築物の入居者に対し、当該建築物が工業地域等にあること等について事前に説明を行うものとする。
３　（略）	３　（略）
（商店街への配慮）	（新設）
第39条の２　区長が指定する商店街において集団住宅建設事業及び一定規模建設事業を行う開発事業者は、商業集積の持続的発展に配慮し、区長の指示に従い、当該商店街に存する商店会に対し、当該事業の計画について事前に説明を行うものとする。	
２　前項の開発事業者は、当該事業の建築物に居住しようとする者等に対し、当該建築物が商店街にあること等について事前に説明を行うものとする。	
３　第１項の開発事業者は、当該事業の建築物に店舗等（物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗、金融機関の本店又は支店、営業所、遊技場その他これらに類するものをいう。）を付置することについて区長と事前に協議を行わなければならない。	
第40条　（略）	第40条　（略）
（地域コミュニティの形成）	（地域コミュニティの形成）
第41条　開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、地域コミュニティの形成に寄与するため、次に掲げる事項を行うものとする。	第41条　開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、建築物の居住者による自治会等の設立を当該居住者に促すとともに、地域の自治会又は町会への加入を誘導するなど、地域コミュニティの形成に寄与するものとする。
（１）　開発事業の建築物の居住者による	（新設）

新	旧
自治会等の設立を当該居住者に促すこと。	
（２）　開発事業の建築物の居住者に対する事業区域の自治会等への加入誘導に努めること。	（新設）
（３）　事業区域の自治会等に対し、当該事業の計画について事前に説明すること。	（新設）
（４）　事業区域の自治会等が行う活動等に協力するよう努めること。	（新設）
（地域の高台緊急避難施設）	（新設）
第41条の２　集団住宅建設事業又は一定規模建設事業を行う者は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第３項に規定する浸水した場合に想定される水深に相当する階（以下「浸水階」という。）より上層階に高台緊急避難施設を確保するよう努めなければならない。	（新設）
２　建築物を管理する者は、浸水階より上層階に高台緊急避難施設を確保するよう努めなければならない。	（新設）
第４章　葬祭場等の設置に係る調整	第４章　葬祭場等の設置に係る調整
第42条から第56条まで　（略）	第42条から第56条まで　（略）
第５章　墓地に係る開発調整	第５章　墓地に係る開発調整
第57条から第59条まで　（略）	第57条から第59条まで　（略）
第６章　自然環境に対する配慮	第６章　自然環境に対する配慮
第60条から第63条の２まで　（略）	第60条から第63条の２まで　（略）
第７章　雑則	第７章　雑則
第64条　（略）	第64条　（略）
第８章　罰則	第８章　罰則
第65条及び第66条　（略）	第65条及び第66条　（略）
付　則	
この条例は、令和８年７月１日から施行する。	

地域力を生かした大田区まちづくり条例等の改正素案のパブリックコメントについて

「地域力を生かした大田区まちづくり条例等の改正素案」に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の期間中に区へ寄せられたご意見と、ご意見に対する区の考え方をお知らせします。

1　意見の募集期間

令和7年9月19日（金）から10月10日（金）まで

2　意見数等

（1）意見者数　3名（内訳：電子申請3名）　（3）区ホームページ閲覧数　270回
（2）意見数　10件　（4）SNS（X）反応数　272回（いいね、リツイート、URLクリック数）

3　提出された意見の要旨と区の考え方

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

①改正素案に関するご意見

対象	No.	意見要旨	区の考え方
条例	1	SDGsは国連によって採択された開発目標であるが、条例において引用するのは、やや大衆的、流行的な表現で好ましくないように思う。 持続可能な開発に基づいたまちづくりを大田区で行っていくというのであれば、SDGsという国際目標の話を使わず「持続可能な開発」とだけ述べれば十分ではないか。 どうしてもSDGsというキーワードを条例に入れるというのであれば、具体的にSDGsのどの目標、達成基準、指標などに基づいたまちづくりを目指すのかを示す等、より意図が明瞭に伝わるような表現が必要と感じた。	SDGsは、国際社会が2030年に向けて共通して取り組むべき普遍的な目標と認識しております。 区では、持続可能なまちづくりを進めるための重要な指針としてSDGsを位置づけており、SDGsの達成に向けて特に優れた先導的な取組を行う都市として、2023年度には「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にW選定されました。 具体的なSDGs目標との関連については、条例のパンフレットやホームページなどにおいて、表現の工夫を図ってまいります。
条例	2	SDGsの記載について、 SDGsが2030年までの目標であることを踏まえると、2030年までにはまた条例を変える予定があるという意図があるのか。	SDGsは2030年までの目標である一方で、「持続可能な開発」という理念自体は2030年以降も継続して重要なものと考えています。 区ではこれまでも社会情勢等を踏まえ、適宜改正を行ってきておりますが、2030年以降においても、その時点での社会情勢や区の状況等を踏まえ、必要に応じて改正を検討してまいります。
条例	3	SDGsの記載について、 SDGsは国際的な開発目標として国家単位の取り組みを定めたものであるが、それがどのように大田区の街づくり政策に反映されるのか？	SDGsは「誰一人取り残さない」という理念のもと、国際社会全体で取り組む目標として、地方自治体を含めたあらゆるレベルでの実践が求められています。 区としては、「SDGs未来都市」として、SDGsの理念を地域レベルの課題解決と重ね合わせ、持続可能なまちづくりに反映してまいります。
条例	4	SDGsの記載について、 「SDGsに『掲げる』持続可能なまちの実現」とあるが、これはSDGsで都市の開発に関わる目標である「住み続けられるまちづくりを」にのっとったまちづくりを行うという理解でよいか。 （それ以外の条項は扱わないということか。）	区が目指す「持続可能なまち」の実現は、複数の目標にまたがる総合的な目標として捉えています。区のまちづくりにおいては、これらの目標を相互に関連づけながら、区の特性や課題等に応じた施策を展開してまいります。
条例施行規則	5	子育て世帯向け住宅施策の推進について、 「幼児2人同乗用自転車の駐車スペースの確保に努めるもの」とあるが、大田区としては、 ①自転車駐車場の中に幼児2人同乗用自転車が駐車できる広いスペースがいくつか設けられることを求めるのか？ それとも、 ②自転車駐車場を設置するにあたり、可能な限りすべてのスペースが幼児2人同乗用自転車の駐車に適したスペースであることを求めるのか？ より明確な表現であるとよい。	区としては子育て世帯向け住宅施策の推進に伴い、駐車スペースを設置する際には、子育て世帯の利用のしやすさを考慮し、幼児2人同乗用自転車の駐車スペースを可能な限り確保していただくことを想定しております。 いただいたご意見を踏まえ、明確な表現となるよう検討してまいります。
条例施行規則	6	区長が指定する商店街における自動車駐車場の設置について、 ①隔地自動車駐車場を設置する場合、設置台数に定めはあるか？ ②隔地自動車駐車場は、他施設との供用しても問題ないのか？ ③本規定がどのように運用される想定なのか。	本規定は、自動車駐車場を敷地外に設置することが出来る規定であり、必要台数が変わるものではありません。そのため、敷地外に自動車駐車場を設置する場合であっても、本条例に規定する必要台数分を隔地や敷地内に配置していただくことを想定しております。 隔地自動車駐車場は、当該事業で必要とする駐車台数分について他施設との併用は想定しておりません。 本規定の運用に当たっては、敷地状況、建築物の計画、隔地自動車駐車場の設置場所や利用形態などから判断させていただきます。

②その他のご意見

対象	No.	意見要旨	区の考え方
その他	7	移民・外国人問題に対して、多様性の名の下に、日本の文化や価値観とは異なる主張が正当化される傾向に危機感を感じている。 日本の税金を用いて、日本人が我慢し、土葬の許可やハラル食対応などの訴えを受け入れるのは、本当に多様性の本質なのか疑問に感じる。 羽田空港を抱えている大田区として、国際的な街であるためにも、多国籍な方々との文化的な違いをお互いに認めつつも、日本としての文化を守り、区として芯のある対応をしてほしい。	区では、日本人区民と外国人区民が地域社会において、相互理解を深め生活する、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めております。 このことから、外国人区民の方に日本の生活習慣や文化、マナーを知っていただくため、外国語版「くらしのガイド」を6言語にて作成し、大田区に転入された外国人向けに配布するとともに、ホームページにも掲載し啓発に取り組んでいます。 なお、例示いただいている「土葬」については、区内に土葬を許可している地域はありません。『大田区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則』の第7条に記載されているとおり、大田区全域を土葬禁止区域としています。 引き続き、外国人区民に対し、例えばごみの出し方など、区内での生活ルールの周知等を進め、すべての区民がともに安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。
	8	公共の場（道端など）での礼拝行為を禁止し、モスクや家庭内に限定してほしい。 交通や緊急車両の通行を妨げる可能性がある。	いただいたご意見については、警視庁をはじめ関係機関と適切に情報共有し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。
	9	治安、防災、生活など、全てに外国人との関わり方が関係していると考えている。 外国人が増えることと、生活が脅かされることがイコールにならないよう、安心して暮らせる大田区であるための対策を考えてほしい。	区では、日本人区民と外国人区民が地域社会において、相互理解を深め生活する、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めております。 令和6年3月に策定した「『国際都市おおた』多文化共生推進プラン」では、「多様な文化を理解し合い、互いがつながり未来へはばたく大田区」の実現をめざし施策に取り組んでおります。 外国人区民が増加している現状も踏まえ、引き続きこのプランに基づき、誰もが安心かつ快適に生活し、地域の中で活躍できるまちづくりを進めたいと考えております。
	10	地域力を活かしたまちづくりと多文化共生との整合性はどのように調整するのか。 地域力を活かすのであれば、地域の伝統文化に立脚した競争力の保全、発掘、促進を果たすべきと考えるが、 区が表明している多文化共生は、中小企業の短期的かつ安価な労働力補填を移民促進によって補う方策のような印象を受けるが、それは社会混乱を招くと思う。 多文化共生は、国際情勢の理解とともに、 現地での人材育成支援を地道に行う以外に無いと考える。	区では、外国人区民も日本人区民も「生活者」としてともに理解し合い、力を合わせて地域をつくっていく「地域力」という社会、多文化共生社会の実現に向け、平成21年度に「多文化共生推進プラン」を策定し、現在は令和6年度から5か年を計画期間とするプランに基づき多文化共生推進施策に取り組んでおります。 プランにおいては、地域の力を結集し、誰もが笑顔で、安心かつ快適に生活することができるまちの実現をめざすため、施策の柱の一つとして「国際理解・国際交流の推進」を掲げ、日本人区民と外国人区民との異文化交流等に取り組んでいるところです。 引き続き、このプランに基づき、日本人区民と外国人区民が地域生活において、相互理解を深められるよう、多文化共生に向けた取組を進めたいと考えております。

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25 日・26 日
まちづくり推進部　資料 23 番
所管　建築調整課

第 26 号議案

大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

１　改正する条例

大田区空家等対策審議会条例

２　改正理由

令和７年７月に空家等対策の推進に関する特別措置法第13条に規定する管理不全空家等の運用が開始するとともに、同法第７条に規定する空家等対策計画の改定を進めている。これに伴い同法第 13 条第２項及び第 22 条第２項に基づく勧告の運用方法を整えるために、大田区空家等対策審議会条例第２条の所管事項を追加する。

３　改正内容

別紙１　改正条例の新旧対象表

４　施行年月日

この条例の交付の日

別紙１

大田区空家等対策審議会条例（平成27年条例第76号）新旧対照表

新	旧
○大田区空家等対策審議会条例 平成27年12月14日 条例第76号 第１条　（略） （所掌事項） 第２条　審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。 （１）及び（２）　（略） （３）　法第13条第２項に規定する勧告を行うことの適否の判定に関すること。 （４）　法第22条第２項に規定する勧告、同条第３項に規定する命令及び同条第９項に規定する代執行を行うことの適否の判定に関すること。 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。 第３条から第10条まで　（略） 付　則 この条例は、公布の日から施行する。	○大田区空家等対策審議会条例 平成27年12月14日 条例第76号 第１条　（略） （所掌事項） 第２条　審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。 （１）及び（２）　（略） （新設） （３）　法第22条第３項に規定する命令及び同条第９項に規定する代執行を行うことの適否の判定に関すること。 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。 第３条から第10条まで　（略）

※法第13条　管理不全空家等に関すること

※法第22条　特定空家等に関すること

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部 資料 18 番
所管　　道路課

第 39 号議案

特別区道路線の認定について

1　路　線　名　　大田区道７－186 号線

2　起 点 終 点　　大田区大森北一丁目 2428 番２の地先から
大田区山王二丁目 2365 番５の地先まで
（住居表示　大森北一丁目６番から
山王二丁目２番まで）

3　道路の概要　　延　長　111.75 メートル
幅　員　最小 4.12 メートル
最大 21.90 メートル

4　根　拠　法　　道路法第８条第２項

（認定理由）

上記路線は、東京都市計画交通広場事業第 12 号大森駅西口広場として事業認可されている都市計画交通広場である。当該広場の事業用地管理を適切に行うため、道路法第８条第２項により特別区道路線の認定をする。

案　内　図

所在　大森北一丁目2428番２の地先から山王二丁目2365番５の地先まで
（住居表示　大森北一丁目６番から山王二丁目２番まで）

特別区道路線の認定略図

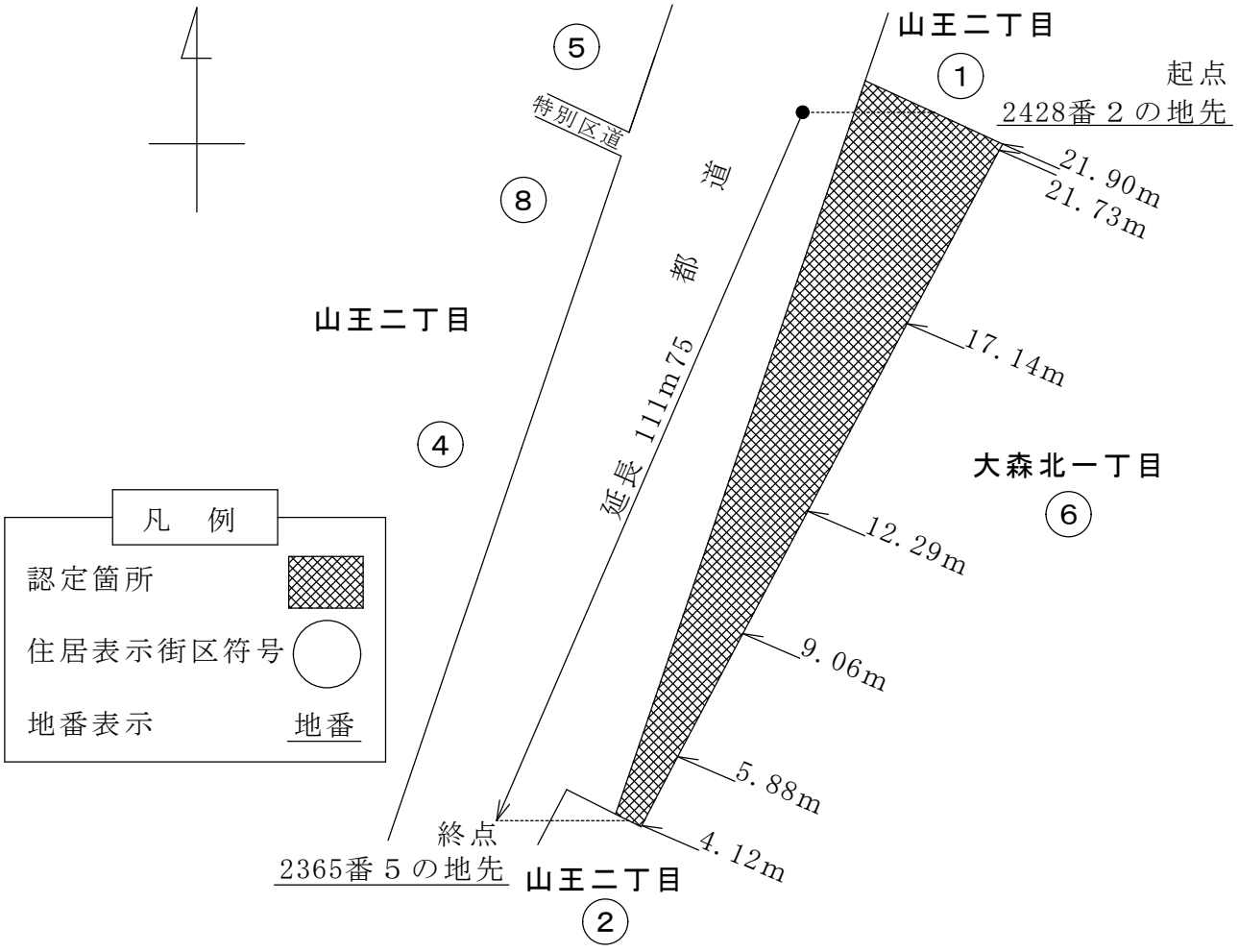

大森駅西口広場の特別区道路線認定について

・これまでの経緯

大田区は、平成30年に補助第28号線と大森駅西口広場を含む「大森駅西口周辺の都市基盤施設整備方針」を策定し、令和4年に大森駅西口広場の都市計画決定、令和6年に事業認可を取得しました。

都市計画素案説明会	令和２年12月
都市計画決定・告示	令和４年１月
事業概要及び測量説明	令和４年９月
事業認可取得（事業着手）	令和６年２月
事業概要及び用地補償説明会	令和６年７月
道路区域変更公告（補28号線）	令和７年10月
道路認定告示（大森駅西口広場）	令和８年３月予定

・事業の位置図

・補助第28号線：池上通り（都道）の山王交差点から闇坂までの530m

・大森駅西口広場：山王小路飲食店街（通称：地獄谷）の辺りの1,451㎡

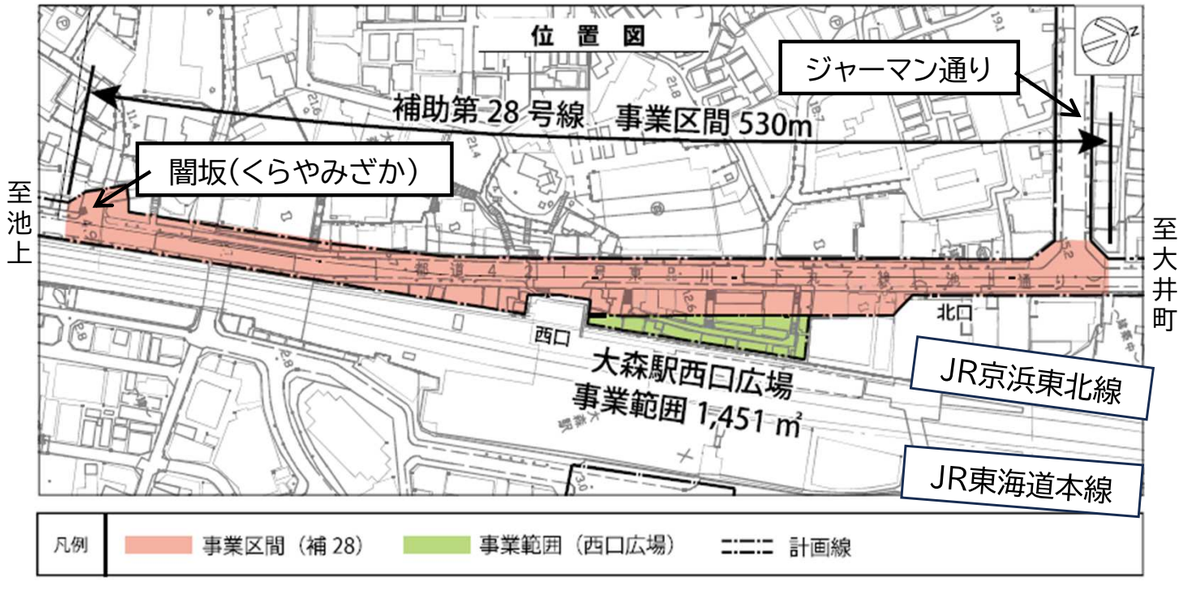

・大森駅西口広場の路線認定について

路線名	大田区道7-186号線
起点終点	大田区大森北一丁目2428番2の地先から 大田区山王二丁目2365番5の地先まで
延長	111.75m
幅員	最小4.12m　最大21.90m
面積	1,451.29㎡

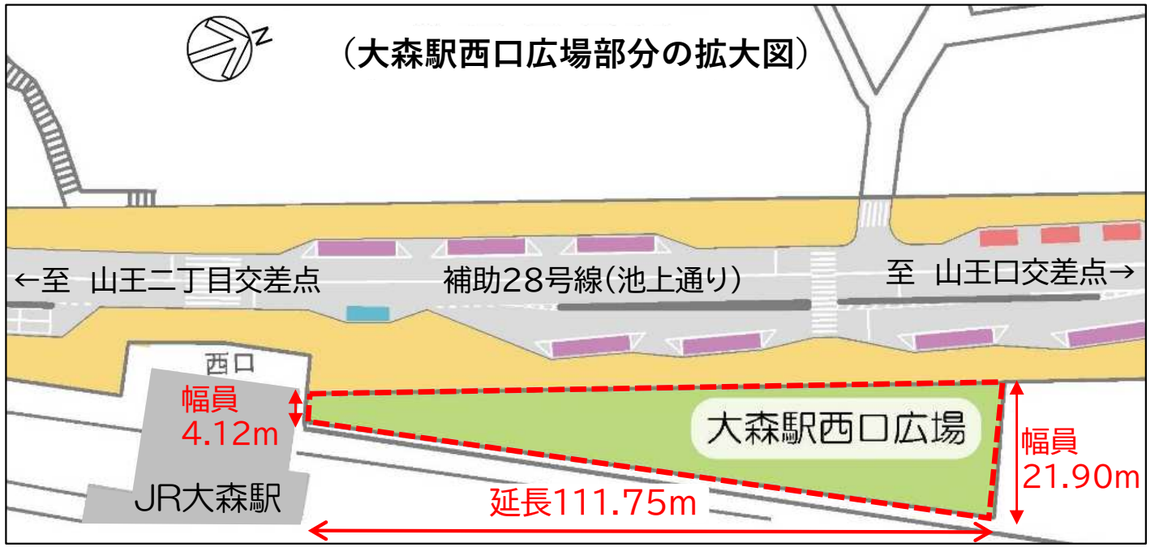

・道路認定をする背景

大森駅西口広場は、東京都及び東京都都市づくり公社と連携しながら、都市計画道路補助第28号線（以下、「池上通り」）と一体的に整備を行う都市計画広場です。

大森駅西口の円滑な交通処理とゆとりある歩行者空間を確保するため、都市基盤整備部で池上通りと一体的に、事業用地管理（フェンスや柵の設置・簡易舗装など）を安全かつ適切に行うため、道路認定をする必要があります。

・このタイミングで道路認定を行う理由

大森駅西口広場の道路認定にあたっては、道路法により起点・終点が道路に接していなければなりません。そのため、東京都が池上通りの道路区域変更を令和7年10月10日に行ったことを受けて、地域の安全を確保し、池上通りと大森駅西口広場の事業用地を適切に管理するため、道路認定を行います。

まちづくり環境委員会 令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 19 番
所管　公園課

第 27 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

１　概要

大田区立大森第五小学校の改築に伴い、隣接する大田区立平和の森公園に設置する仮設の校舎等について、都市公園法施行令に基づく公園の占用物件として定める。

２　改定する条項

第 11 条（軽易な変更事項）に平和の森公園に仮設の物件又は施設として大森第五小学校とすることについて加える。

３　主な改正内容

別紙　新旧対照表のとおり

４　施行日

令和８年４月１日

大田区立公園条例（昭和52年条例第19号）新旧対照表

新	旧
○大田区立公園条例 昭和52年３月25日 条例第19号	○大田区立公園条例 昭和52年３月25日 条例第19号
第１条から第10条まで（略）	第１条から第10条まで（略）
（軽易な変更事項） 第11条　法第６条第３項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、公園の風致に影響を与えない占用物件の軽微な改装で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　占用物件の模様替えで当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの （２）　占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの	（軽易な変更事項） 第11条　法第６条第３項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、公園の風致に影響を与えない占用物件の軽微な改装で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　占用物件の模様替えで当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの （２）　占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
（仮設の物件又は施設） 第11条の２　政令第12条第２項第10号に規定する条例で定める仮設の物件又は施設は、大田区立平和の森公園に設けられる大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）別表に定める大田区立大森第五小学校とする。	
第12条から第26条まで（略） 別表第１から９まで（略）	第12条から第26条まで（略） 別表第１から９まで（略）
付　則 この条例は、令和８年４月１日から施行する。	

まちづくり環境委員会 令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 20 番
所管　公園課

第 28 号議案

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

１　概要

森ケ崎公園のサッカー場及びフットサル場における夜間照明設備の新設に伴い、使用料を定める。

２　改定する条項

第 12 条第１項（使用料）に規定する別表第２（第 12 条関係）にサッカー場及びフットサル場の夜間照明施設の使用料の額を加える。

３　改正内容

別紙　新旧対照表のとおり

４　施行日

令和８年４月１日

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第19号）新旧対照表

新

○大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例

昭和55年３月19日
条例第19号

第１条から第20条まで（略）

別表第１（略）

別表第２（第12条関係）有料施設の使用料

１　運動施設

種別		単位	使用日	使用料	
				チーム所在地	
				区内	区外
庭球場		１面・１回１時間以内	平日	720円	1,400円
			土・日曜日休日	1,400円	2,800円
サッカー場		１回１時間以内	平日	7,200円	14,400円
			土・日曜日休日	14,400円	28,800円
フットサル場		１面・１回１時間以内	平日	2,400円	4,800円
			土・日曜日休日	4,800円	9,600円
付帯設備	サッカー場の夜間照明施設	１回１時間以内		1,400円	2,100円
	フットサル場の夜間照明施設	１面・１回１時間以内		700円	1,050円

付記及び２　その他の施設（略）

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

旧

○大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例

昭和55年３月19日
条例第19号

第１条から第20条まで（略）

別表第１（略）

別表第２（第12条関係）有料施設の使用料

１　運動施設

種別	単位	使用日	使用料	
			チーム所在地	
			区内	区外
庭球場	１面・１回１時間以内	平日	720円	1,400円
		土・日曜日休日	1,400円	2,800円
サッカー場	１回１時間以内	平日	7,200円	14,400円
		土・日曜日休日	14,400円	28,800円
フットサル場	１面・１回１時間以内	平日	2,400円	4,800円
		土・日曜日休日	4,800円	9,600円

付記及び２　その他の施設（略）

新	旧
（準備行為） ２　区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。	

まちづくり環境委員会 令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 21 番
所管　公園課

第 40 号議案

大田区立本羽田第二児童公園の廃止について

１　公　　園　　名　　大田区立本羽田第二児童公園

２　所　　在　　地　　大田区本羽田二丁目８番１２号

３　面　　積　　761.25 ㎡

４　廃 止 の 期 日　　令和８年８月 31 日

５　廃　止　理　由　　都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立本羽田第二児童公園を廃止する。

案内図

平面図

大田区立本羽田第二児童公園

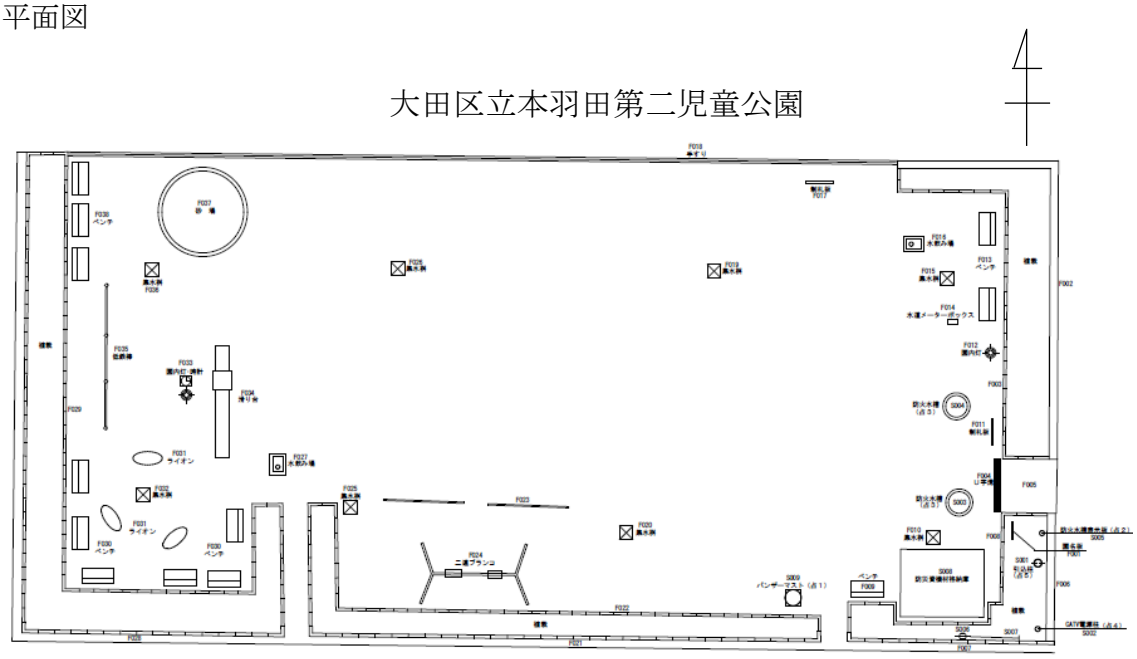

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 22 番
所管　地域基盤整備第三課

第 41 号議案

第 41 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和８年２月 13 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

区道上における車両及び建物損傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

記

１　事故の概要

令和４年 11 月 13 日午後６時 13 分頃、相手方甲の車両が田園調布二丁目 18 番先の区道を走行中、当該区道上に張り出していた街路樹に衝突し、当該車両が損傷した。また、この事故に伴い、当該街路樹が倒れ、相手方乙の住宅の門柱に衝突し、当該門柱が損傷した。

２　賠償金額

金 295 万 1,083 円

内訳　甲に対して　金 267 万 4,830 円

乙に対して　金 27 万 6,253 円

（提案理由）

区道上における車両及び建物損傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項第 13 号の規定に基づき、この案を提出する。

まちづくり環境委員会 令和８年２月 25・26 日
資源環境部　資料 16 番
所管　ごみ減量推進課

第 29 号議案

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

１　改正理由

現在、区では、集積所に出された資源物を、区が指定した事業者以外の者が収集・運搬することを条例で禁止している。一方、ごみについては、これを禁止する規定が整備されていない。

近年、「区と無関係の者が不燃ごみや粗大ごみを集積所から持ち去っているのを目撃した」との通報が寄せられていること等を踏まえ、持ち去り禁止の対象を「資源」「ごみ」全てを含む「一般廃棄物」とし、取り締まりを強化するため。

２　改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

３　施行予定日

令和８年４月１日

別紙

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成11年条例第36号）新旧対照表

新	旧
第１章－第２章　略 第３章　廃棄物の適正処理 第１節－第２節　略 第３節　一般廃棄物の処理 （収集又は運搬の禁止等） 第33条の２　（次条へ移動） 一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に持ち出された一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。 ２　区長は、一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。 ３　前項の規定による命令については、大田区行政手続条例（平成７年条例第44号）第３章の規定は、適用しない。 （資源物の所有権） 第33条の３　一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に持ち出された資源物の所有権は、区に帰属する。 第４節－第６節　略 第４章－第６章　略 第７章　罰則 第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）（略） （２）　第33条の２第２項の規定による命令に違反した者 （３）（略） （４）（略） （５）（略） 付　則（令和８年　月　日条例第　号） この条例は、令和８年４月１日から施行する。	第１章－第２章　略 第３章　廃棄物の適正処理 第１節－第２節　略 第３節　一般廃棄物の処理 （収集又は運搬の禁止等） 第33条の２　一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に持ち出された資源物の所有権は、大田区に帰属する。 ２　一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。 ３　区長は、一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。 ４　前項の規定による命令については、大田区行政手続条例（平成７年条例第44号）第３章の規定は、適用しない。 第４節－第６節　略 第４章－第６章　略 第７章　罰則 第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （１）（略） （２）　第33条の２第３項の規定による命令に違反した者 （３）（略） （４）（略） （５）（略）

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
まちづくり推進部　資料 24 番
所管　都市計画課

大田区都市計画審議会の諮問結果について

1　開催概要

（1）日　時

令和８年１月 27 日（火）　14：00～15：30

（2）開催場所

千束特別出張所１階（大集会室）

2　諮問案件

第一号議案　東京都市計画公園（平和の森公園）の変更（大田区決定）について

第二号議案　東京都市計画公園（京浜島二丁目第二公園）の変更（大田区決定）について

3　審議結果

第一号議案と第二号議案について、「諮問のとおり定めることが適当である」と答申された。

4　添付資料

添付資料１　第一号議案　関連資料

添付資料２　第二号議案　関連資料

添付資料１

東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園中第５・５・34 号平和の森公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	第５・５・34 号	平和の森公園	大田区平和の森公園及び平和島五丁目各地内	約 10.6ha	園路広場、修景施設、運動施設、便益施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全および公園の魅力向上について検討した結果、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

種別	名称		新旧	位置	面積	備考
	番号	公園名				
総合公園	第５・５・34 号	平和の森公園	新	大田区平和の森公園及び平和島五丁目各地内	約 10.6ha	位置、区域及び面積の変更
			旧	大田区平和島四丁目、五丁目各地先	約 10.5ha	

変更概要

名称	変更事項		
第５・５・34 号 平和の森公園	1	位置の変更	大田区平和島四丁目、五丁目各地先 →大田区平和の森公園及び平和島五丁目各地内
	2	区域の変更	計画図表示のとおり
	3	面積の変更	約 10.5ha → 約 10.6ha

議案　１－１

大田区地域地区図

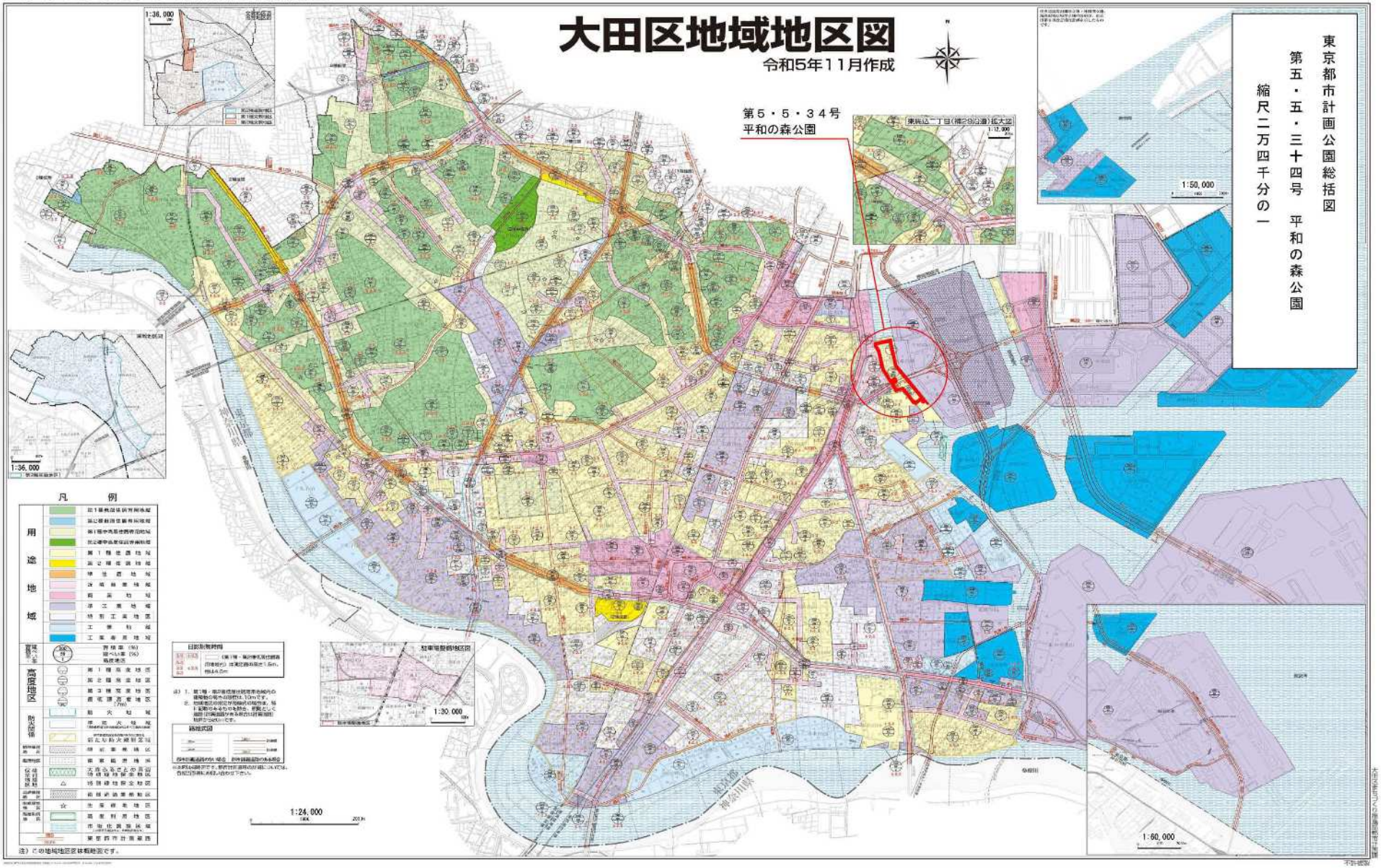

議案　1－2

東京都市計画公園計画図
第５・５・３４号 平和の森公園

縮尺２，５００分の１

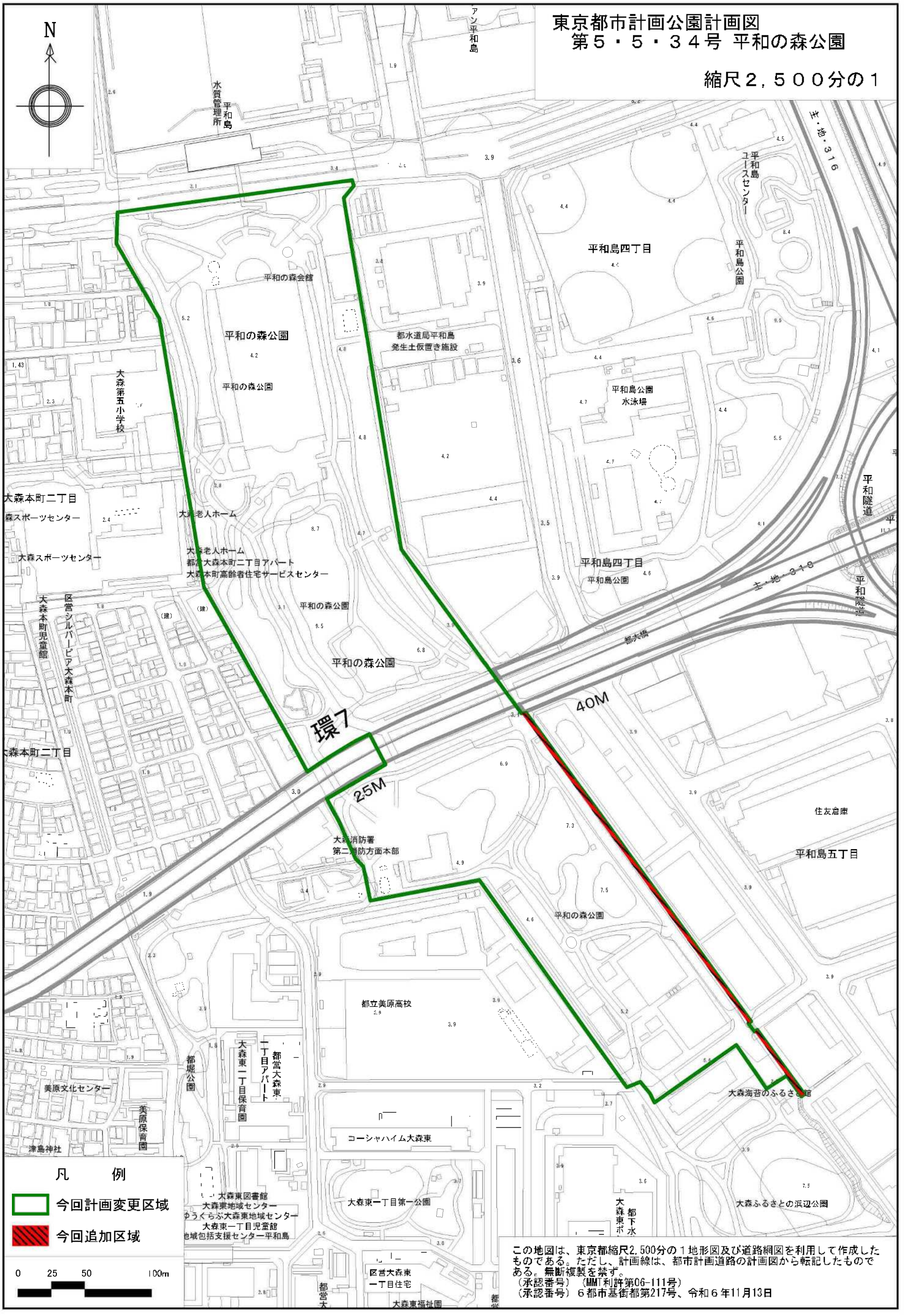

この地図は、東京都縮尺2,500分の１地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）〔MMT利許第06-111号〕
（承認番号）６都市基街都第217号、令和６年11月13日

議案　1－3

東京都市計画公園　第５・５・34 号　平和の森公園の変更
（大田区決定）について

【説明資料】

１趣旨及び経緯	東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和２年７月）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。 一方で、大田区は、「大田区都市計画マスタープラン（令和４年３月）」において、区内のみどりの総合的な機能拡充を図るため、空港臨海部地域や内陸部での新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を促進することを目指している。 また、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和５年３月）」において、公園不足地域の解消に努め、地域の魅力を活かした公園・緑地を整備するとし、大規模公園・緑地の魅力アップを掲げている。 さらに、空港臨海部の更なる発展に向けた計画「空港臨海部グランドビジョン2040（令和４年３月）」において、人の活動と自然の調和を実現するため、本都市計画公園は、レジャー・憩いの核として位置づけられており、「遊ぶ・憩う」場としての魅力を高めることとしている。 大田区の空港臨海部に位置する本計画地は、計画面積約10.5ヘクタールの面積を有する大規模公園である。園内にはフィールドアスレチックコース、テニスコート、相撲場、弓道場等のスポーツ施設を有する総合公園として開園している。 以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保するとともに、計画的な整備を進めていく。 なお、本案件は都市計画法第 21 条第２項において準用する同法第 19 条第３項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。	○都市計画の経緯 令和７年７月 原案の作成 令和７年８月 案の作成 ○令和７年９月 24 日付 ７都市政緑第 365 号

議案　１－４

２都市計画の内容	位　置：大田区平和の森公園、平和島五丁目各地内 面　積：約 10.6ha 名　称：東京都市計画公園　第５・５・34 号　平和の森公園	○用途地域等について ※第１種住居地域 建ぺい率　60% 容積率　300%
３説明会の概要	住民説明会を開催した。 対象公園：平和の森公園、京浜島二丁目第一公園、京浜島二丁目第二公園 開催日：令和７年８月４日 会場：大森スポーツセンター　小ホール 参加者数：８人 都市計画変更に対する意見は０件	
４公 告 ・ 縦 覧	日　時：令和７年 11 月 13 日から 11 月 27 日まで 場　所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書提出：１件 都市計画変更に対する意見は０件	
５今後の予定	令和８年１月　都市計画審議会 令和８年２月　都市計画変更 令和８年５月　事業認可予定	

議案　1－5

都市計画の策定の経緯の概要書

東京都市計画公園第５・５・34号　平和の森公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年　月　日から 年　月　日まで	なし
公聴会	年　月　日	なし
説明会	令和７年８月４日	１回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和７年11月13日から 令和７年11月27日まで	
区都市計画審議会	令和８年１月27日	予定
決定告示	令和８年２月　日	予定

議案　1－6

添付資料２

東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園に第３・３・133号京浜島二丁目第二公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	第3・3・133号	京浜島二丁目第二公園	大田区京浜島二丁目地内	約1.0ha	園路広場、修景施設、運動施設、便益施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全を検討した結果、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	第3・3・133号	京浜島二丁目第二公園	大田区京浜島二丁目地内	約1.0ha	追加

議案　２－１

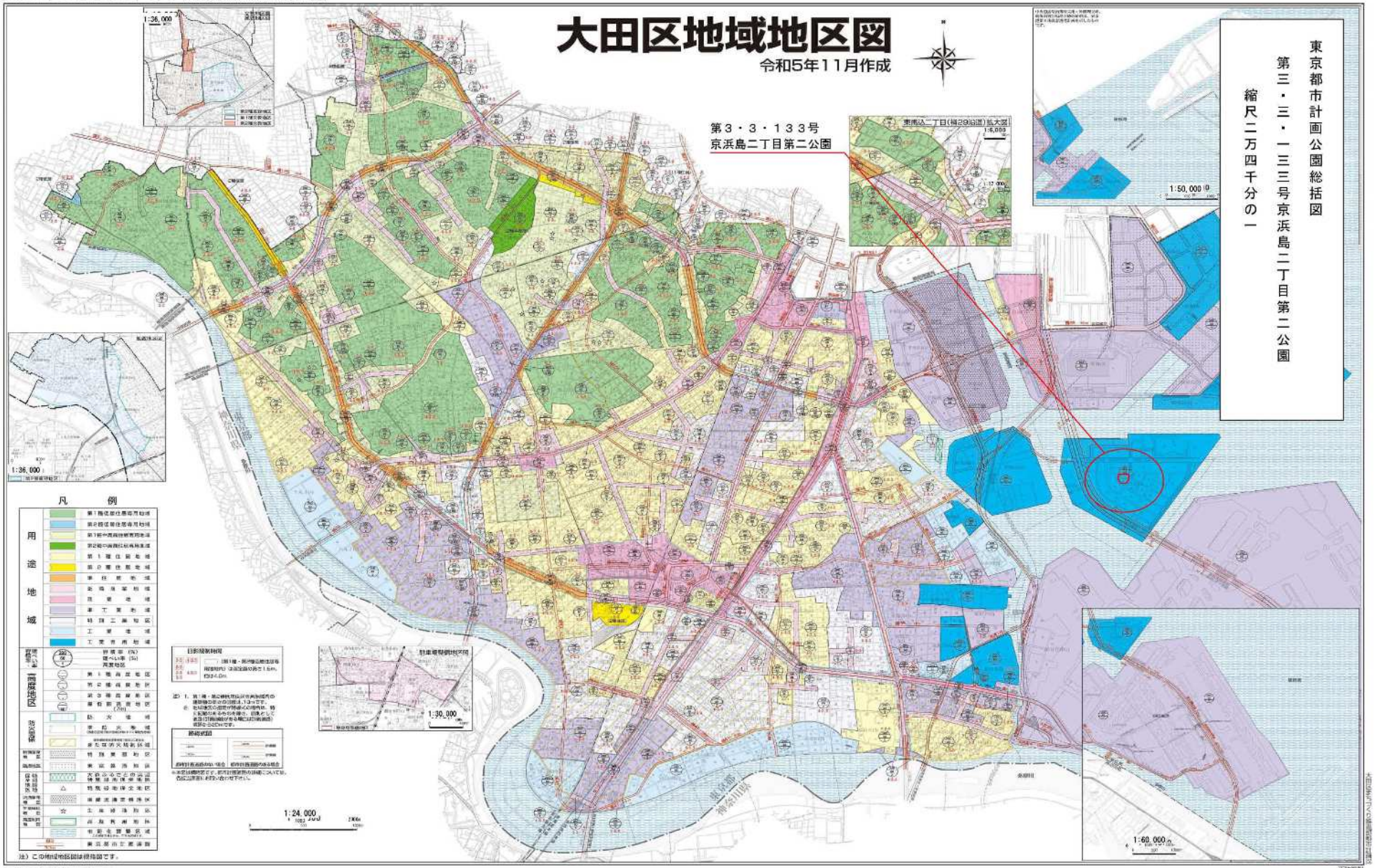
大田区地域地区図
令和5年11月作成
第３・３・１３３号
京浜島二丁目第二公園
東京都市計画公園総括図
第三・三・一三三号京浜島二丁目第二公園
縮尺二万四千分の一
凡　例
用途地域
1:24,000
1:30,000
1:60,000
1:50,000
1:36,000
注）この地域地区図は参考図です。

議案　2-2

東京都市計画公園計画図
第３・３・１３３号京浜島二丁目第二公園

縮尺２，５００分の１

この地図は、東京都縮尺2,500分の１地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）（MMT利許第06-111号）
（承認番号）６都市基街都第217号、令和６年11月13日

議案　2-3

東京都市計画公園　第３・３・133 号　京浜島二丁目第二公園の変更（大田区決定）について

【説明資料】

１趣旨及び経緯	東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和２年７月）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。 一方で、「大田区都市計画マスタープラン（令和４年３月）」では、みどりの拠点の形成に向けて、都市計画公園など都市の中心となる拠点公園づくりを進めるため、空港臨海部地域や内陸部での新たな拠点となる公園・緑地の整備を推進している。 また、空港臨海部の新たな指針として策定された「空港臨海部グランドビジョン 2040（令和４年３月）」では、空港臨海部の希少な公園を活かし、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちを実現するため、希少な公園・緑地などのオープンスペースを活かし、憩いの場の提供や多様なアクティビティを体験できる賑わいのある空間の創出を推進している。 さらに、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和５年３月）」においては、みどりのまちづくりの方向性として海辺の魅力を活かした公園・緑地の整備し、大規模公園・緑地の魅力アップを推進している。 大田区の空港臨海部地域に位置する本計画地は、現在面積約1.0ヘクタールの広場である。また、本計画地が位置する京浜島地域は都市計画公園がない。 以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保するとともに、計画的な整備を進めていく。 なお、本案件は都市計画法第 21 条第２項において準用する同法第 19 条第３項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。	○都市計画の経緯 令和７年７月 原案の作成 令和７年８月 案の作成 ○令和７年９月 24 日付 ７都市政緑第 365 号

議案　２－４

２都市計画の内容	位　置：大田区京浜島二丁目地内 面　積：約 1.0ha 名　称：東京都市計画公園　第３・３・133 号　京浜島二丁目第二公園	○用途地域等について ※工業専用地域 建ぺい率　60％ 容積率　　200％
３説明会の概要	住民説明会を開催した。 対象公園：平和の森公園、京浜島二丁目第一公園、京浜島二丁目第二公園 開催日：令和７年８月４日 会場：大森スポーツセンター　小ホール 参加者数：８人 都市計画変更に対する意見は０件	
４公 告 ・ 縦 覧	日　時：令和７年 11 月 13 日から 11 月 27 日まで 場　所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書提出：０件	
５今後の予定	令和８年１月　　都市計画審議会 令和８年２月　　都市計画変更 令和８年５月　　事業認可予定	

議案　２－５

都市計画の策定の経緯の概要書

東京都市計画公園第３・３・133 号　京浜島二丁目第二公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年　月　日から 年　月　日まで	なし
公聴会	年　月　日	なし
説明会	令和７年８月４日	１回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和７年 11 月 13 日から 令和７年 11 月 27 日まで	
区都市計画審議会	令和８年１月 27 日	予定
決定告示	令和８年２月　日	予定

議案　２－６

まちづくり環境委員会 令和8年2月 25･26 日
まちづくり推進部　資料 25 番
所管　都市計画課

大田区歴史的風致維持向上計画素案のパブリックコメントについて

1　概要

区では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法)」に基づき、区内の貴重な歴史や文化を後世に継承し、魅力的なまちづくりに寄与するとともに、ハード整備やソフト事業の連携により、歴史・文化をめぐり、訪れたくなる、ウォーカブルなまちづくりを推進するため、都内初となる「歴史的風致維持向上計画」の令和７年度末策定を予定している。このたび、区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、意見や提案をもとに計画（案）を取りまとめたので報告する。

なお、小学３年生から中学３年生を対象とした、大田区の好きなお祭りや場所等に関するアンケートを令和８年１月８日（木）から１月 23 日（金）に実施し、結果を大田区歴史的風致維持向上計画（案）（別紙４）の参考資料に掲載している。

2　区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果

（１）実施期間

令和７年 12 月５日（金）から令和８年１月５日（月）まで

（２）周知方法

おおた区報（令和７年 12 月 11 日号)、区ホームページ、X（旧 Twitter）

（３）ホームページ等閲覧数

①区ホームページ閲覧数　1,174 件

②X（旧 Twitter）エンゲージメント数（いいね、リポスト、詳細クリック数等の合計）183 回

（４）意見者数及び意見数

①意見者数　５名

②意見数　　16 件

（５）意見要旨及び区の考え方

区民意見公募手続（パブリックコメント）意見及び回答整理表（別紙１）のとおり

3　今後のスケジュール（予定)

令和７年３月末　　大田区歴史的風致維持向上計画策定、国へ認定申請

令和７年４～６月頃　国による計画認定

4　添付資料

（１）区民意見公募手続（パブリックコメント）意見及び回答整理表（別紙１）

（２）大田区歴史的風致維持向上計画【概要版（案）】（別紙２）

（３）大田区歴史的風致維持向上計画【こども向け概要版（案）】（別紙３）

（４）大田区歴史的風致維持向上計画（案）（別紙４）

区民意見公募手続（パブリックコメント）意見及び回答整理表

別紙１

１ 意見の募集期間

令和7年12月5日(金)から令和8年1月5日(月)まで

２ 意見の提出者数(件数)

(1)意見者数 5名(内訳:電子申請5名) (2)意見数 16件
(3)ホームページ閲覧数 1,174回 (4)Xエンゲージメント数(いいね、リポスト、詳細クリック数等の合計) 183回

３ 提出された意見要旨(抜粋)と区の考え方(案)

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

No.	章	分類	意見要旨	区の考え方	関係所管
1	1	自然的環境について	短期間でまとめられた計画素案だが、大田区の歴史的環境・景観から現在までの変化や現状把握などかなり整理されており内容の深さに驚いた。ただ、「六郷用水」に関する記述が少ないように感じる。【1-1.自然的環境(4)水系 ①河川】において、丸子川は、江戸期に構造物として造成された六郷用水の残り一部であること、現在の丸子川は歴史的には自然河川でないことを明記すべきである。また、【1-3.歴史的環境(1)歴史 ④近世(安土桃山時代(戦国時代)、江戸時代) 】において、六郷用水の事業背景やこの地域での重要性、規模、効果などを記載すべきである。	丸子川が古くは六郷用水と呼ばれていたこと、六郷用水の水路は、多摩川の流れを現在の狛江市和泉地先で堰止め、ここから取水した水を水源とし、谷沢川などの周辺河川等の流れを合わせて、六郷領 35 ヶ村(大田区)世田谷領 14 ヶ村(世田谷区、狛江市)を灌漑していたことを追記いたします。 また、1-3.歴史的環境(1)④に、六郷用水の事業背景等の概要を追記いたします。	都市基盤管理課
2	1	大田区に関わりのある人物について	1-3.(2)大田区に関わりのある人物 六郷用水に関わった小泉次太夫吉次、田中休愚を紹介すべきである。	【1-3.歴史的環境 (2)大田区に関りのある人物】に区と関わりがある人物をすべて記載することは難しいため、国の策定マニュアルに基づき、「区の歴史と関わりがある人物のうち、本計画の第2章に関連するものの書ききれない人物」を取り上げて掲載しております。小泉次太夫吉次、田中休愚は区の歴史と関わりがあるものの、第2章と直接のつながりがないため、掲載は見送らせていただいております。 ただし、今後本計画の見直し・更新を行う中で、六郷用水に関連する歴史的風致が追加された場合は、参考とさせていただきます。	都市計画課
3	6	事業について	丸子川、六郷用水復元水路、洗足流れなどの水辺空間の維持管理を強化していただきたい。	第6章には、第4章で定める重点区域内で実施する事業のうち、第2章に記載のある歴史的風致の維持向上と関連があり、かつ本計画の期間中に確実に実施される事業のみ記載が可能となっております。これは国の策定マニュアルにより、定められております。 そのため、本計画の事業には記載しておりませんが、丸子川、六郷用水復元水路、洗足流れにおいては、落葉清掃、排水ポンプ点検、河床の清掃を適宜行っております。 今後も、継続的に水辺空間の維持管理に努めてまいります。	地域基盤整備第三課
4	2、6	事業について	西郷隆盛率いる新政府軍が池上本門寺に陣取ったこと、勝海舟が中原街道を使い途中で洗足池に立ち寄り、池上本門寺内の松濤園で「無血開城」の交渉を実施したことなどの史実を軸に、中原街道・洗足池・呑川・池上本門寺・理境院・松濤園を組み合わせた歴史散策モデルコースを検討してほしい。また、普段は松濤園の一部として開放・運用し、区内外の人が自由に散策できるようにしてほしい。さらに、池上本門寺には幕末志士・河上彦斎のお墓があり、幕末・明治維新のストーリーも組み込むことができる。 現状、案内板等の説明が不十分であるため、パネルの設置やコースのマップ配布、WEBでの紹介を検討してほしい。	区における幕末・明治維新の歴史をたどる散策コースの設定や案内板の設置について、現時点では具体的な事業予定はございませんが、本計画の策定を契機として、区内に残る歴史・文化資源に関する情報発信や活用方法については、今後の検討課題のひとつとして参考にさせていただきます。 なお、松涛園は区が所有・管理している施設ではなく、一般公開の可否については所有者の方のご意向や維持管理・安全面等の課題から、区として日常的な公開を行うことは難しい状況です。いただいたご意見については、大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会委員へ共有させていただき、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	文化芸術推進課(郷土博物館)

5	6	事業について	歴史的道標として、光明寺道標(千鳥3-11)の保護・顕彰を希望する。現在は歯科医院の入り口前という、視認性や安全性の面で課題のある場所に設置されており、道標の存在や意味が十分に伝わっていない。文化資源として、よりふさわしい場所への移設や、案内板の設置などを検討してほしい。	光明寺の道標は、貴重な歴史・文化資源であるものの、区が所有・管理している建造物ではないため、移設や解説板の設置等を含む具体的な対応については、本計画の事業として位置付けることは難しい状況です。いただいたご意見については、大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会委員へ共有させていただき、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	都市計画課
6	2	歴史的風致について	糀谷地域における先住民であり、海苔漁業に多大な貢献をされた松原家の記憶を、歴史的風致の構成要素として位置づけていただきたい。松原家は、海苔漁業とともに生きた地域の暮らしと生業の象徴であり、糀谷の風景や文化を語るうえで欠かせない存在である。現時点では計画に掲載されていないが、地域の語りや記憶の中で今も息づいており、今後の計画においても記録・継承の視点から検討してほしい。	第2章に記載のある「歴史的風致」に位置付けるには、①歴史と伝統を反映した活動が50年以上前から現在まで継続していること、②①の活動が行われる歴史上価値の高い築50年以上の建造物があること、の2つが要件となります。松原家を中心とした海苔漁業に関連する活動が確認できていないため、現時点で計画へ記載することは困難な状況です。松原家に関する歴史と伝統を反映した活動について、本計画の策定後も継続して調査を行い、歴史的風致への追加を検討してまいります。	都市計画課
7	1	歴史・文化資源について	「我国最初のエレベーター専門工場誕生の地」の石碑は、昭和61年5月に日本オーチスエレベーター株式会社によって設置されたものであり、我が国の近代産業史において重要な意義を持つ。現時点では計画に掲載されていないが、地域の産業風致を語る上で欠かせない場所であり、今後の記録・紹介・連携の可能性を検討してほしい。	当該石碑は、地域の産業史において重要な意義を持つことから、第1章の「1-5.未指定文化財及びその他の歴史文化資源一覧表」へ掲載いたします。	都市計画課
8	1	歴史・文化資源について	世田谷区にある玉川温室村に関する史跡について、現地では「壁の一部」と化しており、歴史的意義や地域の記憶が十分に伝わっていない。玉川温室村は、戦前の都市農業や園芸文化、地域の復興と暮らしの知恵を象徴する重要な歴史・文化資源であり、大田区側からもその価値を再評価し、記録・発信・案内の整備などを検討してほしい。 また、隣接する自治体との連携による広域的な風致の継承のあり方についても、今後の計画において視野に入れていただきたい。	本計画へ記載する歴史・文化資源は、原則として大田区内に存在するものとしています。隣接する自治体と連携した歴史・文化資源の継承や情報発信については、今後検討してまいります。	都市計画課
9	6	事業について	各史跡またその史跡の案内板の中には、柱の傾いたもの、汚れの付いたもの、文字がかすれて見えなくなったもの等があるため、管理や定期的な修繕を行ってほしい。	行政が設置した所定の文化財標識のうち、一部において劣化が見られることは認識しております。文化財標識は、貴重な文化財の価値を正しく伝え、後世に継承していく上で重要な役割を担うものと考えております。 今後も定期的な点検を行い、修繕が必要なものについては優先順位を付けながら計画的に対応してまいります。	文化芸術推進課(郷土博物館)、大田図書館(文化財担当)
10	2	歴史的風致について	現在の計画では池上本門寺周辺が中心となっているが、風致の記憶は区内各地に点在しており、今後の展開において“周縁の風致”にも目を向けていただきたい。	現時点では、①歴史と伝統を反映した活動が50年以上前から現在まで継続していること、②①の活動が行われる歴史上価値の高い築50年以上の建造物(石碑等も含む)があることの2つの要件を満たす7つを歴史的風致として設定しておりますが、その他の歴史的上価値の高い建造物及び歴史・伝統を反映した人々の活動についても継続的に調査を行い、歴史的風致への追加を検討してまいります。	都市計画課
11	2	歴史的風致について	歴史的風致に、久が原・下丸子地区も加えてほしい。 昭和のくらし博物館、をはじめ国登録有形文化財である鳥海家住宅、三橋家住宅、数江家住宅や、これから拠点になりうる建造物、緑地が点在し、かつて昭和初期より多くの文化人が居を構えていた文化郊外都市・久が原として、区内外、近隣遠方からの来訪や回遊の実感と大きな可能性を感じている。 一方で、周辺では企画力のある人材や店も多い稀な地域であるにも関わらず公としては未整備で、個々の努力の限界を感じている。 近年、池上のまちづくりが盛り上がり、下丸子駅周辺でも都市計画が進行しつつあり、これとつながる形で、歴史的風致とすれば、相乗効果で、住民、来訪者共に充実した他の区にはないまちづくりが可能だと確信している。	歴史的風致に位置付けるには、①歴史と伝統を反映した活動が50年以上前から現在まで継続していること、②①の活動が行われる歴史上価値の高い築50年以上の建造物(石碑等も含む)があることの2つの要件を満たす必要があります。 久が原・下丸子地区には、国登録有形文化財に指定されている建造物が複数あるものの、それらに関連した50年以上継続している活動を確認できていないため、現時点では歴史的風致に位置付けることが難しい状況です。 久が原・下丸子地区における歴史と伝統を反映した活動について、本計画の策定後も継続して調査を行い、歴史的風致への追加を検討してまいります。	都市計画課

12	0～8	計画全般について	大田区の歴史・文化について、まちづくり分野の計画で、これだけハードからソフトにまたがる総合的な記述ができているのは素晴らしい。一方で、この計画に掲載されることで、どのような制度を活用でき、どのような事業が展開されるのか、長文の計画ゆえに難解な印象を受ける。区民に伝わりやすい記述の工夫を求める。	本計画の要点や位置付けられた事業のイメージ等がより分かりやすくお伝えできるよう、概要版の見直し・更新を行ってまいります。	都市計画課
13	2、6	歴史的風致について	「日本考古学発祥の地」としての価値・ブランドをもつ大森貝塚について、多くの記述を当て、また、重点区域の設定も行うとのことで、東京都大森貝塚保存会で活動してきた一員として感謝する。2027（令和9）年の大森貝塚発見発掘150周年に向け、少しでも事業を進めていただきたい。	令和9年（2027）の大森貝塚発見・発掘150周年に向けて、東京都大森貝塚保存会をはじめ地域の皆様とともに、この貴重な文化遺産の価値を広く発信し、次世代に継承するための取り組みを進めてまいります。	文化芸術推進課（郷土博物館）
14	2	歴史的風致について	大森貝塚とモース博士を縁として、大田区立郷土博物館とピーボディー・エセックス博物館が姉妹館となり、その礎の上に大田区と米国マサチューセッツ州セーラム市が姉妹都市となり、35年にわたり区民・市民、また、学生が互いに訪問を続ける友好親善の交流を重ねてきたことにも言及する価値があると思う。これほどの友情を結んでいる姉妹都市関係は全国的にも稀少と考える。	大田区とセーラム市の姉妹都市関係は、大森貝塚の発掘者であるモース博士を縁として、大田区立郷土博物館とピーボディー博物館（現ピーボディー・エセックス博物館）の姉妹館提携から発展した特徴的な経緯を持っています。 平成3年の姉妹都市提携以来、相互理解を促進し国際的視野を広げることを目的として、両都市への派遣・受入を実施し、学生間及び区民・市民間の親善友好や文化交流を深めています。 区といたしましては、本計画において両都市の関係性の経緯や特徴をコラムに掲載する予定です。	地域力推進課（区民協働・多文化共生担当）
15	6	事業について	馬込文士村について、ARの活用やサイン整備などの事業が含まれており、宇野千代をモデルとする連続テレビ小説『ブラッサム』の放送を好機に、いつ来ても自分で散策できる環境を整え、回遊性を大きく前進させることに期待する。	今秋の連続テレビ小説『ブラッサム』の放送を契機として、AR技術の活用やサイン整備などにより、歴史をめぐる楽しさを高める整備を実施し、地域の活力向上やシビックプライドの醸成、区の認知度向上を図ってまいります。	文化芸術推進課（郷土博物館）、産業振興課（観光担当、観光協会）、都市基盤管理課
16	6	事業について	馬込文士村を現在に生かす取組として、大田文化の森で開催されている馬込文士村演劇祭のことも記述に加えてはいかがか。今年度も、演劇公演、ガイドツアー、ブックフェア、トークイベント、記念館講座など、馬込文士村をテーマとしたイベントとして、重要な役割を果たしていたと思う。	馬込文士村演劇祭は、大田区と公益財団法人大田区文化振興協会が共催で実施しており、地域と連携した重要な取組であると認識しています。本事業の継続的な実施についても、外部団体との連携を図りながら検討してまいります。	文化芸術推進課（郷土博物館）

大田区歴史的風致維持向上計画
【概要版】

※表紙デザイン及び計画のキャッチコピーについては、令和８年２月 18 日開催予定の「第４回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」において、決定予定である。

1「歴史的風致維持向上計画」について

「歴史的風致維持向上計画」（以下「歴まち計画」という。）は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づいて、歴史的なまちなみと一体となり、風情、情緒、佇まいのある良好な市街地の環境を維持・向上させて、後世に継承していくための計画です。

歴史まちづくりを進める市区町村が「歴まち計画」を作成し、これを国（主務大臣：文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に認定されることで、国からの財政的、技術的支援を受けることができるようになります。なお、東京都内では、大田区が初の認定となります。

■歴史的風致とは‥

「歴史的風致」とは、「歴史まちづくり法」第１条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」と定義されています。

図　歴史的風致の概念

別紙２

2 計画策定の背景と目的

大田区は、多摩川と東京湾に接し、古くから水と緑に恵まれた自然環境のもとで、人々の暮らしが営まれてきた地域です。古代には武蔵国の一部として農耕文化が栄え、中世以降は東海道の宿場町や社寺を中心に発展し、近代には羽田空港の開港をはじめとする交通の要衝として、また蒲田を中心とする工業のまちとして日本の近代化を支えてきました。こうした歴史の積み重ねのなかで、大田区内各地には由緒ある神社仏閣や町工場、旧家等が点在し、地域に根差した伝統行事や祭礼も今なお受け継がれています。

特に、大森貝塚や亀甲山古墳をはじめとする考古遺跡、池上本門寺と門前町の街並み、田園調布等に見られる戦前からの住宅地景観に加え、大正から昭和初期にかけて多くの文人が暮らした馬込文士村の面影を残す街並みや、勝海舟の別邸があったことでも知られる洗足池周辺の風致景観等、大田区内には多様で独自性のある資源が各所にみられます。しかしながら、近年の都市化の進展や住民構成の変化、伝統行事の担い手不足等の課題により、これらの貴重な歴史・文化資源が徐々に失われつつあるのが実情です。

こうした状況のなか、大田区では、これまでにも景観計画の策定や歴史資産の調査、文化財の保存・活用、大田区民主体のまちづくり活動の支援等を通じて、歴史と文化の継承に努めてきました。

今後は、さらに一体的かつ戦略的な取組を進めていくため、大田区内の地域特性を生かしながら、歴史的風致を維持・向上させ、次世代へと継承するための仕組みを構築することを目的として、「大田区歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

3 基本理念

「大田区歴史的風致維持向上計画」は、「歴史と文化をめぐり、訪れたくなる、ウォーカブルなまち」をめざして、以下の５つを基本理念とした、歴史まちづくりを進めていきます。

「歴史・文化をめぐり、訪れたくなる、ウォーカブルなまち」をめざして

- **●大田区民の暮らしと密接に関わる歴史的風致を保存・活用し、地域への愛着と誇りを育む**
- **●地域の歴史や文化に根差した魅力ある景観を持続可能なまちづくりのなかで次世代に継承する**
- **●歴史・文化資源を活かしたまちづくりを通じて地域の活力向上を図る**
- **●地域特性を生かしながら、歴史的風致の維持及び向上を戦略的・一体的に進める仕組みを構築する**
- **●歴史と文化をめぐり、訪れたくなる、ウォーカブルなまちづくりを推進する**

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和８年度（2026）から令和 17 年度（2035）までの 10 年間。

5 大田区の文化財

大田区の指定等文化財は、令和７年(2025)12 月時点で、国指定が９件、国登録が 31 件、東京都指定が 29 件、大田区指定が 118 件あります。

国指定の主な文化財

本門寺五重塔

池上本門寺宝塔

大森貝塚(貝塚碑)

亀甲山古墳

大森及び周辺地域の海苔生産用具

都指定の主な文化財

日蓮上人入滅の旧跡(現:本行寺)

水止舞

六郷神社の流鏑馬

洗足池公園

区指定の主な文化財

総門(池上本門寺)

六郷神社の獅子舞

勝海舟夫妻墓所

石段(池上本門寺)

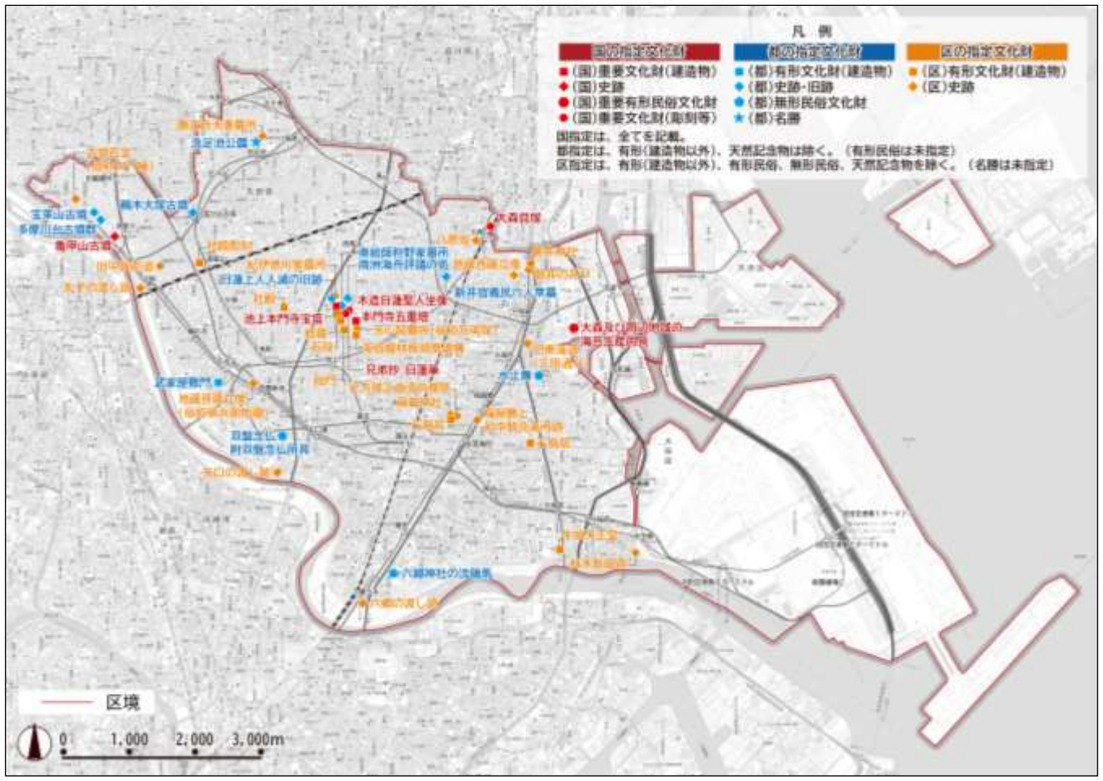

図　主な指定文化財

「その他の歴史・文化資源」について

「文化財」とは、歴史的・芸術的・学術的価値の高い有形・無形の文化的所産を指す広い概念として用いている表現です。

一方、「指定、登録または選定文化財」とは、上記の「文化財」のなかで、特に重要と認められ、文化財保護法や条例によって国や地方公共団体が指定、登録または選定した文化財のことを指します。なお、「文化財」のなかで、上記の「指定、登録または選定文化財」以外の文化財は、「未指定文化財」と表現しています。

大田区では、こうした「指定、登録または選定文化財」や「未指定文化財」には含まれない、比較的最近の資源であっても、人々の営みのなかで生まれ、育まれ、未来に残していきたいと願う地域固有の資源(モノ・コト)(＝「その他の歴史・文化資源」)を含めた全ての資源を「歴史・文化資源」として捉え、今後の歴史まちづくりを進める際の手がかりとして活用していきます。

なお、「その他の歴史・文化資源」は、以下に示す分類で収集・整理するとともに、今後も大田区民の皆さんからの推薦等によって適宜見直しを行い、更新していきます。

1. 地形・地質
2. 河川・池・湧水
3. 山地・丘陵
4. 気候・風土
5. 植生・植物
6. 動物
7. 道・鉄道・坂
8. 街路
9. 景観
10. 公園・緑地
11. 遺跡
12. 城跡・城館跡
13. 古民家・屋敷
14. 旧跡
15. 社寺
16. 墓
17. 石仏・石塔
18. 道標・石碑・記念碑
19. 近代化遺産
20. 戦跡
21. 考古・古生物資料等
22. 美術品・工芸品
23. 刀剣
24. 民具
25. 祭礼芸能民具
26. その他民俗資料
27. 人物
28. 祭礼・祭り
29. 伝統芸能
30. 民謡・歌
31. 民間信仰
32. 生業・伝統工芸・技術
33. 伝統食
34. 方言
35. 歴史的事象等
36. 文献資料
37. 絵図
38. 民話・伝説・昔話
39. 写真
40. 地図
41. 地名・字名
42. 文化団体
43. 歴史・文化施設
44. 地域行事
45. 老舗店舗・施設
46. その他商店・施設

図　大森酉の市(鷲神社)（28.祭礼・祭り）

図　旧六郷用水（14.旧跡）

6 維持向上すべき歴史的風致

※「活動」と「建造物」の欄に記す、［国］は国指定、［国登］は国登録、［都］は都指定、［区］は区指定の文化財。

(1)日蓮信仰にみる歴史的風致

池上は日蓮入滅の霊蹟である池上本門寺を核に門前文化が育ち、参道に寺院や茶屋が並びます。御会式は江戸時代から続き、約 3,000 人が万灯を掲げて２㎞を練り歩き、桜花の万灯が灯と音で町を包み、賑わいを伝えます。五重塔等の文化財と講中･住民が行事を支え、独自の歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･御会式

■建造物
- ･池上本門寺大堂(祖師堂)
- ･池上本門寺宝塔［国］
- ･善慶寺本堂
- ･本門寺五重塔［国］
- ･日蓮宗本山本坊本行寺
- ･養源寺本堂　他８寺院

図　万灯練供養の様子

(2)四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致

①禰宜の舞にみる歴史的風致

禰宜の舞は、江戸時代中期から続く厄払いと豊作祈願のために奉納される伝統神楽として、都内では唯一、天祖神社(西嶺町)に継承されています。注連縄を張った場で５種の面の舞人が太鼓に合わせ６演目を舞い、湯立て儀式「お湯花」や祭礼の祈りとともに古式を伝え、厳かな歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･禰宜の舞

■建造物
- ･天祖神社(西嶺町)社殿

図　禰宜の舞

②子どもガーデンパーティーにみる歴史的風致

昭和 25 年(1950)開始の子どもガーデンパーティーは、青少年の健全育成と交流を目的に、本門寺公園や洗足池公園等で地域団体が協働運営する催しです。多摩川や池上の自然を背景に、歴史･自然･人の営みが溶け合い、世代を超えて受け継がれてきた大田区らしい歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･子どもガーデンパーティー

■建造物
- ･本門寺公園
- ･萩中公園
- ･洗足池公園［都］
- ･多摩川緑地区民広場

※年度によっては会場とならない場合がある。

図　第 68 回子どもガーデンパーティー（本門寺公園）

③水神祭にみる歴史的風致

羽田の水神社に伝わる水神祭は、江戸時代から続く漁民の海上安全･豊漁祈願の祭礼です。戦後は形を変えつつも、今なお、例大祭には神職が船上で祝詞を上げ、祈願札を多摩川河口のお神酒上げ棒に括り付ける等、地域に根ざした羽田の精神文化を今に伝える歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･水神祭

■建造物
- ･水神社社殿

図　水神祭

④子ども神獅子舞にみる歴史的風致

六郷神社の大祭で奉納される子ども神獅子舞は、児童が雄雌の獅子を舞う大田区指定の無形民俗文化財です。辻舞いや巡行では囃子と太鼓が響き、鮮やかな装束が街を彩っています。戦後に再開し、保存会と小学校が担い手を育てて継承し、地域の誇りを伝える歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･子ども神獅子舞[区]

■建造物
- ･六郷神社

図　子ども神獅子舞

⑤水止舞にみる歴史的風致

厳正寺の水止舞は 700 年以上続く雨乞いと水止めの祈りを併せた行事で、都指定の無形民俗文化財です。藁の龍神の道行に続き、境内で獅子が舞い、水しぶきと笛太鼓が響く光景が信仰と知恵を映し出し、寺院と街並みが一体となる歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･水止舞［都］

■建造物
- ･厳正寺本堂

図　水止舞(道行)

⑥双盤念仏にみる歴史的風致

今泉延命寺の双盤念仏は、鉦と太鼓で阿弥陀名号を唱える 400 年以上続く行事で、都指定の無形民俗文化財です。独特の節回しと音色は、街の静寂に響き、住民の結束と精神文化を象徴しています。音の風景としての価値も高く、都市の中に歴史と祈りの記憶を刻む歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･双盤念仏［都］

■建造物
- ･今泉延命寺本堂

図　双盤念仏

⑦義民六人衆報恩感謝祭にみる歴史的風致

善慶寺の義民六人衆報恩感謝祭は、延宝５年(1677)に村の救済を訴えて命を落とした６人の農民を偲び、毎年２月に法要を営み、５年ごとに特別祭を行います。訴状写しや供養碑の前で、住民や小学生が献花等で連帯の記憶を継承する様子が、地域の倫理を支える歴史的風致を形成しています。

■活動
- ･義民六人衆顕彰会
- ･義民六人衆報恩感謝祭

■建造物
- ･善慶寺本堂
- ･新井宿義民六人衆墓［都］

図　義民六人衆報恩感謝祭

⑧子ども流鏑馬（やぶさめ）にみる歴史的風致

六郷神社の子ども流鏑馬は、男子の開運・健康・出世を祈る都指定の無形民俗文化財です。源頼朝奉納に由来し、歩いて的に矢を射る「歩射」の形式を今も守ります。直垂姿の少年が綾藺笠と行縢をまとい、鬼の目玉の八方白眼の的へ矢を放つ、古式ゆかしい壮麗な光景が歴史的風致を形成しています。

■活動
- ・子ども流鏑馬［都］

■建造物
- ・六郷神社

図　子ども流鏑馬

(3)銭湯（せんとう）文化にみる歴史的風致

大田区は 23 区最多の銭湯を擁し、天然鉱泉「黒湯」を特色とする入浴文化が根付いています。明治期には漁村の湯屋や鉱泉保養地として栄え、戦後は町工場の工員らの憩いの場となりました。宮造りの意匠を残す銭湯やサウナを取り入れる銭湯等、現代に息づく入浴文化の歴史的風致を形成しています。

■活動
- ・銭湯の営業
- ・銭湯に通う人々
- ・大田浴場連合会

■建造物
- ・重の湯
- ・明神湯
- ・太平湯

図　銭湯(明神湯)

(4)洗足池（せんぞくいけ）の景観保全にみる歴史的風致

洗足池は日蓮の伝承に由来する名を持ち、江戸から景勝地として親しまれ、歌川広重や川瀬巴水によってその風景が描かれました。社寺や弁天島等歴史資源と(公社)洗足風致協会の保全活動が水と緑豊かな景観を守り、四季の移ろいと静けさを伝える都市のオアシスとして稀有な歴史的風致を形成しています。

■活動
- ・(公社)洗足風致協会等における活動

■建造物
- ・洗足池公園［都］

図　洗足池

(5)大森貝塚（おおもりかいづか）にみる歴史的風致

大森貝塚は明治 10 年(1877)にエドワード・S・モース博士によって発見された縄文時代の遺跡で、日本考古学発祥の地として知られる国指定の史跡です。貝塘碑や案内板設置、東京都大森貝塚保存会による献花や講演等により、学術的価値と地域の暮らしが共存する独自の歴史的風致を形成しています。

■活動
- ・東京都大森貝塚保存会の活動

■建造物
- ・大森貝塚［国］
- ・大森貝塘碑

図　大森貝塘碑

(6)海苔（のり）のふるさとにみる歴史的風致

大森沿岸は江戸時代から海苔の名産地として栄えて約300年続いた養殖は、埋立によって昭和 38 年(1963)に幕を下ろしました。しかし、資材保存会の用具保存と大森海苔会館での入札、問屋の商いと冬の新海苔入荷の賑わいが記憶を繋ぎ、海苔文化を核とした大森ならではの歴史的風致を形成しています。

■活動
- ・海苔の入札会

■建造物
- ・大森海苔会館

図　海苔の入札会(昭和 44 年(1969))

(7)馬込文士村（まごめぶんしむら）にみる歴史的風致

大正末期から昭和初期、馬込・山王・中央周辺に尾崎士郎や宇野千代、川端康成らが移り住み、交流を重ねて「馬込文士村」を築きました。旧川端龍子邸や各記念館、案内板・散策マップ、ガイドの会等地域の取組が今も創作の記憶を守り、文化的風情を今に伝える歴史的風致を形成しています。

■活動
- ・馬込文士村を支える人たち

■建造物
- ・旧川端龍子邸［国登］
- ・龍子記念館［国登］

図　旧川端龍子邸(主屋)の外観

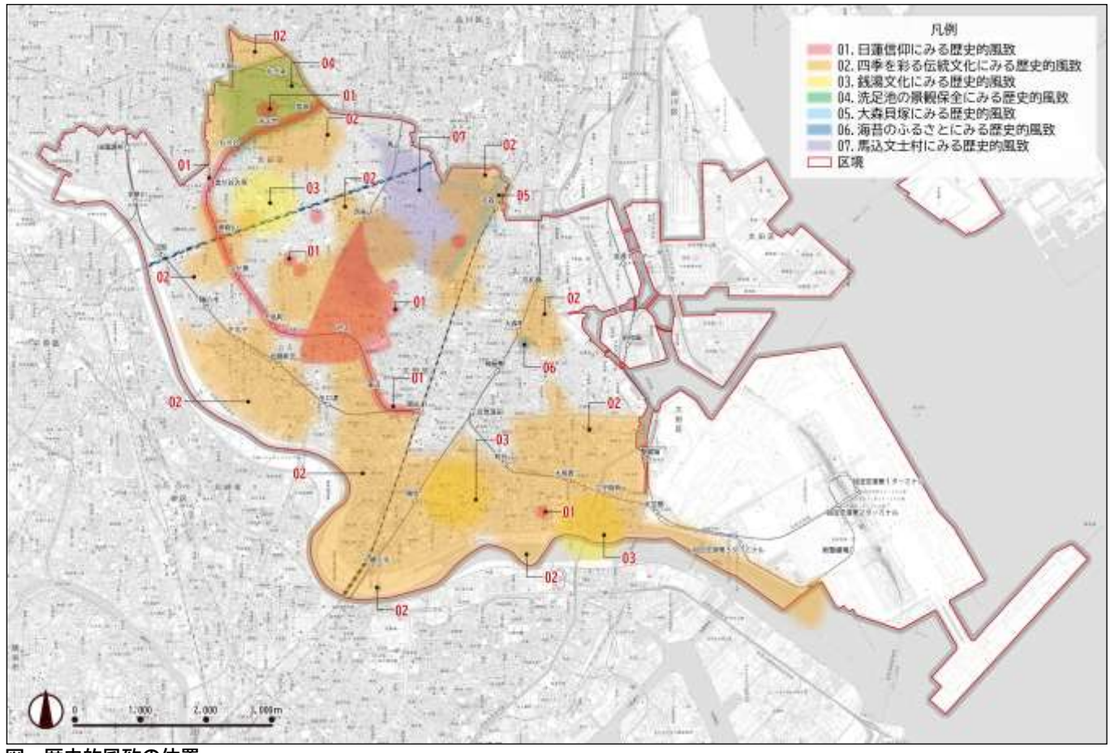

図　歴史的風致の位置

7 歴史的風致の維持向上に向けた取組(事業)

重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地等であり、歴史的風致の維持向上に向けた施策を重点的かつ一体的に推進する区域を「重点区域」として設定し、当該区域の内外において、「歴史的建造物や伝統文化等活動の認知度向上」、「歴史的建造物の保存・活用の推進」、「歴史的建造物の周辺環境の保全と向上」、「人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化」、「歴史文化(歴史的風致)を活かした地域活性化」の５つの方針に基づく取組(事業)を位置付けています。

なお、下表に示す 23 事業のうち、重点区域内の主な事業概要は右のとおりです。

表　歴史的風致の維持向上に向けた取組み(事業)

方針と事業名	事業位置
(1)歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上	
01. 海苔づくりの歴史及び技術に関する伝統継承事業	歴史的風致地区内
02. 旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の功績、地域の歴史等の資料の調査及び研究事業	歴史的風致地区内
03. はしご乗りと池上七福神めぐり事業	重点区域内
(2)歴史的建造物の保存・活用の推進	
01. 龍子記念館・旧川端龍子邸保存活用計画策定事業	歴史的風致地区内
02. 大田区文化財保護条例に基づく事業	区全域
03. 大田区文化財補助金交付要綱に基づく保存修理事業	区全域
04. 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発掘調査と記録保存	区全域
(3)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上	
01. 霊山橋ほか１橋長寿命化修繕工事	重点区域内
02. 主要 23 号線整備工事（池上新参道無電柱化及び街路灯設置）（➔右に概要掲載）	重点区域内
03. 名勝洗足池公園保存活用計画の推進（➔右に概要掲載）	重点区域内
04. 大田区パークマネジメントマスタープランに基づく歴史文化の保存・活用	歴史的風致地区内
(4)人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化	
01. 公衆浴場施設改善助成	歴史的風致地区内
02. 公衆浴場事業助成	歴史的風致地区内
03. 銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信事業	区全域
(5)歴史文化(歴史的風致)を活かした地域活性化	
01. ＡＲを活用した馬込文士村の魅力発信事業	歴史的風致地区内
02. 馬込文士村におけるサイン整備	歴史的風致地区内
03. 馬込文士村を活用した事業	歴史的風致地区内
04. ガイドブックの作成等による文化財普及啓発事業	区全域
05. 『大田区歴史散策ガイドブック』作成及び頒布事業	区全域
06. 自然観察路「池のみち」案内板等整備事業	重点区域内
07. 旧東海道でつながるまち事業（隣接自治体との連携事業）	重点区域内
08. 馬込文士村関連事業（➔右に概要掲載）	重点区域内
09. 特集記事作成（馬池洗含む）	区全域

■歴史的風致の維持向上に向けた取組み(事業)のうち、重点区域内の主な取組(事業)の概要

(3)-02 主要 23 号線整備工事（池上新参道無電柱化及び街路灯設置）

「大田区無電柱化推進計画」に基づいて、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に無電柱化整備等を行います。

(3)-03 名勝洗足池公園保存活用計画の推進

令和３年(2021)に策定した「名勝洗足池公園保存活用計画」に基づいて、洗足池における風致景観を保存活用するために、水環境の維持・保全や景観構成重要木の保護・育成等を行います。

(5)-08 馬込文士村関連事業

音楽劇「赤毛のアン」や馬込文士村ガイドの会「まちあるき・大森さんぽ」の継続的な実施、新しいまちあるきコースの検討とツアーの造成を行います。

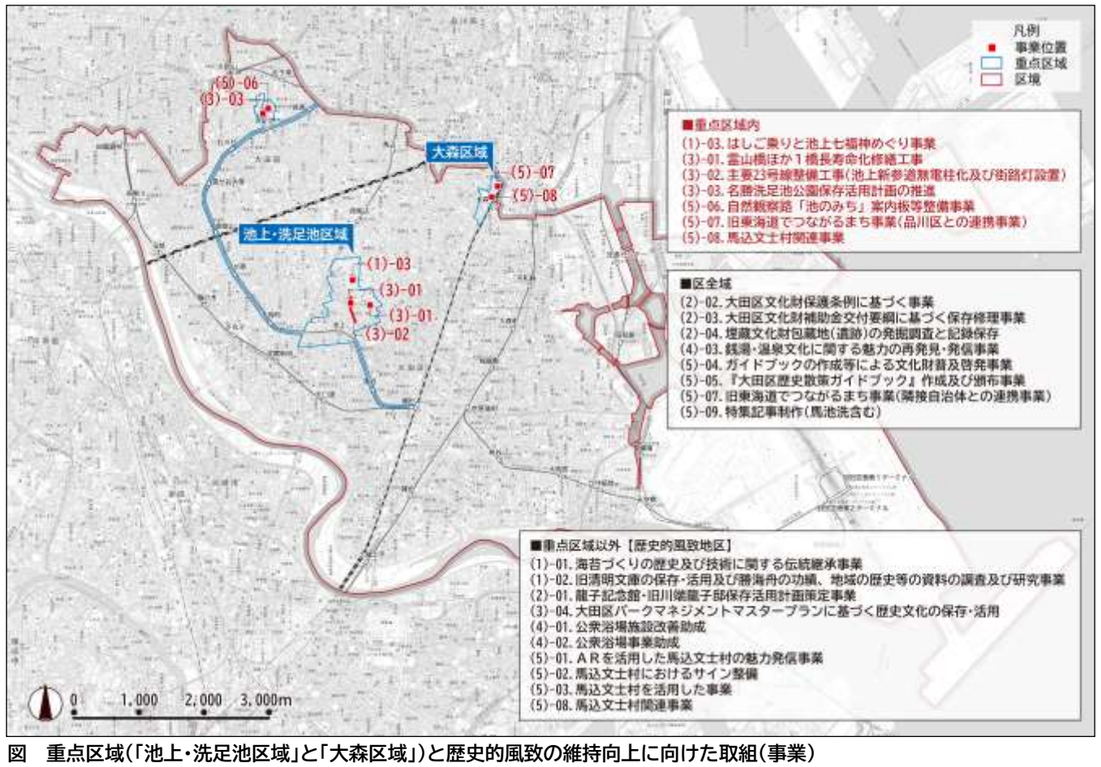

図　重点区域(「池上・洗足池区域」と「大森区域」)と歴史的風致の維持向上に向けた取組(事業)

別紙３

大田区歴史的風致維持向上計画ってなぁに？

概要版・こどもバージョン

大田区が都内初となる歴史的風致維持向上計画を作ったよ！

どんな内容なの？

難しそうだね。

大田区に昔からある建物と昔から続くお祭りや行事を大切に守って、未来につなげる計画だよ。

古い建物をなおしたり、特徴のあるお祭りをみんなで守り続けるんだね！

大田区の良いところを守ってもっと素敵なまちにしていくんだね！

昔から大田区にある良いところを守りつつみんなで協力して魅力的なまちにしていくんだよ！

歴史的風致とは

①地域で昔から続くお祭りや行事

＋

②お祭りや行事などの活動が行われる古い建物や場所

7つの歴史的風致を紹介するよ！

①日蓮信仰にみる歴史的風致

②四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致

③銭湯文化にみる歴史的風致

④洗足池の景観保全にみる歴史的風致

⑤大森貝塚にみる歴史的風致

⑥海苔のふるさとにみる歴史的風致

⑦馬込文士村にみる歴史的風致

歴史的風致を一層魅力的にするために

昔から続くお祭りや伝統的な行事を
次の世代に大事に伝えていくこと。

歴史的な建物を見てもらったり
楽しく学べるイベントの開催。

まちの歴史やよいところを
見つけなおすこと。

特徴ある古い建物を大切にして
まちの特徴や昔からの景色を
守っていくこと。

お祭りや伝統的な行事を
みんなで一緒に盛り上げて
未来へつないでいくこと。

昔と今を比べて変わったことや
変わらないことを見つけ
まちのよさを
考えていくこと。

大田区の歴史をみんなで大事にして未来へつないでいこうね！

令和８年(2026)３月
発行：大田区まちづくり推進部都市計画課
電話：03-5744-1333(直通)
イラスト作：教育委員会文化財担当

別紙４

大田区歴史的風致維持向上計画

-計画案-

※表紙デザイン及び計画のキャッチコピーについては、令和８年２月 18 日開催予定の「第４回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」において、決定予定である。

令和８年(2026)２月
大 田 区

「大田区歴史的風致維持向上計画」の策定にあたって

区長挨拶

令和８年●月

大田区長　鈴木晶雅

大田区歴史的風致維持向上計画
目 次

序章　計画の策定にあたって …… 0-1

0-1.計画策定の背景と目的 …… 0-1
0-2.基本理念 …… 0-2
0-3.計画の期間 …… 0-2
0-4.計画策定体制 …… 0-3
0-5.計画策定の経緯 …… 0-6

第１章　大田区の歴史的風致形成の背景 …… 1-1

1-1.自然的環境 …… 1-1
1-2.社会的環境 …… 1-8
1-3.歴史的環境 …… 1-20
1-4.文化財等の分布状況 …… 1-39
1-5.その他の歴史･文化資源 …… 1-55

第２章　大田区の維持及び向上すべき歴史的風致 …… 2-0-1

2-0.歴史的風致の概要と分布状況 …… 2-0-1
2-1.日蓮信仰にみる歴史的風致 …… 2-1-1
2-2.四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致 …… 2-2-1
2-3.銭湯文化にみる歴史的風致 …… 2-3-1
2-4.洗足池の景観保全にみる歴史的風致 …… 2-4-1
2-5.大森貝塚にみる歴史的風致 …… 2-5-1
2-6.海苔のふるさとにみる歴史的風致 …… 2-6-1
2-7.馬込文士村にみる歴史的風致 …… 2-7-1

第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針 …… 3-1

3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題 …… 3-1
3-2.総合計画及び上位関連計画における
歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け …… 3-4
3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針 …… 3-21
3-4.その他の歴史的文化資源に対する取組方針 …… 3-23
3-5.歴史的風致維持向上計画の実施体制 …… 3-24

第４章　重点区域の位置及び区域 …… 4-1

４-１.重点区域設定の考え方 …… 4-1
４-２.重点区域の位置及び区域 …… 4-4
４-３.重点区域の設定の効果 …… 4-9
４-４.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 …… 4-10

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項 …… 5-1

５-１.区全体に関する事項 …… 5-1
５-２.重点区域に関する事項 …… 5-4

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 …… 6-1

６-１.歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方 … 6-1
６-２.事業 …… 6-4

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針 …… 7-1

７-１.歴史的風致形成建造物の指定基準と対象要件 …… 7-1
７-２.歴史的風致形成建造物の指定候補一覧 …… 7-3

第８章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 …… 8-1

８-１.歴史的風致形成建造物の維持管理の指針 …… 8-1
８-２.歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務 …… 8-2

参考資料 …… 資料 1-1

資料-１.指定等文化財一覧 …… 資料 1-1
資料-２.大田区の好きな お祭り・行事、風景・場所 …… 資料 2-1
資料-３.図表一覧 …… 資料 3-1

コラム

神輿の担ぎ方（城南担ぎ、ヨコタ(横田)担ぎの担ぎ方の特徴） …… 1-19
多摩川浅間神社 …… 1-38
本門寺の扁額 …… 1-48
池上本門寺の参道 …… 2-1-7
大田区とセーラム市の姉妹都市提携（平成３年(2021)11 月 18 日） …… 2-5-5
明治から昭和にかけての海苔づくり …… 2-6-2
大森本場乾海苔問屋協同組合の取組 …… 2-6-4
海苔で健康推進委員会 …… 2-6-7
宇野千代 …… 2-7-3
村岡花子 …… 2-7-5
伊東深水 …… 2-7-8

序章　計画の策定にあたって

0-1.計画策定の背景と目的

大田区は、多摩川と東京湾に接し、古くから水と緑に恵まれた自然環境のもとで、人々の暮らしが営まれてきた地域である。古代には武蔵国の一部として農耕文化が栄え、中世以降は東海道の宿場町や社寺を中心に発展し、近代には東京飛行場(現：東京国際空港(通称：羽田空港))の開港をはじめとする交通の要衝として、また蒲田を中心とする工業のまちとして日本の近代化を支えた。こうした歴史の積み重ねのなかで、大田区内各地には由緒ある神社仏閣や町工場、旧家等が点在し、地域に根差した伝統行事や祭礼も今なお受け継がれている。

特に、大森貝塚や亀甲山古墳をはじめとする考古遺跡、池上本門寺と門前町の街並み、田園調布等に見られる戦前からの住宅地景観に加え、大正から昭和初期にかけて多くの作家･芸術家が暮らした馬込文士村の面影を残す街並みや、勝海舟の別邸があったことでも知られる洗足池周辺の風致景観等、大田区内には多様で独自性のある資源が各所にみられる。しかしながら、近年の都市化の進展や住民構成の変化、伝統行事の担い手不足等の課題により、これらの貴重な歴史･文化資源が徐々に失われつつある。

こうした状況のなか、大田区では、これまでにも景観計画の策定や歴史資産の調査、文化財の保存･活用、区民主体のまちづくり活動の支援等を通じて、歴史と文化の継承に努めてきた。

また、令和６年(2024)３月に策定した「大田区基本構想」においては、「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を基本目標の１つとして定め、めざすまちの姿として「多彩な文化や芸術、歴史や伝統がくらしとともにあることで、区民の心が潤い、豊かな感性が育まれています」としている。まちづくりにおけるひとつの要素となる「歴史･文化」の視点を強化することで、大田区の魅力向上を図るとともに、観光や文化振興によるまちのにぎわい創出をめざすこととしている。

これらを踏まえ、今後、さらに一体的かつ戦略的な取組を進めていくため、大田区内の地域特性を生かしながら、歴史的風致を維持･向上させ、次世代へと継承するための仕組みを構築することを目的に、「大田区歴史的風致維持向上計画」を策定する。

0-2.基本理念

歴史・文化をめぐり
訪れたくなる、ウォーカブルなまち
をめざして

大田区では、前項の背景と目的を踏まえ、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づいて、区民の暮らしと密接に関わる歴史的風致を、自然環境と人々の営みを含めた一体的なものとして捉え、その保存・活用を図る。これにより、地域への愛着と誇りを育むとともに、地域固有の歴史や文化、自然環境に根差した魅力ある景観を、持続可能なまちづくりのなかで次世代に継承することを目指す。

また、歴史的建造物や文化資源のみならず、それらを取り巻く水辺、緑地、生態系等の自然環境を保全・再生し、生物多様性に配慮したまちづくりを進めることで、地域の環境価値を高めていく。こうした取組は、人々が歴史や自然に親しみながら、集い、憩い、学ぶことのできる空間の創出につながり、心身の健康や暮らしの満足度といった、人々の暮らしの質（ウェルビーイング）の向上にも寄与するものである。

さらに、歴史・文化・自然資源を生かしたまちづくりを通じて地域の活力向上を図り、歴史・文化をめぐり、訪れたくなる、ウォーカブルなまちづくりを推進する。あわせて、地域特性を生かしながら、歴史的風致の維持及び向上を生物多様性の保全と人々のウェルビーイングの実現と連動させ、戦略的かつ一体的に進める仕組みを構築することを本計画の基本理念とする。

0-3.計画の期間

計画の期間は、令和８年度（2026）～令和 17 年度（2035）の 10 年間とする。

0-4. 計画策定体制

本計画は、以下に示す「大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会」及び「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」を設置し、計画内容に関する検討、協議を経て、令和８年３月に策定した。

また、策定にあたっては、区民等へのパブリックコメントや、大田区文化財保護審議会をはじめとする会議体への報告・意見聴取を行った。

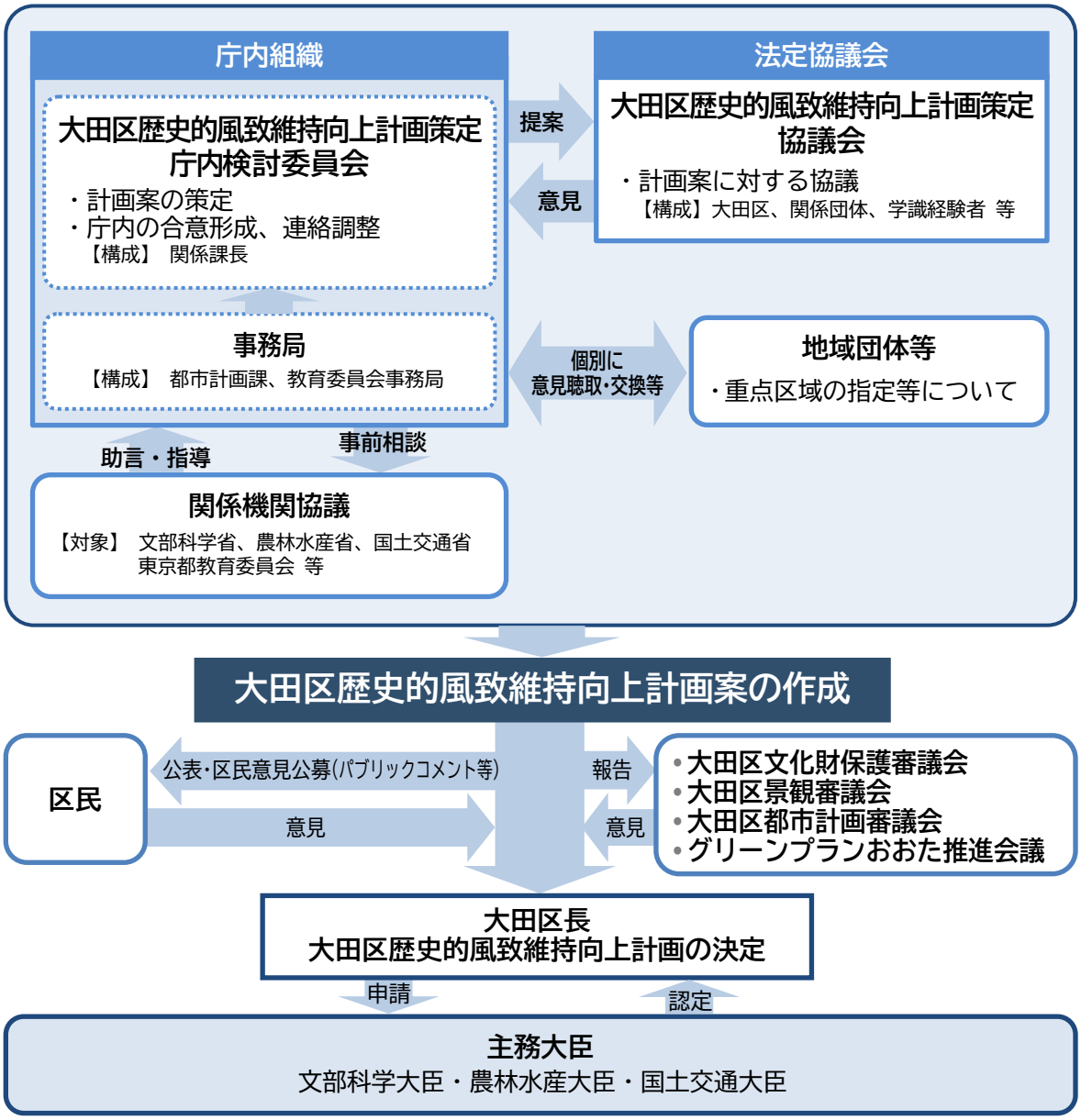

図 0-4-1　計画策定の体制

(1)大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会

歴史まちづくり法に基づく「大田区歴史的風致維持向上計画」(以下「歴史まちづくり計画」という。)の策定に向けた協議等を行うために、歴史まちづくり法第 11 条第 1 項の規定に基づいて、令和 7 年(2025) 1 月 28 日に「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」(以下「協議会」という。)を設置した。

表 0-4-1　大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会委員構成（令和８年(2026)１月時点）

区分	氏名	所属団体等（(　)内は本協議会委員の就任期間）	要綱※
委員長	島田 正文	一般社団法人 日本公園緑地協会副会長（R7.1～）	(1)
副委員長	大川 三雄	元日本大学教授（R7.1～）	(1)
委員	坂本　　要	筑波学院大学名誉教授（R7.1～）	(1)
	山村 栄慎	池上本門寺総務部執事（R7.1～）	(3)
	安藤 昌就	池上本門寺学芸員（R7.1～）	(3)
	鈴木 英明	大田区自治会連合会会長（R7.1～R7.6） 大田区自治会連合会副会長（R7.7～）	(4)
	村石 忠司	池上まちづくり協議会会長（R7.1～）	(4)
	廣脇 大士	池上まちづくり協議会副会長（R7.1～R7.4）	(4)
	津久井 祐介	池上まちづくり協議会副会長（R7.5～）	(4)
	深川 幹祐	池上まちづくり協議会事務局長（R7.1～）	(4)
	―	スポーツ・文化・国際都市部長（R7.1～R7.4）	(5)
	―	スポーツ・文化芸術担当部長（R7.5～）	(5)
	―	産業経済部長（R7.1～）	(5)
	―	まちづくり推進部長（R7.1～）	(5)
	―	教育総務部長（R7.1～）	(5)
オブザーバー	野田　　隆	国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長（R7.5～）	(6)
	原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課文化財調査担当課長代理(学芸員)(R7.5～)	(6)

※「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会設置要綱(令和６年ま計発第 11171 号)」第４条に規定されている下記各号に符合。
(1)学識経験者及び有識者
(2)歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
(3)重要文化財建造物等の所有者
(4)区民(地域団体又は大田区自治会連合会に属する者)
(5)大田区職員
(6)その他区長が必要と認める者

(2)大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会

歴史まちづくり計画案の策定を目的に、令和７年(2025)１月 22 日に「大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会」を設置した。

表 0-4-2　大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会委員構成（令和８年(2026)１月時点）

区分	所属・役職（(　)内は本庁内検討委員の就任期間）
委員	企画調整担当課長（R7.1～R7.3） 企画課長（R7.4～）
	施設整備課長（R7.4～）
	文化振興課長（R7.1～R7.3） 文化芸術推進課長（R7.4～）
	産業振興課長（R7.1～）
	鉄道・都市づくり課長（R7.1～）
	都市基盤管理課長（R7.1～）
	大田図書館長（R7.1～）
事務局	都市計画課
	大田図書館文化財担当

0-5.計画策定の経緯

本計画の策定経緯は、以下のとおりである。

要追記（計画申請時）

表 0-5-1　計画策定の経緯

年月日	会議等
令和７年　１月 22 日	第１回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和７年　１月 28 日	第１回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和７年　５月　９日	第２回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和７年　５月 21 日	第２回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和７年　７月 10 日	第３回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和７年 10 月 22 日	第４回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和７年 11 月　５日	第３回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和８年　２月 18 日	第４回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和７年 12 月　５日 ～令和８年　１月　５日	区民意見公募手続き（パブリックコメント）
令和８年　１月 16 日	第 21 回大田区景観審議会への意見聴取
令和８年　１月 26 日	第２回大田区文化財保護審議会への意見聴取
令和８年　１月 27 日	第 189 回大田区都市計画審議会への意見聴取
令和８年　１月 28 日	第５回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和８年　２月　５日	第 45 回グリーンプランおおた推進会議への意見聴取
令和８年　２月 18 日	第４回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和８年　３月　●日	大田区歴史的風致維持向上計画　策定
令和８年　４月　●日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）への認定申請
令和８年　６月　●日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）による計画認定

第１章　大田区の歴史的風致形成の背景

１－１．自然的環境

（１）位置

面積は、東京都 23 区のなかで最大の 61.86 平方キロメートルを有し、東西 15.7 キロメートル、南北 9.4 キロメートルの大きさである。なお、大田区の約４分の１の面積を羽田空港が占める。

図 1-1-1　東京都内での大田区の位置

東は東京湾、西と南は多摩川に面し、江東区、品川区、目黒区、世田谷区及び神奈川県川崎市とそれぞれ隣接している。蒲田駅は、東京駅から約 15 キロメートル、品川駅から約８キロメートル、横浜駅から約 13 キロメートルの距離である。

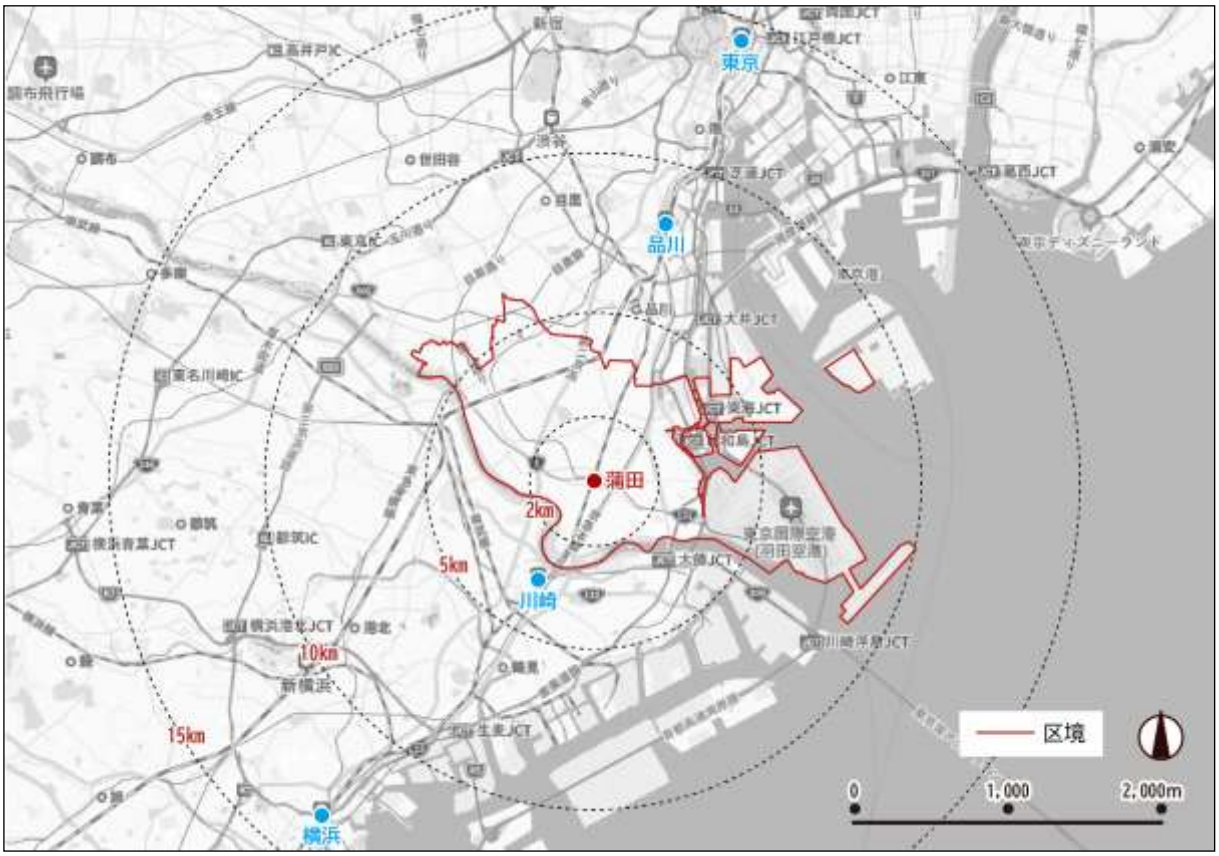

図 1-1-2　大田区の区域

（２）地形

大田区の区域は、北西部の丘陵地帯と南東部の低地に二分され、丘陵地は武蔵野台地の南東端に当たる。また、低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によりできた沖積地とそれに続く埋立地からなっている。

海抜は、田園調布付近が大田区内最高地点で 42.5 メートルあり、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高い所で５メートル程度、また海岸線や埋立地で１メートル程度である。

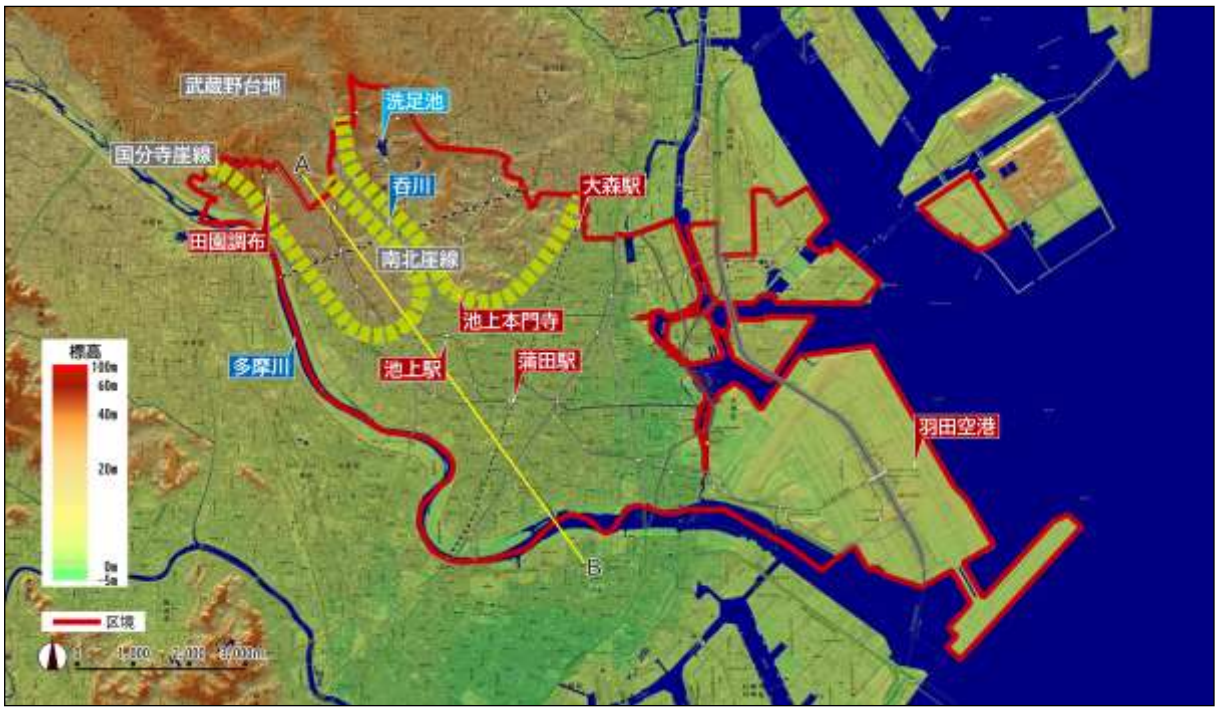

図 1-1-3　大田区の地形（「A－B」は、下図断面図の位置）

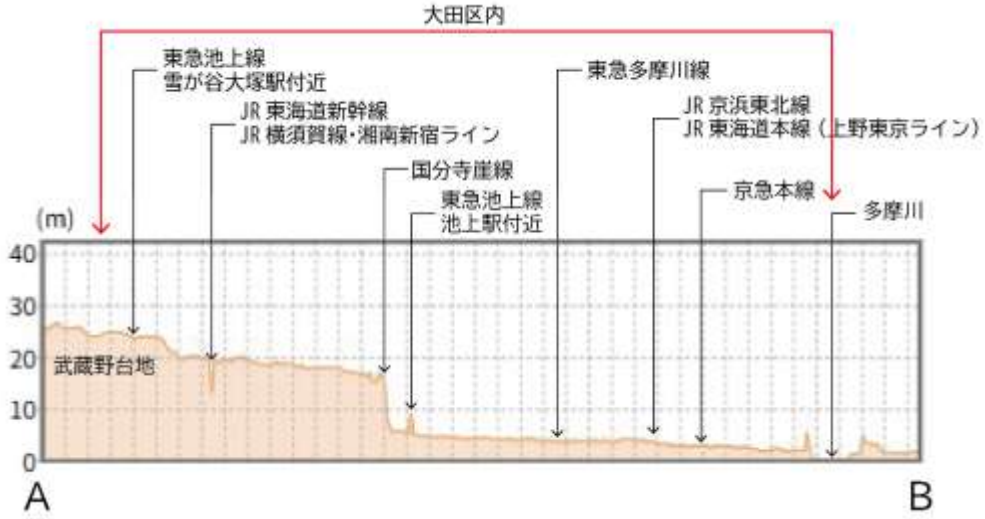

図 1-1-4　A．大田区北西部（武蔵野台地）～B．大田区南部（六郷・多摩川）の断面

（３）地質

大田区の地質は、大きく分けて２つの地層で構成される。

１つは、武蔵野台地を形成する段丘堆積物で構成された地層である。大田区にある武蔵野台地は、段丘堆積物を基盤とし、その表層部分を赤褐色の火山灰起源の関東ローム層（平均約 20 メートル）が覆っている。

もう１つは、海岸平野堆積物等で構成された地層である。低地部分は、砂や泥等の海岸平野堆積物（沖積層）で構成されており、三角州や海岸低地を形成している。

その他は、羽田空港や平和島、昭和島、城南島、京浜島等の埋立地である。

凡例	岩相	地質時代	
a	段丘堆積物	新生代第四紀後期更新世前期	78 万 1000 年前-12 万 6000 年前
b	汽水成層ないし海成・非海成混合層	新生代第四紀後期チバニアン期	77 万 4000 年前-12 万 9000 年前
c	汽水成層ないし海成・非海成混合層	新生代第四紀後期更新世	12 万 6000 年前-1 万 1700 年前
d	海岸・砂丘・自然堤防堆積物	新生代第四紀完新世	1 万 1700 年前-現在
e	海岸平野堆積物・湿地堆積物		
f	盛り土、埋立地、干拓	新生代第四紀後期完新世	4250 年前-現在

図 1-1-5　大田区の地質

（４）水系

①河川

大田区内を流れる河川には、多摩川、海老取川、丸子川、呑川、内川がある。

図 1-1-6　多摩川河川敷

多摩川は、山梨県、東京都、神奈川県を流れる多摩川水系の本流の１級河川である。下流域は東京都と神奈川県の都県境としての役割を担い、首都圏の１級河川でありながら、護岸整備されていない部分も多く、川辺に野草や野鳥を多く見ることができる自然豊かな河川である。

海老取川は、羽田６丁目辺りで多摩川から分流し、羽田空港を隔てるように北流する多摩川水系の１級河川である。流れがほとんどないため、岸には羽田漁師の船やプレジャーボートが係留される風景を見ることができる。

丸子川は、上流端を東京都世田谷区内の仙川との合流点とし、下流端を田園調布１丁目とする多摩川に並行して流れる１級河川である。なお、丸子川は古くは六郷用水と呼ばれていた。多摩川の流れを現在の狛江市和泉地先で堰き止めて、ここから取水した水を水源とし、谷沢川等の周辺河川等の流れを合わせて、六郷領 35 ヶ村（大田区）、世田谷領 14 ヶ村（世田谷区、狛江市）を灌漑していた。

呑川は、呑川水系の本流の２級河川である。東京都世田谷区内に水源を持ち、大田区内は石川町、雪谷、久が原、池上、蒲田、大森及び糀谷を流れて東京湾に注いでいる。下流部は、潮の満ち引きの影響を受ける感潮河川となっている。なお、大水の際の洪水や氾濫を防ぐため、昭和 10 年（1935）、旧呑川を東蒲田付近で分流して建設した直線的な新呑川が本流となり、羽田空港との間の海老取川に注ぎ込んでいる。旧呑川は現在埋め立てられている。

内川は、左岸の上流端を大森西１丁目、下流端を大森東１丁目、右岸の上流端を大森西４丁目、下流端を大森東２丁目を流れ、大森ふるさとの浜辺公園付近で京浜運河に注ぎ込んでいる２級河川である。

②池

大田区内の代表的な池には、洗足池があげられる。

図 1-1-7　洗足池

洗足池は、洗足池公園内にある、流れ込む河川のない池である。昔、主要な水源となる湧水は４箇所あったとされるが、現在は清水窪弁財天の湧水が１つ残るのみとなっている。なお、

清水窪弁財天の湧水は、大田区の天然記念物に指定され、また「東京の名湧水 57 選（平成 15 年（2003）1 月）」に選定されている。洗足池公園は、春になると、昭和初期に植樹された約 200 本の桜が見頃を迎え、池と桜が映える花見の名所として、毎年、大勢の観光客が集まり、賑わいを見せる場所となっている。

なお、かつて「千束郷の大池」と呼ばれていた洗足池の名の由来には、地名の「千束」によるもののほか様々な説があるが、その 1 つに身延山久遠寺から常陸へ湯治に向かう途中の日蓮宗開祖・日蓮が休息した際、池畔で手足を洗ったという説もある。その際に日蓮が袈裟を掛けたとされる「袈裟懸（掛）の松」の伝承が、隣接する妙福寺に今も残っている。

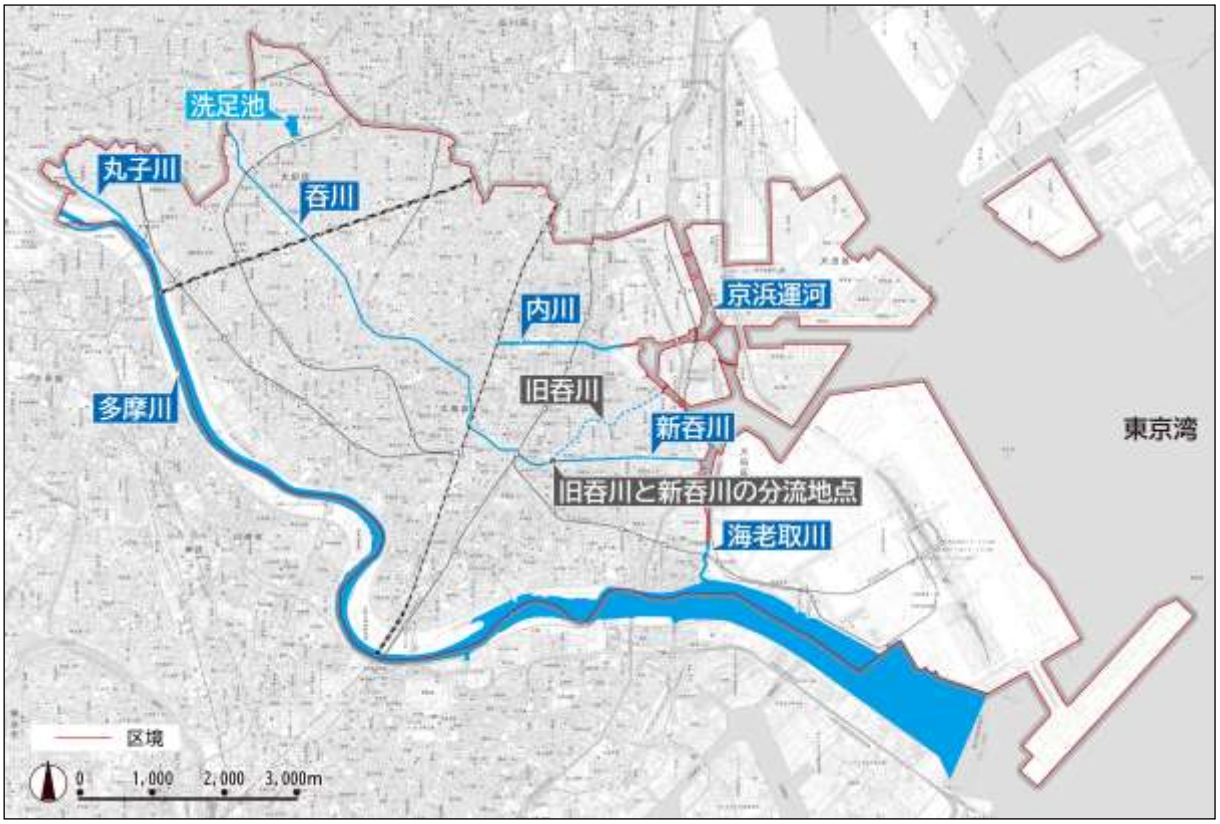

図 1-1-8　大田区内の主な河川と池

(５)みどり

大田区のみどりは、国分寺崖線沿いや南北崖線沿い、また多摩川、呑川、内川等の河川、さらには運河沿いのみどり等がつながり、都市の骨格の一部を形成している。

平成 30 年度(2018)時点の大田区全体の緑被率は 18.32%、羽田空港を除くと 15.75%である。緑被率は過去 35 年間ほぼ横ばいであったが、平成 30 年(2018)で減少に転じた。これは樹木緑被率の減少が大きく、住宅地を中心とした民有地における開発や宅地の細分化が要因となっている。

一方、公園等の整備状況は、令和７年(2025)４月時点で 572 箇所、総面積約 308 ヘクタールであり、区民１人当たりの面積は 4.15 平方メートルである。また、河川敷の緑地等を含めると総面積は約 385 ヘクタールとなり、区民１人当たりの面積は 5.19 平方メートルとなる。

また、農地は、面積約 2.5 ヘクタール、うち約２ヘクタールが生産緑地の指定を受けているものの、市街化の進展により減少傾向にある。

さらに、一定規模以上の木竹の伐採等の行為を許可制とし、緑地を保全する制度として都市緑地法第 12 条に規定されている特別緑地保全地区は、令和２年(2020)時点で４箇所、面積 2.64 ヘクタールが指定されている。

図 1-1-9　緑被概況と特別緑地保全地区

（６）気象

大田区の過去５年間（令和２年（2020）～令和６年（2024））の月別平均気温と月別平均降水量は、以下のとおりである。

月別平均気温をみると、最高が８月の 28.7℃、最低が１月の 7.0℃である。年間平均気温は 17.5℃である。一方、月別平均降水量は６月が最も多く、198.5 ミリである。

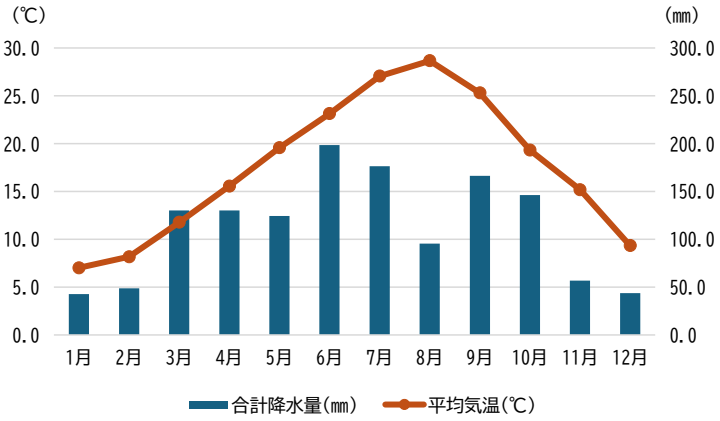

図 1-1-10　月別の合計降水量と平均気温（過去５年間平均）

表 1-1-1　年別・月別の平均気温（大田区羽田）　（℃）

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	5 年間の平均
1 月	8.2	6.4	5.8	6.7	8.0	7.0
2 月	9.1	9.1	6.0	8.0	8.7	8.2
3 月	11.4	13.0	11.1	13.2	10.2	11.8
4 月	13.4	15.4	15.4	16.7	16.9	15.6
5 月	19.6	19.8	19.1	19.3	20.1	19.6
6 月	23.3	22.9	22.8	23.4	23.3	23.1
7 月	24.7	26.1	27.4	28.4	28.7	27.1
8 月	29.1	27.7	27.7	29.4	29.4	28.7
9 月	24.9	22.8	24.6	27.2	27.0	25.3
10 月	18.2	18.9	18.3	19.8	21.4	19.3
11 月	15.0	14.8	15.6	15.6	14.9	15.2
12 月	9.0	9.0	8.8	10.5	9.4	9.3

表 1-1-2　年別・月別の平均降水量（大田区羽田）　（mm）

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	5 年間の平均
1 月	95.5	44.5	17.0	17.5	39.5	42.8
2 月	19.0	70.0	56.0	34.5	64.0	48.7
3 月	107.5	170.0	98.5	102.5	172.5	130.2
4 月	174.0	127.5	187.5	64.0	97.5	130.1
5 月	88.5	91.5	113.5	161.5	167.5	124.5
6 月	180.5	75.0	60.5	275.0	401.5	198.5
7 月	252.5	252.0	207.0	39.5	131.5	176.5
8 月	6.0	213.5	124.0	104.5	29.5	95.5
9 月	113.0	172.5	247.5	206.5	92.0	166.3
10 月	154.5	190.5	105.5	125.0	156.0	146.3
11 月	13.0	69.0	73.0	44.0	84.5	56.7
12 月	11.0	129.5	52.0	26.0	0.0	43.7

1-2.社会的環境

(1)大田区の合併経緯

明治４年(1871)、大区小区制が始まり、東京府は６大区 97 小区に分けられた。明治６年(1873)には、近隣地域の編入により 11 大区 103 小区となり、このとき、第７大区が現在の大田区のおおよその位置に該当し、43 の村があった。

明治 11 年(1878)、郡区町村編成法(郡区町村制)が制定されて大区小区制は廃止となり、代わって東京府には 15 区６郡が配置された。このとき、荏原郡が現在の大田区のおおよそ位置に該当する。村の数は変わらない。

明治 22 年(1889)、15 区の区域が新たに東京市となり、明治 26 年(1893)に三多摩地域(西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡)が東京府に移管されて、概ね現在の東京都域が確定した。その後の明治 29 年(1896)には東多摩郡と南豊島郡が合併して豊多摩郡となる。明治 22 年(1889)の市町村制により、大森村、入新井村、馬込村、池上村、調布村、矢口村、蒲田村、六郷村、羽田村の９村が現在の大田区のおおよその位置に該当する。

昭和７年(1932)、東京市が周辺５郡 82 町村を新たに 20 区に編成、合併して東京 35 区ができる。このとき、大森、入新井、馬込、池上、東調布の５つの町が大森区として、また、矢口、蒲田、六郷、羽田の４つの町が蒲田区としてできている。

その後、昭和 22 年(1947)３月 15 日、35 区が 22 区に再編された際(同年(1947)８月に練馬区が板橋区から分離独立して 23 区になる)、当時の大森区と蒲田区が合併して現在の大田区が成立した。

また、近年では、令和２年(2020)に中央防波堤外側埋立地西側が令和島として加わった。

表 1-2-1　大田区の合併経緯

大区制 明治 4 年~11 年		郡区町村制 明治 11 年~22 年	市町村制 明治 22 年~昭和 7 年	町改正 町制施行	市域拡張 昭和 7 年~22 年	現在区名 昭和 22 年~
第七大区	三小区　大森村	大森村	大森村	大森町(M30)	大森区	大田区
	三小区　不入斗村	不入斗村	入新井村	入新井町(T8)		
	三小区　新井宿村	新井宿村				
	五小区　馬込村	馬込村	馬込村	馬込町(S3)		
	五小区　石川村	石川村	池上村	池上町(T15)		
	五小区　雪ヶ谷村	雪ヶ谷村				
	五小区　池上村	池上村				
	三小区　市野倉村	市野倉村				
	五小区　桐ヶ谷村	桐ヶ谷村				
	三小区　堤方村	堤方村				
	三小区　下池上村	下池上村				
	四小区　徳持村	徳持村				
	三小区　久ヶ原村	久ヶ原村				
	五小区　道々橋村	道々橋村				
	四小区　鵜ノ木村	鵜ノ木村	調布村	東調布町(S3)		
	五小区　嶺村	嶺村				
	五小区　下沼部村	下沼部村				
	五小区　上沼部村	上沼部村				
	四小区　蓮沼村	蓮沼村	矢口村	矢口町(S3)	蒲田区	
	四小区　道塚村	道塚村				
	四小区　小林村	小林村				
	四小区　安方村	安方村				
	四小区　原村	原村				
	四小区　今泉村	今泉村				
	四小区　古市場村	古市場村				
	四小区　矢口村	矢口村				
	四小区　下丸子村	下丸子村				
	三小区　女塚村	女塚村	蒲田村	蒲田町(T11)		
	三小区　御園村	御園村				
	三小区　北蒲田村	北蒲田村				
	四小区　蒲田新宿村	蒲田新宿村				
	四小区　雑色村	雑色村	六郷村	六郷町(S3)		
	四小区　八幡塚村	八幡塚村				
	四小区　町屋村	町屋村				
	四小区　高畑村	高畑村				
	四小区　古川村	古川村				
	四小区　糀谷村	糀谷村	羽田村	羽田町(M40)		
	四小区　浜竹村	浜竹村				
	三小区　下袋村	下袋村				
	四小区　萩中村	萩中村				
	四小区　鈴木新田	鈴木新田				
	四小区　羽田猟師町	羽田猟師町				
	四小区　羽田村	羽田村				

大田区史(昭和 26 年発行)より作成

（２）土地利用

大田区全域が都市計画区域に指定されている。

東京都都市整備局の資料（令和３年(2021)時点）によると、宅地は 50.6%、道路等は 32.6%、水面･河川等は 5.7%を占めている。

なお、大田区の面積、地目別土地利用面積とその割合は、令和３年(2021)作成のＤＭ地形図に基づいて、「都市計画地理情報システム」を用いて計量･解析を行って求めたものであるため、これらの数値は、一般的に使用されている行政面積等とは必ずしも一致しない。

表 1-2-2　地目別土地利用面積と割合（令和３年(2021)）

	合計	宅地	その他	公園等	未利用地	道路等	農用地	水面･河川等	森林	原野
面積(ha)	6,315.6	3,196.6	215.0	293.3	128.8	2,056.2	3.2	358.4	1.7	62.6
割合(%)	100.0	50.6	3.4	4.6	2.0	32.6	0.1	5.7	0.0	1.0

※合計は、各項目の四捨五入の関係で合わない。

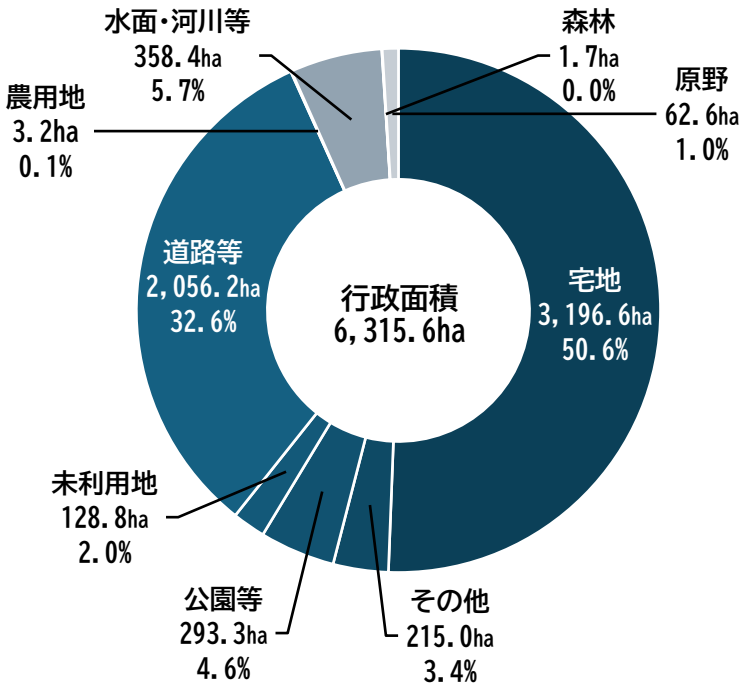

図 1-2-1　地目別土地利用面積と割合（令和３年(2021)）

（３）人口動態

①人口の推移と将来推計人口

大田区の人口は、令和７年(2025)１月１日時点で740,519人(住民基本台帳)であり、都内区市町村のなかでは、世田谷区、練馬区に次いで３番目に多い。

近年、人口は増加傾向を示しており、10年前の平成27年(2015)(１月１日時点)と比べると約33,000人増加している。なお、令和３年(2021)～令和５年(2023)は、新型コロナウィルス感染症拡大が影響したためか転出超過になったが、令和６年(2024)には再び増加に転じている。

令和６年(2024)を基準年として推計された将来人口をみると、緩やかに増加した人口は、2042年に約735,800人のピークに達し、その後、急激に減少して、2070年に約710,572人になることが見込まれている。

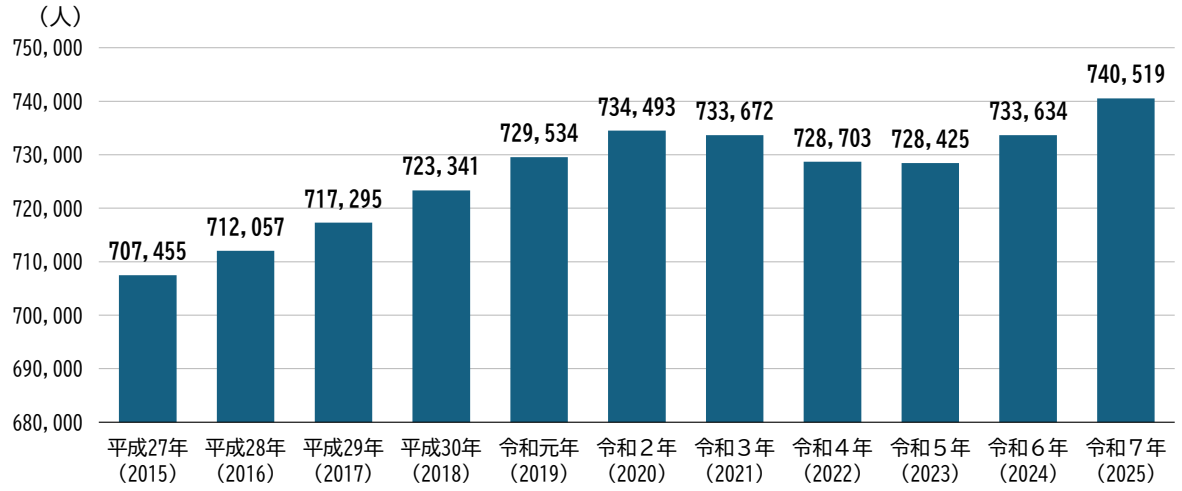

図 1-2-2　総人口の推移(住民基本台帳、各年１月１日時点)

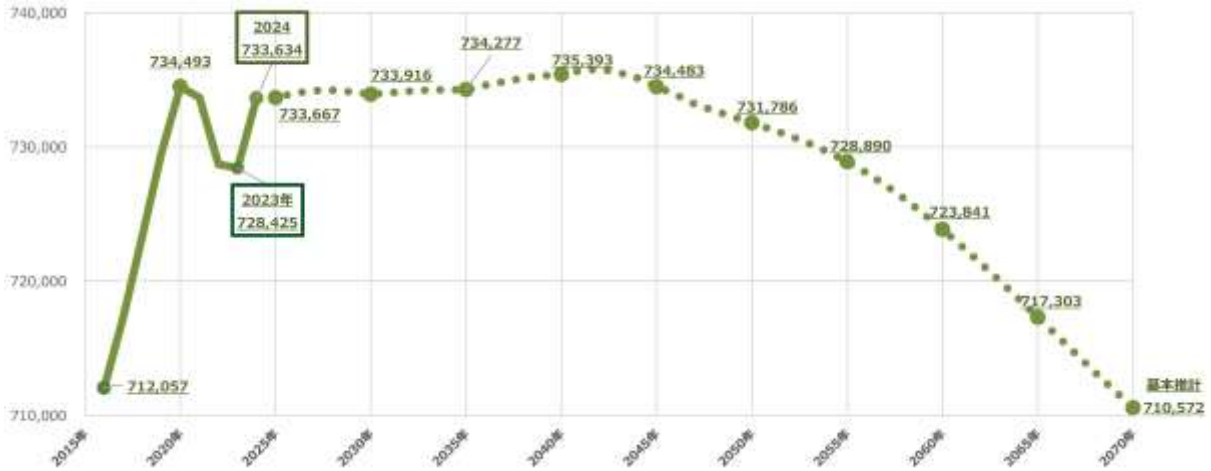

図 1-2-3　将来人口の推計

②年齢別人口の推移と年齢別将来推計人口

令和７年(2025)１月１日時点の大田区の年齢３区分別人口をみると、0～14 歳は 74,263 人(10.0%)、15～64 歳は 502,189 人(67.8%)、65 歳以上は 164,067 人(22.2%)となっている。

一方、令和７年(2026)１月１日時点の東京都全体では、0～14 歳は 1,521,973 人(10.9%)、15～64 歳は 9,332,002 人(66.7%)、65 歳以上は 3,148,429 人(22.5%)となっている。

この結果から、大田区では、東京都全体と比較すると年少人口と老年人口がわずかに少なく、生産年齢人口がわずかに多いことが分かる。

令和６年(2024)を基準年として推計された大田区の将来人口を年齢３区分別でみると、0～14 歳(年少人口)と 15 歳～64 歳(生産人口)は、いずれも一時微増するものの、2070 年に人口は基準年に比べると減少し、総人口に占める割合も減少している。一方、65 歳以上(老年人口)は、微増減を繰り返し、2070 年の人口は基準年に比べると増加し、総人口に占める割合も増加している。

表 1-2-3　年齢３区分別人口と割合(大田区と東京都全体)

	大田区(令和７年(2025)１月１日時点)			東京都全体(令和７年(2025)１月１日時点)		
	年少人口(0～14 歳)	生産年齢人口(15～64 歳)	老年人口(65 歳～)	年少人口(0～14 歳)	生産年齢人口(15～64 歳)	老年人口(65 歳～)
実数(人)	74,263	502,189	164,067	1,521,973	9,332,002	3,148,429
割合(%)	10.0	67.8	22.2	10.9	66.7	22.5

※割合の合計は、各項目の四捨五入の関係で合わない場合がある。

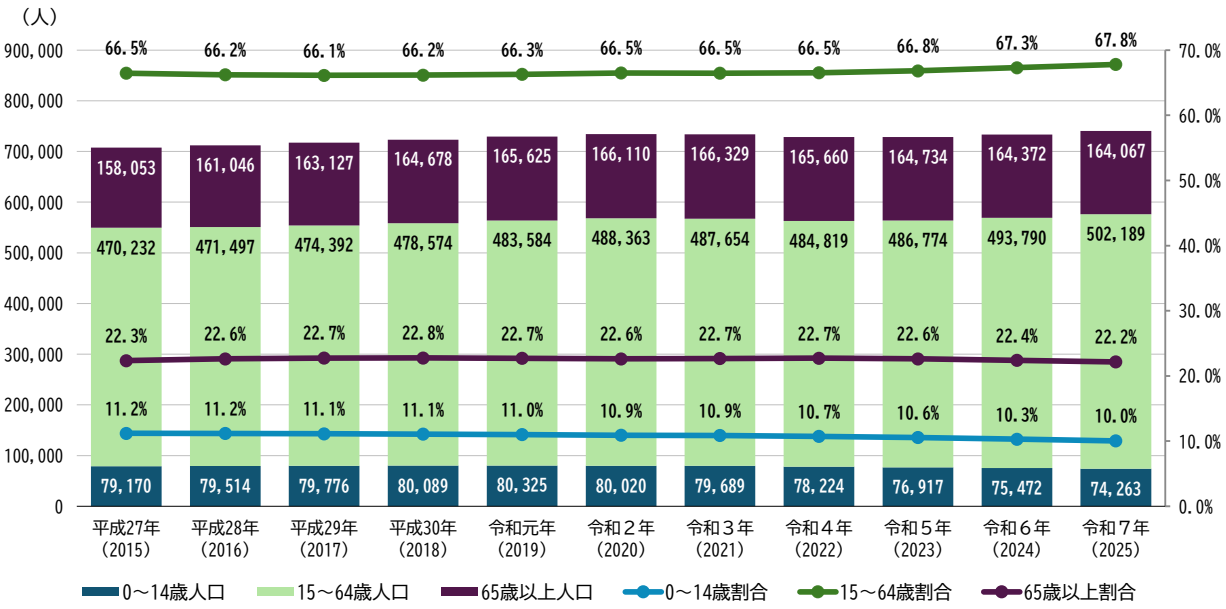

図 1-2-4　大田区の年齢３区分別人口と割合の推移

図 1-2-5　大田区の年齢３区分別将来人口の推移（令和６年を基準年として推計）

（4）交通機関

鉄道は、JR 東海道新幹線と JR 横須賀線･湘南新宿ラインが大田区北西部を東西方向に通り、JR 東海道本線（上野東京ライン）と JR 京浜東北線が大田区中央部を南北方向に通っている。なお、大田区内には JR 京浜東北線、京急本線、京急空港線、東京モノレール、東急東横線、東急目黒線、東急多摩川線、東急大井町線、東急池上線、都営浅草線の 10 路線が縦横に通り、各路線における駅の合計は 43 駅にのぼる。乗降客数等から大田区の中心的な駅として、蒲田駅（JR 京浜東北線、東急池上線、東急多摩川線）、京急蒲田駅（京急本線、京急空港線）、大森駅（JR 京浜東北線）があげられる。蒲田駅と京急蒲田駅は約 800 メートル離れており、この東西分断を解消するため新空港線（蒲蒲線）の整備が進められている。令和７年（2025）に、矢口渡駅と蒲田駅の間から京急蒲田駅付近までの第一期整備の計画が国から認定され、事業化した。大田区内外の移動利便性向上や沿線まちづくりに寄与することが期待されている。

道路は、東京都中央区を起点として大阪府大阪市を終点とする国道 1 号が大田区西部寄りを南北に縦断するとともに、同じく中央区を起点として神奈川県横浜市を終点とする国道 15 号が大田区中央を南北に縦断している。また、東京湾を取り巻く千葉県、東京都、神奈川県の海岸沿いを通る国道 357 号（東京湾岸道路）が大田区東部及び羽田空港敷地内を縦断している。

広域交通網では、羽田インターチェンジを始めとする３つのインターチェンジを有する首都高速 1 号や首都高速湾岸線が、大田区東部を南北に縦断している。

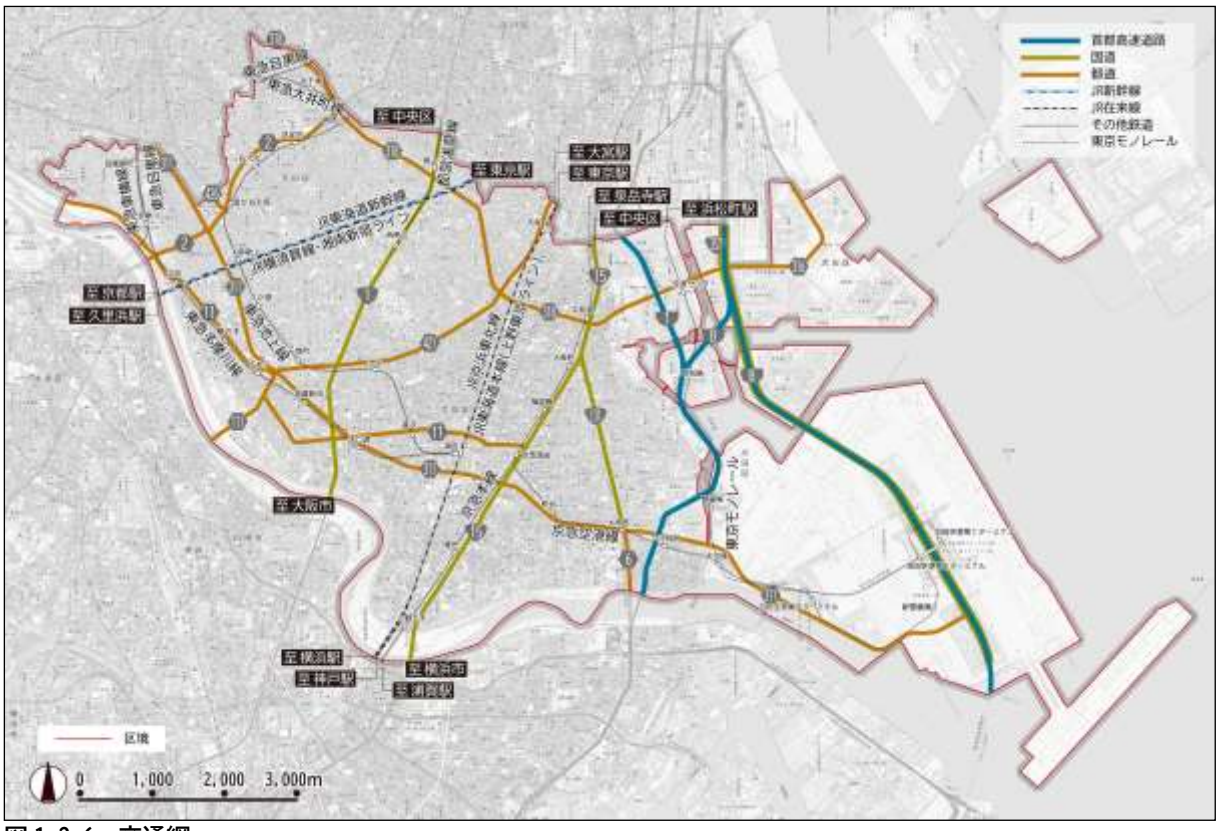

図 1-2-6　交通網

（５）産業

令和２年(2020)の国勢調査によれば、15 歳以上の就業者総数 347,458 人のうち、第１次産業就業者は 454 人(0.1%)[特別区部 0.2%]、第２次産業就業者は 58,661 人(16.9%)[特別区部 13.8%]、第３次産業就業者は 272,733 人(78.5%)[特別区部 81.9%]、不明(分類不能)は 15,610 人(4.5%)[特別区部 4.2%]である。

経年では、第１次産業の就業者数割合はほぼ横ばいで推移し、第２次産業は減少傾向を示している。第３次産業は一時減少するものの、平成 22 年(2012)以降は増加傾向を示している。

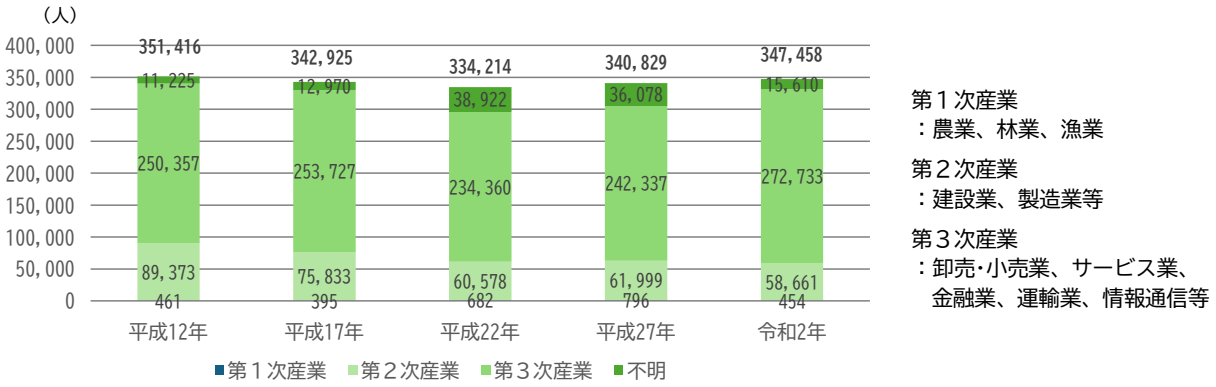

図 1-2-7　産業別就業人口

①農業

大田区内には 10 数軒ほどの農家と約 3.2 ヘクタールの農用地がある。そこでは、ジャガイモ、ダイコン、ナス、シクラメン等が年間を通して生産されている。

なかでも、馬込大太三寸人参と馬込半白節成胡瓜は、大田区に伝統野菜として位置付けられている。

図 1-2-8　馬込大太三寸人参

■馬込大太三寸人参

馬込大太三寸人参は、昭和 25 年(1950)に農林省に種苗登録された西洋ニンジンの改良種である。鮮やかな朱色で、長さは 10 センチメートル弱(３寸)程度、短い円錐の尻つまり形をしており、根の先が丸みを帯びているのが特徴で、芳香があり、柔らかく、甘い。

図 1-2-9　馬込半白節成胡瓜

■馬込半白節成胡瓜

馬込半白節成胡瓜は、明治 30 年代(1895)から昭和 30 年(1955)ころまで栽培されていた。馬込で特産される、ヘタの部分が緑色で下が色白、茎の節ごとに実が成る「胡瓜」ということでこの名が付けられた。

②工業

令和３年(2021)経済センサス-活動調査報告(令和６年９月、大田区)によると、大田区には 28,532 の事業所が立地しており、そのなかでも製造業は 3,584 事業所が立地し、東京都内最大の集積となっている。

こうしたなか、従業員１～９人の事業所が全事業所の 75%以上を占めており、大田区内事業所の多くが従業員の少ない小規模な事業所であることが分かる。なかでも、生産用機械器具製品、金属製品、汎用機械器具製品等の、機械金属加工のものづくり企業が多い。

③商業

令和３年(2021)経済センサス-活動調査報告によると、卸売業・小売業は、事業所数 6,222 店、従業者数 79,735 人、年間商品販売額２兆 8,252 億 6,300 万円となっている。これは、大田区内全産業に対して、事業所数が 21.8%、従業者数が 22.5%、年間商品販売額が 27.2%を占めていることになる。

卸売業・小売業、宿泊業、飲食業、サービス業等が集積する商店街数の多さや、製造業の事業所数が都内最多、また銭湯が東京 23 区多数の件数を誇っていることが、大田区の特色の一つである。

表 1-2-4　産業大分類別の事業者数、従業員数、売上(収入)金額（令和３年(2021)）

	事業所数	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)	売上金額(百万円)	構成比(%)
	28,532	**100.0**	**355,138**	**100.0**	**10,378,745**	**100.0**
農林漁業	22	0.1	418	0.1	1,461	0.0
鉱業,採石業,砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	2,160	7.6	18,384	5.2	488,122	4.7
製造業	3,584	12.6	33,659	9.5	4,423,676	42.6
電気,ガス,熱供給,水道業	21	0.1	321	0.1	4,747	0.0
情報通信業	548	1.9	15,049	4.2	290,528	2.8
運輸業,郵便業	1,296	4.5	68,625	19.3	586,138	5.6
卸売業,小売業	6,222	21.8	79,735	22.5	2,825,263	27.2
金融業,保険業	339	1.2	5,537	1.6	189,611	1.8
不動産業,物品賃貸業	3,100	10.9	11,180	3.1	207,260	2.0
学術研究,専門・技術サービス業	1,287	4.5	8,727	2.5	100,854	1.0
宿泊業,飲食サービス業	3,223	11.3	23,755	6.7	205,227	2.0
生活関連サービス業,娯楽業	1,859	6.5	10,757	3.0	184,069	1.8
教育,学習支援業	701	2.5	7,192	2.0	141,768	1.4
医療,福祉	2,491	8.7	38,256	10.8	279,376	2.7
複合サービス業	81	0.3	1,224	0.3	4,395	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,598	5.6	32,319	9.1	446,250	4.3

※売上金額は、必要な事項の数値が得られた事業者のみを対象に集計した値であるため、表中の事業所数(従業員数)の売上金額の合計を示しているわけではない。
※構成比の合計は、各項目の四捨五入の関係で合わない。

表 1-2-5　従業者規模別の事業所数と従業者数（令和３年(2021)）

		事業所数	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
		28,532	100.0	355,138	100.0
従業者規模	1～4 人	16,370	57.4	34,745	9.8
	5～9 人	5,347	18.7	35,126	9.9
	10～19 人	3,463	12.1	46,895	13.2
	20～29 人	1,370	4.8	32,584	9.2
	30～49 人	887	3.1	33,361	9.4
	50～99 人	538	1.9	36,839	10.4
	100～199 人	230	0.8	31,708	8.9
	200～299 人	75	0.3	18,223	5.1
	300～499 人	51	0.2	19,192	5.4
	500 人以上	46	0.2	66,465	18.7
	出向・派遣従業員のみ	155	0.5	0	－

※構成比の合計は、各項目の四捨五入の関係で合わない。

表 1-2-6　東京都内の銭湯数（令和６年(2024)12 月末時点）

		銭湯の数（件）	23 区に占める割合（%）
東京都		430	—
	23 区	393	—
	大田区	33	8.4
	都下(多摩地域)	37	—

(６)観光

「東京都観光入込客数実態調査」によれば、平成 26 年(2014)～令和５年(2023)の、10 年間の大田区の観光入込客数は、平成 26 年(2014)の 17,706,405 人をピークに減少し、令和元年(2019)には 13,974,912 人となった。

令和２年(2020)に発生した新型コロナウィルス感染症によって急激に減少した観光入込客数は、令和４年(2022)以降、徐々に回復しているが、令和５年(2023)時点で 9,502,565 人であり、令和元年(2019)の数値まで回復していない。

こうしたなか、羽田空港と成田空港の国際線ターミナル搭乗待合ロビーで訪日外国人を対象に実施したアンケート調査の結果を「令和５年国･地域別外国人旅行者行動特性調査(令和５年(2023))」で見ると、東京を訪れた外国人の目的として最も多いのは「観光･レジャー」で 85.1%、次いで「親族･知人訪問」が 4.2%、「その他ビジネス」が 3.1%である。

なお、「大田区商店街調査報告書(平成 26 年(2014))」には、大田区の主な観光資源として、以下のモノやコトがあげられている。

表 1-2-7　大田区の主な観光資源（「大田区商店街調査報告書(平成 26 年(2014))」より）

- 黒湯温泉(銭湯)への入浴
- 羽根つき餃子などの地元名物の体験
- 日本の暮らしを感じる商店街でのお買い物
- 四季を感じる催し
- 水辺体験
- 着付け･茶道･習字等の日本文化体験
- 郷土博物館･龍子記念館などの所蔵品の鑑賞
- 町工場の見学
- 池上本門寺などの神社･仏閣･旧跡めぐり
- 大森 海苔のふるさと館での海苔付体験
- 東京湾のクルーズ･屋形舟
- 花卉や果物を扱う卸売市場の見学(大田市場)
- 野鳥公園でのバードウォッチング

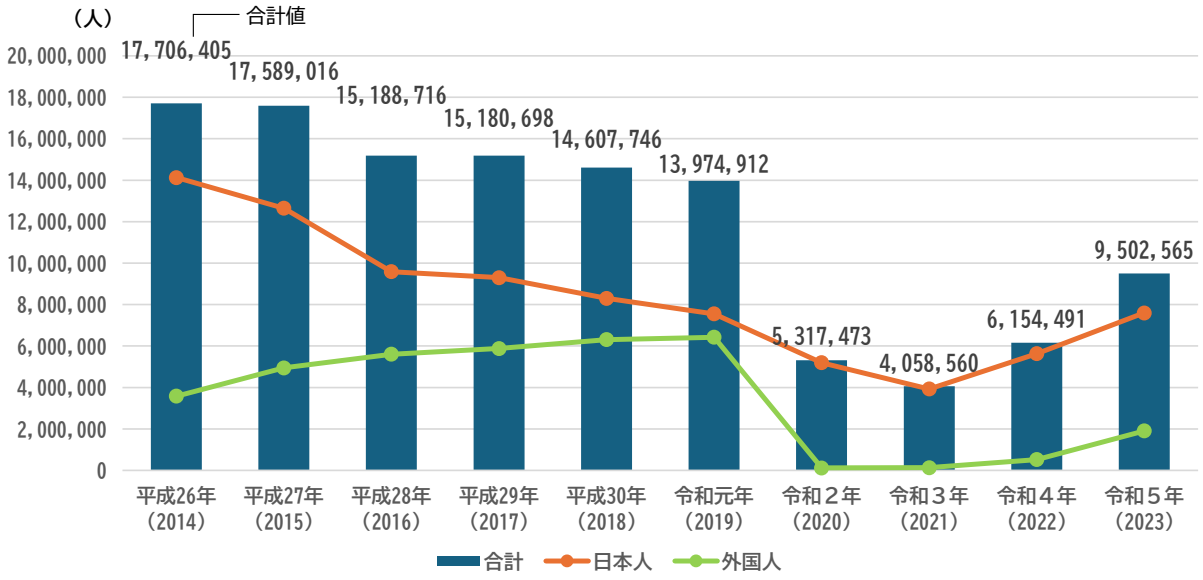

図 1-2-10　観光入込客数

コラム

神輿の担ぎ方（城南担ぎ、ヨコタ(横田)担ぎの担ぎ方の特徴）

大田区で見られる神輿の担ぎ方には、城南担ぎとヨコタ担ぎがある。ともに大田区を含む東京湾岸の漁師町文化に根ざした神輿担ぎだが、動きと演出には違いがある。

城南担ぎは品川･大田地域に広がる担ぎ方で、神輿に取り付けられている担ぎ棒(親棒)以外に、「トンボ」と呼ばれる横棒を多く備え、担ぎ手が横方向からも支えやすい構造を持つ。これにより「もみ」や回転等多方向の動きを可能とし、構造的な安定感と迫力ある動作を特徴とする。

一方、ヨコタ担ぎは羽田神社例大祭に代表され、神輿を挟んだ両側の担ぎ手が向い合せになって担ぎ、神輿を左右に大きく傾けて、波に揺れる船のようにローリングさせる担ぎ方である。担ぎ手が声を合わせて左右に豪快に揺らすことで観客への視覚的インパクトを大きくしている。

1-3.歴史的環境

(1)歴史

大田区の歴史は、石器製作の際に生じた剥片の出土から、遅くとも後期旧石器時代(約3万年前～1万5000年前)には人々が生活していたとされるところから始まる。

その後に続く、大森貝塚をはじめ、竪穴住居や土器･石器等が多数発見されている縄文時代(約1万5000年前～3000年前)、久ヶ原遺跡をはじめ、台地部に集落が形成された弥生時代(約3000年前～3世紀前半)、多摩川左岸に大小多数の古墳群が築かれた古墳時代(3世紀後半～7世紀)、これらの遺跡から出土する様々な遺構や遺物等が、大田区における原始･古代の人々の、暮らしの場や形態等の変化を物語っている。

中世や近世においては、時の権力者等による土地や人の支配が起こっている。また、鎌倉時代に日蓮宗の開祖である日蓮が池上の地で入滅したことが、その後の大田区の歴史的風致の形成にとって大きな影響を及ぼすこととなった。

近世後半から近代(明治期)、またそれ以降は、市場経済化が進み、海苔養殖や麦わら細工をはじめとする様々な産業が盛んにとともに、地域の発展と度重なる市町村合併による行政区域の変化の激しい時代を経ることとなった。

そして現代になると、京浜島、昭和島等の湾岸エリアの埋立てが進むなか、海苔養殖の終焉や公害･騒音等の高度経済成長に伴う問題が生じるようになった。

このように長い年月のなかで形成されて根付いてきた信仰や伝統行事、規則やルール等を含む地域文化は、今も地域やそこに暮らす人々に継承され、息づいている。

図 1-3-1　時代区分

図 1-3-2　大田区内の主な歴史･文化資源

①原始（旧石器時代、縄文時代、弥生時代）

ア.旧石器時代

旧石器時代(約３万年前～１万 5000 年前)の人々は、一ヶ所に定住せず、小さな集団で移動しながら狩猟採集生活を送っていた。大田区では、こうした旧石器時代の人々の生活の様子をいくつかの遺跡から見ることができる。

図 1-3-3　久原小学校内遺跡

代表的なものとして、昭和 53 年(1978)、武蔵野台地南端、多摩川と呑川に挟まれた久が原台地上に位置する久原小学校で、校舎と体育館の改築時に地面下約６メートルの地点から、炭化物片を多量に含む焼土や火熱による赤化と火割れの著しい礫群、また石器製作工程で生まれる剥片が多数出土した久原小学校内遺跡があげられる。調査の結果、約３万年前(後期旧石器時代に該当)の調理場や石器製作場等であるとされ、この頃よりこの地で人々が生活していたことが裏付けられた。しかし、この遺跡からは限られた範囲にわずかな遺物しか残っていなかったことから、小集団が短期間居住していたものと想像されている。

イ.縄文時代

気温上昇とともに海水面が上昇した縄文時代(約１万 5000 年前～3000 年前)では、定住型の狩猟採集生活に代わっていった。特に、海の幸を享受できるようになったことが、大田区内で発見された大森貝塚[1]、雪ヶ谷貝塚、馬込貝塚、下沼部貝塚等で分かる。

図 1-3-4　大森貝墟碑

とりわけ、東急池上線雪が谷大塚駅の北東約 550 メートルの呑川に面する雪ヶ谷貝塚は、広範囲に約 6500 年前～5000 年前(縄文時代前期に該当)の竪穴式住居址 31 基をはじめ、土器や石器の生活道具等、多数の遺物が散布しており、大規模な集落であったことが想像されている。出土した貝の種類は、ハマグリ等の海で採取できるものが中心だった。

図 1-3-5　大森貝塚(出土品)

また、明治 10 年(1877)、アメリカ人動物学者エドワード･シルベスター･モースにより発見･発掘され、日本で最初の学術的発掘調査が行わ

[1] 貝塚とは、縄文時代の人々が生活で使用した貝殻や動物の骨、土器等を捨てた場所である。かつては「貝墟」とも呼ばれていたため、石碑には「大森貝墟」と記されている。

れたことで有名な大森貝塚は、約 4000 年前～2300 年前(縄文時代後期～晩期に該当)の土器や土版、球状土製品、打製石斧、骨角器等が出土している。出土した貝の種類はテングニシ、バイ、サザエ、カキ等が多く含まれていた。その後の調査からは住居址、装身具、魚や動物の骨等が大量に見つかっている。なお、本遺跡は品川区にまたがる国指定の史跡である。

ウ. 弥生時代

弥生時代の特徴は稲作の開始である。大田区内では、田畑の跡は発見されていないが、稲籾の痕のある土器や炭化米が出土している。特に、多摩川と呑川に挟まれた台地上に確認された久ヶ原遺跡では、台地下の沖積低地に水田を作り、農耕を中心とする生活が営まれていたことが想像されている。久ヶ原遺跡は、複数回の調査の結果、11 万平方メートルに及ぶ遺跡規模内に約 1,000 軒を超える竪穴式住居が存在する等、南関東だけでなく日本を代表する弥生時代の遺跡として知られている。

図 1-3-6　久ヶ原遺跡

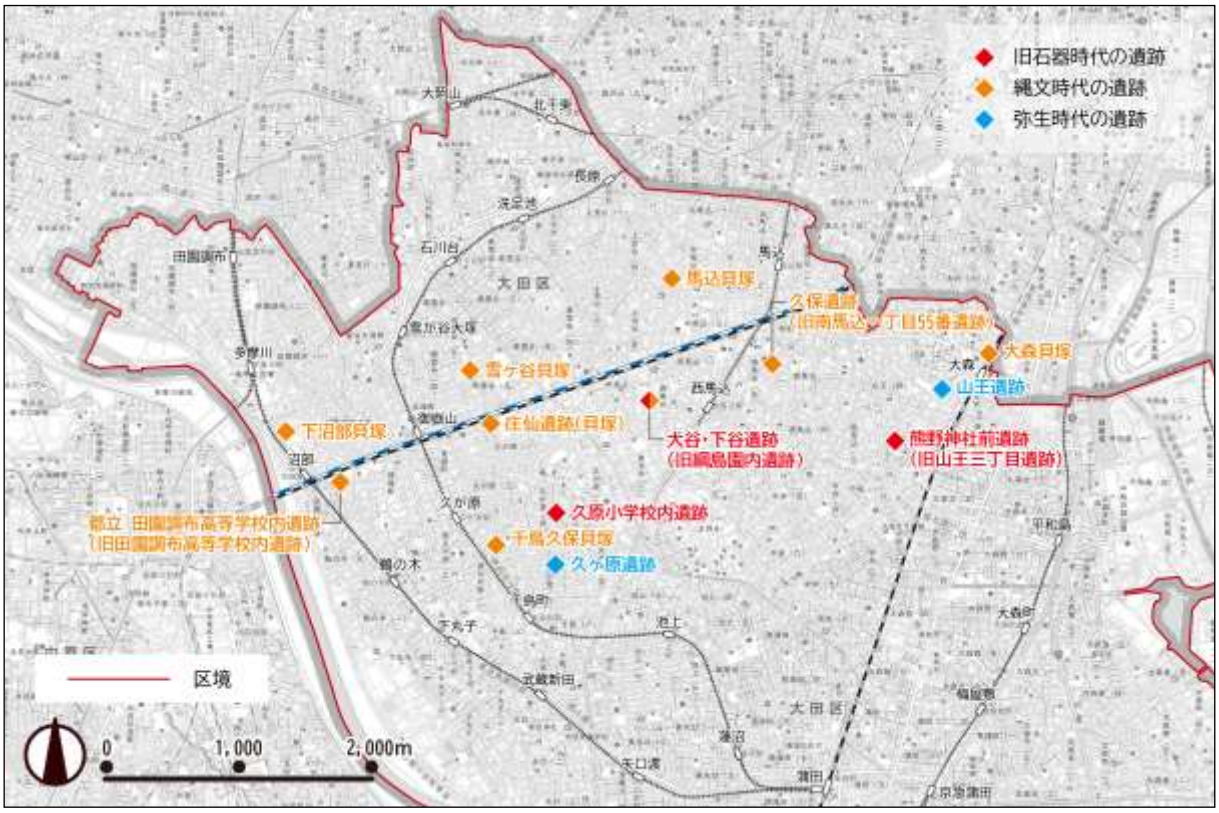

図 1-3-7　原始時代(旧石器時代、縄文時代、弥生時代)の遺跡分布

②古代（古墳時代、奈良時代･平安時代）

ア.古墳時代

大田区は古墳の密集地であり、その大部分は田園調布からのびる多摩丘陵地帯の、田園調布･鵜の木と連なる台地上にある。これらは土を盛った高塚式の古墳で田園調布古墳群(荏原台古墳群の内、田園調布を中心とする古墳群のこと)と呼ばれ、全長107.25メートル、前方部幅49.5メートル、同高さ約7.5メートル、後円部径66メートル、同高さ約10メートルの亀甲山古墳を筆頭に、４基の前方後円墳、47基の円墳よりなる大古墳群を形成している。なお、現在、塚としての痕跡がないものもある。

特に、亀甲山古墳は都内最大級の規模で、昭和４年(1929)に国の史跡に指定された。

近くには、宝萊山古墳や観音塚古墳等もあり、宝萊山古墳は、亀甲山古墳と並ぶ、多摩川流域最大の前方後円墳で、東京都指定の史跡である。

観音塚古墳からは文化 14 年(1817)に人物埴輪が出土し、現在は照善寺に保管されている。また、亀甲山古墳の南側にある多摩川浅間神社敷地内からは人頭と動物頭の埴輪や無数の破片が発見されており、ここも古墳であったことが知られている。なお、宝萊山古墳と亀甲山古墳に挟まれるように多摩川を望む台地縁辺に位置している墳墓を多摩川台古墳群と呼び、田園調布古墳群に属す群集墳である。

図 1-3-8　亀甲山古墳(史跡)

図 1-3-9　観音塚古墳からの出土品(人物埴輪)

図 1-3-10　多摩川台古墳群の分布

円墳では調布大塚小学校の裏にある鵜木大塚古墳が原形をよく保っており、規模も大きく、古くから「大塚」と呼ばれて付近の地名の由来にもなっている。また沼部駅に近い東光院裏手の台地上にも原形をよく残した円墳がある。

古墳時代終末期になると、台地の斜面に横穴を掘って遺体を葬ることが広く行われるようになる。大田区は 500 基以上の横穴古墳(横穴墓)が密集群在する地域であり、上沼部群、下沼部群、鵜の木･光明寺群、久が原･根岸群、小池群、塚越群、本門寺･桐ヶ谷群、久保･平張群(馬込)、新井宿･山王群等は有名で、それらの場所からローム層のなかに掘られた横穴墓の大群が発見されている。

図 1-3-11　横穴墓(山王遺跡群内横穴墓)

イ.奈良時代･平安時代

奈良･平安時代は、日本列島に律令国家(律令制)が成立した時代である。律令制とは、律令という法律に基づき、全国の人民と土地を直接統治するための中央集権的な政治体制のことである。

大田区は武蔵国荏原郡にあたる地域に含まれ、『和名類聚抄(和名抄)(天平年間(931-938))』によれば、荏原郡には蒲田、田本、満田、荏原、覚志、御田、木田、桜田、駅家の９郷が存在していた。このうち、大田区に含まれるものを『日本地理志料(明治 35 年(1902))』に従うと、蒲田郷を中心に田本、満田、荏原、覚志、駅家の郷の一部であると推測されている。大田区内で当時代の遺跡は 27 か所が確認されており、低地部の貝塚や官衙関連遺跡、台地部の火葬墓群に大別される。特に、低地部の十二天遺跡からは、９世紀代の掘立柱建物や銅製丸鞆、祭祀に使用されたと考えられる人型の木製品等が出土している。こうした特殊な遺物が多いこと等から、十二天遺跡は蒲田郷の官衙に関連する遺跡であると推定されている。当時代には、行基により開山あるいは創建されたと伝わる安養寺、光明寺、薭田神社や磐井神社等がある。安養寺には、平安時代の作と伝わる薬師如来、釈迦如来、阿弥陀如来の３坐像(いずれも都指定の有形文化財)が安置されている。

図 1-3-12　十二天遺跡から出土した丸鞆

承平５年(935)、藤原忠方が平将門の乱を平定した後、千束池(現：洗足池)の湖畔に居を構え、千束八幡神社を氏神として崇敬したと伝えられる。一説では、忠方は池の上手に居を構えたことから、後に池上姓を名乗ったと伝わる。

③中世（鎌倉時代、室町時代(南北朝時代)）

中世(鎌倉･室町時代)は、朝廷から任じられた国府の長官(国司)が公領を支配する体制と、皇族や貴族、大社寺が各地に荘園を展開するなかで、武士が台頭して公権力の一角を担い、領域を拡大させていった時代である。

当時代、後の大田区の歴史･文化等に多大な影響を及ぼした出来事がある。日蓮宗の開祖である日蓮が、弘安５年(1282)10 月 13 日、武蔵国荏原郡千束郷池上村の地頭である池上宗仲の邸宅で入滅したことである。詳細な入滅の場所は、現在の大坊本行寺のご臨終の間とされる。

図 1-3-13　木造日蓮聖人坐像

弘安５年(1282)９月８日､61 歳になる日蓮は、それまでの９年間を過ごしてきた身延山に別れを告げて、病気療養のため常陸へ湯治に向かう途中の９月 18 日、病状悪化のため池上の地に身を寄せたが療養の甲斐なく 10 月 13 日に亡くなっている。その後、池上宗仲が屋敷の一部を寄進したことから池上本門寺がはじまると伝わる。

図 1-3-14　池上本門寺宝塔

池上本門寺は、江戸時代に徳川家をはじめとした大名や多くの町人から信仰を集め、現在も、境内に五重塔や宝塔(いずれも重要文化財)、総門、経蔵、石段(いずれも区指定有形文化財)等の歴史的な建造物が残るだけでなく、御会式や千部会等の日蓮の供養に関係する、地域が一体となった催事が行われる寺院となっている。

室町時代の武将である新田義興が、正平 13 年/延文３年(1358)、矢口の渡しにおいて、豪族の江戸氏らの謀略により討たれて非業の最期を遂げた。

この悲劇は「矢口渡伝説」として後世に語り継がれ、義興は怨霊として人々に畏れられた。地元では、その霊を鎮めるために新田神社が創建され、今日まで地域信仰を象徴する存在となっている。

さらに、この伝承は、江戸時代には文芸や歌舞伎等の演劇の題材としても広まった。

図 1-3-15　新田神社

④近世（安土桃山時代(戦国時代)、江戸時代）

戦国時代、大田区域は後北条氏の支配下にあり、『小田原衆所領役帳』等には当地の所領支配や役負担の実態が記録されている。そこには農地の石高、年貢割当、兵糧米の供出義務等が明記され、荏原郡(現:大田区)の村々が軍役や物資供出を通じて戦国大名権力に編成されていた様相がうかがえる。在地武士として行方氏が知られ、羽田神社縁起に行方与次郎の名が伝わるほか、妙安寺の妙安尼供養塔、円頓寺の行方弾正直清供養塔は、地域支配に関与した一族が寺院を通じて死後に供養された事実を示す。

図 1-3-16　六郷用水の跡

後北条氏滅亡後、徳川家康は荏原郡を江戸南郊の穀倉地帯と位置付け、その大半を幕府直轄領とした。新井宿村を知行させた木原吉次には江戸城修築を命じ、また治水技術に長けた小泉次太夫吉次を登用し、六郷・稲毛・川崎一帯の新田開発のため六郷用水や二ヶ領用水を開削させた。さらに酒井左衛門尉忠次を普請奉行に任じて六郷橋を完成させた。こうした施策は江戸の食糧供給と交通基盤の整備に直結していた。なお、六郷用水は、慶長２年(1597)に測量が始まり、慶長 14 年(1609)に主要水路が完成、小堀と呼ばれる各村への分水路工事も含めると、終了までに 14 年の長い長い年月を費やす大工事であった。

図 1-3-17　蒲田の梅園(歌川広重作)
「名所江戸百景(安政４年(1857))」

江戸時代前期では、江戸蒲田氏は蒲田村の名主層として年貢徴収や村政の調整を担い、村落統制の実際的な役割を果たした。木原氏は万福寺や善慶寺への寄進を行い、山王熊野神社の祭祀に関与した。堂宇修復や檀家組織の整備、祭礼運営を通じて地域住民の宗教生活を支え、共同労働や年中行事を円滑に進める役割を担った。

江戸時代中期には大森産の海苔が幕府御膳海苔に指定され、地域特産品として流通した。大森は東海道の品川宿と川崎宿の間に位置し、道中常備薬の和中散や土産物の大森麦わら細工を求める旅人もおり、商業が活況を呈した。さらに梅園を備えた休息

図 1-3-18　麦藁細工
「江戸名所図会(天保５年(1834)～７年(1836))」

所梅屋敷は行楽地として知られ、そこで採れた梅を加工した梅びしお(練り梅)も名物として人気を集めた。

江戸時代、日蓮宗の寺院や講中を中心に営まれた御会式の万灯練供養がある。秋の夜に無数の灯籠を掲げた行列が町を練り歩き、日蓮の冥福を祈る大規模な民間行事である。また、双盤念仏も民間信仰のひとつである念仏講の活動として広まり、鉦や太鼓を打ち鳴らし、集団で唱和する儀礼が各地で行われた。さらに、富士山への登拝を通じて信仰を深める富士講等の山岳信仰も広まりを見せた。

図 1-3-19　万灯練供養(令和５年(2023))

⑤近代（明治期、大正期、昭和期(戦前)）

ア.大森区と蒲田区の誕生

慶応３年(1867)10 月、江戸幕府第 15 代将軍・徳川慶喜が政権の返上を明治天皇に奏上し、これに対して天皇が勅許を与えたことにより、大政奉還が行われた。江戸幕府は、翌年の慶応４年(1868)４月に江戸城を明け渡し、260 余年続いた幕藩体制は終わりを告げて、年号が「明治」と改められた。また、同年７月、天皇は「江戸」を「東京」と改称する詔勅を出し、「東京府」が置かれることとなった。

明治元年(1868)、暫定的な武蔵県知事として、それまで関東代官であった山田政則、松村長為、桑山放が任命され、明治２年(1869)、小菅県、品川県、大宮県の３県が置かれてそれぞれの県知事となっている。このとき、大田区は、品川県に含まれている。なお、当時の品川県の範囲は、現在の練馬・中野・杉並・新宿(一部)・渋谷・世田谷・目黒・大田・品川の９区、武蔵野・三鷹・保谷・府中・国分寺・川崎・横浜(一部)・所沢の８市等にあたる。

明治４年(1871)の廃藩置県後の大区小区制、明治 11 年(1878)の郡区町村制、さらには明治 22 年(1889)の市町村制により、大田区を含む東京地域の自治体編成が繰り返し行われた。その後は移管や合併が行われ、明治 26 年(1893)の東京府が概ね現在の東京都域となった。

昭和７年(1932)に編成・合併によりできた大東京 35 区の際に、現在の当区に該当する大森区と蒲田区ができている。なお、そのとき(昭和７年(1932)時点)の各区の人口は、大森区が 169,068 人、蒲田区が 105,716 人である。

イ.交通の発展

慶長６年(1601)、徳川家康は伝馬制を定め、江戸と京・大坂の交通を整備した。参

勤交代が制度化されて東海道の往来がますます多くなると、宿場が栄えることとなり、大森付近は品川宿と川崎宿の間の宿としてにぎわいを見せた。

この「東海道」は、明治･大正期になると、さらなる交通量の増加に伴って、ほとんどが拡幅されているものの、大森本町２丁目から大森東１丁目にかけての「美原通り」等に往時の幅員が残され面影が残る。その他、江戸時代、相州(神奈川県)平塚の中原から江戸へ通じる近道として好まれた「中原街道」も現在は都道２号となり、大田区内では田園調布～千束(洗足池)を繋ぐ重要な路線の１つとなっている。

図 1-3-20　美原通り(旧東海道:往時の幅員が残っている区間)

鉄道では、明治 34 年(1901)、京浜電鉄が六郷橋から大森停車場前間で営業を開始している。また、関東大震災で家を失った人々が郊外の閑静な地を求めて、大田区をはじめとする市街地周辺に移り住むようになり、それを後押ししたのが、大正末期から昭和初期に開通した池上電鉄や目黒蒲田電鉄等の鉄道である。なお、東急電鉄目蒲線(目黒駅～蒲田駅、現：目黒線･多摩川線)は、渋沢栄一らが開発を進めた田園調布の交通を確保するために整備したものである。

図 1-3-21　田園調布を通る東急電鉄目蒲線(昭和７年(1932))

空港は、昭和６年(1931)、面積 53 ヘクタールに、延長 300 メートル、幅 15 メートルの滑走路１本を設けて開港した、我が国初の国営民間航空専用空港「東京飛行場」が羽田空港の始まりとなる。羽田空港は、昭和 13 年(1938)から昭和 14 年(1939)に飛行機の大型化に伴い、延長 800 メートル、幅 80 メートルの滑走路が２本整備されている。なお、戦後は、占領軍に一時接収されるが、後に返還され、その後のさらなる航空需要に対応するため拡張工事が繰り返されて、平成 22 年(2010)に４本の滑走路を持つ現在の姿となっている。

図 1-3-22　羽田空港(当時は東京飛行場)(昭和６年(1931))

ウ.近代工業の誕生

近代工業化は、明治 41 年(1908)、東京瓦斯株式会社の大森製造所の建設(大森町字東浜(現：大森東 3-28))に始まり、本格化したのは、第１次世界大戦(大正３年(1914)～大正７年(1918))前後に起こった東京湾沿いの工場集積であると考えられている。

関東大震災(大正 12 年(1923))後は、工場進出の条件が整った多摩川沿いの耕地整理地区内にも都心から多くの工場が移転した。その後、昭和になると次第に戦争の色が濃くなり、戦時中は武器類をはじめとする軍需品が生産されたが、戦後は軍需産業から転換を図るため、日用品等が生産された。昭和 25 年(1950)の朝鮮戦争による特需も影響して、その後の地域経済は成長した。

エ.田園調布住宅地の建設

大正４年(1915)、荏原郡の地主有志数名が、経済界の重鎮渋沢栄一を訪ね、荏原郡一帯の開発計画を説明して実施を依頼したことが田園調布建設のはじまりである。

渋沢栄一は、その後賛同者を得て、大正７年(1918)９月に田園都市株式会社を設立し、現在の洗足、大岡山、奥沢、田園調布の土地買収に乗り出して、大正 10 年(1921)11 月には計画面積 42 万坪を上回る 48 万坪の買収を完了した。

関東大震災直後に開始された田園調布地区での土地分譲は、これと並行して進められた分譲後の住民の足を確保する鉄道敷設等により順調に進んだ。田園調布は、それより先に販売されていた洗足地区のような碁盤の目を基本とする従来の区画割ではなく、環状道路と放射道路が交差する「エトワール形式」と呼ばれる優美な街並みを形成した。

図 1-3-23　田園調布駅前(昭和 35 年(1960))

図 1-3-24　田園調布の街並み(昭和 36 年(1961))

田園調布地区は、その他の開発地と異なり、土地譲渡契約書には、①土地は住宅とこれに必要な附属の建物・庭園のみに用いること、②土地購入後１年６か月以内に住宅を建築すること、③許可なく１区画の土地を分割しないこと等が記され、さらに細かい規定として、㋐建物は３階以下とする、㋑建物敷地は宅地の５割以内とする、㋒住宅の工事費は坪当たり 120 円[2]以上とする等の条件を付けられていた。これは、現在の建築協定にも匹敵する紳士協定としての建築規則であり、当時より「田園都市」としての環境や景観の維持が図られていた証である。

[2] 大正 12 年(1923)の公務員初任給は 75 円であった。

図 1-3-25　環状道路と放射道路が交差する「エトワール形式」と呼ばれる多摩川台住宅地(田園調布地区)の町割

オ.馬込文士村の形成

図 1-3-26　山王地区に残る尾崎士郎旧宅(記念館)

大正 12 年(1923)の関東大震災を契機に昭和初期までの期間、大森駅周辺の山王から馬込にかけて開けた住宅地に多くの作家や美術家たちが移り住んだ地が、後に「馬込文士村」として知られることになる。

馬込文士村の中心人物と目されるのは『人生劇場』や『空想部落』で有名な尾崎士郎である。大正末期から昭和初期までの期間に、作家の川端康成や宇野千代、詩人の北原白秋や版画絵師の川瀬巴水等 80 名余りの作家や美術家たちが一時期馬込界隈に暮らし、後に「馬込は笑いに充ちていた」（榊山潤『馬込文士村』）と振り返られている。

カ.戦争(第２次世界大戦)による罹災

第２次世界大戦下において、大田区(当時の大森区と蒲田区の２つ地区)に対する空襲は、昭和 19 年(1944)12 月 11 日に大森区入新井 1 丁目、山王 1 丁目が罹災したのにはじまり、主たるものだけで 13 回に及んでいる。そのなかでも、特に、昭和 20 年(1945)４月 15 日の空襲は、B29 爆撃機 200 機の波状攻撃により大田区内最大の被害となり、死者 629 人、負傷者 1,254 人、罹災住宅戸数 53,077 戸、罹災者 204,681 人を出した。

こうした度重なる空襲によりもたらされた大田区の被害総数は、『東京都戦争被害（昭和 23 年(1948) 7 月、東京都総務部調査課)』によれば、大森区では、死者 283 人、重軽傷者 1,363 人、罹災者 104,518 人、同住宅戸数 26,883 戸、蒲田区では、死者 618 人、重軽傷者 666 人、罹災者 156,817 人、同住宅戸数 40,197 戸とされている。また、これらの罹災住宅戸数に基づいて、昭和 16 年(1941)の全戸数に対する割合をみると、大森区では約 41%、蒲田区では約 68%の住宅が焼失したことになる。

図 1-3-27　被災状況(大森６丁目付近)
(昭和 20 年(1945))

図 1-3-28　被災状況(矢口東小学校)
(昭和 20 年(1945))

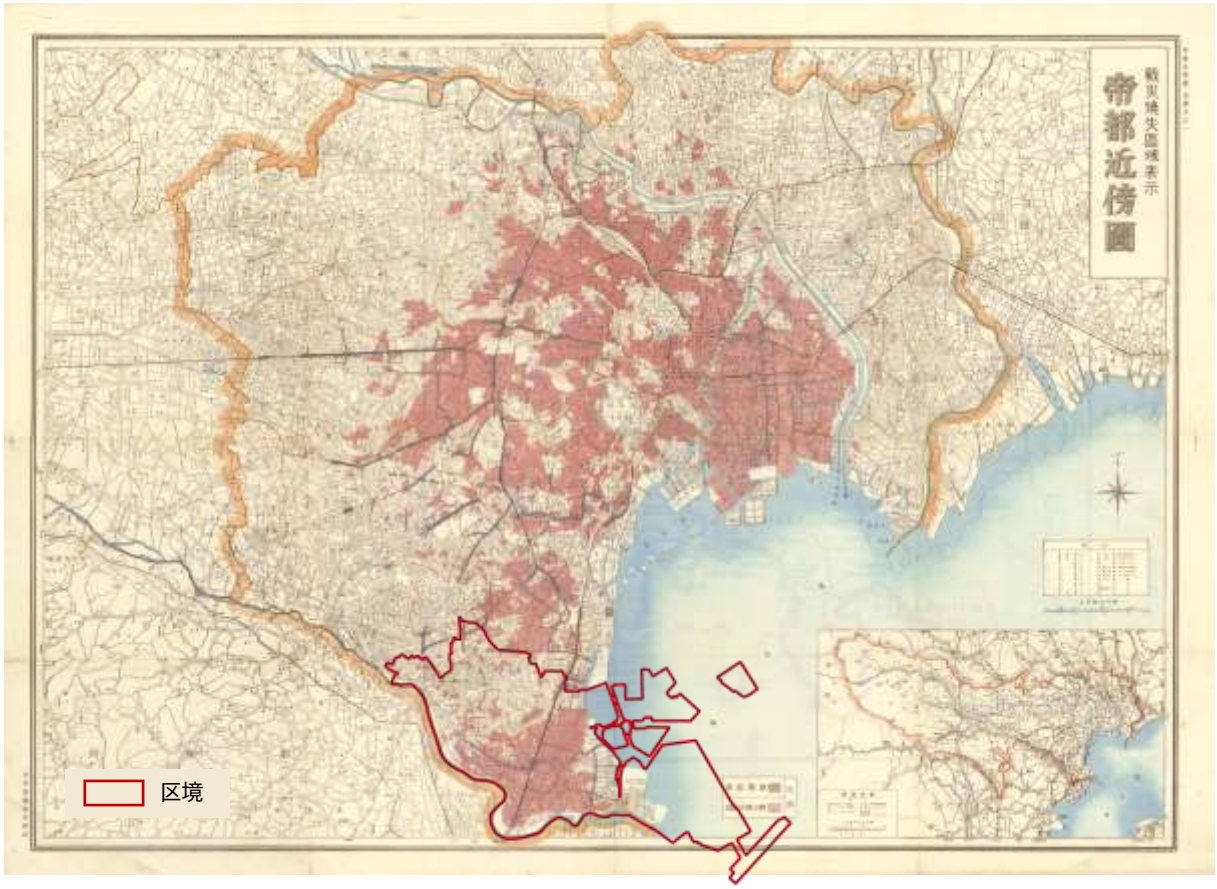

図 1-3-29　戦災焼失区域表示(帝都近傍図)(昭和 21 年(1946))　※加工(現在の大田区の区域(赤線)を重ね合わせる)

⑥現代（昭和期(戦後)、平成期、令和期）

ア.大田区の誕生

昭和 22 年(1947)３月、戦災による被害が大きかった東京は、それまでの東京 35 区を 22 区に統合整理した。このとき、大森区と蒲田区は合併して大田区となった。なお、同年８月に練馬区が板橋区から分離独立して 23 区になる。

昭和 22 年(1947)５月、日本国憲法の施行に伴って地方自治法が施行され、東京都の区は特別区となり、市町村と同様に地方公共団体(特別地方公共団体)となった。

なお、「大田区」の名称は、それまでの「大森区」と「蒲田区」のそれぞれの名称から１字ずつ取ったものである。

イ.戦災復興

東京都は昭和 21 年(1946)に「東京戦災復興都市計画」を決定したが、昭和 24 年(1949)のドッジライン(財政金融引き締め政策)によって、昭和 25 年(1950)に計画の縮小見直しが行われた。その結果、大田区内では、大森駅と蒲田駅を中心とした地域で昭和 30 年代～40 年代に戦災復興土地区画整理事業が実施され、現在の道路や街区の原型が整備された。

ウ.羽田空港の開港

昭和６年(1931)に「東京飛行場」として開港し、戦後の昭和 20 年(1945)には連合国軍が接収していた羽田沖の空港は、昭和 27 年(1952)に、その大部分が返還されて「東京国際空港(通称:羽田空港)」に改称された。

図 1-3-30　羽田空港

昭和 53 年(1978)に成田空港が開港するのに伴って国際線が移転するも、旅客数の増大等により、昭和 59 年(1984)より沖合展開事業を開始し、３期の事業を経て現在のＡ･Ｂ･Ｃ滑走路や第１･２旅客ターミナルが整備され、平成 13 年(2001)に国際チャーター機(深夜)の運航を開始した。また、羽田空港の再拡張事業では、新たにＤ滑走路が整備され、平成 22 年(2010)には国際定期便の再就航を開始した。

令和元年(2019)には第３旅客ターミナルが供用開始され、現在は４本の滑走路と３箇所の旅客ターミナルを有する空港となっている。

エ.海苔養殖(漁業)の終焉

大森から品川までの沿岸部では江戸時代中期に海苔養殖が行われるようになったと考えられており、その良質な海苔は、徳川将軍家や御三家等に献上されて、「御膳海苔」と呼ばれる最上品として位置付けられた。明治期から昭和初期には、大森･糀

谷･羽田地域を中心とした地域で盛んに行われ、日本一の海苔生産地となっていた。

江戸時代中期から大正期までの約 200 年間は、「木ヒビ」や「竹ヒビ」と呼ばれる海苔養殖資材が使われていたが、昭和初期に現在の海苔養殖で多く用いられる「海苔網」の原型が誕生した。昭和 20 年代に入り、海苔網の普及、終戦後の経済復興等により、大森の海苔養殖は急速な技術成長を遂げた。

しかし、昭和 30 年代になると高度経済成長に伴う工場排水による海洋汚染や、昭和 39 年(1964)に開催される東京オリンピックを前に浮上した「東京港港湾整備計画」等により、昭和 37 年(1962)、東京都臨海部の漁業協同組合は漁業権を放棄することとなった。これにより、昭和 38 年(1963)春には東京都内湾での海苔養殖は終了し、現在、大田区内では海苔養殖は行われていない。

図 1-3-31　「海苔養殖業発祥の地」記念碑(大森駅前)

なお、大田区内には、海苔漁業を記念した碑が複数建立されており、貴船神社境内には大森漁業協同組合と海苔製造業による「海苔納𣏌(のうひつ)の碑」、また大森児童館前には「漁業記念碑」等がある。

オ.環状８号線の開通、京浜急行本線の連続立体交差化

■環状８号線

環状８号線は、起点を大田区羽田空港３丁目とし、東京都世田谷区、東京都杉並区、東京都練馬区、東京都板橋区を経由して、終点を東京都北区岩淵町とした、延長 44.22 キロメートル、車線数４～６車線、構造形式を地下式、掘割式、地表式の複数形態を有した環状(半円状)の都道(正式名:東京都道 311 号環状８号線)である。

図 1-3-32　環状８号線(建設中の蒲田陸橋)

環状８号線は、昭和２年(1927)に環状７号線とともに計画された道路であり、第２次世界大戦や戦後の財政難等により完成が遅れたが、昭和 35 年(1960)蒲田陸橋が完成、計画から 80 年が経った平成 18 年(2006)に全線開通した。なお、環状８号線は通称道路名として「環八通り」と呼ばれている。

■京浜急行本線

京浜急行本線は、東京都港区の泉岳寺駅から神奈川県横須賀市の浦賀駅を結ぶ京浜急行電鉄の鉄道路線である。大田区内には、平和島駅、大森町駅、梅屋敷駅、京急蒲田駅、雑色駅、六郷土手駅の６駅がある。

京浜急行本線は、大田区内を南北に縦断するとともに、大田区の中心部にあたる京急蒲田駅付近で環状８号線と交差する等、平面交差していた平成 10 年(1998)当時は

「開かずの踏切」と呼ばれ、朝夕のラッシュ時には渋滞を引き起こしていた。

これを解消すべく、平成 11 年(1999)に平和島駅～六郷土手駅間の延長約 5.4 キロメートル(事業区間約 4.7 キロメートル)の連続立体交差化が都市計画決定され、平成 24 年(2012)には上り線･下り線の全線高架化が完了した。これにより、環状８号線の他、京浜急行空港線と交差する第一京浜を含む合計 28 箇所の踏切が解消され、これまでの渋滞がなくなるだけでなく、平均走行速度の２～３割も増加する等、安全性･利便性の向上とともに地域活性化にも大きく貢献した。

図 1-3-33　京浜急行本線の連続立体高架化の高架前後(環状８号線との交差部)

カ. 令和島の編入

空港臨海部の中央防波堤埋立地のうち、中央防波堤より南側の敷地の西部に位置する部分が、令和元年(2019)10 月に大田区への帰属が決定し、翌年令和２年(2020)６月に編入されて、面積 1.03 平方キロメートルの｢令和島｣が誕生した。なお、令和島は、海底トンネルにより、南西の城南島と結ばれている。

図 1-3-34　令和島

(2)大田区に関わりのある人物

大田区の歴史と関わりのある人物のうち、特に、当該計画の第２章に関連するもの、第２章に書ききれない人物を取り上げて掲載する。※生没年には推定年を含む。

表 1-3-1　大田区の歴史的風致と関わりのある主な人物

肖像・関連施設	名前	概要
	ふじわらのただかた 藤原忠方 不詳～不詳 平安時代	平安時代前期の貴族。藤原北家、右大臣・藤原良相の子と伝わる。 天慶３年(940)に発生した平将門の乱鎮圧後に武蔵国洗足池に赴いて居を構え、地名に因んで池上姓を名乗ったとされる説がある。
	みなもとのよしいえ 源義家 1039～1106 平安時代	平安時代中期から後期の武将。鎌倉幕府を開いた源頼朝や室町幕府を開いた足利尊氏の祖先に当たる。 11 世紀前半の後三年の役(平安時代後期の陸奥・出羽を舞台とした戦役)で、奥州に向かう源義家が洗足池ほとりの千束八幡神社で戦勝祈願した。
	かじわらかげとき 梶原景時 1140～1200 平安時代～鎌倉時代	鎌倉幕府の初代将軍源頼朝に仕えた武将である。 南馬込の萬福寺は、建久年間(1190-1199)、梶原景時が将軍源頼朝の命により、大檀那となり、梶原家相伝の阿弥陀如来三尊仏を本尊として、大井丸山というところに建立されたのが始まりと伝わる。
	ほうじょうまさこ 北条政子 1157～1225 平安時代～鎌倉時代	平安時代末期から鎌倉時代初期の政治家。鎌倉幕府初代将軍源頼朝の正妻である。多摩川浅間神社は、北条政子が信仰する富士浅間神社に対し、夫である源頼朝の武運長久を祈るため、持仏の観音像をこの地に祀って富士山に願ったのが始まりと伝わる。
	かじわらかげすえ 梶原景季 1162～1200 平安時代～鎌倉時代	梶原景時の嫡男。父とともに早くから源頼朝に仕え、養和元年(1181)には、その寝所の宿直を命じられるほどの信頼を得た。元暦元年(1184)宇治川の戦い(京都)には頼朝から与えられた名馬磨墨に乗り、池月に乗る佐々木高綱と先陣を争ったといわれる。
	いけがみやすみつ 池上康光 不詳～不詳 鎌倉時代	池上宗仲の父(名は諸説あり)。鎌倉幕府の作事奉行として、武蔵国千束郷池上村を賜っている。官位は左衛門大夫。 真言律宗の忍性の熱心な信者であったため、日蓮の信徒となった宗仲を、建治２年(1276)、同３年(1277)の２度にわたり勘当するが、最終的には自身も日蓮宗に帰依した。

表 1-3-1　大田区の歴史的風致と関わりのある主な人物（続き）

肖像・関連施設	名前	概要
 ※夫妻坐像(右:池上宗仲)	いけがみむねなか 池上宗仲 不詳～不詳 鎌倉時代	日蓮の有力な檀越。官位は右衛門大夫。弘安５年(1282)９月 18 日、日蓮は、湯治のため常陸国へ旅する途中、武蔵国千束郷池上村の彼の邸宅に滞在し、同年 10 月 13 日に同邸宅で入滅した。日蓮入滅後、館や土地を寄進し、池上本門寺の基礎となる。
	にちれん 日蓮 1222～1282 鎌倉時代	日蓮宗の開祖。比叡山ほか各地で修行したのち、法華経に真の教義を見い出した。建長５年(1253)、鎌倉で草庵を結んで布教活動を開始。２度の流罪の後、文永 11 年(1274)身延に籠り、久遠寺の基礎を築いた。病気のため湯治に向かう途中、武蔵国池上の地で入滅。
	にっしょう 日昭 1221～1323 鎌倉時代	日蓮宗の僧。日蓮の本弟子で六老僧の一人。 日蓮より１歳年長で、比叡山の学友であったが、建長５年(1253)に日蓮の門下になると伝わる。 日朗の叔父にあたる。池上宗仲とは親戚関係にあると伝わる。日昭門流・浜門流の祖。
	にちろう 日朗 1245～1320 鎌倉時代	日蓮宗の僧。日蓮の本弟子で六老僧の一人。 早くから日蓮のそばについて仕えた。弘安５年(1282)、池上宗仲の協力のもと、池上本門寺の基礎を築いた。鎌倉妙本寺、池上本門寺の主。 日朗門流・池上門流・比企谷門流の祖。
	にっこう・にちこう 日興 1246～1333 鎌倉時代	日蓮宗の僧。日蓮の本弟子で六老僧の一人。 弘安５年(1282)９月８日、常陸国への湯治を目指して身延を発った日蓮に随行。日蓮入滅後、富士上野に大石寺を開き、後に本陣を北山本門寺に移す。 日蓮宗富士派・日興門流・興門派の祖。
	にこう 日向 1253～1314 鎌倉時代	日蓮宗の僧。日蓮の本弟子で六老僧の一人。 13 歳で入門し出家得度してから常にそばに仕える。 日蓮宗総本山身延山久遠寺第２世。千葉県茂原市の妙光寺(後の藻原寺)及び戸田市の妙顕寺を開く。 身延門流・日向門流・藻原門流の祖。
	にちじ 日持 1250～不詳 鎌倉時代	日蓮宗の僧。日蓮の本弟子で六老僧の一人。 初め駿河国蒲原の天台宗寺院四十九院で日興に師事し天台教学を学んだが、日興とともに追放され、日蓮に師事。日蓮入没後は日興と不和となり、日浄とともに願主となって池上本門寺に祖師像を安置。

表 1-3-1　大田区の歴史的風致と関わりのある主な人物（続き）

肖像・関連施設	名前	概要
	にっちょう 日頂 1252～1317 鎌倉時代	日蓮宗の僧。日蓮の本弟子で六老僧の一人。 日蓮の有力な檀越の富木常忍(日常)の養子となり、幼くして日蓮に師事。日蓮の佐渡配流の際も従って奉仕。永仁元年(1293)には常忍と対立し、故郷駿河国の日興のもとに赴き、重須本門寺の学頭となった。
	かとうきよまさ 加藤清正 1562～1611 安土桃山時代～江戸時代	安土桃山～江戸時代初頭に活躍した武将である。日蓮宗の熱心な信者で、池上本門寺の寺域の整備と諸堂の建造に力を尽くした。「此経難持坂」と呼ばれる 96 段の石段は清正の寄進による。なお、本門寺境内の霊宝殿の裏に加藤清正供養塔が建っている。
	きはらよしひさ 木原義久 不詳～不詳 江戸時代	徳川家の木工頭であった木原家は、元来尾張にあったが、徳川家康の上洛と共に江戸に入った。大森山王高台を木原山と称して所領となし、居を構え、永く江戸幕府の大工頭を務めた。木原義久は、木原一族の４代目である。
	のぐちろくろうざえもん 野口六郎左衛門 1592～1682 江戸時代	大森村堀之内(現在の大森中３丁目)の出身の野口六郎左衛門が、浅草の紙漉きの技術を応用して乾海苔(板海苔)をつくったと伝わる。 なお、浅草の紙漉きを真似たことから、「浅草海苔」と名が付けられたという説がある。
	かつかいしゅう 勝海舟 1823～1899 江戸時代～明治期	江戸幕府最後の総裁。徹底抗戦の主張に対し、早期停戦を主張して江戸無血開城を実現。新政府との最後の和平協議に向かう際に難を避けた洗足池付近の風景を気に入り、後年別荘「洗足軒」を池畔に設ける。
	さいごうたかもり 西郷隆盛 1828～1877 江戸時代～明治期	薩摩藩の下級武士の出。慶応４年(1868)勝海舟と会談し、「江戸無血開城」を実現した。洗足池畔の「西郷南洲留魂詩碑」は、西南戦争で死亡し、朝敵とされた西郷隆盛の名誉回復の願いを込め、勝海舟が木下川浄光寺(葛飾区)に建立したもの。
	たかはししょうてい 高橋松亭 1871～1945 明治期～昭和期	９歳頃より伯父で日本画家の松本楓湖に日本画を学ぶ。宮内省外事課に勤め、勲章や宮中の器物等の図案製作に携わり、後に尋常小学校の教科書や新聞の挿絵等を製作した。その後は浮世絵の複製版画の制作、新作版画の制作に精力的に携わった。

表 1-3-1　大田区の歴史的風致と関わりのある主な人物（続き）

肖像・関連施設	名前	概要
	かわせはすい 川瀬巴水 1883～1957 明治期～昭和期	版画絵師である巴水は、約 40 年におよぶ画業人生のうち 27 年間程を大田区内で過ごした。なかでも、昭和５年(1930)に移り住んだ馬込町での生活は、経済的に豊かではなかったが、一番面白い時代だったという。生涯で約 600 点をこえる作品を残した。
	かわばたりゅうし 川端龍子 1885～1966 明治期～昭和期	日本画家。明治 42 年(1909)入新井村に転居。この頃は国民新聞社に勤めた。洋画家を目指して大正２年(1913)に渡米するも、日本画に魅せられ、日本画家に転身。大衆と芸術の接触を目指した「会場芸術」を唱え、巨大な画面構成の作品を次々と発表した。大正９年(1920)に臼田坂下に住居と画室を新築。昭和 38 年(1963)自身の構想で龍子記念館を開館した。
	くまがいつねこ 熊谷恒子 1893～1986 明治期～昭和期	書家。昭和を代表する女性かな書の第一人者として活躍。明治 26 年(1893)、医師の江馬章太郎のもとに京都府京都市で生まれた恒子は、大正３年(1914)に熊谷幸四郎と結婚。これを機に東京へ転居し、昭和 11 年(1936)に馬込に邸宅を構えた。昭和 40 年(1965)、皇太子妃美智子殿下（現：上皇后陛下）への書道ご進講を拝命。その後自宅を改修し、熊谷恒子記念館として公開されている。
	おざきしろう 尾崎士郎 1898～1964 明治期～昭和期	小説家。大正 10 年(1921)新聞の懸賞小説で二位に入選を果たす（一位は宇野千代）。大正 12 年(1923)に宇野と２人で馬込村に転居するも、昭和４年(1929)頃には別居状態となる。昭和８年(1933)に連載開始の「人生劇場」が後に単行本化されベストセラーに。戦争を挟み一時馬込を離れ、昭和 29 年(1954)からは山王に転居する。後に自宅は尾崎士郎記念館となった。

コラム　多摩川浅間神社

多摩川浅間神社は、今から 800 年前の創建と伝えられる。鎌倉時代の文治年間(1185-1190)、源頼朝の出陣に対して夫の身を案じた妻北条政子は、後を追って現在の大田区辺りまで来たが、わらじの傷が痛み出し、やむなく多摩川畔で傷の治療をすることになった。

当地滞在中、亀甲山へ登ってみると、富士山がじつに鮮やかに見えた。政子は、自身の守り本尊である「浅間神社」が富士吉田にあることから、それに向かって手を合わせ、夫の武運長久を祈り、身につけていた「正観世音像」をこの丘に建てた。

村人たちがこの像を「富士浅間大菩薩」と呼び、永く尊崇したことが、「多摩川浅間神社」のおこりとされる。

1-4.文化財等の分布状況

大田区内には、旧石器、縄文、弥生、古墳時代を通じて形作られた特徴的な遺跡が多数残り、当時の生活の様子をうかがい知ることができる。大田区では、そうした遺跡や出土品をはじめ、建造物、民俗文化財等を数多く指定している。

令和７年(2025)現在で、大田区内に所在する国の指定文化財は、重要文化財４件、重要無形文化財２件、重要有形民俗文化財１件、史跡２件の計９件である。また、国の登録有形文化財(建造物)は 31 件所在している。

東京都の指定文化財は、有形文化財 16 件、無形民俗文化財３件、史跡４件、旧跡４件、名勝１件、天然記念物１件の計 29 件所在している。

大田区の指定文化財は、有形文化財 82 件、有形民俗文化財 14 件、無形民俗文化財２件、史跡 18 件、天然記念物２件の計 118 件所在している。

表 1-4-1　大田区における指定文化財等の件数（R7.4.1 時点）　　**（件）**

種類		国		東京都	大田区
		指定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	2	31	1	9
	絵画			1	4
	彫刻	1		4	29
	工芸品				3
	書跡・典籍			1	2
	古文書	1		9	7
	金石文※1	－	－	－	27
	考古資料				
	歴史資料				1
無形文化財	芸能	1			
	工芸技術	1			
民俗文化財	有形の民俗文化財	1			14
	無形の民俗文化財			3	2
記念物	遺跡※2	2		4	18
	旧跡※3	－	－	4	－
	名勝地※4			1	
	動物・植物・地質鉱物※5			1	2
合　計		9	31	29	118

※１：「金石文」は、大田区独自の分類。
※２：「遺跡」は、国、東京都、大田区のいずれもが、それぞれの文化財を「史跡」と表現している。
※３：「旧跡」は、東京都独自の分類。
※４：「名勝地」は、国、東京都、大田区のいずれもが、それぞれの定文化財を「名勝」と表現している。
※５：「動物･植物･地質鉱物」は、国、東京都、大田区のいずれもが、それぞれの文化財を「天然記念物」と表現している。

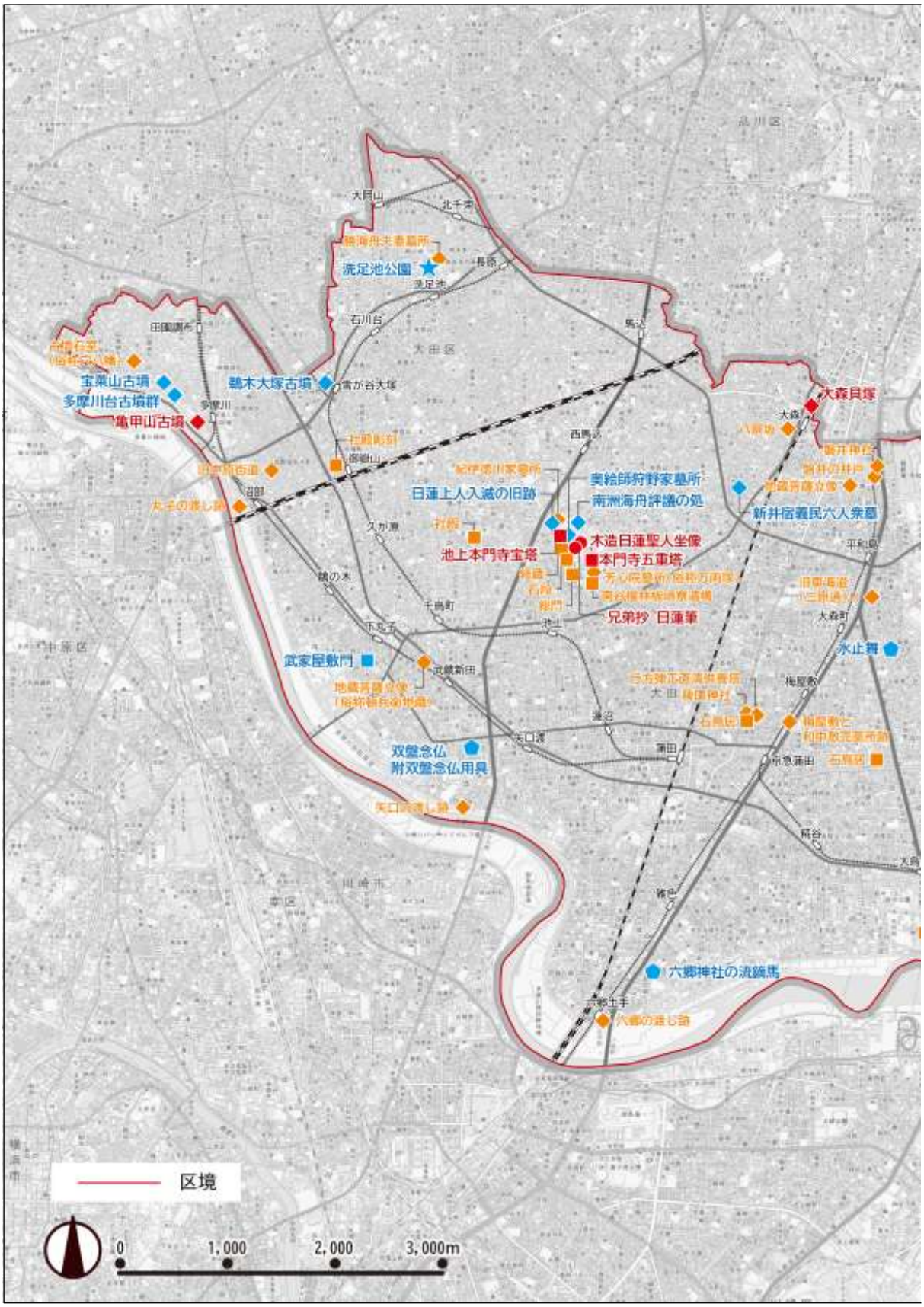

図 1-4-1　指定文化財の分布（国、東京都、大田区が指定する建造物、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝等を掲載）

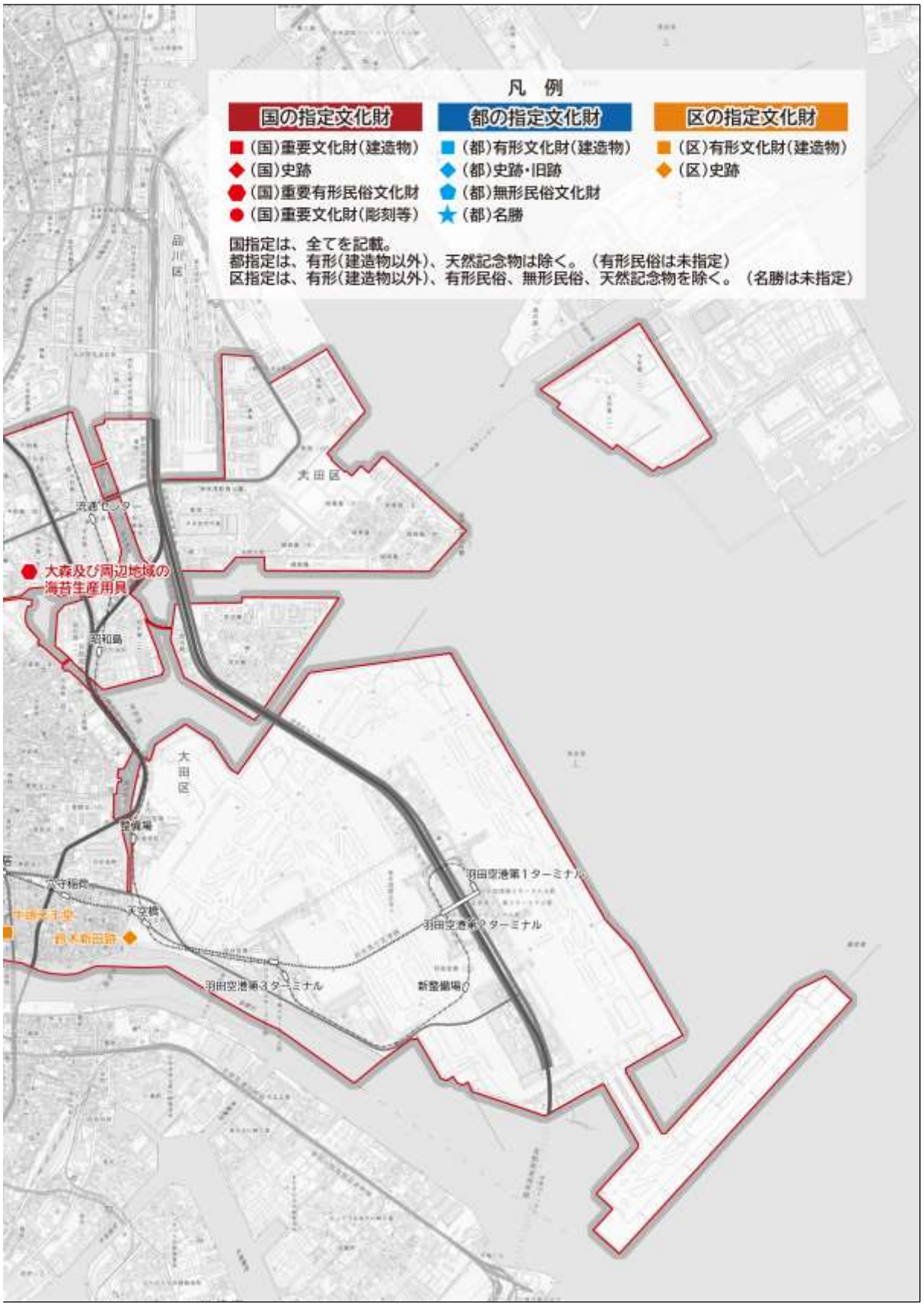
凡　例
国の指定文化財
（国）重要文化財（建造物）
（国）史跡
（国）重要有形民俗文化財
（国）重要文化財（彫刻等）
都の指定文化財
（都）有形文化財（建造物）
（都）史跡・旧跡
（都）無形民俗文化財
（都）名勝
区の指定文化財
（区）有形文化財（建造物）
（区）史跡
国指定は、全てを記載。
都指定は、有形（建造物以外）、天然記念物は除く。（有形民俗は未指定）
区指定は、有形（建造物以外）、有形民俗、無形民俗、天然記念物を除く。（名勝は未指定）
品川区
大田区
大森及び周辺地域の海苔生産用具
羽和島
大田区
整備場
羽田空港第１ターミナル
羽田空港第２ターミナル
羽田空港第３ターミナル
新整備場
天空橋

（１）国指定等文化財

国の指定等文化財は、重要文化財４件（うち建造物２件、彫刻１件、古文書１件）、重要無形文化財２件、重要有形民俗文化財１件、史跡２件の合計９件及び登録有形文化財 31 件が所在する。これらのうち、主な文化財を以下に示す。

①重要文化財

ア.本門寺五重塔　（建築年：慶長 13 年(1608)）

本門寺五重塔は、三間五重塔婆、初層・２層は本瓦葺、３層・４層・５層は瓦棒銅板葺（当初本瓦葺）、高さ約 31 メートル（基壇の計測位置による）の建物である。

２代将軍徳川秀忠公の武運長久・病気平癒を当山に祈願した秀忠公の乳母岡部局が願主となり、秀忠公が建立・寄進した建物。当初、大堂の右手前（南東方向）、現在の鐘楼堂と対の位置に建てられたが、元禄 15 年(1701)から翌年の大修理の際に現在地へ移築された。

図 1-4-2　本門寺五重塔

イ.池上本門寺宝塔　（建築年：文政 11 年(1828)）

宝塔は、上下層とも円形の平面をもつ木造の仏塔で、屋根は宝形造、銅板葺、その上に露盤と相輪を載せる。

開祖である日蓮の 550 回遠忌に際し、信徒の本願により日蓮の遺体を荼毘に付したとされる地に、文政 11 年(1828)に上棟した。内外とも彫刻や彩色によって荘厳化が図られ、意匠的に高い価値が認められる。内部空間を持つ木造の宝塔は全国的にも類例が少なく、池上本門寺宝塔はそのうち最大規模の遺構である。

図 1-4-3　池上本門寺宝塔

②重要有形民俗文化財

ア.大森及び周辺地域の海苔生産用具

東京湾臨海部の大森・糀谷・羽田地区で使用されてきた海苔養殖及び乾海苔製造用具一式である。

海苔生産の技術は、海上でのヒビや海苔網を用いた養殖技術と、採取した海苔を陸上で乾海苔にする製造加工技術の２つに大別される。平成５年指定の資料は、養殖用具、採取用具、加工用具、海苔船および船用具、海苔ヒビ等製作用具、漁場慣行用具、仕事着、飲食・

図 1-4-4　大森及び周辺地域の海苔生産用具

灯火用具、その他に分類される。

③史跡

ア.大森貝塚　（形成年代：縄文時代後期～晩期(約 4000 年～2300 年前)）

JR 京浜東北線大森駅より大井町駅に至る線路に面する地点にあり、縄文時代の後期から晩期に属する貝塚で、土器・石器・土版・骨角器等が多量に出土している。明治 10 年(1877)、アメリカ人動物学者エドワード･シルベスター･モースが来朝の際、車窓より発見し、同年 10 月わが国における最初の学術的な発掘を行い、同 12 年英文及び邦文によって発表された。

図 1-4-5　大森貝塚碑

イ.亀甲山古墳　（築造年代：古墳時代前期(４世紀後半)）

多摩川左岸の台地上に立地する多摩川流域最大の前方後円墳。全長約 107 メートル、後円部径約 66 メートル･高さ約 11 メートル、前方部幅約 49 メートル･高さ約７メートル、２段築成で葺石・埴輪は確認されていない。内部構造は未調査のため不明。

図 1-4-6　亀甲山古墳

④登録有形文化財

ア.萬屋酒店　（建築年：明治８年(1875)）

池上本門寺参道沿いの現在地に茶屋を営んだのが萬屋酒店のはじまりと伝えられている。厨子２階建、出桁造の江戸時代以来の町家の形式で、上げ下げ戸を含めて古い形態を残す。門前町の代表的な建物のひとつであり、ランドマークとなっている。

図 1-4-7　萬屋酒店

イ.旧清明文庫　（建築年：昭和３年(1928)）

大正期から昭和初期にかけて、勝海舟の墓所や別荘の保存、幕末維新期の図書の収集･閲覧、講義の開催等を目的に、財団法人清明会が設立したものである。

外観は装飾的要素を控えた簡潔なデザインのなか、正面中央の玄関上から立ち上がるネオゴシックスタイルの柱型４本が特徴的である。内部はアールデコ調の彫物や要所に施されたモザイクタイルが目を引く。鉄筋コンクリート造、最大３層構造である。

図 1-4-8　旧清明文庫

（２）東京都指定文化財

東京都の指定文化財は、有形文化財 16 件（建造物 1 件、絵画 1 件、彫刻４件、書跡・典籍 1 件、古文書９件）、無形民俗文化財３件、史跡４件、旧跡４件、名勝 1 件、天然記念物 1 件の合計 29 件が所在する。これらのうち、主な文化財を以下に示す。

①有形文化財

ア.武家屋敷門　（建築年代：江戸時代末期（19 世紀中頃））

構造は一重、入母屋造、浅瓦葺、片番所出格子付、片潜門。桁行 14.4 メートル、梁間 5.4 メートル。

小大名格の武家屋敷門としては格調正しい様式を備えており、構造･形式ともによく保存されている。江戸時代末期の建築と推定され、現在地に移築されてからは、寺の山門として使用されている。

図 1-4-9　武家屋敷門

イ.紙本着色新田大明神縁起絵 加卜筆

江戸時代、徳川将軍家が新田氏の末裔とされたことから、新田神社は武運長久の神として多くの武家から信仰を集めた。そうしたなか、延宝４年（1676）、松平政種から寄進されたのが、「新田大明神縁起絵」である。上下巻で構成されるやまと絵の絵巻物で、新田義興の生涯から新田神社の創建までが緻密に描かれている。詞書の筆者は上野佐兵衛、絵師は上野加卜と記されている。

図 1-4-10　紙本着色新田大明神縁起絵　加卜筆（下巻より抜粋）

ウ.阿弥陀像、薬師像、釈迦像（安養寺）

安養寺には、都指定の有形文化財（彫刻）である、阿弥陀如来、薬師如来、釈迦如来の坐像が安置されている（通常は非公開）。いずれも平安時代後期の 12 世紀頃に製作され、座高は 1 メートルを超える。三尊は作風の違いも見られ、薬師像と釈迦像には地方風の剛健な造形、対して阿弥陀像には都の瀟洒な作風をうかがうことができる。

図 1-4-11　阿弥陀像、薬師像、釈迦像

②無形民俗文化財

ア.水止舞（みずとめまい）

約 700 年の歴史を持つ雨を止める祈りの民俗芸能。厳正寺で開催される。まずは雨乞いの儀式として、藁で編んだ縄を巻きあげて作った２匹の龍神に水をかけながら進む「道行」が行われる。龍神が喜ぶことを表現するため、藁の中にはほら貝を吹く大貝役が入る。厳正寺境内の舞台に到着すると、今度は、赤面の雄獅子と黒面の若獅子と金面の雌獅子の３匹の獅子が、奉納笛や唄に合わせて舞を披露することで龍神を鎮めて雨を止める。

図 1-4-12　水止舞

イ.六郷神社の流鏑馬

六郷神社の流鏑馬は、一般的な馬を駆けながら行うものではなく、的の手前まで歩いてから弓を射る「歩射（「オビシャ」とも）」と呼ばれる形式の正月行事。

６尺（約 1.8 メートル）四方の垂れ幕の中心に、内・上・外・下を見つめる４対の鬼の目玉「八方白眼」が貼られ、ここに矢を放つことで、その年の恵方を寿ぐとともに邪気退散の願いを込める。

図 1-4-13　六郷神社の流鏑馬

③史跡

ア.多摩川台古墳群　（築造年代：古墳時代後期（６世紀前半～７世紀中頃））

多摩川下流域左岸の台地上に分布する古墳時代後期の古墳群。６世紀前半に円墳の２号墳、その後２号墳を前方部に利用した１号墳（全長 39 メートルの前方後円墳）、以降３～８号墳（直径 15 メートル前後の円墳）が７世紀中頃まで継続して築造された。調査が行われた古墳の石室からは装身具や武器・武具、馬具、土師器、須恵器等が出土、墳丘からは埴輪が発見されている。

図 1-4-14　多摩川台古墳群

④旧跡

ア.日蓮上人入滅の旧跡

日蓮は晩年身延山に隠棲し、弟子や信者の指導に当たっていたが、弘安５年(1282)９月８日、病気療養のため身延山を離れ、武蔵国荏原郡千束郷池上村の地頭、池上宗仲の邸宅(現：本行寺)に到着し、10 月 13 日にこの場所で入滅したと伝えられている。

図 1-4-15　日蓮上人入滅の旧跡(現：本行寺)

⑤名勝

ア.洗足池公園

武蔵野台地の湧き水を集めた洗足池を中心とした公園。洗足池は、かつて「千束郷の大池」と呼ばれ、灌漑用水としても利用されていた。日蓮が病気療養のため身延山から常陸国に向かう途中に立ち寄った際、池で足を洗ったことが「洗足池」の名の由来といわれている。広さ約 39,000 平方メートルの洗足池を中心に、桜を代表とする四季折々の自然をはじめ、史跡、社寺等の歴史的資源が豊かな、開園面積約 78,000 平方メートルの総合公園である。

図 1-4-16　洗足池公園

（３）大田区指定文化財

大田区の指定文化財は、有形文化財 82 件(建造物９件、絵画４件、彫刻 29 件、工芸品３件、書跡・典籍２件、古文書７件、金石文 27 件、歴史資料１件)、有形民俗文化財 14 件、無形民俗文化財２件、史跡 18 件、天然記念物２件の合計 118 件が所在する。これらのうち、主な文化財を以下に示す。

①有形文化財

ア.総門　（建築年代：元禄年間(1688-1704)）

高さ 6.4 メートル、主柱間 5.39 メートル、総欅素木造の壮大な構えの池上本門寺総門。元禄年間(1688-1704)に建てられた。広重の浮世絵(名所江戸百景)等にも描かれている。

扁額の文字は、本阿弥光悦の書を彫刻したものである。額は複製され、実物は寺宝として本門寺霊宝殿に保管展示されている。

図 1-4-17　総門

イ.牛頭天王堂　（建築年：文久元年(1861)）

自性院(本覚寺)にある牛頭天王堂は、入母屋造、銅板葺。向拝に軒唐破風を付け、その下に弁財天の彫刻が施され、各軒廻りに斗栱を持つ。棟札から、近在の稲葉信重･重吉親子により手掛けられたことが判明している。大田区内では数少ない、江戸末期の精巧な社殿彫刻を有する。昭和４年(1929)に大森弁天社より移築されたものである。

図 1-4-18　牛頭天王堂

②有形民俗文化財

ア.庚申供養塔　（造立年：寛文元年(1661)）

田園調布南の密蔵院にある庚申供養塔は、寛文元年(1661)に造立された大田区最古のもの。舟型の石に地蔵菩薩立像を半肉彫りした、江戸初期の典型的な様式を示している。

当時の沼部村村民の有志８名が造立したものである。「沼部の庚申様」と呼ばれている。

図 1-4-19　庚申供養塔(田園調布南の密蔵院)

③無形民俗文化財

ア.六郷神社獅子舞

六郷神社の例大祭で行われる獅子舞は、200 年以上の歴史を有する。第２次世界大戦前後に一時休止したが、昭和 23 年(1948)に再開した。獅子の威勢が悪疫、災禍を払い、平安と幸福をもたらす信仰に支えられてきた民俗芸能である。六郷神社の獅子舞は、昔から神事舞(祭り儀式の一種として行われる舞)としての伝統を守っているため、演舞は祭りの日に限られている。なお、獅子舞はこどもたちによって行われている。

図 1-4-20　六郷神社獅子舞

④史跡

ア.勝海舟夫妻墓所

勝海舟は、新政府軍の本陣が置かれた池上本門寺に赴く途中、洗足池で難を避け、周辺の風景が気に入ったと伝えられている。明治 24 年(1891)、その縁で、海舟は洗足池のほとりに別荘「洗足軒」を構えた。その後、死去した海舟は遺言により洗足池畔に葬られた。

明治 38 年(1905)に死去した妻である民子は青山墓地に葬られたが、戦後、海舟の隣に合葬された。

図 1-4-21　勝海舟夫妻墓所

コラム

本門寺の扁額

池上本門寺の総門に掛けられている扁額は、熱心な法華経信奉者であった本阿弥光悦の書を彫刻したものである。「本門寺」の３文字を大書し、その左下に「鷹峯山」「大虚菴光悦」の刻銘がある。

額裏には、当寺復歴 16 世日樹の書で由緒が刻まれており、本阿弥一族が父母供養のため、寛永４年(1627)に寄進したことが分かる。

図 1-4-22　本阿弥光悦書「本門寺」扁額

戦前は山門と祖師堂にも同筆の額が掛けられていたが、戦災により焼失し、現在は総門に掛けられていた当額だけが残った。

大田区内における光悦の書としては、唯一、由来と記年が明確なものであり、名筆家たる彼の堂々たる書風を示す貴重な作品として保存･展示されている。檜材、幅 2.43 メートル。

現在、総門に掛けられている額は化学分析により色彩再現した複製である。

（４）主な未指定文化財

国、東京都、大田区指定等の文化財以外に、大田区内に存在する歴史的価値の高い文化財を「未指定文化財」として紹介する。

①社寺

ア.新田神社

新田義興は、正平 13 年(1358)10 月 10 日、畠山国清等の奸計により、矢口の渡しにおいて憤死した。このことがあってから、矢口村に夜々「光り物」が現れ、往来の人を悩ませたため、墳墓を築き、社祠を興して新田大明神として奉斎したのがはじまりとされている。

図 1-4-23　新田神社

イ.光明寺

舌状台地の先端部に立地しており、古来から眺望に優れた場所だったと考えられる。旧石器・縄文・弥生・古墳(横穴墓)・奈良・平安・中世・近世いずれの痕跡もある。

図 1-4-24　武州鵜木光明寺略図

ウ.萬福寺(無量院)

萬福寺は、源頼朝に仕えた武将・梶原景時が建立し、のちに南馬込に移されたと伝えられる寺院である。

「小田原衆所領役帳」に馬込の領主が梶原助五郎とあることから、鎌倉梶原氏と関連付けて伝承されたものと考えられる。

萬福寺境内の墓地には、梶原景時の墓(五輪塔)や、徳川幕府の棟梁であった木原義久の墓がある。

図 1-4-25　萬福寺(無量院)

②墓・石碑・供養塔等

ア.霊山橋・題目石塔

池上本門寺への参道途中の霊山橋たもとに立つ、日蓮宗の寺院で見られる「南無妙法蓮華経」の題目を刻んだ石塔である。

題目文字は本門寺 43 世日摂によるもので、文化８年(1811)に立てられている。

なお、この石塔は、浮世絵や絵画に多く登場し、門前のシンボルとなっている。

図 1-4-26　霊山橋・題目石塔

③遺跡

ア.久ヶ原遺跡

多摩川と呑川に挟まれた、標高約 13～19 メートルの広く平坦な舌状台地上に位置している。

遺跡規模は 11 万平方メートルで、累計 1,000 軒を超える弥生時代の竪穴式住居址が存在すると推定され、巨大な集落が長期的に形成されていたと考えられる。

図 1-4-27　久ヶ原遺跡

イ.鵜の木１丁目横穴墓群(鵜の木松山公園内)

鵜の木 1 丁目横穴墓群は、鵜の木松山公園の東斜面の標高約 12 メートルの地点に、７世紀後半から８世紀前半にかけて構築されたものである。

鵜の木松山公園内には７つの横穴墓があり、なかには、大田区周辺に見られる特徴的な切石羨門構造(きりいしせんもんこうぞう)をもつ、貴重な横穴墓であることから、発掘当時の姿で保全されている。大田区内で唯一見学が可能である。

図 1-4-28　鵜の木１丁目横穴墓群

④公園・緑地

ア.貴船堀緑地

計画面積約 1.13 ヘクタールの貴船堀公園(都市計画公園)の一部である。

かつて貴船堀という運河であった場所を埋め立ててつくられた公園(緑地)で、昔は海苔生産者が多くの船を浮かべていた地帯であった。

図 1-4-29　貴船堀緑地(貴船堀公園)

イ.六郷用水の跡

六郷用水は、多摩川を水源として狛江市から世田谷区を通り、大田区に至る、延長約 23 キロメートルのの水路である。慶長２年(1597)から 14 年をかけて整備されたもので、主に灌漑用水として利用された。

昭和 20 年(1945)、周辺の宅地化等を理由に用水は廃止され、埋立てや雨水用下水となったが、現在、一部区間を散策路として整備したり、水路を復元したりして、地域の歴史や魅力を感じることができる場となっている。

図 1-4-30　六郷用水の跡

⑤土木構造物

ア.鉄道院鉄柱

明治 45 年(1912)、当時の鉄道院の命によって鋳造された鉄柱である。

現在、大森駅の東口広場のテラス柱として保存されている。２本あり、写真左側の鉄柱には「鉄道院」の銘が刻まれ、右側の鉄柱には「明治四十五年七月製造」と「合資会社高田商会 柳島製作所」が刻まれている。

図 1-4-31　鉄道院鉄柱

イ.レンガ造りの堤防(多摩川沿岸)

かつての多摩川は暴れ川と呼ばれ、大雨のたびに氾濫し、周辺に甚大な被害をもたらしていた。

大正７年(1918)から行われた河川改修工事は、昭和８年(1933)まで続き、そのときに建造されたレンガ造りの堤防が、役割を終えた今も約 1.6 キロメールに渡って断続的に残っている。

図 1-4-32　レンガ造りの堤防

⑥市街地

ア. 田園調布

渋沢栄一の計画により、大正７年(1918)から建設された、日本で最初の住宅専用市街地である。

駅東側は主に商業地域、また西側は住宅地として分譲された。特に西側は駅を中心に放射状道路と同心円状道路が設けられ、街灯、街路樹、上下水道等が配置された。低い建ぺい率や、道路や隣家との間は生け垣を用いる等、景観を保つための配慮が行われた。

図 1-4-33　田園調布の街並み

（５）特産品、工芸品、菓子・料理等

①特産品

大田区内には、農業、水産業に関わる特産品がある。代表的なものを以下に示す。

表 1-4-2　特産品

写真	名称	特徴
	馬込半白節成胡瓜（まごめはんじろふしなりきゅうり）	明治 33 年(1900)頃、馬込村で白い部分の多い、独特の性質をもった胡瓜がつくられた。大正９年(1920)頃、篤農家数件でつくられ、その後、昭和８年(1933)には、「馬込半白採種組合」が設立されて品種の保存と均一化に努めた。盛んに栽培されたのは昭和 38 年(1963)頃までであるが、現在も馬込地区では数戸の農家が栽培している。
	馬込大太三寸人参（まごめおおぶとさんすんにんじん）	西馬込の篤農家により、砂村三寸と川崎三寸を交配し、各々の長所を受け継いだ、大形で形・色のよい人参が改良され、固定された。昭和 25 年(1950)、大森東部農協が「馬込大太三寸人参」の名称で農林省に種苗登録して以後、馬込の特産品となった。盛んに栽培されたのは昭和 38 年(1963)頃までであるが、現在も馬込地区では数戸の農家が栽培している。
	馬込のシクラメン	戦後、大森東部農業協同組合(現：JA 東京中央馬込支店)の青年部有志が「馬込園芸研究会」を立ち上げ、昭和 27 年(1952)に試験的に作り始めたのが実質的な始まりである。 現在でも２軒の生産農家があり、11 月から年末になると、温室は出荷・販売される色とりどりのシクラメンであふれかえる。
	大森海苔	海苔養殖は、享保(1716-1736)の頃、大森から品川の沿岸部で始まり、延享３年(1746)、将軍家に献上する海苔の産地としての発展が成長のきっかけである。その後、東京都の沿岸部埋立計画に応じ漁業権を放棄したことで、昭和 38 年(1963)に海苔養殖の歴史は幕を閉じた。しかし、現在も多くの海苔関連業者が海苔の流通拠点として営業している。

②工芸品

大田区内の工芸品に関する代表的なものを以下に示す。

表 1-4-3　工芸品

写真	名称	特徴
	江戸表具	表具の歴史は奈良時代に始まるが、江戸表具は 17 世紀初頭、江戸に幕府が開かれたことにより、大名や社寺とともにお抱えの表具師が江戸に居を構えたのが始まりである。 江戸の武家文化から発展してきた江戸表具は、控えめで軽妙な意匠のなかにも豪華さや華やかさをあわせ持つのが特徴である。

③菓子･料理等

大田区内の菓子･調理等の代表的なものを以下に示す。

表 1-4-4　菓子･調理等

写真	名称	特徴
	久寿餅（くずもち）	関東圏でみられる「久寿餅」は、小麦粉からグルテンを分離させた浮粉（でんぷん）を乳酸菌で発酵させて作るものであり、これは関西圏の葛粉を使って作る「葛餅」とは異なる。 池上駅や池上本門寺門前等にある老舗では、通年で製造･販売している。
	羽根つき餃子	今では、全国の中華料理店や大手冷凍食品メーカーからも販売されている「羽根つき餃子」は、蒲田が発祥であるといわれている。蒲田にある中華料理店の創業者が、中国･大連の焼饅頭をヒントに作った羽根つき餃子が人気となり、現在、蒲田には羽根つき餃子を提供する店舗が多くみられるようになった。

1-5.その他の歴史･文化資源

「1-4.文化財等の分布状況」で示した「文化財」とは、歴史的･芸術的･学術的価値の高い有形･無形の文化的所産を指す広い概念として用いている表現である。

一方、「指定、登録または選定文化財」とは、上記の「文化財」のなかで、特に重要と認められ、文化財保護法または条例によって国や地方公共団体が指定、登録または選定した文化財のことを指す。

なお、「文化財」のなかで、上記の「指定、登録または選定文化財」以外の文化財は、「未指定文化財」と表現している。

大田区では、これらの「指定、登録または選定文化財」や「未指定文化財」の「文化財」には含まれない比較的最近の資源であっても、人々の営みのなかで生まれ、育まれ、未来に残していきたいと願う地域固有の資源(モノ･コト)を含めた全てを、「歴史･文化資源」として捉え、今後の歴史まちづくりを進める際の手がかりとする。

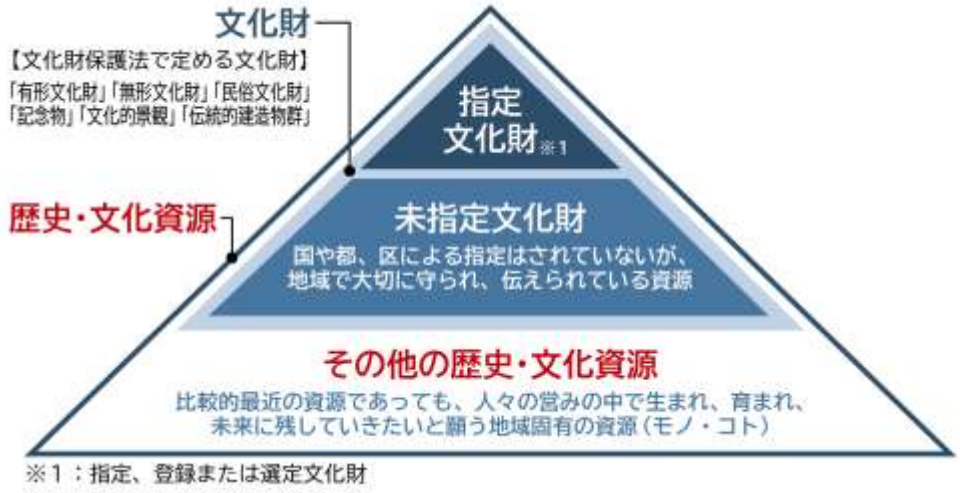

図 1-5-1　その他の歴史･文化資源

「その他の歴史･文化資源」は、次の分類で整理したものを巻末の「参考資料」に掲載する。

なお、「その他の歴史･文化資源」は、区民の推薦等により、適宜見直しを行い、更新する。

表 1-5-1　その他の歴史・文化資源の分類

No.	分類	内容
1	地形・地質	峡谷や谷戸、岩石や地層の状態で特徴的なもの
2	河川・池・湧水	区内の河川や池、湧水、地域で親しまれる水辺
3	山地・丘陵	区内の山や丘陵、山並みに関連する地勢等
4	気候・風土	区全域及び地域的に特徴的な気候や風土
5	植生・植物	特徴的な植生や象徴的な花等の植物、巨樹や銘木
6	動物	地域を象徴する動物や関わりの深い動物(分布)
7	道・鉄道・坂	旧道や古道等、古くからある道や鉄道、坂、散策路
8	街路	愛称がつけられている通り
9	景観	風景や眺望、まちなみ、景観上優れた建造物等
10	公園・緑地	地域に親しまれている公園、緑地等の広場
11	遺跡	化石や遺構・遺物の発見・発掘地
12	城跡・城館跡	城跡や城館跡
13	古民家・屋敷	歴史的な建造物
14	旧跡	歴史的な事物があった場所
15	社寺	伝統行事や地域の歴史を特徴づける宗教施設
16	墓	区内に所在する、歴史上の人物や著名人の墓
17	石仏・石塔	石仏や仏塔・供養塔、寺社にまつわる構造物等
18	道標・石碑・記念碑	道や土地柄等を表すもの
19	近代化遺産	近代化の痕跡が残る建造物や場所
20	戦跡	近代以降の戦争に関わる戦争遺跡
21	考古・古生物資料等	区所蔵や区内出土の遺物や化石、動植物標本等
22	美術品・工芸品	芸術的に価値の高い歴史資料
23	刀剣	下原刀をはじめとした、区内所在の刀剣
24	民具	主に生業にまつわる道具
25	祭礼・芸能用具	祭礼や伝統芸能等に用いる道具
26	その他民俗資料	民具、祭礼・芸能用具に含まれない民俗資料
27	人物	各分野で事績を残した、区にゆかりのある人物
28	祭礼・祭り	寺社や地域で古くから行われるお祭り
29	伝統芸能	伝承されている、またはされていた芸能
30	民謡・歌	地域で伝承される唄
31	民間信仰	土着の信仰やまじない等
32	生業・伝統工芸・技術	伝統工芸や産業・生業にまつわる技術、手仕事等
33	伝統食	地域に伝わる伝統料理や食材等
34	方言	地域固有の表現や言い回し
35	歴史的事象等	地域に伝わる歴史的事象等
36	文献資料	古文書等の文字資料
37	絵図	近世以前に作られた地図・図面類
38	民話・伝説・昔話	地域に語り継がれている民話や伝説、昔話
39	写真	幕末から近代以降の当時を物語る写真
40	地図	近代以降に作られた地図類
41	地名・字名	地勢や土地の特徴を表す地名
42	文化団体	歴史・文化資源の保存・活用に関する活動を行う団体
43	歴史・文化施設	歴史・文化資源を取り扱う施設
44	地域行事	歴史・文化資源の保存・活用に関する振興行事や取組
45	老舗商店・施設	近代以前から続く商号・屋号を持つ企業や店舗、施設等
46	その他店舗・施設	地域性・独自性・特殊性の強い企業や店舗、施設等

第２章 大田区の維持及び向上すべき歴史的風致

２－０.歴史的風致の概要と分布状況

（１）歴史的風致とは

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第１条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

図 2-0-1　歴史的風致の構成

このため、大田区の歴史的風致の設定にあたっては、下記の３つの条件をすべて満たしているものとする。

①：地域の固有の歴史や伝統を反映した「人々の活動」が現在行われていること
②：①の活動が歴史上価値の高い建造物※とその周辺で行われていること
③：①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること

※「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものをいう。なお、３つの条件に該当する歴史的風致を形成する建造物等は築 50 年以上、活動は 50 年以上継続していることが必要となる。

（２）大田区の歴史的風致

大田区の維持･向上すべき歴史的風致は、以下のとおりである。

表 2-0-1　大田区の歴史的風致

01. 日蓮信仰にみる歴史的風致
02. 四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致　（８つの小風致で構成）
03. 銭湯文化にみる歴史的風致
04. 洗足池の景観保全にみる歴史的風致
05. 大森貝塚にみる歴史的風致
06. 海苔のふるさとにみる歴史的風致
07. 馬込文士村にみる歴史的風致

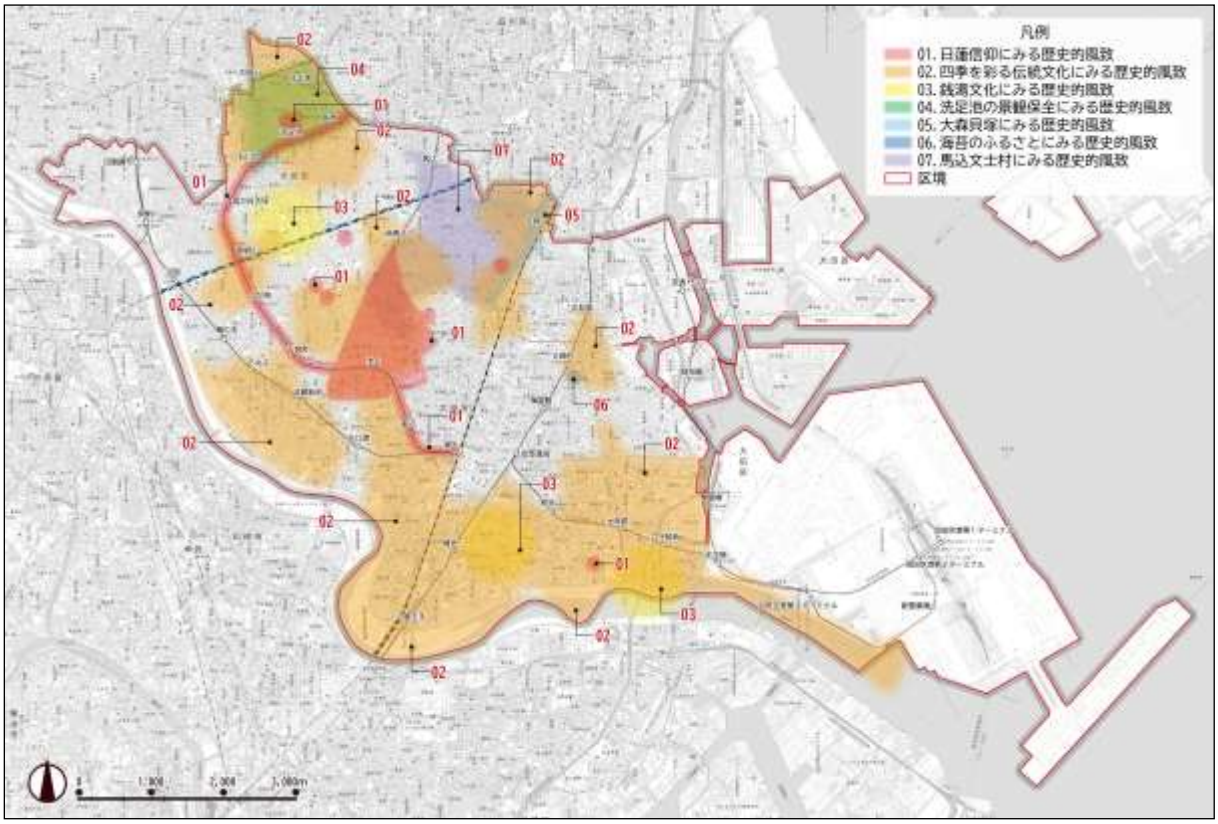

図 2-0-2　大田区の歴史的風致の位置

2-1.日蓮信仰にみる歴史的風致

(1)はじめに

池上地域においては、鎌倉時代の高僧である日蓮が入滅した霊蹟として知られる池上本門寺を中心に、日蓮への信仰を背景とした歴史的な街並みや伝統行事が継承されてきた。周辺地域は門前町として発展し、池上駅からの参道には今でも寺院や茶屋等が建ち並び、歴史を感じられる街並みが形成されている。参道は、従来は池上本門寺の南を東西に走る「池上道」をメインとし、総門に至る道を指していたとされ、現在の東急池上線池上駅と池上本門寺をつなぐ道は、明治 30 年(1897)頃に池上道から池上競馬場へ通じる道として拡幅されたものである。

図 2-1-1　木造日蓮聖人坐像

この地域では、毎年 10 月 13 日の日蓮の命日の２日前から「御会式」が開催され、万灯練供養や露店でにぎわう。御会式は古くから秋の風物詩として名高く、浮世絵や俳句からも様子を知ることができる。

図 2-1-2　従来の参道(霊山橋から北方面)

図 2-1-3　御会式(明治期の浮世絵)

図 2-1-4　池上本門寺の参道

（２）建造物

①池上本門寺大堂（祖師堂）

宝永７年（1710）に焼失したかつての祖師堂は、日蓮宗の信者であった加藤清正が慶長 11 年（1606）に建立したとされる。『大田区の文化財第八集（昭和 47 年（1972）、大田区文化財専門委員編）』によると、現在の大堂は昭和 39 年（1964）に再建されている。鉄筋コンクリート造、瓦葺、入母屋造。

図 2-1-5　池上本門寺大堂（祖師堂）

大堂内には、日蓮の７回忌に造像された「木造日蓮聖人坐像（重要文化財）」が安置されているほか、天井画には川端龍子の絶筆となった「未完の龍」が描かれている。

②本門寺五重塔【重要文化財】

江戸幕府第２代将軍徳川秀忠の乳母岡部局の発願により秀忠が寄進し、慶長 13 年（1608）に完成した、現存する関東最古の五重塔で、重要文化財に指定されている。

初層のみを和様とし、２層以上を唐様とする折衷様式。高さは約 31 メートル（基壇の計測位置による）。

図 2-1-6　本門寺五重塔

③池上本門寺宝塔【重要文化財】

日蓮が入滅した際の御荼毘所に建つ。文化・文政期（1804-1830）に編さんされた『新編武蔵風土記稿』等によると、池上宗仲が多宝塔を作り、日蓮の御余灰を中に盛って奉安したとされる。

現在の宝塔は文政 11 年（1828）に上棟し、天保元年（1830）に建立された。上下層ともに円形の平面を持つ木造の仏塔で、屋根は宝形造、銅板葺の上に露盤と相輪を載せている。屋外の木造宝塔として日本唯一の遺構であり、重要文化財に指定されている。

図 2-1-7　池上本門寺宝塔

【近在の万灯講中取持ち寺院】

池上本門寺周辺地域の 11 寺院では、各寺院を拠点とした「取持ち」と呼ばれる万灯講中が結成されている。これらの寺院及び講中は、池上本門寺における御会式の準備への協力や、各寺院が御会式を開催する際に他の寺院が万灯を引いて参拝する等、寺院どうしに強いつながりが見られる。

表 2-1-1　近在の万灯講中取持ち寺院（出典：『大田区の文化財第八集（昭和 47 年（1972）、大田区文化財専門委員編）』

寺院	本堂建造（再建）年	寺院	本堂建造（再建）年
本行寺	享保元年（1716）	安詳寺	昭和 40 年（1965）
善慶寺	昭和５年（1930）	林昌寺	昭和 33 年（1958）
養源寺	昭和 40 年（1965）	長勝寺	江戸末期建造 ［大正３年（1914）・昭和 46 年（1971）修復］
妙福寺	祖師堂（国の有形文化財）明治期		
本光寺	昭和 31 年（1956）改築	微妙庵	昭和 44 年（1969）
妙雲寺	明治５年（1872）［昭和 44 年（1969）修復］	長照寺	昭和 34 年（1959）

図 2-1-8　妙福寺（祖師堂）

図 2-1-9　本光寺（本堂）

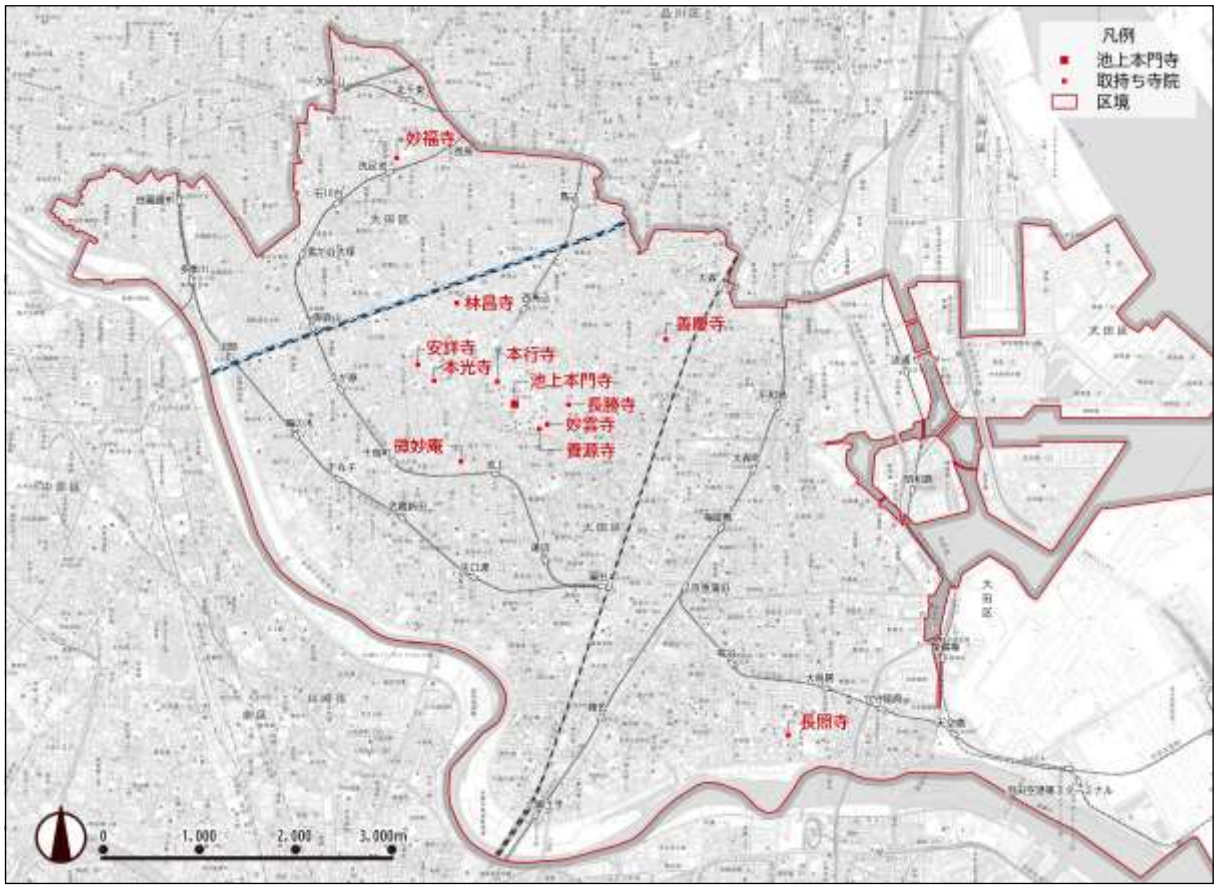

図 2-1-10　取持ち寺院の位置

④日蓮宗本山大坊本行寺

日蓮の入滅後、弘安６年(1283)に池上宗仲から日朗の弟子に邸宅が寄進されたことにより本行寺が開創されたといわれる。

図 2-1-11　本行寺本堂

【本堂】

『大田区の文化財第八集(昭和 47 年(1972)、大田区文化財専門委員編）』によれば、 現在の本堂は享保元年(1716)に完成した。木造、瓦葺、入母屋造。

【ご臨終の間】

日蓮が入滅した際に寄りかかっていたという池上宗仲邸宅の柱を安置するお堂。昭和 11 年(1936)に東京都の旧跡に指定された。木造、銅板葺、２層寄棟造、平屋。

図 2-1-12　ご臨終の間(お堂)

⑤善慶寺本堂

『大田区の文化財第八集(昭和 47 年(1972)、大田区文化財専門委員編）』によると、正応５年(1292)頃に創建、昭和５年(1930)に現在の本堂が完成した。木造、瓦葺、入母屋造。

図 2-1-13　善慶寺本堂

⑥養源寺本堂

『大田区の文化財第八集(昭和 47 年(1972)、大田区文化財専門委員編)』によると、慶安元年(1648)に開創されたが、文化元年(1804)に火災で全焼。

現在の本堂は昭和 40 年(1965)に完成した。木造、瓦葺、入母屋造。享保年間(1716-1736)に２度、８代将軍吉宗が鷹狩りを行う際の御膳所になったとされる。

図 2-1-14　養源寺本堂

（３）活動

①御会式

池上本門寺では、日蓮の命日である 10 月 13 日の２日前から、日蓮の報恩感謝のために営まれる法要行事として「御会式」が行われる。日蓮入滅(安政５年(1282))の翌年から行われているといわれ、江戸時代は多数の参詣者でにぎわった。その様子は歌川広重と歌川豊国の合作「江戸自慢三十六興　池上本門寺会式(元治元年(1864))」に描かれているほか、松尾芭蕉が元禄５年(1692)に詠んだ俳句にも「御命講(＝御会式)や 油のような 酒五升」とある等、古くから知名度の高い行事であることがわかる。

図 2-1-15　歌川広重(２代)と歌川豊国(３代)の合作
「江戸自慢三十六興 池上本門寺会式」

さらに、『東急 100 年史(令和５年(2023))』によると、東急池上線の前身である池上電気鉄道が御会式に参詣する客の輸送を目的として大正 11 年(1933)に路線を敷設する等、周辺地域のみならず全国から多くの人が訪れる一大行事であった。

今でも御会式の期間が近づくと、大田区内にある東急池上線沿線の各駅舎にポスターが掲出されるほか、東急池上線・多摩川線蒲田駅のホームにはミニチュアの万灯が飾られ、人々が足を止める様子が見られる。

御会式は 10 月 11 日から 13 日の３日間営まれ、供養式や宗祖御更衣法要をはじめとする６回の法要が行われる。期間中は池上駅前から新参道経由で門前に至る道および池上文化センターに至る道には左右びっしりとバリエーション豊かな露店が軒を連ね、浴衣姿で飲食を楽しむ人々や、祭りの様子を珍しそうに写真に収める外国人観光客等、人々がひしめき合う光景が見られ、地域のに

図 2-1-16　御会式に集まる人々(昭和６年(1931))

ぎわいを感じることができる。

御会式の期間で最も盛り上がりを見せる 10 月 12 日のお逮夜では、東急池上線は運転本数を増発した臨時ダイヤで運行される。最寄り駅である池上駅に到着した車両からは参詣客が続々と降車し混雑する様子が見られ、この日に限って駅の 1 階に臨時改札が設置される等、地域全体に活気が広がっている。東急池上線の増便は古くから継続して行われており、昭和 7 年(1932)に刊行された『池上町史』にも東急池上線が終夜運転している記載がある等、当時から御会式が一大イベントであったことがわかる。現在も約 30 万人もの参詣客が訪れる。

また、12 日は大堂において宗祖報恩御逮夜法要が営まれ、多くの参詣客が祈りをささげる姿が見られるほか、宝塔が 12 日及び 13 日の午前中に開扉されるため、内部に安置された小型の宝塔を一目見ようとする参詣客で混雑する様子が見られ、日蓮への畏敬と信仰の篤さが見て取れる。

9月から 11 月にかけては取持ちの寺院でも御会式が行われ、池上本門寺ほどの規模ではないものの、万灯が掲げられ、多くの露店が出る等、人々の往来と団扇太鼓の音色で地域全体の活気を感じることができる。

図 2-1-17　東急蒲田駅の万灯風装飾(令和7年(2025))

図 2-1-18　東急池上駅の臨時改札(令和7年(2025))

図 2-1-19　御会式時の池上駅の様子
(昭和 26 年(1951))

図 2-1-20　御会式ポスター
[石川台駅]
(令和7年(2025))

図 2-1-21　御会式の様子(現在)

図 2-1-22　『池上町史』(昭和7年(1932))

【万灯練供養】

日蓮の命日の前日であり、「お逮夜」と呼ばれる 10 月 12 日には万灯練供養が行われる。新参道から総門をくぐり、此経難持坂と呼ばれる 96 段の石段を上り、境内に至るまでの約２キロメートルを、100 を超える講中、総勢約 3,000 人が団扇太鼓で題目を唱え、纏を振り、和紙で作られた桜の花で飾った万灯をかかげ、鉦や笛の音色とともに練り歩く。纏振り等を披露した後、大堂と経蔵の間を進み、本殿へと行列が続く。和紙で作られた桜の花は、日蓮が入滅したときに大地が震動し、季節外れの花が咲いたという伝承に由来する。古くは提灯にろうそくを灯した「提灯万灯」を、団扇太鼓をたたきながら参詣する簡素なものだったが、明治時代に火消たちが参詣に訪れたこと等を契機として、纏を振るようになったという。池上本門寺と強いつながりを持つ池上･久が原等の周辺地域には、かつて日蓮宗檀徒の密集地が分布し、地域の日蓮宗寺院を中心に「取持ち」と呼ばれる万灯講中が結成された。各寺院で日にちをずらして御会式を開催し、相互で万灯を行き来させる等、池上本門寺だけでなく、周辺の地域が一体となって伝統行事に活気をもたらしている。万灯は講中によって異なり、五重塔を模したものや提灯が複数つけられたもの等様々な種類がある。全国各地から集まった万灯が、周辺を練り歩き、にぎやかに参拝する様子は、数百年にわたり受け継がれてきた信仰と地域のつながりを感じることができる。

図 2-1-23　万灯練供養の様子
（昭和７年(1932)頃）

図 2-1-24　万灯練供養の様子(現在)

（4）まとめ

700 年以上続く御会式は、日蓮宗の開祖である日蓮の霊跡、池上本門寺を中心に盛り上がりを見せ、各法要が厳かに行われる一方で、万灯練供養は夜遅くまで太鼓や鉦の音、題目を唱える声が響き、全国からの参詣者でまち全体が熱気に包まれる。地域住民によって長きにわたり継承されてきた伝統行事と、池上本門寺をはじめとした建造物や周辺市街地が一体となり、歴史的風致を形成している。

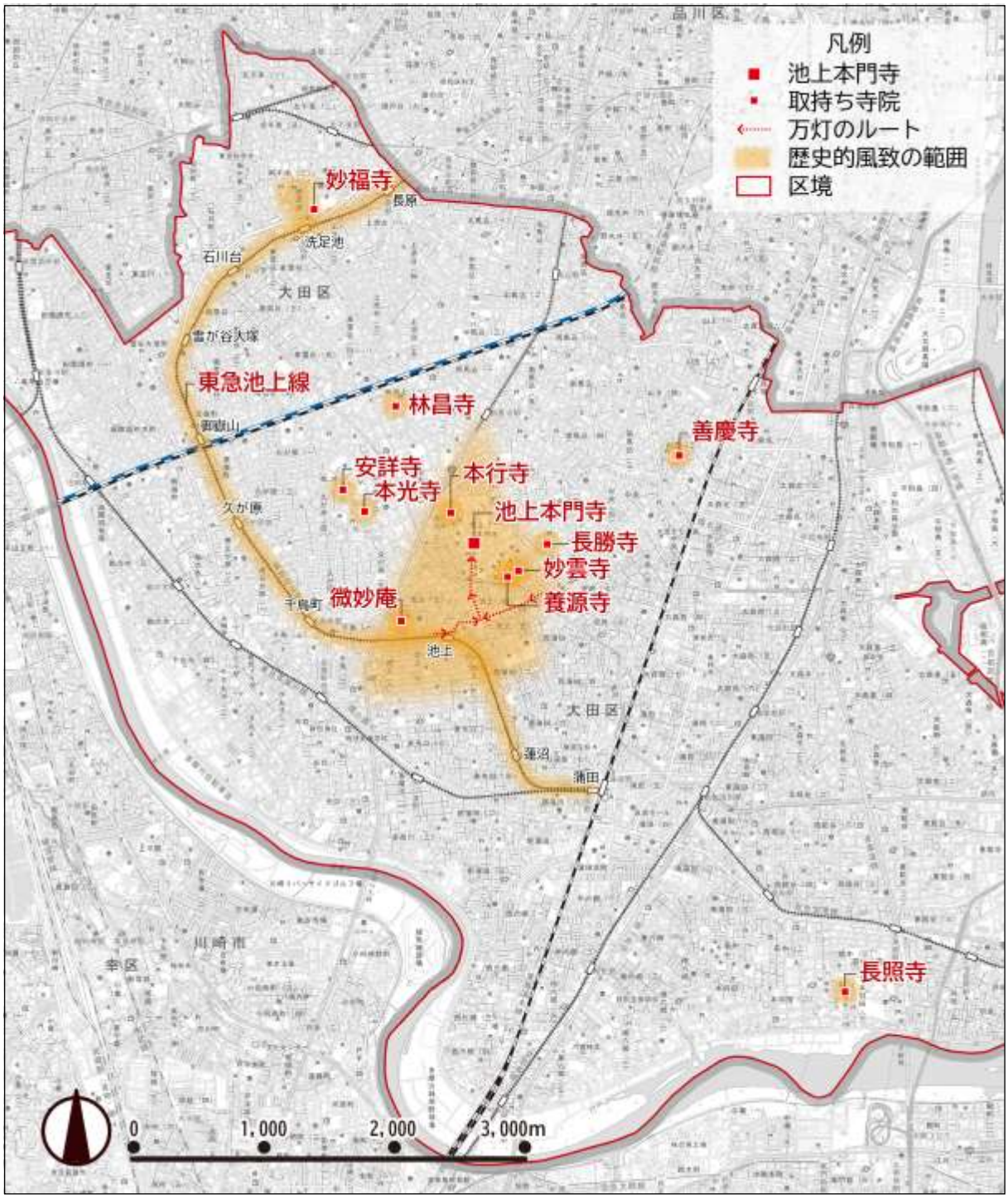

図 2-1-25　日蓮信仰にみる歴史的風致の範囲

2－2.四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致

（1）はじめに

大田区は、東京 23 区最大の面積を誇り、豊かな自然と長い歴史を併せ持つ、多彩で魅力的な地域である。多摩川の清らかな流れ、洗足池の静けさ、そして池上本門寺の荘厳さ等、都会の喧騒から一歩離れた場所で、四季折々の美しい景観を楽しむことができる。

この恵まれた環境の中で、長い歴史を通じて育まれてきた独自の文化や風習が、今なお生き生きと息づいている。これらは、春夏秋冬それぞれの季節に根ざしたものであり、古くから地域の人々に親しまれ、数百年の歴史を持つものも含め、世代を超えて大切に受け継がれている。神社仏閣での祭礼、地域に伝わる活動、こども向けイベント等、その形態は多岐にわたるが、いずれも大田区の歴史と文化を象徴する重要な行事である。

以下では、これら数多くある伝統行事や祭礼の中から、特に代表的なものを８つ紹介する。

表 2-2-1　四季を彩る小風致

季節	小風致※1	建造物等	活動
春（3～5月）	(2)禰宜[1]の舞にみる歴史的風致	天祖神社(西嶺町)	禰宜の舞
	(3)子どもガーデンパーティーにみる歴史的風致	本門寺公園※2 洗足池公園※2 萩中公園※2 多摩川緑地区民広場※2	子どもガーデンパーティー
	(4)水神祭にみる歴史的風致	水神社	水神祭
夏（6～8月）	(5)子ども神獅子舞にみる歴史的風致	六郷神社	子ども神獅子舞
	(6)水止舞にみる歴史的風致	厳正寺	水止舞
秋（9～11月）	(7)双盤念仏にみる歴史的風致	今泉延命寺	双盤念仏
冬（12～2月）	(8)義民六人衆報恩感謝祭にみる歴史的風致	善慶寺本堂、 新井宿義民六人衆墓	義民六人衆報恩感謝祭
	(9)子ども流鏑馬にみる歴史的風致	六郷神社	子ども流鏑馬

※1：「小風致」の番号(2)～(9)は、後掲の見出し番号に符合する。
※2：年度によっては、会場とならない場合がある。

[1] 神社に奉仕する神職の役職の１つ。一般的に宮司を補佐する立場の者。

（２）禰宜の舞にみる歴史的風致

①はじめに

天祖神社（西嶺町）は寛文年間（1661-1672）に創建されたと伝わり、毎年４月 21 日の例祭に奉納される「禰宜の舞」は江戸時代中期から続くといわれる伝統行事である。太鼓の響きから「デデンコ舞」とも呼ばれるこの伝統行事は、かつて多摩川沿岸地域の各所で行われていたが、現在、都内では唯一この神社のみに継承されている。

②建造物

ア.天祖神社（西嶺町）社殿

『新編武蔵風土記稿』（文化７年（1810）～文政９年（1829））の記録によれば、寛文年間（1661-1672）に嶺村の住人が伊勢神宮への参拝時に授与された御神霊を祀って創建したとされている。この史料は当神社が 350 年以上の歴史を持つことを裏付けている。

図 2-2-1　天祖神社（西嶺町）社殿

大学教授や住職等が編さんに関与した『大田区の文化財第二十三集（昭和 62 年（1987）、大田区文化財保護審議会委員編）』によると、明治 20 年（1887）に竣工した前社殿は一間社流造、銅板葺の様式であった。

図 2-2-2　天祖神社建立の記念碑
（昭和 47 年（1972）の刻印）

昭和初期には、東調布第一小学校の木造校舎建て替えで生じた古材を活用し、境内に嶺町公会堂が建設された。

昭和 47 年（1972）には都道環状８号線建設に伴い、境内面積が半分以下に縮小するという大きな変化があった。同年に本殿・鳥居・社務所が新たに建立され、参道・玉垣を含む境内整備が完了した。天祖神社建立の記念碑には、社殿が昭和 47 年（1972）に建立されたことを記した刻印がある。現在の社殿は一間社流造から神明造に変更され、葺材には銅板が使用されている。

③活動

ア.禰宜の舞

禰宜の舞は、毎年４月 21 日に天祖神社で奉納される民俗芸能であり、厄払いと豊作を祈願する神楽として位置付けられる。江戸時代中期頃を起源とし、かつては多摩川を中心に調布市から大田区六郷近辺まで、川の両側の神社や町の広場等約 20 か所に、川崎市にある白幡八幡大神の神職が出向いて行っていたが、戦後は都内では天祖神社(西嶺町)だけが継続している。

図 2-2-3　禰宜の舞(昭和 46 年(1971))

この舞は境内に茣蓙を敷き、注連縄をせんぞ張り、神膳矢･餅･笹を供える厳格な様式のもと、１人が猿田彦命(さるたひこのみこと)、天鈿女神(あめのうずめのみこと)等を表す５種の面と色鮮やかな衣装を舞ごとに使い分け、太鼓の音に合わせて６つの演目を舞う形式が特徴となっている。「デデンコ舞」と呼ばれる締め太鼓による奏楽は、舞の後に執り行われる湯立ての儀式「お湯花」と共に、一連の伝統行事として継承されている。これらの一連の神聖な所作と音色、光景に、古来より伝わる神事の厳かさと神秘性が漂い、江戸時代から受け継がれてきた地域の信仰と文化の深さが感じられる。毎年、この舞には、旧嶺村(現：西嶺町、東嶺町、北嶺町)の崇敬者が訪れ、一部始終を見守り、祈りを共に捧げている。樹齢数百年の御神木に囲まれた天祖神社の境内と、石畳の参道、そこで執り行われる禰宜の舞からは、舞うごとに変わる面と装束の彩りと太鼓と鈴が静寂の中で厳かに響き渡る音が感じられる。

図 2-2-4　禰宜の舞(現在)

④まとめ

天祖神社(西嶺町)の禰宜の舞は、都内における唯一の継承例とし、例祭当日には地域内外から参観者が訪れており、地域の活性化や文化交流の促進に寄与している。

こうした伝統行事の継承活動を通じて、歴史的な祭事と現代の都市生活が共存する文化的景観が形成されており、この地区特有の歴史的風致が感じられる。

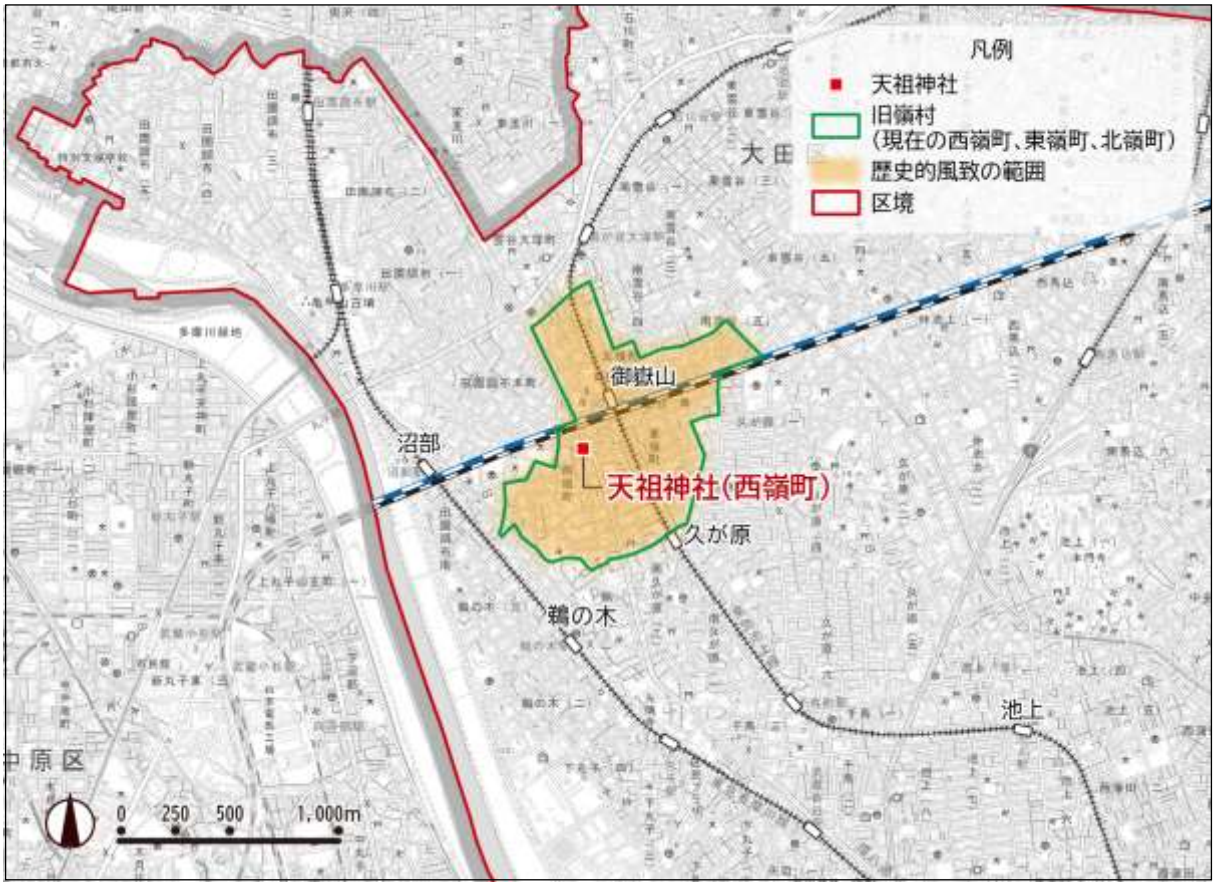

図 2-2-5　禰宜の舞にみる歴史的風致

（３）子どもガーデンパーティーにみる歴史的風致

①はじめに

子どもガーデンパーティーは昭和 25 年(1950)から続く大田区内有数の地域行事であり、こどもを中心とした世代間交流の促進や地域コミュニティの醸成等を目的としている長い歴史と大田区の「地域力」を結集した伝統行事である。

地域の公園や緑地等を会場に区民や関係団体が協力して企画･運営する体験型イベントであり、世代を超えた交流の場として長年親しまれている。令和７年度(2025)実施時点で 74 回目を迎えた。

②建造物等

ア.本門寺公園

本門寺公園は、700 年以上の歴史を持つ日蓮宗の大本山･池上本門寺の東側に位置する公園で、昭和 13 年(1938)に東京市立公園として開園した。その後、昭和 26 年(1951)に東京市より管理委任され、昭和 50 年(1975)に東京都より移管されて区立公園となった。総面積 28,366 平方メートルを有する当公園は、池上本門寺の丘陵地に沿って造られており、起伏に富んだ地形を活かした公園である。

図 2-2-6　本門寺公園(昭和 22 年(1947))

園内には古くから受け継がれてきた斜面樹林の中を散策できる園路が造られ、池上本門寺境内と繋がっている。公園には、長年地域に親しまれてきたキャンプ場や桜が咲き誇る広場、古くから地域の憩いの場であった運動広場や子ども広場が配置されている。また、園内にある弁天池は、江戸時代から伝わる貴重なフナ釣りの文化を今に伝える場として親しまれている。

図 2-2-7　本門寺公園(昭和 59 年(1984))

イ.洗足池公園【東京都指定の名勝】

洗足池公園の総面積は 78,808 平方メートルであり、そのうち洗足池公園内に所在する洗足池の面積は約 39,000 平方メートルである。洗足池の平均水深は約 1.5 メートルであり、洗足池公園内の中央部を南北に占める形で位置している。したがって、洗足池は公園全体の面積の約 53%を占めていることになる。

図 2-2-8　洗足池公園

洗足池は武蔵野台地の南端にあたる荏原台の谷地部をせき止めることで形成された淡水池であり、かつては灌漑用水として利用されていた経緯をもつ。池の周囲には崖線地形の名残をとどめた樹林地があり、公園の景観に変化を与えている。

洗足池駅周辺の標高は約 21 メートルと大田区内では比較的高い位置にあり、公園全体は緩やかな起伏に富んだ地形を特徴としている。

平成２年(1990)に東京都より移管されて区立公園となり、平成 31 年(2019)３月、洗足池公園は大田区内初となる東京都指定の名勝となった。(P.2-4-2 を参照)

ウ.萩中公園

萩中公園は、昭和 38 年(1963)に都立公園として開園し、昭和 40 年(1965)に東京都から大田区へ移管された区立公園である。園内には、プール、野球場及び交通公園等があり、多くの利用者が訪れる人気の公園である。また、64,114 平方メートルの規模を有している大田区内でも代表的な大規模公園の１つである。

図 2-2-9　萩中公園(昭和 42 年(1967))

公園の特徴である「交通公園」は、実際の道路を模した信号機付きのコースでこどもたちが正しい交通マナーや安全意識を育む重要な役割を担い、幅広い世代にわたって利用される光景から、地域に根ざした安全文化を継承する場となっている。また、通称「ガラクタ公園」と呼ばれ、かつて活躍した蒸気機関車、都電、消防車及びトラック等の乗り物が展示されており、時代を超えて乗り物文化に触れることができる貴重な空間となっている。

図 2-2-10　萩中公園(平成７年(1995))

エ. 多摩川緑地区民広場

多摩川緑地区民広場は、昭和 39 年(1964)に開催された「第 18 回オリンピック競技大会(東京オリンピック)」を契機に健康増進等を目的として昭和 39 年(1964)に開設した多摩川の流れに寄り添うように位置する広場であり、同年に大田区が管理を開始した。 1 周 400 メートルのトラックを有し、地域の運動会や競技会等で活用されている。また、夏季に開催される大田区平和都市宣言記念事業「平和のつどい(平和祈念花火)」における観覧スポットとしても親しまれており、多摩川の水面に映る花火の光景は、四季を大切にする日本の風情と、地域の絆を育む文化的営みを映し出す、美しい景観を作り出している。

図 2-2-11　多摩川緑地区民広場

図 2-2-12　多摩川緑地区民広場の航空写真(昭和 49 年(1974)～昭和 53 年(1978)撮影)

図 2-2-13　多摩川緑地区民広場の航空写真(令和元年(2019)撮影)

③活動

ア.子どもガーデンパーティー

『大田区政 50 年史(平成９年(1997)３月)』によると、子どもガーデンパーティーは、戦後の混乱期である昭和 25 年(1950)に始まった地域行事である。休日を親子で過ごす機会に恵まれないこどもたちに遊びの場を提供しようという思いから、地域の人々のボランティアによって開始された。青少年の健全育成を地域全体で支えるという大田区の理念を具現化した原点的なイベントとして、昭和 25 年(1950)から始まり、令和７年度(2025)で 74 年目を迎え、区民に親しまれてきた。右に掲載した図をはじめとする写真からは、このイベントが始まった当初から多くの区民等が参加し、賑わいを見せている様子が読み取れる。

このイベントは例年４月下旬に開催されており、令和７年度(2025)(第 74 回)は蒲田東会場が新たに加わり、大田区内 11 会場での実施となった。大田区内の歴史的･文化的価値を有する公園や緑地等を活用し、世代を超えた区民の交流の場として根付いている。

各会場ではアスレチックやミニ動物園、模擬店等、それぞれに趣向を凝らした催し物が用意されている。こどもたちがゲームや軽スポーツを通じて楽しむだけでなく、地域の連携を深める機会ともなっている。会場では、こどもたちの笑い声が響き渡り、地域の人々が集い、交流する活気ある風景が創出されている。

図 2-2-14　第２回ガーデンパーティー
(本門寺公園)(昭和 29 年(1954))

図 2-2-15　第 68 回ガーデンパーティー
(本門寺公園)(平成 31 年(2019))

図 2-2-16　第 74 回ガーデンパーティー
(洗足池公園)(令和７年(2025))

表 2-2-2　子どもガーデンパーティーの会場(平成 31 年度(2019)～令和７年度(2025))

会場	第 68 回 平成 31 年度(2019)	第 73 回 令和６年度(2024)	第 74 回 令和７年度(2025)
平和島会場	平和島公園	平和島公園	平和島公園
馬込会場	馬込第二小学校	梅田小学校	馬込第二小学校
池上会場	本門寺公園	池上会館	池上会館
新井宿会場	大田文化の森 入新井第二小学校	大田文化の森	大田文化の森
多摩川台会場(H31,R6) せせらぎ会場(R7)	多摩川台公園	多摩川台公園	田園調布せせらぎ公園 田園調布せせらぎ館
洗足池会場	洗足池公園	洗足池公園	洗足池公園
萩中会場	萩中公園、萩中小学校	萩中公園 萩中小学校/出雲中学校	萩中公園野球場 萩中小学校/出雲中学校
六郷会場	多摩川緑地区民広場	多摩川緑地区民広場	多摩川緑地区民広場
矢口会場	多摩川大橋緑地	多摩川大橋緑地	多摩川大橋緑地
蒲田西会場	矢口小学校	矢口小学校	ふれあいはすぬま
蒲田東会場	―	―	蒲田小学校

※令和２年度(第 69 回)～令和４年度(第 71 回)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止。
　令和５年度(第 72 回)は、雨天のため、開催中止。

子どもガーデンパーティーの特徴は、こどもたちが主役であると同時に、イベントを支える地域の人々にとっても重要な意義を持つ点にある。運営に関わる大人たちにとっては地域コミュニティを築く絶好の機会となり、世代を超えた交流の場として機能している。現在では約５万人が参加する大田区の一大イベントへと成長し、地域住民の間に深く根付いた文化として大切に継承されている。

この大規模なイベントを支えるのは、大田区青少年対策地区委員会会長会及び各会場実行委員会(11 団体)を主催とし、大田区と大田区教育委員会の共催の体制である。さらに、大田区青少年対策地区委員会、大田区自治会連合会、大田区立小学校 PTA 連絡協議会、大田区立中学校 PTA 連合協議会、大田区青少年委員会、大田区スポーツ推進委員協議会、大田区少年少女団体協議会、大田区レクリエーション連盟、（公財）大田区スポーツ協会等多様な地域団体(令和７年度(2025):26 団体)が連携して運営に携わっている。この地域ぐるみの協働体制は、大田区の伝統行事を支える重要な基盤となっている。

このように、子どもガーデンパーティーでは大田区内各所の公園や公共施設が有効活用される様子が見られる。会場では多摩川や池上の自然景観が行事の背景となり、地域の歴史･自然･人の営みが一体となった文化的景観を生み出している。こうした世代を超えた協働による地域住民の交流促進とこどもたちの安全な遊び場の創出により、活気ある居住環境と調和のとれた市街地の良好な環境が形成されており、戦後の地域再生の象徴として受け継がれてきた大田区らしい歴史的風致を感じられる。日が

暮れ始める頃には疲れながらも満足感に満ちた表情で家路に向かう家族連れの姿から、この行事が区民の心に刻まれ、明日への活力を生み出している様子が見られる。

④まとめ

子どもガーデンパーティーは、大田区の地域文化を象徴する行事として、時代の変化に対応しながらも本質的な価値を継承してきた。事業開始当初から 50 年以上にわたり、会場として活用されてきた本門寺公園の歴史的景観や洗足池公園の水辺環境等、大田区内の特色ある公園や緑地を活用することで、都市部における自然との触れ合いや環境教育の場としても機能している。

このイベントを通じて、こどもたちは地域の自然や歴史への愛着を育み、地域住民は公園や緑地に親しみながら交流を深めている。こうした交流は、災害時の共助の基盤となるネットワーク形成にも寄与している。

また、運営に携わる様々な世代の区民にとって、このイベントは地域貢献の実践の場であり、世代間の知識や経験の伝承機会となっている。子どもガーデンパーティーは、長年にわたり受け継がれてきた地域の人々の営みと、それを取り巻く歴史的な公園や緑地等の環境が一体となって醸し出す歴史的風致となっている。

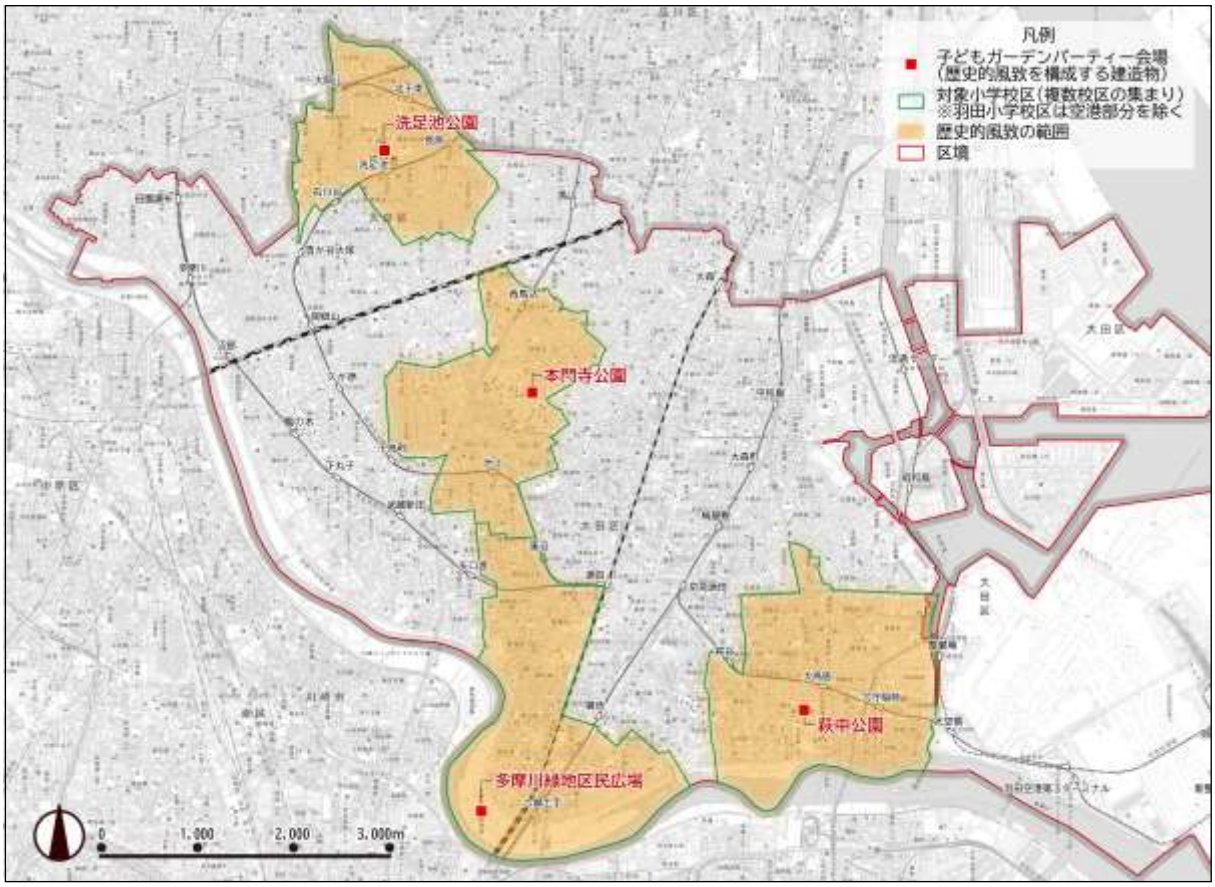

図 2-2-17　子どもガーデンパーティーにみる歴史的風致

（４）水神祭にみる歴史的風致

①はじめに

羽田地区は古くから漁業が盛んな町として発展してきた。東京湾に面したこの地域では、海の恵みを得るために漁民たちが水神を信仰し、その信仰の中心となったのが水神社である。江戸時代から続く水神信仰は、羽田の人々の生活と密接に結びつき、地域アイデンティティの重要な部分を形成してきた。この地域の精神文化を象徴する水神祭は、長年にわたり羽田の海の安全と豊穣を願う人々の祈りの場として機能し、地域社会を結びつける重要な行事となっている。

②建造物

ア.水神社社殿

海上安全、大漁満足を祈願した漁民に信仰された神社であり、大学教授や住職等が編さんに関与した『大田区の文化財第７集(昭和 46 年(1971)３月、大田区文化財専門委員編)』によると、現存する社殿は昭和 28 年(1953)に竣工された木造建築である。

伝統的な日本建築様式を採用し、切妻造の屋根が特徴的である。屋根の葺材に使用されている銅板が緑青色に変化している様子から、相応の時間の経過がうかがえる。

図 2-2-18　水神社社殿

③活動

ア.水神祭

羽田には、曳舟祭と水神祭という２つの船による大きな祭礼が存在した。曳舟の行事は昭和 12 年(1937)に廃絶したが、水神祭は昭和 20 年(1945)までは毎年盛大に行われていた。この水神祭は漁民を中心に執り行われ、毎年１・５・９月の 11 日に海上安全と大漁を祈願する行事として、玉川弁財天を中心に羽田弁天講が受け継いできた伝統行事である。

図 2-2-19　水神祭(昭和 47 年(1972))

水神祭は特に１月の神事が最も盛大であった。かつての水神祭では、羽田の各町から 24～25 歳の若者たちが神社の境内に集まり、神官の祈祷を受けた後、地元の人々が唄う羽田船謡が奏でられるなか、海に飛び込む神事が行われた。この神聖な瞬間に

は、旗や吹き流しで美しく飾られた漁船が波間を進む姿が見られた。羽田の海と共に生きてきた人々の深い信仰と祈りが感じられたこの儀式において、羽田の各町からは船が沖に繰り出し、船から海中に投げ込まれた角樽を若者たちが奪い合った。若者は３～５年の年限を定めて願いをかけ、この樽を取ることで願いが叶うとされた。

水神祭の特徴の１つである船謡は、この祭りだけに伝わる大変ゆったりとした重みのある歌で、師について習わなければならないほど難しいものであった。羽田の地区によって唄い方が少しずつ異なるという地域的特色も持っていた。各船は漁場を回りながらお神酒を海に注ぎ、この船謡を唄いながら帰港した。

図 2-2-20　水神祭(昭和 47 年(1972))

羽田空港の拡張や水質の変化により漁業が衰退し、漁業をする人々の減少に伴い、水神祭に参加する人々も少なくなった。特に船謡を唄える人がいなくなったことで、水神祭は形を変えて継承されることになった。

平成初期以降の水神祭は、主に５月 11 日を祭日(例大祭)と定め、まず「大漁満足・船中安全・海上安全」を水神社の社前にて神職が祝詞を上げて祈願し、続いて神職・参列者全員が船に乗り込み、多摩川河口にある通称「お神酒上げ棒」前にて再び祝詞を上げ、その祈願札をお神酒上げ棒に括り付けて１年間の海の安全を祈っている。大田漁業協同組合による境内でのアサリやアナゴの天ぷら振る舞いは、新型コロナウイルス感染症蔓延以降、残念ながら人手不足もあって中止となっているが、境内の舞台では里神楽が奉納され、巳年には玉川弁財天の本尊である弁財天像の御開帳があり、この年にはおすがたの札が配布される様子が見られる。

図 2-2-21　水神祭(平成 29 年(2017))

このように水神祭は形を変えながらも、地域の人々の取り組みにより羽田地域の伝統行事として、そして東京湾沿岸では残り少ない船上での神事として、今日まで大切に継承されており、水辺の公共空間と地域文化が調和した季節の風物詩が見られる場となっている。この祭礼を通じて、地域の歴史・文化を活かした都市の個性が育まれ、住民の交流を促す良好な市街地環境が感じられる。

④まとめ

羽田地区における水神信仰は、地域社会の結束を支える文化的要素として今日まで息づいている。都市化の進展と漁業の衰退という変化のなかでも、水神祭は形を変えながら地域の人々によって大切に受け継がれてきた。

水神社を中心とした信仰と祭礼は、現代においても羽田の人々の精神生活の一部として、東京湾と共に歩んできた地域の歴史を物語っている。こうした文化的実践は、都市開発が進むなかでも地域固有の伝統を保ち続けている。

水神社とその祭礼は、羽田の歴史と現代をつなぐ文化的活動として、都市空間における伝統文化の継承を象徴する歴史的風致となっている。

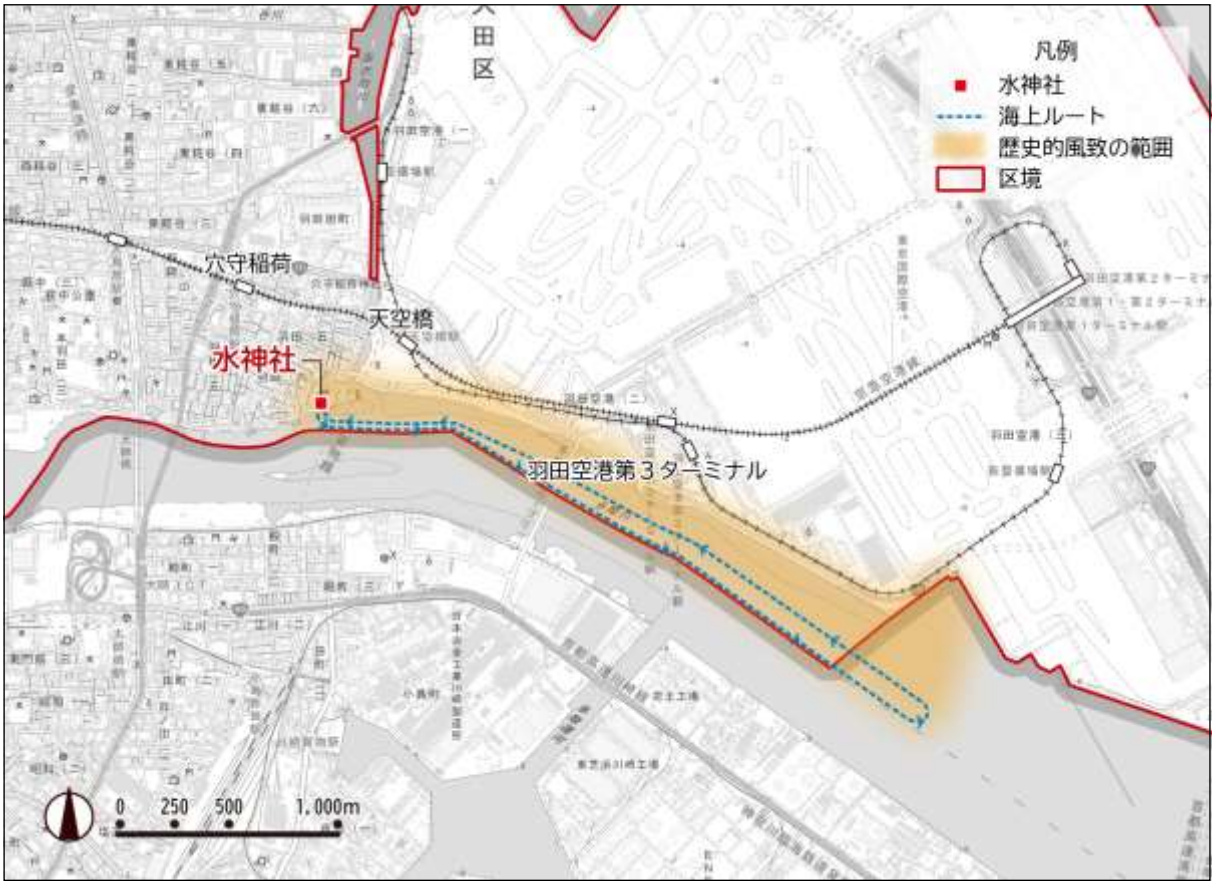

図 2-2-22　水神祭にみる歴史的風致

（５）子ども神獅子舞にみる歴史的風致

①はじめに

六郷地区は多摩川の下流域に位置し、古くから水運の要所として発展してきた地域である。この地に鎮座する六郷神社は 1,000 年近い歴史を持ち、地域住民の精神的な拠り所として機能してきた。六郷の人々はこの神社を中心に独自の文化と伝統を育んできており、なかでも子ども神獅子舞は地域のアイデンティティを象徴する文化遺産として今日まで大切に継承されている。

②建造物

ア.六郷神社

天喜５年(1057)に源頼義と源義家が奥羽地方の平定に向かう途中、この地を訪れ、ここにあった古い杉の木に白旗を掛け、石清水八幡に武運長久を祈願したところ、士気が大いにふるい、前九年の役に勝利を収めたため、その分霊を勧請したのが創建とされている。

社殿は本殿、幣殿、拝殿の３つで構成される権現造である。権現造は東照大権現(徳川家康)を祀る東照宮に代表される建築様式であり、当社がかつて家康から朱印地を寄進され、社紋に徳川葵を用いていることからも、家康への崇敬を込めて建立されたものと考えられる。

本殿は三間社流造で、棟札によると、享保４年(1719)の建立と推定される。また、幣殿は切妻造で、昭和 42 年(1967)頃の建立とされるが、昭和 62 年(1987)に改築されている。拝殿は切妻造向拝付で、大正 10 年(1921)頃の建立とされるが、幣殿と同じく昭和 62 年(1987)に改築されている。いずれも木造で、屋根は銅板葺である。

拝殿の前には、江戸時代/貞亨２年(1685)に作られた大田区内最古であり、大田区指定有形文化財の一対の狛犬が鎮座している。造形的にも他に類を見ない独創的なものであり、願意が二世安楽と中世的なところも注目に値する。

図 2-2-23　六郷神社の狛犬(貞亨２年(1685))

③活動

ア.子ども神獅子舞【大田区指定の無形民俗文化財】

毎年６月上旬の土･日曜日、六郷神社の大祭において、小学生のこどもたちが神獅子を舞う様子が見られる。この神獅子舞は雄獅子、中獅子、雌獅子による「雌獅子隠

し」という形式で、関東地方に広く分布している３匹獅子舞の一種である。小学２年生から６年生の少年たちが獅子役を担当し、獅子頭を掲げながら舞う姿と、両脇で花笠を被った少女たちがササラという竹製の楽器を鳴らす光景は、こどもたちによる三匹獅子舞という全国でも珍しい形態であり、この地域の文化的特色を示している。

祭礼当日には、神社神輿に先立って氏子町会を「道行」（巡行）する姿が見られる。各神酒所では「辻舞い」が行われ、太鼓とササラ、笛の音が町中に響いている。年長者は、笛や唄を担当し、ひょっとこ面を被り、御幣を持って踊る「中踊り」も務めており、世代間での役割分担がなされている。東京都内では 84 箇所、区部では９箇所で獅子舞が確認されているが、六郷地区のように少年少女たちが中心となって演じる例は少ない。

図 2-2-24　道行（昭和 47 年（1972））

図 2-2-25　辻舞い（昭和 47 年（1972））

この神獅子舞の歴史は 19 世紀以前にまでさかのぼることができる。『新編武蔵風土記稿（文化７年（1810）～文政９年（1829）』には、６月 15 日の祭礼日に神輿とともに獅子頭を持ち出すことや、かつては８月 15 日に舟で多摩川を下って羽田地区へ巡行していたが、水難事故により水路での巡行を中止し、日程も変更したことが記録されている。元々は土地の悪疫退散や雨乞いのための神事として、各地区を巡行して祓いの意味を込めた辻舞いが執り行われ、最後に神社へ戻って奉納されるという形式であった。

図 2-2-26　子ども神獅子舞（現在）

近代以降の変遷も明らかになっている。昭和 13 年（1938）から同 23 年（1948）まで戦争により休止した後、地域の人々によって再開した。平成 19 年（2007）の鎮座 950 年大祭までは、神社周囲を巡行して神楽殿で舞が奉納されるだけの限定的な実施だったが、同年に大田区の無形民俗文化財に指定されたことを契機として六郷神社子ども獅子舞保存会が組織され、辻舞いや中踊りも再開された。近年では六郷神社周辺のみならず、近年では平成 29 年（2017）の鎮座 960 年大祭において仲六郷１～４丁目町会や、西六郷１、２丁目町会、西六郷高畑町会へも巡行している様子が見られる。

地域の教育機関との連携も進んでいる。志茂田小学校では大田区独自教科「おおたの未来づくり」の研究実践として、こどもたちが保存会と協力する取組が行われた。保存会から「５年間のコロナ禍により小学生が卒業し、舞子が一人もいないため、舞

子を増やし、神獅子舞を再開させたい」という依頼を受けたこどもたちが、六郷神社へ出向き、神職及び神獅子舞の世話人から直接話を聞き、ＰＲイベントを企画･実施している。ＰＲイベントでは、六郷小学校３年生の児童及び近隣住民を対象に神獅子舞を募集した。こどもたちは、４月上旬から６月上旬までの約２ヶ月の間、小学校や幼稚園において、試行錯誤しながら、粘り強く神獅子舞の練習に取り組んでおり、周囲にはその声と音が響き渡っている。この練習の結果、男女合計 21 名の新たな舞子が選出され、令和６年(2024)に神獅子舞が再び開催されるという具体的な成果につながっている。

六郷神社の子ども神獅子舞からは、伝統行事が市街地景観の質を高める様子が見られる。鮮やかな獅子頭や花笠を身につけたこどもたちの巡行は、通常の街並みに彩りと活気をもたらし、太鼓とササラ、笛の音が響き渡る辻舞いの場所には一時的な祝祭空間が生まれる。このように地域の文化的アイデンティティを視覚化する伝統行事を通して、日常的な都市空間に歴史的･文化的な奥行きを持たせた景観的価値が醸し出されている。

④まとめ

六郷神社の子ども神獅子舞は、多摩川下流域という水運の要所に発展した六郷地区の文化的象徴の 1 つである。1,000 年近い歴史を持つ神社の祭礼行事として、世代を超えて継承されてきたこの神獅子舞は、地域の歴史的な蓄積を表している。

戦後の復興期から現代に至るまで、地域社会の変容に対応しながらも本質的な形式を保ち続け、平成 19 年(2007)の文化財指定を契機に新たな展開をみせた。特に注目すべきは、地域の教育機関との連携による文化継承の仕組みが構築されている点である。

六郷神社の本殿を中心とする歴史的建造物と、それを舞台に繰り広げられる子ども神獅子舞という無形の文化遺産が融合することで、都市化が進んだ現代においても、六郷地区の固有性を示す歴史的風致となっている。

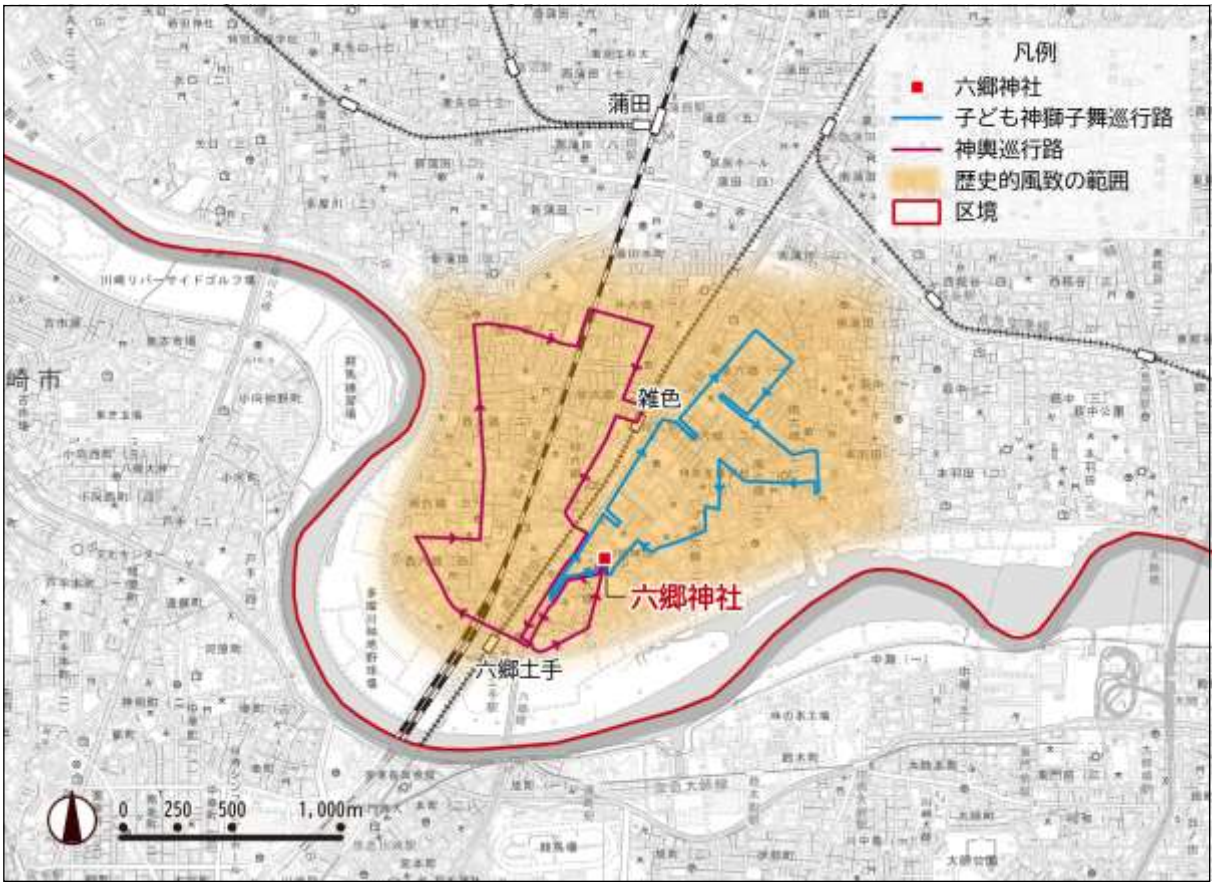

図 2-2-27　子ども神獅子舞にみる歴史的風致

（６）水止舞にみる歴史的風致

①はじめに

この地に鎮座する厳正寺は鎌倉時代から地域の精神的拠り所として人々の暮らしに寄り添い、海や水との共生を象徴する場となってきた。

長年受け継がれてきた水止舞は、水害と共に歩んできた人々の祈りが形となった貴重な文化遺産である。雨を求める祈りと大雨を止める祈願が一体となったこの伝統行事は、自然と向き合いながら生きてきた先人たちの知恵と信仰心を今に伝えている。

②建造物

ア.厳正寺本堂

文永９年(1272)に北条重時の六男といわれる法円によって開山されたと伝えられており、当時は海岸寺と号した。

図 2-2-28　厳正寺本堂

大学教授や住職等が編さんに関与した『大田区の文化財第八集(昭和 47 年(1972)、大田区文化財専門委員編)』によると、昭和 20 年(1945)の東京大空襲により焼失したため、昭和 37 年(1962)に現在の本堂(鉄筋コンクリート造、瓦葺)が再建された。境内には聖徳太子絵像や大田区指定有形文化財の梵鐘(安永元年(1772)鋳造)等を所蔵している。

③活動

ア.水止舞【東京都指定の無形民俗文化財】

厳正寺とその周辺で執り行われる水止舞は、毎年７月 14 日(令和３年からは原則７月第２日曜日に変更)に見ることができる盆の奉納舞である。一人立の三匹獅子舞の形式で継承されるこの民俗芸能は、古くから水害に悩まされた地域ならではの祈りを形にしたものである。雨を求める雨乞い(道行)と降りすぎた大雨を止める水止め(水止舞)の２部構成となっており、元亨元年(1321)から 700 年以上もの長い時を超えて受け継がれてきた。

図 2-2-29　水止舞(昭和 46 年(1971))

水止舞は、大森第一小学校の校門前から約 150 メートル離れた厳正寺へ向かう「道行」から始まる。真夏の炎天下、行列の先頭には藁で編んだ縄(七五三縄)を渦巻き状に巻きあげた雌雄２匹の龍神の中で法螺貝を吹く大貝が運ばれる様子が見られる。バ

ケツの水が空高く放り投げられ、真夏の青空に飛び散る水しぶきは沿道の観客までもがびしょ濡れになる光景を作り出している。

行列は、藁の龍の大貝(左が雌、右が雄)２人を先頭に、続いて青竹で地面を叩き、牡丹の描かれた扇をかざす少年少女の警固、和敬(わきょう)幼稚園の年長児が進む。その後に笛頭を先導役とした笛師連、花笠をかぶった花籠、太鼓を打ち鳴らす３匹の獅子が練り歩く。数メートルごとに立ち止まり、龍神に水がかけられる所作は、龍神を喜ばせるための雨を表現している。法螺貝の高らかな音色は雄叫びを表し、約 30 分かけて一行は境内の舞台を目指す。

図 2-2-30　水止舞(昭和 47 年(1972))

図 2-2-31　水止舞(道行)(現在)

厳正寺境内の舞台上では、藁がほどかれ、土俵状の結界が作られる。その後、花籠２人を従えた金面の雌獅子と黒面の若獅子･赤面の雄獅子による舞が始まる。「雌獅子の舞」から始まり、「出羽の舞」「大若女･水止め舞」「トーヒャーロ・コホホーンの舞」「雌獅子隠しの舞」と続く。特に「雌獅子隠しの舞」は水止舞で最高の舞とされている。笛と奉納唄、太鼓、花籠の持つ摺りササラが舞の囃子となる。水止舞の特徴として、他の地域の獅子舞に見られる褒め唄が存在しない点が挙げられる。

図 2-2-32　水止舞(獅子舞)(現在)

水止舞の由来は、『大森厳正寺由緒補鑑(明和７年(1779))』によれば、元亨元年(1321)に厳正寺第２世法密が大旱魃に際して雨乞いの祈祷を行ったことに始まる。その２年後の元亨３年(1323)には長雨が続いたため、法密が３像を彫って「水止(しし)」と号して舞わせ、雨を止めることに成功したとされる。

第２次世界大戦で踊り手を失って途絶えかけた「厳正寺舞」であったが、昭和 29 年(1954)に水止舞として再開した。昭和 38 年(1963)に東京都の無形民俗文化財に指定されると同時に水止舞保存協力会が発足し、伝統の継承に取り組んでいる。大貝の制作には海苔網の結び方が応用されており、かつて当該地域で海苔養殖を生業としていたことをうかがわせる貴重な伝統技術である。

700 年以上にわたり守り継がれてきた水止舞からは、寺院とその周辺を含む地域空間が祭礼によって活性化される様子が見られる。この伝統行事には地元住民だけでなく外国人を含む多くの見物客が訪れ、地域の回遊性が高まるとともに、季節の風物詩

として街並みに彩りを添えている様子が感じられる。

④まとめ

水止舞は、大森地区において700年以上にわたり受け継がれてきた民俗芸能であり、水害との共存を余儀なくされた地域住民の自然への祈りを体現している。

戦後の困難な時期に一度途絶えかけたものの、地域住民の尽力により昭和 29 年(1954)に再開したこの民俗芸能は、大貝の制作に海苔網の結び方を応用する等、かつての地域の生業と深く結びついた貴重な文化遺産である。昭和 38 年(1963)に東京都の無形民俗文化財に指定されたのと同時に発足した保存協力会の活動は、地域文化を守り継承する強い意志を表している。

鎌倉時代に起源を持つ厳正寺を舞台に、雨乞いの「道行」と大雨を止める「水止舞」という独特の２部構成で演じられる獅子舞と龍神の光景は、都市化が進んだ現代においても特別な祝祭空間を創出している。毎年７月に行われるこの伝統行事と、それを育んできた厳正寺の境内とその周辺環境が一体となった文化的景観は、大森地区における貴重な歴史的風致となっている。

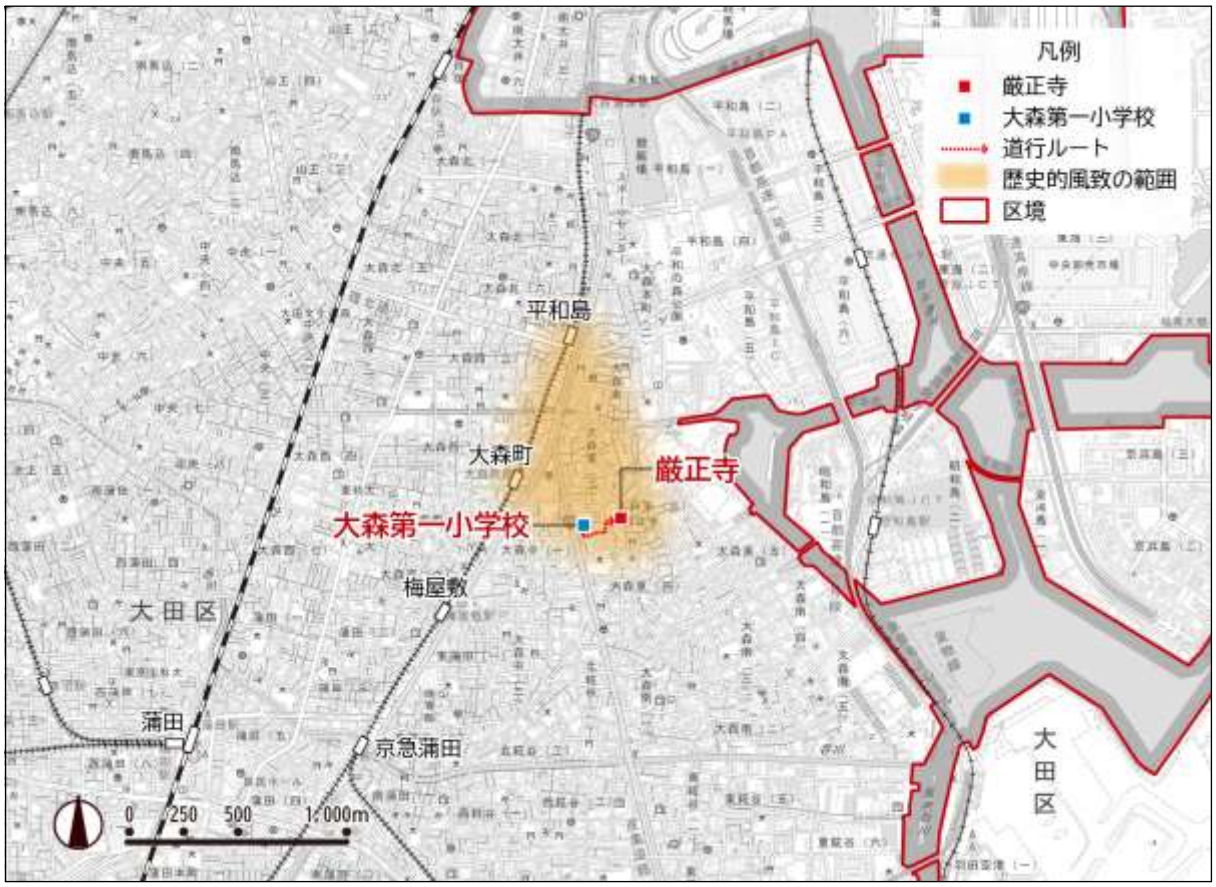

図 2-2-33　水止舞にみる歴史的風致

（７）双盤念仏にみる歴史的風致

①はじめに

矢口地域に位置する今泉延命寺では、鉦と太鼓の音色が織りなす双盤念仏が今日まで継承されている。この伝統的な仏教行事は、かつて関東一帯で広く行われていたが、現代まで受け継がれている例は稀少である。

②建造物

ア.今泉延命寺本堂

弘安年間(1278-1288)、白旗寂恵良暁によって開山された。

当初は「蓮花寺」と号し、現在の十寄神社付近に所在したと伝わるが、延文年中(1356-1360)に落雷で本堂と地蔵堂が焼失したと伝わる。この落雷は新田義興の怨霊が、自分を謀殺した江戸遠江守(江戸長門と比定される)めがけて落としたものだという逸話がある。

永禄年間(1558-1570)になり、芳誉は雷火から逃れた延命地蔵を安置する堂宇を再建し、その際に「延命寺」に改称した。本堂の向拝に飾られている彫刻によると、現在の本堂は、昭和33年(1958)年に再建されたものであり、木造、瓦葺、入母屋造となっている。

図2-2-34　今泉延命寺本堂

図2-2-35　今泉延命寺本堂の向拝に飾られている彫刻(昭和33年(1958)彫り)

③活動

ア.双盤念仏【東京都指定の無形民俗文化財】

双盤念仏は、直径30～50センチメートルの鉦４つと長胴太鼓１つを用い、独特の節回しで念仏や阿弥陀名号を唱える伝統行事である。元々は１人の僧侶が２枚１組の鉦を使用したことから「双盤」の名称が生まれ、地域によっては「十夜念仏」「鉦はり」「流れ」「平鉦」「あそび鉦」とも呼ばれている。現在延命寺に伝わるものは全16曲からなり、完全演奏は45分に及ぶ荘厳な内容である。

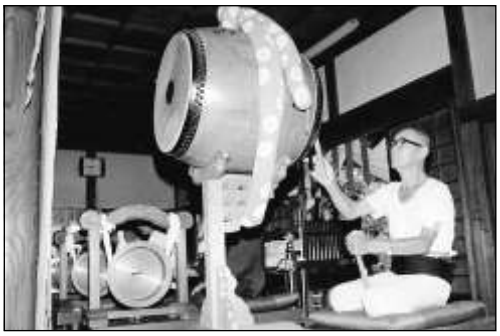

図2-2-36　双盤念仏(太鼓)(昭和51年(1976))

この伝統は平安時代、第３代天台座主･慈覚大師円仁によってもたらされた。円仁は唐に約 10 年滞在し、「引声の阿弥陀経と念仏」の曲節を習得して日本に伝えた。15 世紀末に京都府京都市にある真如堂で十日十夜の法要として行われるようになり、室町時代には後土御門天皇の希望により神奈川県鎌倉市にある光明寺に伝わった。当初は浄土宗の僧侶による法要であったが、江戸時代には宗派を超えて民間にも浸透し、各地で鉦講や双盤講が結成された。明治から大正にかけて関東一帯で流行したが、戦時中の金属供出や戦後の信仰意識の変化により、多くの講が姿を消していった。

今泉延命寺の双盤念仏は江戸時代から約 400 年続く伝統であり、明治初期には講員が東京都世田谷区の九品仏浄真寺で技法を研鑽した記録が残されている。かつては今泉延命寺の双盤講が、東京都港区にある増上寺、神奈川県川崎市にある川崎大師、東京都港区にある宝珠院、東京都世田谷区にある慶元寺、東京都府中市にある本願寺、神奈川県鎌倉市にある光明寺等広域で奉納演奏を行っていた。第２次世界大戦中の空襲で延命寺一帯が焼失し、貴重な鉦や太鼓等の道具を失った今泉の双盤講は、一時は存続も危ぶまれた。しかし昭和 39 年(1964)に地域住民の寄付により新たな鉦と太鼓が奉納され、活動が再開された。多くの双盤講が消滅していくなか、地域の人々の熱意によって守り継がれてきた貴重な文化遺産である。東京都指定の無形民俗文化財「双盤念仏」４件のうち、23 区内での指定団体は「今泉延命寺双盤講」のみである。

図 2-2-37　双盤念仏(鉦)(昭和 51 年(1976))

図 2-2-38　双盤念仏(現在)

現在、延命寺では年間３回の法要(５月 24 日の施餓鬼、７月 24 日の地蔵祭り、10 月 24 日の十夜法要)で双盤念仏が演奏されている。また、毎年秋に実施されている東京都文化財ウィークでの特別公開は、令和４年(2022)から矢口地区自治会連合会が主催しており、東京都世田谷区にある浄真寺や東京都港区にある増上寺での奉納演奏も行われている。これらの機会に訪れる人々は、厳かな雰囲気の中で奏でられる伝統的な音色に耳を傾け、独特の節回しによる念仏唱和に心を寄せる様子が見られる。

図 2-2-39　サマーワークショップ

平成 30 年(2018)３月には、この貴重な文化財を保存･継承するため、講員と近隣の有志住民によって保存会が設立された。宗派や地域を越えた広がりを持つ保存会は、約 100 名の会員を擁

している。

保存会の活動は伝統的な奉納演奏の継続と地域における文化継承活動の２本柱で展開されている。特に後者では、多摩川小学校･矢口小学校サマーワークショップ(令和元年度(2019)は小学生 72 名が参加)や「地域の学習」授業での体験会、たまちゃんバスツアーでの親子向け体験会、七福神巡りでの演奏紹介等、地域のこどもたちや住民に双盤念仏の魅力を伝える取組が行われている。さらに、矢口地区自治会連合会主催「二十一世紀桜まつり」での演奏や展示･DVD 上映、矢口地区自治会連合会内にある約 200 の掲示板への双盤念仏に関するポスター掲示、矢口地区自治会連合会 HP による情報発信等、地域団体との協働イベントや双盤念仏を周知する活動も積極的に実施されており、当日、矢口地域内等から多くの人々が双盤念仏を聴きに訪れる様子が見られる。

400 年の歴史を持つ双盤念仏の継承活動により、延命寺が文化的拠点として活性化される様子が見られる。定期的な法要で行われる演奏は季節感ある景観を創出し、複数寺院間の文化的回遊性を高めている。また、学校や地域イベントでの演奏は公共空間に文化的価値を付加し、鉦と太鼓の音色は街の視覚的景観に聴覚的豊かさを加えている。こうした伝統文化の実践によって、都市空間に歴史的奥行きと文化的個性が感じられる。

④まとめ

双盤念仏は、矢口地域の今泉延命寺で 400 年以上にわたり継承されてきた伝統的な仏教行事である。この行事は、江戸時代から続くもので、念仏の奏楽を通じて地域の人々の結びつきを強化してきた。昭和期に入ると、多くの双盤講が消滅したが、今泉延命寺では昭和 39 年(1964)に地域住民の寄付により新たな鉦と太鼓が奉納され、双盤念仏が再開された。平成 30 年(2018)には保存会が設立され、伝統文化の継承と地域における文化活動の展開が進められ、約 100 名の会員がその活動を支えている。

また、今泉延命寺で行われる双盤念仏は、年間に３回の法要で演奏されるほか、地域の学校やイベントでのワークショップ等を通じて広く親しまれている。これにより、地域のこどもたちや住民が双盤念仏の魅力を体感する機会が増えている。

このように、双盤念仏は地域の文化的な拠点となり、鉦と太鼓の音色が地元の風景に聴覚的な豊かさをもたらしている。また、保存会の活動により、都市化が進展するなかでも伝統文化の価値が継承され、単なる仏教行事にとどまらない地域を象徴する重要な歴史的風致となっている。

図 2-2-40　双盤念仏にみる歴史的風致

（８）義民六人衆報恩感謝祭にみる歴史的風致

①はじめに

武蔵国荏原郡新井宿村（現：大田区山王付近）に根づく義民の記憶は、延宝年間（1673-1681）から 340 年以上にわたり、地域の人々の心に脈々と受け継がれてきた。

毎年２月の報恩感謝祭と５年に１度の特別な催しを加えた報恩感謝祭は、村の窮状を救うために命を捧げた間宮新五郎ら６人の農民を顕彰する伝統行事である。

■義民六人衆とは

義民六人衆とは、江戸時代中期の延宝年間（1673-1681）に、農民の窮状を救うために命を捧げた間宮新五郎をはじめとする武蔵国荏原郡新井宿村（現：大田区山王付近）の６人の農民のことを指す。

４代将軍徳川家綱の時代、新井宿村は度重なる干ばつや洪水等の自然災害が相次いだことで、村々では農作物等に深刻な被害が生じていた。そうした中にあっても、領主である木原家による年貢の取り立ては厳しく、農民の生活は極度に困窮していた。

村民たちはまず合法的な手段として、19 箇条の訴状を領主に提出し、年貢の減免を願い出たが、この切実な訴えは黙殺された。救済の道を絶たれたなか、間宮新五郎をはじめとする６人の農民たちは、最後の手段として将軍家綱に直接訴える「越訴」を計画した。当時の封建制度下では、領主を飛び越えて上位の権力者に訴え出ることは重大な違反行為であったが、彼らは村の存続をかけてこの危険な行動に出ようとしていた。

しかし、延宝５年（1677）１月２日の決行直前に密告により計画が露見し、全員が捕らえられた。６人は新井宿村の領主木原家の江戸屋敷に連行され、同年１月 11 日に全員処刑されるという悲劇的な結末を迎えた（木原家にとっても領主の立場として看過できない事情であったと推察される）。

この６人は、私利私欲ではなく村全体の窮状を救おうとして命を捧げたことから、後世では「義民」として称えられるようになった。彼らの勇気ある行動と犠牲は、民衆の記憶に深く刻まれ、現在でも地域の歴史に重要な出来事として語り継がれている。

図 2-2-41　新井宿村周辺の千須（明治 44 年（1911）当時の旗本木原家の領地）

図 2-2-42　19 箇条の訴状

②建造物

ア.善慶寺本堂

善慶寺は正応４年(1291)に創建された日蓮宗の寺院である。創建当初は法光山と称し、日法をもって開基とし、身延を総本山とする一致派に属していたが、後に日什門流となり、現在は日蓮宗に包括されている。

『大田区の文化財第八集(昭和 47 年(1972)、大田区文化財専門委員編)』によると、昭和初期まで本堂は四間四面の草葺で、わずかに庫裡を加えた程度であったが、昭和５年(1930)に現在の木造瓦葺の本堂と書院が建立された。昭和 46 年(1971)に門前 78 坪の宅地を買収して境内地を拡張し、墓域を境内地に移転、本堂内陣の改修等内外の環境が整備された。

本堂には東京都指定有形文化財「新井宿村名主惣百姓等訴状写」が所蔵されている。また、伝承どおり発掘された納骨ののり甕や、六人衆の遺体引き取りに使役した２頭の馬の飼葉桶が展示されている。

図 2-2-43　善慶寺本堂(昭和初期)

図 2-2-44　善慶寺本堂(平成 28 年(2016))

図 2-2-45　納骨ののり甕

イ.新井宿義民六人衆墓【東京都指定の旧跡】

延宝７年(1679)間宮藤八郎により建立された高さ 150 センチメートルの墓石である。

間宮藤八郎の父母の墓という名目で建てたこの墓石には、正面に藤八郎の父母の法名があり、裏面には他人の目を避けるように処刑された６人の法名が刻まれており、墓参すると義民六人衆を同時に供養できる工夫が施されている。昭和６年(1931)に東京府(現：東京都)指定の旧跡となった。

図 2-2-46　新井宿義民六人衆墓

③活動

ア.義民六人衆顕彰会

義民六人衆顕彰会とは、村民のために犠牲となった六人衆の事蹟を顕彰し、新井宿に育った義民の精神を郷土の文化として後世に語り継ぐことを目的とした団体である。

延宝５年(1677)に六人衆全員が処刑された事件以降、六人衆は罪人として扱われていたため、供養は密かに行われていた。しかし、明治 34 年(1901)に六人衆の末裔である間宮新太郎家から 19 箇条の訴状の控えが発見され、この事件は末裔以外の人々にも伝わることとなった。大正５年(1916)に六新講が設立され、初めて六人衆の供養が公に行われた。その後、六新講の活動が報徳会に引き継がれ、義民六人衆を顕彰する活動が行われていたが、戦争により顕彰活動は一時休止となった。

明治末期より、義民報徳会、善慶寺法光会等の諸団体が義民六人衆を顕彰する活動を行ってきた。

『義民六人衆(昭和 31 年(1956)４月)』によると、世の中が落ち着きを取り戻した昭和 31 年(1956)４月に義民六人衆 280 回忌を迎えるに当たり、「義民六人衆顕彰会」が結成された。顕彰会は「義民六人衆の事蹟は単に 280 年前の昔語りに過ぎないものではなく、現代に生きる精神でなければならない」という考えのもと、義民六人衆の顕彰を推進することを目的に、毎年２月、善慶寺で義民六人衆の霊を供養する報恩感謝祭を開催し、六人衆の義挙を追悼し、その道徳を称えている。また、地域住民向けに六人衆に関する歴史講演会や善慶寺等の史跡見学会を実施しており、六人衆の遺志を継ぎ、その崇高な精神に思いを馳せようとする地域の人々の姿が見られる。

図 2-2-47　六新講の設立(除幕式)
(大正５年(1916)５月 28 日)

図 2-2-48　霊廟の脇に設置されている六新講の石碑(現在)

図 2-2-49　義民六人衆墓参の様子

図 2-2-50　六人衆に関する歴史講演会の様子

イ.義民六人衆報恩感謝祭

義民六人衆報恩感謝祭は、村民のために犠牲となった六人衆の事蹟を顕彰し、新井宿に育った義民の精神を郷土の文化として後世に語り継ぐことを目的とした行事である。「語り継ごう・わが町に・命をかけた・六人の勇気」を合言葉に、六人衆の末裔や地域の人々により、毎年２月 11 日に報恩感謝祭が執り行われている。

図 2-2-51　義民六人衆報恩感謝祭(左)と、感謝祭に使われる手持ち太鼓(昭和 14 年(1939)12 月製造・奉納)

５年に１度の特別な催しを加えた報恩感謝祭は４月第２日曜日に実施し、六人衆仮装パレード及び法要講演を実施している。六人衆仮装パレードは、大森駅付近の日枝神社を出発点とし、善慶寺までの約 1 キロメートルの道のりで行われる。このパレードには六人衆に扮した６人の男性をはじめ、お稚児さん、六士講、交通少年団等多くの参加者が周辺地区から集い、手持ち太鼓(平太鼓)、鉦、笛を鳴らしながら、纏を振り上げて練り歩いている様子が見られ、幅広い世代に六人衆顕彰会の活動が広がっていることがわかる。

図 2-2-52　義民六人衆報恩感謝祭(５年に１度)(平成 28 年(2016))

図 2-2-53　義民六人衆報恩感謝祭(５年に１度)(平成 28 年(2016))
纏を振り上げて練り歩くパレード

善慶寺に到着後は法要が営まれ、墓参りを行った後、最後に「ねぎぬた供養」を行っている。「ねぎぬた供養」とは、ねぎを茹でて酢味噌で和えた伝統食「ねぎぬた」を参加者が共に味わう。これは当時から行われており、先人たちの暮らしを実感する意味深い儀式となっている。

図 2-2-54　ねぎぬた供養

図 2-2-55　ねぎぬた

この報恩感謝祭では義民六人衆の遺徳を偲ぶ様々な活動を通して、地域の人々の、先人の献身と勇気の精神を大切に守り、次世代に伝えていこうという信念が感じられる。さらに、パレードを行進する人々の色鮮やかな衣装や法要を通じた住民の交流と社寺の活用からは、歴史と文化が息づく街並みの形成や、大森地区の豊かな都市環境の維持向上に貢献していこうとする様子が見られる。

④まとめ

善慶寺における義民六人衆の顕彰活動は、340 年以上にわたって継承され、地域の重要な文化として定着している。善慶寺及び東京都指定の旧跡となった義民六人衆墓では、毎年２月に報恩感謝祭が行われ、領主による厳しい年貢の取り立てから村を救おうとして命を捧げた６人の農民の精神への感謝と敬意が現在も継承されている。

また、５年に１度の特別な催しを加えた報恩感謝祭では六人衆仮装パレードやねぎぬた供養等が執り行われ、「語り継ごう･わが町に･命をかけた･６人の勇気」という理念のもと、地域住民が積極的に参加している。善慶寺と新井宿義民六人衆墓を中心に行われるこれらの祭礼行事は、自己犠牲と共同体精神という価値観を現代に伝えており、都市化が進むなかにあっても、歴史的風致をみることができる。

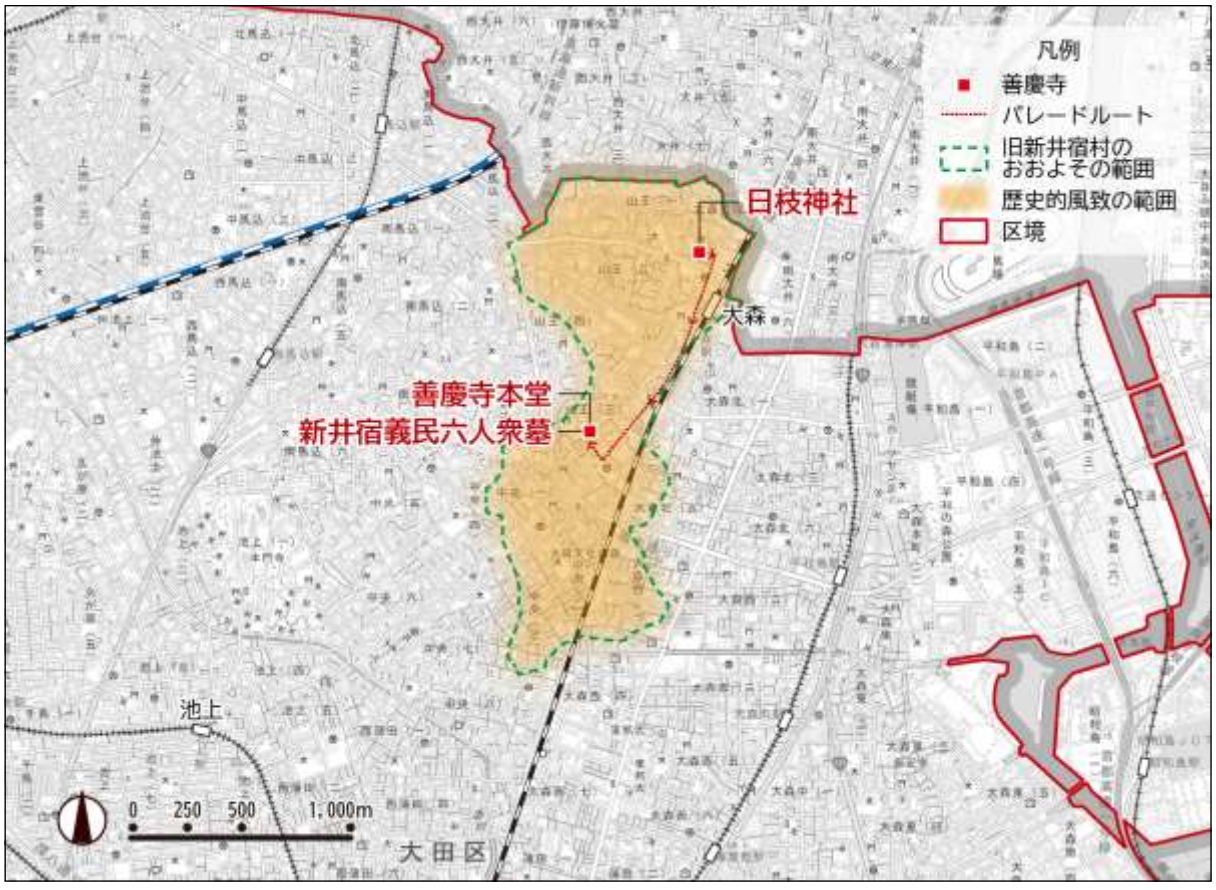

図 2-2-56　義民六人衆報恩感謝祭にみる歴史的風致

（９）子ども流鏑馬にみる歴史的風致

①はじめに

六郷地域に鎮座する六郷神社は、平安時代から地域の精神文化を支え続けてきた歴史ある神社である。その境内で執り行われる子ども流鏑馬は、こどもたちが主役となる珍しい神事として知られている。

②建造物

ア.六郷神社（再掲）

図 2-2-57　六郷神社

天喜５年(1057)に源頼義と源義家が奥羽地方の平定に向かう途中、この地を訪れ、ここにあった古い杉の木に白旗を掛け、石清水八幡に武運長久を祈願したところ、士気が大いにふるい、前九年の役に勝利を収めたため、その分霊を勧請したのが創建とされている。社殿は本殿、幣殿、拝殿の３つで構成されている。本殿は三間社流造、屋根は銅板葺であり、木造である。棟札によると、享保４年(1719)の建立と推定される。また、幣殿は切妻造で、昭和 42 年(1967)頃の建立と推定されるが、昭和 62 年(1987)に改築されている。拝殿は切妻造向拝付で、大正 10 年(1921)頃の建立と推定されるが、幣殿と同じく昭和 62 年(1987)に改築されている。いずれも木造で、屋根は銅板葺である。

③活動

ア.子ども流鏑馬【東京都指定の無形民俗文化財】

図 2-2-58　子ども流鏑馬(昭和 46 年(1971))

毎年１月７日の七草の節句に行われる、男子の開運･健康･出世を祈る伝統神事である。一般的にイメージされる馬を駆けながら行う流鏑馬と異なり、六郷神社の流鏑馬は歩射（ぶしゃ）、転じて「おびしゃ」と呼ばれる、的の手前まで歩いてから弓を射る形式で執り行われる。祭りの主役は男児であり、綾藺笠（あやいがさ）を被り、直垂（ひたたれ）に両足を保護する行縢（むかばき）をまとった本格的な格好で登場する。小笠原流の射手装束に刀を差した男児が射手となり、射場を歩いて的のそばに進む独特の作法が特徴である。鎌倉幕府を開いた源頼朝が、先祖である頼義･義家にあやかって当社を参拝したところ戦勝をおさめたので、流鏑馬を奉納したことが発祥と伝わる。

射手は、白布に描かれた６尺四方の垂れ幕の中心に、内･上･外･下を見つめる４対

の鬼の目玉「八方白眼（はっぽうにらみ）」と呼ばれる的に向かって矢を放つ。この的は、丸い輪の中に八つの異なる眉と目を描いたものであり、社前に設けられた射場には、18 本の青竹を矢来に組んでヨシズを張り、その上に和紙で作られた八方白眼を配置する。射手は椿の弓に篠竹の矢をつがえ、２人１組でこの的を射抜く。かつては六郷の中でも限られた地区に住む、13 歳以下の長男だけが射手を務めていたが、現在では六郷全域から参加者を募り、多くの児童が健康･出世を願い、弓を射る様子が見られる。こどもたちは緊張しながらも真剣な表情で弓を引き、的に当たると嬉しそうな笑顔を見せ、会場は温かい雰囲気に包まれるとともに、観客からは拍手や歓声が聞こえてくる。また、平成 10 年(1998)からは鎌倉にある鶴岡八幡宮で流鏑馬練習に用いられるものにならって作られたというレール式の木馬も導入され、八方白眼の前に置かれた的まで近づき矢を射る新たな方法も取り入れられており、興行性も向上している。

こどもが主体となって行う珍しい歩射行事として、この神事は東京都の無形民俗文化財に指定されており、伝統と可愛らしさが融合した心温まる行事である。

図 2-2-59　子ども流鏑馬(令和２年(2020))

この伝統神事は、六郷神社の氏子や総代を中心とした地域住民によって継承されている。古式に則った形式を維持するため、地域の長老から若い世代への技術継承が丁寧に行われており、伝統の正確な保存と次世代への伝達が重視されている。

図 2-2-60　子ども流鏑馬(令和２年(2020))

かつては地域内の小規模な行事であったが、昭和後期になると、その歴史的･文化的価値が再認識されるようになった。地域の有志が中心となり、神事の記録や写真の保存、関連資料の収集を行う等、子ども流鏑馬の歴史と意義を記録する活動が開始された。これらの地道な活動は、急速な都市化が進むなかで伝統文化が失われることへの危機感から生まれたものであり、後の文化財指定への基盤となった。

図 2-2-61　子ども流鏑馬(令和７年(2025))

現在、保存団体は地域の学校教育との連携も図っており、地元小学校の総合的な学習の時間を活用した歴史･文化教育を実施している。また、子ども流鏑馬を紹介するパンフレットの作成･配布や、神事の様子を記録した映像資料の制作等も行っている。さらに、神事当日には地元の菓子店が特製の「流鏑馬もなか」を販売する等、地域全体で伝統行事を支え

る体制が構築されている。

これらの保存活動によって、六郷神社の子ども流鏑馬が執り行われる神事の場には、当日、六郷地域内から装束に身を包んだこどもたちが緊張した面持ちで参集する様子が見られる。古式に則った装束に身を包むこどもたちの姿を通して、何世代にもわたり大切に継承されてきた伝統の尊さと、それを守り育てる地域の強い絆を感じることができる。

④まとめ

六郷神社の子ども流鏑馬は、平安時代から続く神社の歴史と地域文化が融合した神事であり、歴史的建造物である神社を舞台に、古式に則った独特の作法で執り行われている。伝統的な小笠原流の射手装束姿のこどもたちが八方白眼の的に向かって矢を放つ光景は、現代の都市景観のなかに特別な歴史的情景を創出している。

この神事は地域住民の継続的な保存活動によって支えられ、学校教育との連携や様々な普及活動を通じて、次世代への継承が図られている。こどもたちが主役となるこの伝統行事は、地域のアイデンティティを形成し、世代間の絆を強化する役割も担っている。

こうして、1,000 年の時を越えて受け継がれてきた六郷神社の子ども流鏑馬は、江戸時代の面影を残す社殿と七草の節句に響く射手の掛け声、厳かな儀式を見守る地域の人々の姿が織りなす、この地区特有の歴史的風致となっている。

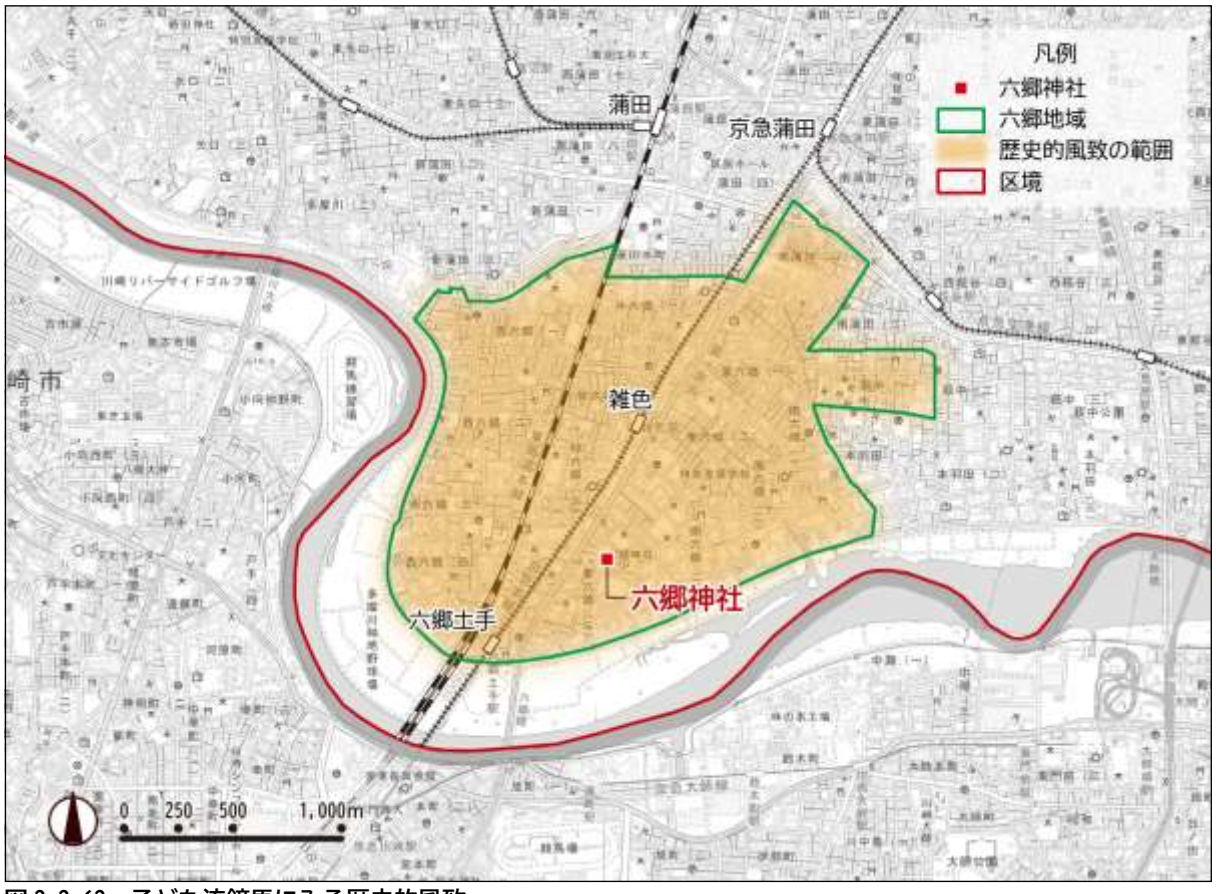

図 2-2-62　子ども流鏑馬にみる歴史的風致

(10)おわりに

上記８つの伝統行事や祭礼は、それぞれが長い年月を経て培われた深い意味を持っており、区民の郷土への誇りと愛着を育むとともに、地域コミュニティの絆を深める場を提供している。また、来訪者にとっては大田区の歴史と文化を体感できる貴重な機会となっており、観光資源として地域の魅力向上及び経済の活性化にも寄与している。

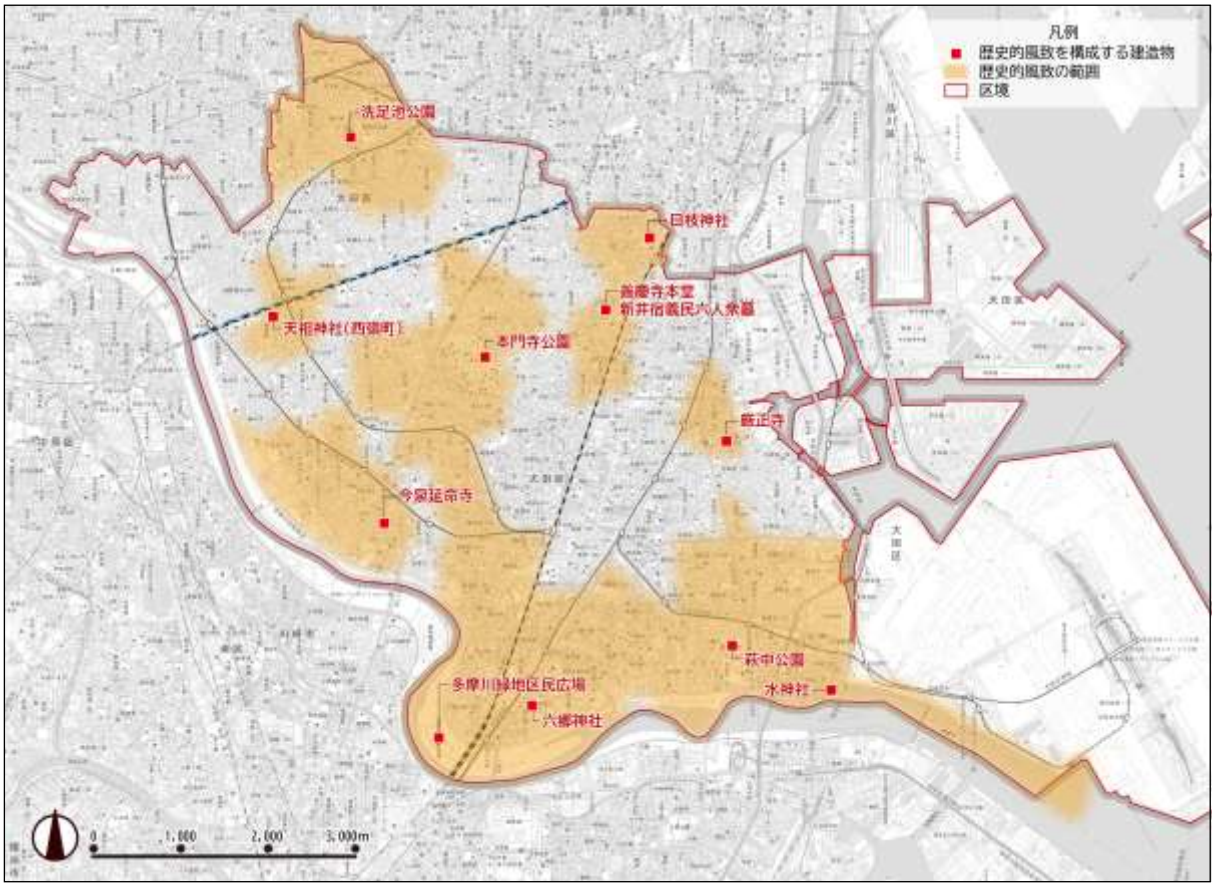

図 2-2-63　四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致の範囲

2-3.銭湯文化にみる歴史的風致

(1)はじめに

大田区の銭湯営業数は東京 23 区で最多(令和６年(2024)時点で 33 軒)を誇り、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部(以下「大田浴場連合会」という。)は「銭湯特区」と銘打って積極的な活動を続けている。その大きな特徴となるのが、東京型の銭湯として流行した「宮造り[1]建築」と、太古の植物性物質が堆積した地層から湧出する、通称「黒湯[2]」である。火山性温泉とは異なり、海洋性である黒湯の多くは源泉温度が低い「冷鉱泉」に分類される。大田区内においては、かつて生活用水のために掘り出した井戸水がこの「黒湯」であった際には「はずれ井戸」と称されて好まれず、また特段珍しいものでもなかった。この湧出率の高さゆえに、銭湯の開業にあたって地理的な条件がそれほど厳しくなかったことが、営業数の増加に働いたと考えられる。

図 2-3-1　黒湯

大田区内の入浴文化としては、江戸時代の頃より、羽田漁師町をはじめとした漁村域において湯屋が営業していたことが知られる。これは、海の仕事によって潮を浴びるので、毎日湯につかる必要があったためである。大田区内の銭湯分布は全域に及ぶため、必ずしも漁村と銭湯(湯屋)の展開が直接結びつくものではないが、『大田区史資料編(民俗)(昭和 58 年(1983))』によると羽田地域においては各家庭で内湯を持たない頃に同じ町会の人々が同じ湯屋に集まっていたとあることから、地域コミュニティ形成のために欠くことのできない空間となっていた。また、近代以降の市街地化・工業化に伴って町工場の進出があり、そこで働く工員達に銭湯が頻繁に利用されていた。そうした文化的・歴史的背景によって、特に関東大震災後には大田区内で銭湯数が急激に増加していくこととなった。

(2)建造物

都内の銭湯を象徴する建築様式である宮造りの意匠は、大正 12 年(1923)に発生した関東大震災以降、社寺建築を思わせる重厚な外観と広い浴場を持つ「東京型銭湯」が登場したことに由来する。震災での倒壊を免れた銀座の歌舞伎座にあやかったとも

[1] 正面に唐破風を設ける等、社寺建築を思わせる荘厳な木造建築。

[2] 黒湯とは、土の中の古代植物が分解・発酵された成分(フミン酸)が溶け込んだ黒褐色や淡褐色の天然温泉である。お湯にはミネラル等が含まれ、美肌効果があるといわれている。大田区の黒湯は都内屈指の濃さで、湯あたりの良さから毎日利用する人も多い温泉である。

いわれているが、復興の象徴として人々を元気づけるため、日常生活の中にある非日常性を演出する効果を持たせたと考えられている。

大田区内には、戦後の建築ながら現在も外観に宮造りの意匠を持つ銭湯建築が３軒現存し、いずれも営業を続けている。また、建築年が 50 以上の歴史を持つ銭湯は令和６年(2024)時点で 17 軒ある。

①重の湯

『大田区歴史的建造物調査報告書(平成 30 年(2018))』によれば、昭和 28 年(1953)に増築が行われており、当初は「小川湯」という名称であった。

図 2-3-2　重の湯

入口部分は瓦葺の入母屋屋根の破風面を見せ、脱衣場部分の大きな瓦葺、平入の入母屋屋根に直行するように配される。浴場部分は妻入の大きな切妻屋根で、脱衣場から直行する形で続いている。男湯の入口近くには庭が併設されている。

入口及び脱衣場の天井は、戦前期に流行した宮造り銭湯の特徴である折り上げ格天井となっている。浴場正面の壁には、男湯は渓谷、女湯には富士山のペンキ絵が描かれている。

②明神湯【東京都選定歴史的建造物】

『大田区歴史的建造物調査報告書(平成 30 年(2018))』によれば、昭和 32 年(1957)の建築である。

図 2-3-3　明神湯

入口部分は唐破風、脱衣場ならびに浴場部分が大きな瓦葺の入母屋屋根で、その入母屋の破風面をそのまま見せている。このような唐破風と入母屋破風を重ねた外観は、戦前期に流行した宮造り銭湯の特徴を備えたものである。脱衣場の折り上げ格天井についても、同じく宮造り銭湯の伝統的技法となる。間取りは男湯と女湯でほぼ左右対称だが、男湯側には縁側と庭が設けられている。浴場正面の壁には富士山のペンキ絵が描かれている。

③太平湯

図 2-3-4　太平湯

『大田区歴史的建造物調査報告書(平成 30 年(2018))』によれば、昭和 41 年(1966)の建築(再建)である。

屋根形式は瓦葺の入母屋屋根であり、宮造りの外観を呈している。正面に破風が向けられる平入の入口となる。脱衣場の天井は格天井とはなっておらず、重の湯、明神湯と比較して建築年代が新しいことから、戦前の様式が薄れてきた頃の新形態を表しているものと考えられる。また、浴室のガラス面には大田区の四季折々の景色を描いた「ガラス絵」があり、脱衣所からは、このガラス絵の大田区の風景とその奥の浴場正面の壁に描かれる富士山のペンキ絵を一体として眺めることができる。

(３)活動

①銭湯の営業

図 2-3-5　銭湯の番台(明神湯)

現在営業する銭湯については、戦後期に都内で需要が高まったことにより新規参入した店舗がその多くを占める。戦時下においては物資不足や国家総動員体制により、戦前まで東京市内で約 2,800 軒あった銭湯が戦時中には約 400 軒にまで減少したが、戦後 20 年で再び約 2,200 軒に増加した。東京都公衆浴場業生活衛生同業組合(以下「東京都浴場組合」という。)のホームページによれば、大田区でも最盛期となる昭和 40 年(1975) 頃には 188 軒の銭湯が営業していた。元来、入浴施設及びその行為は、日常的な時間や空間とは切り離された娯楽的(あるいは宗教的)要素を持つことが本質であり、日常生活のなかにおいては特別なものであった。とりわけ、大正期以前の農漁村部であれば、娯楽となる媒体そのものが限定されるため、健康促進のため以上に、非日常性を求めて入浴施設を利用する者が多かった。機能性以上の外観を追求したであろう宮造りの銭湯建築も、そうした本質的な入浴文化に端を発して誕生したと

考えられる。

一方で、銭湯営業の歴史や実態をみれば、第一義は利用者への衛生面の提供であったことは言うまでもない。大田区でも、自宅に内湯を持たない農漁業や町工場の従事者が、日々の汚れを洗い流すために銭湯を利用することによって、都内最多となるほど営業数は増加し、その活動が支えられてきたといえる。この点において「黒湯」は、その見た目から清潔面で忌避され、さらに冷泉でもあったことから、銭湯業界で重要視はされていなかった。しかし、後に健康増進作用が認められたことで利用が広がると、結果的に地域的特色を示すものとなった。各家庭に内風呂が普及した現在では、銭湯の利用によって娯楽性･非日常性を追求するという回帰的な入浴文化が再び流行している。

図 2-3-6　銭湯の煙突の煙（明神湯）

大田区の銭湯文化の特徴として、重の湯、明神湯、太平湯をはじめとする、現在営業する銭湯数が都内最多（令和６年(2024)時点で 33 軒）であることは前述のとおりである。また、各銭湯をみることによって、社会情勢や利用者ニーズの変化による銭湯形態の変遷を辿ることができる。つまり、宮造りの建築にみる非日常性といった側面的魅力から、黒湯の効能を活かした浴槽の導入や、サウナや電気風呂といった設備面の導入にみる実益的な魅力への転換を、大田区内の銭湯から汲み取ることができる。多くの銭湯は 50 年以上前から営業を続けているが、設備の老朽化や耐震性への対応として建て替えを行うところも多い。こうした取組は、銭湯文化を現在、そして未来へと継承し発展させるための積極的な姿勢の表れであり、歴史的風致の形成を支える重要な営みである。

施設の建て替えにより現在では少なくなったが、銭湯の外観的特徴として煙突の存在がある。営業時間が近づくと湯を沸かすためにボイラーに火が入れられ、煙突から煙が上るさまは、周辺にマンションが立ち並ぶようになった現在でも遠目から確認することができ、生活環境が変わっても銭湯が不動の存在として地域に根付いている様子が見られる。

表 2-3-1　大田浴場連合会に加盟する銭湯

加盟店※1	所在地	【建造物】築 50 年以上の浴場				【活動】銭湯を 50 年以上継続している浴場	
		宮造り	煙突の有無※2 使用燃料 ●:ガス ★:油・薪	50 年以上	建築年※3	50 年以上	営業許可年※4
新呑川湯	大森南一丁目				昭和 59 年（1984）		昭和 58 年（1983）
天狗湯	大森西二丁目			●	昭和 31 年（1956）	●	昭和 35 年（1960）
大森湯	大森西三丁目				昭和 53 年（1978）		平成 14 年（2002）
あたり湯	大森西三丁目			●	昭和 27 年（1952）		昭和 56 年（1981）
久松 温泉	池上三丁目		●		昭和 58 年（1983）		昭和 58 年（1983）
桜館	池上六丁目				昭和 57 年（1982）		昭和 57 年（1982）
調布弁天湯	北嶺町		●		昭和 62 年（1987）		昭和 62 年（1987）
第二栗の湯	鵜の木二丁目			●	昭和 47 年（1972）	●	昭和 47 年（1972）
COCOFURO ますの湯	南久が原二丁目		●	●	昭和 32 年（1957）	●	昭和 30 年（1955）
久が原湯	久が原二丁目		●	●	昭和 48 年（1973）	●	昭和 48 年（1973）
八幡浴場	南千束三丁目		●	●	昭和 50 年（1975）		昭和 51 年（1976）
明神湯	南雪谷五丁目	●	●	●	昭和 32 年（1957）	●	昭和 38 年（1963）
宝湯	東糀谷三丁目		★	●	昭和 47 年（1972）	●	昭和 47 年（1972）
幸の湯	西糀谷一丁目				平成 11 年（1999）		平成 10 年（1998）
観音湯	西糀谷三丁目		★	●	昭和 28 年（1953）		平成 19 年（2007）
竹の湯	羽田一丁目		★		昭和 62 年（1987）		昭和 61 年（1986）
重の湯	羽田三丁目	●		●	昭和 28 年（1953）	●	昭和 43 年（1968）
第一相模湯	西六郷二丁目				昭和 53 年（1978）		昭和 53 年（1978）
太平湯	南六郷一丁目	●	★	●	昭和 41 年（1966）		平成 5 年（1993）
第五相模湯	南六郷二丁目		●	●	昭和 48 年（1973）	●	昭和 48 年（1973）
天然温泉 NU-LAND さがみゆ	仲六郷二丁目				平成 7 年（1995）		平成 7 年（1995）
照の湯	仲六郷三丁目		●	●	昭和 48 年（1973）		平成 1 年（1989）
都湯	下丸子四丁目		★	●	昭和 29 年（1954）		昭和 58 年（1983）
草津湯	東矢口二丁目				昭和 59 年（1984）		昭和 62 年（1987）
大正湯	東蒲田一丁目		★	●	昭和 41 年（1966）		昭和 63 年（1988）
天神湯	南蒲田一丁目				平成 9 年（1997）		平成 8 年（1996）
改正湯	西蒲田五丁目		●	●	昭和 46 年（1971）	●	昭和 45 年（1970）
はすぬま温泉	西蒲田六丁目				昭和 55 年（1980）		昭和 54 年（1979）
蒲田福の湯	蒲田一丁目				平成 27 年（2015）		平成 28 年（2016）
ゆーシティー蒲田	蒲田一丁目				平成 6 年（1994）		平成 5 年（1993）
寿湯	蒲田三丁目		★	●	昭和 43 年（1968）		平成 17 年（2005）
蒲田温泉	蒲田本町二丁目		●★		昭和 61 年（1986）		昭和 60 年（1985）

※１：上記の浴場（銭湯）には現在休業中のものも含む。大田区内には、大田浴場連合会に加盟していない銭湯が１店舗ある。
※２：★印（燃料に油・薪を使用している銭湯）の煙突からは、煙が立ち上る。蒲田温泉は、ガスと薪の両方を使用している。
※３：建築年は、大田浴場連合会調べ。アンダーラインがある建築年は、詳細不明であるため、営業許可年と同じにしている。
※４：営業許可年とは、所管保健所による浴場の営業許可年のこと。
なお、銭湯は法令等で規定する構造設備が図面上完備されたものについて許可処分となるため、建築年が営業許可年より後になる場合がある。ただし、建築は営業許可後１年以内に行う必要がある。

②銭湯に通う人々

利用者から長らく愛されているというのも銭湯の姿である。大田区においては前述したように漁村民のため、また主に大正期以降からは町工場の進出に伴う工員達が利用するため、近隣の住民が集う地域の拠り所として銭湯が存在した。さらに黒湯がもたらす保養効果を求めての利用も相まって、家庭に風呂が普及して以降も常に生活環境の一部として親しまれてきた。

現代社会においても、自宅では味わえない大きな浴槽や湯上りの休み処での一服を求めて、また昨今ブームとなっているサウナの利用を目的として、地域住民だけでなく遠方の銭湯ファンやサウナファンが各銭湯を訪れている。昭和44 年(1969)1 月 12 日の読売新聞の朝刊の記事によれば、家風呂の普及によって経営難に陥った銭湯がサウナ業に転業したとされる。また、昭和 46 年(1971)８月 13 日の同新聞記事では、「都内の公衆浴場は、サウナブロを併営して経営不振を打開するとよい」という提案が都公衆浴場問題協議会で示されたとあり、試行錯誤の銭湯経営のなかで、家風呂との差別化を図りつつ利用者のニーズに応えるかたちで現在のサウナ併設型銭湯が生み出されたことがわかる。つまり、主に昭和 40 年代以降の銭湯利用者については、一定数がサウナ目的であったことが示唆され、彼らによって現在のサウナブームに至る「新入浴文化」が形成されたと言うことができる。こうした紆余曲折を経て、その後の銭湯の営業方針ならびに利用目的が確立されていった。しかし、従来からの風習であるこどもの日の菖蒲湯や冬至の日のゆず湯等、四季折々の伝統文化を体験できる場としても、今もなお幅広い世代から利用され、地域の賑わいを創出する空間となっていることも確かである。現在も年間を通して、夕暮れ時には風呂桶を抱えて銭湯に向かう人や、濡れた髪をタオルで包みながら家路につく人が見かけられ、地域のシンボル、憩いの場として銭湯が定着している様子が感じられる。

図 2-3-7　銭湯に通う人々(湯舟)(昭和 10 年(1935)頃)

図 2-3-8　銭湯に通う人々(店前)

③大田浴場連合会(東京都浴場組合)

大田浴場連合会は、昭和 32 年(1957)に設立された東京都浴場組合の支部として、昭和 25 年(1950)から活動している団体である。公衆浴場営業における衛生施設の改善向上を図るため、各営業者の自主的活動を推進するとともに、経営の安定をもたらすための措置を講じることによって、公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生

活の安定に寄与することを目的としている。

都内では、令和６年(2024)時点で約 430 件の銭湯が営業しているが、そのほとんどが東京都浴場組合に加盟しており、大田区内においては、32 軒の銭湯が加盟している。

図 2-3-9　大田浴場連合会のホームページ

大田浴場連合会では、公衆浴場の活性化対策(利用促進)に関する事業や銭湯の普及啓発活動を実施している。具体的には、幼稚園･保育園を対象としたキャラバン事業として、銭湯の入り方が学べる浴育紙芝居や銭湯画の貼り絵等を提供しているほか、OTA ふれあいフェスタにおいてプロの紙芝居師による紙芝居の口演を行っている。また、大田区のクラフトビール工場で製造された、黒湯にちなんだ「黒湯ビール」の販売等も展開している。これらの取組を通じて、様々な方法で銭湯の魅力を発信している様子が見られる。

図 2-3-10　浴育紙芝居の様子

図 2-3-11　銭湯画の貼り絵の様子

さらに「銭湯を世界に誇れるコミュニティスポットに」をテーマとして国境や言語、世代を超えて交流を深める場にすることを目指し、令和６年(2024)からは、東京都浴場組合と東京都が連携し、10 月 10 日の「銭湯の日」にちなんで、秋から冬にかけて、外国人観光客に喜ばれる体験型観光コンテンツとして「WELCOME！SENTO Campaign」 を打ち出している。また、大田区公式チャンネル(YouTube)で「外国人のための銭湯の入り方(英語)」を発信しており、令和７年(2025)12 月時点で 47 万回超えの再生回数を記録している。

図 2-3-12　紙芝居師による紙芝居の様子

このように、銭湯文化は、地域のシンボルであるばかりでなく、日本の伝統文化を象徴するものとして位置付けられている。その独自性と歴史的価値により、国内外に広く魅力を発信し続けており、特に海外からは日本の伝統的なコミュニティ空間としても高い注目を集めている

（4）まとめ

大田区における銭湯文化は、黒湯をはじめとした鉱泉の湧出や豊かな湧水という地理的環境に加え、農漁村や町工場従事者における衛生面の確保や、東京近郊での市街地開発等の社会的環境も相まって、特に近代以降から現代にかけての発展というかたちで特色ある歴史的風致を形成してきた。それはまさに東京都の公衆浴場史そのものを示しており、最多の銭湯営業数を誇る大田区であるからこそ変遷を辿ることができるという強みを持つ。

現代の銭湯における、家庭の浴室では味わえない解放感や他者との交流という非日常性は、入浴という行為そのものの本質を継承する、日本の伝統文化である。大田区はその中でも「銭湯特区」として、鉱泉の活用と地域交流の創出という従来の形態を守りつつ、外国人観光客等新しい客層の取り込みにも力を注ぎ、最前線で伝統と革新の両立を目指している。こうした各銭湯の取組と、それに応じたさまざまな利用者の往来、そして宮造りの銭湯をはじめとした建造物や周辺市街地が一体となり、大田区ならではの銭湯文化を受け継いだ歴史的風致となっている。

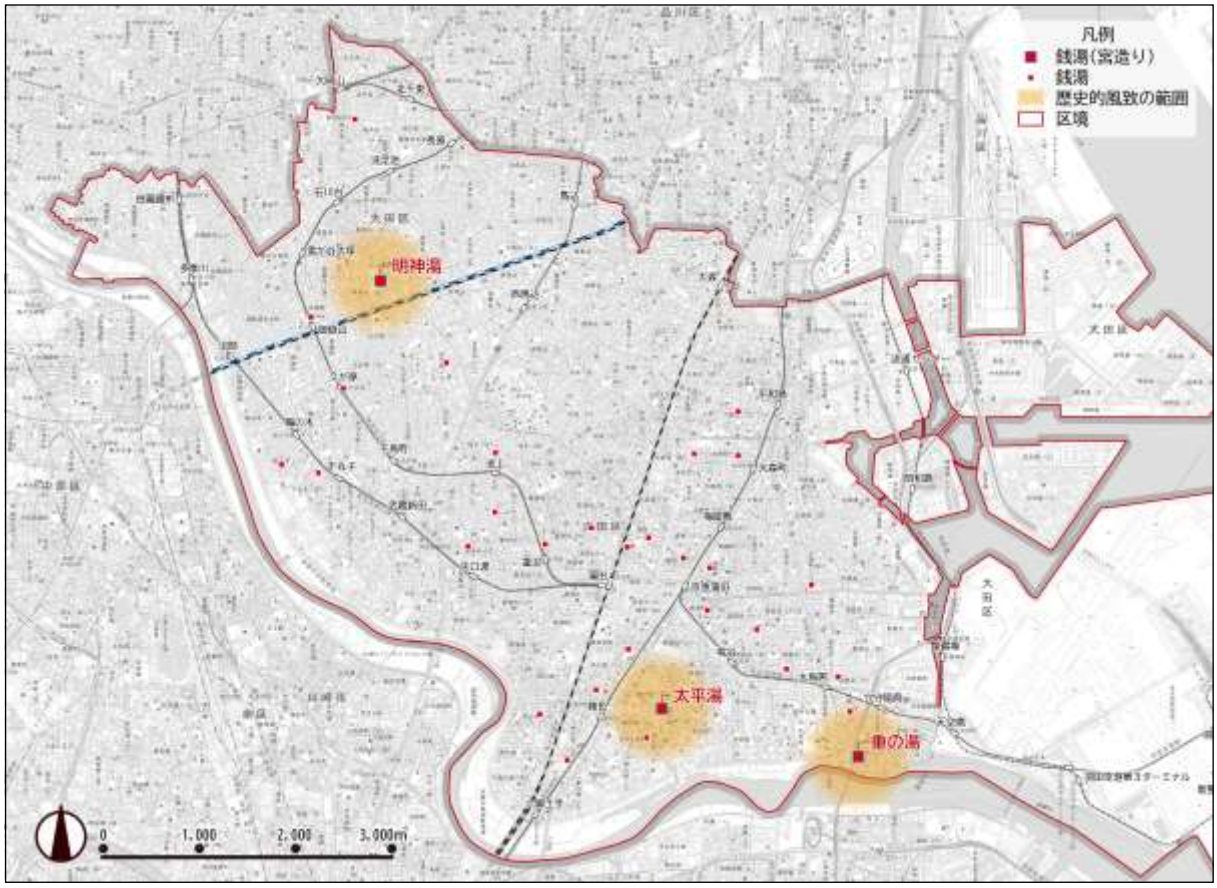

※「銭湯」とは、公衆浴場法上の「一般公衆浴場」に分類されて、地域住民の保健衛生を目的した施設である。

図 2-3-13　銭湯文化にみる歴史的風致の範囲

2-4.洗足池の景観保全にみる歴史的風致

(1)はじめに

洗足池は、かつては「千束郷の大池」や「千束池」と呼ばれていたが、日蓮宗開祖の日蓮が池畔で手足を洗ったという伝承から「洗足池」と称されるようになった。江戸時代から景勝地として知られ、初代歌川広重の浮世絵に描かれたほか、昭和３年(1928)には川瀬巴水の版画にも題材として取り上げられる等、時代を超えて芸術家たちに愛された場所である。幕末に訪れた勝海舟がこの地を気に入り、後に別荘を構え、遺言により池畔に墓所が設けられる等、歴史上の人物とのつながりも深く、池周辺には多くの歴史・文化資源が点在している。

図 2-4-1　歌川広重による浮世絵図
「名所江戸百景 千束の池袈裟懸松」

長い歴史を持つ洗足池は、江戸時代から景勝地として親しまれ、大正・昭和初期には行楽地としても人気を集めた。その価値は早くから認められ、昭和５年(1930)に風致地区に指定され、昭和７年(1932)には東京市八名勝に選定された。

図 2-4-2　川瀬巴水「千束池」

現在、洗足池は大田区立洗足池公園として整備されており、開放的で美しい水辺と都市部に残る貴重な緑が調和する都市景観を形成している。周囲には緑豊かな住宅地や社寺、勝海舟記念館(旧清明文庫)等が分布し、自然、歴史、文化が揃う複合的な魅力を持つ空間となっている。

洗足池公園を舞台とした伝統行事や環境保全活動は継続的に行われており、特に、昭和８年(1933)に地元名望家により設立された社団法人洗足風致協会(現：(公社)洗足風致協会)は、風致保全と美化活動に長年取り組んでいる。同協会が主催する「洗足池ほたるの夕べ」や「春宵の響」といった代表的な催しは、多くの来訪者を呼び寄せるとともに、地域の風致意識の醸成に重要な役割を果たしている。

都市化が進む東京において、洗足池は、その歴史的価値と自然環境の両面で重要性を増している。今後も、この貴重な景観を地域共有の財産として大切に守り、次世代に引き継いでいくことが求められている。

（２）建造物

①洗足池公園【東京都指定の名勝】

洗足池公園の総面積は約 78,808 平方メートルであり、そのうち洗足池公園内に所在する洗足池の面積は約 39,000 平方メートルである。洗足池の平均水深は約 1.5 メートルであり、洗足池公園内の中央部を南北に占める形で位置している。したがって、洗足池は公園全体の面積の約 53%を占めていることになる。

図 2-4-3　洗足池公園(昭和 41 年(1966))

洗足池は武蔵野台地の南端にあたる荏原台の谷地部をせき止めることで形成された淡水池であり、かつては灌漑用水として利用されていた経緯をもつ。池の周囲には崖線地形の名残をとどめた樹林地があり、洗足池公園の景観に変化を与えている。

図 2-4-4　洗足池公園(令和７年(2025))

東急池上線洗足池駅周辺の標高は約 21 メートルと大田区内では比較的高い位置にあり、洗足池公園全体は緩やかな起伏に富んだ地形を特徴としている。 園路は池の周囲を 1.2 キロメートルにわたり巡り、徒歩 20 分程度で一周できるよう整備されている。池の周囲には国の登録有形文化財(建造物)である妙福寺祖師堂(旧七面大明神堂)、池月橋、千束八幡神社、弁天島、水生植物園、桜広場、勝海舟夫妻の墓所、洗足池図書館等の施設や名所があり、池を中心とした景観が構成されている。平成 31 年(2019)３月、洗足池公園は大田区内初の東京都指定の名勝となった。

図 2-4-5　洗足池(現在)

図 2-4-6　妙福寺祖師堂(旧七面大明神堂)

図 2-4-7　勝海舟夫妻の墓所

（３）活動

①（公社）洗足風致協会等における活動

洗足池では、地域住民や各種団体による熱心な活動が見られる。その中心的な役割を担うのが、（公社）洗足風致協会（以下「洗足風致協会」という。）である。

『洗足風致協会事業概要（平成 24 年（2012））』や名望家 10 名から土地贈与を受けたことを記す書類（昭和８年（1933））によると、洗足風致協会は、昭和８年（1933）に創立して以来、洗足池の環境保護に努め、大田区とともに優れた景観を保全する大きな役割を果たしてきた。風致協会は昭和初期に都内各地で創立されたが、現在も活動を続けているのは洗足風致協会のみであり、90 年以上にわたって地域の自然と景観を守り続ける住民の強い意思と愛着が今日まで息づいている。

洗足風致協会の活動は、洗足池公園及びその周辺における景観の保全と整備、施設運営、環境保全活動、伝統行事の開催等多岐にわたる。これらの長年にわたる取組には、近代化が加速する大都市において、ふるさとの原風景を守りたいという地域住民の強い思いや地域の歴史・自然を大切にする姿勢が表れている。

景観保全の代表的な取組として、昭和９年（1934）に洗足池公園内にある池の北側に造成した弁天島とその上に再建された弁天社がある。荒廃していた旧弁天社を移転した朱塗りの姿が現在では洗足池の象徴的な景観要素となっており、江戸時代から続く信仰の場としての空間を今に伝えている。平成 18 年度（2006）からの大田区との協定に基づく公園維持管理や環境整備からは、官民が一体となって地域資源を守る協働の精神が見られ、地域住民等による手入れが行

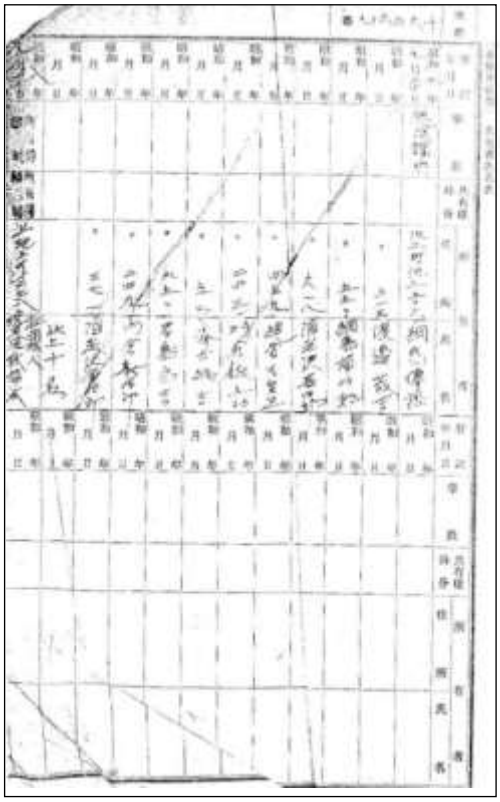

図 2-4-8　土地贈与を受けた書類
（昭和８年（1933））

図 2-4-9　洗足風致協会役員表
（昭和 10 年（1935）６月末日現在）

図 2-4-10　弁天島（弁天社）

き届いた洗足池公園内を歩けば、都会の喧騒を忘れさせる静謐な雰囲気が感じられる。

施設運営の面では、昭和 39 年(1964)より始まった「洗足池ボート場」の運営を通じて、池の真ん中から洗足池公園を 360° 一望できる特別な体験が提供されている。令和５年度(2023)には約 42,500 人もの人々がこの体験を楽しんでおり、陸地では得られない、水上からの視点により、洗足池の自然美と歴史的景観を体感している様子が見られる。

図 2-4-11　洗足池ボート(昭和 45 年(1970))

図 2-4-12　洗足池公園の資源

図 2-4-13　洗足池ボート(令和７年(2025))

環境保全活動の中核を担うのが平成 22 年(2010)より開始した「ほたる復活プロジェクト」である。このプロジェクトは昭和初期まで生息していたほたるを復活させようとする地域の思いを象徴している。特に、大森第六中学校、NPO、(株)東急電鉄、大田区等の関係者が、環境指標生物であるほたるの復活に向けて、世代や立場を超え、一体となって洗足池の水質改善や景観向上等に尽力する様子からは、都市部に残る水辺と緑豊かな自然環境を皆が大切に思い、そうした貴重な自然環境を後世まで引き継ごうとする様子が見られる。

図 2-4-14　ほたる復活プロジェクト

伝統行事としては、平成７年(1995)から開催されている「春宵の響」では、５月の

満月に近い夜、洗足池公園内にある池月橋を舞台に横笛の澄んだ音色が静寂の中に響き渡る。横笛の音が水面に反射し幾重にも重なりあうさまは、まるで時が止まったかのような幽玄の世界を作り出している。また、平成 15 年(2003)から開催されている「洗足池ほたるの夕べ」では、初夏の闇に約 2,000 匹のほたるの淡い光が浮かび上がり、幻想的な光景が広がる。その儚く美しい光の舞いを通して、かつての日本の夏の風情を現代に伝えようとするさまが、洗足池に隣接して暮らす住民だけにとどまらず、長原駅や石川台駅、また北千束駅や大岡山駅付近に暮らす周辺地域の人々にも共感を呼び、当日は、広い地域から大勢の参加者が訪れ、自然の恵みと共にある暮らしを共有している。

図 2-4-15　春宵の響

これらの多岐にわたる活動を通じて、洗足風致協会による洗足池の景観保全活動の様子が見られ、新たな魅力の継続的な発信と洗足池の自然と歴史に親しむ機会を提供することで、地域への愛着を醸成し、都心にありながらも自然と文化が見事に調和した都会のオアシスとしての居心地の良さが体感できる。

また、平成 31 年(2019)３月、洗足池公園が大田区内初の東京都指定の名勝となったことを受けて、大田区は令和３年(2021)に「名勝洗足池公園保存活用計画」を策定した。そして翌年、この計画に基づいて、洗足池の景観を保全するため、行政、地域団体、専門家が連携する仕組みとして「名勝洗足池公園保存活用連絡協議会」（以下「協議会」という。）が組織された。

本協議会では、行政職員、洗足風致協会、地元自治会･町会、学識経験者等が一堂に会し、洗足池の保存活用に関する様々な課題について情報共有と意見交換が行われており、江戸時代から地域に愛され続けてきた洗足池公園を将来に引き継いでいこうとする熱意や、この地域の歴史的景観を守り育てようとする多様な関係者の強い結束が感じられる。

令和６年度(2024)までの実績として、洗足池公園内の樹木更新計画や公園西側増設地の整備計画について審議が行われ、桜の植え替えや園路整備等の具体的な成果が現れている。また、現在は、名勝公園マネジメント計画の策定に向けて議論が重ねられている。この計画では、行楽地として親しまれてきた洗足池の伝統的な景観体験を重視したシークエンス景観（移動しながら連続的に変化する景観）の整備等による景観保全･向上、植物等を活用した水質の改善、そして水量の確保等による景観保全･向上と

図 2-4-16　名勝洗足池公園保存活用連絡協議会の様子

いった多角的な視点から検討が進められている。

協議会の場では、学識経験者の進行のもと参加者同士の活発な対話が特徴的である。それぞれの立場から洗足池への思いを語り合う声が聞こえ、洗足池公園の歴史的価値や文化的意義についての認識を深める様子が見られる。これらの議論は室内だけでなく、協議会委員が共に洗足池公園や周辺の洗足池景観保全誘導区域を実際に歩きながら、池の水質や周辺の植栽状況等を確認し、現場で具体的な課題や魅力について意見を交わしている。

こうした取組を通じて、都心にありながらも水辺と緑が調和した洗足池周辺では、静けさや季節の移ろいを感じる風景に囲まれ、住民や訪れる人々に安らぎを与える市街地の良好な環境が見られる。

表 2-4-1　洗足風致協会の主な活動

主な活動名	活動時期				
	～昭和 20 年（1945）	～昭和 40 年（1965）	～昭和 60 年（1985）	～平成 17 年（2005）	～令和 7 年（2025）
洗足風致協会設立	S8 →	→	→	→	→
景観保全と整備	S8 →	→	→	→	→
環境保全活動	S8 →	→	→	→	→
弁天島造成	S9●				
「洗足池ボート場」の運営※	●S2	S39 →	→	→	→
「ほたる復活プロジェクト」					H22 →
「春宵の響」				H7 →	→
「洗足池ほたるのタベ」				H15 →	→
「名勝洗足池公園保存活用連絡協議会」					H31 →

※昭和２年(1927)：池上電鉄の洗足池駅開設とともに、池上電鉄によるボート場運営が開始。
昭和 39 年(1964)：「洗足池ボート場」の運営が、(公社)洗足風致協会に変更となる。

（４）まとめ

洗足池とその周辺地域は、高度に都市化した東京において、江戸時代から浮世絵に描かれてきた優れた自然景観と歴史･文化資源が良好に保全された希少な地区である。日蓮の伝承に由来する池の名称、勝海舟夫妻の墓等、歴史的背景を色濃く残している。その歴史的･文化的価値は、平成 31 年(2019)に東京都の名勝に指定されたことや令和７年度(2025)に(公財)都市づくりパブリックデザインセンターが主催、国土交通省が後援した都市景観大賞の特別賞を受賞したことからも、客観的に評価されていることが分かる。

洗足池周辺の景観は、豊かな自然環境と地域住民の日常生活、そして江戸時代から継承されてきた季節の行事や環境保全活動が相互に関連し合うことで形成されている。これらの要素が見事に調和することにより、都心にありながら四季折々の美しさを誇る特別な景観が創出され、東京都内でも稀有な歴史的風致となっている。

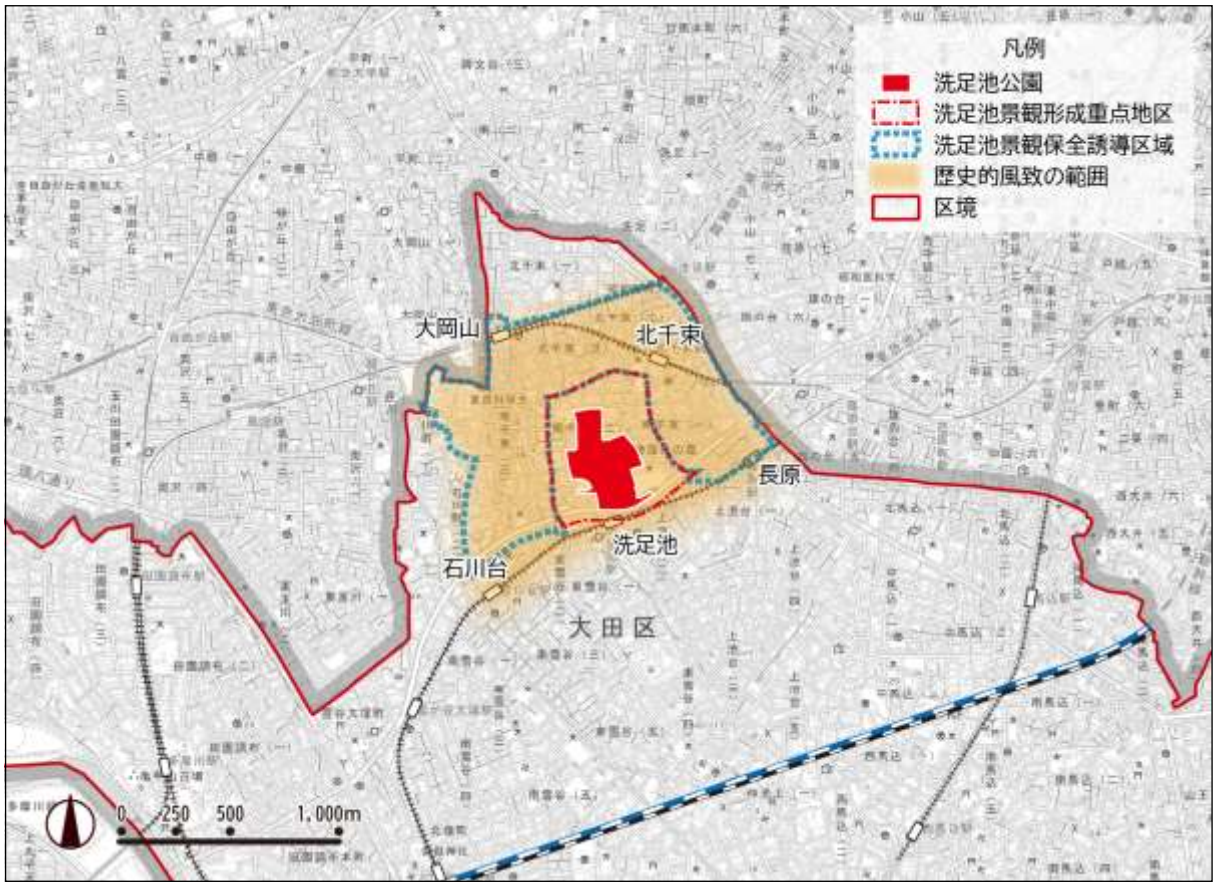

図 2-4-17　洗足池の景観保全にみる歴史的風致の範囲

コラム 徳富蘇峰

ジャーナリスト、思想家。日最初の総合雑誌である「国民之友」を発行、「国民新聞」を創刊した。代表作は、大正７年(1918)から昭和27年(1952)にかけて書かれた『近世日本国民史』。蘇峰は、明治20年代に勝海舟の赤坂氷川邸敷地内に住みながら教えを受け、人となりや思想に大きな影響を受けており、海舟を「四恩人」の一人に挙げた。昭和前期には、清明文庫で行われた海舟顕彰事業にも度々協力している。この時期、蘇峰は大森山王の「山王草堂」を住居としており、昭和18年(1943)まで暮らした。この場所は昭和63年(1988)までに「蘇峰公園」として整備され、現在、旧居の一部を保存・利用し、蘇峰の資料を展示し足跡をたどる「山王草堂記念館」がある。

図 2-4-18　徳富蘇峰

2-5.大森貝塚にみる歴史的風致

(1)はじめに

大森貝塚は、明治 10 年(1877)に米国の動物学者エドワード･S･モース博士によって発見された遺跡である。モース博士は腕足類(貝の一種)の収集研究を目的として来日し、同年６月 19 日に、明治５年(1872)に開通したばかりのわが国最初の鉄道で横浜から東京へ向かう途中、大森停車場(現：JR 大森駅)付近の線路脇に貝殻の堆積を確認した。ハーバード大学在籍時に貝塚発掘の経験があったモース博士は、これを先史時代の貝塚と判断した。

発見から約３か月後の明治 10 年(1877)９月 16 日、東京大学で動物学を講じていたモース博士は学生２名と助手を伴って大森貝塚の発掘調査を実施した。この調査で土器片、骨片、土版等の遺物が採集され、その後も複数回の調査が行われた。これらの成果は、明治 12 年(1879)に学術報告書『Shell Mounds of Omori』として発表された。

この調査と報告書は日本人研究者や知識人に大きな影響を与え、日本における近代考古学研究の基礎となった。明治期の日本は西洋の科学技術や学術方法論を積極的に導入しており、モース博士による大森貝塚の発掘は、科学的手法に基づく考古学を日本に紹介した重要な出来事であった。

発掘以前の日本には「考古学」という学問概念は存在せず、古墳や出土品は「古器旧物」として扱われるにとどまっていた。モース博士の調査で導入された出土遺物の分類･分析方法や発掘調査報告書の刊行は、日本の考古学研究に大きな影響を与えた。

現在、大森は「日本考古学発祥の地」として認識されており、日本考古学の礎が築かれた場所として歴史的に重要な意義を持っている。世界的水準に発展した日本考古学の出発点がここにあったことは、この地の文化的･学術的価値をさらに高めている。

図 2-5-1　エドワード･S･モース博士

図 2-5-2　学術報告書『Shell Mounds of Omori』

（２）建造物

①大森貝塚[1]【国指定の史跡】

図 2-5-3　大森貝塚(模型)

大森貝塚は、大田区から品川区にまたがる台地上に位置する縄文時代後期から晩期(約4,000～3,000 年前)の遺跡である。この貝塚からは、土器･石器･土版･骨角器等が出土しており、昭和30 年(1955)に国指定の史跡となった。

この貝塚の特徴は、層状に堆積した厚い貝層にある。主にハイガイ、ハマグリ、アサリ、シオフキ、スガイ等の貝殻が主体となっており、層ごとに貝の種類や密度が異なることから、当時の人々の食生活や環境変化を読み取ることができる。

貝層には貝殻だけでなく、動物の骨、石器、土器片等も含まれており、縄文人の生活活動を具体的に示す貴重な証拠となっている。地形的には低地の干潟や入江に沿って形成されているのが特徴である。

現在までの発掘調査によって確認された範囲は約 1,000 平方メートルに及び、厚さ１メートル前後の貝層が観察されている。この規模と保存状態の良さに加え、わが国の考古学･人類学の発祥の地として、学史の上に貴重な価値を有するものであることから、大森貝塚の学術的価値は極めて高く評価されている。

②大森貝墟碑

図 2-5-4　大森貝墟碑
(建立当時(昭和５年(1930)))

図 2-5-5　大森貝墟碑(現在)

大森貝墟碑は、大正 14 年(1925)に逝去したモース博士の訃報を聞きつけた石川千代松、岩川友太郎、臼井米二郎、佐々木忠次郎、松村瞭、宮岡恒次郎ら、21 名が発起人となり、大森貝塚の顕彰とモース博士の偉大なる功績を後世に伝えるため、昭和５年(1930)に現在の大田区山王１丁目３番に建てられた記念碑である。

記念碑は仙台石を用いて製作され、高さ約 1.8 メートル、幅約 0.9 メートルの石碑に２段構造の台石を設置している。碑面の表側には碑名、英文による説明文及び発起人名が刻銘され、裏側にはモース博士による貝塚発見の経緯と碑が昭和５年(1930)４月に建てられたことが記されている。

[1] 貝塚とは、食料や貝類の殻を捨て、それが堆積した遺跡。古くは「貝墟」または「介墟」とも書いた。

（３）活動

①東京都大森貝塚保存会の活動

東京都大森貝塚保存会（以下「保存会」という。）は、昭和 40 年（1965）に地元有志を中心に設立された。発足時の『趣意書（昭和 40 年（1965）11 月 27 日）』には、次代を背負う夢多き少年少女に保存会の活動を知ってもらいたいという目的が明記されている。保存会は設立から間もない昭和 42 年（1967）に、大森貝塚に関する、当時入手困難であった調査報告書や論文を収録した『大森貝塚-90 周年記念-』を出版するという成果をあげた。

昭和 52 年（1977）の大森貝塚発掘 100 周年に向けては、初代会長の西岡秀雄と第２代会長の関俊彦が中心となり、社団法人大森倶楽部の協力を得て積極的な活動を展開した。彼らは周辺の小学校や東京大森ライオンズクラブ、東京大森ロータリークラブでモース博士や大森貝塚に関する講演を精力的に行った。この啓発活動は、後に 100 周年記念事業における児童による絵画展に結実し、会場には多くの人が訪れ、大森貝塚の歴史と文化を共に実感する姿が見られた。また、大森駅ホームの記念碑建立資金支援という形でも実を結ぶこととなった。

同じく 100 周年の節目に、保存会は「大森貝墟碑」の見学環境整備にも尽力した。それまで私邸内にあって一般の人々が見学できなかった碑について、日本電信電話公社（現：NTT データ、以下「電電公社」という。）が隣接地に新社屋を建設する機会を捉え、国・都・大田区に協力を要請した。電電公社の厚意により、現在の見学通路が整備され、大森貝墟碑を見に行くため見学通路に進む人が今でも見られる。

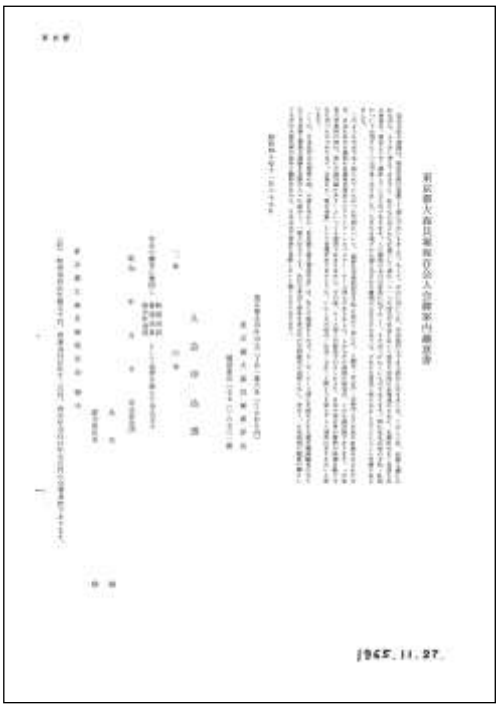

図 2-5-6　大森貝塚保存会発足時の『趣意書』（昭和 40 年（1965）11 月 27 日）

図 2-5-7　大森貝塚 100 周年パレード（昭和 52 年（1977）11 月１日）

図 2-5-8　花自動車パレード（昭和 52 年（1977）11 月１日）

さらに保存会は、京成百貨店(現：大森駅前ビル)において、縄文生活を再現した「モース博士と大森貝塚展」を開催するとともに、大田区･品川区の小中学生による「縄文時代をテーマにした図画コンクール」を企画した。地域を巻き込んだ取組として、山王小学校の鼓笛隊や地元のボーイスカウト・ガールスカウト、交通少年団、東京消防庁音楽隊、地元企業等による花自動車パレードも実施され、多くの市民に大森貝塚の価値を知ってもらう機会となった。これらの活動は『大森貝塚-100 周年記念-(昭和 55 年(1980)３月 20 日)』としてまとめられ、その後の小学館によるモース関連書籍の刊行にも影響を与えた。

現在、保存会は毎年９月中旬に「日本考古学発祥の地」の碑(大森駅構内)、大森貝墟碑、大森貝塚碑(品川区)の３つの記念碑への献花式典を開催している。この式典には多くの人が参加し、モース博士への敬意とこの土地の歴史を重んじる人々の姿が見られる。これらの記念碑はいずれも、大森貝塚の歴史的価値を後世に伝える重要なモニュメントとなっている。また、保存会は定期的に講演会やパネル展を開催するとともに、大森貝塚に関する書籍や絵葉書、小冊子の刊行も続けている。保存会の活動は地元の関係団体との連携のもと、文化･歴史に満ちた地域環境の整備や提言にも及んでおり、地域の文化遺産保護における模範的な取組として評価されている。

図 2-5-9　「日本考古学発祥の地」の碑(昭和 52 年(1977)撮影)

大森駅を降り立つと、周辺の街並みからは想像できない太古の時代の記憶が、記念碑や案内板を通して浮かび上がる。現在の大森は市街地として発展しているが、貝塚の存在によって、縄文時代にこの地域が東京湾に近接し、海の恵みを生活の糧としていた人々の暮らしがあったことを伝える歴史的景観が感じられる。特に大森駅構内に設置された「日本考古学発祥の地」の碑は、通勤･通学の人々が行き交う日常空間に歴史的な奥行きを与え、地域の名称「大森」と貝塚の関係を静かに語りかける存在感がある。都市化によって失われがちな土地の記憶が、駅という公共空間の中に巧みに埋め込まれることで、地域の独自性を保つ景観要素となっている様子が見られる。また、周辺の商店街や住宅地からわずかに離れた場所に保存されている貝塚跡は、喧騒から一歩離れた歴史的空間として、現代の街並みの中に古代からの歴史を感じられる場となっている。

大森貝塚の存在によって、大森という地域は単なる東京の住宅地･商業地ではなく、縄文時代から現代まで連なる時間の流れを内包した独特の風情を醸し出している景観が感じられる。

表 2-5-1　東京都大森貝塚保存会の主な活動

主な活動名	活動時期				
	～昭和 20 年（1945）	～昭和 40 年（1965）	～昭和 60 年（1985）	～平成 17 年（2005）	～令和 7 年（2025）
大森貝墟碑の設置	S5●				
東京都大森貝塚保存会の発足		S40●			
90 周年記念事業(準備期間含)		S40	→ S42		
大森貝塚に関する講演		S40	→	→	→
100 周年記念事業(準備期間含)(記念誌絵画、パレード等)		S42	→ S52		
記念碑に対する献花式典		S40	→	→	→
友誼団体との交流 モース研究会			S52 →	→	→

コラム

大田区とセーラム市の姉妹都市提携（平成３年(2021)11 月 18 日）

大田区とセーラム市(アメリカ合衆国マサチューセッツ州)の姉妹都市提携は、大森貝塚の発掘者であるモース博士が現在のピーボディー・エセックス博物館の第３代館長を務めていたことを縁として、昭和 54 年(1984)６月 23 日に大田区立郷土博物館とセーラム・ピーボディー博物館が姉妹博物館として提携したことから発展した、特徴的な経緯を持っている。なお、セーラム・ピーボディー博物館は、平成４年(1992)７月１日にエセックス研究所と合併して「ピーボディー・エセックス博物館」と改称されている。

図 2-5-10　ピーボディー・エセックス博物館

平成３年(2021)の姉妹都市提携以来、相互理解を促進し国際的視野を広げることを目的として、両都市への派遣・受入を実施し、学生間及び区民・市民間の親善友好や文化交流を深めている。

（4）まとめ

大森貝塚という国指定の史跡である縄文時代の遺跡と、その学術的･歴史的価値を守り伝える東京都大森貝塚保存会の活動が一体となり、都市部に残る縄文時代の文化遺産として景観を形成し、地域の人々と遺跡の共存により育まれてきたこの地域特有の歴史的風致となっている。

図 2-5-11　大森貝塚にみる歴史的風致の範囲

2-6.海苔のふるさとにみる歴史的風致

(１)はじめに

かつて大田区は海苔の産地として名高く、味･量ともに全国一を誇っており、江戸時代から長きにわたり人々の暮らしと地域経済を支えてきた。漁業権の放棄により昭和 38 年(1963)春に海苔養殖の歴史は幕を閉じたものの、現在でも大田区内には多くの海苔問屋が残り、海苔の流通の拠点となっているほか、長年の経験と鑑識眼を備えた問屋が選び抜いた海苔が全国に販売され、大勢の人々の食卓を彩っている。

①大田区における海苔の歴史

大田区における海苔の歴史の始まりは、今から 300 年以上前の江戸時代に遡る。当初、海辺の農村の冬期の副業として開始された海苔の養殖は、効率的な農閑余業としての価値を高めていった。延享３年(1746)には海苔の運上(営業税)が賦課されていた記録があることから、享保年間(1716-1735)には海苔の養殖業が確立していたと考えられている。江戸時代に海苔養殖を行えたのは幕府が認めた地域のみであり、東京内湾では大森から品川にかけての沿岸部だけであった。海苔の生育には、適度な潮の干満、遠浅で波が静かな海面、栄養分を多量に含む汽水域が最適であるといわれるが、大森から品川の沿岸はこれらの条件を満たしており、「御膳海苔」として将軍家や徳川御三家に献上されるほど品質の良い海苔が採れた。

図 2-6-1　江戸時代の海苔養殖風景
「名所江戸百景 南品川鮫洲海岸」
(歌川広重)(安政４年(1857))

海苔の養殖は「ヒビ」と呼ばれる雑朶木を浅瀬に建てて、海水に浮遊している海苔の胞子をそこに付着させ、葉状に成長したものから採取を行う。かつては海辺に漂う海苔を「藻取り」する方法が主流であったが、養殖の方法が確立されたことで確実かつ大量に海苔を採取することができるようになった。これにより大森から品川の沿岸は海苔の一大産地となった。明治から昭和初期には最盛期を迎え、『海苔の歴史(昭

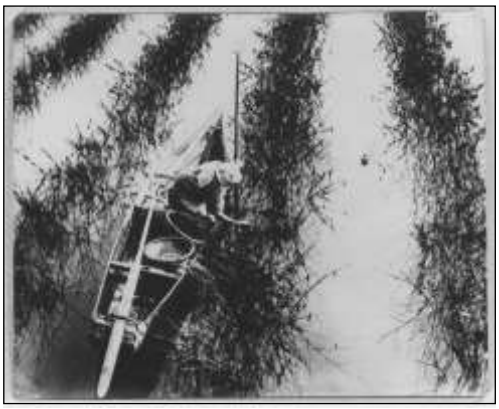

図 2-6-2　タケヒビからの海苔取り
(昭和 15 年(1940))

和 45 年(1970)』によると、昭和 24 年(1949)の大森村(現：大森地域沿岸部周辺)における採藻人数は 3,700 人を超えたが、東京都沿岸部の埋め立て計画等に応じるため、昭和 37 年(1962)に漁業権の放棄が決定し、昭和 38 年(1963)春に大田区における海苔養殖はその歴史に幕を閉じた。

海苔養殖の終業により役目を終えた海苔生産の用具は処分が始まり、歴史ある海苔生産用具は消滅の危機に瀕した。そこで大森の有志は、地域を支えた海苔養殖の歴史を後世に伝えることを目的に、昭和 39 年(1964)に「大森海苔漁業資材保存会」を立ち上げ、生産用具の収集を進めた。同保存会は集まった資料の保存･展示を行う施設の設立を求め、大田区はこれに応じて昭和 42 年(1967)に当時大森にあった大田教育センター内に「郷土資料室」(大田区立郷土博物館の前身)を開設し、海苔の生産関係資料を中心に展示を行った。これらの海苔生産用具一式は、平成５年(1993)に重要有形民俗文化財「大森及び周辺地域の海苔生産用具」に指定され、平成 11 年(1999)に海苔船が２点追加された。また、大田区は平成 20 年(2008)に「大森 海苔のふるさと館」を平和の森公園内に開設し、重要有形民俗文化財を含む約 150 点を常設展示している。

図 2-6-3　海苔生産用具(ヒビ･竹割り･鋤等)

コラム　明治から昭和にかけての乾海苔づくり

明治から昭和にかけての海苔づくりは、夏に「ヒビ」と呼ばれる資材を作るところから始まった(ヒビは時代により木･竹･網へと変化した)。９月頃にヒビを海中に建て、ヒビに付着した海苔の胞子が葉状に成長する 11 月下旬からベカ舟と呼ばれる１人乗りの舟に乗り、冬の冷たい海に手を入れて海苔を摘み取った(海苔採り)。採取後の生海苔は傷みやすいため、海苔を採取した日の早朝には乾海苔づくりに取り掛かった。生海苔を細かく刻み(海苔切り)、真水とよく混ぜてから海苔簀に均一に広げて製造した(海苔付け)。簀に付けた海苔はその日の内に乾かして仕上げた(海苔乾し)。海苔採りと乾海苔づくりは翌３月ごろまで続き、その後はヒビ抜き等漁場の片付けを行った。

図 2-6-4　海苔取り船(ベカ舟)

図 2-6-5　海苔付け･海苔乾かし用具

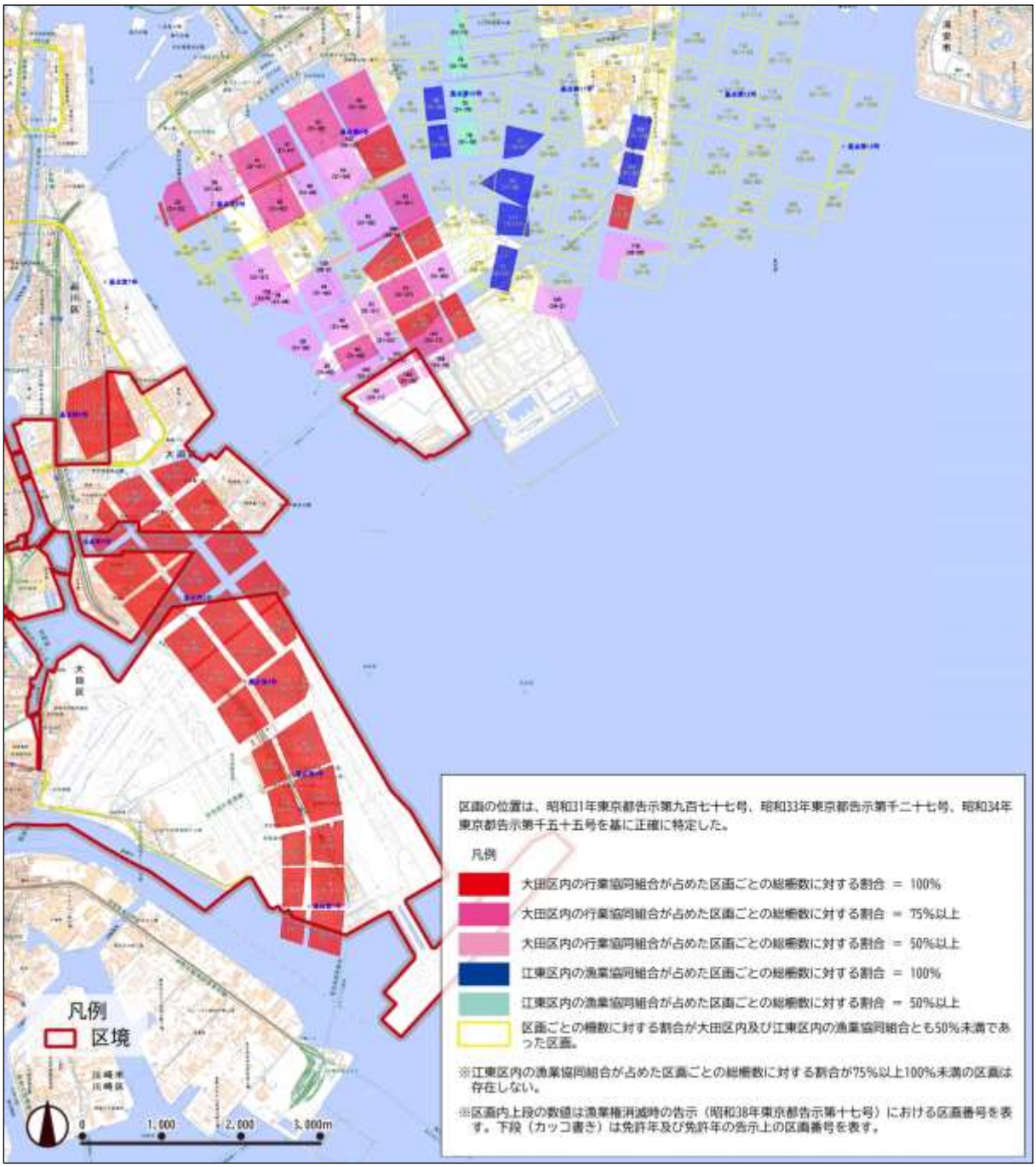

図 2-6-6　大田区内の漁業協同組合が占めた海苔簀柵数の割合

②大森本場乾海苔問屋協同組合の結成

大森本場乾海苔問屋協同組合は、海苔の流通を担う乾海苔問屋の集まりである。組合の基礎となったのは、明治 18 年(1885)頃に大森村の卸売や仲買をする乾海苔営業者で組織された「本場乾海苔商組合」であり、粗製濫造品に注意することや販売する海苔の規格を統一することを目的とした。

明治 19 年(1886)には、「本場乾海苔商組合」を継承した「大森本場乾海苔商組合」

が結成され、昭和 22 年(1947)に品川･糀谷･羽田の各海苔問屋と合同して「大森本場乾海苔問屋組合」に改組し、昭和 27 年(1952)の協同組合法により現在の「大森本場乾海苔問屋協同組合」となった。組合の名称に「本場」を用いることができるのは大森のみであり、これは明治期に東京府から許可を受けたものである。

昭和 38 年(1963)春の海苔養殖終業により、東京都の沿岸部で生産された海苔を買い付けられなくなった大手の海苔問屋は自ら全国の生産地に出向くことがあったが、小口の買い付けを行う小規模問屋はこの対応が困難であった。そこで、大森本場乾海苔問屋協同組合は入札場と事務所を備えた「大森海苔会館」を建設した。これにより、組合に加盟する小規模問屋は海苔の買い付けを継続することができるようになったことで、海苔の養殖が終業した現在でも大田区は海苔の流通の中心となり、全国各地に向けて販売･取引を行っている。

コラム

大森本場乾海苔問屋協同組合の取組

大森本場乾海苔問屋協同組合は、現在、海苔の入札等のほかに、海苔の普及活動等を行っている。

海苔の日である２月６日前後に、大田区内の小中学校に焼海苔を提供したり、海苔の歴史を紹介した冊子を配布したりしている。また、海苔摘み体験や海苔問屋による直売会を実施する等、大田区の誇りであった海苔養殖の歴史･文化を次世代に継承する取組を行っている。

図 2-6-7　海苔焼き体験

図 2-6-8　ふれあいフェスタ出店の様子
（大森 海苔のふるさと館前）

（２）建造物

①大森海苔会館

昭和 37 年(1962)10 月に建設された、大森本場乾海苔問屋協同組合の事務所と海苔の入札場を備えた会館である。

建設当初は、鉄筋コンクリート造の３階建であったが、昭和 48 年(1973)６月に４階建に増築された。１階は事務所及び入札場、２階は会議室等、３階･４階は倉庫となっている。

図 2-6-9　大森海苔会館
（昭和 37 年(1962)10 月））

表 2-6-1　大森本場乾海苔問屋協同組合加盟店（大田区内のみ）

空欄：一般店舗 ①：通信販売店舗 ②：業務用店舗（一般客購入不可） 加盟店（大田区内のみ掲載）		所在地	空欄：一般店舗 ①：通信販売店舗 ②：業務用店舗（一般客購入不可） 加盟店（大田区内のみ掲載）		所在地
㈱朝倉海苔店		東馬込	㈱原海苔店		大森中
岩波海苔店		大森東	海苔の松尾		大森東
㈱上原海苔店		上池台	㈲まるりょう伊藤海苔店		大森中
㈲大橋新蔵商店		大森東	㈱守半海苔店		大森北
㈲大橋昌治商店		西糀谷	㈱守半本店※1	①	大森北
大森水産㈱		大森東	㈱茂利半	②	大森北
㈱金子海苔店		大森東	㈱東京蒲田守半		西蒲田
㈱川島屋	①	大森本町	㈱守矢武夫商店		大森東
㈱久保井海苔店		大森東	矢澤海苔㈱		大森西
㈱小林海苔店		多摩川	㈱横山安五郎商店		羽田
㈱五味商店	①	大森本町	㈱吉田商店		大森南
㈲ヤマサ島田商店	①	大森南	米忠海苔店		池上
㈲下金海苔店		大森東	㈱藤森商店		大森中
㈱立石商店		大森中	㈱日達海苔店		西馬込
㈱並木海苔店		大森西	㈱丸由海苔店		大森東
㈱濱富海苔		大森北	㈲丸治海苔店		仲池上
㈱濱貴商事		大森中	㈱イトウネン		大森北
濱口海苔店		大森中	進藤海苔店		山王

※１：㈱守半海苔店の取次店として営業している。

（３）活動

①海苔の入札会

大森本場乾海苔問屋協同組合の入札の仕方は極めて特徴的である。一般的には地域ごとの漁業協同組合連合会の検査員が海苔の品質を見立てて等級をつけたあとに問屋の入札が行われるが、大森本場乾海苔問屋協同組合の場合は等級検査を行わず、試食による「味利き」と、海苔の光沢や色、香りから品質を判断する「目利き」の力で値段がつけられ、競り落とされる。このため、問屋の海苔を見る実力が試される「日本一難しい入札会」といわれている。

図 2-6-10　入札会の様子
（昭和 44 年(1969)２月）

また、入札にあたっては、問屋が紙に入札単価を記入して買い付けたい海苔の箱に入れ、同組合の理事らによる開票で落札者が決定する。この方法は戦前から採用されており、現在に至るまで変わらずこの入札が行われている。

入札会は毎年 12 月から翌年３～４月までの間に毎週１回行われ、入札会の前日には会館の前にトラックが次々と到着し、各地で生産された山積みの海苔が入札場に運び込まれる様子が見られる。会館付近には入札に参加する海苔問屋関係者の車が並び、その活気を感じられる。

②海苔の販売

海苔の養殖が終業してから 60 年以上経つ現在でも、大森周辺を中心に数多くの海苔問屋が営業している。特に 11 月末頃から 12 月に採取・製造された「新海苔」が販売される時期には、多くの店舗に「新海苔入荷」の張り紙が掲示され、冬の訪れとともに海苔の旬の始まりを知ることができる。大森本場乾海苔問屋協同組合に加盟する大田区内の店舗は 50 年以上海苔の販売を続けており、歴代の店主によって厳選された一級品の海苔が、大森地域のみならず全国の食卓を彩っている。

図 2-6-11　店先に張り出される「新海苔入荷」の張り紙(海苔の松尾)

図 2-6-12　海苔の松尾(店舗)(昭和初期)

海苔問屋によって扱う海苔の風味が少しずつ異なり、地域住民が好みに合う海苔を求めて店を訪れる姿から、暮らしに根付いた食の伝統と、店と地域住民のつながりを感じることができる。

図 2-6-13　朝倉海苔店(店舗)(昭和期)

図 2-6-14　東京蒲田守半(店舗)(昭和期)

コラム　海苔で健康推進委員会

「海苔で健康推進委員会」は、大森本場乾海苔問屋協同組合の活動をきっかけに発足した組織であり、消費者に海苔をおいしく食べてもらうため、海苔を題材にした食育活動を行っている。

1980 年代、海苔の消費拡大を目指し、同組合は「大森海苔消費宣伝委員会」を立ち上げ活動を行ったが、大森地域のみならず東京都全体へ活動を広げるため、東京海苔問屋協同組合へ働きかけ、大森本場乾海苔問屋協同組合が委員長となり東京海苔問屋協同組合との宣伝委員会を組織した。

その後、活動をさらに発展させるには全国の海苔問屋との連携が必要と考え、1988 年に全国海苔問屋協同組合の全国大会においてパネルディスカッションを実施し、全国的な組織を作ることの合意を得たのちに、現在の「海苔で健康推進委員会」が結成された。

今では全国の海苔商社･加工メーカーと協力し、小学校等への出前授業、ジャンボ海苔巻き作り、海苔レシピの紹介等の取組を展開している。

図 2-6-15　海苔を使った食事の提案

（4）まとめ

かつて大森周辺で盛んに行われていた海苔の養殖は移り行く時代の中でその姿を消したものの、海苔の流通･販売は受け継がれている。熟練した問屋により守られた品質と味わいは、大田区内にとどまらず全国に届けられ、各地の人々の食事に香りとうまみを加えている。海苔のシーズン中に見られるトラックの往来や、数多く残る海苔問屋に掲げられる新海苔入荷の知らせが、今もなお海苔の流通拠点としてその名が知られる地域の歴史的風致を形作っている。

図 2-6-16　海苔のふるさとにみる歴史的風致の範囲（拡大）

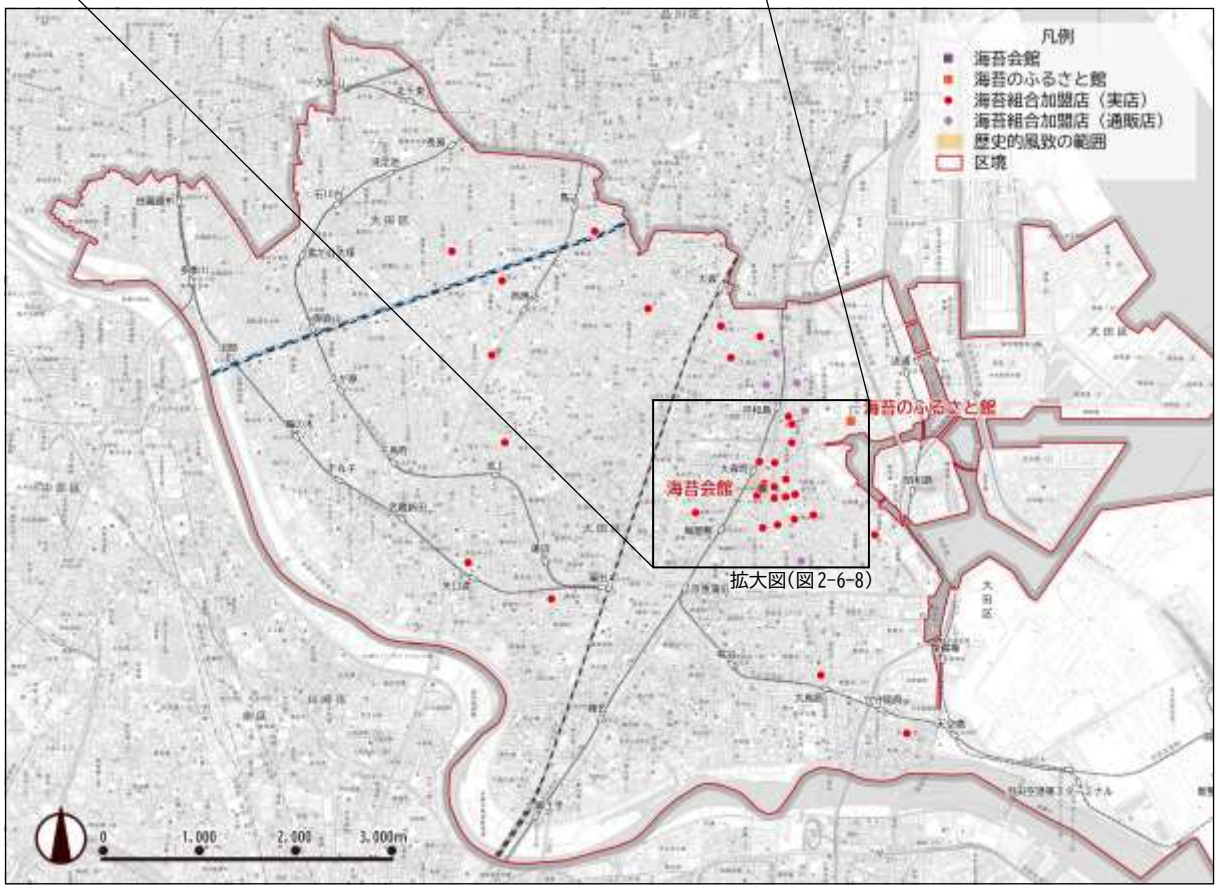

図 2-6-17　海苔のふるさとにみる歴史的風致の範囲

2-7.馬込文士村にみる歴史的風致

(1)はじめに

大正末期から昭和初期にかけて、馬込･山王･中央周辺の地域(大森駅西側)一帯では、尾崎士郎、宇野千代、萩原朔太郎、室生犀星、山本有三、川端康成等の作家や、川端龍子、小林古径、川瀬巴水、熊谷恒子等の美術家が文芸活動の拠点として暮らし、のちに「馬込文士村」として知られる文化的な地域コミュニティが形成され、地域に独自の知的･文化的風土をもたらした。現在でも、日本画の巨匠として知られる川端龍子の旧宅と画室が龍子公園内に現存しているほか、川端龍子自身が構想した代表作を展示･公開するための龍子記念館、尾崎士郎の旧宅を一部保存した尾崎士郎記念館、熊谷恒子の自宅を改装して開館した熊谷恒子記念館等から、作家や美術家(以下「文士」という。)たちのかつての暮らしぶりをうかがうことができる。

馬込文士村の存在は地域住民の郷土への親しみを増す一端を担っており、なかでもかつて大田区内中学校の教師を務めていた野村裕による馬込文士村の探訪は、のちにレリーフや案内板の設置、散策マップの作成につながり、現在でも地域の個性を形作る重要な要素となっている。

①馬込文士村成立の背景

馬込文士村成立の背景には、大正初めに大森在住の芸術家グループが結成され、山王に開業した望翠楼ホテルを会場に「木原会」と称する展覧会を開催する等芸術的環境が整いつつあったことや、大正 12 年(1923)に発生した関東大震災による東京市内の被災や混乱をきっかけに、被害が少なかった大田区内に多くの人々が東京市内から移住してきたこと等が挙げられる。当時のこの地域は地価が比較的安く、緑豊かで静かな環境であったことから、若い文士たちにとって創作に適した地域であったことがうかがえる。

特に多くの文士たちがこの地域に住むようになったのは、新進作家であった尾崎士郎が、古くから付き合いのあった劇作家･上泉秀信の勧めにより宇野千代と馬込に居を構えたことを契機とする。自身も馬込文士村に移住した榊山潤の『馬込文士村』に、尾崎士郎が「一杯やると誰彼の差別なく」馬込へ移住するよう勧誘したとあるように、尾崎士郎はこの地域を気に入り、次々に仲間を誘い、多くの文士たちがこの地へ移住した。尾崎士郎は馬込･山王周辺で転居をし、その後東京都品川区、静岡県伊東市へ移り住んだが、昭和 29 年(1954)

図 2-7-1　馬込文士村の風景
(昭和 47 年(1972))

に再び山王に居を定め、昭和 39 年(1964)に亡くなるまでここで過ごした。この旧宅は平成 20 年(2008)に改修、尾崎士郎記念館として整備され、複製の原稿や愛用品が展示されている。

また、同じく馬込文士村に住んだ詩人・小説家である室生犀星の旧宅に建てられた離れが、地域の要望で馬込第三小学校内に移築されている。

表 2-7-1　馬込文士村で活動(暮ら)していた主な文士とその時期

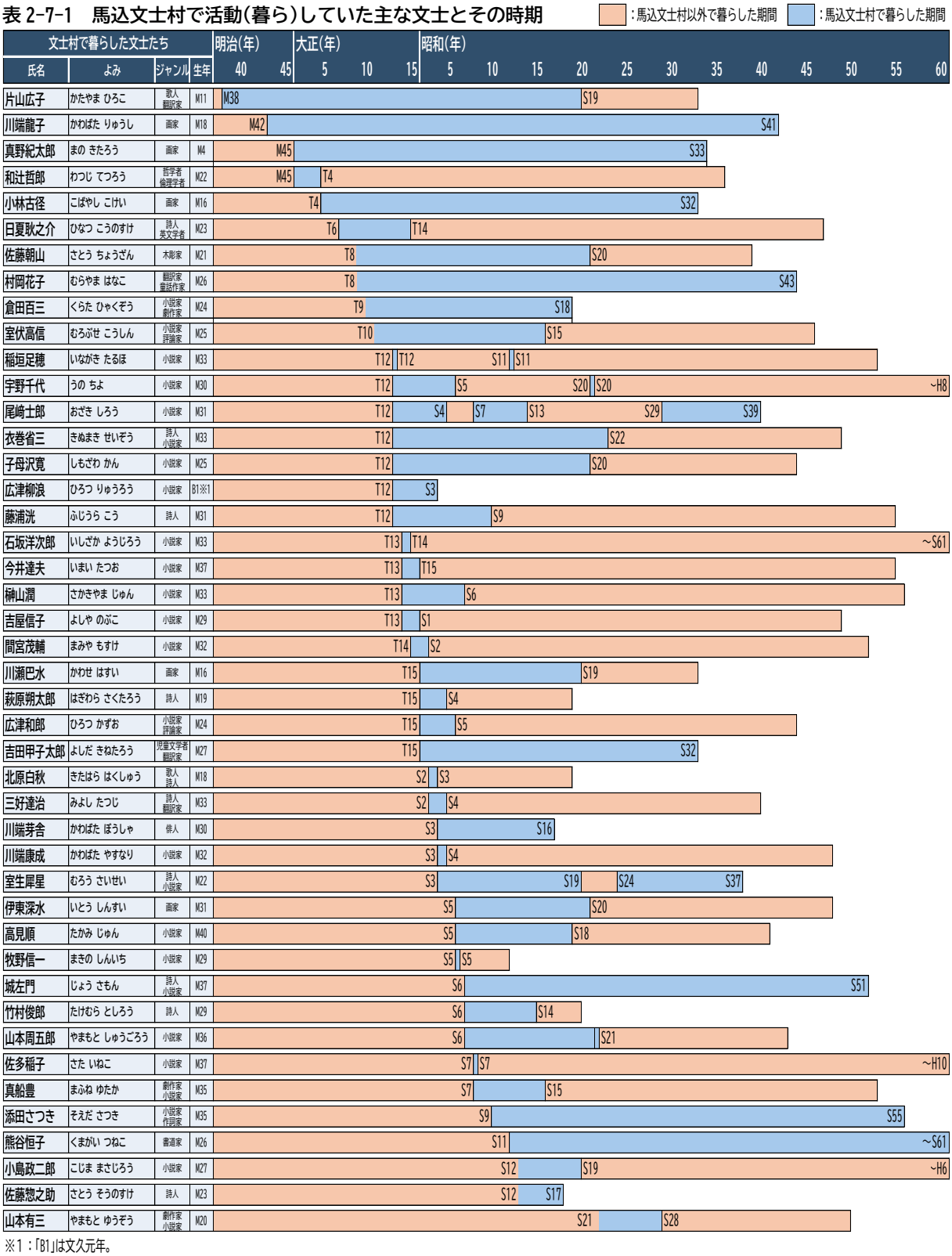

※1：「B1」は文久元年。
※短期間の居住(移動等)は除いている。

コラム　宇野千代

宇野千代は、山口県岩国市の裕福な家に生まれ、継母と深い絆を築き、その温かさと面倒見の良さは自身の家庭環境や感情をもとに書いたとされる小説『おはん』にも反映された。

大正 10 年(1921)に短編『脂粉の顔』で文壇デビューし、恋愛や交流を通じて、詩人の萩原朔太郎や小説家の川端康成等文化人との多彩な人脈を築いた。モダンガールの先駆けとして断髪や流行に敏感で、馬込文士村での社交も盛んだった。代表作には、『おはん』のほかに『色ざんげ』『生きて行く私』等がある。

また、こうした文筆活動のほかに、婦人雑誌『スタイル』創刊や着物ブランド設立等実業家としても活躍した。戦後は桜模様の着物や生活雑貨を企画・製造・販売する等事業を展開し、華やかで行動的、かつ創造力豊かな人物であった。平成８年(1996)、98 歳でその生涯を閉じた。

なお、宇野千代は、令和８年(2026)秋のＮＨＫ連続テレビ小説の主人公(モデル)として取り上げられる予定である。

図 2-7-2　宇野千代(馬込時代)

（２）建造物

①旧川端龍子邸【国の登録有形文化財(建造物)】

日本画家･川端龍子自身が構想した旧宅と画室は龍子公園内に当時のまま保存されており、令和６年(2024)３月に国の登録有形文化財(建造物)となった。

図 2-7-3　旧川端龍子邸(主屋)の外観

敷地中央に主屋及び中門、仏間棟、持仏堂が東西に並び、その北側に画室が配置されている。

主屋は平屋建、切妻造、桟瓦葺であり、その東に延びる中門も同様である。主屋の外壁の腰壁は竹の木賊張り、主要室の内壁は大壁として天井周辺まで塗廻す等、川端龍子の嗜好が反映されている。

仏間棟は主屋の西に接続する平屋建一部２階建の桟瓦葺。１階は仏間の北東に控えの間が配置されており、２階は寝室が１室配されている。仏間棟の西には、コンクリートブロック造の切妻造、妻入、桟瓦葺の持仏堂がある。持仏堂の内部は１室で、西に祭壇、北と南の各１か所に尖頭アーチ窓が開けられ、上部は尖頭のヴォールト天井となっている等、西洋風とも思える凝った意匠となっている。

図 2-7-4　持仏堂

敷地の北東に位置する画室は平屋建、切妻造、銅板葺で、南西には土庇が設けられている。天井は高さ４メートル、内部は 60 畳もの広さがある板敷の１室で、外周は大判ガラスの引戸が用いられ、開放的な画室となっている。高床になっており、床下や壁、軒裏等に竹が使用されているのが特徴である。

図 2-7-5　画室

②龍子記念館【国の登録有形文化財(建造物)】

川端龍子の文化勲章受章と喜寿を記念し、自身の作品を後世に残して多くの人に鑑賞してもらうために昭和 37 年(1962)に建設された記念館である。川端龍子自身が構想を行っており、令和６年(2024)３月に国の登録有形文化財(建造物)となった。

図 2-7-6　龍子記念館

２階建で、１階は床を高くしたピロティ構造、２階は展示室となっている。豪快な性格であったといわれる川端龍子は、作品を楽しんでもらえるなら、光で絵が多少傷んでもまた書けばいい、という考えのもと、２階部分は大きな窓が並び、当時は自然光で作品を鑑賞できる空間であった。現在は、作品を傷めないように遮光する等厳重な保護を行っている。

川端龍子の本名である「昇太郎」や、雅号の「龍子」から連想される「龍」や「昇り龍」にちなんで、記念館は随所に龍をイメージさせる意匠が配されている。屋根の上には龍舌蘭の彫刻が飾られ、アトリエに続く石畳はウロコ状となっており、記念館自体も上から見るとタツノオトシゴの形をしている。

コラム

村岡花子

昭和初期から戦中・戦後を経て、昭和中期にかけて活躍した翻訳家・童話作家である。大正８年(1919)から昭和 43 年(1968)に 75 歳で亡くなるまで、馬込文士村エリアで暮らした。

明治から大正期に英語を学び、西洋文学への深い理解を背景に、多くの海外児童文学を日本語に翻訳して紹介した。なかでも、ルーシー・モード・モンゴメリ作『赤毛のアン』の翻訳は代表作として知られ、豊かな日本語表現と登場人物の心情を丁寧に伝える訳文は高く評価されている。また、自身でも童話や随筆を執筆し、子どもの心に寄り添う温かな視点を大切にした。さらに、ラジオ番組「子供の時間」に出演し、親しみやすく情感あふれる語り口で物語を紹介したことから、「ラジオのおばさん」として多くのこどもたちに親しまれ、広い人気を博した。

戦前の厳しい社会状況のなかでも、文学を通して希望や想像力の大切さを伝え、日本の児童文学と翻訳文化の発展に大きく貢献した人物である。

図 2-7-7　村岡花子
（昭和 10 年(1935)）

（３）活動

①馬込文士村を支える人たち

現在では全国的に知られている馬込文士村であるが、当初から広く認知されていたわけではない。その存在や魅力が広まるきっかけとなったのは、当時大田区立中学校の教師であり、馬込で長く暮らした野村裕が馬込文士村の探訪を始めたことにある。

平成３年(1991)６月 11 日に産経新聞の東京みなみ版に掲載された野村裕に関する記事や、野村裕の著書『馬込文士村の作家たち(昭和 59 年(1984))』によると 、昭和 23 年(1948)、「馬込の文士」をテーマとした展示を生徒とともに行ったのを機に、馬込文士村について多くの人に知ってもらい、より一層郷土愛を持ってもらいたいという思いから、かつてこの地域に住んだ尾崎士郎や宇野千代等の文士たちが住んでいた住所を調べ、そこを訪れて旧宅を確認したり、近隣に住む文士にゆかりのある人物に聞き込みを行ったりする等して、生い立ちや馬込文士村に住んでいたころの様子を書き記す活動を始めた。この探訪は、教師として多忙な業務の合間を縫って行われたもので、30 年近くの時間を要した地道な作業であったが、開発等によって街が日々姿を変えるなか、かつての馬込が消える前に資料として残したい、という野村裕の強い意志のもと取り組まれた。

昭和 50 年(1975)に、野村裕が校長を務めていた馬込東中学校の文化祭において PTA コーナーで探訪結果を展示し、これを見たローカル新聞の発行者が記事に取り上げたことや、NHK のラジオで放送されたことを契機に、地域住民のまなざしが馬込文士村に向けられるようになり、馬込文士村周辺を訪れる人の姿が見られるようになった。

昭和 58 年(1983)には、探訪の集大成ともいえる「馬込文士村を語る」と称した講演を行い、馬込図書館で発行していた『ねんじんだより』に、野村裕がそれまで取り続けた写真とともに全文が掲載された。この講演をきっかけに、馬込文士村に関する勉強会の実施について提案があり、野村裕を中心とした「牛追村歴史と文芸の会」というサークルも結成される等、「馬込文士村」の歴史が地域住民や文士たちに関心を持つ人々に広まっていった。同会では、文士たちやその作品に関する学習会や見学会等を実施し、野村裕の逝去後も「馬込村文芸の会」と名前を変えて平成 16 年(2004)ごろまで活動を行った。

野村裕による講演は複数回行われ、昭和 58 年(1983)には９月から 12 月にかけて 12 回にも及ぶ講座が開催されたほか、様々な新聞に記事が掲載された。また、昭和 59 年(1984)には、探訪の結果や文士たちの作品の概要をまとめた『馬込文士村の作家たち』を自費出版する等、馬込文士村の知名度向上に大きく寄与した。

こうした活動によって馬込文士村の存在は徐々に多くの人に知られるようになり、平成元年(1989)には大森駅西口に「馬込文士村案内」という大きな案内板を大田区が設置した。ここには馬込文士村の概要が記載されているほか、かつてこの地域に住んだ文士たちの住居があった場所が地図に記されており、現在では都営浅草線西馬込駅、大田文化の森、山王草堂記念館、大田区立郷土博物館にも同様の案内板が設置されている。案内板は１枚でも読みごたえがあり、訪れた人が案内板の前に足をとどめ、文字に目を凝らす姿が見られる。また、大森駅のほど近くにある天祖神社の階段脇にはレリーフが設置されており、43 人の文士の顔や、馬込文士村内で行われていたというダンスパーティーの様子、流行したモダンガールの特徴を示したもの等、当時の華やかさを感じることができる。

図 2-7-8　大森駅西口の「馬込文士村案内」

図 2-7-9　天祖神社の階段脇のレリーフ

平成３年(1991)には産経新聞で馬込文士村をテーマとした連載が行われ、尾崎士郎や宇野千代等の作家、画家である川端龍子や彫刻家の佐藤朝山等の美術家の親族やゆかりのある人物が当時を振り返った記事が掲載される等、全国の人々が馬込文士村へ注目するようになったことがうかがえる。

少しずつ認知度が向上した馬込文士村とその歴史を将来に受け継ぐとともに、より多くの人に馬込文士村の存在を広め、地域活性化やまちづくりに貢献したいとの思いから、有志数名により平成 12 年(2000)に「馬込文士村継承会」が結成された。平成 16 年(2004)には NPO 法人となり、結成から令和７年(2025)までに馬込文士村や文士たちに関する講演会や朗読会、展示会等を 200 回以上行っている。同会は近隣の小学校において、馬込文士村の魅力やかつて住んでいた文士たちの生涯についての特別授業や展示等も行い、地域に息づく歴史をこどもたちへ伝え続けている。また、尾崎士郎記念館の開館にあたっては、同会が尾崎士郎の旧宅を記念館として活用するよう大田区に陳情を行う等、次世代

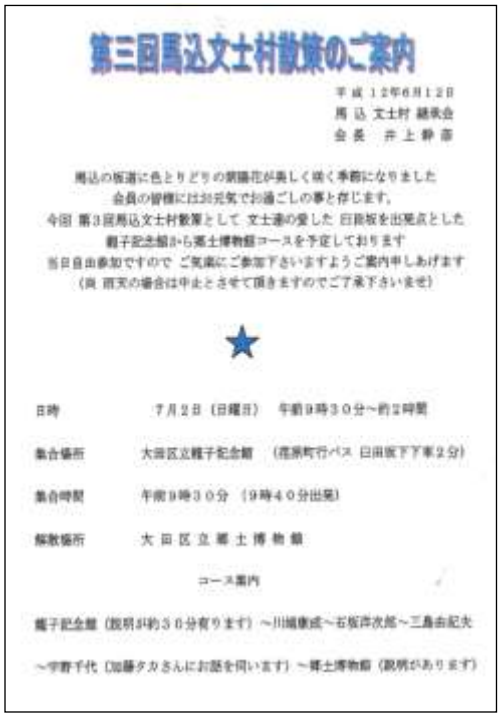

図 2-7-10　馬込文士村継承会による散策イベントの案内(平成 12 年(2000))

に馬込文士村の歴史を継承する取組を積極的に進めている。また、馬込文士村を散策する人々の手助けとなるよう、馬込特別出張所や大田区立郷土博物館が案内マップを発行している。龍子記念館や旧川端龍子邸、文士たちの旧宅跡、レリーフ、地域住民の強い要望から馬込第三小学校内に移築された室生犀星の離れ等、馬込文士村を巡ることができる散策ルートが用意されており、マップを片手にルートを辿る人々の姿から、往時の雰囲気を味わう様子が感じ取れる。

さらに、馬込文士村の歴史や魅力を区民や観光客に伝えるため、平成 17 年(2005)に「馬込文士村ガイドの会」が発足した。大田区立郷土博物館が馬込文士村の歴史や文士たちについて学ぶ「馬込文士村ボランティアガイド養成講座」を平成 15 年(2003)から平成 16 年(2004)にかけて行い、この講座の修了生 16 名で始まった。馬込文士村のガイドをするだけでなく、馬込文士村や文士たちの魅力を掘り起こし、それをより多くの人に知ってもらいたいという考えのもと活動が続けられ、大田区教育委員会の社会教育関係団体にも登録されている。

図 2-7-11　馬込文士村ガイドの会会則(設立時:平成 17 年(2005))

コラム

伊東深水

日本画家・版画絵師。13 歳の時に日本画家の鏑木清方に入門。早くから実力を認められる。大正５年(1916)に版元の渡邊庄三郎と木版画制作に取り組み、「対鏡」を制作。昭和５年(1930)に池上に画室を新築、翌年には邸宅も増築した。画室･邸宅は池上本門寺の西側、現在の池上梅園の南半分に建てられ、画塾も設立。いずれも戦災にて焼失した。

図 2-7-12　伊藤深水

平成 18 年(2006)に大田区立郷土博物館の企画展「馬込文士村の時代」にあわせたガイドツアーを行い、現在に至るまで精力的に活動を続けている。ガイドツアーは、同会が不定期に企画するツアーや、大田区立郷土博物館や大田観光協会が行う企画展・イベント等にあわせたツアーのほか、個人や団体の申し込みも随時受け付けている。散策時間や見学スポット等、個人や団体の要望に合わせたオリジナルのコースを同会が作成し、ツアーを行っており、令和６年度(2024)にはコロナ禍開けにもかかわらず、個人・団体ツアーを 11 団体・58 名が利用した。知識が豊富なガイドの説明を熱心に聞き、街に刻まれた文士たちの物語を辿り、思いを馳せながら散策する人々の姿を見ることができる。学生向けのフィールドワーク等も行っており、大田区内だけでなく大田区外の学校からも依頼を受ける等、同会の活動は区外にも知られている。また、『赤毛のアン』等の翻訳者であり、NHK 連続テレビ小説「花子とアン」のモデルにもなった村岡花子のパネル展を大田区が行った際には、来場者に対しパネルの解説を行う等、ガイドツアー以外にも様々な活動を展開している。

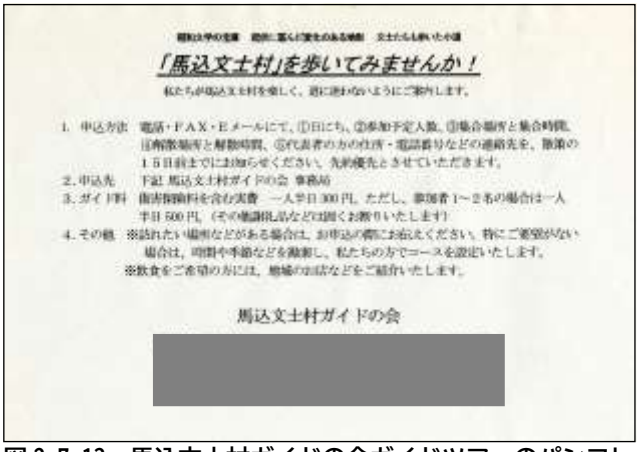
「馬込文士村」を歩いてみませんか！

私たちが馬込文士村を楽しく、道に迷わないようにご案内します。

1. 申込方法　電話・FAX・Eメールにて、①日にち、②参加予定人数、③集合場所と集合時間、④解散場所と解散時間、⑤代表者のお名前・電話番号などの連絡先を、散策の１５日前までにお知らせください。先着優先とさせていただきます。
2. 申込先　下記 馬込文士村ガイドの会 事務局
3. ガイド料　街歩指導料を含む実費　一人平日 300 円、ただし、参加者 1～2 名の場合は一人平日 500 円、（その他謝礼などは別にお願いいたします）
4. その他　※訪れたい場所などがある場合は、お申込の際にお伝えください。特にご要望がない場合は、時間や季節などを勘案し、私たちの方でコースを設定いたします。
※飲食をご希望の方には、地場の店などをご紹介いたします。

馬込文士村ガイドの会

[redacted]

図 2-7-13　馬込文士村ガイドの会ガイドツアーのパンフレット(平成 17 年(2005))
※個人情報部分を非表示にしています。

図 2-7-14　馬込文士村ガイドの会ガイドツアーのパンフレット
(令和元年(2019))

図 2-7-15　「馬込文士村」を冠した和菓子

（4）まとめ

馬込文士村は、個人の探訪･調査活動を契機として、地域住民のみならず全国に知られる文化的な地域となった。文士たちに関心を持つ人々が来訪して歴史の痕跡をたどり、かつての生活の様子や文士たちの作品に思いを馳せる姿に、この地の歴史が現在も息づいていることがうかがえる。戦災や周辺の開発により文士たちの旧宅はほとんどが取り壊され、当時の面影は薄れてしまっている。しかし、旧川端龍子邸をはじめとした残存する旧宅や記念館等の建造物と、独自のアイデンティティを守ろうとする地域の人々の継承活動等により、その文化的価値は今もなお大切に受け継がれている。

このように、馬込文士村における歴史的風致は、文士たちの旧宅等の物的遺産、現在も続く地域住民による歴史･文化継承活動が一体となって構成されており、大正から昭和初期にかけての文化人の暮らしを感じさせる風情を今に伝えている。

図 2-7-16　馬込文士村にみる歴史的風致の範囲

第３章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

３－１．歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１）歴史的建造物や伝統行事等の認知度向上に関する課題

本門寺五重塔をはじめとする重要文化財や御会式等開催時には大田区内外から大勢が集う伝統行事等、大田区内には周知の歴史・文化資源が多数みられる。一方で、地域の社寺や町内等で受け継がれ、地域のみで認知されている歴史的建造物や祭礼等の歴史・文化資源も数多く存在している。

これら地域のみで認知されている歴史・文化資源は、地域住民にとっては身近なものであり、その希少性や重要性は認識されているものの、なかには学術的な調査や検証、価値付けが十分に行われていないものもあり、多くの人がその魅力に気が付かず、保存や活用のきっかけを失っている場合がある。

（２）歴史的建造物の保存・活用の推進に関する課題

歴史的建造物のなかには個人所有のものが少なくない。国、都、大田区の指定文化財のうち、有形文化財（建造物）の 12 件は全てが社寺所有であるが、国登録有形文化財（建造物）は、31 件のうち 14 件が個人宅である（その他、商店等として利用されている建造物もある）。

これら指定・登録文化財だけでなく、未指定文化財を含めた歴史的建造物のなかには、その所有者の高齢化や後継者不足、代替わり後の保護意識の希薄化、また維持管理・保存に必要な費用等を理由に十分な管理が行われず、荒廃が進むものもある。また、歴史的建造物の価値に対する認知度の低さ等から、市街地の開発が進むなかで知らないうちに解体や改変が行われる場合もみられる。

一方、歴史的建造物の活用に関しては、大田区が所有または管理する建造物をはじめ、所有者に協力を得た社寺等一部の建造物では一般公開を行っているが、施設の耐震性等見学者に対する安全性が十分に確保できていないものも存在する。また、駐車場やトイレ等の快適性、さらには施設の由緒書きや施設を巡り散策するための情報提供等、ハード・ソフトの両面からの整備が十分であるとはいえない。

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題

大田区では、平成 25 年(2013)４月に「大田区景観条例(平成 25 年 3 月 15 日条例第 16 号)」を施行し、同年 10 月には「大田区景観計画」を施行した。現在、大田区では、景観法、条例及び景観計画に基づいて、市街地類型別や景観形成重点地区別等の立地特性に応じた良好な景観の形成の誘導を進めている。

しかし、特に、開発が進む新陳代謝が激しい地域においては、歴史的建造物の周辺が必ずしもそれら建造物を引き立て、または調和する環境になっているとは必ずしも言えない。

景観計画における景観誘導の主な対象となっている民間の建築物だけでなく、公共建築物、道路、河川、公園等の公共施設も周辺環境を構成する要素の一部であるが、歴史的建造物を引き立てる、または調和する形態意匠となるよう工夫されているとは言い難い状況である。

（４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する課題

大田区には、御会式や千部会等の池上本門寺(日蓮宗)に関わる行事、水止舞や六郷神社の流鏑馬をはじめとする文化財に指定されている伝統行事等、多くの区民に親しまれている活動が多数ある。またその他にも、除病習俗等地域の伝承や生業と結びついた伝統行事や民俗芸能、社寺に関わる祭礼等、歴史や伝統を反映した多くの活動が各所でみられる。

しかし、こうした伝統行事や祭礼のなかには、高齢化による担い手の減少をはじめ、少子化、経済事情、価値観の多様化、新旧住民の軋轢等による地域コミュニティの希薄化等、様々な要因によって活動の継承や伝承が困難になってきているものもみられる。事実、今泉延命寺で行われている都指定文化財(無形民俗)の双盤念仏は、男性のみで講を組織することが一般的であり、一時は担い手不足で存続が危ぶまれたなか、女性の参入を進めたり、口承を原則としていた講に譜面や録音テープを導入したりする等、後継者不足を補う工夫が行われている。

また、活動の継承や伝承が困難であると同時に、伝統行事や民俗芸能を支える太鼓や鉦、面、獅子頭、装束等の用具類の維持管理や修繕にかかる資金調達に苦慮している。

（５）歴史・文化(歴史的風致)を活かした地域活性化に関する課題

歴史・文化を将来へ継承し、さらに歴史的風致として維持向上していくためには、歴史的建造物の所有者や活動の当事者だけでなく、地域住民や来訪者、さらには市街

地開発に関わる設計者や工事関係者等を含めた全ての人たちが、歴史･文化を認識し、価値を認め、周辺の市街地を含むまちづくりに対して意識を高め取り組んでいくことが大切である。

しかし、現在、大田区内における指定･未指定文化財の新たな掘り起しと価値付けが十分ではないこと、また、単体の文化財としてだけでなく、時代やテーマ、関係する人物等で関連付けた「文化財群」としての整理と情報発信が不足していること等から、区民や来訪者に対する「見える文化財」としての整備が行き届いておらず、結果として、地域活性化には、あまり結びついていないようである。

また、近年の訪日外国人観光客(インバウンド)の増加に対応するためのサイン案内板の多言語化や「やさしい日本語」の表記、さらには文化財等の歴史的建造物を活用した特別な会議やイベントの開催(ユニークベニュー)等、歴史･文化や歴史的建造物等の活用を通じた地域活性化への取組は、まだ十分に行えていないのが実情である。

3-2. 総合計画及び上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

本計画は、総合計画と計画間調整を図るとともに、大田区都市計画マスタープランと整合が取れたものとする。

そのうえで、大田区景観計画や大田区緑の基本計画グリーンプランおおた等の関連する計画との連携と調和を図り、歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する計画として位置付けるものとする。

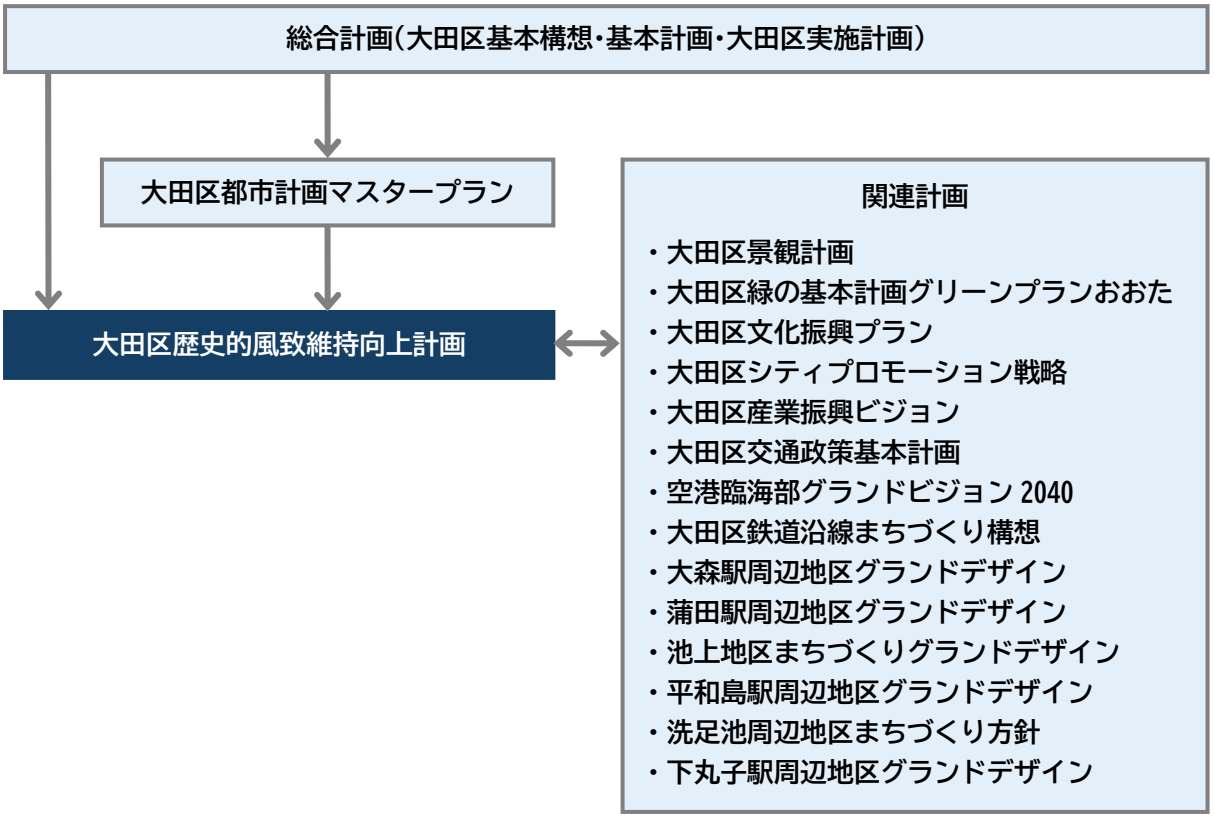

図 3-2-1　総合計画及び上位・関連計画との関係

（１）大田区基本構想　（令和６年(2024)３月策定）

大田区基本構想は、令和 22 年(2040)ごろの大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を示した、大田区の最上位の指針である。

基本構想では、将来像を「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」と掲げ、将来像を実現するためのまちの姿として、４つの基本目標を定めている。

４つの基本目標のなかで、歴史や文化の保全･活用、また歴史まちづくりに関連するものとしては「２ 文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を定めており、多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれている将来を描いている。

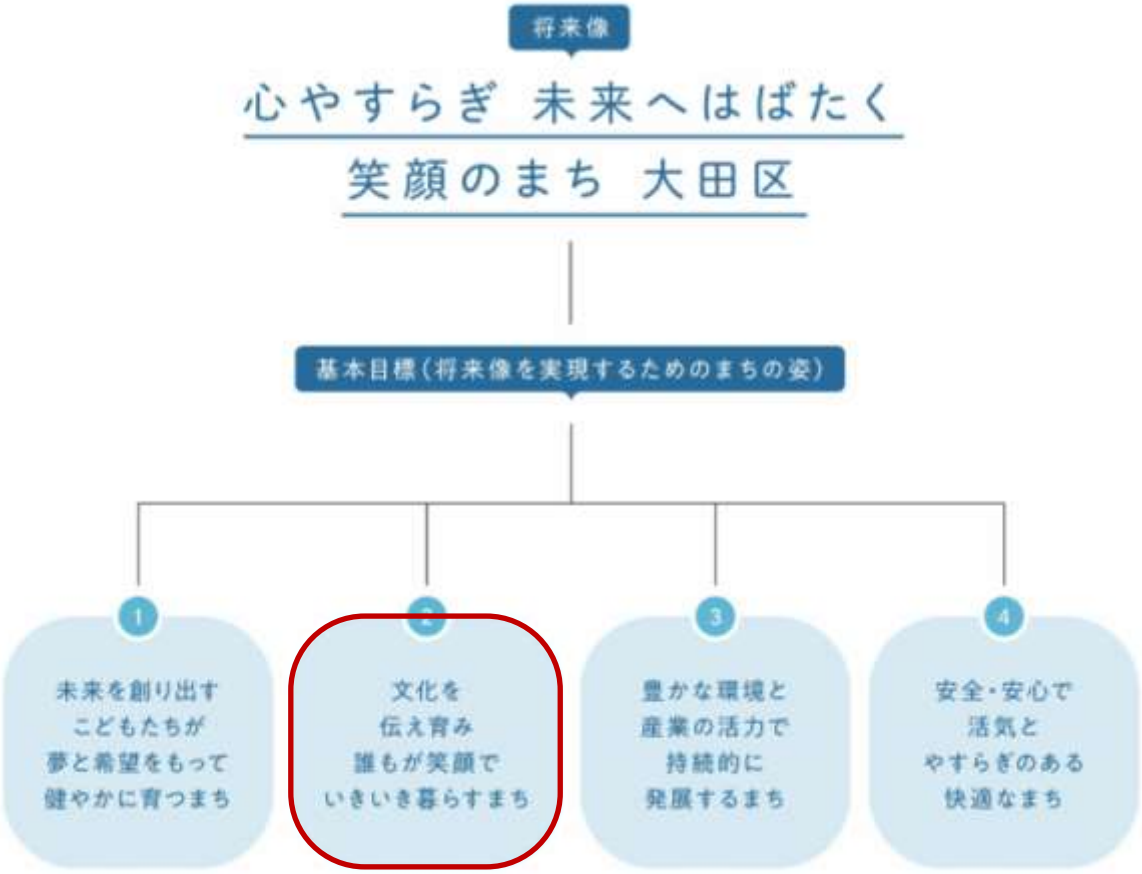

図 3-2-2　将来像と基本目標

図 3-2-3　将来像

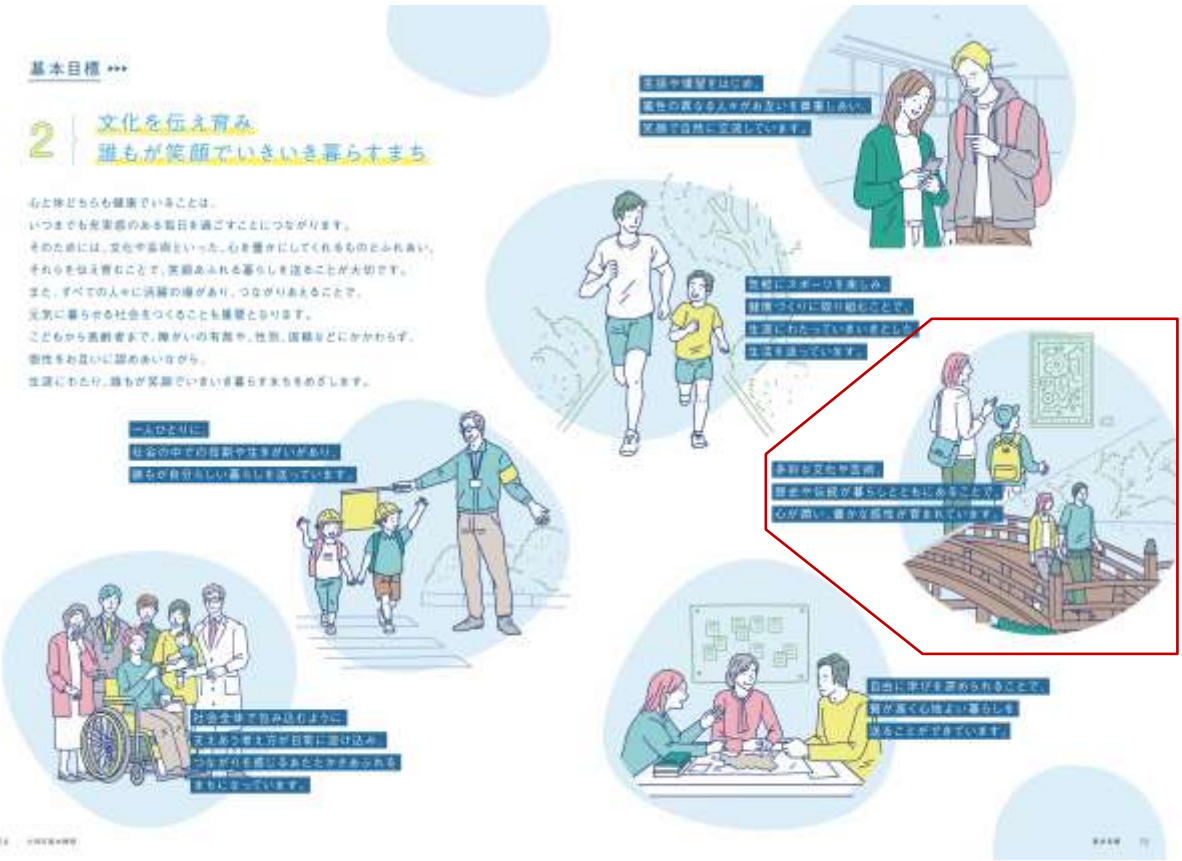

図 3-2-4　基本目標（歴史まちづくりに関連する部分を抜粋）

（２）大田区基本計画　（令和７年(2025)３月策定）

大田区基本計画は、計画期間を令和７年度(2025)から令和 14 年度(2032)までの８年間(第１期)とし、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現するための施策等をまとめたものである。

８年後の大田区のまちの姿として、「心豊かに日々の生活を送れるまち」「機能的な都市づくりが進むまち」「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」の３つを掲げ、その実現に向けた 28 の施策を示している。

図 3-2-5　施策の体系と地域の文化資源の保存･活用の推進について

（３）大田区都市計画マスタープラン　（令和４年(2022)３月改訂）

大田区都市計画マスタープランは、2040 年代を目標年次とした、中長期的な視点に立った都市の将来像を示し、その実現に向けた大きな道筋を示したものである。

大田区都市計画マスタープランでは、将来都市像を「『暮らす･働く･訪れる』大田区らしい多彩な景色が人々を惹きつける」と定め、将来都市像を実現するための、ソフト施策とハード施策を織り交ぜた４つの都市づくりテーマを示している。また、４つの都市づくりテーマを踏まえて、６つの部門別方針、７つの地域別方針を示している。

こうしたなか、特に６つの部門別方針のうち、「５.住環境部門」で、「大田区らしい多彩なまちなみづくり」とした「景観都市づくり」において、景観形成の推進と合わせて、地域固有の歴史的･文化的資源をはじめとした多様な資源を活かしながら、まちづくりを進めることが示されている。

さらに、７つの地域別方針に関しては、「台地部地域」、「馬込･池上地域」、「大森地域」等で、産業、旧街道、社寺等の歴史･文化資源を活用したまちづくりの推進が示されている。

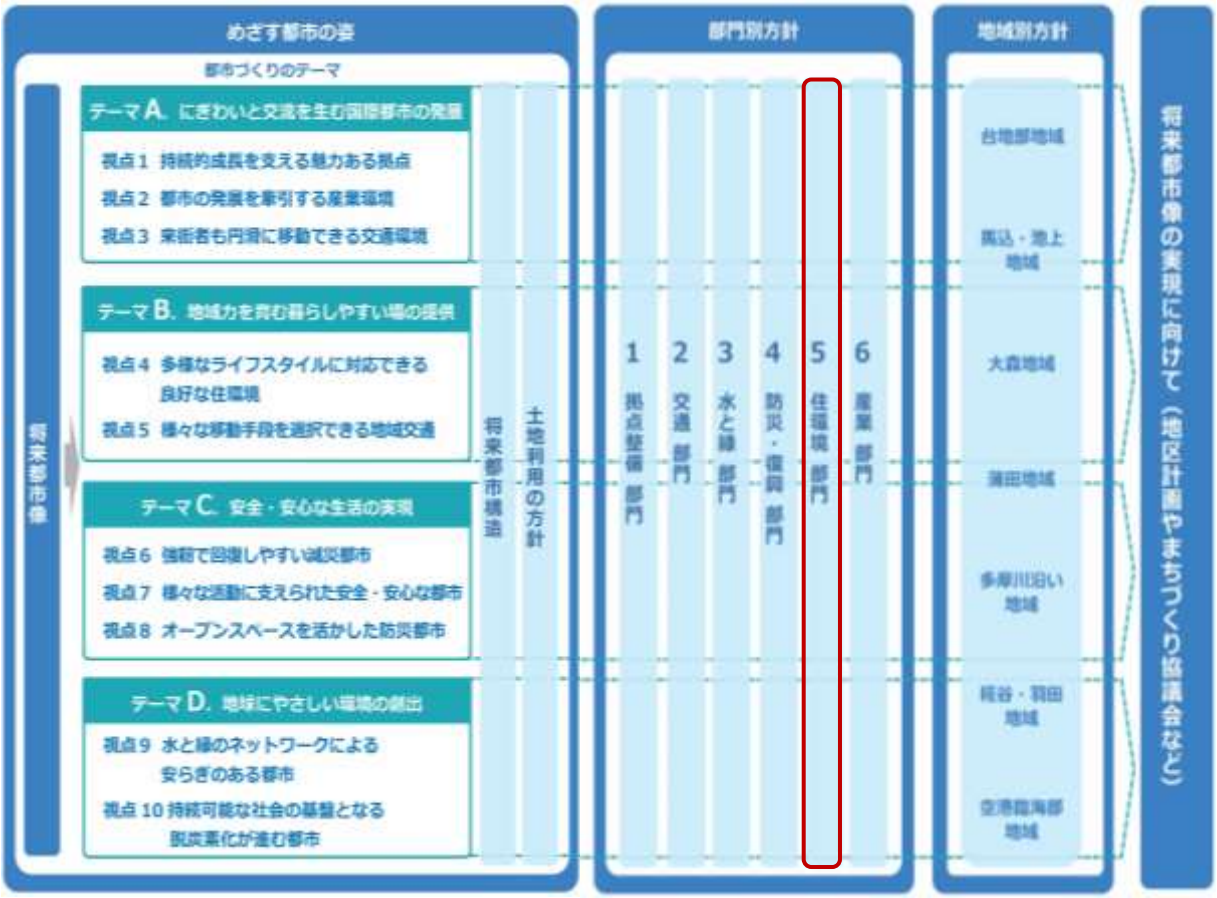

図 3-2-6　めざす都市の姿･部門別方針･地域別方針

住環境部門

1．住環境施策の推進
①地域の特性に対応した住環境の保全や改善
②良好な住宅ストックの形成と住宅の質の維持・向上
2．多様なライフスタイルを支える都市機能の充実
①子育て、健康と生きがい、高齢者の視点を取り入れた都市づくり
②スポーツや健康のための環境整備と活性化
③公共施設の効果的・効率的な施設マネジメントの推進
④地域との連携・協働による都市づくり
3．誰もが利用しやすい公共空間づくり
①ユニバーサルデザインに配慮した地域づくり
4．大田区らしい多彩なまちなみづくり
①景観都市づくり
②景観づくりのための仕組みづくり
5．地域防犯力の向上
①地域防犯活動の支援
6．環境負荷の少ない都市の形成
①環境性能の高い建築物の誘導
②建築物におけるエネルギー利用の効率化と災害への備え
③住環境のスマート化

4．大田区らしい多彩なまちなみづくり（P.96　拠点整備・住環境・産業部門図参照）

①景観都市づくり

良好な住環境形成に寄与するとともに、国際都市にふさわしい景観づくりを進めます。

・地域特性を反映したきめ細かな景観形成の方針や景観法※に基づく届出制度等の運用をはじめ、様々な取組を体系的に進め、良好な景観形成を誘導します。
・景観形成にあたっては、自然・みどり資源、歴史的・文化的資源をはじめ、多様な産業や暮らしが育んできた大田区特有の景観資源を活かした景観づくりを推進し、大田区らしい眺望・景観づくりを進めます。
・良好な景観が維持されている地区又は今後さらに良好な景観形成を図る必要がある地区については、景観特性やまちづくりの動向に応じ、重点的に景観づくりを推進すべき地区として「景観形成重点地区」の指定に向け、検討や支援を進めます。
・緑豊かな住宅地や町工場に隣接した住宅地など、多様な住宅地が持つ生活文化を景観資源として捉え、暮らしに根差した景観づくりを進めます。
・住宅地としてのたたずまいや落ち着き、地形、まちのにぎわいなど、地域の個性を活かした景観形成により、区民の生活の場としての質を高めます。
・陸・海・空からの見え方に配慮するなど、国際都市として日本の玄関口にふさわしい景観の形成を進めます。
・ライトアップをはじめ、周辺環境と調和した夜間景観の創出を検討します。
・屋外広告物の表示及び掲出については、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観誘導を図ります。

良好なまち並み形成

図 3-2-7　部門別方針のうち、住環境部門に位置付けられている景観都市づくり

図 3-2-8　地域別方針のうち、台地部地域の方針

図 3-2-9　地域別方針のうち、大森地域の方針

図 3-2-10　地域別方針のうち、馬込･池上地域の方針

（４）大田区景観計画　（平成 25 年(2013)10 月策定）

大田区景観計画は、景観法に基づいて大田区全域を景観計画区域とした計画である。

大田区景観計画では、景観計画の目標を「自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。」とし、４つの基本方針を示したうえで、７つの市街地類型や景観形成重点地区ごとに、景観形成方針をはじめ、届出対象行為(届出行為、届出基準)と景観形成基準を示している。

特に、４つの基本方針のうち「基本方針２　歴史と文化を活かした景観づくり」では、①歴史的な資源の集積を活かした景観づくり、②良好な住宅地形成の歴史を活かした景観づくり、③旧街道の歴史を活かした景観づくり、④多様な歴史資源を活かした景観づくりとして、大田区内の様々な場面(場所)において、歴史･文化資源を活かした景観形成について示されている。

図 3-2-11　大田区景観計画の構成

■景観計画の目標

自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした
世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。

■景観形成の基本方針

基本方針１　地形、水辺、緑などの自然を活かした景観づくり

①崖線の緑と調和した景観づくり
②地形の高低差に配慮した景観づくり
③多様な水辺を活かした景観づくり
④まとまりのある緑との連続性に配慮した景観づくり
⑤街なかの公園との連続性に配慮した景観づくり
⑥緑道・緑地を活かした景観づくり
⑦特徴ある街路樹や水路を活かした景観づくり
⑧緑豊かな住宅地の景観づくり

基本方針２　歴史と文化を活かした景観づくり

①歴史的な資源の集積を活かした景観づくり
②良好な住宅地形成の歴史を活かした景観づくり
③旧街道の歴史を活かした景観づくり
④多様な歴史資源を活かした景観づくり

基本方針３　地域の個性を育む景観づくり

①多様な土地利用に応じたきめ細やかな景観づくり
②区の中心拠点となる大森・蒲田のにぎわいのある景観づくり
③商店街のにぎわいに資する景観づくり
④「ものづくりのまち」の魅力を活かした景観づくり
⑤公共公益施設を活かした景観づくり
⑥多様な生活文化資源を活かした景観づくり

基本方針４　日本の玄関口にふさわしい景観づくり

①羽田空港及び羽田空港跡地・周辺地区における景観づくり
②大田区の特徴となる活力ある産業景観づくり
③運河を活かした水と緑の景観づくり
④空、海、陸からの見え方に配慮した景観づくり

（５）大田区緑の基本計画グリーンプランおおた （令和５年(2023)３月改定）

大田区緑の基本計画グリーンプランおおたは、平成 23 年度(2011)から令和 12 年度(2020)を目標年次とした 20 年間の、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、令和５年３月の改定は、令和５年度(2023)から令和 12 年度(2020)までの８年間を計画期間とする「第２期計画」である。

なお、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで用いる「みどり」とは、樹木、樹林、草地、草花等の「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼等の「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校等の「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地等の「民間の緑の空間」に加え、そこに息づくさまざまな生き物、まちなかの歴史･文化資源等、都市の環境、暮らし及び文化等を支える幅広いものとしている。

また、基本理念を「地域力が支える 空からも見える豊かなみどりを 未来を担う子どもたちに贈ります」とするとともに、将来像を「こころ豊かに住み続けられる『みどるあふれるまち』」、「多様なみどりが広がる世界に向けた『おもてなしのまち』」、「みどりがつながる『地球にやさしいまち』」として定めて、４つの基本方針に基づく具体の施策を示している。

図 3-2-12　みどりの役割

■緑の基本計画の基本理念

地域力が支える
空からも見える豊かなみどりを
未来を担う子どもたちに贈ります

■緑の基本計画の将来像

1. こころ豊かに住み続けられる「みどるあふれるまち」
2. 多様なみどりが広がる世界に向けた「おもてなしのまち」
3. みどりがつながる「地球にやさしいまち」

■緑の基本計画の基本方針

（６）大田区文化振興プラン　（平成 31 年(2019)３月策定）

大田区文化振興プランは、大田区における文化の振興及び文化を通じたまちづくりの基本的な考え方と施策の指針を示したものである。計画期間は、当初、昭和 31 年度(2019)から令和５年度(2023)の５年間であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて２年延長され、令和７年度(2025)までとなった。

まちの将来像を「文化を愛し育み創造する、にぎわいのあるまち大田区～地域力を活かした多様な文化とのふれあい～」とし、３つの基本目標を掲げる。そのなかで、特に「②区民とともに文化をつくり、発信する」では、地域文化の保存･継承･活用として、「地域の歴史や文化資源の再発見と保存･活用」と「伝統文化の保存･継承･活用」を示し、博物館や記念館を中心とした取組や文化財の保存･保護に努めて啓発活動を行っていくことを示している。【令和８年(2026)３月に改定予定※】

※新たなプランではさまざまな分野における社会課題解決へのアプローチに大田区の文化資源を活用していく総合政策としての視点を取り入れ、計画の名称を「大田区文化芸術推進プラン」に変更予定である。

（７）大田区シティプロモーション戦略　（令和７年(2025)３月策定）

大田区シティプロモーション戦略は、令和７年度(2025)から８年間を対象とした、大田区の魅力を発信し、住み続けたいまちづくりを推進するための計画である。

あるべき姿としての「持続可能な大田区」の実現が掲げられ、特に、子育て世帯を中心とした区民を主要ターゲットにブランド力の向上を図ることが示されている。将来像やテーマの方向性として、大田区の魅力を５つの「大田区の暮らし」（世界の近さ、豊かな自然、充実した子育て環境、あたたかい人とのつながり、魅力ある文化･芸術）として示し、ブランドメッセージ「わくわくに翼を」でプロモーションを展開していくことが示されている。本戦略では、魅力的な文化･芸術や歴史に触れる暮らしが取り上げられている。

（８）大田区産業振興ビジョン　（令和６年(2024)３月策定）

大田区産業振興ビジョンは、令和６年度(2024)から令和 15 年度(2033)までの 10 年間を計画期間とし、大田区内産業の目指す姿やその実現に向けた施策の方向性等を示した計画である。

目指す将来像を「稼ぐ力を創出し、豊かな地域経済が未来に引き継がれるまち」としたうえで、基本方針を「変革」「集積」「連携」の３つを掲げて産業振興に取り組むことが示されている。特に、商業･観光産業の目指す姿と産業振興として、活気あ

ふれる町工場や情緒を残す銭湯等、従来からの集積による魅力に加えて、今後発展が期待される他分野の要素と有機的に関連付けて、相乗的な価値を創出していくことが示されている。

（９）大田区交通政策基本計画　（令和６年(2024)３月見直し）

大田区交通政策基本計画は、羽田空港跡地の再開発(HANEDA GLOBAL WINGS)、JR･東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線(蒲蒲線)等を見据え、大田区内の交通が大きく変化するなか、交通利便性を強化し、安心･持続可能なまちづくりを進めるために策定された計画である。

理念は「大田 G2C 2030(Ota Global to Community)」で、世界と地域をつなぐ交通の整備を目指す。基本目標は「暮らし」「都市の活力」「環境」の３つで、それぞれ暮らしやすい移動、都市の活性化を支える交通、環境負荷の少ない安全な交通を掲げている。また、ハードとソフト両面に対応し、多様な主体(行政、区民、事業者、大学等)の連携を柱としている。

(10)空港臨海部グランドビジョン 2040　（令和４年(2022)３月策定）

空港臨海部グランドビジョン 2040 は、空港臨海部を対象に、2040 年を見据えた長期的なまちづくり指針である。2040 年の将来像として「多様な人々が交流・挑戦する“未来型創造都市”～世界へはばたく空港臨海部～」を提示し、基本方針には、①高度産業の集積拠点化、②人の活動と自然との調和、③次世代インフラ整備等が示されている。また、これらの基本方針に沿って、産業･物流･空港･港湾･防災･自然環境･脱酸素･観光･レジャー等に関するプロジェクトテーマと 34 のプロジェクトが設定され、各種の整備や取組が示されている。

特に、水辺や水域のにぎわい創出、既存の観光コンテンツの活用、見て触れて楽しめる周遊ルートの整備等、海と緑のレジャーをはじめとする観光振興策等が示されている。

(11)大田区鉄道沿線まちづくり構想　（令和６年(2024)３月策定）

大田区鉄道沿線まちづくり構想は、新空港線(蒲蒲線)整備を契機に、沿線地域全体の持続的なまちづくりを目指し、大田区内の各鉄道駅周辺を対象に「沿線とともに発展するまち」「東京と世界をつなげるまち」を描く長期構想である。

将来像に「東京と世界をつなげるまち･おおた」を掲げ、新空港線により人の流れが変容し、駅ごとに特色を活かしたまちづくりが進み、大田区内外、ひいては世界と

つながる交流と創造あふれる沿線都市の実現が掲げられている。2030 年代から 2050 年頃までを目標期間とし、沿線全体を「広域連携軸」として位置付け、エリア別構想や交通･環境･防災･産業等に応じた部門別方針も示されている。

(12)大森駅周辺地区グランドデザイン （平成 23 年(2011)３月策定）

大森駅周辺地区グランドデザインは、大森駅東西の特徴やまちの課題、周辺の状況の変化に対応しながら、地域住民･事業者･行政が一体となってまちづくりを進めていくため、総合的･長期的な視点で駅を中心とする地区の将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取組を示したものである。

まちの将来像として「歴史と文化と浜風かおる いきいきとした 心地よい『大森』」を掲げ、市街地形成の歴史と土地利用状況等を考慮し、「浜風かおるにぎわいエリア」及び「文化かおる緑のエリア」を対象エリアとして位置付けている。

いずれのエリアにおいても、大森海苔や旧東海道、大森貝塚や馬込文士村等、各エリア内の歴史･文化資源の魅力再発見や発信により、来訪者が楽しめるまちづくり、歴史･文化を継承･発信できるまちづくりに取り組むことが示されている。

(13)蒲田駅周辺地区グランドデザイン （令和４年(2022)４月策定）

蒲田駅周辺地区グランドデザインは、「大田区都市計画マスタープラン」と整合させ、蒲田駅を中心とする地区の総合的･長期的な将来像とまちづくり方針を示す計画である。

まちの将来像として「にぎわいあふれる多文化都市、誰もが安心して気持ちよく過ごせる人にやさしい蒲田」を掲げ、その実現に向けて、地区内拠点や都市骨格軸を設定するとともに、まちづくりの方向性を示している。

JR･東急蒲田駅前拠点では「交通結節機能の強化」を示し、京急蒲田駅前拠点では「来街者を魅了する駅前拠点の形成」が示されている。また、２つの拠点を繋ぎ、さらに西方に延びる都市骨格軸は、商業等が連続し、にぎわいの広がりをつくる「歩いて楽しいストリートの形成」が示されている。

(14)池上地区まちづくりグランドデザイン （平成 31 年(2019)３月策定）

池上地区まちづくりグランドデザインは、「大田区都市計画マスタープラン」や「おおた都市づくりビジョン」と整合を図りつつ、池上地区(池上駅周辺から池上本門寺地域を含む)を対象に、魅力的で、より良いまちの形成に向けた指針を示したものである。

将来像を「歴史･文化･自然を大切にし、にぎわいあふれ、区民や来訪者が快適に過ごせるまち」とし、その実現のための基本方針として「歴史･文化･自然との共生」「にぎわい創出」「安全で快適な暮らしの確保」「協働で進めるまちづくり」を掲げている。特に「歴史･文化･自然との共生」では、歴史的建造物が集積する池上本門寺周辺の、門前町としての沿道ファサードの整備や、総門から池上通りまでの参道整備の検討等、景観整備を進めることが示されている。

(15)平和島駅周辺地区グランドデザイン　（令和７年(2025)３月策定）

平和島駅周辺地区グランドデザインは、平和島駅と中心とする平和の森公園等大規模公園を含む範囲を対象エリアとし、誰もが住み続けられるまちづくりに関する指針を示したものである。

まちの将来像を「東海道の風情と浜風を感じ、未来に向けて自分らしく過ごせる平和島」とし、その実現のための方針として「駅前機能の充実」「にぎわいの創出」「回遊性の向上」「安全･安心の確保」「住み続けられるまちづくり」を掲げている。特に「にぎわいの創出」では、景観を阻害する要因の解消等、歴史資源を活かしたまち並みの形成を図るため、大田区景観計画に基づく地域の歴史･文化を活かした景観づくりに取り組むことが示されている。

(16)洗足池周辺地区まちづくり方針　（令和２年(2020)３月策定）

洗足池周辺地区まちづくり方針は、洗足池や洗足池公園といった水と緑が豊かな自然環境や、勝海舟記念館といった歴史的建造物が立地する等、様々な地域資源が豊富である洗足池駅周辺地区のさらなる魅力向上や駅周辺のにぎわいの創出、良好な住環境の維持保全、景観形成を進めていくための地区まちづくりの方向性を定めるものである。

将来像を「水、緑、歴史･文化とともに、豊かに暮らしていける　まんぞく･じぞく･洗足ライフ」とし、その実現のための基本方針として「豊かな自然環境との共生による地区まちづくり」「歴史･文化資源の保全・活用による、魅力ある地区まちづくり」「多様な生活環境が整い、快適にいつまでも暮らせる地区まちづくり」「防災･安全機能等の向上による、だれもがほっとする地区まちづくり」を掲げている。

「豊かな自然環境との共生による地区まちづくり」では、本地区の最大の資源･魅力である洗足池が有する自然豊かな環境の保全、より快適な憩いの場等としての機能強化や、「歴史･文化資源の保全･活用による、魅力ある地区まちづくり」では、勝海舟記念館や社寺等の歴史･文化資源の保全と積極的な活用等が示されている。

(17)下丸子駅周辺地区グランドデザイン （令和８年(2023)３月策定）

下丸子駅周辺地区グランドデザインは、令和５年(2023)３月に策定した下丸子駅まちづくり構想で掲げる下丸子駅周辺地区のまちづくりコンセプトの実現に向け、住民や企業等の地域の関係者と大田区が連携し、より具体的な取組を位置付けたものである。

おおよそ 20 年後の本地区のあるべき姿として、まちづくりコンセプト「空港につながり、職･住･憩い･にぎわいが集まるまち～新たな価値を生み出すまち･クリエイティブタウン～」と、４つの目指すまちの姿「居心地が良くなるウォーカブルなまち」「多様な交流からイノベーションや産業がはぐくまれるまち」「豊かなくらしを実現する活動･場が充実したまち」「地域･企業とともにつくり･つかう「共創」のまち」を設定し、その実現に向けたまちづくりの取組方針を整理している。

「居心地が良くなるウォーカブルなまち」では、鉄道の南北をつなぐ歩行者ネットワークの形成や、歩行者環境の充実、「豊かなくらしを実現する活動・場が充実したまち」では、本地区内に立地する歴史･文化施設や公園等の公共施設、多摩川河川敷やまちなかのみどりを資源とした交流や活動のための場づくりに取り組むこと等が示されている。

３－３.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する方針は、「３－１.歴史的風致の維持及び向上に関する課題」を踏まえて、以下の５つに整理する。

（１）歴史的建造物や伝統行事等の認知度向上に関する方針

歴史的建造物や伝統行事等の認知度向上を図るため、指定･未指定文化財等に対して学術的調査を実施し、各資源の歴史的意義や文化的価値を明確化する。その成果を活用してデジタルアーカイブの整備やパンフレット、ウェブサイトでの情報発信を強化し、普及啓発に努める。

また、地域住民と連携し、ガイドツアーや体験型イベントを開催することで、歴史･文化資源への関心を高めるとともに、伝統行事や歴史的建造物の公開を通じて、歴史･文化資源の魅力を発信して地域内外の人々の理解を深める機会を創出する。

（２）歴史的建造物の保存･活用の推進に関する方針

歴史的建造物の適切な保存･活用を推進するため、未指定文化財を含めた歴史的建造物に対して調査を行い、保存等の優先度を明確化する。そのうえで、所有者への支援策として、文化財指定による修繕費の補助や専門家による維持管理の助言を提供し、保護意識の向上を図る。

また、市街地の開発が進むなかで解体や改変が行われないよう、歴史的建造物の位置や価値を把握するための調査とデータベース化を行い、土地利用計画等との調整を進める。さらに、建造物所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用し、技術的･財政的支援を行うほか、所有者の相談に応じる等、行政と地域住民との協力体制を強化し、歴史的建造物の保存を促進する。

活用面では、歴史的建造物に対する耐震補強やユニバーサルデザイン化を必要に応じて進める。また、駐車場やトイレ等の便益施設の整備や、案内表示やデジタル技術を活用した情報発信を充実させる。

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する方針

歴史的建造物の周辺環境の保全と向上を図るため、大田区景観計画に基づいて歴史的建造物との調和を図る景観形成の方針を明確化し、そのうえで、民間建築物だけでなく、公共建築物や道路、公園、河川といった公共施設の整備においても、景観重要

公共施設の制度を活用して歴史的建造物との調和を考慮した景観形成基準等の検討を進める。

また、開発が進む地域では、建築物の高さや外観、緑化等の景観誘導策を強化し、歴史的風致の維持と向上を図る。さらに、地域住民や事業者と連携し、景観保全に向けたガイドラインの策定を検討する等、持続可能な環境整備の促進を図る。

（４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する方針

歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化を図るため、各地域の伝統行事や民俗芸能の実態把握を行い、担い手不足や資金調達の課題について整理する。そのうえで、世代や性別を超えた参加を促す仕組みを構築し、新たな担い手の育成等に努める。

また、学校や地域団体と連携して伝統行事等の体験機会を提供することで、若年層の関心を高める。さらには、太鼓や鉦、面、獅子頭、装束等の用具類の修繕や維持管理のための助成制度を充実させ、経済的負担を軽減する。加えて、デジタルアーカイブの活用や情報発信を強化し、広く伝統文化の魅力を発信することで、地域の歴史・文化の継承を促進する。

（５）歴史・文化（歴史的風致）を活かした地域活性化に関する方針

歴史・文化を活かした地域活性化を図るため、指定・未指定文化財の調査を進め、新たな価値付けを行うとともに、時代やテーマごとに関連付けたストーリー性のある周遊ルートの設定等「文化財群」として整理し、一体的な整備と情報発信を強化する。

また、区民や来訪者が歴史・文化に親しめる環境を整備するため、多言語対応の案内板の設置に加え、日本語に不慣れな訪日外国人観光客等にも理解しやすい「やさしい日本語」を活用した解説を提供し、文化財や歴史的建造物の魅力を伝える。さらに、歴史的建造物を活用した特別イベントやツアーの開催、ユニークベニューの促進により、地域資源の魅力を高める。

市街地開発に関わる設計者や工事関係者に対しては、歴史的風致を尊重した設計・施工を推奨するためのガイドライン等の策定を検討し、文化財周辺の景観調和や歴史的建造物の保全を促進して地域活性化のきっかけとする。

３-４.その他の歴史･文化資源に対する取組方針

「1-5.その他の歴史･文化資源」に示したように、「その他の歴史･文化資源」は、「指定、登録または選定文化財」や「未指定文化財」とともに体系的に整理し、今後の歴史まちづくりを進める際の手がかりとする。

その際、人々の営みのなかで生まれ、育まれてきた各種資源に光を当てて顕在化させ、保存･継承への意識を高めていくことが重要である。

このため、資源のデジタルアーカイブ化や映像･記録による保存を進め、未来に伝える仕組みを構築するとともに、学校教育や生涯学習の場で積極的な活用を図る。

また、観光やまちづくり施策と連動させて地域の魅力を発信し、来訪者や住民の誇りを醸成する機会とする。さらに、これらの「その他の歴史･文化資源」については、将来的に、その価値を丁寧に見極めつつ、必要に応じて「指定、登録または選定文化財」として位置付けることも視野に入れ、歴史的風致を構成する資源として活用する。これにより、地域の歴史的景観や物語性を豊かにし、まち全体の歴史的風致を一層充実させていくことをめざす。

3-5. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」は「(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画推進協議会」と改編し、計画(事業)の進捗確認のほか、重点区域の変更や追加、新たな事業の追加等、計画変更に関する検討事項があった場合の協議を行う。

また、「大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会」は「(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会」と改編し、行政内部の計画(事業)実施に関する進捗管理と連絡調整等を行う。

その他、事業の実施等に関しては、国・都等の関係機関や各種関連団体等との連携により進めていくものとする。

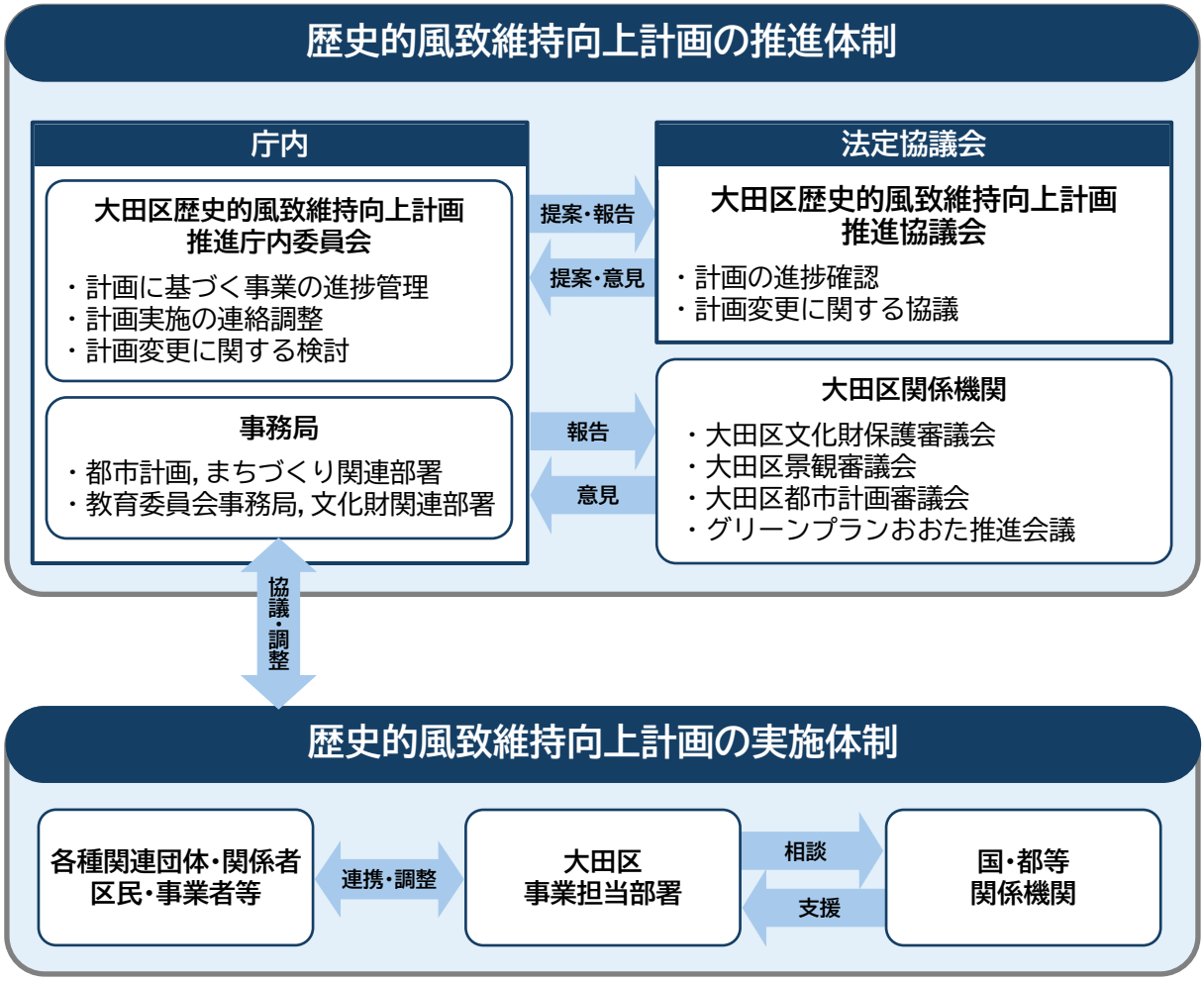

図 3-5-1　計画の実施体制

第４章　重点区域の位置及び区域

４－１.重点区域設定の考え方

大田区では、地域における歴史や文化、伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物が存在する良好な市街地を対象に、７つの歴史的風致を選定した。

池上本門寺周辺では、日蓮への信仰を背景とした700年以上続く伝統行事である「御会式」に全国から参詣者が訪れ、寺院周辺に残る歴史的建造物とともに歴史的風致を形成している。また、大田区内各所で行われる季節に根ざした祭礼と地域活動や、大田区内に立地する 33 軒の銭湯は、地域コミュニティを深める重要な場として現在まで継承されている。さらに、都内でも屈指の景勝地である洗足池周辺では、地域住民や関連団体による環境･景観保護活動が行われ、これらの活動により 90 年以上にわたって地域の自然と景観が守られている。大森貝塚の発掘は日本の考古学研究に大きな転換をもたらし、都市部に残る縄文時代の文化遺産として地域特有の歴史的風致を形成している。一方、長きにわたって人々の暮らしと地域経済を支えた海苔養殖は、移り行く時代の中でその姿を消したものの、流通･販売は継承され、地域は現在でも海苔の流通拠点として知られている。また、大正から昭和初期にかけて著名な文士たちが暮らした馬込･山王･中央地域は、個人の探訪活動を契機にその文化的価値が全国に知られるようになり、地域の人々による継承活動等へと発展し、その価値が今も大切に受け継がれている。

以上のように、大田区の歴史的風致は、その時代や地域、対象等が広範に広がっていることが分かる。しかし、こうした歴史的風致は、時間の経過や社会構造の変化等様々な要因によって損なわれるおそれがある。

このため、こうした歴史的風致の分布状況や周辺環境等を踏まえたうえで、「歴史まちづくり法」第２条第２項に示された重点区域設定の要件に照らすとともに、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針(平成 23 年８月 30 日一部変更、文部科学省･農林水産省･国土交通省)』を踏まえて、以下の２つの地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策を、基本計画をはじめとする総合計画及び上位関連計画と連動させながら、展開していくものとする。

- 700 年以上続く日蓮の法要行事「御会式」が行われる池上本門寺(本門寺五重塔/池上本門寺宝塔(いずれも重要文化財))を中心に、全国から集う参詣者の玄関口となっている東急池上線池上駅と参道、関連する洗足池周辺等を含む地域一帯
- 動物学者エドワード・S・モース博士の発見と調査により、日本考古学の礎が築かれた場所である大森貝塚(国指定の史跡)と大森貝墟碑、その学術的・歴史的価値を守り伝える大森貝塚保存会の顕彰活動等が今も行われている地域一帯

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、大田区の歴史的風致の維持向上に対して効果的に寄与する状況が生じた場合等には、適宜見直しを行うものとする。

■重点区域設定の要件（歴まち法 第２条第２項より）

(1)次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

①重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地

②重要伝統的建造物群保存地区内の土地

(2)当該区域において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

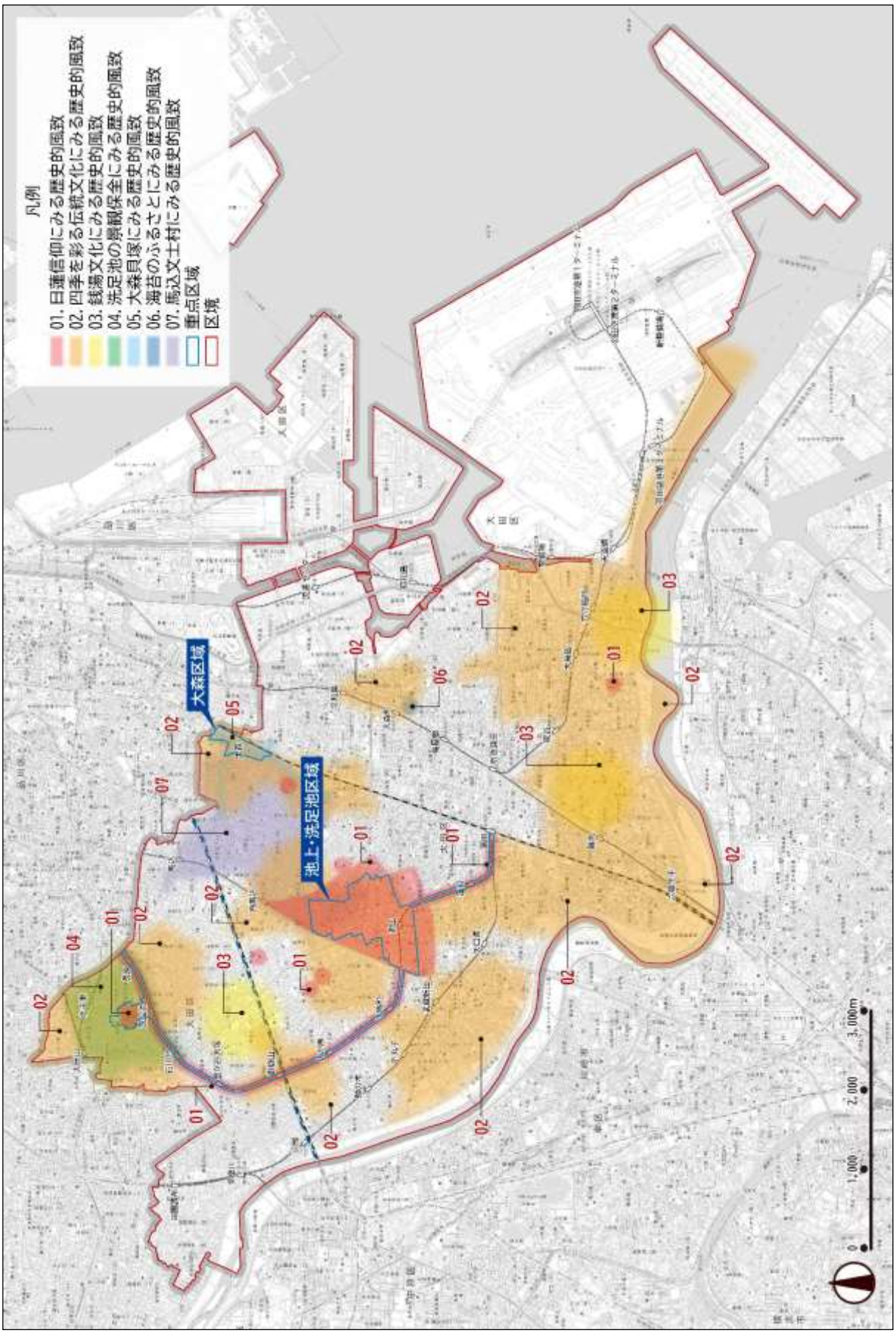

図 4-1-1　歴史的風致と重点区域の位置

4－2.重点区域の位置及び区域

（1）池上･洗足池区域

①区域概要

池上･洗足池区域は、池上本門寺を中心に歴史的建造物が集積しているほか、東急池上駅からの参道には古くからある寺院や茶屋が立ち並び、歴史的な街並みが形成されている。この区域を重点区域として設定し、景観形成や歴史･文化資源の保全活用、普及啓発を行う。なお、東急池上線は、関連計画「大田区鉄道沿線まちづくり構想」と連携し、池上駅と洗足池駅を中心として沿線を一体的に整備することで、歴史的風致の維持向上と地域全体の活性化につながることから、重点区域として設定する。

表 4-2-1　重点区域の要件

名称	池上･洗足池区域	要件（重要文化財）	・本門寺五重塔 ・池上本門寺宝塔
面積	約 126 ヘクタール		

②位置

重点区域の設定に関しては、御会式の際に当該重点区域の中核を担う池上本門寺（本門寺五重塔、池上本門寺宝塔）、当該建造物を中心に執り行われる活動である御会式の広がりと、御会式と関連の深い東急池上線と洗足池公園を範囲として設定した。

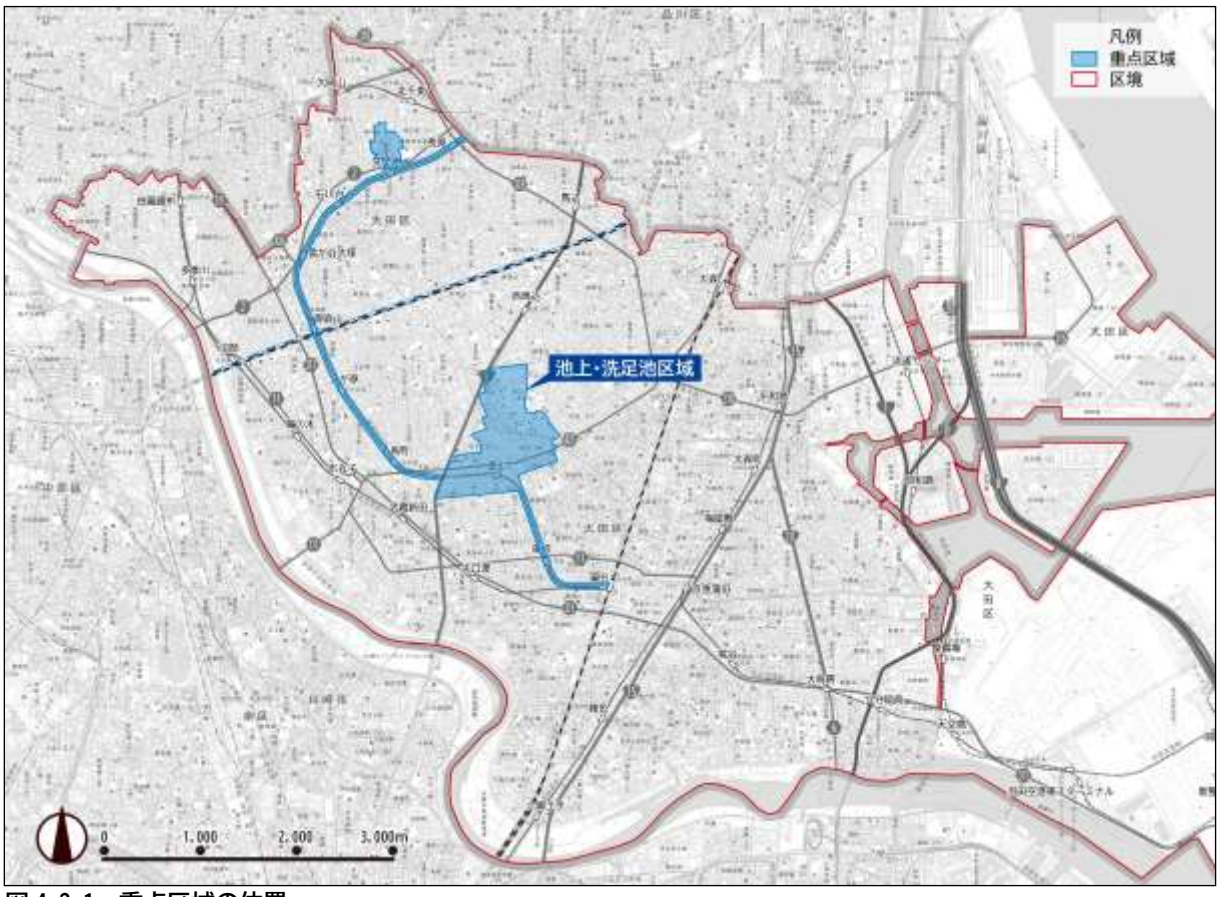

図 4-2-1　重点区域の位置

③区域

池上･洗足池区域の区域(境界)は、以下の図及び表に示す地形地物等に沿って設定する。

図 4-2-2　重点区域の区域(境界)

表 4-2-2　重点区域の区域(境界)

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 － 2	大田区道主要第 67 号線	20 － 21	道路(中原街道)横断
2 － 3	大田区道 6-111 号線	21 － 22	大田区道 5-56 号線
3 － 4	大田区道 6-223-1 号線	22 － 23	東急池上線鉄道敷から外側へ 20m
4 － 5	大田区道 6-245 号線	23 － 24	区境
5 － 6	大田区道 6-113 号線	24 － 25	東急池上線鉄道敷から外側へ 20m
6 － 7	大田区道 6-248 号線	25 － 26	一般国道 1 号(第二京浜)
7 － 8	特例都道東品川下丸子線(池上通り)	26 － 27	大田区道主要第 73 号線
8 － 9	大田区道主要第 22 号線	27 － 28	大田区道主要第 35 号線
9 － 10	大田区道 8-89 号線	28 － 39	大田区道 6-243 号線
10 － 11	大田区道主要第 24 号線	29 － 30	大田区道 6-129 号線
11 － 12	東急池上線鉄道敷から外側へ 20m	30 － 31	大田区道主要第 71 号線
12 － 13	東急池上線蒲田駅舎	31 － 32	大田区道 6-130 号線
13 － 14	東急池上線鉄道敷から外側へ 20m	32 － 33	大田区道 6-227 号線
14 － 15	大田区道 8-93 号線	33 － 34	大田区道 6-127 号線
15 － 16	一般国道 1 号(第二京浜)	34 － 35	大田区道 6-226 号線
16 － 17	東急池上線鉄道敷から外側へ 20m	35 － 36	大田区道 6-126 号線
17 － 18	大田区道 5-112 号線	36 － 37	大田区道 6-217 号線
18 － 19	道路(中原街道)横断	37 － 38	大田区道主要第 34 号線
19 － 20	都市計画公園区域	38 － 1	一般国道 1 号(第二京浜)

（２）大森区域

①区域概要

大森区域は、動物学者エドワード･Ｓ･モース博士の発見と調査により、日本考古学の礎が築かれた場所である大森貝塚（国指定の史跡）と大森貝墟碑、その学術的･歴史的価値を守り伝える東京都大森貝塚保存会の顕彰活動等が今も行われているエリアであり、「縄文時代の文化遺産」や「遺跡」が集積する重要な場所である。よって、大森貝塚及びその周辺を重点区域として設定し、歴史･文化資源の保存活用による賑わい形成や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

表 4-2-3　重点区域の要件

名称	大森区域	要件（国指定の史跡）	・大森貝塚
面積	約 11 ヘクタール		

②位置

重点区域の設定に関しては、大森貝塚の文化財保護法の対象区域を基本とし、歴史的風致を伝える当該建造物を中心に執り行われる活動である東京都大森貝塚保存会の広がりを範囲として設定した。

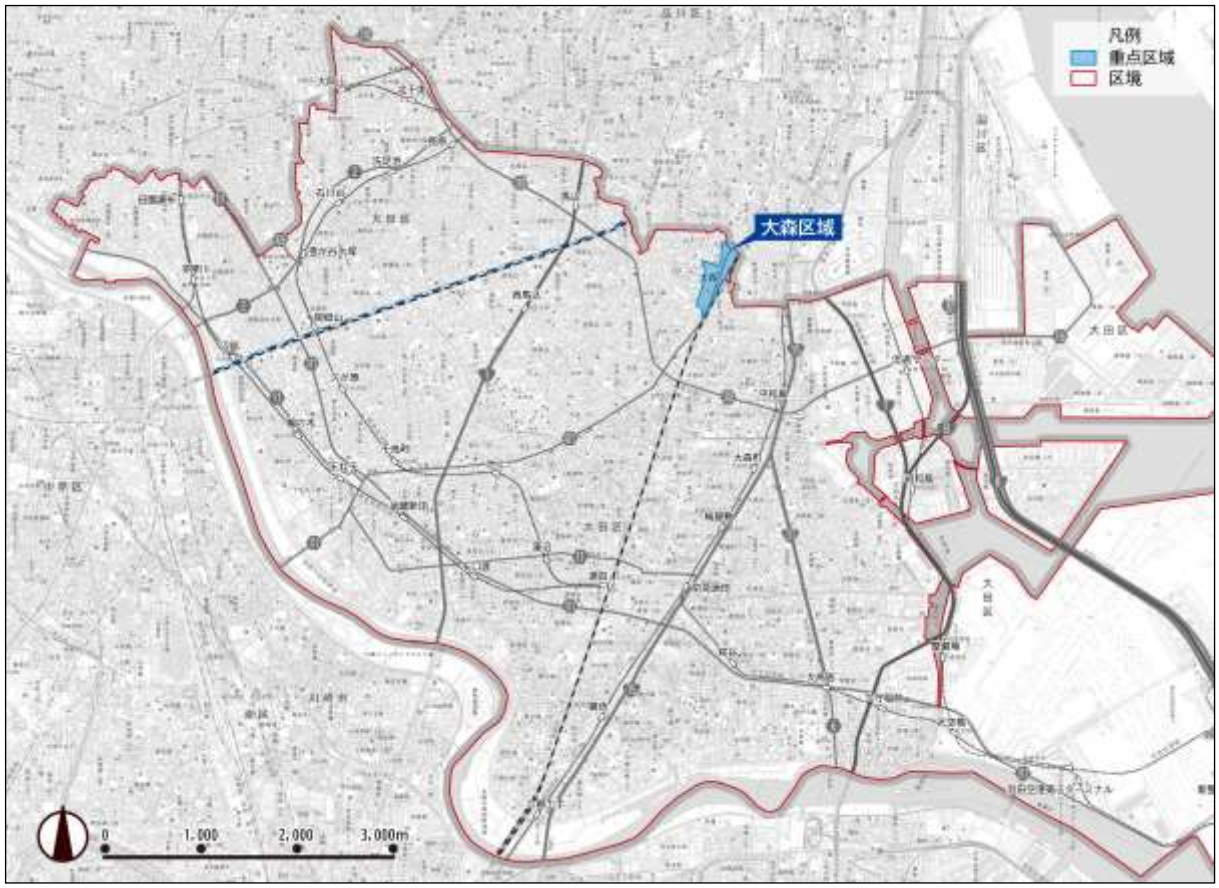

図 4-2-3　重点区域の位置

③区域

大森区域の区域(境界)は、以下の図及び表に示す地形地物等に沿って設定する。

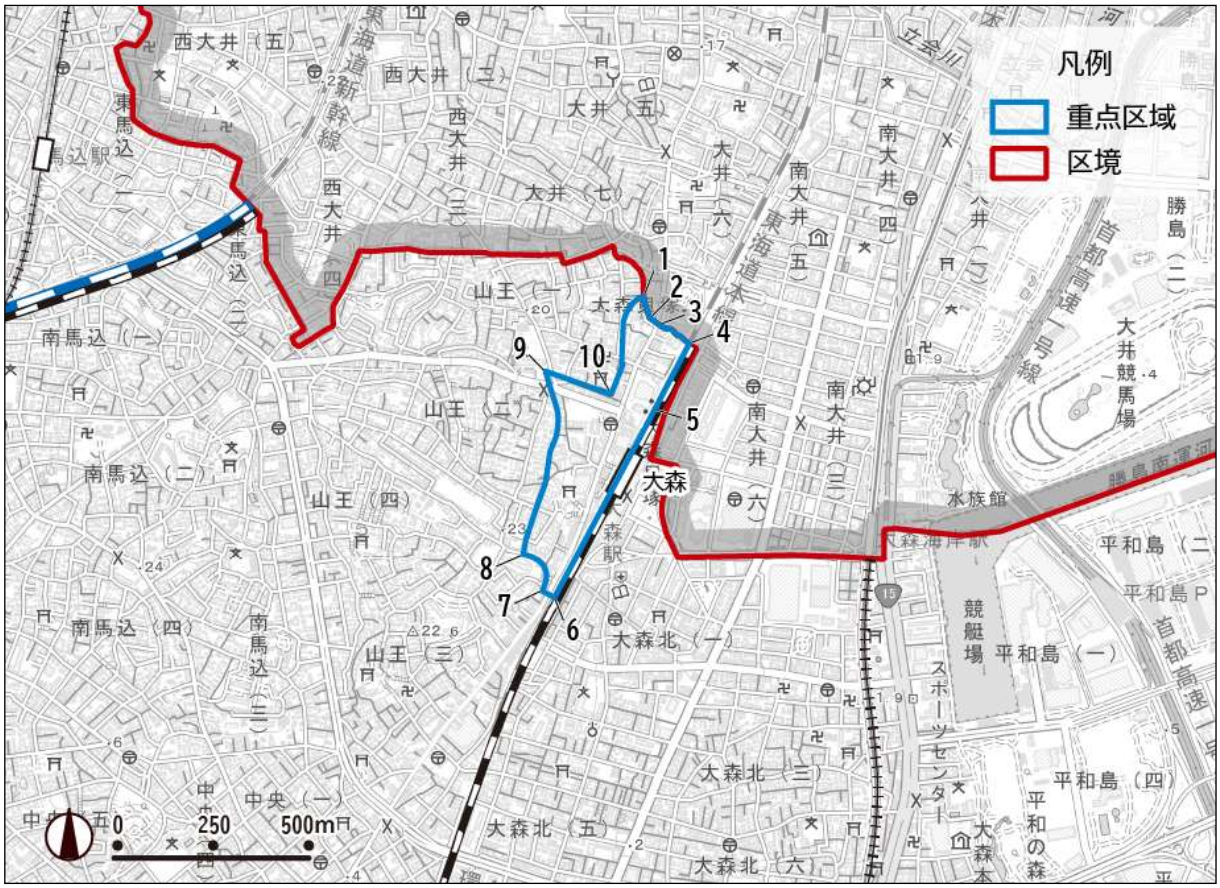

図 4-2-4　重点区域の区域(境界)

表 4-2-4　重点区域の区域(境界)

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 － 2	文化財(史跡)指定区域界	6 － 7	景観形成重点地区界
2 － 3	景観保全誘導区域界	7 － 8	景観保全誘導区域界
3 － 4	景観保全誘導区域界	8 － 9	景観保全誘導区域界
4 － 5	景観保全誘導区域界	9 － 10	景観保全誘導区域界
5 － 6	景観形成重点地区界	10 － 1	文化財(史跡)指定区域界

４－３．重点区域の設定の効果

日蓮宗大本山の１つである池上本門寺は、近世以降に多くの信仰と文化の拠点として栄えてきた。周辺には多数の寺院や萬屋酒店（国の登録有形文化財）等の歴史的建造物が集積し、江戸期に発展した街並みの面影を今も色濃く残している。

こうした歴史は、大田区の地域アイデンティティを象徴するものであり、大田区全体の歴史的風致を語るうえで不可欠である。また、御会式をはじめとする伝統行事や祭礼を通じて継承されてきた文化は、地域社会に深く関わり、区民の生活文化と精神風土を支える貴重な基盤となっている。さらに、池上本門寺の伽藍と緑豊かな環境が織りなす景観は、都市部において希少な歴史的眺望を保持し、訪れる人々に安らぎを与えている。一方、参詣や行事、観光を目的とする者は大田区内外から大勢訪れ、地域商業の振興や交流人口の拡大にも大きく寄与してきた。このように、池上本門寺周辺の歴史的風致は、大田区における歴史・文化・景観・観光等の各側面において極めて重要な役割を有している。

また、大森貝塚にみられる顕彰活動は、都市の新陳代謝のなかで薄れていく地域の歴史的価値等の埋没を回避し、長く当該地域の魅力を継承する役割を有している。

こうした地区に対する重点区域の設定は、歴史的価値の保全と継承を一層進め、環境や防災の観点と調和した安全で魅力ある都市環境の形成が進むことが期待される。その結果、地域の魅力は一層高まり、観光や地域経済の活性化にも寄与することが見込まれる。

さらに、これらの取組により、区民、地域団体及び事業者のまちづくりへの主体的な関与を促し、歴史的風致の保全及び環境美化に対する参加意識を高め、地域への誇りと愛着を醸成する効果が期待され、大田区全体の歴史的風致の維持及び向上に資するものと考えられる。

4-4.重点区域における
良好な景観の形成に関する施策との連携

（１）重点区域における都市計画との連携（都市計画法）

①区域区分と用途地域

大田区は、区域 61.86 平方キロメートルの全てが都市計画区域に指定されている。また、都市計画区域の全てが市街化区域に指定されている。

本計画の重点区域は、都市計画区域内に位置している。

今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえたうえで、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

図 4-4-1　重点区域と区域区分（用途地域）

②地区計画

本計画の重点区域「池上・洗足池区域」で２つの地区計画区域が重複しており、各々、下記内容によって、地区の環境の維持と保全を図ることを目指した取組を行っている。

今後においても、当該地区計画区域の制度を活用しながら、歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

表 4-4-1　重点区域と地区計画

区域名	左記重点区域が重複する地区計画	
	名称	告示日
池上・洗足池区域	洗足風致地区地区計画	平成17 年（2005） 4 月 13 日
	大田区中原街道沿道地区計画	平成20 年（2005） 5 月　1 日

ア. 洗足風致地区地区計画

表 4-4-2　洗足風致地区地区計画

項目				洗足風致地区地区計画
位置				大田区南千束一丁目、南千束二丁目、東雪谷一丁目、上池台一丁目及び上池台二丁目各地内
面積				約 28.5 ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標			本地区は、洗足風致地区に位置し、洗足公園を中心とした緑豊かな緑地が形成され、庭園のある戸建住宅を中心とした低層住宅が広がっている。しかし、近年においては、規制緩和に伴う土地の高度利用が図られ 街並みの乱れや緑の減少など徐々に住環境が悪化してきている。 本地区計画は、建築物等に関する制限を行うことにより洗足公園と一体となった緑豊かな住環境の維持・保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針			地区の区域を、低層住宅保全地区に区分し、方針を次のように定める。 《低層住宅保全地区》 洗足公園と調和のとれた緑豊かなゆとりと潤いのある戸建住宅を中心とした住宅地として、建築物の高層化等を防止し良好な住環境の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針			低層住宅保全地区の整備方針を次のように定める。 《低層住宅保全地区》 １ 日照、通風が確保され、圧迫感のない調和のとれた街並みを形成するため、建築物の高さの制限を定める。 ２ 調和のとれた街並みを形成するため、建築物等の意匠の制限を定める。
	その他の方針			洗足公園を含む既存の緑地等は、地域の特徴や安全性を考慮しながら、保全、育成を図る。 また、地区内の屋敷林、大木、生垣などの維持、育成を図る。 建築物の新築、増築及び宅地の造成に当たっては、極力伐採しないように保全、育成を図る。
地区整備計画	位置			大田区南千束一丁目及び南千束二丁目各地内
	建築物等に関する事項	地区の名称	名称	低層住宅保全地区
			面積	約 3.5 ヘクタール
		建築物等の高さの最低限度		10m ただし、公益上必要な建築物で用途上又は構造上により区長がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限		建築物、擁壁及び看板等の色彩は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。

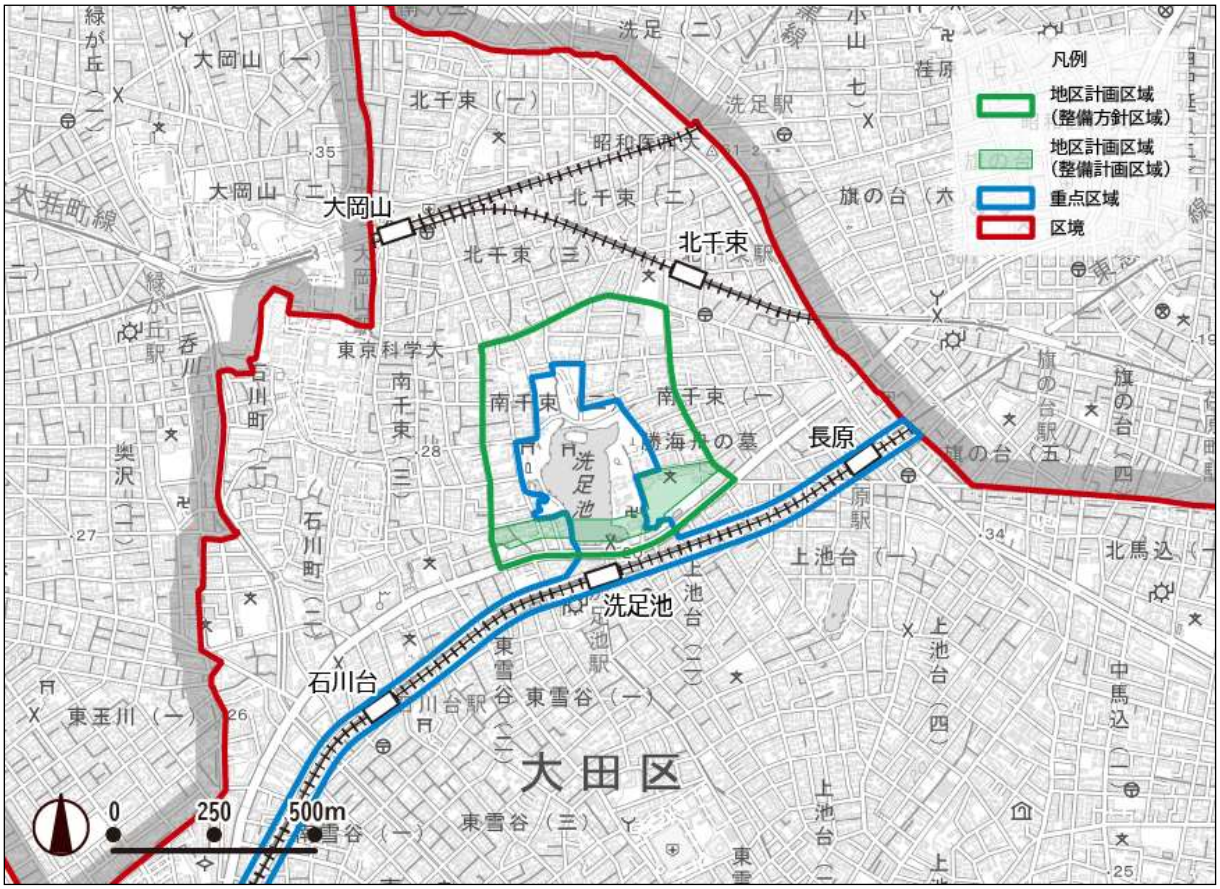

図 4-4-2　重点区域と洗足風致地区

イ.大田区中原街道沿道地区計画

表 4-4-3　大田区中原街道沿道地区計画

項目			大田区中原街道沿道地区計画	
位置			大田区雪谷大塚町、南千束一丁目、南千束二丁目、南千束三丁目、石川町二丁目、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、南雪谷一丁目、南雪谷二丁目、上池台一丁目及び上池台二丁目各地内	
面積（延長）			約 10.4 ヘクタール（約 2.6 キロメートル）	
沿道の整備に関する方針	道路交通騒音により生ずる障害の防止に関する方針		中原街道に面する敷地において緩衝建築物を誘導し、背後地への道路交通騒音を防止する。また、沿道において静穏を必要とする建築物の防音構造化を図る。	
	土地利用に関する方針		中原街道沿道は、沿道立地型の商業･業務系施設や共同住宅が立地している。また、沿道背後地は低層住宅が多く、駅周辺には近隣商業型商店街もあり、生活に密着した街並みを形成している。 そこで、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導し、防災上有効で緑豊かな沿道環境の形成を図る。	
沿道地区整備計画	建築物等に関する事項	建築区分 / 制限事項	中原街道に面する建築物	左記以外の建築物
		※間口率の最低限度	7/10 ただし、都市計画施設内は適用を除外する。	
		※建築物の高さの最低限度	遮音上の観点から、建築物の中原街道に面する方向の鉛直投影の各部分（間口率の最低限度を超える部分を除く）の高さの最低限度は、中原街道の路面の中心から 5mとする。 ただし、都市計画施設内は適用を除外する。	
		※建築物の構造に関する遮音上の制限	中原街道の路面の中心からの高さが 5m未満の範囲を、空隙のない壁が設けられたものとする等、遮音上有効な構造とする。 ただし、都市計画施設内は適用を除外する。	
		※建築物の構造に関する防音上の制限	住宅、学校、病院その他の静穏を必要とする建築物について、居室部分の閉鎖した際の窓及び出入口、屋根及び壁は防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造であるなど、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 5 第 1 項第 15 号に定める措置を講じる。	同左
		建築物の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用途に供する建築物は建築してはならない。	同左
		垣･さくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、生垣又はフェンス等とする。 ただし、高さ 1m以下のもの又は法律等の制限上やむを得ないものはこの限りではない。	同左
	土地の利用に関する事項		良好な居住環境を確保するため緑を保全する。	

※印の事項は条例に定められている。

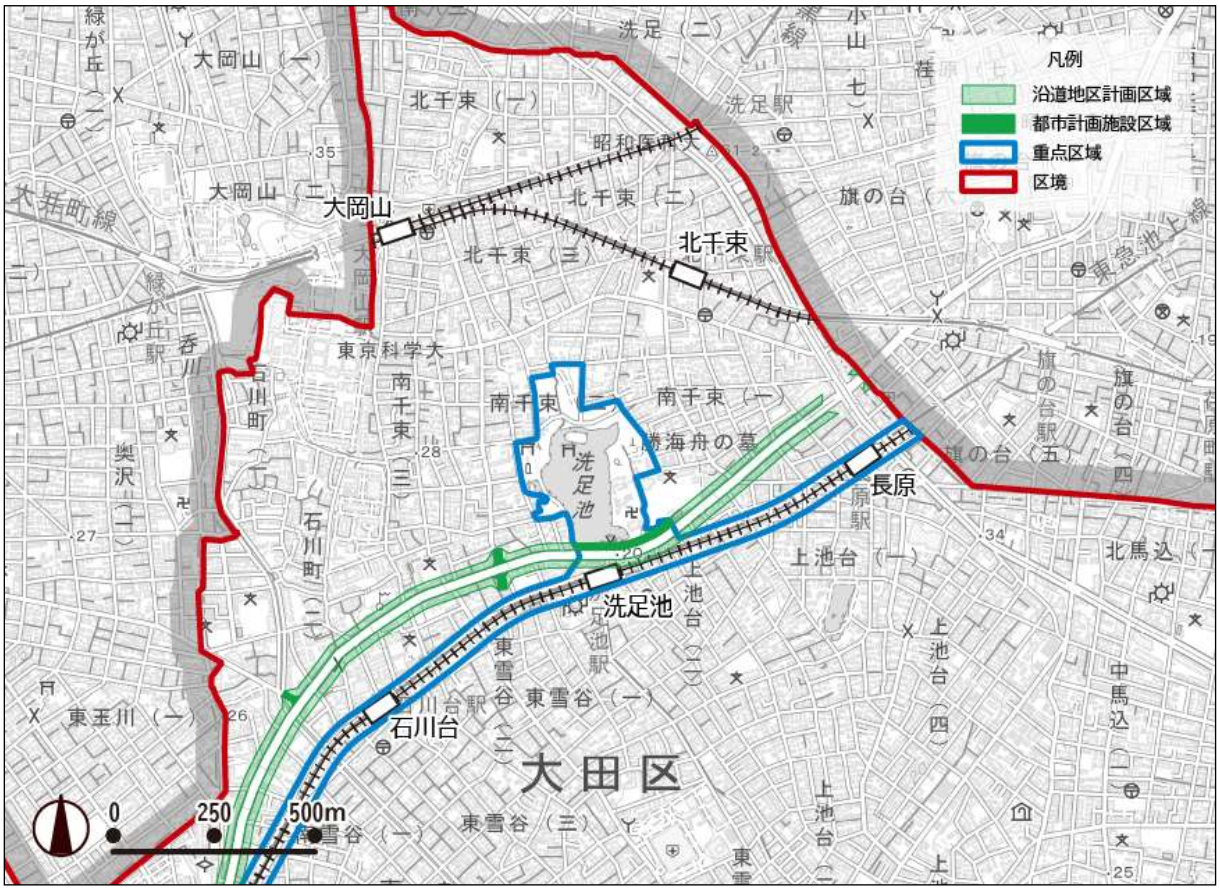

図 4-4-3　重点区域と大田区中原街道沿道地区

③風致地区

大田区は、２か所の風致地区（第二種風致地区）を指定している。

そのうち、本計画の重点区域「池上･洗足池区域」で風致地区が重複しており、市街地の良好な自然的景観の維持や落ち着いた生活環境の形成を目指した取組を行っている。

今後においても、これらの制度を適切に運用し、市街地と一体となった良好な自然環境を保全するとともに、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

表 4-4-4　重点区域と風致地区

区域名	左記重点区域が重複する風致地区		
	名称	面積	告示日
池上･洗足池区域	洗足風致地区（第二種）	約 26.4 ヘクタール	昭和38 年（1963）10 月　1 日

表 4-4-5　許可を必要とする行為と建築物の許可基準

項目	内容
許可を必要とする行為	1　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 2　木竹の伐採 3　土石の類の採取 4　水面の埋め立て又は干拓 5　建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 6　建築物その他の工作物の色彩の変更 7　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）の堆積
建築物の許可基準	1　建ぺい率が 40 パーセント以下であること 2　建物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分では 2 メートル以上、その他の部分では 1.5 メートル以上であること 3　建物の高さが、15 メートル以下であること 4　建物の位置、形態及び意匠が、当該建物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと

表 4-4-6　緑化基準と重点区域との関係

項目	内容	重点区域との関係
緑化基準Ⅰ（A･S地域）	緑地率 30 パーセント	該当（A地域）
緑化基準Ⅱ（B地域）	緑地率 20 パーセント 特例：芝等地被植物のみが植栽される土地についても、その面積に 0.3 を乗じて得た数値を緑地面積として算定できる。ただし、緑地面積の２分の１を限度とする。	該当
緑化基準Ⅲ（C地域）	緑地率 10 パーセント 特例：緑化基準Ⅱと同じ プランター、植木鉢（壁掛型を含む）等簡易なものによる緑化についても、その垂直投影面積に 0.1 を乗じて得た数値を緑地面積として算定できる。	該当

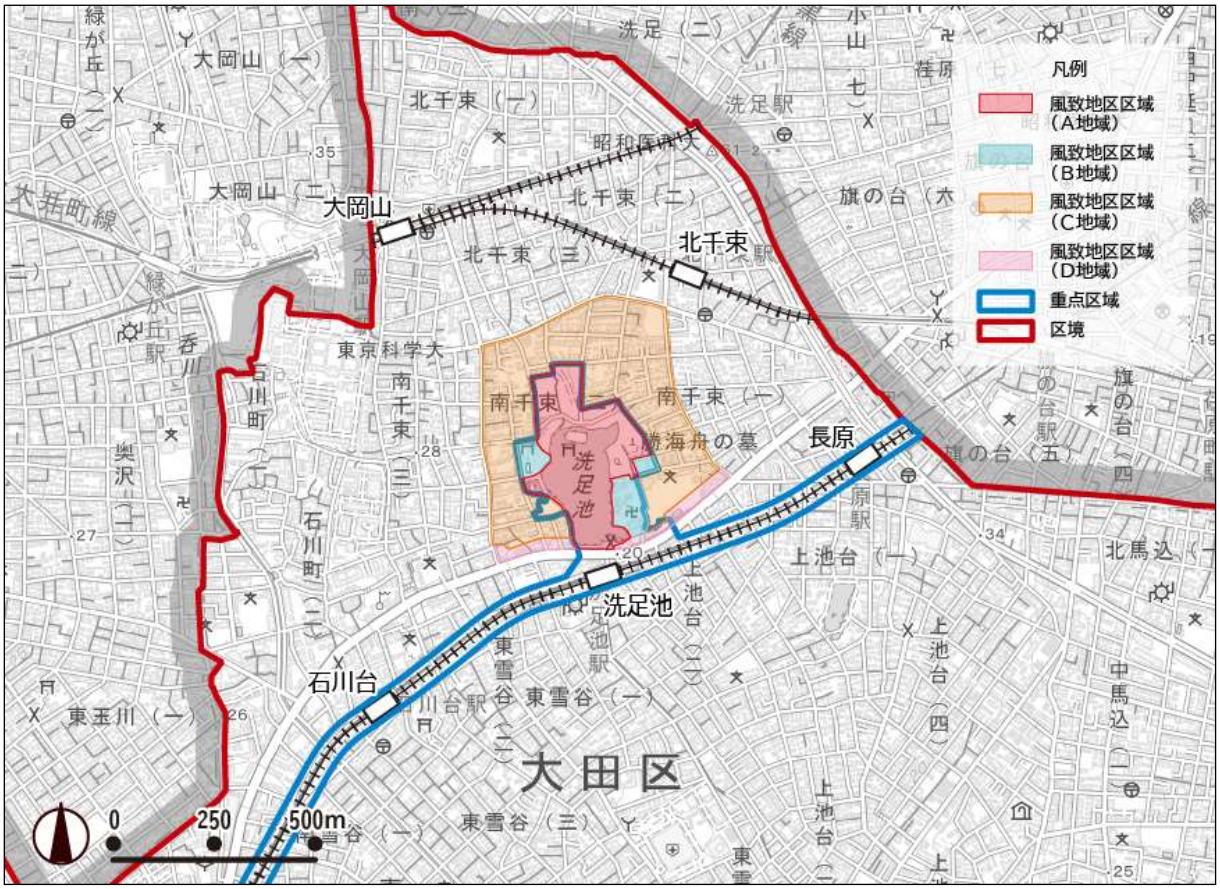

図 4-4-4　重点区域と風致地区

（２）重点区域における景観計画との連携（景観法）

大田区では、平成 25 年(2013)４月１日に大田区景観条例を施行し、景観法に定める景観行政団体となり、同年(2013)10 月に大田区景観計画を施行した。現在、大田区では、当該条例に基づく事前協議制度及び景観法に基づく届出制度等により、良好な景観の形成の誘導を図っている。

『大田区景観計画』の区域(以下「景観計画区域」という。)は、大田区全域を対象とし、市街地の特性(用途地域等)に応じた７つの「市街地類型」に分割して、それぞれ景観形成の目標、方針及び基準を定めている。また、重点的に景観形成を図る地区として景観形成重点地区を指定し、景観形成の目標、方針及び基準を定めている。

これらのうち、本計画の重点区域「池上･洗足池区域」と「大森区域」のそれぞれは、以下のような市街地類型と景観形成重点地区が重複している。

また、「池上･洗足池区域」に重複する「⑤洗足池景観形成重点地区」の周辺には「洗足池景観保全誘導区域」が指定され、「大森区域」に重複する「⑥大森八景景観形成重点地区」の周辺には「大森八景坂景観保全誘導区域」が指定されている。

表 4-4-7　重点区域と景観計画(市街地類型、景観形成重点地区)

区域名	左記重点区域が重複する景観計画(市街地類型、景観形成重点地区)		
	市街地類型（用地地域等により類型される）		景観形成重点地区 （景観保全誘導区域）
	用途地域		
池上･洗足池区域	第１種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第１種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(特別工業地区)	①住環境保全市街地 ②住環境向上市街地 ③拠点商業市街地 ④地域商業市街地 ⑤住工調和市街地	④呑川景観形成重点地区 ⑤洗足池景観形成重点地区 （洗足池景観誘導保全区域）
大森区域	第１種低層住居専用地域 近隣商業地域 商業地域	①住環境保全市街地 ③拠点商業市街地	⑥大森八景坂景観形成重点地区 （大森八景坂景観誘導保全区域）

表 4-4-8　市街地類型の景観形成の目標(重点区域が重複する市街地類型のみ)

市街地類型	景観形成の目標
①住環境保全市街地	崖線と水辺、緑道、緑地等の自然環境と歴史文化資産の魅力を活かした、住宅が主体の緑豊かな景観づくり
②住環境向上市街地	旧道や河川、社寺、路地など、地域ごとの魅力を活かし、住宅が主体の安全で落ち着いた景観づくり
③拠点商業市街地	区の顔となるべき地区として、商業が主体の活気やにぎわいを感じさせる景観づくり
④地域商業市街地	生活に身近なにぎわいのある、商店が主体の親しみやすい景観づくり
⑤住工調和市街地	産業活動や人々の活気が感じられ、工場と住宅が主体の水と緑のうるおいがある景観づくり

※各市街地類型の景観形成の方針、景観形成基準等(届出対象行為･規模、景観形成基準)は、『大田区景観計画』を参照。
なお、市街地類型は、上記のほかに、⑥産業促進市街地、⑦幹線道路沿道市街地がある。

表 4-4-9　景観形成重点地区の景観形成の目標と景観形成基準（重点区域が重複する景観形成重点地区のみ）

景観形成重点地区	景観形成の目標		
④呑川景観形成重点地区	景観形成の目標	大田区の中心部を流れる河川として、台地部から河口部にかけての地域特性を活かした、水とみどりの景観づくり	
	届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	届出対象規模	高さ≧10m又は延べ面積≧1,000㎡	
	景観形成基準	配置	• 呑川にも建築物の顔を向けた配置とする。 • 川沿いから崖線の緑や寺社などを望むことができる場所では、その見通しに配慮する。 • 呑川への視線や動線の抜けに配慮する。
		高さ・規模	• 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 • 呑川沿いの散策路や周辺の主要な眺望点（水上、対岸、橋梁など）からの見え方に配慮する。
		形態・意匠・色彩	• 色彩は色彩基準に適合するとともに、呑川、周囲の建築物や緑との調和を図る。 • 水上、河川沿いの道路（緑道）、対岸、橋梁からの見え方に配慮する。特に橋詰めの敷地では、川や道路、橋梁からの見え方に配慮する。 • 外壁は、呑川に面して長大で単調な壁面になることを避けるなど圧迫感の軽減を図る。
		公開空地・外構・緑化	• 緑化に当たっては、呑川の環境に配慮する。 • 呑川に面する塀や柵は、できる限り生垣又は開放性のあるものとする。 • 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を呑川に向けないようにする。 • 川沿いに駐車場等を設ける場合は緑化等を積極的に行う。 • 呑川の護岸緑化、呑川沿いの並木などと一体になった季節感が感じられる緑化を進める。 • 橋詰めの敷地では、川や道路に面して緑化やオープンスペースを設けるなど工夫する。
⑤洗足池景観形成重点地区 ※洗足池景観形成重点地区は、「住宅地内」と「中原街道沿道」の２つに区分している。	景観形成の目標	洗足池公園を中心としたうるおいのある自然環境や豊かな歴史的資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり	
	届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	届出対象規模	すべての建築行為	
	景観形成基準 ※特別の表示がない場合は、「住宅地内」と「中原街道沿道」の共通	配置	• 洗足池公園や周囲の緑など緑の景観が連続するような配置とする。 • 洗足池公園に対して圧迫感を与えない配置とする。
		高さ・規模	• 高さは、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る。 [住宅地内] • 洗足池公園に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地では、洗足池公園から見たときに、公園外周の樹木の最高高さを超え見えないよう工夫する。
		形態・意匠・色彩	• 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺の街並みとの調和を図る。 • 外壁は、単調な壁面になることを避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 • 色彩は色彩基準に適合するとともに、洗足池公園や散策路、

			周辺の建築物、緑との調和を図る。 • 建築物に付帯する設備等は、洗足池公園や道路等に向けてできる限り設置しないようにする。設置する場合は、目隠しをするなど、見え方に配慮する。 • 屋根・屋上は、突出した形状を避け、洗足池公園外周の樹木のスカイラインや周辺建築物と調和したものとする。 • 屋根・屋上に設備等がある場合は、洗足池公園側に露出させないよう工夫する。 • 建築物の外装材は、洗足池公園からの見え方に配慮し、反射素材などの素材の使用は避ける。 [中原街道沿道] • 屋根・屋上に広告物等を設置してはならない。 • 開口部を工夫したり、壁面を分節したりするなど、洗足池公園や中原街道に対して圧迫感を感じさせず、無表情にならないようにする。 • 低層部は歩行者からの見え方、中高層部は遠距離からの見え方に配慮し、色調や素材を使い分けるなど工夫する。 • 商店街に位置する場合は、低層部は店舗や開口部を設けるなど、駅周辺や商店街のにぎわいを損ねないよう配慮する。
		公開空地・外構・緑化	• 敷地外周部は緑化し、潤いのある空間を創出する。特に洗足池公園や周囲の緑との連続性に配慮する。 • 洗足池公園や道路に面して塀や柵を設ける場合は、できる限り生垣又は開放性のあるものとする。 • 緑化に当たっては、洗足池公園及びその周辺の植生に配慮する。 • 既存樹木はできる限り保全する。 • 洗足池公園から見える場合は、できる限り洗足池公園側に向けて緑化するなど、公園の緑との調和を図る。 • 擁壁を設ける場合は、地形になじむ傾斜を付けたり、表面の素材や仕上げの工夫、表面や擁壁前の空間を緑化するなど、道路からの見え方に配慮する。 • 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を使用しない。
⑥大森八景坂景観形成重点地区	景観形成の目標	大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役の景観づくり	
	届出対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	届出対象規模	すべての建築行為	
	景観形成基準	配置	• 八景坂では、通りの街並みやその周囲との調和及び連続性に配慮した建築物の配置とする。 • 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。
		高さ・規模	• 長大な建築物は単調さを軽減するために分節化など工夫する。
		形態・意匠・色彩	• ２階以下の低層部では、坂道の傾斜を意識した街並み形成に配慮する。隣接する建築物の軒や庇の位置を意識し、連続性に配慮する。また、開口部を大きくとり、通りに対して開かれた設えとする。 • ２階以下の低層部では、ヒューマンスケールを感じる空間づくりに配慮する。 • ３階以上の中高層部は、圧迫感の軽減に配慮する。（明るい色彩の採用、壁面後退等） • 屋根・屋上に屋外広告物を設置しないように配慮する。 • その他の広告物についても形態や設置位置について周辺景観との調和や一体性等に配慮する。また、表示内容について

			は、景観を妨げないよう配慮する。 • 屋根･屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 • 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 • 坂や階段に面する建築物は、建築物のファサードを地形や階高の段差を意識し、大森らしい地形が感じられるように工夫する。 • 交差点に面する建築物は、交差点に対して建築物の顔をつくるように配慮する。 • 天祖神社や天祖神社脇の階段に接する建築物は、神社の緑を意識し、階段沿いの賑わいに寄与するように配慮する。また、階段を意識して出入り口や開口部の設置を工夫する。 • 色彩は色彩基準に適合するとともに、周囲の建築物や緑との調和を図る。屋根･屋上は、突出した形状を避け、洗足池公園外周の樹木のスカイラインや周辺建築物と調和したものとする。
		公開空地･外構･緑化	• 坂や階段に面する敷地では、擁壁はなるべく石垣等とし、圧迫感のない高さに抑える。 • 緑の量や質の向上に努め、街並みに緑が連続するよう工夫する。 • 西口広場等に面する場合は、商店街として連続した賑わいづくりを行いながら多様な街並みづくりにつなげるように配慮する。 • 緑化にあたっては、周辺景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育に配慮する。

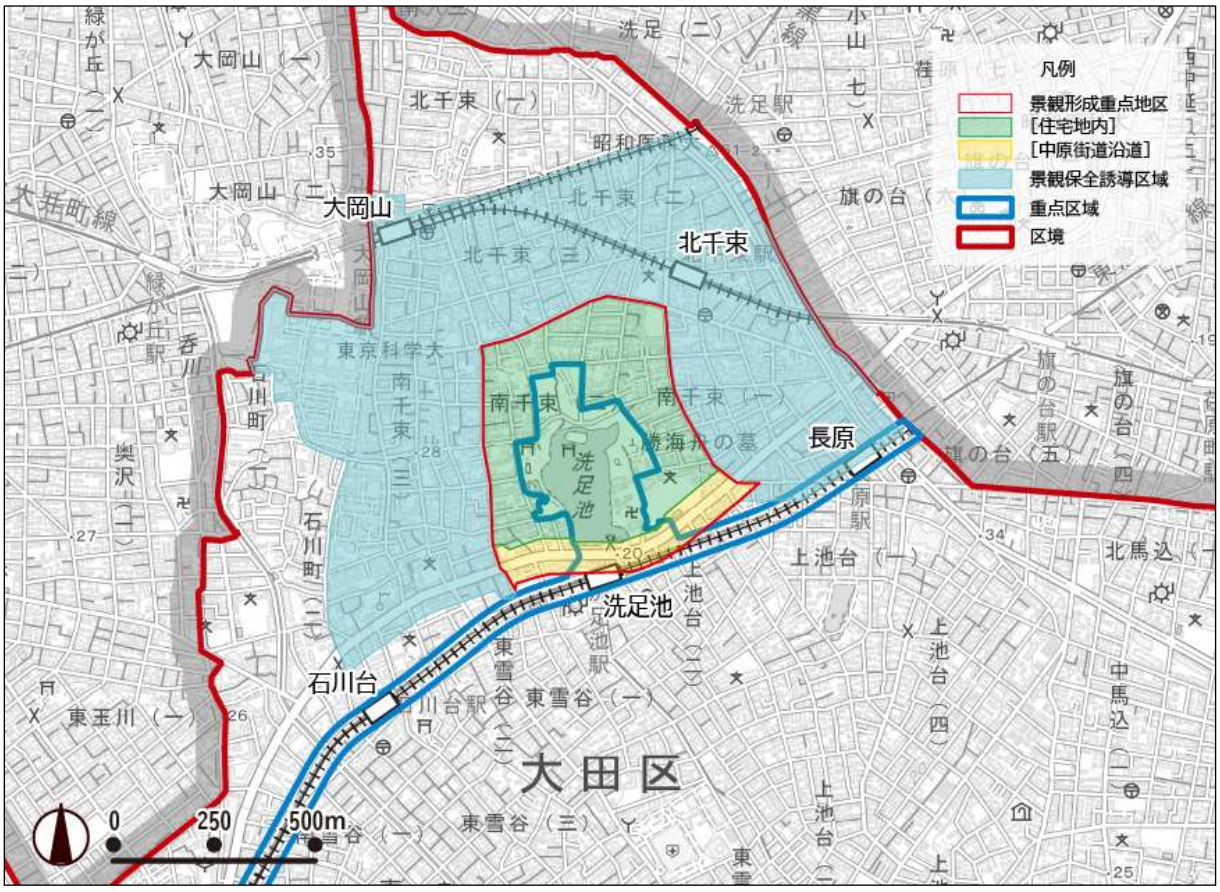

図 4-4-5　重点区域と景観計画(洗足池景観形成重点地区と洗足池景観保全誘導区域)

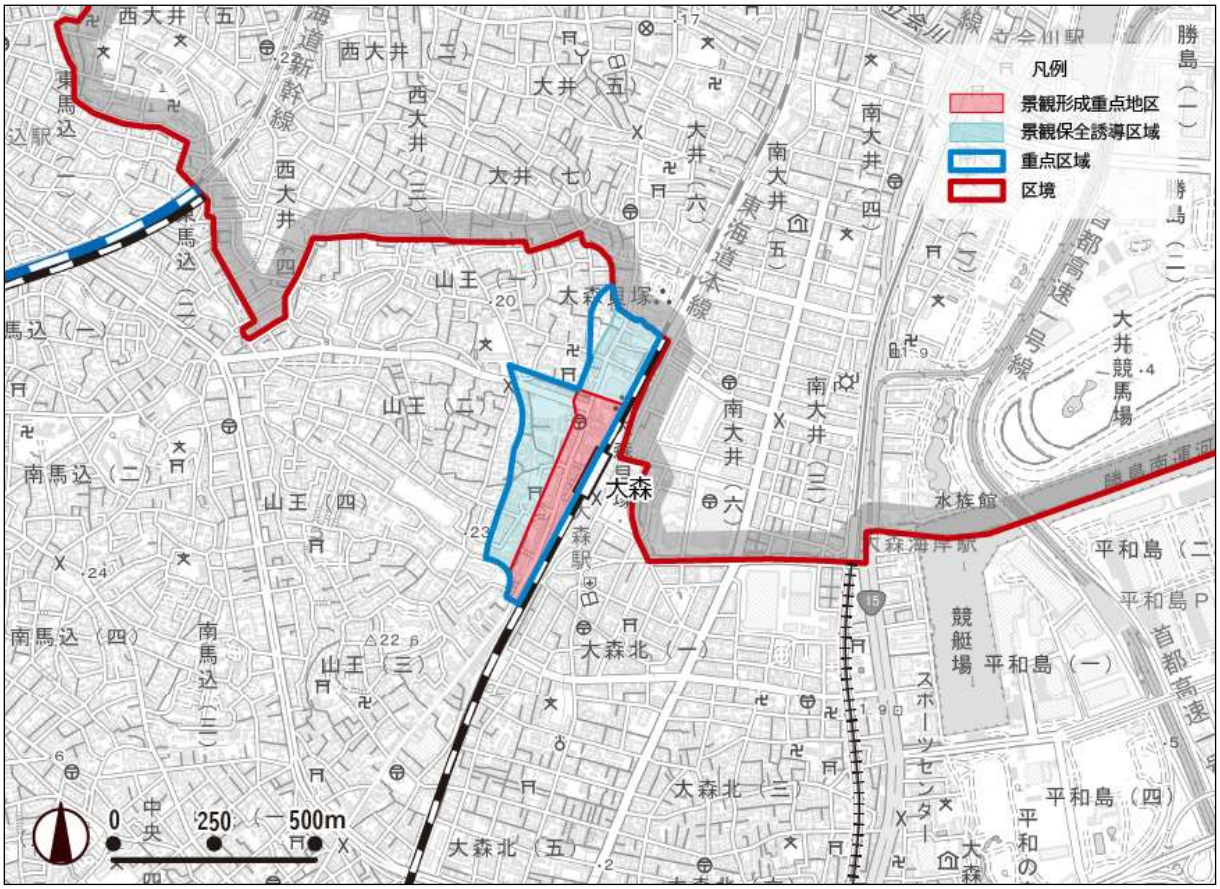

図 4-4-6　重点区域と景観計画（大森八景坂景観形成重点地区と大森八景坂景観保全誘導区域）

（３）重点区域における屋外広告物の規制（屋外広告物法）

大田区内で屋外広告物を掲出する場合は、東京都屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要がある。

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等の掲出を禁止する必要のある地域や場所を禁止区域として定めるとともに、街路樹やガードレール等の屋外広告物の掲出を禁止する禁止物件を定めている。ただし、これらの禁止区域や禁止物件でも、自家用広告物で一定の要件等を満たすことで掲出できる場合がある。

今後においては、当該東京都屋外広告物条例の規制を遵守したうえで、本計画の重点区域に重複する地域では、景観形成上大きな影響を及ぼすおそれのある屋外広告物に対して、周囲の歴史的風致との一層の調和を図っていくよう指導に努める。

表 4-4-10　東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物掲出の禁止区域・禁止物件等

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">禁止区域・禁止物件</th><th colspan="2">主な適用除外広告物</th></tr>
<tr><td rowspan="2">禁止区域</td><td>禁止されている地域・場所の例</td><td>許可を受けて出せる広告物等</td><td>許可が不要な広告物等</td></tr>
<tr><td>○第１種・第２種低層住居専用地域
○第１種・第２種中高層住居専用地域
○田園住居地域
○特別緑地保全地区
○景観地区のうち知事の指定する区域
○旧美観地区※、風致地区
（知事の指定により出せる場所あり）
○保安林
○文化財保護法の建造物及びその周囲
○歴史的・都市美的価値を有する建造物及びその周囲、文化財庭園等の周辺地域
○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会
○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地
○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域
○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地
○道路、鉄道及び軌道の路線用地
○上記の路線用地に接続する地域で、知事の定める地域
○前記に掲げるもののほか、別に知事の定める地域</td><td>○自家用広告物で条件に合うもの
○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの
○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの
○知事の指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路に表示するもの
○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの</td><td>○自家用広告物で条件に合うもの
○他の法令の規定により表示するもの
○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの
○公益を目的とした集会、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン
○自己の管理する土地又は物件に管理上必要な事項を表示するもの
○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
○公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで公益性を有するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">禁止物件</td><td>禁止されている物件例</td><td>許可を受けて出せる広告物等</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道
○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹
○景観重要建造物、景観重要樹木
○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑
○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁
○その他知事の指定する物件（パーキングメーター等）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</td></tr>
<tr><td>○電柱、街路灯柱、消火栓標識
○アーチ・アーケードの支柱</td><td></td></tr>
</table>

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１条の規定による改正前の都市計画法第８条の規定により定められた美観地区をいう。

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項

５－１．区全体に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

大田区は、先史時代の遺跡、社寺、旧街道から近代の町工場や住宅地まで、多層的な歴史・文化が蓄積する地域である。池上本門寺や六郷神社に代表される伝統に基づく民間行事、洗足池や多摩川沿いの自然・文学的風景、そして羽田・大森の漁業・工業文化等、地域ごとに異なる歴史的風致を形成してきた。

大田区内には国・都・区指定文化財を合わせて約 150 件、国登録有形文化財（建造物）30 件余が所在している。そのうち、無形民俗文化財として、双盤念仏、水止舞、六郷神社の流鏑馬や獅子舞等の行事が今なお継承されている。

一方で、文化財として未指定の歴史的建造物や地域行事も多く、所有者の高齢化や世代交代、維持費負担の増大等により、保全体制の確保が課題となっている。こうした背景から、学術的調査や価値評価を継続的に実施し、未指定文化財の調査、指定・登録を推進する。

今後は、大田区景観計画、大田区緑の基本計画グリーンプランおおた等と連携し、文化財を単一の点ではなく面的・体系的に捉えた保存活用の方針を確立する。また、文化財のデジタルアーカイブ化、多言語対応、スマート案内の整備等を進め、区民や来訪者が気軽に文化財に触れられる環境を整える。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

各指定文化財の保存修理においては、現況調査と記録保存を徹底し、劣化・破損が認められる場合は早期に対策を講じる。必要に応じて文化庁、東京都教育委員会、専門家等の助言を得て、文化財の本来の価値を損なわない手法で修理を実施する。

耐震性・防火性の向上を図る必要がある建造物については、文化財的価値に配慮しながら補強工事を行う。また、修理費用の負担軽減を目的に、現行で実施している国・都及び大田区の文化財補助金制度に加えて、寄附、協賛、ふるさと納税、クラウドファンディング等の活用を検討する。特に、社寺や個人所有の文化財に対しては、修理計画の策定支援や専門家派遣等、行政支援体制の充実を図る。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

大田区内には、大田区立郷土博物館をはじめとした公共施設のほか、池上本門寺霊宝殿、昭和のくらし博物館等、文化財を紹介・保存する施設が点在する。これらの施設を官民の隔たりなく相互に連携させ、展示や情報発信、教育普及のネットワークを構築することで、来訪者の回遊性向上を図る。

また、ＡＲ・ＶＲを活用した仮想展示や、こども向け体験型プログラムを導入し、区民の参加と学習機会を拡大する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は周辺環境と一体で価値を持つため、「大田区景観計画」や「地域力を生かした大田区まちづくり条例」等との整合を図りつつ、歴史的景観の保全を推進する。

池上本門寺参道や洗足池周辺の樹林帯、旧東海道（美原通り商店街）等、風致の連続性が認められる区域では、建物の高さ、外壁の色彩、屋外広告物等に関する景観誘導を推進する。また、公共空間の整備にあたっては、照明、舗装、植栽、サイン等を歴史的環境に調和させ、電線類地中化や緑化を推進することで、快適で品格ある空間形成を進める。

（５）文化財の防災に関する方針

火災、震災、風水害等に備え、文化財の防災対策を体系的に整備する。具体的には、自動火災報知器、防火水槽、消火器の設置、消防車進入経路の確保、防火訓練の実施等を推進する。

また、防犯カメラや照明設備を整え、文化財への意図的な破損や盗難を抑止する。さらに、災害時の避難誘導マニュアルや搬出手順書を策定し、所有者、地域住民、消防機関が連携して訓練を行う。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の理解促進と区民参加を目的として、ガイドツアー、現地説明会、出前講座、こども向けワークショップ等を開催する。また、毎年 10～11 月に実施される「東京文化財ウィーク事業」に参加し、大田区内外を問わず多くの方に大田区の文化財事業を周知する。

御会式に際しての万灯練供養や、六郷神社流鏑馬等の行事については、映像記録や

デジタル展示を活用し、学校教育、観光、国際交流等多方面で活用する。

パンフレットやウェブサイトの多言語化、ＳＮＳ発信(X、Instagram、YouTube 等)を進め、国内外への認知度を向上させる。

(７)埋蔵文化財の取扱いに関する方針

大田区内では、主に台地部や多摩川流域を中心に、旧石器時代から近代までの「周知の埋蔵文化財包蔵地」が、約 230 か所確認されている。開発行為に際しては、文化財保護法に基づく届出の指示や協議を徹底し、必要に応じて発掘調査と記録保存を行う。近年では三次元測量をはじめとしたデジタル記録を含む保存手法を実施している。

発掘調査成果は調査報告書を刊行する他、出土した資料を大田区立郷土博物館や学校教育で活用し、地域史の理解促進を図る。

(８)教育委員会等の体制と今後の方針

大田区教育委員会事務局の文化財担当(学芸員４名(一般文化財担当２名、埋蔵文化財担当２名)、一般事務(大田区立郷土博物館兼務)４名)が中心となり、現在、文化財の調査･保存修理補助･啓発を行っている。また、文化財保護審議会(委員数６名、各専門分野は日本民俗学、建築史、考古学、日本彫刻史、日本近世史、造園学)を通じて、文化財の新指定や保存活用計画等に関する審議を行い、専門家の意見を反映する仕組みを構築している。

今後は、まちづくり推進部、地域未来創造部、産業経済部、資源環境部等の関係部局との協働体制を強化し、文化財を軸とした地域づくりを推進する。さらに、多分野の学芸員や建築技術者等の専門職の育成や採用を進め、文化財行政の専門性及び汎用性を高める。

(９)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

大田区内では、今泉延命寺双盤講保存会、水止舞保存協力会、六郷神社流鏑馬保存会、六郷神社子ども獅子舞保存会といった管理団体や、御会式文化研究会をはじめとした地域の郷土史研究会や馬込文士村ガイドの会等の事業推進団体、自治会･町会等、多様な団体が文化財の保全･伝承活動を行っている。

これら団体との連携を強化し、活動費補助、担い手育成、情報共有のための「大田区文化財ネットワーク会議(仮称)」の設置を検討する。また、今後は大学･ＮＰＯ･企業との連携を図り、調査研究･広報活動を共同で行う等、官民協働の体制を構築する。

5-2.重点区域に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

池上・洗足池区域には、池上本門寺の五重塔、総門、経蔵、大堂等の歴史的建造物群や御会式及び万灯練供養、洗足池畔の妙福寺と「日蓮袈裟懸(掛)の松」の伝承、また幕末における勝海舟と西郷隆盛に所以する名所旧跡が集中し、文化的景観を形成している。

これらの文化財については、所有者と協議しながら建造物の修理・耐震化を計画的に実施し、参道や周辺道路の修景、サインや多言語案内板の整備を進める。民間主催行事の継承を支援し、地域住民、商店会、観光団体、さらには鉄道会社が連携した「文化とにぎわいの回遊圏」を形成する。池上と洗足池には、「日蓮と池上氏」、「勝海舟と西郷隆盛」という二要素についての共通性が見られるため、総合的な史跡として一体的な整備を実施し、相互の回遊性を持たせる計画の策定を検討する。既に、東京都指定の名勝である洗足池公園に関しては、「名勝洗足池公園保存活用連絡協議会」が組織されており、文化財のあり方について官民一体となって検討する体制が組まれている。

国指定の史跡である大森貝塚は、日本考古学発祥の地として高い学術的・象徴的価値を有する。現在は品川区域で史跡公園として整備されているが、周辺の大森駅西側地区には、大森駅に至るまでの区間における歴史的環境の連続性の確保が課題である。

今後は、日本考古学研究史における原点というブランド性を地域に拡充し、大田区立郷土博物館や学校教育、さらには企業等と連携した取組を推進する。また、駅周辺の再整備とあわせて、史跡とまちなみを結ぶ歩行者空間の美装化や電線類地中化等を進め、地域アイデンティティを強化する。

(2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

本門寺五重塔、総門、経蔵等の建造物は、必要に応じて文化庁や東京都ならびに大田区文化財保護審議会委員の指導助言を受けながら保存修理を行う。また、洗足池に見られる勝海舟夫妻墓所、西郷南洲留魂詩碑等は、風化の進行状況に応じて石材補修や保護塗布を実施する。洗足池公園については、景観維持のために護岸の整備や水質浄化、枯損木の更新等を実施する。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

池上本門寺霊宝殿や大田区立郷土博物館を拠点として、文化財に関する展示や体験学習を強化する。洗足池周辺では「名勝洗足池公園保存活用計画」とも連携しながら、勝海舟記念館や洗足池ボートハウスを核として、池上本門寺や大田区立郷土博物館とも結びつけた情報発信体系を整備し、回遊性を向上させる。将来的には、OMAISEN(大森・馬込・池上・洗足池)地域における動線上に文学、自然、史跡を学べる案内や休憩機能を充実させる。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

池上本門寺参道では、電線類地中化、石畳の再整備、街路灯の更新を進め、寺院群と調和する景観を形成する。洗足池では、周辺社寺、公園(広場)、樹林、水面、石碑群が一体となる景観を保全し、季節の自然と歴史が融合する環境を整える。

大森貝塚周辺では、住宅地との境界部に緑地帯を設けたり、大森駅からの動線となる池上通り沿いの歩道整備を行ったりする等、史跡と生活環境が共存するまちづくり計画の策定を検討する。

（５）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

池上本門寺、今泉延命寺、六郷神社等の歴史的建造物には、自動火災報知設備、防火水槽、避難路誘導サインを設置するとともに、消防署や地域住民と連携した防火訓練を実施する計画の策定を検討する。

大森貝塚では、強風や降雨による斜面崩落を防止するため、法面保護工事と排水対策を行うとともに、来訪者の安全面を確保する取組を実施する。

また、防犯カメラの設置等、文化財に対する毀損や盗難への対策を講じる。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

池上・洗足池区域では、文化財をめぐる「歴史スポットマップ」を活用した散策案内を既に実施しているが、今後はさらに各種の団体や組織から提供されているマップと調整しながら、多様なルートやみどころが一覧できるよう、２次元コード等による情報提供を行う。

大森貝塚では、史跡解説会や縄文土器の勉強会等を開催し、日本考古学発祥の地としての認知度向上を図る。ＳＮＳやウェブ動画を活用し、若年層への訴求を強化する。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

大森貝塚の保存にあたり、周辺開発時には発掘届の提出が義務であることを改めて事業者に周知し、開発行為の発生に際しては文化庁や東京都教育委員会へ適切に情報提供する。「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外で新たな遺構や遺物が不時発見された場合は、大森貝塚との関連性を確認したうえで史跡指定範囲の追加を検討し、地域の教育資源としても活用する。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

池上地区では池上本門寺関係団体、大森地区では東京都大森貝塚保存会や地区まちづくり協議会が活動している。これら団体と行政、教育機関、企業が連携し、情報共有と人材育成を進めるための「大田区文化財協働推進会議（仮称）」の設置を検討する。

また、地域住民や学生ボランティア等が参画できる「文化財サポーター制度（仮称）」を導入し、区民参加型の保存活用を推進する。

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

６－１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方

大田区は、歴史的風致維持向上施設[1]の整備または適正な管理等に関する事業を、以下の５つの方針に基づいたハード・ソフトの両面から取り上げ、優先的かつモデル的に実施する。これにより、大田区における歴史的風致の価値や魅力の一層の向上を図るとともに、その効果を大田区全域に波及させていくこととする。

（１）歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上
（２）歴史的建造物の保存・活用の推進
（３）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上
（４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化
（５）歴史・文化（歴史的風致）を活かした地域活性化

事業は、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。

整備に関しては、対象となる施設やその周辺地域の歴史的・文化的な背景、また区民や関連団体の活動等を十分に把握したうえで、最大効果が発揮できうるよう取り組むとともに、区民や来訪者が大田区の歴史的風致を一層身近に感じられるよう工夫して取り組むものとする。

管理に関しては、対象となる施設の管理者や行政機関等と十分な協議や調整を図り、今後も適切な保全や活用を図る。また、必要に応じて、所有者等への適切な指導・助言、地域住民や関連団体との連携を図っていくものとする。

また、国や都の補助制度を有効に活用するよう検討し、整備等を行った施設に対しては公開を行う等、積極的な活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

以上の基本的な考え方に基づいて、以下の事業を実施する。

[1] 道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫等の公用施設、また旧宅等の歴史的な建造物を復元した公的施設等を含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるもの等、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

（１）歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上に関する事業

(1)-01　海苔づくりの歴史及び技術に関する伝統継承事業
(1)-02　旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の功績、地域の歴史等の資料の調査及び研究事業
(1)-03　はしご乗りと池上七福神めぐり事業

（２）歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

(2)-01　龍子記念館・旧川端龍子邸保存活用計画策定事業
(2)-02　大田区文化財保護条例に基づく事業
(2)-03　大田区文化財補助金交付要綱に基づく保存修理事業
(2)-04　埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の発掘調査と記録保存

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

(3)-01　霊山橋ほか１橋長寿命化修繕工事
(3)-02　主要 23 号線整備工事その３（池上新参道・街路灯）
(3)-03　名勝洗足池公園保存活用計画の推進
(3)-04　大田区パークマネジメントマスタープランに基づく歴史・文化の保存・活用

（４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する事業

(4)-01　公衆浴場施設改善助成
(4)-02　公衆浴場事業助成
(4)-03　銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信事業

（５）歴史・文化（歴史的風致）を活かした地域活性化に関する事業

(5)-01　ＡＲ[2]を活用した馬込文士村の魅力発信事業
(5)-02　馬込文士村におけるサイン整備
(5)-03　馬込文士村を活用した事業
(5)-04　ガイドブックの作成等による文化財普及啓発事業
(5)-05　『大田区歴史散策ガイドブック』作成及び頒布事業
(5)-06　自然観察路「池のみち」案内板等整備事業
(5)-07　旧東海道でつながるまち事業（隣接自治体との連携事業）
(5)-08　馬込文士村関連事業
(5)-09　特集記事作成（馬池洗含む）

---

[2] 「Augmented Reality（拡張現実）」の略。現実世界にデジタル情報（画像、動画、３Ｄモデル等）を重ね合わせて表示する技術。

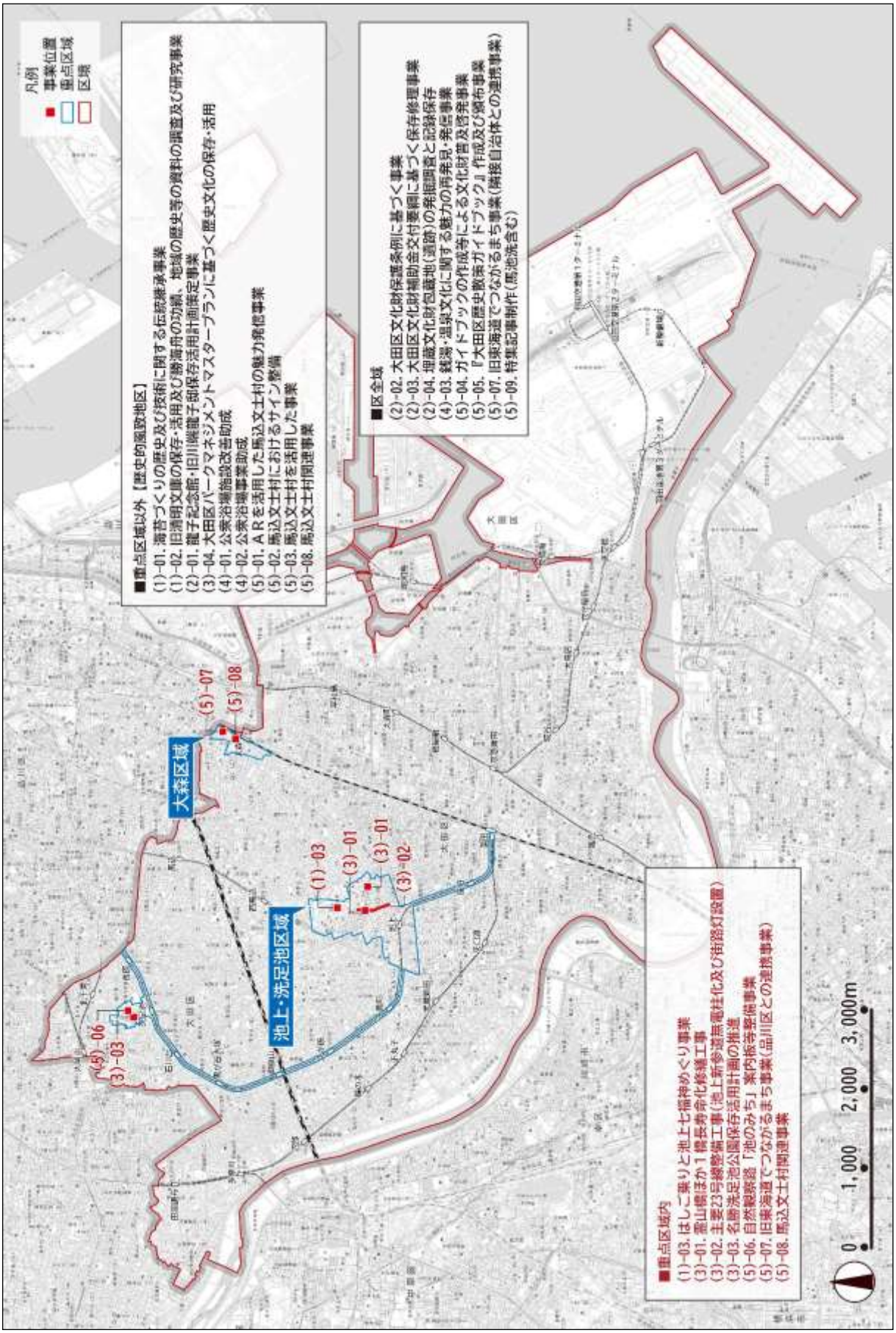
凡例
事業位置
重点区域
区境
■重点区域以外【歴史的風致地区】
(1)-01. 海苔づくりの歴史及び技術に関する伝統継承事業
(1)-02. 旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の功績、地域の歴史等の資料の調査及び研究事業
(2)-01. 龍子記念館・旧川端龍子邸保存活用計画策定事業
(3)-04. 大田区パークマネジメントマスタープランに基づく歴史文化の保存・活用
(4)-01. 公衆浴場施設改善助成
(4)-02. 公衆浴場事業助成
(5)-01. ＡＲを活用した馬込文士村の魅力発信事業
(5)-02. 馬込文士村におけるサイン整備
(5)-03. 馬込文士村を活用した事業
(5)-08. 馬込文士村関連事業
■区全域
(2)-02. 大田区文化財保護条例に基づく事業
(2)-03. 大田区文化財補助金交付要綱に基づく保存修理事業
(2)-04. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の発掘調査と記録保存
(4)-03. 銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信事業
(5)-04. ガイドブックの作成等による文化財普及啓発事業
(5)-05. 『大田区歴史散策ガイドブック』作成及び頒布事業
(5)-07. 旧東海道でつながるまち事業（隣接自治体との連携事業）
(5)-09. 特集記事制作（馬池洗含む）
■重点区域内
(1)-03. はしご乗りと池上七福神めぐり事業
(3)-01. 黒山桜ほか１種長寿命化修繕工事
(3)-02. 主要23号線整備工事（池上新参道無電柱化及び街路灯設置）
(3)-03. 名園洗足池公園保存活用計画の推進
(5)-06. 自然観察路「池のみち」案内板等整備事業
(5)-07. 旧東海道でつながるまち事業（品川区との連携事業）
(5)-08. 馬込文士村関連事業
大森区域
池上・洗足池区域
(5)-07
(5)-08
(1)-03
(3)-01
(3)-01
(3)-02
(5)-06
(3)-03
0
1,000
2,000
3,000m

図 6-1-1　事業位置

6－2．事業

（１）歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上に関する事業

事業番号	(1)-01

事業名	海苔づくりの歴史及び技術に関する伝統継承事業
事業主体	大田区
事業期間	平成 20 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大森 海苔のふるさと館（大田区平和の森公園２－２）
事業概要	「大森 海苔のふるさと館」は、重要有形民俗文化財「大森および周辺地域の海苔生産用具」を保管･展示すると同時に、海苔づくりを支えてきた技術を体験できる施設である。 同館において、年数回の企画展や、海苔づくりの伝統技術を学んで海苔つけや海苔簀をつくる体験学習を行う。隣接する大森ふるさとの浜辺公園では海苔の生育観察を行う。 図 6-2-1　海苔つけ体験 図 6-2-2　海苔の収穫
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	海苔づくりの歴史と技術に関する伝統継承事業を継続的に行うことで、大森地域を中心とした大田区の伝統産業である海苔づくりの魅力や価値を発信する拠点としての役割を持たせることができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(1)-02

事業名	**旧清明文庫の保存･活用及び勝海舟の功績、地域の歴史等の資料の調査及び研究事業**
事業主体	大田区
事業期間	令和元年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	文化財建造物等活用地域活性化(登録有形文化財)（H29 年度）
事業位置	大田区立勝海舟記念館（大田区南千束二丁目３-１）
事業概要	勝海舟記念館は、国登録有形文化財である旧清明文庫の保存･活用及び勝海舟の事蹟や想いを伝える記念館として開館した。かつて、海舟の別荘があったこの地で、海舟に関する資料の調査･研究を行い、情報を公開･発信する。 **図 6-2-3　勝海舟記念館**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国登録有形文化財建造物を後世に引き継ぐとともに、歴史的資料の研究･発信をすることは、教養･学術及び文化の発展、また観光資源のひとつとして活用することができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(1)-03

事業名	**はしご乗りと池上七福神めぐり事業**
事業主体	大森鳶組合、一般社団法人大田観光協会
事業期間	平成７年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	―
事業位置	池上本門寺（大田区池上１-１-１）【重点区域内】 ほかに、本成院、厳定院、妙見堂、養源寺等 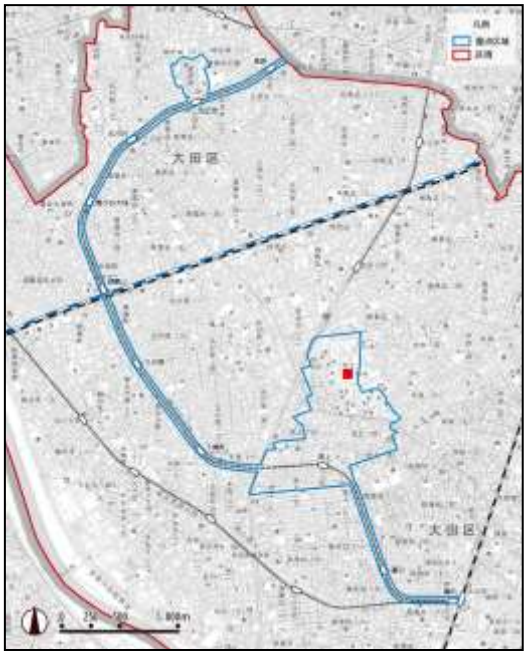 **図 6-2-4　事業位置**
事業概要	大森鳶組合によるはしご乗り披露のイベント運営に関するサポート、インバウンド向けの境内ガイド、こども向けのはしご乗り体験の実施、池上七福神めぐりの周知等を実施する。 **図 6-2-5　はしご乗り** **図 6-2-6　池上七福神色紙**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	はしご乗り披露に関するサポート等は、地域に長年受け継がれている伝統行事の継承と、大田区の歴史･文化資源の大田区内外に対する周知、ひいてはシビックプライドの醸成や観光振興にもつながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

（２）歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

事業番号	(2)-01

事業名	**龍子記念館・旧川端龍子邸保存活用計画策定事業**
事業主体	大田区
事業期間	令和８年度～令和９年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業位置	龍子記念館（大田区中央４-２-１） 旧川端龍子邸（大田区南馬込４-49-11）
事業概要	国登録有形文化財（建造物）である龍子記念館と旧川端龍子邸及びその周辺敷地の本質的価値を適切に保存し、次世代へ確実に伝えていくための保存活用計画の策定を行う。 図 6-2-7　龍子記念館 図 6-2-8　龍子記念館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国登録有形文化財（建造物）を適切に保存、活用することにより、教養・学術及び文化の発展に寄与するとともに、観光資源のひとつとして活用することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(2)-02

事業名	**大田区文化財保護条例に基づく事業**
事業主体	大田区
事業期間	昭和 56 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区立郷土博物館（大田区南馬込５-11-13）※事務局 大田区指定文化財等
事業概要	「大田区文化財保護条例」に基づき、大田区指定文化財の選定と保護、文化財保護審議会の設置と運営、所有者への管理状況調査等を実施する。 **図 6-2-9　「御嶽神社絵馬」調査風景** **図 6-2-10　「宝幢院阿弥陀如来立像」修理完了確認**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大田区内にみられる歴史･文化資源に対し、適切な価値判断を行ったうえで、必要に応じて大田区指定文化財の選定･保護等を行うことから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(2)-03

事業名	**大田区文化財補助金交付要綱に基づく保存修理事業**
事業主体	大田区
事業期間	平成８年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	国宝重要文化財等保存･活用事業費補助金交付要綱 東京都文化財補助金交付要綱
事業位置	大田区立郷土博物館（大田区南馬込５-11-13）※事務局 各指定･登録文化財等
事業概要	「大田区文化財保護条例」に基づき、大田区内に存する指定･登録文化財の保存事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	指定･登録文化財の保存修理事業は、文化財所有者や管理者の修理費用負担を軽減することが可能となり、ひいては、文化財を良好な状態として維持することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(2)-04

事業名	**埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発掘調査と記録保存**
事業主体	大田区
事業期間	平成９年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項 東京都文化財補助金交付要綱
事業位置	大田区立郷土博物館（大田区南馬込５-11-13）※事務局 埋蔵文化財包蔵地（大田区内 236 箇所）
事業概要	大田区内のほぼ全域で確認されている旧石器時代から近代までの埋蔵文化財包蔵地(遺跡)を対象に、適切な発掘調査によって遺跡の実態把握と記録保存・周知を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発掘調査と記録保存による情報蓄積は、地域の歴史や文化を継承する役割を果たし、シビックプライドを醸成する事業にも活用し得ることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

（３）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

事業番号	(3)-01

事業名	**霊山橋ほか１橋長寿命化修繕工事**
事業主体	大田区
事業期間	令和６年度～令和 13 年度
事業手法	大田区単独事業
事業位置	霊山橋（大田区池上１-35～４-19 先） 養源寺橋（大田区池上１-31～４-9 先）【重点区域内】 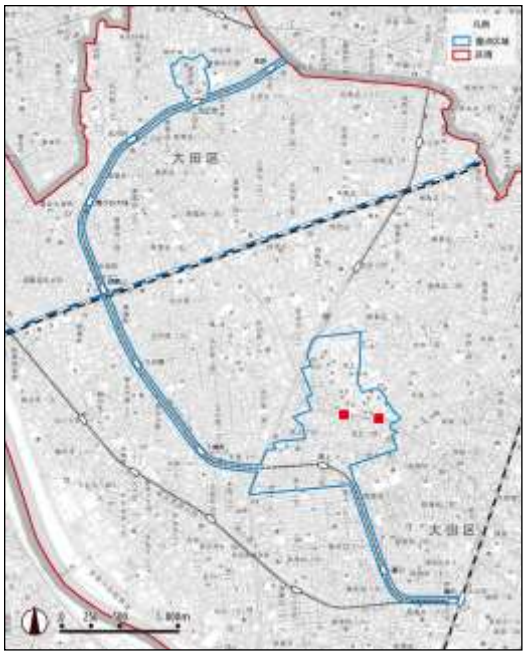 図 6-2-11　事業位置
事業概要	橋の安全性等を確保するための長寿命化対策を実施するとともに、池上本門寺周辺の環境に調和した修景も併せて実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長寿命化対策に併せて行う修景工事は、池上本門寺やその門前の街並みが形成している歴史的な趣きを一層魅力的なものとし、また今後の当該地区における景観形成を牽引するものにもなり得ることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(3)-02

事業名	**主要 23 号線整備工事（池上新参道無電柱化及び街路灯設置）**
事業主体	大田区
事業期間	令和３年度～令和 13 年度
事業手法	大田区単独事業
事業位置	道路（大田区池上４-29～16）【重点区域内】 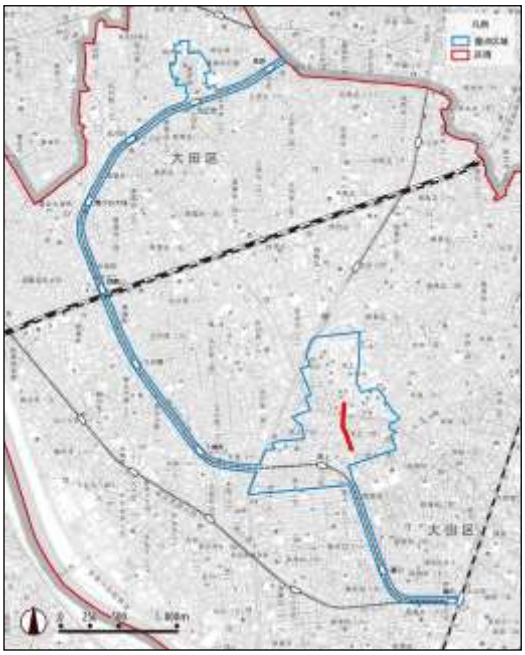 **図 6-2-12　事業位置**
事業概要	「大田区無電柱化推進計画」に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に無電柱化整備等を行う。 道路舗装　　5,400 ㎡ 街路灯設置　15 基（R8_11 基　R9_4 基） 電線共同溝　700m **図 6-2-13　整備前** **図 6-2-14　整備後(イメージ)**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	主要 23 号線整備工事は、無電柱化によって、緊急輸送路を確保し、歩行空間の快適性や魅力的な都市景観を形成するとともに、池上新参道の景観と調和する街路灯を整備し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(3)-03

事業名	**名勝洗足池公園保存活用計画の推進**
事業主体	大田区、洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺
事業期間	令和４年度～令和 13 年度（計画改定後、事業継続予定）
事業手法	東京都文化財保存事業費補助金
事業位置	大田区立洗足池公園（大田区南千束２-14-５）【重点区域内】 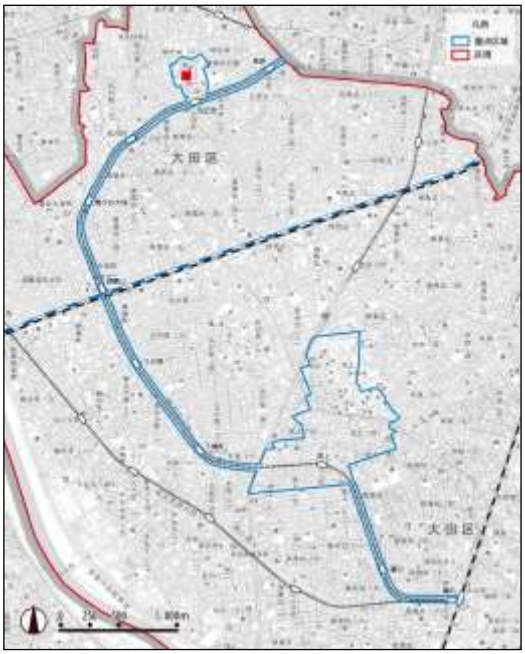 図 6-2-15　事業位置
事業概要	令和３年に策定した「名勝洗足池公園保存活用計画」に基づいて、洗足池における風致景観を保存活用するために、水環境の維持･保全や景観構成重要木の保護･育成等を行う。 図 6-2-16　洗足池公園 図 6-2-17　名勝洗足池公園保存活用連絡協議会の様子
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「名勝洗足池公園保存活用計画」は、洗足池の水環境や公園及び周辺環境の保全を通じて良好な景観を維持することを目的とする。また、大田区、地域住民、洗足風致協会、千束八幡神社及び星頂山妙福寺による協働体制を通じて、名勝の誇る歴史･文化資源の保存、活用を図り、地域住民や公園利用者のシビックプライドの醸成に寄与するとともに、歴史的風致の維持及び向上に繋げる。

事業番号	(3)-04

事業名	大田区パークマネジメントマスタープランに基づく歴史･文化の保存・活用
事業主体	大田区
事業期間	令和８年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業 都市計画交付金　ほか
事業位置	歴史的風致の範囲内の公園･緑地
事業概要	「大田区パークマネジメントマスタープラン」は、大田区内 572 箇所(令和７年(2025)４月時点)の公園緑地を対象として、整備、管理及び運営に関する方向性を示す羅針盤となる計画である。当該計画は、「大田区歴史的風致維持向上計画」に基づく歴史･文化の保存･活用の観点と整合を図り、公園の活用方法のひとつとして、各歴史的風致を踏まえた学びの場や公園施設の整備等を行うことで、魅力あふれる公園づくりを推進する。 図 6-2-18　大田区パークマネジメントマスタープラン及びこども版 図 6-2-19　魅力あふれる、おおたの公園
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「大田区パークマネジメントマスタープラン」における歴史･文化の保存･活用に関する取組は、公園緑地の有する特色をより際立たせるとともに、楽しみながら歴史･文化に関する知識を得ることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

（４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する事業

事業番号	(4)-01

事業名	**公衆浴場施設改善助成**
事業主体	大田区
事業期間	昭和 59 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区内公衆浴場(銭湯)
事業概要	大田区内公衆浴場の施設等の改善工事及び備品購入等に要する経費の一部を補助することや、施設の改築または改修の事業費の一部を交付する。 図 6-2-20　はすぬま温泉 図 6-2-21　明神湯
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	公衆浴場施設改善助成は、大田区の歴史･文化資源のひとつに数えられる公衆浴場業を守り、運営を円滑にするとともに、区民の健康増進や利用者相互の交流促進を図ること、また貴重な観光資源を守ることにもなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(4)-02

事業名	**公衆浴場事業助成**
事業主体	大田区
事業期間	昭和 63 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区内公衆浴場(銭湯)
事業概要	公衆浴場の活性化と安定化のために東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部が実施している事業に対し、その経費の一部を補助する。なお、補助の対象は、大田支部が当該年度において行う、しょうぶ湯、ゆず湯等、公衆浴場利用促進事業助成、施設運営費助成とする。 **図 6-2-22　ぼんたん湯(天神湯)**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	公衆浴場事業助成は、大田区が歴史･文化資源のひとつとして数えられる公衆浴場業を守り、運営を円滑化するとともに、区民の健康増進や利用者相互の交流促進を守ること、また、貴重な観光資源を守ることにもなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(4)-03

事業名	**銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信事業**
事業主体	大田区、一般社団法人大田観光協会
事業期間	令和８年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区内公衆浴場(銭湯)ほか
事業概要	大田区の歴史・文化資源であり、観光資源となっている温泉・銭湯を、歴史的・文化的な背景を含め、大田区内外に広く発信・ＰＲを行う。 図 6-2-23　情報マップ(表紙) 図 6-2-24　情報マップ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信は、大田区の歴史・文化資源のひとつに数えられる銭湯・温泉の集積を大田区内外に周知し、認知度を一層高め、大田区来訪目的地のひとつとしての優位性を向上させることで、関係・交流人口の増加が期待できるとともに、区民のシビックプライドの醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

（５）歴史・文化（歴史的風致）を活かした地域活性化に関する事業

事業番号	(5)-01

事業名	ＡＲを活用した馬込文士村の魅力発信事業
事業主体	大田区
事業期間	令和８年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	馬込文士村（馬込・山王周辺）
事業概要	馬込文士村にゆかりのある文士たちの旧宅跡や記念館等の周辺において、ＡＲを活用して当時の風景の再現や文士たちが語りかける演出を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ＡＲを活用した馬込文士村の魅力発信は、情報を視覚的に発信することで、誰が容易に郷土の歴史・文化を理解しやすくなるだけでなく、シビックプライドの醸成にもつながり、ひいては観光振興をも担うことが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-02

事業名	**馬込文士村におけるサイン整備**
事業主体	大田区
事業期間	令和８年度
事業手法	大田区単独事業
事業位置	馬込文士村（馬込・山王・中央周辺）
事業概要	馬込文士村に点在しているサイン（文士解説板、エリアの案内板）を、馬込文士村の歴史的背景や文化的価値を伝える魅力的なものへリニューアルする。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	サイン案内板のリニューアルを通じて行われる地域の魅力発信が、地域住民の郷土理解の促進やシビックプライドの醸成につながり、ひいては観光振興をも担うことが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-03

事業名	**馬込文士村を活用した事業**
事業主体	大田区
事業期間	昭和 63 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区立郷土博物館（大田区南馬込５-11-13）
事業概要	大田区立郷土博物館では、常設展「馬込文士村」内で文士村在住作家･美術家の作品･原稿･愛用品等を展示しており、同コーナーを活用した展示解説を行っている。また、大田区立郷土博物館主催の養成講座の受講生を中心に発足し、大田区立郷土博物館を拠点として活動する馬込文士村ガイドの会は作家･美術家の居住跡に大田区が設置した解説板や文士村関連施設(山王草堂記念館･熊谷恒子記念館･龍子記念館･山王会館馬込文士村資料展示室･尾崎士郎記念館)をめぐるまち歩きを実施している。 今後においても、大田区内外の人々に大田区が誇る文化資源である馬込文士村の歴史と広がりを知らせる機会を創出する。 **図 6-2-25　ガイドの様子** **図 6-2-26　ガイドの様子**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	馬込文士村に関わる展示解説やまち歩きを継続的に行うことは、馬込文士村の存在と魅力を大田区内外に発信し、貴重な文化資源として将来に継承することができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-04

事業名	ガイドブックの作成等による文化財普及啓発事業
事業主体	大田区
事業期間	昭和 38 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区立郷土博物館（大田区南馬込５-11-13）※事務局 各指定･登録文化財等
事業概要	これまで、文化財の調査報告等を掲載した『大田区の文化財』『大田区の埋蔵文化財』シリーズや、実際に見学してもらうことを想定した『大田区歴史散策ガイドブック』シリーズを刊行し、大田区内文化財の普及啓発に努めている。今後は、こども向けに大田区文化財のガイダンスブックを作成し、各小中学校や図書館に配布する。 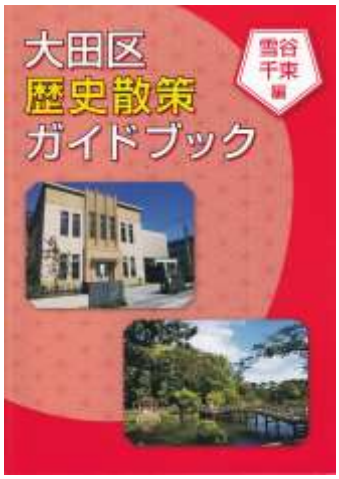 図 6-2-27　ガイドブック （雪谷･千束編）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	いわゆる「文化財読本」を活用することは、地域住民には自らが暮らす地域への愛着や親しみ、こどもたちには郷土への関心、また、来訪者には大田区の歴史と特色を知る機会を与えることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-05

事業名	**『大田区歴史散策ガイドブック』作成及び頒布事業**
事業主体	大田区
事業期間	平成 29 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区立郷土博物館（大田区南馬込５-11-13）※事務局 各指定･登録文化財等
事業概要	『大田区歴史散策ガイドブック』は、現地へ足を運んでもらうことを目的として、実際に見学できる文化財を中心に掲載するとともに、数時間～半日程度で歩くことができる見学ルートも掲載している。平成 29 年度から令和２年度にかけて刊行した本ガイドブックを今後も継続して頒布する。 **図 6-2-28 ガイドブック（嶺町･田園調布編）**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	『大田区歴史散策ガイドブック』の作成及び頒布は、無理のないまち歩きプランを提案し、気軽に地域の歴史や文化を学ぶ機会を与えることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-06

事業名	**自然観察路「池のみち」案内板等整備事業**
事業主体	大田区
事業期間	令和８年度～令和 12 年度
事業手法	大田区単独事業
事業位置	池のみち 洗足池公園(洗足公園)（大田区南千束２-14-５） 【重点区域内】 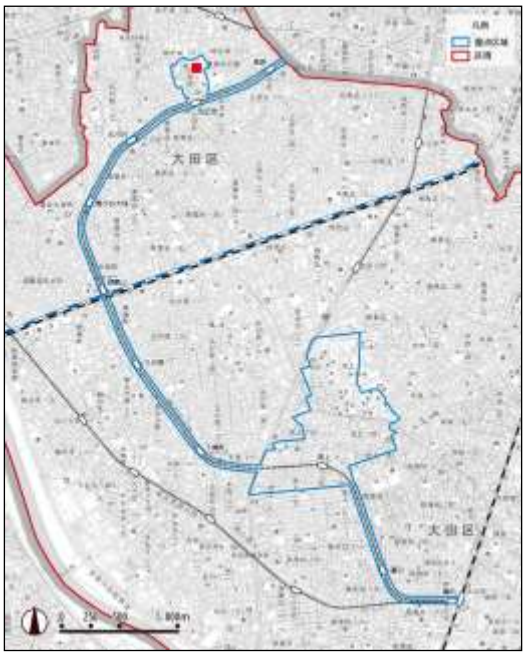 図 6-2-29　事業位置 小池公園(洗足小池公園)（上池台一丁目 36 番１号）
事業概要	日蓮や源頼朝、勝海舟といった歴史に名を刻んだ人物と深い関わりがあり、また歌川広重の『名所江戸百景』に描かれている洗足池において、歴史的背景を加えた案内板や解説板を再構成する環境整備を行う。 図 6-2-30　案内板(洗足池 中原街道沿い) 図 6-2-31　案内板(洗足池)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	自然散策路「池のみち」の環境整備は、区民や来訪者が当該公園の散策を一層楽しむことが可能となり、また地域の自然環境や歴史･文化への理解と関心を深めるきっかけとなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-07

事業名	旧東海道でつながるまち事業（隣接自治体との連携事業）
事業主体	一般社団法人大田観光協会　他
事業期間	令和６年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区　他
事業位置	大森貝塚【重点区域内】、美原通り等 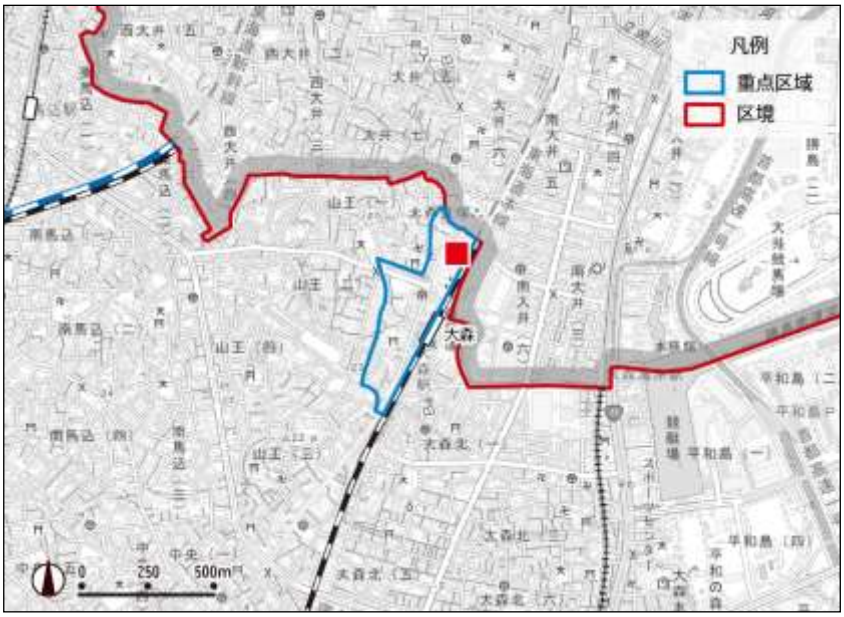 図 6-2-32　事業位置
事業概要	隣接自治体と連携し、旧東海道と大森エリアという共通の観光資源を盛り上げるため、重ね捺しスタンプラリーとクイズラリーの、２つのラリーイベントを実施する。 図 6-2-33　磐井神社 図 6-2-34　旧東海道スタンプ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大田区と隣接自治体の共通の観光資源を、旧東海道を中心に紹介し、参加者に地域の歴史･文化に触れる機会を創出することで、当該地域の魅力を継承していくことに繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-08

事業名	**馬込文士村関連事業**
事業主体	一般社団法人大田観光協会、一般社団法人 EXPRESSION、馬込文士村ガイドの会
事業期間	平成 16 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大森エリア【重点区域内】、馬込エリア 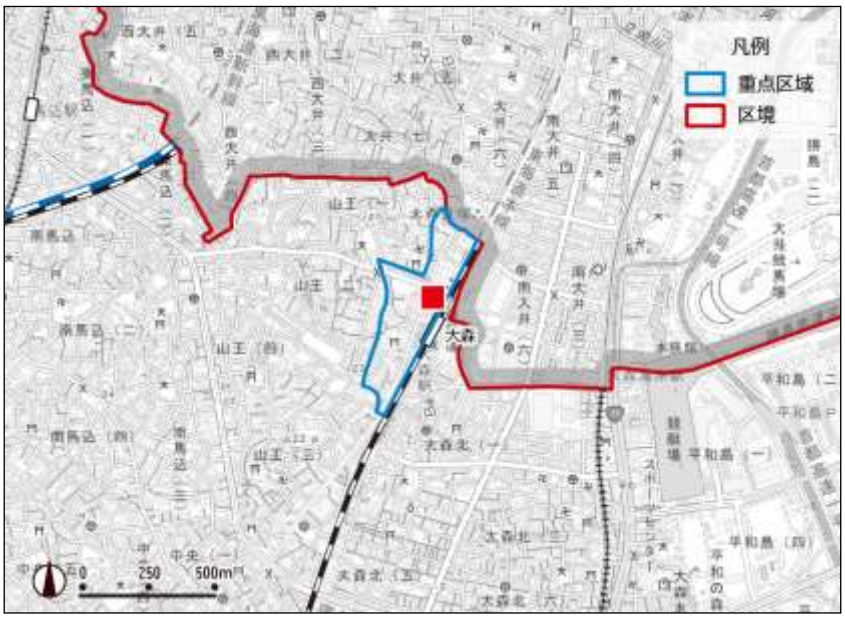 **図 6-2-35　事業位置**
事業概要	音楽劇「赤毛のアン」や馬込文士村ガイドの会「まちあるき･大森さんぽ」の継続的な実施と、新しいまちあるきコースの検討とツアーの造成を行う。 **図 6-2-36　大森･馬込/散歩ツアーの様子** **図 6-2-37　「赤毛のアン」パネル展の様子**
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	馬込文士村に関連する作家等の物語上演やまち歩きの実施等は、馬込文士村に対して着目するきっかけづくりや、当該地域や関連する作家等への理解を深める契機となることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-09

事業名	**特集記事制作（馬池洗含む）**
事業主体	一般社団法人大田観光協会
事業期間	令和５年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	大田区単独事業
事業位置	大田区内全域（馬池洗地域等を重点）
事業概要	大田観光協会の公式サイトにおいて、大田区内で実施するイベントや施設等の情報発信を行う。 図 6-2-38　情報発信(洗足池) 図 6-2-39　情報発信(池上) 図 6-2-40　情報発信(馬込)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	馬池洗地域等に対する特集記事の制作や情報発信等は、当該地域を含む大田区全体の歴史･文化資源に着目した新たな魅力の発見や探求につながるとともに、それらの情報を基にした大田区内回遊の促進にもなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針

７－１.歴史的風致形成建造物の指定基準と対象要件

（１）歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

大田区は、これまでに文化財保護法並びに都及び大田区の文化財保護条例により、多数の建造物を保護してきた。一方で、大田区内には指定文化財や登録文化財に指定または登録されていないものの、歴史的な価値を有する建造物が多数存在し、歴史的風致形成の観点から、これらの建造物の適切な保全が求められている。

このため、大田区では、歴史的建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物は、その所有者等の同意を得たうえで「歴史的風致形成建造物」として指定し、保全を図ることとする。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限るものとする。

■歴史的風致形成建造物：
区市町村は、歴史まちづくり法第 12 条に基づいて、重点区域内において歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物を指定することができる。

（２）歴史的風致形成建造物の対象要件

以下のいずれかに該当する建造物を対象とする。

①東京都文化財保護条例に基づく指定文化財（都指定文化財）
②大田区文化財保護条例に基づく指定文化財（区指定文化財）
③文化財保護法に基づく国登録有形文化財及び国登録記念物
④景観法に基づく景観重要建造物
⑤その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして、特に大田区長が必要と認めるもの

（３）歴史的風致形成建造物の指定基準

前項の対象要件を満たした建造物で、かつ重点区域内に所在する、以下のいずれかに該当するものを指定する。

①形態、意匠及び技術において優れているもの
②歴史性、地域の固有性、希少性の観点から評価が高く、保全が必要なもの
③外観が景観上の特色を有し、街並みの構成要素として重要なもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。
・概ね築 50 年以上を経過しているもの
・所有者又は管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が行われる見込みのあるもの

7－2．歴史的風致形成建造物の指定候補一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は、以下のとおりである。

指定区分　凡例
①都指定文化財
②区指定文化財
③国登録有形文化財等
④景観重要建造物
⑤その他

関連する歴史的風致　凡例
①日蓮信仰
②四季を彩る伝統文化
③銭湯文化
④洗足池の景観保存
⑤大森貝塚
⑦海苔のふるさと
⑧馬込文士村

表 7-2-1　歴史的風致形成建造物の指定候補（表中の「指定年月日」に記入のあるものは、指定済み）

No.	名称 指定年月日	写真	所在地 所有者(管理者)	建築年代	指定区分	関連する歴史的風致
1	総門		池上 池上本門寺	元禄年間 (1688-1704)	②	①
2	経蔵		池上 池上本門寺	天明４年(1784)	②	①
3	石段		池上 池上本門寺	慶長年間 (1596-1615)	②	①

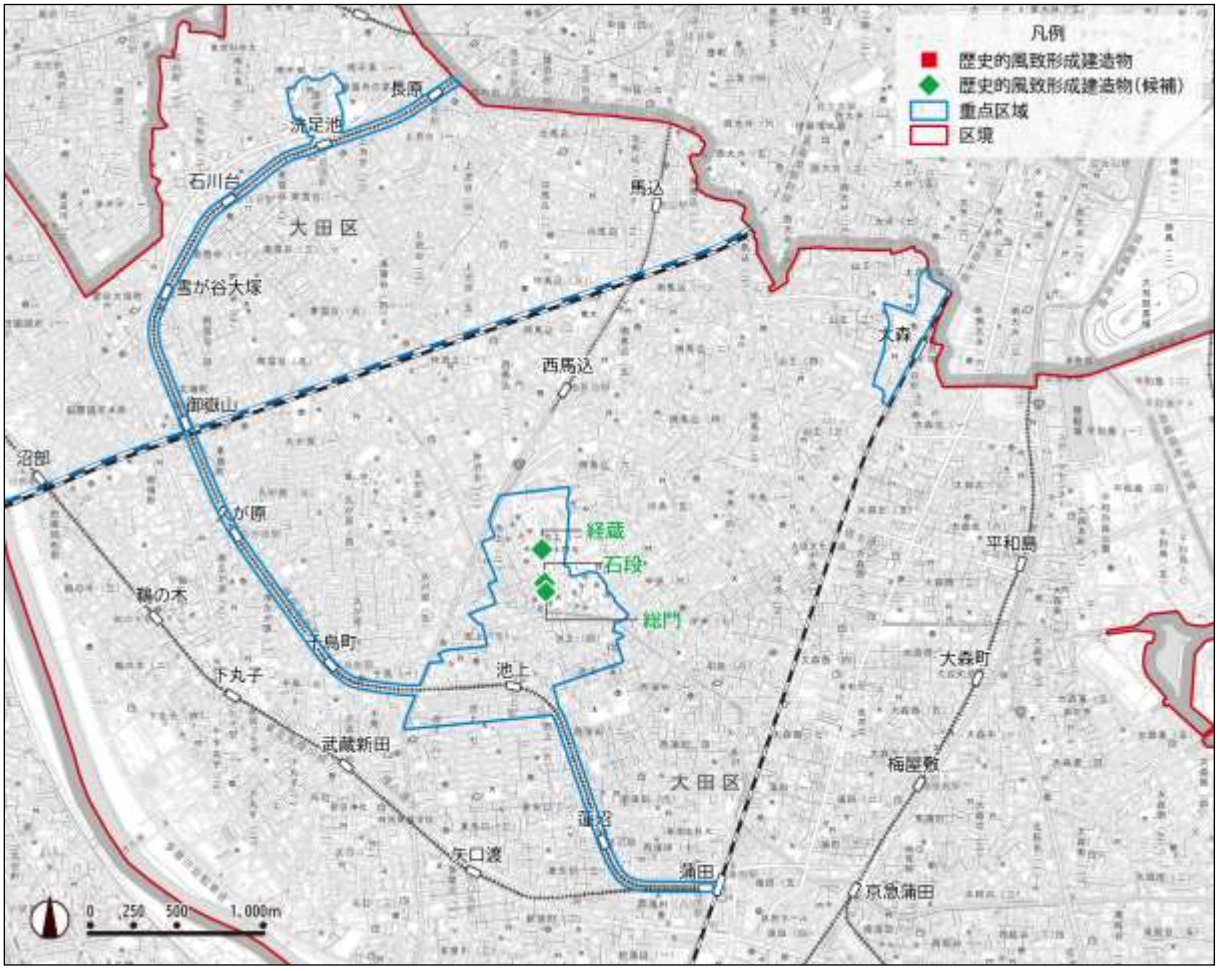

図 7-2-1　歴史的風致形成建造物(候補)の位置

第８章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

８－１.歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

（１）都指定文化財または大田区指定文化財である歴史的風致形成建造物（史跡名勝天然記念物を除く）

都･大田区指定の文化財（建造物）は、外部はもちろん、内部についても現状保存を基本とする。

なお、これらの建造物を維持･保存、または公開のために修理等を行う場合は、都または大田区の文化財保護条例に基づいたうえで、必要に応じて部材や文献等の調査･研究を行い、それらの結果を踏まえた修復や復原等を原則とする。

（２）都指定史跡旧跡名勝天然記念物または大田区指定史跡名勝天然記念物である歴史的風致形成建造物

都･大田区指定の史跡（旧跡）名勝天然記念物は、現状保存を基本とする。

なお、これらの史跡（旧跡）名勝天然記念物を維持･保全、または公開のために修理等を行う場合は、都または大田区の文化財保護条例に基づいたうえで、必要に応じて文献や歴史資料等の調査･研究を行い、それらの結果を踏まえた修復や復原等を原則とする。

（３）国登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

国登録の有形文化財（建造物）は、外部を主対象とした維持･保存を基本とし、文化財保護法に基づく適切な維持管理を行う。

なお、外部の変更を伴わない部分的な改修や外部の建築当初への復原は認める。また、内部については、外部やそこで行われる歴史や伝統を反映した活動を妨げない範囲で、諸活用のために必要な改造は認める。

（４）景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

景観重要建造物は、外部を主対象とした現状保存を基本とし、景観法に基づく維持管理を行う。

なお、道路等の公共空間から通常望見できる範囲については、周囲の景観との調和を図るよう適切な維持管理を行い、それ以外の範囲については、歴史や伝統を反映した活動を妨げない範囲で、外部の変更を伴わない部分的な改修や外部の建築当初への復原は認める。

（５）上記以外（法、条例、要綱等による指定を受けていない）の歴史的風致形成建造物

建造物の外部を主対象とした維持保存を基本とする。

なお、外部の変更を伴わない部分的な改修や外部の建築当初への復原は認め、内部についても外部やそこで行われる歴史や伝統を反映した活動を妨げない範囲で、諸活用のために必要な改造は認める。

８－２．歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務

（１）所有者等の管理義務

歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権限を持つ者は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう適切に管理する義務が生じる。

（２）増築等の維持、保全または継承に伴う制約

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却をしようとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、大田区長に届け出る必要がある。大田区長は、その届出に係る行為が歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認める場合は、その届出に係る行為に関して設計の変更等の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、または滅失、毀損その他の事由により指定の要件や理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。

また、建造物の所有者に変更が生じた場合、新しい所有者は、大田区長に改めて届出を行う必要がある。

（３）届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第３条第 1 号の規定に基づく届け出が不要な行為は、以下のとおりである。

①東京都文化財保護条例第４条第 1 項の規定に基づく都指定有形文化財について、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為及び同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出をして行う行為

②東京都文化財保護条例第 26 条第 1 項の規定に基づく都指定有形民俗文化財について、同条例第 28 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出をして行う行為

③東京都文化財保護条例第 33 条第 1 項の規定に基づく都指定史跡旧跡名勝天然記念物について、同条例第 36 条において準用される第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可及び第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出をして行う行為

④大田区文化財保護条例第４条第 1 項の規定に基づく区指定有形文化財について、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為及び同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出をして行う行為

⑤大田区文化財保護条例第 26 条第 1 項の規定に基づく区指定有形民俗文化財について、同条例第 28 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出をして行う行為

⑥大田区文化財保護条例第 33 条第 1 項の規定に基づく区指定史跡名勝天然記念物について、同条例第 36 条において準用される第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可及び第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出をして行う行為

⑦文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為

⑧景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可を受けて行う行為

参考資料

資料-１.指定等文化財一覧

（１）国指定文化財

表 資料-1-1　国指定文化財

区分	種別	名称	名称(ヨミ)	所在地	公開情報	指定年月日
有形	建造物	本門寺五重塔	ホンモンジゴジュウノトウ	池上 1-1　池上本門寺山内	通年（外観のみ）	M44. 4. 17 S32. 2. 19 （名称及び形式変更）
		池上本門寺宝塔	イケガミホンモンジホウトウ	池上 2-10　池上本門寺山内	通年（外観のみ）	H22. 12. 24
	彫刻	木造日蓮聖人坐像	モクゾウニチレンショウニンザゾウ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S3. 8. 17
	古文書	兄弟抄 日蓮筆	ケイテイショウ ニチレンヒツ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S43. 4. 25
無形	芸能	内田成信/総合認定				H23. 7. 15/総合認定
	工芸技術	本阿彌道弘(雅号光洲)/各個認定				H26. 10. 23/各個認定
民俗	有形	大森及び周辺地域の海苔生産用具	オオモリオヨビシュウヘンチイキノノリセイサンヨ ウグ	平和の森公園 2-2　大森 海苔のふるさと館	通年	H5. 12. 13、 H11. 12. 21 追加指定
記念物	史跡	大森貝塚	オオモリカイヅカ	山王 1-3(記念碑)	通年	S30. 3. 24
		亀甲山古墳	カメノコヤマコフン	田園調布 1-63　多摩川台公園内	通年	S3. 2. 7

（２）国登録文化財

表 資料-1-2　国登録文化財

区分	種別	名称	名称(ヨミ)	所在地	公開情報	指定年月日
有形	建造物	守屋家住宅主屋	モリヤケジュウタクシュオク	大森北(個人宅)	外観のみ	H12. 2. 15
		高橋診療所	タカハシシンリョウジョ	山王	外観のみ	H12. 2. 15
		河原家住宅主屋	カワハラケジュウタクシュオク	南馬込(個人宅)	外観のみ	H12. 2. 15
		萬屋酒店	ヨロズヤサケテン	池上 4-23-6	所有者が商店として使用	H12. 2. 15
		旧清明文庫	キュウセイメイブンコ	南千束 2-3-1	「勝海舟記念館」として公開	H12. 2. 15
		吉川家住宅主屋	ヨシカワケジュウタクシュオク	田園調布(個人宅)	外観のみ	H12. 2. 15
		竹中家住宅主屋	タケナカケジュウタクシュオク	田園調布(個人宅)	外観のみ	H12. 9. 26
		鳥海家住宅主屋	トリウミケジュウタクシュオク	東矢口(個人宅)	外観のみ	H14. 6. 25
		妙福寺祖師堂(旧七面大明神堂)	ミョウフクジソシドウ(キュウシチメンダイミョウジンドウ)	南千束 2-2-7　妙福寺境内	外観のみ	H14. 6. 25
		昭和のくらし博物館(旧小泉家住宅主屋)	ショウワノクラシハクブツカン(キュウコイズミケジュウタクシュオク)	南久が原 2-26-19	「昭和のくらし博物館」として公開	H14. 6. 25

		松風荘主屋	ショウフウソウシュオク	南千束 2-25-6	外観のみ	H15.3.18
		松風荘待合	ショウフウソウマチアイ	南千束 2-25-6	外観のみ	H15.3.18
		松風荘門	ショウフウソウモン	南千束 2-25-6	外観のみ	H15.3.18
		実相寺本堂	ジッソウジホンドウ	池上 2-10-17　実相寺境内	外観のみ	H15.3.18
		実相寺門	ジッソウジモン	池上 2-10-17　実相寺境内	外観のみ	H15.3.18
		三橋家住宅主屋	ミツハシケジュウタクシュオク	久が原(個人宅)	外観のみ	H16.3.2
		位田家住宅主屋	インデンケジュウタクシュオク	田園調布(個人宅)	外観のみ	H17.2.9
		山﨑家住宅主屋	ヤマザキケジュウタクシュオク	西嶺町(個人宅)	外観のみ	H18.8.3
		御嶽神社末社一山神社 祖霊社	オンタケジンジャマッシャイッサンジンジャソレイシャ	北嶺町 37-20　御嶽神社境内	外観のみ	H28.2.25
		御嶽神社水行堂	オンタケジンジャスイギョウドウ	北嶺町 37-20　御嶽神社境内	外観のみ	H28.2.25
		御嶽神社社務所	オンタケジンジャシャムショ	北嶺町 37-20　御嶽神社境内	外観のみ	H28.2.25
		伊藤家住宅主屋	イトウケジュウタクシュオク	東雪谷(個人宅)	外観のみ	H28.2.25
		私の家(清家清自邸)	ワタシノイエ(セイケキヨシジテイ)	東雪谷(個人宅)	外観のみ	H29.10.27
		塚﨑家住宅主屋	ツカザキケジュウタクシュオク	山王(個人宅)	外観のみ	H29.10.27
		塚﨑家住宅門及び塀	ツカザキケジュウタクモンオヨビヘイ	山王(個人宅)	外観のみ	H29.10.27
		数江家住宅主屋	カズエケジュウタクシュオク	久が原(個人宅)	外観のみ	R2.8.17
		旧川端龍子邸主屋及び中門	キュウカワバタリュウシテイオモヤオヨビチュウモン	南馬込 4-49-11	原則外観のみ	R6.3.6
		旧川端龍子邸仏間棟	キュウカワバタリュウシテイブツマトウ	南馬込 4-49-11	原則外観のみ	R6.3.6
		旧川端龍子邸持仏堂	キュウカワバタリュウシテイジブツドウ	南馬込 4-49-11	原則外観のみ	R6.3.6
		旧川端龍子邸画室	キュウカワバタリュウシテイガシツ	南馬込 4-49-11	原則外観のみ	R6.3.6
		龍子記念館	リュウシキネンカン	中央 4-2-1	「龍子記念 館」展示室として公開	R6.3.6

(3)都指定文化財

表 資料-1-3　都指定文化財

区分	種別	名称	名称(ヨミ)	所在地	公開情報	指定年月日
有形	建造物	武家屋敷門	ブケヤシキモン	下丸子 3-19-7　蓮光院	通年(外観のみ)	S39.4.28
	絵画	紙本着色新田大明神縁起絵 加ト筆	シホンチャクショクニッタダイミョウジンエンギエ カボクヒツ	矢口 1-21-23　新田神社	毎年 10 月 10 日(一部)	S38.3.19
	彫刻	木造四天王立像	モクゾウシテンノウリュウゾウ	鵜の木 1-23-10　光明寺	非公開	S38.10.29
		木造薬師如来坐像(薬師堂安置)	モクゾウヤクシニョライザゾウ(ヤクシドウアンチ)	西六郷 2-33-10　安養寺	非公開	S37.3.31
		木造釈迦如来坐像(所在薬師堂)	モクゾウシャカニョライザゾウ(ショザイヤクシドウ)	西六郷 2-33-10　安養寺	非公開	S37.3.31
		木造阿弥陀如来坐像(所在薬師堂)	モクゾウアミダニョライザゾウ(ショザイヤクシドウ)	西六郷 2-33-10　安養寺	非公開	S37.3.31
	典籍	法華経版木	ホケキョウハンギ	池上 2-10-5　本行寺	毎年 11 月 3 日(一部)	S39.4.28
	古文書	日蓮消息	ニチレンショウソク	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開※1	S39.4.28
		日蓮筆大曼荼羅	ニチレンヒツダイマンダラ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開※1	S39.4.28

		日蓮遺物配分帳	ニチレンイブツハイブンチョウ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開※1	S39. 4. 28
		日興筆身延山守番帳	ニッキョウヒツミノブサンシュバンチョウ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開※1	S39. 4. 28
		日朗筆大曼荼羅	ニチロウヒツダイマンダラ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開※1	S39. 4. 28
		宝幢院文書	ホウドウインモンジョ	西六郷 2-52-1　宝幢院	非公開	S39. 4. 28
		新井宿村名主惣百姓等訴状写	アライジュクムラナヌシソウヒャクショウラソジョウウツシ	山王 3-22-16　善慶寺	非公開	S39. 4. 28
		大森・羽田浦海苔ひび一件史料	オオモリ・ハネダウラノリヒビイッケンシリョウ	(個人蔵)	非公開	S39. 4. 28
		平川家文書	ヒラカワケモンジョ	(個人蔵)	非公開	S39. 4. 28
民俗	無形	水止舞	ミズトメ(ノ)マイ ※ミズドメ(ノ)マイ、スイシマイとも読む	(伝承地) 大森東 3-7-27　厳正寺	毎年 7 月 14 日	S38. 3. 19
		六郷神社の流鏑馬	ロクゴウジンジャノヤブサメ	(伝承地) 東六郷 3-10-18　六郷神社	毎年 1 月 7 日	S38. 3. 19
		双盤念仏 附 双盤念仏用具 38 点	ソウバンネンブツ	(伝承地) 矢口 2-26-17　延命寺	毎年 5 月 24 日(盂蘭盆会)、7 月 24 日(地蔵祭り)、10 月 24 日(十夜 法要)	H3. 3. 8
記念物	史跡	宝莱山古墳	ホウライサンコフン	田園調布 4-4　多摩川台公園内	通年	T15. 4、 S27. 4. 1 史跡、 S30. 3. 28 旧跡、 H8. 3. 18 種別変更
		多摩川台古墳群	タマガワダイコフングン	田園調布 1-63 ほか　多摩川台公園内	通年	H12. 3. 6
		奥絵師狩野家墓所	オクエシカノウケボショ	池上 2-10　池上本門寺山内	通年	H25. 3. 25
	旧跡※2	新井宿義民六人衆墓	アライジュクギミンロクニンシュウハカ	山王 3-22-16　善慶寺	通年	S6. 12. 2 標識、 S27. 4. 1 史跡、 S30. 3. 28 旧跡
		南洲海舟評議の処	ナンシュウカイシュウヒョウギノトコロ	池上 1-1　池上本門寺松濤園内	非公開	S11. 3. 4 標識、 S27. 4. 1 史跡、 S30. 3. 28 旧跡
		日蓮上人入滅の旧跡	ニチレンショウニンニュウメツノキュウセキ	池上 2-10-5　本行寺	通年(境内)	S11. 3. 4 標識、 S27. 4. 1 史跡、 S30. 3. 28 旧跡
		鵜木大塚古墳	ウノキオオツカコフン	雪谷大塚町 14-13	通年	S5. 6. 2
	名勝	洗足池公園	センゾクイケコウエン	南千束 2-33 周辺	通年	H31. 3. 15
	天然記念物	秋葉のクロマツ	アキバノクロマツ	田園調布 5-3-19	通年	S38. 3. 19

※1：霊宝館で公開されていることがある。
※2：「旧跡」は、東京都独自の分類。

（４）区指定文化財

表 資料-1-4　区指定文化財

区分	種別	名称	名称(ヨミ)	所在地	公開情報	指定年月日
有形	建造物	総門	ソウモン	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49. 2. 2
		経蔵	キョウゾウ	池上 1-1-1　池上本門寺	通年(外観)	S49. 2. 2
		石段	イシダン	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49. 2. 2
		社殿彫刻	シャデンチョウコク	北嶺町 37-20　御嶽神社	通年	S49. 2. 2
		社殿	シャデン	久が原 2-18-4　東部八幡神社	通年	S49. 2. 2
		石鳥居	イシドリイ	北糀谷 1-22-10　子安八幡神社	通年	S49. 2. 2
		石鳥居	イシドリイ	蒲田 3-2-10　蕪田神社	通年	S49. 2. 2
		南谷檀林板頭寮遺構	ナンコクダンリンバントウリョウイコウ	池上 1-31-10　照栄院	非公開	S49. 2. 2
		牛頭天王堂	ゴズテンノウドウ	本羽田 3-9-10　自性院	通年	S49. 2. 2
	絵画	三面大黒天画像	サンメンダイコクテンガゾウ	大森中 2-7-19　大林寺	非公開	S50. 3. 19
		三十番神画像	サンジュウバンジンガゾウ	池上 2-10-5　本行寺	非公開	S50. 3. 19
		観世音菩薩絵馬	カンゼオンボサツエマ	萩中 1-13-13　正覚寺	非公開	S50. 3. 19
		釈迦涅槃刺繍画像	シャカネハンシシュウガゾウ	池上 1-19-25　法養寺	非公開	S51. 2. 25
	彫刻	阿弥陀如来及び両脇侍立像	アミダニョライオヨビリョウワキジリュウゾウ	南馬込 1-49-1　萬福寺	非公開	S49. 2. 2
		青面金剛及び二童子四夜叉立像	ショウメンコンゴウオヨビニドウジヨンヤシャリュウゾウ	田園調布南 24-18　密蔵院	非公開	S49. 2. 2
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	久が原 2-1-25　樹林寺	非公開	S49. 2. 2
		十一面観世音菩薩立像	ジュウイチメンカンゼオンボサツリュウゾウ	西蒲田 6-13-14　蓮花寺	非公開	S49. 2. 2
		大日如来坐像	ダイニチニョライザゾウ	新蒲田 2-3-6　金剛院	非公開	S49. 2. 2
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	蒲田 4-18-15　妙安寺	非公開	S49. 2. 2
		十一面観世音菩薩立像	ジュウイチメンカンゼオンボサツリュウゾウ	南馬込 5-2-10　長遠寺	非公開	S50. 3. 19
		日朗聖人坐像	ニチロウショウニンザゾウ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S50. 3. 19
		日輪聖人坐像	ニチリンショウニンザゾウ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S50. 3. 19
		日朗聖人坐像	ニチロウショウニンザゾウ	池上 1-31-10　照栄院	非公開	S50. 3. 19
		妙見菩薩立像	ミョウケンボサツリュウゾウ	池上 1-31-11　妙見堂(照栄院境内)	非公開	S50. 3. 19
		三宝尊像	サンポウソンゾウ	池上 1-31-10　照栄院	非公開	S50. 3. 19
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	池上 2-10-5　本行寺	非公開	S50. 3. 19
		池上宗仲夫妻坐像	イケガミムネナカフサイザゾウ	池上 2-10-5　本行寺	非公開	S50. 3. 19
		薬師如来坐像	ヤクシニョライザゾウ	西嶺町 22-19　観蔵院	非公開	S50. 3. 19
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	久が原 4-4-10　安詳寺	非公開	S50. 3. 19
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	東雪谷 5-8-10　長慶寺	非公開	S50. 3. 19
		不動明王立像	フドウミョウオウリュウゾウ	本羽田 3-10-8　正蔵院	非公開	S50. 3. 19
		阿弥陀如来立像	アミダニョライリュウゾウ	萩中 1-11-24　善永寺	非公開	S50. 3. 19
		弘法大師坐像及び厨子	コウボウダイシザゾウオヨビズシ	仲六郷 4-6-2　東陽院	非公開	S50. 3. 19
		仏像群	ブツゾウグン	西六郷 2-33-10　安養寺	非公開	S50. 3. 19

		阿弥陀如来立像	アミダニョライリュウゾウ	西六郷 2-52-1　宝幢院	非公開	S50. 3. 19
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	中央 6-6-5　長勝寺	非公開	S51. 2. 25
		日蓮聖人坐像	ニチレンショウニンザゾウ	池上 1-19-25　法養寺	非公開	S51. 2. 25
		日昭聖人坐像	ニッショウショウニンザゾウ	池上 2-11-15　南之院	非公開	S51. 2. 25
		弘法大師坐像	コウボウダイシザゾウ	田園調布南 24-18　密蔵院	非公開	S51. 2. 25
		大日如来坐像	ダイニチニョライザゾウ	田園調布南 24-18　密蔵院	非公開	S51. 2. 25
		釈迦如来立像	シャカニョライザゾウ	仲六郷 4-6-2　東陽院	非公開	S51. 2. 25
		観世音菩薩立像	カンゼオンボサツリュウゾウ	仲六郷 4-6-2　東陽院	非公開	S51. 2. 25
	工芸品	総門の扁額	ソウモンノヘンガク	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S49. 2. 2
		馬具(鞍･鐙･轡)	バグ(クラ・アブミ・クツワ)	南馬込 1-49-1　萬福寺	非公開	S50. 3. 19
		柄香炉	エゴウロ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S50. 3. 19
	典籍	法華経(紺紙金泥写経)	ホケキョウ(コンシキンデイシャキョウ)	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S50. 3. 19
		一切経版本(天海版)	イッサイキョウハンポン(テンカイバン)	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S50. 3. 19
	古文書	民政史料(加藤家文書)	ミンセイシリョウ(カトウケモンジョ)	(個人蔵) ※大田区立郷土博物館寄託	非公開	S50. 3. 19
		古文書(本門寺文書)	コモンジョ(ホンモンジモンジョ)	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S50. 3. 19
		古文書(法養寺文書)	コモンジョ(ホウヨウジモンジョ)	池上 1-19-25　法養寺	非公開	S50. 3. 19
		古文書(照栄院文書)	コモンジョ(ショウエイインモンジョ)	池上 1-31-1　照栄院	非公開	S50. 3. 19
		古文書(本行寺文書)	コモンジョ(ホンギョウジモンジョ)	池上 2-10-5　本行寺	非公開	S50. 3. 19
		民政史料(北川家文書)	ミンセイシリョウ(キタガワケモンジョ)	(個人蔵) ※大田区立郷土博物館寄託	非公開	S50. 3. 19
		古文書(石井家文書)	コモンジョ(イシイケモンジョ)	(個人蔵)	非公開	S50. 3. 19
	金石文※1	森ケ崎鉱泉源泉碑	モリガサキコウセンゲンセンヒ	大森南 5-1-2　大森寺	通年	S49. 2. 2
		梵鐘	ボンショウ	大森東 3-7-27　厳正寺	通年	S49. 2. 2
		池上道道標	イケガミミチドウヒョウ	大森中 2-7-19　大林寺	通年	S49. 2. 2
		板碑群	イタビグン	大森中 2-17-5　密乗院	非公開	S49. 2. 2
		鈴石・烏石と江戸文人石碑群	スズイシ・ウセキトエドブンジンセキヒグン	大森北 2-20-8　磐井神社	鈴石・烏石は非公開	S49. 2. 2
		桃雲寺再興記念碑	トウウンジサイコウキネンヒ	山王 3-26　根岸地蔵	通年	S49. 2. 2
		板碑群	イタビグン	南馬込 1-49-1　萬福寺	非公開	S49. 2. 2
		日樹聖人供養塔	ニチジュショウニンクヨウトウ	中央 6-6-5　長勝寺	通年	S49. 2. 2
		日朗聖人墓塔	ニチロウショウニンボトウ	池上 1-1-1　池上本門寺	非公開	S49. 2. 2
		前田利家室層塔	マエダトシイエシツソウトウ	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49. 2. 2
		加藤清正室層塔	カトウキヨマサシツソウトウ	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49. 2. 2
		日樹聖人五輪塔	ニチジュショウニンゴリントウ	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49. 2. 2
		加藤清正供養塔	カトウキヨマサクヨウトウ	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49. 2. 2
		題目板碑	ダイモクイタビ	池上 2-10-5　本行寺	非公開	S49. 2. 2
		板碑群	イタビグン	池上 2-10-5　本行寺	非公開	S49. 2. 2
		新田神君之碑	ニッタシンクンノヒ	矢口 1-21-23　新田神社	通年	S49. 2. 2
		開山供養塔	カイザンクヨウトウ	蒲田 3-1-16　栄林寺	通年	S49. 2. 2
		妙安尼供養塔	ミョウアンニクヨウトウ	蒲田 4-18-15　妙安寺	通年	S49. 2. 2
		海難供養塔	カイナンクヨウトウ	大森東 1-27	通年	S50. 3. 19

		棟札	ムナフダ	池上 1-31-10　照栄院	非公開	S50.3.19
		狛犬	コマイヌ	東六郷 3-10-18　六郷神社	通年	S50.3.19
		古川薬師道道標	フルカワヤクシミチドウヒョウ	西六郷 2-33-10　安養寺	通年	S50.3.19
		水船(手水石)	ミズブネ(チョウズイシ)	西六郷 2-52-1　宝幢院	通年	S50.3.19
		石橋供養塔	イシバシクヨウトウ	石川町 2-8　石川橋際緑地	通年	S51.2.25
		銀杏折取禁制碑	イチョウオリトリキンゼイヒ	西六郷 2-33-10　安養寺	通年	S51.2.25
		梵鐘	ボンショウ	池上 1-1-1　池上本門寺	通年	S49.2.2
		梵鐘	ボンショウ	西六郷 2-52-1　宝幢院	通年	S49.2.2
	歴史資料	石川村郷倉	イシカワムラゴウグラ	石川町(個人宅)	通年 (個人敷地内)	S49.2.2
民俗	有形	庚申供養塔	コウシンクヨウトウ	大森北 3-5-4　密厳院	通年	S49.2.2
		富士講碑	フジコウヒ	山王 3-26　根岸地蔵	通年	S49.2.2
		日待供養塔	ヒマチクヨウトウ	南馬込 1-49-1　萬福寺	通年	S49.2.2
		富士講燈籠	フジコウドウロウ	南馬込 2-25-17　地先	通年	S49.2.2
		庚申供養塔	コウシンクヨウトウ	田園調布南 24-18　密蔵院	通年	S49.2.2
		庚申供養塔群	コウシンクヨウトウグン	東雪谷 2-25-1　雪ケ谷八幡神社	通年	S49.2.2
		馬頭観世音供養塔	バトウカンゼオンクヨウトウ	南千束 2-2-7　妙福寺	通年	S49.2.2
		富士塚	フジヅカ	本羽田 3-9-12　羽田神社	通年	S49.2.2
		富士講碑	フジコウヒ	西六郷 2-33-10　安養寺	通年	S49.2.2
		庚申供養塔	コウシンクヨウトウ	矢口 3-21-15　円応寺	通年	S49.2.2
		供養塔群	クヨウトウグン	多摩川 1-5-14　遍照院	通年	S49.2.2
		燈籠台石(東海道常夜燈)	トウロウダイイシ(トウカイドウジョウヤトウ)	大森西 5-2　大森三輪公園内	通年	S50.3.19
		庚申燈籠	コウシンドウロウ	南馬込 1-40-11　神明社	通年	S50.3.19
		庚申供養塔	コウシンクヨウトウ	南千束 2-29-2　地先	通年	S50.3.19
	無形	除病習俗	ジョビョウシュウゾク	蒲田 2-20-11　椿神社	通年	S49.2.2
		六郷神社獅子舞	ロクゴウジンジャシシマイ	東六郷 3-10-18　六郷神社氏子圏	毎年 6 月上旬	H19.2.28
記念物	史跡	磐井神社	イワイジンジャ	大森北 2-20-8　磐井神社	通年	S49.2.2
		磐井の井戸	イワイノイド	大森北 2-20-8　磐井神社地先	通年	S49.2.2
		地蔵菩薩立像(俗称お七地蔵)	ジゾウボサツリュウゾウ(ゾクショウオシチジゾウ)	大森北 3-5-4　密厳院	通年	S49.2.2
		旧中原街道	キュウナカハラカイドウ	田園調布本町 29～51 (標識板)田園調布本町 42　地先(桜坂付近)	通年	S49.2.2
		古墳石室(俗称穴八幡)	コフンセキシツ(ゾクショウアナハチマン)	田園調布(個人宅)	非公開	S49.2.2
		勝海舟夫妻墓所	カツカイシュウフサイボショ	南千束 2-3　洗足池公園内	通年	S49.2.2
		地蔵菩薩立像(俗称頓兵衛地蔵)	ジゾウボサツリュウゾウ(ゾクショウトンペエジゾウ)	下丸子 1-1-19	通年	S49.2.2
		行方弾正直清供養塔	ナメカタダンジョウナオキヨクヨウトウ	蒲田 2-19-15　円頓寺	通年	S49.2.2
		薭田神社	ヒエダジンジャ	蒲田 3-2-10　薭田神社	通年	S49.2.2
		紀伊徳川家墓所	キイトクガワケボショ	池上 2-10　池上本門寺山内	通年	S50.3.19
		芳心院墓所(俗称万両塚)	ホウシンインボショ(ゾク ショウマンリョウヅカ)	池上 1-19-10　永寿院境内	通年	S50.3.19

		丸子の渡し跡	ﾏﾙｺﾉﾜﾀｼｱﾄ	田園調布本町 31 番　地先	通年	S50. 3. 19
		六郷の渡し跡	ﾛｸｺﾞｳﾉﾜﾀｼｱﾄ	東六郷 3-25　地先 (標識板)仲六郷 4-29　北野神社境内	通年	S50. 3. 19
		矢口の渡し跡	ﾔｸﾞﾁﾉﾜﾀｼｱﾄ	矢口 3-21　地先	通年	S50. 3. 19
		梅屋敷と和中散売薬所跡	ｳﾒﾔｼｷﾄﾜﾁｭｳｻﾝﾊﾞｲﾔｸｼｮｱﾄ	蒲田 3-25-6　聖跡蒲田梅屋敷公園	通年(公園)	S50. 3. 19
		旧東海道(三原通り)	ｷｭｳﾄｳｶｲﾄﾞｳ(ﾐﾊﾗﾄﾞｵﾘ)	大森本町 2-1～大森東 2-8 (標識板)大森東 1-7(内川橋付近)	通年	S51. 2. 25
		八景坂	ﾊｯｹｲｻﾞｶ	山王 2-3～5 沿いの池上通り (標識板)山王 2-8-1 付近(天祖神社下)	通年	S51. 2. 25
		鈴木新田跡	ｽｽﾞｷｼﾝﾃﾞﾝｱﾄ	羽田空港１・２丁目	痕跡なし	S51. 2. 25
	天然記念物	しいの古木	ｼｲﾉｺﾎﾞｸ	千鳥(個人宅)	通年 (遠景のみ)	S49. 2. 2
		清水窪湧水	ｼﾐｽﾞｸﾎﾞﾕｳｽｲ	北千束 1-26　清水窪弁天神社境内	通年	S49. 2. 2

※１：「金石文」は、大田区独自の分類。

(５)未指定文化財及びその他の歴史・文化資源

表 資料-1-5　未指定文化財及びその他の歴史・文化資源

分類	名称	住所	地域	掲載年度	
河川・池・湧水	東京湾			R7	2025
河川・池・湧水	多摩川			R7	2025
河川・池・湧水	呑川			R7	2025
河川・池・湧水	内川			R7	2025
河川・池・湧水	丸子川			R7	2025
河川・池・湧水	海老取川			R7	2025
河川・池・湧水	平和島運河			R7	2025
河川・池・湧水	京浜運河			R7	2025
河川・池・湧水	洗足池	南千束 2-33	調布地域	R7	2025
河川・池・湧水	小池	上池台 1-36	調布地域	R7	2025
河川・池・湧水	洗足流れ	洗足池から仲池上 1-29・30	調布地域	R7	2025
河川・池・湧水	旧呑川の流れ	北糀谷 2-15～大森南 4-4	蒲田地域	R7	2025
植生・植物	袈裟懸(掛)の松(妙福寺)	南千束 2-2-6	調布地域	R7	2025
植生・植物	ツゲの古木(観蔵院)	西嶺町 22-19	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	右近坂	南馬込 3-28-4	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	臼田坂	南馬込 4-49-2	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	鐙坂	南馬込 4-10-4	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	おいはぎ坂	南馬込 4-9	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	蛇坂	南馬込 1	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	馬込坂	西馬込 1-19	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	南坂	南馬込 5-19	大森地域	R7	2025

道・鉄道・坂	二本木坂	西馬込 1-12	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	汐見坂	中央 5-13	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	蓬莱坂	中央 5-20	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	めぐみ坂	池上 1-19	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	妙見坂	池上 1-31-11	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	朗師坂	池上 1-32-12	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	紅葉坂	池上 1-1-1	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	此経難持坂	池上 1-32	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	車坂	池上 2-11	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	大坊坂	池上 1-1	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	清浦さんの坂	山王 2-7	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	天祖神社階段	山王 2-8-2	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	大森駅周辺シンボル道路	山王 2-3	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	桜のプロムナード	清水窪湧水(北千束 1-26)から大森ふるさとの浜辺公園(ふるさとの浜辺公園 1-1)	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	羽田道	大森東 2-2 から東糀谷 3-3 付近	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	闇坂	山王 2-12 と 3-31 の間	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	貴船坂	池上 1-6 と中央 5-7 の間	大森地域	R7	2025
道・鉄道・坂	夫婦坂	上池台 4-2	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	大尽坂	仲池上 2-2	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	六郎坂	仲池上 1-13-2	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	八幡坂	仲池上 1-15-13	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	相生坂	仲池上 1-2-24	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	猿坂	上池台 5-24	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	大久保坂	上池台 5-18	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	稲荷坂(上池台)	上池台 5-6-1	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	貝塚坂	上池台 5-1	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	庄屋坂	上池台 4-20 と 4-23 の間	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	鶴の巣坂	上池台 4-36-14	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	蝉坂	上池台 3-7	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	花抜坂	東雪谷 5-12	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	洗足坂	上池台 1-21	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	宮前坂	東雪谷 2-27	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	雪見坂	東雪谷 3-19	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	稲荷坂(南千束)	南千束 2-10-20	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	神明坂	石川町 1-19	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	稲荷坂(石川町)	石川町 1-5-17	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	馬坂	田園調布 5-26	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	どりこの坂	田園調布 1-53	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	富士見坂	田園調布 1-11	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	桜坂	田園調布本町 19	調布地域	R7	2025

道・鉄道・坂	おいと坂	田園調布本町 25	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	河原坂	鵜の木 1-12-28	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	ぬめり坂	南久が原 2-29	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	宮坂	久が原 2-19	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	旧六郷用水散策路	田園調布 5-5 付近～	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	九品仏道	南千束 2-33～	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	権現坂	東雪谷 3-14 と 3-19 の間	調布地域	R7	2025
道・鉄道・坂	急坂	田園調布 5-26 と 5-27 の間	蒲田地域	R7	2025
道・鉄道・坂	ガス橋通り(主要地方道 11 号)	下丸子 3	蒲田地域	R7	2025
道・鉄道・坂	蒲田駅周辺シンボル道路	西蒲田 7	蒲田地域	R7	2025
道・鉄道・坂	旧逆川道路	蒲田 5	蒲田地域	R7	2025
道・鉄道・坂	七辻	南蒲田 2, 東六郷 1, 南六郷 1 ほか	蒲田地域	R7	2025
道・鉄道・坂	旧池上道	池上 1，2，3、4 丁目	糀谷･羽田地域	R7	2025
景観	馬込給水塔	西馬込 2-15	大森地域	R7	2025
景観	茅葺きの山門(萬福寺)	南馬込 1-49-1	大森地域	R7	2025
景観	松原橋	中馬込 2-24 付近	大森地域	R7	2025
景観	京都三条大橋の欄干(曹禅寺)	池上 7-22-10	大森地域	R7	2025
景観	田園調布イチョウ並木	田園調布 3	調布地域	R7	2025
景観	沼部隧道	田園調布本町 34-1	調布地域	R7	2025
景観	丸子橋	田園調布 1-57	調布地域	R7	2025
景観	六郷水門	南六郷 2-35 地先	蒲田地域	R7	2025
景観	レンガ造りの堤防(多摩川沿岸)	羽田 2・3・6 丁目	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	蘇峰公園(大田区立山王草堂記念館)	山王 1-41-21	大森地域	R7	2025
公園・緑地	龍子公園	南馬込 4-49-11	大森地域	R7	2025
公園・緑地	大森ふるさとの浜辺公園	ふるさとの浜辺公園 1-1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	大井ふ頭中央海浜公園	東海 1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	東京港野鳥公園	東海 3-1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	城南島海浜公園	城南島 4-2-2	大森地域	R7	2025
公園・緑地	京浜島つばさ公園	京浜島 2	大森地域	R7	2025
公園・緑地	本門寺公園	池上 1-11-1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	平和の森公園	平和の森公園 2-1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	都堀公園	大森東 1-30-1、大森本町 2-23-1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	平和島公園	平和島 4-2-2	大森地域	R7	2025
公園・緑地	中央五丁目緑地	中央 5-14-1	大森地域	R7	2025
公園・緑地	貴船堀緑地	大森東 5-5-5 先	大森地域	R7	2025
公園・緑地	多摩川台公園	田園調布 1-63-1	調布地域	R7	2025
公園・緑地	田園調布せせらぎ公園	田園調布 1-53-12	調布地域	R7	2025
公園・緑地	鵜の木松山公園	鵜の木 1-6-1	調布地域	R7	2025
公園・緑地	小池公園	上池台 1-36-1	調布地域	R7	2025
公園・緑地	東調布公園	南雪谷 5-12-1、5-13-1	調布地域	R7	2025
公園・緑地	宝来公園	田園調布 3-31-1	調布地域	R7	2025

公園・緑地	西六郷公園(タイヤ公園)	西六郷 1-6-1	蒲田地域	R7	2025
公園・緑地	下丸子公園	下丸子 4-21-2	蒲田地域	R7	2025
公園・緑地	森ヶ崎公園	大森南 5-2-111	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	萩中公園	萩中 3-25-26、3-26-46	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	東糀谷防災公園	東糀谷 4-5-1	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	東糀谷第一公園	東糀谷 6-8-30、6-9-8	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	北前堀緑地	東糀谷 5-15-1 先	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	南前堀緑地	東糀谷 3-9-1 先	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	六間堀緑地	羽田 4-23-10	糀谷･羽田地域	R7	2025
公園・緑地	旧呑川緑地	北糀谷 1-1-7	糀谷･羽田地域	R7	2025
遺跡	山王遺跡	山王 3-31 付近、山王 2-12	大森地域	R7	2025
遺跡	久原小学校内遺跡	久が原 4-12-10	調布地域	R7	2025
遺跡	久ヶ原遺跡	久が原 4～6 丁目周辺	調布地域	R7	2025
遺跡	古墳・横穴墓の群集地帯	田園調布 4 丁目，5 丁目付近	調布地域	R7	2025
遺跡	扇塚古墳	田園調布 1-12-1	調布地域	R7	2025
遺跡	下沼部貝塚・古墳群	田園調布本町 35，37～42 付近	調布地域	R7	2025
遺跡	都立田園調布高等学校内遺跡	田園調布南 27-1	調布地域	R7	2025
遺跡	鵜の木一丁目横穴墓群	鵜の木 1-6-15	調布地域	R7	2025
遺跡	荒塚(光明寺)	鵜の木 1-23-10	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 19 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 20 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 21 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 22 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 23 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 24 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 25 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 26 号墳	田園調布 4	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 27 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 28 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 29 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 30 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 31 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 32 号墳	田園調布 5	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 33 号墳	田園調布 4	調布地域	R7	2025
遺跡	浅間様古墳(西岡 34 号墳)	田園調布 4	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 35 号墳	田園調布 4	調布地域	R7	2025
遺跡	観音塚古墳(西岡 36 号墳)	田園調布 3	調布地域	R7	2025
遺跡	多摩川台古墳群第８号墳(旧第９号墳)	田園調布 4	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 47 号墳	田園調布 3	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 49 号墳	田園調布本町 39	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 50 号墳	田園調布本町 39	調布地域	R7	2025

遺跡	西岡 51 号墳	田園調布本町 39	調布地域	R7	2025
遺跡	西岡 52 号墳	田園調布本町 39	調布地域	R7	2025
遺跡	浅間神社古墳(浅間神社)	田園調布 1-55	調布地域	R7	2025
遺跡	千鳥久保貝塚	南久が原 1-4・7・8	調布地域	R7	2025
遺跡	雪ヶ谷貝塚	南雪谷 2～5 丁目付近	調布地域	R7	2025
遺跡	體空碑(光明寺)	鵜の木 1-23-10	調布地域	R7	2025
遺跡	妙蓮塚	下丸子 2-1-8	蒲田地域	R7	2025
城跡・城館跡	馬込城跡	主として大田区南馬込一帯	大森地域	R7	2025
古民家・屋敷	川端茅舎旧邸跡	池上 1-5-7	大森地域	R7	2025
旧跡	大森射的場跡	山王 2-24-12	大森地域	R7	2025
旧跡	六郷用水「八寸堰」跡	池上 4-5 北側	大森地域	R7	2025
旧跡	八幡海岸海水浴場跡	大森本町 1 丁目一帯	大森地域	R7	2025
旧跡	大森区役所跡(大森警察署)	大森中 1-1-16	大森地域	R7	2025
旧跡	中世道路跡発見の地	山王 1-6	大森地域	R7	2025
旧跡	八景園跡	山王 2-10-12 付近	大森地域	R7	2025
旧跡	六郷用水「嶺の切通し」跡(「女堀」跡と同義)	西嶺町 22 南側	調布地域	R7	2025
旧跡	六郷用水「南北引き分け」跡	千鳥 3-11 地先	調布地域	R7	2025
旧跡	洗足軒跡地	南千束 1-33	調布地域	R7	2025
旧跡	松竹キネマ撮影所跡	蒲田 5-37 付近	蒲田地域	R7	2025
旧跡	多摩川渡し跡(大師の渡し)	本羽田 3-23 付近	糀谷・羽田地域	R7	2025
旧跡	権助橋の跡	東糀谷 3-4-7 地先	糀谷・羽田地域	R7	2025
旧跡	多摩川渡し跡(羽田の渡し)	羽田 2-30 付近	糀谷・羽田地域	R7	2025
旧跡	新井宿薬師堂跡	山王 3-29-8	大森地域	R7	2025
社寺	永寿院	池上 1-19-10	大森地域	R7	2025
社寺	寄来神社	大森北 6-32-12	大森地域	R7	2025
社寺	八幡神社	大森中 3-3-8	大森地域	R7	2025
社寺	三輪神社	大森中 3-17-15	大森地域	R7	2025
社寺	三輪神社	大森西 5-18-5	大森地域	R7	2025
社寺	王森稲荷神社	大森東 1-1-11	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(最勝稲荷神社)	大森東 1-6-12 付近	大森地域	R7	2025
社寺	貴舩神社	大森東 3-9-19	大森地域	R7	2025
社寺	貴船神社(貴菅神社)	大森西 5-27-4 付近	大森地域	R7	2025
社寺	諏訪神社	大森西 2-23-6	大森地域	R7	2025
社寺	金山神社	大森西 2-23-13	大森地域	R7	2025
社寺	浅間神社	大森西 2-2-7	大森地域	R7	2025
社寺	鷲神社	大森北 1-15-12	大森地域	R7	2025
社寺	根岸神社(大六天根岸神社)	大森北 4-24-4	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(東貫森稲荷神社)	大森北 3-18-17	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(穀豊稲荷神社)	大森北 6-9-5	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(甘酒稲荷神社)	大森北 6-15-3	大森地域	R7	2025
社寺	八幡神社(馬込八幡神社)	南馬込 5-2-11	大森地域	R7	2025

社寺	神明社(神明神社)	南馬込 1-40-11	大森地域	R7	2025
社寺	湯殿神社	南馬込 5-18-7	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(北向稲荷神社)（出世稲荷神社）	南馬込 4-9-15	大森地域	R7	2025
社寺	熊野神社	南馬込 4-13-24	大森地域	R7	2025
社寺	北野神社	南馬込 2-26-14	大森地域	R7	2025
社寺	天祖神社	北馬込 2-28-14	大森地域	R7	2025
社寺	諏訪神社	東馬込 1-43-10 付近	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社	中馬込 3-14-10	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(西二稲荷神社)	西馬込 2-18-6	大森地域	R7	2025
社寺	浅間神社	中馬込 2-1-21	大森地域	R7	2025
社寺	春日神社	中央 1-14-1	大森地域	R7	2025
社寺	天祖神社	山王 2-8-2	大森地域	R7	2025
社寺	日枝神社	山王 1-6-2	大森地域	R7	2025
社寺	根ケ原神社	山王 3-15-23	大森地域	R7	2025
社寺	太田神社	中央 6-3-24	大森地域	R7	2025
社寺	堤方神社	池上 1-15-2	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(本町稲荷神社)	池上 1-34-12	大森地域	R7	2025
社寺	熊野神社	山王 3-43-11	大森地域	R7	2025
社寺	厳島神社	山王 4-23-5	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(黒鶴稲荷神社)	中央 5-4-5 付近	大森地域	R7	2025
社寺	徳持神社	池上 3-38-17	大森地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(平張稲荷神社)	南馬込 3-5-14	大森地域	R7	2025
社寺	徳浄寺	大森東 1-16-22	大森地域	R7	2025
社寺	厳正寺(海岸寺)	大森東 3-7-27	大森地域	R7	2025
社寺	善照寺仏教会館(太子会館)	大森西 1-9-15	大森地域	R7	2025
社寺	大林寺(薬王院)	大森中 2-7-19	大森地域	R7	2025
社寺	密巌院(祈念寺)	大森北 3-5-4	大森地域	R7	2025
社寺	立正院	大森北 3-10-5	大森地域	R7	2025
社寺	最徳寺	大森北 3-18-25	大森地域	R7	2025
社寺	円能寺(大森不動尊)	山王 1-6-30	大森地域	R7	2025
社寺	鏡王院(鏡王教会)	東馬込 1-1-12	大森地域	R7	2025
社寺	妙法寺馬込小僧伽	西馬込 2-17-10	大森地域	R7	2025
社寺	萬福寺(無量院)	南馬込 1-49-1	大森地域	R7	2025
社寺	善照寺	南馬込 4-9-11	大森地域	R7	2025
社寺	長遠寺(馬込不動)	南馬込 5-2-10	大森地域	R7	2025
社寺	円乗院(南晴寺)	南馬込 5-15-5	大森地域	R7	2025
社寺	宗福寺(登志子地蔵の寺)	北馬込 2-5-5	大森地域	R7	2025
社寺	光教寺	中央 4-35-3	大森地域	R7	2025
社寺	長勝寺	中央 6-6-5	大森地域	R7	2025
社寺	成心寺(大森成田山)	中央 7-5-2	大森地域	R7	2025
社寺	東之院(東之坊,辻之坊)	池上 1-7-7	大森地域	R7	2025

社寺	安立院(上之坊)	池上 1-7-10	大森地域	R7	2025
社寺	法養寺(妙教庵)	池上 1-19-25	大森地域	R7	2025
社寺	心浄院(大泉坊)	池上 1-19-28	大森地域	R7	2025
社寺	照栄院(立善講寺)	池上 1-31-10	大森地域	R7	2025
社寺	常仙院(玉蔵坊)	池上 1-33-1	大森地域	R7	2025
社寺	本妙院(妙蔵坊)	池上 1-33-5	大森地域	R7	2025
社寺	理境院(久成院)	池上 1-34-3	大森地域	R7	2025
社寺	本成院(北之坊)	池上 1-35-3	大森地域	R7	2025
社寺	中道院(不二庵, 中之坊)	池上 1-35-5	大森地域	R7	2025
社寺	真性寺(帝釈天)	池上 2-9-6	大森地域	R7	2025
社寺	曹禅寺	池上 7-22-10	大森地域	R7	2025
社寺	題目講中逆修供養塔(本覚寺)	北嶺町 34-3	調布地域	R7	2025
社寺	千束八幡神社	南千束 2-23-10	調布地域	R7	2025
社寺	御嶽神社	北嶺町 37-20	調布地域	R7	2025
社寺	密蔵院	田園調布南 24-18	調布地域	R7	2025
社寺	観蔵院	西嶺町 22-19	調布地域	R7	2025
社寺	鵜ノ木八幡神社	南久が原 2-24-1	調布地域	R7	2025
社寺	道祖神(おしゃもじさま)	南久が原 2-26-20	調布地域	R7	2025
社寺	光明寺	鵜の木 1-23-10	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社	田園調布 5-30-16	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(雪ケ谷八幡神社)	東雪谷 2-25-1	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(道々橋八幡神社)	久が原 1-7-9	調布地域	R7	2025
社寺	石川神社	石川町 1-20-1	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(千束八幡神社)	南千束 2-23-10	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(子安八幡神社)	仲池上 1-14-22	調布地域	R7	2025
社寺	白山神社	東嶺町 31-7	調布地域	R7	2025
社寺	天祖神社	西嶺町 4-10 付近	調布地域	R7	2025
社寺	稲荷神社	西嶺町 18-19 付近	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(鵜ノ木八幡神社)	南久が原 2-24-1	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(東部八幡神社)	久が原 2-18-4	調布地域	R7	2025
社寺	八幡神社(西部八幡神社)	久が原 4-2-7	調布地域	R7	2025
社寺	本行寺(大坊)	池上 2-10-5	大森地域	R7	2025
社寺	厳定院(成就坊)	池上 2-10-12	大森地域	R7	2025
社寺	西之院(西之坊)	池上 2-10-15	大森地域	R7	2025
社寺	実相寺(妙玄庵)	池上 2-10-17	大森地域	R7	2025
社寺	覚源院(妙法坊)	池上 2-11-5	大森地域	R7	2025
社寺	南之院(南之坊)	池上 2-11-15	大森地域	R7	2025
社寺	日蓮宗馬頭観音教会	池上 3-20-4	調布地域	R7	2025
社寺	東光院	田園調布本町 35-8	調布地域	R7	2025
社寺	本覚寺	北嶺町 34-3	調布地域	R7	2025
社寺	照善寺(無量院, 無最光院)	田園調布 5-30-7	調布地域	R7	2025

社寺	増明院(金剛寺)	鵜の木 1-15-5	調布地域	R7	2025
社寺	光明寺(宝幢院)	鵜の木 1-23-10	調布地域	R7	2025
社寺	妙徳教会	鵜の木 2-37-5	調布地域	R7	2025
社寺	樹林寺	久が原 2-1-25	調布地域	R7	2025
社寺	円長寺	南雪谷 5-5-20	調布地域	R7	2025
社寺	長慶寺	東雪谷 5-8-10	調布地域	R7	2025
社寺	里神楽岡部社中(浅間神社)	田園調布 1-55 他	調布地域	R7	2025
社寺	浅間神社	田園調布 1-55	調布地域	R7	2025
社寺	新田神社	矢口 1-21-23	蒲田地域	R7	2025
社寺	十寄神社	矢口 2-17-28	蒲田地域	R7	2025
社寺	延命寺	矢口 2-26-17	蒲田地域	R7	2025
社寺	円応寺	矢口 3-21-15	蒲田地域	R7	2025
社寺	六郷神社	東六郷 3-10-18	蒲田地域	R7	2025
社寺	八雲神社	南六郷 1-27-18	蒲田地域	R7	2025
社寺	八幡神社	南六郷 3-3-6	蒲田地域	R7	2025
社寺	御嶽神社	南六郷 2-16-16	蒲田地域	R7	2025
社寺	北野神社	仲六郷 4-29-8	蒲田地域	R7	2025
社寺	熊野神社	仲六郷 2-44-7	蒲田地域	R7	2025
社寺	高畑神社	西六郷 4-8-8	蒲田地域	R7	2025
社寺	諏訪神社	西六郷 2-35-9	蒲田地域	R7	2025
社寺	白山神社	西六郷 2-23-14	蒲田地域	R7	2025
社寺	八幡神社(蒲田八幡神社)	蒲田 4-18-18	蒲田地域	R7	2025
社寺	北野神社	南蒲田 1-6-5	蒲田地域	R7	2025
社寺	椿神社	蒲田 2-20-11	蒲田地域	R7	2025
社寺	御園神社	西蒲田 7-40-8	蒲田地域	R7	2025
社寺	女塚神社	西蒲田 6-22-1	蒲田地域	R7	2025
社寺	熊野神社	西蒲田 6-13-13	蒲田地域	R7	2025
社寺	道塚神社	新蒲田 3-4-10	蒲田地域	R7	2025
社寺	八幡神社(若宮八幡神社)	東矢口 3-28-7	蒲田地域	R7	2025
社寺	安方神社	多摩川 1-5-11	蒲田地域	R7	2025
社寺	諏訪神社	多摩川 2-10-22	蒲田地域	R7	2025
社寺	氷川神社	矢口 1-27-7	蒲田地域	R7	2025
社寺	今泉神社	矢口 2-2-21	蒲田地域	R7	2025
社寺	東八幡神社	矢口 3-17-3	蒲田地域	R7	2025
社寺	六所神社	下丸子 4-16-5	蒲田地域	R7	2025
社寺	天祖神社	下丸子 3-10-8	蒲田地域	R7	2025
社寺	諏訪神社	下丸子 4-14-5	蒲田地域	R7	2025
社寺	宝泉寺	南六郷 2-26-12	蒲田地域	R7	2025
社寺	観乗寺(東光院)	東六郷 3-16-1	蒲田地域	R7	2025
社寺	東陽院(安楽院)	仲六郷 4-6-2	蒲田地域	R7	2025
社寺	宝珠院(建長寺, 赤門の寺)	仲六郷 4-34-8	蒲田地域	R7	2025

社寺	瑞光寺	西六郷 1-20-10	蒲田地域	R7	2025
社寺	薬王寺	西六郷 2-23-15	蒲田地域	R7	2025
社寺	宝幢院(六郷本寺)	西六郷 2-52-1	蒲田地域	R7	2025
社寺	専修寺(専修寺関東別院)	西六郷 4-22-12	蒲田地域	R7	2025
社寺	花光院(蓮花寺)	矢口 2-3-12	蒲田地域	R7	2025
社寺	円応寺(恵門院)	矢口 3-21-15	蒲田地域	R7	2025
社寺	蓮光院(円満寺)	下丸子 3-19-7	蒲田地域	R7	2025
社寺	長福寺(観音寺)	下丸子 4-18-3	蒲田地域	R7	2025
社寺	欣浄寺(不遠寺)	西蒲田 4-29-17	蒲田地域	R7	2025
社寺	妙成寺(女塚寺)	西蒲田 6-1-10	蒲田地域	R7	2025
社寺	蓮花寺(花光院)	西蒲田 6-13-14	蒲田地域	R7	2025
社寺	金剛院(大照寺, 広大寺)	新蒲田 2-3-6	蒲田地域	R7	2025
社寺	大楽寺	新蒲田 3-4-12	蒲田地域	R7	2025
社寺	鳳風会	新蒲田 3-27-10	蒲田地域	R7	2025
社寺	遍照院(無量院)	多摩川 1-5-14	蒲田地域	R7	2025
社寺	東福寺(無量院)	多摩川 2-10-22	蒲田地域	R7	2025
社寺	浄興寺	東矢口 2-10-9	蒲田地域	R7	2025
社寺	青巒寺	蒲田 1-29-14	蒲田地域	R7	2025
社寺	妙典寺	蒲田 2-3-10	蒲田地域	R7	2025
社寺	円頓寺	蒲田 2-19-15	蒲田地域	R7	2025
社寺	栄林寺	蒲田 3-1-16	蒲田地域	R7	2025
社寺	妙安寺	蒲田 4-18-15	蒲田地域	R7	2025
社寺	妙泉寺	蒲田本町 2-7-12	蒲田地域	R7	2025
社寺	久遠寺	南蒲田 1-8-1	蒲田地域	R7	2025
社寺	八幡塚(六郷神社)	東六郷 3-10-18	蒲田地域	R7	2025
社寺	安養寺(古川薬師)	西六郷 2-33-10	蒲田地域	R7	2025
社寺	子安八幡神社	北糀谷 1-22-10	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	三輪厳島神社(弁天神社)	大森東 4-35-3	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	浦守稲荷神社	大森南 3-27-8	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	羽田神社	本羽田 3-9-12	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	羽田神社別官	本羽田 1-29-5	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	天祖神社(中村天祖神社)	本羽田 3-12-12	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(重幸稲荷神社)	本羽田 1-7-14	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(妙法稲荷神社)	本羽田 1-12-9	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(鷗稲荷神社)	羽田 6-20-10	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	稲荷神社(白魚稲荷神社)	羽田 5-27-8	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	穴守稲荷神社	羽田 5-2-7	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	萩中稲荷神社(萩中神社)	萩中 1-5-18	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	天祖神社(糀谷天祖神社)	西糀谷 4-7-18	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	天祖神社(西仲天祖神社)	西糀谷 4-7-18	糀谷･羽田地域	R7	2025
社寺	天祖神社(浜竹天祖神社)	西糀谷 3-19-18	糀谷･羽田地域	R7	2025

社寺	稲荷神社(三徳稲荷神社)	西糀谷 3-29-2	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	天祖神社(仲江名西天祖神社)	西糀谷 1-25-3	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	天祖神社(仲江名東天祖神社)	西糀谷 2-20-22	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	村守稲荷神社	東糀谷 4-3-6	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	大森寺(森ケ崎題目堂)	大森南 5-1-2	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	法浄院(森ケ崎観音堂)	大森南 5-1-18	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	密乗院(大森寺)	大森中 2-17-5	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	清光教会(清光庵)(妙幸寺)	西糀谷 1-9-3	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	安泰寺	西糀谷 1-12-1	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	法性教会(寮の寺)(法性庵)	西糀谷 2-20-17	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	龍王院(羽田薬師)	羽田 2-26-11	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	報身寺	荻中 1-11-16	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	善永寺	萩中 1-11-24	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	延徳寺	萩中 1-12-17	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	福称寺	荻中 1-12-20	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	妙覚寺	萩中 1-12-29	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	真光寺	萩中 1-13-6	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	正覚寺	萩中 1-13-13	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	福泉寺	萩中 3-27-10	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	秀明寺(太子堂)	本羽田 1-3-11	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	本住寺	本羽田 1-8-9	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	自性院(本覚寺)	本羽田 3-9-10	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	正蔵院(了仲寺)	本羽田 3-10-8	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	久宝寺	本羽田 3-17-1	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	海岸寺	本羽田 3-17-5	糀谷・羽田地域	R7	2025
社寺	水神社(玉川弁財天)	羽田 6-13-8	糀谷・羽田地域	R7	2025
石仏・石塔	霊山橋・題目石塔	池上 4-20-6 路傍	大森地域	R7	2025
石仏・石塔	富士講碑(H30.7.31 西側 根岸地蔵へ移設)	山王 3-26-8	大森地域	R7	2025
石仏・石塔	庚申塔(照善寺)	田園調布 5-30-7	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	観音霊場供養塔	南千束 2-29-2 付近	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	庚申供養塔	南千束 3-28-3	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	庚申供養塔	南千束 2-7-3	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	沼部の庚申(密蔵院)	田園調布南 24ー18	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	鵜ノ木光明寺廻り地蔵と善導様(光明寺)	鵜の木 1-23-10	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	嶺の四庚申	西嶺町 26-12 路傍, 鵜の木 1-2-18 付近がけ上, 東嶺町 31-1 白山神社境内, 東嶺町 42-1 路傍	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	板碑群(光明寺)	鵜の木 1-23-10	調布地域	R7	2025
石仏・石塔	古川薬師の百味供養塔(安養寺)	西六郷 2-33-10	蒲田地域	R7	2025
石仏・石塔	廃寺円竜寺墓地(小泉次太夫一族の墓)	北糀谷 1-23-15	糀谷・羽田地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	鐵道院鉄柱	大森北 1-1-1 大森駅東口広場内	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	漁業記念碑(大森児童館前)	大森東 3-5-15	大森地域	R7	2025

道標・石碑・記念碑	西南、日清の戦役碑	大森中 1-1-16	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	磨墨塚	南馬込 3-18-21	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	漁業納畢の碑(貴船神社)	大森東 3-9-19	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	戦争の記念碑	大森中 1-1-16	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	加納久宜の遺徳碑(入新井第一小学校)	大森北 4-6-7	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	幸田露伴一族の墓所(池上本門寺)	池上 1-1-1	大森地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	多摩川治水記念碑	田園調布 1-55 地先	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	西郷隆盛留魂詩碑(洗足池公園)	南千束 2-14-5	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	中原街道改修碑(洗足池公園)	南千束 2-14-5	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	名馬池月(千束八幡神社)	南千束 2-23-10	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	稲荷坂標柱	上池台 5-14	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	庚申供養塔兼道標	仲池上 2-4-1	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	馬頭観世音供養塔・道標(題目塔)	池上 3-19-6 地先	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	愛桜碑(浅間神社)	田園調布 1-55-14	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	徳富蘇峰詩碑(洗足池公園)	南千束 2-3	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	耕地整理記念碑(多摩川浅間神社)	田園調布 1-55-11	調布地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	光明寺道標	千鳥 3-12 付近	蒲田地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	日本舶用ディーゼル機関発祥の地	蒲田本町 1-1	蒲田地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	原村梅園関連石碑(多摩川二丁目児童公園) 原村梅林(跡)	多摩川 2-13	蒲田地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	耕地整理記念碑(天祖神社)	下丸子 3-10-8	蒲田地域	R7	2025
道標・石碑・記念碑	墜落事故慰霊地蔵尊(法浄院)	大森南 5-1-18	糀谷･羽田地域	R7	2025
近代化遺産	都営浅草線	南馬込 6-33	大森地域	R7	2025
近代化遺産	大森駅	大森北 1-6-16	大森地域	R7	2025
近代化遺産	田園調布	田園調布 3 付近	調布地域	R7	2025
近代化遺産	JR 東海道新幹線・横須賀線・湘南新宿ライン・東海道本線(上野東京ライン)・京浜東北線		蒲田地域	R7	2025
近代化遺産	東急池上線・大井町線・多摩川線・東横線・目黒線		蒲田地域	R7	2025
近代化遺産	京浜急行線本線・空港線		蒲田地域	R7	2025
近代化遺産	東京モノレール		蒲田地域	R7	2025
近代化遺産	東京国際空港(羽田空港第１・第２・第３ターミナル)	羽田空港 3-3-2, 3-4-2, 2-6-5	糀谷･羽田地域	R7	2025
近代化遺産	我国最初のエレベーター専門工場誕生の地(石碑)	仲六郷 1-6-9	蒲田地域	R7	2025
美術品・工芸品	大堂(祖師堂)の天井画(池上本門寺)	池上 1-1-1	大森地域	R7	2025
祭礼・祭り	大森酉の市(鷲神社)	大森北 1-15-12 他	大森地域	R7	2025
祭礼・祭り	下丸子六所神社の弓射り(六所神社)S41 まで	下丸子 4-16-5	蒲田地域	R7	2025
伝統芸能	安方音曲念仏	東矢口 2 他	蒲田地域	R7	2025
伝統芸能	里神楽佐相社中(新田神社)	矢口 1-21-23 他	蒲田地域	R7	2025
伝統芸能	里神楽池田社中(穴守稲荷神社)	羽田 5-2-7 他	糀谷･羽田地域	R7	2025
民謡・歌	作業唄船頭の唄			R7	2025
民謡・歌	作業唄麦打唄			R7	2025

民謡・歌	作業唄臼挽唄			R7	2025
民謡・歌	作業唄木遣り唄			R7	2025
民謡・歌	遊び唄大津絵	大森、羽田地区		R7	2025
民謡・歌	大森城南囃子(三輪神社)	大森中 3-17-15 他	大森地域	R7	2025
民謡・歌	池上囃子(太田神社)	中央 6-3-24 他	大森地域	R7	2025
民謡・歌	祝い唄大森初卯瀬	大森地区	大森地域	R7	2025
民謡・歌	久ケ原囃子(久原西部八幡神社)	久が原 4-2-7	調布地域	R7	2025
民謡・歌	嶺囃子(観蔵院)	西嶺町 22-19	調布地域	R7	2025
民謡・歌	雪ケ谷囃子(雪ケ谷八幡神社)	東雪谷 2-25-1	調布地域	R7	2025
民謡・歌	田園調布沼部囃子(浅間神社)	田園調布 1-55 他	調布地域	R7	2025
民謡・歌	上沼部囃子(八幡神社)	田園調布 5-30-16	調布地域	R7	2025
民謡・歌	六郷囃子(六郷神社)	東六郷 3-10-18 他	蒲田地域	R7	2025
民謡・歌	祝い唄下丸子小麦つき唄(六所神社)	下丸子 4-16-5	蒲田地域	R7	2025
民謡・歌	羽田囃子(羽田神社)	本羽田 3-9-12 他	糀谷･羽田地域	R7	2025
民謡・歌	祝い唄羽田節	羽田地区	糀谷･羽田地域	R7	2025
民謡・歌	祝い唄羽田船唄(水神社)	羽田 6-13-8	糀谷･羽田地域	R7	2025
歴史的事象等	ヨコタ担ぎ	羽田神社	糀谷･羽田地域	R7	2025
歴史的事象等	城南担ぎ	太田神社、熊野神社	大森地域	R7	2025
文化団体	一般財団法人田園調布会	田園調布 3-25-15	調布地域	R7	2025
歴史・文化施設	熊谷恒子記念館	南馬込 4-5-15	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	尾崎士郎記念館	山王 1-36-26	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	大田文化の森	中央 2-10-1	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	大森 海苔のふるさと館	平和の森公園 2-2	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	馬込文士村資料展示室（山王会館内）	山王 3-37-11	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	マミ会館　花のミニギャラリー	山王 2-11-6	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	池上本門寺霊宝殿	池上 1-1-1	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	山王会館	山王 3-37-11	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	山王草堂記念館	山王 1-41-21	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	池上梅園	池上 2-2-13, 2-3-2	大森地域	R7	2025
歴史・文化施設	多摩川台公園古墳展示室	田園調布 1-63-1	調布地域	R7	2025
歴史・文化施設	炭ギャラリー	南久が原 2-5-2	調布地域	R7	2025
歴史・文化施設	ミュージックジャケットギャラリー	鵜の木 2-8-4	調布地域	R7	2025
歴史・文化施設	大田区民プラザ	下丸子 3-1-3	蒲田地域	R7	2025
歴史・文化施設	大田区民ホール・アプリコ	蒲田 5-37-3	蒲田地域	R7	2025
歴史・文化施設	アプリコアートギャラリー(大田区民ホール・アプリコ 内)	蒲田 5-37-3	蒲田地域	R7	2025
歴史・文化施設	高砂コレクション	蒲田 5-37-1-17F	蒲田地域	R7	2025
歴史・文化施設	五十嵐健治記念洗濯資料館(白洋舎本社ビル 1F)	下丸子 2-11-8	蒲田地域	R7	2025
老舗商店・施設	高橋染工場	池上 1-25-5	大森地域	R7	2025
その他商店・施設	尾上部屋	池上 8-8-8	大森地域	R7	2025
その他商店・施設	武隈部屋	雪谷大塚町 14-22	調布地域	R7	2025

資料-２.大田区の好きな お祭り・行事、風景・場所

【大田区歴史的風致維持向上計画の策定に向けたこどもを対象にしたアンケート調査】

（１）調査目的

『大田区歴史的風致維持向上計画』の策定と施策の実施、及びこれからの歴史まちづくりを進めていくうえでの参考とするため、若い世代(児童・生徒)に、大田区の好きなお祭り・イベント・行事、また好きな風景・場所等を聞いた、「大田区歴史的風致維持向上計画の策定に向けたこどもを対象にしたアンケート調査」を実施した。

（２）調査概要

①調査対象者

大田区内の小学３年生～６年生、中学１年生～３年生の、合計 30,213 名。

②調査方法

アンケート調査：　配布：インターネット
　　回収：インターネット

③調査実施期間

令和８年(2026)１月９日(金) ～ １月 23 日(金)　[15 日間]

（３）調査結果(概要)

①回答者

5,789 名(回収率：19.18%)

②設問

Q1.何年生ですか。
Q2.大田区の好きなお祭りやイベントや行事はありますか。
Q3.好きなお祭りやイベントや行事の名前を教えてください。
Q4.大田区の好きな風景や場所はどこですか。
Q5.好きな風景や場所の名前を教えてください。
Q6.その他(自由にご意見をお書きください)

③結果概要

■回答者属性（学年）

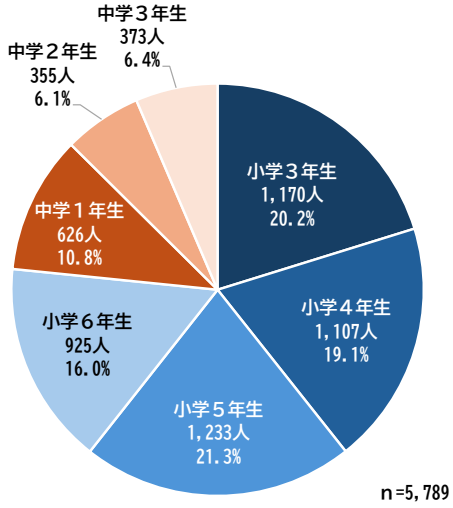

図 資料 2-1　回答者属性【学年】

■大田区の好きなお祭りやイベントや行事について（選択は４つまで）

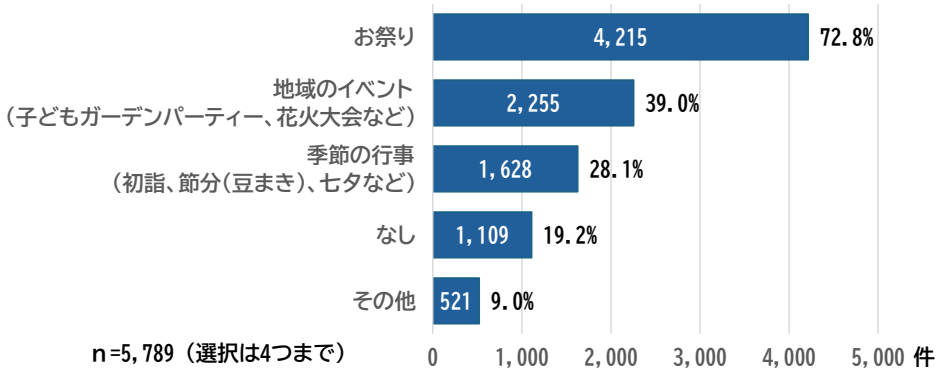

図 資料 2-2　大田区の好きなお祭りやイベントや行事

■大田区の好きな風景や場所について（選択は６つまで）

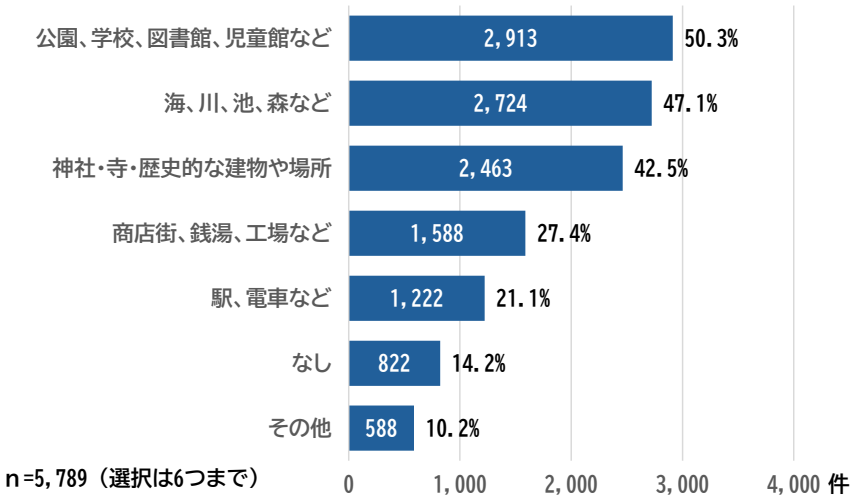

図 資料 2-3　大田区の好きな風景や場所

(４)意見

大田区の好きなお祭り･イベント･行事、また風景･場所等について回答された具体的な名称等(自由記入)を、「①お祭り･イベント･行事について」「②風景･場所について」「③自由意見」の３つの視点から整理した。

なお、回答のうち、「①お祭り･イベント･行事について」と「②風景･場所について」は、五十音順で掲載し、大田区外の資源等は除いている。

また、回答は、回答者の意図を踏まえるため、明らかな誤字等を除いて、原則、原文のまま記載し、必要に応じてカッコ書きで補足を行っている。

①お祭り･イベント･行事について

1. アースフレンズ(東京 Z)の試合
2. 秋祭り
3. 秋祭り(六郷小学校)
4. あすと(京急蒲田商店街)七夕祭り
5. 穴森稲荷神社の節分
6. アルスのお祭り
7. アルス多摩川夏祭り
8. 池上(のお祭り・イベント)
9. 池上こどものまち
10. 池上日和
11. 池上本門寺　初詣
12. 池上本門寺の夏祭り、盆踊り
13. 池上本門寺の豆まき
14. 池上まつり
15. 池上養源寺の祭り
16. 池フェス(洗足池サマフェス)
17. 石川台の神社のお祭り
18. いずみえん(特別養護老人ホーム・障害者支援施設)のお祭り
19. 市之倉南公園盆踊り
20. 一の鳥居
21. 一中の花火
22. いつつのわ(ふれあい祭り)
23. 今泉盆踊り
24. 入新井盆踊り大会
25. 入フェス(おおた・子育てわいわいフェスタ)
26. 入四祭り
27. 磐井神社の祭り
28. ウィンターパーティー
29. ウォークラリー
30. 鵜の木祭り
31. 梅田小ダディズの花火大会
32. 梅屋敷商店街のお祭り
33. 梅屋敷盆踊り
34. 浦守稲荷神社のお祭り
35. 裏(浦)森稲荷のお祭り
36. 浦守神社の豆まき
37. 荏原町の神社のお祭り
38. 縁日
39. 延命寺のお祭り
40. (おいで通り糀谷商店会)おいで祭り
41. お会式
42. 大岡山フェスティバル
43. オーケストラ鑑賞
44. 大田区区民スポーツまつり
45. 大田区ランフェス(おおたランニングフェスティバル)
46. 大田区リーダー講習会
47. 大田さくらまつり(馬込文士村大桜まつり)
48. 大(太)田神社のお祭り
49. (OTA)ふれあいフェスタ
50. 大田文化の森の夏祭り、盆踊り
51. 大森(のお祭り・イベント)
52. 大森浅間神社例大祭
53. 大(森第)四小祭り
54. 大森第四小祭り
55. 大森第四小水遊び大会
56. お正月
57. お月見
58. 大人神輿
59. お花見
60. おみこしのおまつり
61. 親子サッカー
62. 親子バレー
63. お屋敷(御会式)
64. おやじの会のお祭り、PTA のお祭り
65. 音楽会
66. 御嶽神社祭り、御嶽神社のまつり、御嶽神社の盆踊り大会
67. 女塚神社の夏祭り
68. 開桜花祭り、開桜祭り
69. 貝塚中学校盆踊り大会
70. かえる公園の餅つき
71. 柿の収穫祭

72. かき氷(夏祭り)
73. 春日神社例大祭、春日神社のお祭り
74. 学校公開
75. 学校の夏祭り
76. 学校の祭り、遊び、保育園の祭り、幼稚園の祭り
77. カフート大会
78. 蒲田元気まつり
79. 蒲田三丁目町会祭禮
80. 蒲田児童館のお祭り
81. 蒲田小夏祭り・花火大会
82. 蒲田の祭り
83. 蒲田八幡神社例大祭、祭り
84. 蒲田フェスティバル
85. 蒲田夜市
86. 上池台児童館(のお祭り・イベント)
87. カレー祭り
88. 缶落とし
89. 季節のイベント
90. 北野神社のお祭り
91. 北馬込一丁目町会のお祭り
92. 北馬込わくわく公園のお祭り
93. 北本通りの夏祭り
94. キッチンカー
95. 貴船神社のお祭り
96. 貴船まつり
97. 肝試し
98. キャンプ
99. キャンプファイヤー
100. 旧東海道大森汐風まつり
101. 金魚すくい
102. クイズ大会
103. くじ引き
104. くすのき祭
105. クリスマス
106. けやき公園の祭り
107. 小池祭り
108. 糀谷商店街(のお祭り・イベント)
109. 交通公園の祭り
110. コーラス
111. (子ども)ガーデンパーティー
112. 子ども食堂
113. 子どもの街(のお祭り・イベント)
114. 子ども祭り、こどもまつり
115. 子供神輿
116. こらぼ大森(大田区区民活動支援施設大森)イベント、味噌づくり
117. 桜まつり、桜並木の祭り
118. サマフェス(サマーフェスティバル)
119. サマワク(サマーワークショップ)
120. 猿まわし
121. 沢田通りのお祭り
122. 三丁目公園祭り
123. 三の酉(のお祭り・イベント)
124. 七五三
125. 七福神
126. 児童館のイベント
127. 下丸子商栄会のバザー
128. 下丸子フェスタ
129. 下丸子ふれあいフェスティバル
130. しゃぎり(祭囃子)
131. 射的、射撃
132. 自由研究展覧会
133. 商店街のお祭り
134. 神社のお菓子投げ
135. 神社のお祭り
136. 水門通り商店街まつり
137. スポーツまつり
138. 諏訪神社のお祭り(諏訪神社例大祭)
139. 清花公園(のお祭り・イベント)
140. 青少年対策地区委員会実施の行事
141. せせらぎフェスタ、せせらぎの夏祭り
142. 節分、節分祭、豆まき
143. 浅間神社(のお祭り)
144. 浅間神社まつり(「あさままつり」含む)
145. 洗足池桜まつり
146. 洗足池商店街のお祭り
147. 洗足池でのイベント
148. 洗足池夏祭り、洗足池のお祭り
149. 洗足池マラソン大会
150. 千束地区スポーツ祭り
151. 洗足のまつり
152. 千束八幡神社(のお祭り・イベント)
153. 千束八幡神社祭り
154. 雑色のお祭り、蔵敷商店街の祭り、蔵敷サマーフェスタ
155. ソーラン節
156. ソフトボールの大会
157. ターザン公園の夏祭り
158. 体育祭、運動会、持久走大会、駅伝、スポーツ大会
159. 大会があるお祭り
160. タイヤ公園の祭り
161. 駄菓子屋すみちゃん(のお祭り・イベント)
162. 七夕、七夕祭り
163. 多摩川駅周辺のお祭り、多摩川の祭り
164. 多摩川河川敷(土手)(のお祭り・イベント)
165. 多摩川浅間神社の祭り
166. 多摩川花火大会
167. 多摩小祭り
168. 誕生日
169. 団地祭り、だんちさい
170. 地域のイベント
171. チャンバラ合戦
172. 抽選会
173. チョコバナナ
174. つくり(作り)スタ
175. 鉄道のイベント
176. 寺子屋

177. 電車イベント
178. 天祖神社の夏祭り
179. 東海道スタンプラリー(品川×大田 旧東海道でつながるまち WAKU☆WAKU ラリー)
180. 年越し、除夜の鐘
181. 年越しライブ
182. ドッヂボール大会、ドッヂボールの初投げ
183. トマト祭り
184. ともがき祭り
185. 酉の市
186. どんど焼き
187. 仲池上のおみこし
188. 流しそうめん
189. なかとみ
190. 長原商店街の夏祭り
191. 謎解きイベント
192. 夏祭り(貝塚中学校)
193. 夏祭り(第一公園)
194. 夏まつり、夏季例大祭、祭り、太鼓をたたくお祭り、納涼祭、神社のお祭り、公園のお祭り、食べ物があるお祭り、フェスティバル
195. 夏休みのラジオ体操、神社のラジオ体操
196. ナンフェス
197. 西馬込桜祭り
198. 二十一世紀桜まつり
199. 新田神社の祭り
200. 二の酉(のお祭り・イベント)
201. 二の鳥居
202. ねぶた祭り
203. 呑川ウォーク
204. 萩中神社のお祭り、レイタイサイ、盆踊り
205. 萩中(子ども)ガーデンパーティー
206. 萩中まつり
207. 白山神社のお祭り
208. 箱根駅伝
209. はしご乗り
210. バスハイク
211. 羽田神社の豆まき
212. 羽田神社夏季例大祭、羽田神社の祭り
213. 羽田神輿
214. 八幡神社の祭り
215. 初午祭
216. 初日の出
217. 初詣(浅間神社)
218. 初詣、おみくじ
219. 花火大会、花火
220. 花祭り、花咲く祭り
221. 羽田空港のイベント
222. 春祭り
223. バレーボール
224. バレンタイン
225. ハロウィン、ハロウィンパーティー
226. 稗田神社のお祭り
227. 東八幡神社例大祭
228. 干潟体験や森林体験
229. 氷川神社の盆踊り、祭り
230. 飛行機公園の祭り
231. ひなまつり
232. 船公園のお祭り
233. 冬まつり
234. フリーマーケット
235. フルーツ飴
236. ふる浜まつり
237. ふれあいまつり
238. プログラミング
239. 文化祭、学習発表会
240. 平和記念花火、平和のつどい、花火の祭典、六郷土手の花火大会
241. ベーゴマのイベント
242. 弁天神社の祭り
243. 冒険公園の盆踊り
244. 防災フェスタ
245. ほたるのゆうべ
246. ポレポレ ECO まつり
247. 盆踊り(貝塚、馬三)
248. 盆踊り、盆踊り大会
249. 本羽田第三公園の祭り
250. 馬込大盆踊り大会
251. 馬込八幡神社の祭り、例大祭
252. 馬込文士村大桜まつり
253. マリーゴールド祭り
254. マルシェ
255. 神輿
256. 水かけまつり
257. みたま祭り
258. 南六郷小学校のお祭り
259. 南六郷の夏祭り
260. 妙福寺の灯ろう流し
261. ミルパ(大森銀座)商店街
262. 餅つき、餅つき大会
263. ものづくりイベント、ものづくりイベント(スライム)
264. 野球の納会
265. 矢口渡祭り、わたし盆踊り
266. 矢口二丁目公園祭り
267. 安方商店街のハロウィン
268. 安方神社の祭り
269. 屋台
270. 夕涼み会
271. 雪谷神社の初詣
272. 雪谷太鼓演奏
273. 雪谷のお祭り(おみこし)
274. 雪谷八幡神社のお神輿
275. 湯殿の盆踊り
276. ヨーヨーつり
277. よさこい
278. 四丁目おもちつき大会

279. ライラックまつり
280. ランタンフェス
281. 陸上体験
282. レクレーション
283. 六郷小学校の花火大会
284. 六所神社例大祭

②風景・場所について

1. 相生公園
2. 相生小学校
3. 赤松小学校
4. 昭峰会館
5. 朝日
6. 穴守稲荷駅
7. アニメイト
8. 天沼公園
9. あやめ商店街
10. 新井宿児童公園(日赤公園)、赤十字公園
11. イエローハッピートレイン(京急)
12. イオン
13. 池
14. 池上
15. 池上駅
16. 池上会館(の展望台、の屋上から見える景色)
17. 池上から蒲田への電車内から見る景色
18. 池上公園
19. 池上五丁目公園
20. 池上三丁目公園
21. 池上児童館
22. 池上小学校
23. 池上商店街
24. 池上神社
25. 池上線
26. 池上線と多摩川線の駅
27. 池上第二小学校
28. 池上通り
29. 池上図書館
30. 池上中通り商店街
31. 池上二号踏切～池上三号踏切間のカーブ
32. 池上本門寺グラウンド
33. 居酒屋やカラオケ
34. 石川台駅
35. 石川台駅の近くにある坂から見える富士山
36. 一丁目公園
37. 市ノ倉(市野倉)
38. 一の倉(市之倉北、南)児童公園
39. 市之倉南児童公園
40. イトーヨーカドー大森店
41. 稲荷坂公園
42. 今泉児童公園
43. 射水坂公園
44. 入新井第五小学校
45. 入新井第四小学校
46. 入新井図書館
47. 入新井西公園
48. イルミネーション
49. ウェルパーク
50. うさぎ(児童)公園
51. 鵜の木
52. 海
53. 梅田小学校
54. 梅屋敷
55. 梅屋敷駅
56. 梅屋敷商店街
57. 梅屋敷のジェーソン
58. ABC 公園
59. 駅のホーム、駅
60. 江原(荏原)病院の方の坂から見える富士
61. 荏原町
62. 荏原町商店街
63. 海老取川
64. 桜梅公園
65. 大井ふ頭
66. 大岡山駅
67. 大岡山商店街
68. 大倉山公園
69. OK ストア
70. 大田(区)体育館
71. 大田区、とにかく大田区全部が好き
72. 大田区三丁目児童公園
73. 大田区の店
74. (大田区立)図書館
75. 大田市場
76. 大田スタジアム
77. 大田図書館
78. 大田図書館の隣の公園(西嶺高砂公園)
79. 大鳥居駅
80. 大鳥(鷲)神社
81. 大森
82. 大森東図書館
83. 大森駅付近の踏切のカーブ
84. 大森海岸
85. 大森海岸の初日の出
86. 大森北児童館
87. 大森神社
88. 大森諏訪公園、諏訪公園
89. (大森第)一中裏
90. 大森第五小学校
91. 大森第四小学校
92. 大森西公園
93. 大森西図書館
94. 大森町
95. 大森町駅
96. 大森町商店街

97. 大森南五丁目児童公園
98. 大森南児童館
99. 大森南図書館
100. お寺
101. おにぎり公園
102. お花がたくさん咲いているところ
103. オリンピア
104. 温泉
105. 御嶽山、御嶽山駅周辺
106. 御嶽商店街
107. 女塚通り
108. 女塚なかよし公園
109. 開桜小学校
110. 貝塚公園
111. 学童
112. 春日橋
113. ガス橋
114. かたつむり公園
115. 勝海舟記念館
116. 学校、学校の屋上、図書室
117. 蒲田、蒲田西口
118. 蒲田一丁目公園
119. 蒲田駅、グランデュオ蒲田
120. 蒲田駅東急線ホームの櫛型ホーム
121. 蒲田駅前図書館
122. 蒲田京浜東北線車庫
123. 蒲田児童館
124. 蒲田小学校
125. 蒲田卓球センター
126. 蒲田中学校
127. 蒲田図書館
128. 蒲田西口商店街サンライズ、蒲田西口商店街サンロード
129. 蒲田の東急プラザの屋上にある観覧車から見える池上線と多摩川線。
130. 上池台三丁目公園
131. 上池台児童館
132. 上池台の射水坂公園から見える夕やけ
133. カムカム新蒲田の中高生ひろば
134. 川
135. 環七通り
136. 観音通り
137. 観音通り公園
138. 観音通り商店街
139. きいろ公園クスノキの近くの公園
140. 汽車公園
141. 木曽路
142. 北千束
143. きたのこばと児童公園
144. 北馬込寺郷公園
145. 北馬込わくわく公園、ワクワク公園
146. きのこ公園
147. 貴船掘公園
148. キャンプサイト
149. 旧田園調布駅舎
150. 旧東海道の街並み
151. 郷土博物館
152. 郷土博物館の前の坂の上
153. 桐里自然公園
154. きれいな景色
155. 久が原スイミング
156. 久が原図書館
157. 草むら
158. 草むらにいる野鳥
159. くすのき公園、楠木公園
160. 区民プール
161. 黒湯、黒湯温泉
162. 京急が空港線と本線に分かれるところ
163. 京急蒲田駅前
164. 京急蒲田商店街あすと
165. 京急線
166. 京急蒲田駅
167. 京浜島
168. ゲームセンター
169. 小池自治会館
170. 小池小学校
171. 小池小学校の近くにある坂
172. 小池商店街
173. 公園
174. 高架下公園
175. 糀谷駅
176. 糀谷児童館
177. 糀谷商店街
178. 工場、羽田空港近くの工場
179. 交通公園
180. 紅葉
181. 五丁目公園
182. 小林児童公園
183. 古墳
184. コラボ
185. コリウール(ケーキや)
186. サイゼリヤ
187. 佐伯山近くの坂
188. 佐伯山緑地、佐伯山
189. さくら温泉
190. さくら通り三丁目公園
191. 桜並木、さくら
192. 桜並木公園、馬込桜並木通り
193. 桜橋
194. 桜山(洗足池公園)
195. 桜湯
196. さくら公園
197. サッカーグラウンド
198. 三丁目公園
199. 山王公園
200. 山王児童館
201. 山王小学校
202. 山王第一児童公園
203. 山王の踏切近くのプラモデルや
204. 山王花清水公園

205. 三本松公園
206. 三和公園
207. 自然
208. 児童館
209. 子母沢児童公園
210. 志茂田小学校
211. 霜田踏切
212. 下丸子
213. 下丸子駅
214. 下丸子児童遊園(タコ公園)
215. 下丸子商店街
216. 下丸子図書館
217. 下丸子レディックダンススタジオ
218. ジャンボ公園
219. 商店街
220. 商店街ミルパ(大森銀座商店街)
221. 松濤園
222. 城南島
223. 昭和島
224. ジョナサン
225. 新生湯
226. 新蒲田公園
227. 神社
228. 水門通り
229. 水門通商店街
230. 清花公園
231. 西南・日清戦争の戦没日
232. 戦国時代の歴史をもつ建物、戦国時代の歴史がある建物
233. 洗足池駅
234. 洗足池グラウンド
235. 洗足池児童館
236. 洗足池商店街
237. 洗足風致協会の建物
238. 銭湯
239. ぞうさん公園
240. 雑色
241. 雑色駅
242. 雑色商店街
243. 空
244. そろばんのちかくのさか
245. ターザン公園(田園調布南公園)
246. 体育館
247. 第一京浜(国道 15 号)
248. 第一公園
249. 大師橋
250. 大師橋からの夕焼け
251. 大師橋付近にある赤い古い堤防
252. 太平洋
253. 高いところからの景色
254. 駄菓子屋
255. 高塚電機かぶしき会社
256. たぬき山公園
257. 多摩川駅
258. 多摩川大橋
259. 多摩川大橋から見る富士山
260. 多摩川小学校
261. 多摩川大カーブ(東急目黒、東横線)
262. 多摩川図書館
263. tamagawa park
264. 多摩川緑地
265. 多摩川緑地グラウンド
266. ダム
267. 千鳥小学校
268. 千鳥商店街
269. 千鳥町駅
270. 中央五丁目公園
271. 中央八丁目公園
272. 通学路
273. 月見橋
274. teacrepearuji
275. 鉄塔
276. 田園調布せせらぎ館
277. 田園調布の車庫
278. 田園調布本町児童館
279. 天空橋駅
280. 電車
281. 電車公園
282. 東海道本線が見える西公園近くの歩道橋
283. 東急蒲田駅
284. 東急児童公園
285. 東急多摩川線
286. 東急東横線、京浜東北線、目黒線
287. 東急の駅や車両基地
288. 東急バス池上営業所
289. 東急プラザ
290. 豆腐司みしまや
291. トカゲやはちゅるがいる場所
292. 外川田跨線人道橋
293. 徳持公園
294. 土手
295. ドン・キホーテ
296. トンデミ
297. 仲池上児童館
298. 仲池上商店街
299. 仲一ひばり児童公園
300. 仲江名公園
301. 仲蒲田公園、巻貝公園
302. 仲蒲田公園
303. 中富小学校
304. 中萩
305. 中萩中小学校
306. 長原
307. 長原駅
308. 長原商店街
309. 中馬込一丁目児童公園
310. 中馬込児童館
311. なかよし公園
312. 仲六郷小学校

313. 仲六郷二丁目公園
314. 南蒲小学校
315. 西蒲田公園
316. 西公園
317. 西馬込駅
318. 西峰高砂公園
319. 二十一世紀桜並木、下丸子周辺の多摩川にある桜並木
320. 西六郷三丁目公園
321. 西六郷小学校
322. 二丁目公園
323. 呑川公園
324. 呑川湯
325. バーボンロード
326. 萩中プール
327. 萩中三丁目児童館
328. 萩中小学校
329. 萩中商店街
330. 萩中神社
331. 博物館
332. 橋
333. バスケットコート
334. 蓮沼温泉
335. 蓮沼児童館
336. (蓮沼)ジュニア(児童)公園
337. 羽田エアポートガーデン
338. 羽田大鳥居
339. 羽田図書館
340. 旗の台
341. 旗の台駅
342. 旗の台商店街
343. 八幡
344. 八幡塚公園
345. 八丁目児童館
346. 華屋与兵衛
347. 羽田
348. 羽田イノベーションシティー 足湯スカイデッキ
349. はばたき(児童)公園
350. はま寿司
351. 浜竹図書館
352. パンダ公園
353. 稗田神社
354. 東糀谷一丁目公園
355. 東糀谷小学校
356. 東調布第一小学校
357. 東中公園
358. 東雪谷三丁目の坂から富士山を見た景色
359. 東六郷児童館
360. 日下山公園
361. 飛行機が飛んでいる風景
362. BIGFAN 平和島
363. 日の出、初日の出
364. ひばり公園
365. 秘密基地みたいなところ
366. 開光坂
367. 平張児童公園
368. 広場
369. プール
370. 服屋さん、雑貨屋さん、ショッピングモール
371. 富士山が見える場所(富士山)
372. 富士見橋
373. ブタさん公園(多摩川大橋緑地)
374. ブックオフ
375. 踏切
376. ブランコ公園
377. プリクラ
378. プリン公園
379. 古市児童遊園
380. 文化児童公園
381. 平和児童公園
382. 平和島
383. 平和島アスレチック
384. 平和島駅
385. 平和島温泉、平和島天然温泉
386. 平和島の海
387. 平和島ひょうたん池
388. 平和島プール
389. 冒険公園(本羽田第三公園)
390. 星
391. 本蒲田児童館
392. 本門寺商店街
393. 前の浦商店街
394. 馬込
395. 馬込駅、馬込駅前
396. 馬込車両基地
397. 馬込車両検修場
398. 馬込神社
399. 馬込第三小学校
400. 馬込第二小学校
401. 馬込西公園
402. 馬込文士村商店街
403. 馬込ゆりの木公園
404. 町工場
405. 松山(へび山)
406. 三角公園
407. みなさん児童公園、かめ公園
408. 南蒲公園
409. 南三堤公園
410. 南千束東児童公園
411. 南馬込一丁目公園
412. 南馬込児童館
413. 南馬込四丁目児童館
414. 南六郷公園、船公園
415. 南六郷三丁目児童館
416. 南六郷小学校
417. 南六郷二丁目公園
418. 美原神社
419. 都掘公園

420. 宮之橋
421. 武蔵新田駅
422. 武蔵新田商店街
423. 夫婦橋親水公園
424. 森、木、森林
425. 森ケ崎
426. 森ヶ崎水再生センター
427. 焼肉冷麺てっちゃん
428. 野球場
429. 矢口児童館
430. 矢口商店街
431. 矢口中学校
432. 矢口西小学校
433. 矢口渡駅
434. 矢口渡商店街
435. 矢口東
436. 矢口二丁目公園
437. 矢口渡
438. 安方商店街
439. 安方中学校
440. 山
441. 遊園地
442. 夕方の荏原病院からみえる富士山
443. 夕日、夕焼け、日没
444. 雪が谷大塚駅
445. 雪谷の坂
446. ユザワヤ
447. 養源寺(のあじさい)
448. 夜、夜景
449. 四丁目公園
450. ライフコミュニティ(西馬込)
451. 立正中学高等学校
452. 龍子記念館
453. 流通センター駅
454. 緑道公園
455. りんご公園　→多摩川二丁目児童公園
456. 歴史
457. 蓮月
458. 六郷
459. 六郷川
460. 六郷小学校
461. 六郷商店街
462. 六郷図書館
463. 六郷土手駅
464. 六郷土手駅、六郷土手駅の京急川崎方面のホームからの景色
465. 六郷橋
466. Wasa　Wasa　マーケット

③自由意見(歴史まちづくりに関わりが薄い内容は、掲載していない。)

【計画全体について】

1. もっと風致のことを大々的に大田区として扱ってみてほしい。
2. 大田区歴史的風致維持向上計画はいいと思います！
3. 大田区歴史的風致維持向上計画素案では、僕は、社会で鹿島踊りについて習ったようにできるだけ遠くの世代にも大田区の歴史的風致を知ってもらうために、7つの歴史的風致をインターネットや、博物館などに展示(説明)し、若者に伝えるのを繰り返したらいいいと思いました。

   大田区の公園は自然の風景がとてもきれいなので、みんなにゴミを持ち帰ることをルールとし、ゴミが残ってあったらみんなでゴミ拾い活動をすることで、大田区の風景が壊されることがないと思いました。
4. 歴史の建物を、維持するためにはその歴史の建物を宣伝するものがあると良いと思う。
5. 大田区には羽田空港があり、日本全国、そして世界の国々からたくさんの人々が東京を観光するにあたって訪れます。大田区に住んでいる人々だけでなく、そのような違う場所に住んでいる方々からも「良い街、楽しい街、大田」と思ってもらえるように大田区の素晴らしい風景、場所、イベントをどんどん広めていくのが重要であり、また、それには区民の協力も欠かせないと思います。そのために、歴史的風致を決して壊さず、それをさらに向上させるにあたって、大田区の魅力を様々な人々にアピールし、興味を持ってもらうのが大事だと思います。なかでも、親しみやすい歴史的風致として特に「天然鉱泉を用いた入浴文化による歴史的風致」を広め、その後に他の歴史的風致を向上させていくのが特に良いと思います。
6. たくさん計画に沿って行動したら、大田区がより良くなると思います。
7. 大田区歴史的風致維持向上計画について、歴史的風致について周知するだけでは、我々が何をできるのかがわからない。例えば、その地域のまつりを主催している団体や、その歴史的風致を保護する団体等の活動について我々に情報を提供、我々でもできる取り組みを周知することが必要だと考える。
8. 歴史を未来に伝えるためには、実際の体験が大切だと思います。私は景色が好きで大田区の自然などを肌で感じています。そんな変わらない自然や景色を残しその自然を未来の方々にも味わってほしいです。
   そのために私は、自然の大切さを伝えると良いと思います！！

9. 素敵な計画だと思います！
10. 計画への意見です。私の祖父母の家の近くに黒鶴稲荷神社という地域のお稲荷様があります。小さな神社ですが、毎年お祭りやラジオ体操などでにぎわっており、私も幼いころはよく参加をしました。社殿や鳥居は明治時代からの建物で、古くて大きな木が多く生えている森を有していたその神社は、私の大好きな場所の一つでした。しかし崖地高台にあるため、土砂災害特別警戒区域の急傾斜地の崩壊場所に指定され改善を求められ、建物の取り壊しや森の伐採が行われました。そして敷地内に高級老人ホームができました。
昔は盛り上がっていたお祭りも規模が縮小となり、今はラジオ体操をするのもやっとなくらいの大きさです。
もちろん建設会社と神社、町会が合意の下でこのような事業が行われたので、私のようないち区民が文句を言えるようなものでありません。しかし、明治時代からある鳥居や社殿を取り壊し、リニューアルをするというのは、果たしてその場所にとって良いことだったのでしょうか。ある意味では、「歴史的風致」の破壊と言えるのでは、と考えてしまいます。
大森第六中学校では、伐採されてしまう植物を救うためのレスキュー活動が行われていました。貴重な植物の植生地が消えてしまうのは、自然科学的に見ても、大きな損失となります。
さて、前置きが長くなってしまいましたが、計画への意見と提案があります。
「大田区では７つの歴史的風致を選定した」とありますが、より保護するべきものは、もっと他にあるのではないでしょうか。選定された７つの歴史的風致の多くは、すでに区や民間の団体によって活動が行われているものがほとんどです。それよりも、身近にあるが故にあまり注目されない、地域に根差した細かな「歴史的風致」の保護にも重点を置くべきです。
当たり前ですが、取り壊してしまったものは、もう二度と元に戻りません。私が好きだったあの森も、広い境内に屋台が並んだあのお祭りも、もう戻ってくることはないのです。だからこそ、無くならないように、区が責任をもって保全に取り組むべきではないでしょうか。
11. 大田区に引っ越してきましたが、とてもいい場所で嬉しかったです。公園も色んなところにあり、友達とたくさん楽しく過ごせて引っ越してきてよかったです。
他にも友達で、大田区に引っ越してきたという人もいて、大田区は住みやすい場所なんだなと思いました。これからも、海外の人がたくさん住めるよう、色んな人であふれかえる、活気良い場所にできるよう頑張ってください。応援してます！
12. 歴史的風致維持自体はものすごく良いことだと思う。大田区は、東京の都心に近いながらも、どこか温かい、下町情緒溢れるようなところが他の区にない良いところだと思うので、そこを大切にしてほしい。マンションやその他施設の充実も大事だけど、従来の大田区を意識してほしい。
13. 歴史的風致を保存する目的であれば、六郷用水や、大鳥居といった場所も登録・認定すべきだと思います。
今のところ、大森周辺が比較的多いので・・・。
14. 歴史を振り返るのはいいと思いますでも１回だけじゃみんなに伝わらないと思うから何回もやって分かってくれるなっていう方向に進むのがいいと思います
15. 大田区歴史的風致維持向上計画は、いい計画だと思うので、続けたほうがいいと思います。
16. 頑張ってください。色々応援してます。
17. たくさんの大田区のいいところを守るためのものなのでとてもいいと思う。
個人的には地域の御会式などのお祭りや、公園などの風景が好きなので守っていけるようにできることをやりたい。また地域のイベントなどのときには積極的に参加し盛り上げていきたい。

【お祭り・イベントについて】

1. お祭りやイベントが好きな理由は、みんなでワイワイするのが好きだから。
大田区の風景や場所を好きな理由は、私は大田区の風景がとてもきれいで落ち着くから。
私は、大田区が好きなので　「大田区歴史的風致維持向上計画素案」がとてもいいと思う。
2. 大田区のお祭りに元気もらってます
ありがとうございます！
3. 祭りをしてると街の雰囲気が良くなって賑やかだから。
4. 行事を好きな理由：賑やかで地域の人との会話や、あまりないお祭りで楽しめるので好きです。
5. 大田区のイベントが好き。楽しいから
6. 盆おどりが好きな理由は、知らない人ともたのしく踊れたり、仲良く出来るからです

7. おまつりをいっぱいやりたい
8. お祭りにもうちょっと遊べるところを増やしてほしいです。
9. お祭りが好きな理由は、みんなが来れる楽しい場所だからです。
10. お祭りをもっと増やしてほしい
11. これからもお祭りは楽しい思い出になるので、お祭りを実施し、たくさんの人と交流したい。そしてイベントで昔から伝わるものなどを見てみたいと思います。
12. これからも、お祭りなどを通じて積極的に地域の方と交流していきたいです！
13. 地域の人と一緒に盛り上がるのが好き
14. 友達とお祭りに行けて楽しいから
15. お祭りはみんなでワイワイできるから好きです。
行事もその日だけの楽しみとしてワクワクするからです。
16. お祭りは友達と行けて楽しい！
17. お祭りに行くと楽しいから好き。
18. ご飯が美味しいのと楽しいからイベントが好き
19. 色々な人と一緒にお祭りに行くのが好きだから
20. 大田区はお祭りがいっぱいあるから楽しい
21. もっとたくさんイベントを開催してほしい
22. お祭り安くしてほしいです
23. 家の近くには、花火のイベントがほぼほぼないので、大田区の花火は残していって欲しいと思いました。
24. 地域が一体となって用意してくれたお祭りは楽しいから。
25. 幅広い年齢の方と関われるお祭りがあるといい
26. お祭りが好きな理由は、みんなで屋台を食べると楽しい気持ちになるからです!!
27. お会式など、身近な場所で大きなお祭りのようなことが行われる際にたくさんの人が集まったり注目が集まるので大田区の歴史的風致を守るうえでこのようなイベントは今後も残していけるのではないかと思いました。
28. 夏休みに武蔵新田神社でやる寺子屋が楽しいのでたくさんの人が来るようにしたり企画してる人を援助したらいいと思う
29. お祭りなどは雰囲気が良かったり、盛んだから。駅にはそれぞれの個性や違いが合って行く度楽しい。でも駅は色々なところに改札があって分かりにくいなと感じることがある。
30. 地域の人達で出来る行事を増やしたりもっと人を集めたりしてほしい。
例えば前に地域のひとたちとゴミ拾いなどの活動をしたときにひとが数人しかいなかったからもっと人を増やしてこの場所をきれいにしたい。
31. 酉の市(お祭り)には美味しいものがたくさんあるし屋台がたくさんあって賑わっている雰囲気がすきだから。
32. 本門寺で開催される御会式はいつまでもなくなってほしくないです！
33. 池上本門寺で行われている初詣のイベントは、雰囲気が落ち着いているが、活気があって「今年も頑張ろう！」と思えるので好きです。
34. 他の区のことはわからないけど、大田区はたくさんお祭りがあって楽しい。
夏だけでなく他の季節にもあったら嬉しいです。
35. 洗足池公園で、ゴミ拾いのイベントを開きたいです。
36. 洗足池のお祭りは残してほしい
37. 私は、お囃子をやっていて、行事ものがとっても大好きで、特に盆踊りが好きです。
盆踊りは、いろんな人と交流したりできるので、好きです。
38. 今は、矢口商店街や下丸子商店街が静かだなと感じるので、少しずつでも明るくしていけたらいいなと思っています。そのために、商店街内で行う行事やお祭りを定期的に行うなどの誰もが参加できることを多くしていきたいです。

39. 今が十分です。
お祭りの屋台がゆっくりできたりして、とてもだいすきな大田区です
いつもありがとうございます。これからもよろしくお願いします
40. 御会式などの大田区ならではの行事を、後世に引き継ぎ、活かしていきたい。
41. ガーデンパーティーは、無くなって欲しくないイベントです。
無くさないでください
42. お祭りは一生懸命に楽しむことが大切だと思いました。なので、お祭りの雰囲気が良いことだとおもったり、体調管理に気をつけたいです。
43. お祭りが好きな理由は友達と一緒に行ったりして、楽しいから。
神社・寺・歴史的な建物が好きな理由は見ていたり、そこにいると心が落ち着くから。
44. 大田区は、たくさんのイベントや場所があり、とても良い場所だと思います！😆
45. 大田区にいなかったら触れる機会のなさそうなものに日常的に触れ合えるからいいと思います。
46. 大森海苔のふるさと館での、海苔づくり体験の回数を増やし、大森の海苔について知ってもらう。
文士村や、旧東海道などガイドウォークを定期的に開催し、歴史的建造物などを解説する。

【建造物、風景について】

1. なにか凄いところがあるわけではないが、「なんかちょっと古いな」と思えるところが変にはってんしているところよりもいいとおもいます
2. 電柱を早く地面に埋めてほしい
3. もっと自然を緑を増やした方が良い。
4. 公園が好きな理由は友達と遊べるからです
5. 郷土資料館の特別展示をもっと広告してほしい
6. 建物や場所を見ると綺麗だなーとかこんなところにこんな建物があるんだなと思えるからです
7. 羽田空港が好きな理由は、空港があまりないからです。４７都道府県空港があるわけではないし、上から飛行機(な土)が飛ぶところが見れるから、羽田空港が好きです。
8. 羽田空港はきれいで広くて色んな場所を回れること。
大田区に大きな空の玄関口があって誇りに思えるから。
9. 羽田空港が好きな理由は飛行機に乗ってどこかへ行くときによく使っていて思い入れがあるし、飛行機が好きで空港ではいろいろな飛行機が見れるからです。
10. 歴史的なものを守るのも良いんですが大田区の公園にボール遊びができるところを作ってほしいです。なぜなら近くに貝塚公園という公園がありますが、友達がボール遊びをしていて怒られたという話を聞きました。そして僕達もボール遊びができなくてのびのび遊べません。だからもっとボール遊びができるところを作って下さい。
11. 私は、歴史的風景や工場などの風景が大好きなどで、ぜひ残してください。また、ゲームで街を作ったりすることをよくやるので、風景を残すというのが大切なので。残してください
12. 昔からある場所だから歴史的な建物が好き
13. 自然を大田区の未来に残してほしいです。
14. もう少しボールありの公園を増やしてほしい。
ゴミ分別を呼びかけてほしい
15. ライブができる会場を作ってほしい
16. ボールが使える公園を増やしてほしい
17. ここ大田区は色々な観光スポットがあり、とても住みやすく何より近いから好きです。
18. もっと自然を増やしてください
19. 洗足池など昔ながらの自然を残してほしい
20. 多摩川は昔から変わらないから自然がいっぱいあるから

21. 大田区の自然というものは魅力がたくさんあってすごいですね！
22. 児童館などの子供の居場所をなくさないでほしい
23. 大田区の風景が好きな理由は自然ゆたかなところです。緑地など大田区には残こっているので夕焼けなどのけしきが好きです。
24. 呑川や呑川沿いは、あまり綺麗でない印象がある。せっかく区に川があるのだから、より景色を良くしてほしい。
25. 木造建築の建物や古い建造物の保護をするかもしれないが特に冬場は火事になりやすいので対策は行ってほしい
26. 大田区に平和の森公園みたいな自然が楽しめる公園を増やしてほしい。
大田区の魅力をみんなに伝えたい。
27. 大田区にある神社はなるべくのこしておいてほしいです。
28. 大田区は、東京都 23 区の中で 1 番静かなところなので落ち着きます。
29. 綺麗な大田区を作り続けてほしいです。お願いします。
30. 僕は、大田区が好きです。特に、多摩川を眺めるのが好きです。それは、多摩川からは、未来への希望が見えそうだから。これからも、多摩川をきれいにするの、がんばってください!
31. 大田区は多摩川などの自然がいっぱいあり、きれいな街だと思う。
32. 大森ふるさとの浜辺公園にある海苔のふるさと館は大森は海苔が有名なことからできなのかなって思いました
33. 多摩川の土手は一人一人が好きなことをする、そんな場所だと思います。私はそんな一人ひとりの個性を活かせるところに「とても素敵だなぁ」と思い、いつの間にか好きになってました。私はそんな場所で絵を書いています。
34. まあ私はただの鉄オタではありますが、大田区の風景や行事が好きだと思っております。
これからもこのような風景や行事を維持していくために必要なことがあれば、協力していきたい所存でございます。
ちなみに Q5.にて答えたものの理由は、
・池上二号踏切～池上三号踏切間のカーブ
⇒直線区間よりも低速で走る列車が魅力的で、いい撮影地だから。
・蒲田駅東急線ホームの櫛形ホーム
⇒今では珍しくなった櫛形ホームが未だ現役で使われているから。
・御嶽山駅付近
⇒東海道新幹線、湘南新宿ライン、横須賀線、東急池上線といった様々な形態の路線が一度に見られるから。
のようになっております。

【その他】

1. ふるさとの浜辺公園の浜辺のゴミ拾いをする。また、ゴミは各自持ち帰るように呼びかける。たこぺったんを各地のスーパーなどで販売する。等
2. 大田区に生まれて良かったと思います。
3. 大田区のことについて「海苔」や「ものづくり」や「大森貝塚」があるといったくらいのぼんやりとした感じでしか知らないので、どこでどうやったら自分の地域についてしることができるか教えてほしい
4. 若者などは古い行事にあまり興味がないと思うからあんまり意味がない気がする
5. 整骨院と歯医者が街を侵略していっているので、もっと華やかなお店が増えてほしい。
6. 公園などに落ちているゴミが多いのでゴミ箱設置や、きれいにする取り組みをしたほうがいい
7. 伝統工芸品は、何年前から始まったのか、いったい約何種類の伝統工芸品があるのかを知りたいです。
8. 大田区の歴史を広めていくために、保育園児などの小さい子たちにわかりやすい絵や文章が書いてあるチラシやパンフレットなどを配る。
9. 私がよく通る場所だけかもしれないのですが、道路に銀杏の木しか植えられていないような気がしたので、木の種類を増やしたり、様々な種類の花を多く植えたりすることで、街に彩りが与えられると思います。

10. せっかく羽田空港がある地域に住んでいるのに空港に関する学習の時間が短かった
11. いろいろな釣りや生き物探しで生物に関わるのが好きでよくザリガニや亀や平和島でモクズガニを釣っています。
12. 具体的に設問してほしい。
    どこの風景どこの祭りのかで選ぶのかわからなくなってしまう。
    でもいいアンケートでした

資料-３.図表一覧

(１)図一覧

表 資料-3-1　図一覧

番号	図名	提供・出典(敬称略/空欄は大田区所有・作成)
図 0-4- 1	計画策定の体制	
図 1-1- 1	東京都内での大田区の位置	
図 1-1- 2	大田区の区域	
図 1-1- 3	大田区の地形	
図 1-1- 4	A.大田区北西部(武蔵野台地)～B.大田区南部(六郷・多摩川)の断面	
図 1-1- 5	大田区の地質	
図 1-1- 6	多摩川河川敷	
図 1-1- 7	洗足池	
図 1-1- 8	大田区内の主な河川と池	
図 1-1- 9	緑被概況と特別緑地保全地区	
図 1-1-10	月別の合計降水量と平均気温(過去５年間平均)	
図 1-2- 1	地目別土地利用面積と割合	
図 1-2- 2	総人口の推移	
図 1-2- 3	将来人口の推移	
図 1-2- 4	大田区の年齢３区分別人口と割合の推移	
図 1-2- 5	大田区の年齢３区分別将来人口の推移(令和６年を基準年として推計)	
図 1-2- 6	交通網	
図 1-2- 7	産業別就業人口	
図 1-2- 8	馬込大太三寸人参	
図 1-2- 9	馬込半白節成胡瓜	
図 1-2-10	観光入込客数	
図 1-3- 1	時代区分	
図 1-3- 2	区内の主な歴史文化資源	
図 1-3- 3	久原小学校内遺跡	
図 1-3- 4	大森貝墟碑	
図 1-3- 5	大森貝塚(出土品)	
図 1-3- 6	久ヶ原遺跡	
図 1-3- 7	原始時代(旧石器時代、縄文時代、弥生時代)の遺跡分布	
図 1-3- 8	亀甲山古墳(史跡)	
図 1-3- 9	観音塚古墳からの出土品(人物埴輪)	
図 1-3-10	多摩川台古墳群の分布	
図 1-3-11	横穴墓(山王遺跡群内横穴墓)	
図 1-3-12	十二天遺跡から出土した丸鞆	
図 1-3-13	木造日蓮聖人坐像	
図 1-3-14	池上本門寺宝塔	

図 1-3-15	新田神社	
図 1-3-16	六郷用水の跡	
図 1-3-17	蒲田の梅園(歌川広重作)	
図 1-3-18	麦藁細工	
図 1-3-19	万灯練供養	
図 1-3-20	美原通り(旧東海道:往時の幅員が残っている区間)	
図 1-3-21	田園調布を通る東急電鉄目蒲線(昭和７年(1932))	
図 1-3-22	羽田空港(当時は東京飛行場)(昭和６年(1931))	
図 1-3-23	田園調布駅(昭和 35 年(1960))	
図 1-3-24	田園調布の街並み(昭和 36 年(1961))	
図 1-3-25	環状路と放射道路が交差する「エトワール形式」と呼ばれる多摩川台団地(田園調布地区)の町割	
図 1-3-26	山王地区に残る尾崎士郎旧宅(記念館)	
図 1-3-27	被災状況(大森６丁目付近) (昭和 20 年(1945))	
図 1-3-28	被災状況(矢口東小学校) (昭和 20 年(1945))	
図 1-3-29	戦災焼失区域表示(帝都近傍図)(昭和 21 年(1946))※加工(現在の大田区の区域(赤線)を重ね合わせる)	
図 1-3-30	羽田空港	
図 1-3-31	「海苔養殖業発祥の地」記念碑(大森駅前)	
図 1-3-32	環状８号線(建設中の蒲田陸橋)	
図 1-3-33	京浜急行本線の連続立体高架化の高架前後(環状８号線との交差部)	
図 1-3-34	令和島	
図 1-4- 1	指定文化財の分布(国、東京都、大田区が指定する建造物、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名称等を掲載)	
図 1-4- 2	本門寺五重塔	
図 1-4- 3	池上本門寺宝塔	
図 1-4- 4	大森及び周辺地域の海苔生産用具	
図 1-4- 5	大森貝墟碑	
図 1-4- 6	亀甲山古墳	
図 1-4- 7	萬屋酒店	
図 1-4- 8	旧清明文庫	
図 1-4- 9	武家屋敷門	
図 1-4-10	紙本着色新田大明神縁起絵 加卜筆(下巻より抜粋)	
図 1-4-11	薬師像、釈迦像、阿弥陀像	
図 1-4-12	水止舞	
図 1-4-13	六郷神社の流鏑馬	
図 1-4-14	多摩川台古墳群	
図 1-4-15	日蓮上人入滅の旧跡(現:本行寺)	
図 1-4-16	池上池公園	

図 1-4-17	総門	
図 1-4-18	牛頭天王堂	
図 1-4-19	庚申供養塔(田園調布南の密蔵院)	
図 1-4-20	六郷神社の獅子舞	
図 1-4-21	勝海舟夫婦墓所	
図 1-4-22	本阿弥光悦書「本門寺」扁額	
図 1-4-23	新田神社	
図 1-4-24	武州鵜木光明寺略図	
図 1-4-25	萬福寺(無量院)	
図 1-4-26	霊山橋・題目石塔	
図 1-4-27	久ヶ原遺跡	
図 1-4-28	鵜の木１丁目横穴墓群	
図 1-4-29	貴船堀緑地(貴船堀公園)	
図 1-4-30	六郷用水の跡	
図 1-4-31	鉄道院鉄柱	
図 1-4-32	レンガ造りの堤防	
図 1-4-33	田園調布の街並み	
図 1-5- 1	その他の歴史・文化資源	
図 2-0- 1	歴史的風致の構成	
図 2-0- 2	大田区の歴史的風致の位置	
図 2-1- 1	木造日蓮聖人坐像	
図 2-1- 2	従来の参道(霊山橋から北方面)	
図 2-1- 3	御会式(明治期の浮世絵)	
図 2-1- 4	池上本門寺の参道	
図 2-1- 5	池上本門寺大堂(祖師堂)	
図 2-1- 6	本門寺五重塔	
図 2-1- 7	池上本門寺宝塔	
図 2-1- 8	妙福寺(祖師堂)	
図 2-1- 9	本光寺(本堂)	
図 2-1-10	取持ち寺院の位置	
図 2-1-11	本光寺本堂	
図 2-1-12	ご臨終の間(お堂)	
図 2-1-13	善慶寺本堂	
図 2-1-14	養源寺本堂	
図 2-1-15	歌川広重(２代)と歌川豊国(３代)の合作「江戸自慢三十六景 池上本門寺会式」	
図 2-1-16	御会式に集まる人々(昭和６年(1931))	
図 2-1-17	東急蒲田駅の万灯風装飾(令和７年(2025))	
図 2-1-18	東急池上駅の臨時改札(令和７年(2025))	
図 2-1-19	御会式時の池上駅の様子(昭和 25 年(1951))	
図 2-1-20	御会式ポスター[石川台駅](令和７年(2025))	
図 2-1-21	御会式の様子(現在)	
図 2-1-22	『池上町史』(昭和７年(1932))	
図 2-1-23	万灯練供養の様子(昭和７年(1932)頃)	
図 2-1-24	万灯練供養の様子(現在)	

図 2-1-25	日蓮信仰にみる歴史的風致の範囲	
図 2-2- 1	天祖神社(西嶺町)社殿	
図 2-2- 2	天祖神社建立の記念碑(昭和 47 年(1972)の刻印)	
図 2-2- 3	禰宜の舞(昭和 46 年(1971))	
図 2-2- 4	禰宜の舞(現在)	
図 2-2- 5	禰宜の舞にみる歴史的風致	
図 2-2- 6	本門寺公園(昭和 22 年(1947))	
図 2-2- 7	本門寺公園(昭和 59 年(1984))	
図 2-2- 8	洗足池公園	
図 2-2- 9	萩中公園(昭和 42 年(1967))	
図 2-2-10	萩中公園(平成７年(1995))	
図 2-2-11	多摩川緑地区民広場	
図 2-2-12	多摩川緑地区民広場の航空写真(昭和 49 年(1974)～昭和 53 年(1978)撮影)	
図 2-2-13	多摩川緑地区民広場の航空写真(令和元年(2019)撮影)	
図 2-2-14	第２回ガーデンパーティー(本門寺公園)(昭和 29 年(1954))	
図 2-2-15	第 68 回ガーデンパーティー(本門寺公園)(平成 31 年(2019))	
図 2-2-16	第 74 回ガーデンパーティー(洗足池公園)(令和７年(2025))	
図 2-2-17	子どもガーデンパーティーにみる歴史的風致	
図 2-2-18	水神社社殿	
図 2-2-19	水神祭(昭和 47 年(1972))	
図 2-2-20	水神祭(昭和 47 年(1972))	
図 2-2-21	水神祭(平成 29 年(2017))	
図 2-2-22	水神祭にみる歴史的風致	
図 2-2-23	六郷神社の狛犬(貞享２年(1685))	
図 2-2-24	道行(昭和 47 年(1972))	
図 2-2-25	辻舞い(昭和 47 年(1972))	
図 2-2-26	子ども神獅子舞(現在)	
図 2-2-27	子ども神獅子舞にみる歴史的風致	
図 2-2-28	厳正寺本堂	
図 2-2-29	水止舞(昭和 46 年(1971))	
図 2-2-30	水止舞(昭和 47 年(1972))	
図 2-2-31	水止舞(道行)(現在)	
図 2-2-32	水止舞(獅子舞)(現在)	
図 2-2-33	水止舞にみる歴史的風致	
図 2-2-34	今泉延命寺本堂	
図 2-2-35	今泉延命寺本堂の向拝に飾られている彫刻(昭和 33 年(1958)彫り)	
図 2-2-36	双盤念仏(太鼓)(昭和 51 年(1976))	
図 2-2-37	双盤念仏(鉦)(昭和 51 年(1976))	
図 2-2-38	双盤念仏(現在)	
図 2-2-39	サマーワークショップ	

図 2-2-40	双盤念仏にみる歴史的風致	
図 2-2-41	新井宿村周辺の千須(明治 44 年(1911)当時の旗本木原家の領地)	
図 2-2-42	19 箇条の訴状	
図 2-2-43	善慶寺本堂(昭和初期)	
図 2-2-44	善慶寺本堂(平成 28 年(2016))	
図 2-2-45	納骨ののり甕	
図 2-2-46	新井宿義民六人衆墓	
図 2-2-47	六新講の設立(除幕式)(大正５年(1916)５月 28 日)	
図 2-2-48	霊廟の脇に設置されている六新講の石碑(現在)	
図 2-2-49	義民六人衆墓参の様子	
図 2-2-50	六人衆に関する歴史講演会の様子	
図 2-2-51	義民六人衆報恩感謝祭(左)と、感謝祭に使われる手持ち太鼓(昭和 14 年(1939)12 月製造・奉納)	
図 2-2-52	義民六人衆報恩感謝祭(５年に１度)(平成 28 年(2016))	
図 2-2-53	義民六人衆報恩感謝祭(５年に１度)(平成 28 年(2016))纏を振り上げて練り歩くパレード	
図 2-2-54	ねぎぬた供養	
図 2-2-55	ねぎぬた	
図 2-2-56	義民六人衆報恩感謝祭にみる歴史的風致	
図 2-2-57	六郷神社	
図 2-2-58	子ども流鏑馬(昭和 46 年(1971))	
図 2-2-59	子ども流鏑馬(令和２年(2020))	
図 2-2-60	子ども流鏑馬(令和２年(2020))	
図 2-2-61	子ども流鏑馬(令和７年(2025))	
図 2-2-62	子ども流鏑馬にみる歴史的風致	
図 2-2-63	四季を彩る伝統文化にみる歴史的風致の範囲	
図 2-3- 1	黒湯	
図 2-3- 2	重の湯	
図 2-3- 3	明神湯	
図 2-3- 4	太平湯	
図 2-3- 5	銭湯の番台(明神湯)	
図 2-3- 6	銭湯の煙突の煙(明神湯)	
図 2-3- 7	銭湯に通う人々(湯舟)(昭和 10 年(1935)頃)	
図 2-3- 8	銭湯に通う人々(店前)	
図 2-3- 9	大田浴場連合会のホームページ	
図 2-3-10	浴育紙芝居の様子	
図 2-3-11	銭湯画の貼り絵の様子	
図 2-3-12	紙芝居師による紙芝居の様子	
図 2-3-13	銭湯文化にみる歴史的風致の範囲	
図 2-4- 1	歌川広重による浮世絵図「名所江戸百景 千束の池袈裟懸松」	

図 2-4- 2	川瀬巴水「千束池」	
図 2-4- 3	洗足池公園(昭和 41 年(1966))	
図 2-4- 4	洗足池公園(令和７年(2025))	
図 2-4- 5	洗足池(現在)	
図 2-4- 6	妙福寺祖師堂(旧七面大明神堂)	
図 2-4- 7	勝海舟夫妻の墓所	
図 2-4- 8	土地贈与を受けた書類(昭和８年(1933))	
図 2-4- 9	洗足風致協会役員表(昭和 10 年(1935)６月末日現在)	
図 2-4-10	弁天島(弁財天)	
図 2-4-11	洗足池ボート(昭和 45 年(1970))	
図 2-4-12	洗足池公園の資源	
図 2-4-13	洗足池ボート(令和７年(2025))	
図 2-4-14	ほたる復活プロジェクト	
図 2-4-15	春宵の響	
図 2-4-16	名勝洗足池公園保存活用連絡協議会の様子	
図 2-4-17	洗足池の景観保全にみる歴史的風致の範囲	
図 2-4-18	徳富蘇峰	
図 2-5- 1	エドワード・S・モース博士	
図 2-5- 2	学術報告書『Shell Mounds of Omori』	
図 2-5- 3	大森貝塚(模型)	
図 2-5- 4	大森貝墟碑(建立当時(昭和５年(1930)))	
図 2-5- 5	大森貝墟碑(現在)	
図 2-5- 6	大森貝塚保存会発足時の『趣意書』(昭和 40 年(1965)11 月 27 日)	
図 2-5- 7	大森貝塚 100 周年パレード(昭和 52 年(1977)11 月１日)	
図 2-5- 8	花自動車パレード(昭和 52 年(1977)11 月１日)	
図 2-5- 9	「日本考古学発祥の地」の碑(昭和 52 年(1977)撮影)	
図 2-5-10	ピーポディー・エセックス博物館	
図 2-5-11	大森貝塚にみる歴史的風致の範囲	
図 2-6- 1	江戸時代の海苔養殖風景「名所江戸百景 南品川鮫洲海岸」(歌川広重)(安政４年(1857))	
図 2-6- 2	タケヒビからの海苔取り(昭和 15 年(1940))	
図 2-6- 3	海苔生産用具(ヒビ・竹割り・鋤等)	
図 2-6- 4	海苔取り船(ベカ舟)	
図 2-6- 5	海苔付け・海苔乾かし用具	
図 2-6- 6	大田区内の漁業協同組合が占めた海苔簀柵数の割合	
図 2-6- 7	海苔焼き体験	
図 2-6- 8	ふれあいフェスタ出店の様子(大森 海苔のふるさと館)	
図 2-6- 9	大森海苔会館(昭和 37 年(1962)10 月))	
図 2-6-10	入札会の様子(昭和 44 年(1969)２月)	
図 2-6-11	店先に張り出される「新海苔入荷」の張り	

	紙(海苔の松尾)	
図 2-6-12	海苔の松尾(店舗)(昭和初期)	
図 2-6-13	朝倉海苔店(店舗)(昭和期)	
図 2-6-14	東京蒲田守半(店舗)(昭和期)	
図 2-6-15	海苔を使った食事の提案	
図 2-6-16	海苔のふるさとにみる歴史的風致の範囲(拡大)	
図 2-6-17	海苔のふるさとにみる歴史的風致の範囲	
図 2-7- 1	馬込文士村の風景(昭和 47 年(1972))	
図 2-7- 2	宇野千代(馬込時代)	
図 2-7- 3	旧川端龍子邸(主屋)の外観	
図 2-7- 4	持仏堂	
図 2-7- 5	画室	
図 2-7- 6	龍子記念館	
図 2-7- 7	村岡花子	
図 2-7- 8	大森駅西口の「馬込文士村案内」	
図 2-7- 9	天祖神社の階段脇のレリーフ	
図 2-7-10	馬込文士村継承会による散策イベントの案内(平成 12 年(2000))	
図 2-7-11	馬込文士村ガイドの会会則(設立時:平成 17 年(2005))	
図 2-7-12	伊藤深水	
図 2-7-13	馬込文士村ガイドの会ガイドツアーのパンフレット(平成 17 年(2005))	
図 2-7-14	馬込文士村ガイドの会ガイドツアーのパンフレット(令和元年(2019))	
図 2-7-15	「馬込文士村」を冠した和菓子	
図 2-7-16	馬込文士村にみる歴史的風致の範囲	
図 3-2- 1	総合計画及び上位・関連計画との関係	
図 3-2- 2	将来像と基本目標	
図 3-2- 3	将来像	
図 3-2- 4	基本目標(歴史まちづくりに関連する部分を抜粋)	
図 3-2- 5	施策の体系と地域の文化資源の保存・活用の推進について	
図 3-2- 6	めざす都市の姿・部門別方針・地域別方針	
図 3-2- 7	部門別方針のうち、住環境部門に位置付けられている景観都市づくり	
図 3-2- 8	地域別方針のうち、台地部地域の方針	
図 3-2- 9	地域別方針のうち、大森地域の方針	
図 3-2-10	地域別方針のうち、馬込・池上地域の方針	
図 3-2-11	大田区景観計画の構成	
図 3-2-12	みどりの役割	
図 3-5- 1	計画の実施体制	
図 4-1- 1	歴史的風致と重点区域の位置	
図 4-2- 1	重点区域の位置	
図 4-2- 2	重点区域の区域(境界)	

図 4-2- 3	重点区域の位置	
図 4-2- 4	重点区域の区域(境界)	
図 4-4- 1	重点区域と区域区分(用途地域)	
図 4-4- 2	重点区域と洗足風致地区	
図 4-4- 3	重点区域と大田区中原街道沿道地区	
図 4-4- 4	重点区域と風致地区	
図 4-4- 5	重点区域と景観計画(洗足池景観形成重点地区と洗足池景観保全誘導区域)	
図 4-4- 6	重点区域と景観計画(大森八景坂景観形成重点地区と大森八景坂景観保全誘導区域)	
図 6-1- 1	事業位置	
図 6-2- 1	海苔つけ体験	
図 6-2- 2	海苔の収穫	
図 6-2- 3	勝海舟記念館	
図 6-2- 4	事業位置	
図 6-2- 5	はしご乗り	
図 6-2- 6	池上七福神色紙	
図 6-2- 7	龍子記念館	
図 6-2- 8	龍子記念館	
図 6-2- 9	「御嶽神社絵馬」調査風景	
図 6-2-10	「宝幢院阿弥陀如来立像」修理完了確認	
図 6-2-11	事業位置	
図 6-2-12	事業位置	
図 6-2-13	整備前	
図 6-2-14	整備後(イメージ)	
図 6-2-15	事業位置	
図 6-2-16	洗足池公園	
図 6-2-17	名勝洗足池公園保存活用連絡協議会の様子	
図 6-2-18	大田区パークマネジメントマスタープラン及びこども版	
図 6-2-19	魅力あふれる、おおたの公園	
図 6-2-20	はすぬま温泉	
図 6-2-21	明神湯	
図 6-2-22	ぼんたん湯(天神湯)	
図 6-2-23	情報マップ(表紙)	
図 6-2-24	情報マップ	
図 6-2-25	ガイドの様子	
図 6-2-26	ガイドの様子	
図 6-2-27	ガイドブック(雪谷・千束編)	
図 6-2-28	ガイドブック(嶺町・田園調布編)	
図 6-2-29	事業位置	
図 6-2-30	案内板(洗足池 中原街道沿い)	
図 6-2-31	案内板(洗足池)	
図 6-2-32	事業位置	
図 6-2-33	磐井神社	
図 6-2-34	旧東海道スタンプ	
図 6-2-35	事業位置	

図 6-2-36	大森・馬込/散歩ツアーの様子	
図 6-2-37	「赤毛のアン」パネル展の様子	
図 6-2-38	情報発信(洗足池)	
図 6-2-39	情報発信(池上)	
図 6-2-40	情報発信(馬込)	
図 7-2- 1	歴史的風致形成建造物(候補)の位置	

（2）表一覧

表 資料-3-2　表一覧

番号	表名	提供・出典（敬称略/空欄は大田区所有・作成）
表 0-4- 1	大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会委員構成	
表 0-4- 2	大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会委員構成	
表 0-5- 1	計画策定の経緯	
表 1-1- 1	年別・月別の平均気温（大田区羽田）	
表 1-1- 2	年別・月別の平均降水量（大田区羽田）	
表 1-2- 1	大田区の合併経緯	
表 1-2- 2	地目別土地利用面積と割合	
表 1-2- 3	年齢３区分別人口と割合（大田区と東京都全体）	
表 1-2- 4	産業大分類別の事業者数、従業員数、売上（収入）金額	
表 1-2- 5	従業者規模別の事業所数と従業員数	
表 1-2- 6	東京都内の銭湯数	
表 1-2- 7	大田区の主な観光資源	
表 1-3- 1	大田区の歴史的風致と関わりのある主な人物	
表 1-4- 1	大田区における指定文化財等の件数	
表 1-4- 2	特産品	
表 1-4- 3	工芸品	
表 1-4- 4	菓子・調理等	
表 1-5- 1	その他の歴史・文化資源の分類	
表 2-0- 1	大田区の歴史的風致	
表 2-1- 1	近在の万灯講中取持ち寺院	『大田区の文化財第八集（昭和 47 年（1972）、大田区文化財専門委員編）』
表 2-2- 1	四季を彩る小風致	
表 2-2- 2	子どもガーデンパーティーの会場（平成 31 年度（2019）～令和７年度（2025））	
表 2-3- 1	大田浴場連合会に加盟する銭湯	
表 2-4- 1	洗足風致協会の主な活動	
表 2-5- 1	東京都大森貝塚保存会の主な活動	
表 2-6- 1	大森本場乾海苔問屋協同組合加盟店（大田区内のみ）	
表 2-7- 1	馬込文士村で活動（暮ら）していた主な文士とその時期	
表 4-2- 1	重点区域の要件	
表 4-2- 2	重点区域の区域（境界）	
表 4-2- 3	重点区域の要件	
表 4-2- 4	重点区域の区域（境界）	
表 4-4- 1	重点区域と地区計画	
表 4-4- 2	洗足風致地区地区計画	
表 4-4- 3	大田区中原街道沿道地区計画	

表 4-4- 4	重点区域と風致地区	
表 4-4- 5	許可を必要とする行為と建築物の許可基準	
表 4-4- 6	緑化基準と重点区域との関係	
表 4-4- 7	重点区域と景観計画(市街地類型、景観形成重点地区)	
表 4-4- 8	市街地類型の景観形成の目標(重点区域が重複する市街地類型のみ)	
表 4-4- 9	景観形成重点地区の景観形成の目標と景観形成基準(重点区域が重複する景観形成重点地区のみ)	
表 4-4-10	東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物掲出の禁止区域・禁止物件等	
表 7-2- 1	歴史的風致形成建造物の指定候補	

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25 日･26 日
まちづくり推進部　資料 26 番
所管　建築調整課

特定空家等の判定について

大田区空家等対策審議会の審議を経て、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空家特措法という。）第２条第２項に定める「特定空家等」の状態であると判定を行ったので、下記のとおり報告する。

記

１　新たに特定空家等と判定した建築物

１件（特定空家等第８号）

２　特定空家等の状態であると判定を行うまでの経緯

・令和８年２月６日第 34 回大田区空家等対策審議会への諮問及び同審議会からの答申

・審議会後区長決定

３　今後の流れ

空家特措法第 22 条に基づき、以下の措置を実施する。

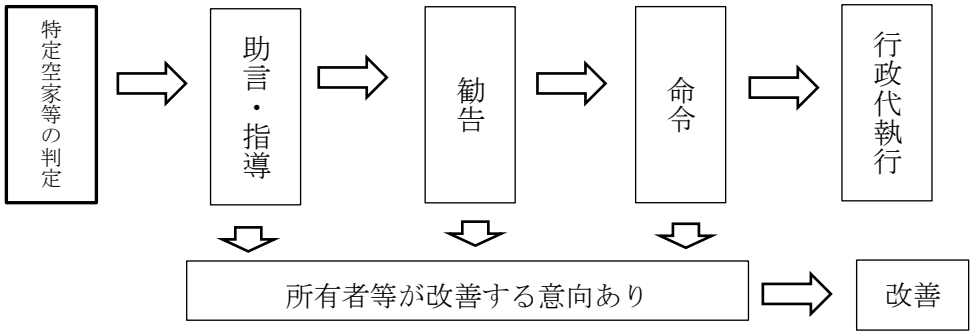

４　情報公開

大田区情報公開条例第９条第２項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に係る情報の開示は行わない。

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
まちづくり推進部　資料 27 番
所管　建築調整課･建築審査課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について
（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンション
の建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う改正）

1　改正の背景

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第47号・令和７年11月28日施行分及び令和８年４月１日施行分）によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、大田区手数料条例の一部を改正する。

2　改正概要

別表第１（第 2 条関係）に定める以下の手数料の規定について、法律名称、根拠条項等を改正する。

（１）要除却等認定マンションの建替え等の特例許可申請手数料
（２）マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料
（３）マンション管理計画に係る認定申請手数料、認定更新申請手数料及び変更認定申請手数料

3　施行日

上記２（１）及び（２）については、令和８年４月１日。
（３）については、公布の日。

資料

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

■条例改正の概要

1 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正に伴い、規定を整備します。

(1)要除却等認定マンションの建替え等の特例許可申請手数料

・法律名の改正:「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改正

・特例許可制度の拡充:特例許可による緩和対象に高さ制限を追加

・条ずれ:第105条⇒第163条の59に条ずれ

(2)マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料

・法律名の改正:「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改正

(3)施行日

・令和8年4月1日　　※手数料額の変更はありません。

2 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、規定を整備します。

(1)マンション管理計画に係る認定申請手数料、認定更新申請手数料及び変更認定申請手数料

・条ずれ:

第5条の4⇒第5条の14

第5条の6⇒第5条の16

第5条の7⇒第5条の17　に条ずれ

(2)施行日

・公布の日　　※手数料額の変更はありません。

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新

○大田区手数料条例

昭和32年12月２日
条例第24号

第１条から第６条まで（略）

別表第１（第２条関係）

項	事務	名称及び額（１件につき）	徴収時期
１から130まで（略）			
131	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の規定に基づく法人及びマンション建替え等事業に係る証明	マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料 400円	証明申請のとき
132	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第１項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
133から134まで（略）			
135	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成1	マンション管理計画認定申請手数料　次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額	認定申請のとき

旧

○大田区手数料条例

昭和32年12月２日
条例第24号

第１条から第６条まで（略）

別表第１（第２条関係）

項	事務	名称及び額（１件につき）	徴収時期
１から130まで（略）			
131	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の規定に基づく法人及びマンション建替え等事業に係る証明	マンション建替え等に係る法人及び事業証明手数料 400円	証明申請のとき
132	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第１項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
133から134まで（略）			
135	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成1	マンション管理計画認定申請手数料　次の（１）及び（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額	認定申請のとき

	2年法律第149号）第５条の14の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	（１）　申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法第５条の14各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 4,200円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 4,200円に１を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　（１）以外の場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 26,300円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 26,300円に１を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た額を加算した額	
136	マンションの管理の適正化の推	マンション管理計画認定更新申請手数料 次の（１）及び（２）に掲	認定更新申請

	2年法律第149号）第５条の４の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	（１）　申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法第５条の４各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 4,200円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 4,200円に１を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　（１）以外の場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 26,300円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 26,300円に１を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た額を加算した額	
136	マンションの管理の適正化の推	マンション管理計画認定更新申請手数料 次の（１）及び（２）に掲	認定更新申請

	進に関する法律第５条の16第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 （１）　申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法第５条の16第２項において準用する同法第５条の14各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 4,200円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 4,200円に１を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　（１）以外の場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 26,300円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 26,300円に１を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た	のとき

	進に関する法律第５条の６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 （１）　申請に併せて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条のマンション管理適正化推進センターが作成した同法第５条の６第２項において準用する同法第５条の４各号に掲げる基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 4,200円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 4,200円に１を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額 （２）　（１）以外の場合 ア　長期修繕計画の数が１であるとき 26,300円 イ　長期修繕計画の数が２以上であるとき 26,300円に１を超える長期修繕計画の数に14,900円を乗じて得た	のとき

		額を加算した額	
137	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料 変更認定申請１件につき、次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 （１）　管理組合の運営に係る事項の変更 4,300円（変更する長期修繕計画（管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、4,300円に１を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額） （２）　管理規約の変更 3,600円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、3,600円に１を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額） （３）　管理組合の経理に係る事項の変更 4,100円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、4,100円に１を超える当該長	変更認定申請のとき

		額を加算した額	
137	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料 変更認定申請１件につき、次に掲げる変更に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 （１）　管理組合の運営に係る事項の変更 4,300円（変更する長期修繕計画（管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、4,300円に１を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額） （２）　管理規約の変更 3,600円（変更する長期修繕計画（管理規約の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、3,600円に１を超える当該長期修繕計画の数に2,400円を乗じて得た額を加算した額） （３）　管理組合の経理に係る事項の変更 4,100円（変更する長期修繕計画（管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、4,100円に１を超える当該長	変更認定申請のとき

		期修繕計画の数に2,500円を乗じて得た額を加算した額） （４） 長期修繕計画の変更 8,700円（変更する長期修繕計画の数が２以上である場合は、8,700円に１を超える当該長期修繕計画の数に4,700円を乗じて得た額を加算した額） （５） 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更 2,600円（変更する長期修繕計画（組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、2,600円に１を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額） （６） （１）から（５）までに掲げる変更以外のもの 1,800円（変更する長期修繕計画（（１）から（５）までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、1,800円に１を超える当該長期修繕計画の数に800円を乗じて得た額を加算した額）	

備考　規格は、日本産業規格とする。

		期修繕計画の数に2,500円を乗じて得た額を加算した額） （４） 長期修繕計画の変更 8,700円（変更する長期修繕計画の数が２以上である場合は、8,700円に１を超える当該長期修繕計画の数に4,700円を乗じて得た額を加算した額） （５） 組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更 2,600円（変更する長期修繕計画（組合員名簿、居住者名簿その他の名簿の変更を伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、2,600円に１を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額） （６） （１）から（５）までに掲げる変更以外のもの 1,800円（変更する長期修繕計画（（１）から（５）までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。）の数が２以上である場合は、1,800円に１を超える当該長期修繕計画の数に800円を乗じて得た額を加算した額）	

備考　規格は、日本産業規格とする。

別表第２及び別表第３（略） 付　則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の131の項及び132の項の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。	別表第２及び別表第３（略）

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 23 番
所管　都市基盤管理課

土のう置場の増設について

台風や大雨による浸水防止対策には、土のうが効果的であり、区民の皆様にいつでもご利用いただけるよう、区内の公園等 27 か所に土のう置場を設置している。

令和７年９月 11 日の大田区豪雨被害を受け、今回特に被害の大きかった上池台周辺地区及び中小河川ハザードマップにおいて浸水のリスクが高い呑川周辺の計２か所に土のう置場を増設する。

1　設置場所

① 上池台三丁目公園（上池台三丁目 16 番 15 号）
② 西蒲田太平橋児童公園（西蒲田四丁目４番１号）

2　設置時期

令和８年３月上旬予定

3　設置箇所詳細及び設置イメージ

① 上池台三丁目公園

② 西蒲田太平橋児童公園

蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事の進捗状況について＜仮設工②＞

まちづくり環境委員会
令和8年2月25・26日
都市基盤整備部　資料24番
所管　建設工事課

1　概要

JR蒲田駅東口駅前広場の地下に約2,800台収容可能な自転車駐車場の整備を行い,自転車利用環境の向上と放置自転車の低減を目指します。

工事件名：大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その1）
工　　期：令和5年12月8日から令和10年3月15日
受 注 者：不動テトラ・吉田・池上建設工事共同企業体
既　　定　￥8,888,000,000－（税込）
第1回変更￥9,147,023,600－（税込）　変更契約日：令和6年12月26日
第2回変更￥9,300,237,100－（税込）　変更契約日：令和8年1月7日
増　　減　￥　412,237,100－（税込）　※令和8年第1回定例会にて専決報告。

2　工事の進捗状況

◎工事全体の進捗率：約16%（令和8年1月末現在）。

- 地下に自転車駐車場を作るため、仮設工として地中連続壁工（SMW)や路面覆工等を広場全体に設置する工事を進めている。
- SMWの築造（令和6年9月開始）は、全421本のうち現在316本（約75%/令和8年1月末現在）が完了。
- 令和7年10月22日夜間に作業帯の切替（STEP5）を行い、車両動線の変更及び区道の一部通行止めを実施。（次回切替は令和8年3月5日予定）
- 昨年度に発生した想定外の地中障害物撤去等の対応により遅れが生じたため、SMWの日当たり施工量を増やすことで工程回復に努めているが、回復するまでの進捗を上げることができておらず、工期内（令和9年度）のしゅん工が厳しい状況であり、工期延伸に向けた検討を進める。

3　工事スケジュール（今後の予定）

- 現在施工中である1期工事の遅れを考慮し、2期工事と駅前広場工事のスケジュール調整を予定している。
- また、蒲田駅周辺再編プロジェクト改定に合わせ、東西自由通路、駅ビルの機能更新等との調整も今後必要である。
- 工事の進捗に伴い、令和8年3月5日に車両・歩行者動線及びバス乗り場の変更（移設）を予定。（4 施工ステップ参照）
- 工事はSMWや路面覆工等を順次行いながら地下の掘削作業を進め、令和8年度下期より躯体構築に着手予定。

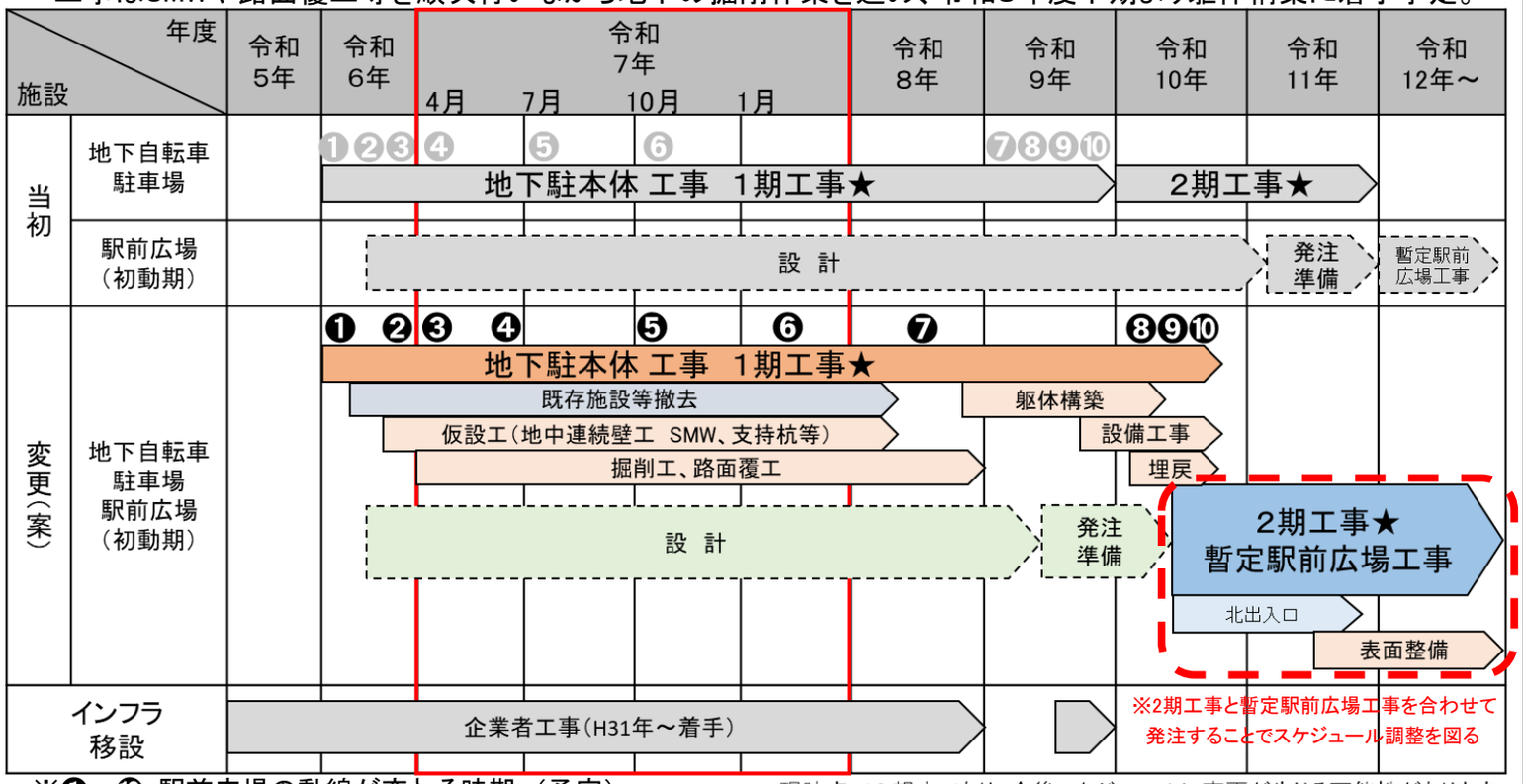

※❶～❿：駅前広場の動線が変わる時期　（予定）　現時点での想定であり、今後スケジュールに変更が生じる可能性があります。

4　施工ステップ

■令和８年３月５日～令和８年７月中旬頃
STEP6　仮設工
- 地中連続壁工（ＳMW）
- 中間杭、覆工支持杭
- 一次掘削、路面覆工、切梁

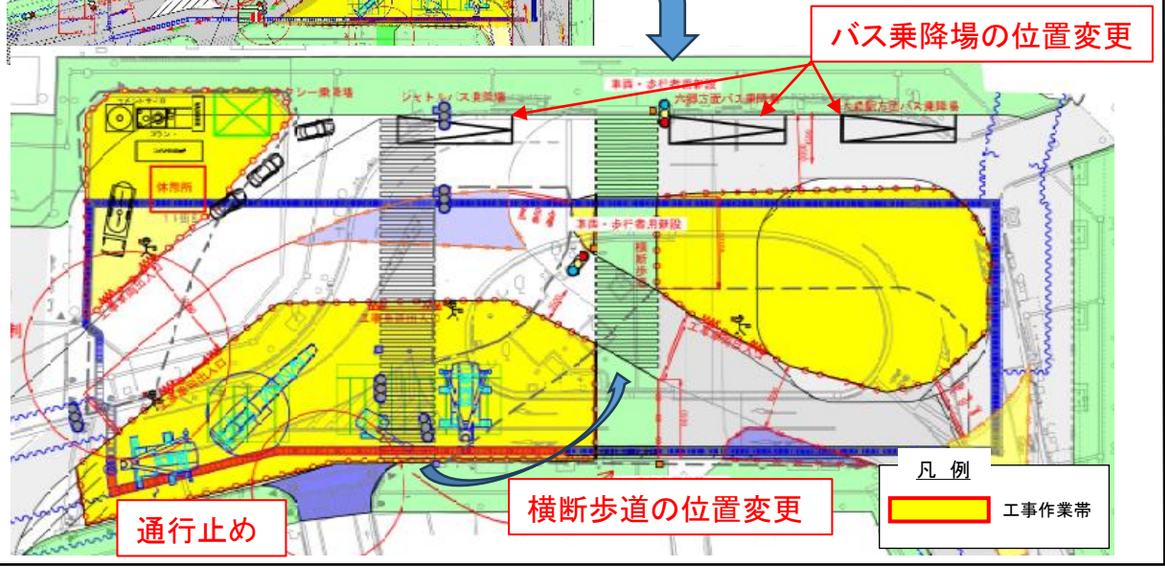

5　施工状況（令和7年度）

令和7年度　SMW施工状況（令和7年12月下旬撮影）

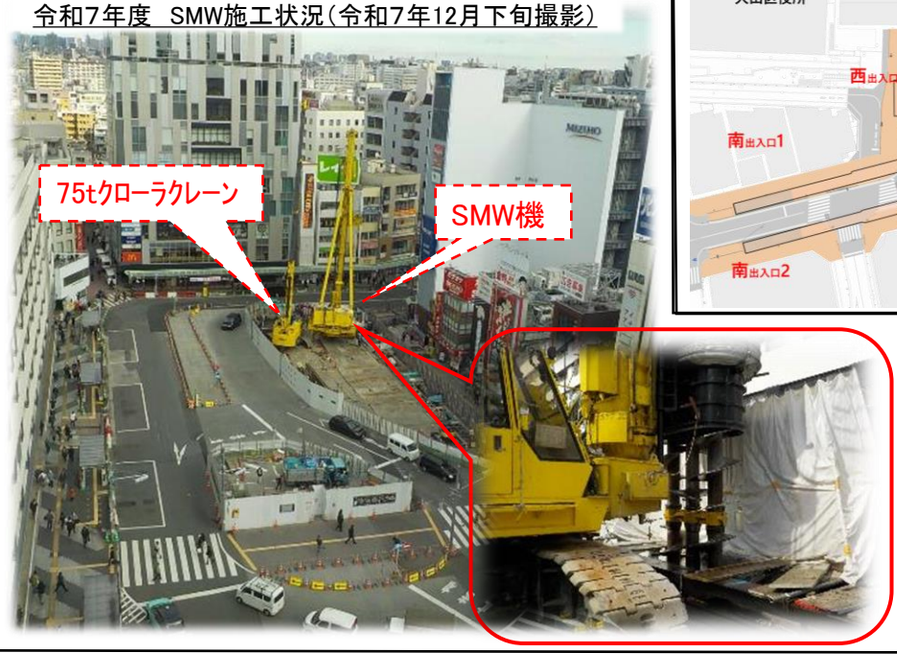

★地下自転車駐車場整備工事の区分け

＜1期工事（オレンジ色部分）＞
- 地下自転車駐車場本体
- 北出入口以外の出入口

＜2期工事（青色部分）＞
- 北出入口

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 25 番
所管　地域基盤整備第一課

中央五丁目公園の増設について

大田区立公園条例及び同条例施行規則の規定に基づき、中央五丁目公園を増設するため、下記のとおり告示する。

記

1　公　園　名　　中央五丁目公園

2　位　　置　　大田区中央五丁目 14 番１号

3　面　　積　　変更前　　2,175.41 ㎡
　　変更後　　2,608.44 ㎡（433.03 ㎡増）

4　増設理由　　都市計画公園事業に基づき、当公園の一部として増設するため。

5　供用開始日　　令和８年４月１日

案　内　図

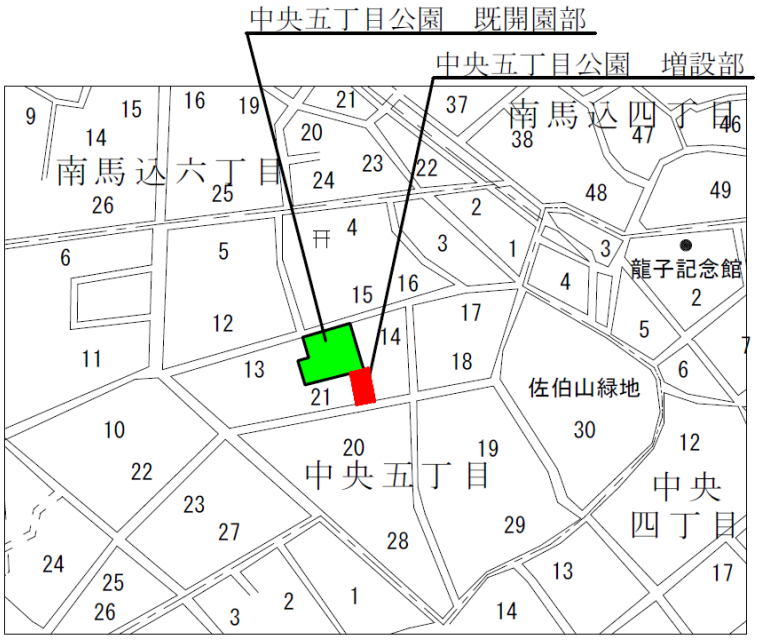

まちづくり環境委員会
令和8年2月 25･26 日
都市基盤整備部　資料 26 番
所管　地域基盤整備第三課

かにくぼ公園の増設について

大田区立公園条例及び同条例施行規則の規定に基づき、かにくぼ公園を増設するため、下記のとおり告示する。

記

1　公園名　　かにくぼ公園

2　位　置　　大田区北嶺町 17 番 13 号

3　面　積　　変更前　2,518.96 ㎡
　　変更後　2,686.86 ㎡（167.90 ㎡増）

4　増設理由　　都市計画公園事業に基づき、当公園の一部として増設するため。

5　供用開始日　　令和８年４月１日

案　内　図

まちづくり環境委員会 令和８年２月 25・26 日
資源環境部　資料 17 番
所管　ごみ減量推進課

大田区一般廃棄物処理基本計画（素案）に関する
区民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施結果及び策定について

1　概要

大田区一般廃棄物処理基本計画（素案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施した上で、大田区一般廃棄物処理基本計画（案）として取りまとめた。

2　素案からの主な修正点

①パブリックコメントでの意見を踏まえた修正

②収集量実績等の時点更新による数値の修正

③コラムの追加　等

3　区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果

（１）意見募集期間

令和７年12月16日（火）から令和８年１月６日（火）まで

（２）提出者数、提出意見数

①提出者数　14名

②提出意見数　24件

（３）周知方法

おおた区報（令和７年12月21日号）

大田区ホームページ（閲覧数　1,105回）

大田区公式X（閲覧数　2,724回）

YouTube 大田区公式チャンネル（視聴回数　125回）　等

4　今後の予定

令和７年度中に決定・公表

【パブリックコメントの結果】
○募集期間　　令和７年12月16日（火）から令和８年１月６日（火）まで
○募集方法　　電子申請、郵送、FAX、窓口へ直接持参
○意見総数　　14名（24件）

※皆様からいただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

NO	項目	意見内容	区の考え方
1	第１章	SDGs未来都市としての取組姿勢について 　大田区は「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、持続可能な社会の実現に向けて先導的な役割を果たすことが期待されている自治体であると認識している。 　その観点から見ると、本計画においても、従来の取組を着実に進めるだけでなく、他自治体に先駆けた取組や、新たなモデルとなり得る施策について、より積極的に打ち出していく余地があるように感じられる。 　とりわけ、資源循環や地域主体の取組といった分野は、地域特性を生かしながら先進的な実践を展開しやすく、SDGs未来都市としての姿勢や方向性を示しやすい領域であると考えられる。 　こうした視点を計画の中で明確に位置づけることで、大田区が目指す将来像や、他自治体に対する先導的な役割がより明確になるのではないか。	本区では、プラスチック分別回収や一部の資源回収事業において、運行管理システムを導入し、他自治体に先駆けた取組を行っております。今後もSDGs未来都市として、新たな施策、事業を積極的に検討してまいります。ご意見を踏まえ、「第１章－２計画の位置付け」に、SDGｓ未来都市に関する内容を追記しました。
2	基本方針１	循環の位置づけについて 　第5章「基本方針1（3R＋Renewableの推進）」においては、資源循環の重要性が随所で言及されており、循環型社会の実現を目指す姿勢が示されているものと受け止めている。一方で、施策の構成としては、（1）発生抑制、（2）多様な資源回収、（3）食品ロス削減の３点に整理されており、「循環そのものをどう高めていくか」「地域の中で資源がどのように循環していくか」という視点が見えにくくなっている。 　特に、コンポストや地域資源の循環といった取組は、単なる食品ロス対策にとどまらず、資源循環の質を高める重要な要素であると考えられる。 　こうした観点から、上記３つに加えて「循環の質の向上」や「地域内循環の創出」といった視点も施策の中に位置づけることで、基本方針の意図がより明確になると思われる。 　仮に新たな施策項目の追加が難しい場合でも、「食品ロス削減の取組と資源循環の取組を一体的に捉える」といった趣旨の記述を加えることで、循環の視点がより補完されると考える。	区といたしましても、単に資源を循環させるだけでなく、資源の価値を最大限に維持した循環をめざすことが重要であると考えております。いただいたご意見を踏まえ、「第三章基本理念・基本方針　基本方針３」へ循環の質の向上について追記しました。
3	基本方針１－（１）	大田区一般廃棄物処理基本計画（素案）に記載された各事項は、令和１７年度までの計画として妥当なものであり賛同する。ただし、記載のない以下の2点について、検討の必要性を提言したい。 １．ごみの有料化 ２．戸別収集の実施 １．について 　一人の区民としては有料化してほしくはないが、ゴミの減量推進に向けた東京都の意向から、２３区においても近い将来の有料化は避けられないのではないか。 ２．について 　有料化の場合、有料袋不使用などの不正排出への対策が必要となるが、戸別収集はその対策の主要な一つとして有効である。 　既に戸別収集を行っている品川区では、排出量の減少にも効果が出ている。 　一方で収集負荷は増大するので、有料化収入の一部を収集に従事する方々の人数や待遇の向上に振り向ける必要がある。 （現在の集積所収集は、戸建て各世帯にフルタイム勤務でない世帯構成員がいることを前提としているように思う）	家庭ごみの有料化や戸別収集については、「第5章　具体的な施策（１）発生抑制に向けた取組の推進」において、発生抑制に効果的な施策の一例として挙げております。 これらの施策を実施することは、ごみの減量に対する意識が向上し、発生抑制やリサイクルが促進されるという効果が見込まれますが、一方で区民の皆様の経済的負担が増えることや、不適正排出や不法投棄が増えること、機材や人材確保に課題があることから、周辺自治体の状況も勘案しながら、引き続き調査研究してまいります。

NO	項目	意見内容	区の考え方
4	基本方針１－（１）	●キャチコピー：「SDGsをつくる大田区」 ●構想：大田区一般廃棄物処理SDGs （素案）達成は、行政だけでは成し得ない大きな課題であり、これには区民各自の手で３R（修理再利用寿命延長ゴミ削減）活動を、大田区民の文化として発芽させ「使う責任」と節約を合わせて実現していく構想を提案する。 ●具体的方策：集合住宅に「家庭用品のDIY Deskミニ工房」の設置 SDGs推進の為には、区民各自が家庭用品の使い捨てを見直し、“ちょっとした“家庭用品の修理寿命延長・ゴミ削減の為に、シェアリングエコノミーで集合住宅の共用部で誰もが使える様に、「家庭用品のDIY Deskミニ工房」を設置し、日用品の寿命延長修理再利用でゴミ削減と節約の意 識と実務を示し、行政だけでは成し得ない課題の３Rを区民が自分の行動で解決する方策である。 ●背景 昨今首都圏に林立する集合住宅は、狭い為に“家庭用品”の修理再利用寿命延長の為の道具と工房（スペース）が無く、多量の家庭用品は必然的に便利な使い捨て都市ゴミとして焼却しCO2にしている。 区民はSDGs達成に、ごみ を出さないという役割と責任を認識しているが、集合住宅はそれが出来ない使い捨て習慣と狭い居宅の状況がある。 物を大切にする文化と歴史 古来日本には物を大切にするアニミズム思想の付喪神（つくもがみ）もいた。外国では修理再利用寿命延長などのガレージワークや、Thrift Store Donation Center 等節約（thrift）と慈善charity）の要素が合わさったお店の形態がある。 また北欧では再利用が子供の授業として行われているとも聞いている。100年先も大田区の主役は人である。幾多の歴史からも戦争や大災害の廃墟の街の復興は、 道具を手に持った人の力技であった。物づくりの大田区はSDGsも作る。 ※注記 「家庭用品のDIY Deskミニ工房」・・（SDGsスカイパートナー）このアイデアは、「あったらいいな！とても良いアイデア！」と賛成を頂くが、SDGs等は行政の未来社会への取り組みの問題で、区民がこの様な自分に利のない物には個人資金を出さない。 諸外国の様に修理再利用などの文化が、首都圏では途切れているので、これを成功させるには、行政が資金と設置と講習会を指導し 積極的に大田区の文化として発芽させる努力が必要と思う。	ものを大切にするという考え方は、ごみ・資源の発生抑制につながるものであると認識しております。 ご提案いただきました内容につきましては、ごみ減量施策事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。
5	基本方針１－（２）	基本計画の重点施策にあるように、まず、プラスチック分別回収の強化に力を入れて頂きたい。可燃ごみの収集日に集積所を確認すると、まだまだプラスチック類がたくさんごみ袋に入っているのが現状である。また、リサイクルできる雑紙もかなり混入しているので、この部分も改善の余地がまだあると思う。	令和５年度に実施した家庭ごみ組成分析調査では、可燃ごみには資源化できるプラスチックが15.4%、紙類が14%含まれていることが分かりました。「５章具体的な施策 基本方針１－（２）多様な資源回収のさらなる推進」において、プラスチックの分別回収の強化及び雑がみの回収強化については、重点事業として取り組んでまいります。
6	基本方針１－（２）	資源ゴミを常時回収する場所を増やし、もっと拡大を促進してほしい。カンや瓶、特にダンボールも回収できるようにしてほしい。スーパーも資源を売却して利益を出し、大田区も回収を管理するコストが下がるのではないか。	店舗におけるペットボトル等の回収は、事業者が自主的に行っているものとなります。いただいたご意見につきましては、今後区が施策を推進する中で参考とさせていただきます。
7	基本方針１－（２）	自主的な資源回収活動への支援について 「（２）多様な資源回収のさらなる推進」における「②自主的な活動への支援」（p30）について、現行の記載は区が資源として位置づけている品目（新聞、アルミ缶等）を対象とした回収活動を想定しているように見受けられる。一方で、生ごみ（食物資源）、剪定枝、落ち葉、土などについても、循環利用の観点から重要な資源であり、今後、地域において多様な取組や新たな仕組みが広がっていく可能性がある分野と考えられる。 こうした資源についても、将来的な循環のあり方を見据え、「自主的な活動への支援」の対象となり得ることを計画の中で示していただくことで、区としての資源循環に対する姿勢や方向性が、より明確になるのではないか。	現行回収している資源以外についても、資源化可能なものがあるか、また資源化できる施設などについても調査研究してまいります。
8	基本方針１－（２）	他県では、資源ごみをスーパーの敷地内に専用施設を設け、そこへ持ち込むことでポイント還元するということをしており、積極的な分別意識を住民に持ってもらう良い施策だと感じた。同様の取り組みの導入検討も良いかと思う。	いただいた事例も含め、他自治体の実施状況等について、調査研究してまいります。

NO	項目	意見内容	区の考え方
9	基本方針１－（３）	他の市区町村で実施しているところが多い｢生ごみ処理機の補助金｣を是非大田区でも実施してほしい。自宅でもゴミを減らしたい。けど減らすことができない。夏の生ゴミの匂い。生ごみ処理機があったらな、、と思う場面が沢山ある。 生ごみ処理機は高くて一般家庭に導入するにはかなり躊躇してしまう。補助金制度を検討してほしい。	区では、平成４年度から９年度までは、コンポスト容器の無償貸与、平成10年度から12年度までは、コンポスト容器及び家庭用生ごみ処理機購入費の一部助成を実施しておりました。 平成13年度以降は、区民の皆様のごみ減量意識が向上してきたことや、購入しやすい価格の生ごみ処理機が登場してきたことから、助成金の目的は一定程度達成されたと判断し、助成制度を終了させていただいた経緯があります。 区といたしましては、更なるごみ減量に向けた意識の向上について、今後の国や都などの動向を注視しつつ、食品ロス削減への推進といった観点から力を入れてまいります。
10	基本方針１－（３）	生ゴミの削減について、コンポストの支援をもっとした方がいいと思う。個人や地域でのコンポスト利用や、コンポスト推進団体の支援を通して生ごみは減らせると思う。	
11	基本方針１－（３）	プラスチック分別回収の開始により、可燃ごみが減る効果があったと思う。次は、可燃ごみの最も多く（27.8%）を占める生ごみの削減である。 重点施策の「食品ロス削減の推進」に、コンポストが記述されたのは、数年にわたりコンポストに取組み、生ごみ排出ゼロを実践している者としては、大変嬉しいことである。 ただ、実践している立場からすると、コンポストにより堆肥化するのはほぼ全て調理くずであり、直接廃棄や食べ残しなどの食品ロスではない。コンポストはごみの発生抑制に寄与するのが主であり、食品ロス削減の箇所に記述するのは、誤ったメッセージにならないか懸念がある。	コンポストは食品ロスの削減の効果があると同時に、ごみの発生抑制にも大きく寄与するものであるため、本計画の記載箇所を「第５章具体的な施策－（１）発生抑制に向けた取組」へ変更しました。
12	基本方針２－（１）	家庭での分別の手間が増すことは不満が増すことになる。積極的な分別ができる施策を期待する。	引き続き、分別についてご理解ご協力をいただけるよう努めてまいります。
13	基本方針２－（２）	リチウムイオン電池の捨て方について、何をどのように周知されるのか。電池を捨てようと思い、色々と調査したが結局わからなかった。 正直、大田区はめんどくさいから回収を他に任せて周知だけをしてるように見える。 3Rなどかっこいいことばかり並べる前にまずはしっかりとごみを回収できる体制を構築してほしい。	リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池は、メーカーや輸入販売事業者に自主回収・リサイクルが義務づけられているため、処分については、まずは、販売店や、小型充電式電池のリサイクルを推進している（一社）ＪＢＲＣにご相談いただくよう、ホームページや分別案内パンフレット等でご案内しております。 小型充電式電池による火災事故が増加している中、区としましては、電池の適正処理に向けた取組を一層推進する必要があると強く認識しております。 「５章具体的な施策　基本方針２－（２）安定的な収集・運搬体制の構築」において、重点事業として取り組んでまいります。
14	基本方針２－（２）	具体的な施策に、リチウムイオン電池の収集・運搬体制の構築、拡充の記述がありますが、火災リスクに対処するためにも、早急に具体的な取組を求めます。	
15	基本方針２－（２）	リチウムイオン電池を含む製品（モバイルバッテリー、USB扇風機、空調服等）は、ここ数年で急速に普及した。これらの製品の寿命は概ね3～5年であり、今後数年間で廃棄が集中することが予想される。現状、区内の回収拠点は限られており、正しい廃棄方法を知らない区民が可燃ごみや不燃ごみに混入させるケースが増加すると考えられる。 素案にある「二次電池の適正な収集・運搬、処理」の取り組みを廃棄ピークが到来する前に前倒しで強化していただきたく、以下を要望する。 1. 回収拠点の大幅な増設（区施設に加え、コンビニエンスストアや駅等との連携による常設回収ボックスの設置） 2. 膨張・発熱が始まった電池の安全な持ち込み方法の明確化と周知 3. リチウムイオン電池の火災リスクについて、具体的な事故事例を示した積極的な広報の実施	小型充電式電池による火災事故が増加している中、区としましては、電池の適正処理に向けた取組を一層推進する必要があると強く認識しております。 今後、小型充電式電池の回収につきましては、安全性や区民の皆様の利便性等を考慮しながら、その周知も含めた効果的な手法を検討してまいります。 ご提案いただいた、具体性のある効果的な広報については重要な視点であると考えておりますので、引き続き検討を進めてまいります。
16	基本方針２－（２）	ゴミの回収は朝でないといけないのか？夜9時以降～深夜にかけての回収の方がカラス被害も少ない可能性はないか？ 交通事情も朝の通勤ラッシュ帯は避けられる。出す側もその時間帯の方が忙しい朝より楽なのではないかと感じている。 また、特に夏場は作業していただく方々の負担軽減にも繋がると思うがいかがか。ご検討いただきたい。	夜間の収集に変更した場合、カラス等によるごみ散乱の減少や街の美観向上等、一定の効果があると見込まれます。 一方で、収集車両走行時や収集作業時の騒音問題、不法投棄や資源持ち去りの増加、集積所への放火リスク、収集作業員の安全確保、ごみ収集に係る経費の増加等、多くの課題もあることから、現時点では、ごみ収集時間の変更は困難であると考えております。 ごみの収集時間変更につきましては、地域の皆様のお声や様々な状況を考慮しながら研究を重ねてまいります。

NO	項目	意見内容	区の考え方
17	基本方針２－（２）	ごみ回収車をEV化や水素燃料置換化することで環境対策に貢献できると思う。	区が委託により実施している資源回収においては、一部EV車を導入しております。引き続き、環境負荷の低減に向けた清掃事業における取組について、他自治体の動向等を注視してまいります。
18	基本方針２－（２）	大田清掃工場向けパッカー車の増加により周辺道路が渋滞しているため、その低減を考慮願いたい。	効率的な収集ルートの作成や適切な収集・回収量の算定等により、大田清掃工場に搬入する区収集ごみの車両台数は、逓減しております。引き続き、車両台数の精査に努めてまいります。
19	基本方針３	協働の位置づけについて 　第5章「３ 協働の推進」では、区による情報発信や啓発、既存の協議会の運営、区による率先行動などが示されており、区が主体的に取組を進めていく姿勢は理解できる。 　一方で、記載内容のほとんどが「区から区民へ」の一方向的な関係として読めるため、区民・団体・事業者が企画段階から関わり、ともに考え、実践していくといった意味での「協働」の姿が見えにくい印象を受ける。 　協働を掲げるのであれば、単なる周知や参加の呼びかけにとどまらず、区民や地域団体が主体的に関与できる仕組みや、役割分担、意見が施策に反映されるプロセスなどについても言及があると、より実態に即した内容になるのではないか。 　例えば、取組の企画段階からの参画や、実践事例の共有・育成などを位置づけることで、協働の実効性が高まると考える。	ごみ減量や適正排出等を行っていただく主体は、区民・団体・事業者等の皆様であるため、施策を推進するうえでは、区がこれらの方々と協働を進めていくことが重要です。いただいたご意見を踏まえ、「ともに考え、実践していく」という趣旨の記載を追加しました。
20	基本方針３－（１）	小中高生などへの出前講座など、環境教育を進めていただきたい。	環境教育や環境学習について、小学校環境教育副読本や動画などの作成、出前講座の開催などにより引き続き推進してまいります。
21	共通施策（１）	大田区に在住する外国人は現在大田区の人口の約4%弱と聞いている。今後も外国人はもっと増加すると予想される。言葉の問題等あり大変だとは思うが、在住する外国人がごみの分別・出し方が理解できるようわかりやすく発信していただきたい。	区内在住外国人は人口・国籍ともに増加・多国籍化傾向にあり、それぞれの言語や文化に応じた適切な情報提供が急務となっています。 また、適切なごみ分別方法やごみ減量施策の周知を促進することで、更なるリサイクル率向上や環境負荷軽減が期待できます。 共通施策（１）普及啓発において、「多言語対応を含めた外国人向けの広報強化」については、重点事業として取り組んでまいります。
22	共通施策（１）	基本計画概要版から取り組みの成果を確認した。ただ毎回の収集日の様子を見ていると、まだまだと感じることが多くある。 地域ごとの数字などがわかると町会などの取り組み意欲につながるかと。 区報などで毎回わかりやすいイラストなどで重点政策の削減の項などを知らせていただきたい。	区民や事業者等の皆様に意識改革と行動変容をしていただくためには、必要な情報が正確に伝わることが重要です。第５章「４．共通施策（１）普及啓発」において、「データの見える化による行動変容の推進」を重点事業としており普及啓発の取組を強化してまいります。
23	共通施策（１）	ごみ分別アプリは、ごみ出しのアラート機能など大変便利であり、前期計画の大きな成果と言えます。ただし、昨年末の収集のない期間に誤ってアラートがあったように、便利ゆえのミスも起こり得るので、細心の注意を払って運用してほしい。	皆様にご迷惑をおかけしてしまいましたこと、深くお詫び申し上げます。 ごみ分別アプリにつきましては、区民の皆様の利便性を更に向上させるため、機能や運用面について検証してまいります。
24	共通施策（２）	有料ごみ処理券のDX化（シールの撤廃、もしくは縮小）ができると嬉しい。	有料ごみ処理券のDX化については、先行する他自治体の事例を含めて調査研究してまいります。

大田区一般廃棄物処理基本計画
概要版（案）
（令和8年度～令和 17 年度）

© 大田区

計画の概要

平成 28 年３月に策定し、令和２年３月に中間見直しを行った「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」といいます。）に基づいて、ごみのない持続可能な循環型社会の形成のために様々な施策を実施してきました。社会情勢の変化や、それに伴う国・都の計画や法律の変化に対応し、資源の有効利用や環境負荷の低減に向けた更なる取組を進めるため、今後 10 年間を見据えた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

これまでの成果と実績

前計画の期間中、ごみ分別アプリの導入や古着の拠点回収のほか、プラスチックの分別回収など、様々な取組を推進してきました。これらの取組の効果に加え、区民・事業者の皆様による、ごみ減量、分別のご協力により、指標としていた「区民１人１日あたりのごみと資源の総量」を、着実に減少させることができました。令和６年度の実績値は、計画指標１が 569g/人日（目標値は 612g/人日）、計画指標２が 442g/人日（目標値は 475g/人日）となり、いずれも令和７年度の目標値を前倒しで達成しています。

【計画指標１　目標値と実績値】

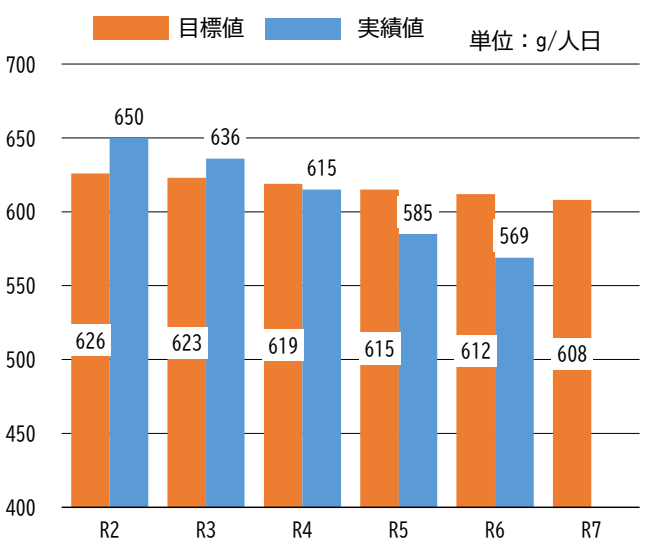

【計画指標２　目標値と実績値】

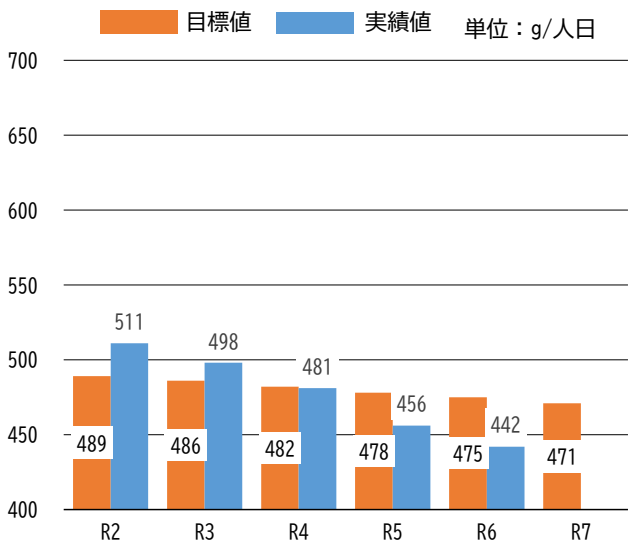

現状と課題

1　資源回収の推進

令和５年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには資源化できる品目が 29.6%（紙類 14.0%、プラスチック 15.4%）含まれています。令和７年４月からプラスチックの分別回収を区内全域で開始しましたが、既存の資源化品目についても回収量の増加をめざすとともに、新たな資源回収の対象品目についても検討していく必要があります。

【令和５年度家庭ごみ組成分析調査(可燃ごみ)】

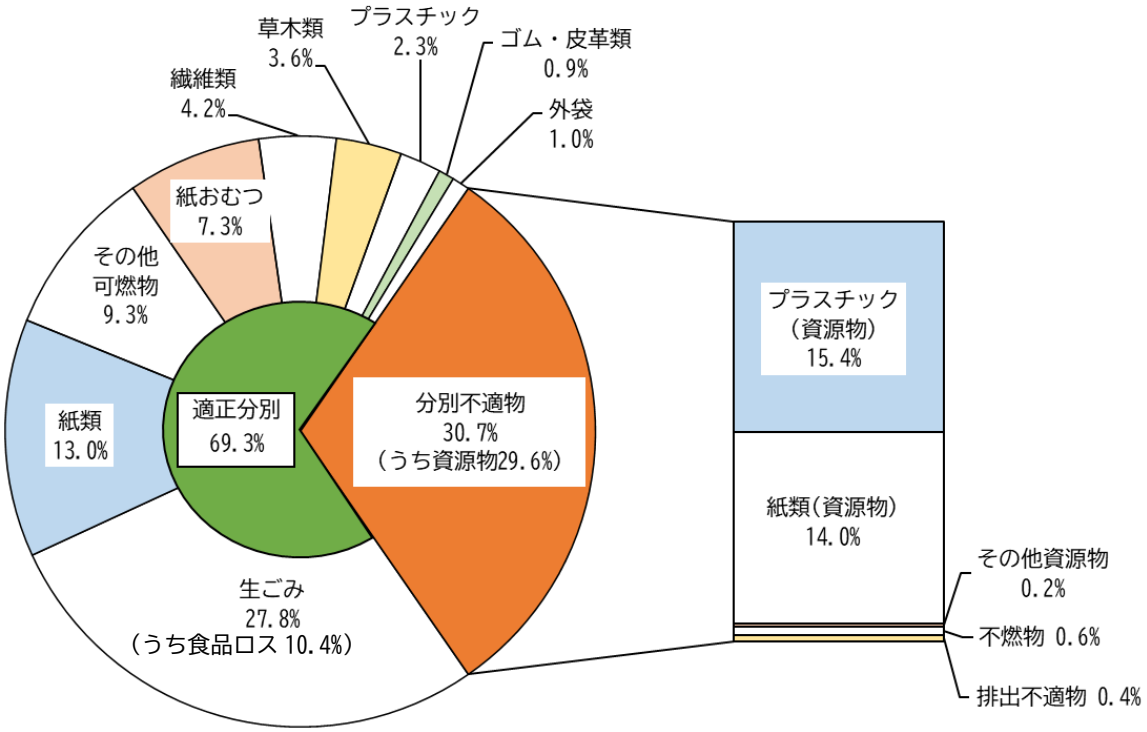

※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため、合計欄と一致していません。

2　生ごみの減量の推進

可燃ごみのうち 27.8%が生ごみで、消費期限・賞味期限切れなどで廃棄された直接廃棄や食べ残しは 10.4%（食品ロス）となっており、生ごみの減量を推進する必要があります。

【令和５年度家庭生ごみの組成分析結果(可燃ごみ)】

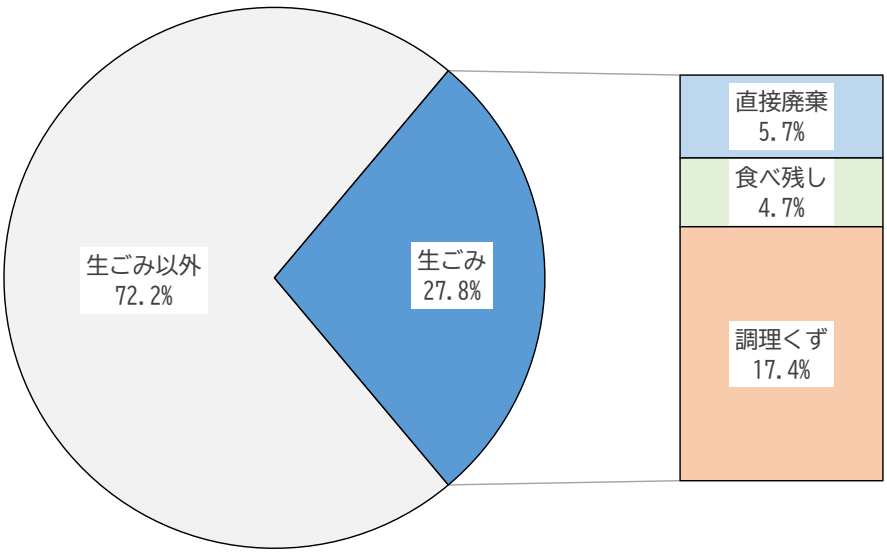

【家庭ごみから排出された未利用食品】

計画指標と目標値

●計画指標１　区民１人１日あたりのごみと資源の総量

「区民１人１日あたりのごみと資源の総量」は、区が関与するごみ（区収集ごみ）と資源の総量を、区民１人１日あたりの量に換算したものです。この指標は、２Ｒや事業者によるリサイクルの結果を受けて減少します。

●計画指標２　区民１人１日あたりのごみ量

「区民１人１日あたりのごみ量」は、家庭と集積所を利用する小規模な事業所から排出される区収集ごみ量の合計を、区民１人１日あたりの量に換算したものです。この指標は、２Ｒや事業者によるリサイクルに加えて、行政回収や集団回収の結果を受けて減少します。

計画指標の目標値を次のように設定しました。

		実績値	中間目標値	最終目標値	削減量
計画指標１	区民１人１日あたりのごみ※と資源の総量	令和６年度 ５６９ｇ	令和 12 年度 ５０９ｇ	令和 17 年度 ４６５ｇ	１０４ｇ （18．3%）
	↓ 資源量を除く				
計画指標２	区民１人１日あたりのごみ量※	令和６年度 ４４２ｇ	令和 12 年度 ３７２ｇ	令和 17 年度 ３２９ｇ	１１３ｇ （25．6%）

※区収集ごみの量

目標達成のために１年あたり毎日 11g の減量が必要です！

令和 17 年度の区民１人１日あたりのごみ量の目標値は、329g/人日で、これは令和６年度の 442g/人日と比較して 113g の減量となります。10 年間で 113g 減量するということは、１年あたり毎日約 11g ずつの減量が必要となります。11g 減量のための行動には次のようなものがあります。

11gのごみ減量行動（例）
マイバッグ・マイボトルを使用する
食事は残さず食べる
使い捨てのスプーンとフォークを断る
食品の保存は繰り返し利用できる保存容器にする
雑がみをリサイクルに出す
プラスチックをリサイクルに出す

11gはどれくらい？

11g とはどれくらいでしょうか？身近なものの重さを見てみましょう。

これらは「11g のごみ減量行動（例）」を行うことで削減できるものです。目標を達成するためには、普段の小さな行動の積み重ねが重要です。

レジ袋（Ｌ１枚）10ｇ

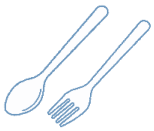
プラスチック製スプーン・フォーク ８ｇ

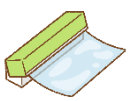
食品ラップ（30×40㎝）２ｇ

ポスティングチラシ（１枚）７ｇ

施策の体系

基本理念「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」を実現するため、３つの基本方針に対応した個別施策を実施します。

基本理念　区民、事業者、区が連携してめざす持続可能な循環型社会の実現

- **基本方針１　３Ｒ+Renewableの推進**
  - （１）発生抑制に向けた取組の推進
  - （２）多様な資源回収のさらなる推進
  - （３）食品ロス削減の推進
- **基本方針２　適正処理の推進**
  - （１）適正なごみ・資源の排出の推進
  - （２）安定的な収集・運搬体制
  - （３）清掃一組・東京都と連携した中間処理・最終処分等の実施
  - （４）自然災害への対応
- **基本方針３　協働の推進**
  - （１）環境教育・環境学習の推進
  - （２）区民・事業者への働きかけ
  - （３）区による率先行動

普及啓発・ＤＸ

重点事業

削減

１　雑がみ回収の強化
資源化できる紙類（お菓子の箱、紙袋など）の分別回収を強化します。

２　プラスチック分別回収の強化
可燃ごみに含まれるプラスチックの量を削減するための取組を推進します。

３　食品ロスの削減
家庭系、事業系を問わず、食品ロスの削減に向けた普及啓発等を強化します。

適正排出

４　小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正な収集・運搬、処理
リチウムイオン電池等の二次電池について、収集・運搬体制を構築、拡充するとともに、正しく排出されるよう広報・啓発を強化します。

５　集積所の美化の推進
新たに導入する立体型防鳥用ネットの貸し出し等、集積所の美化を推進します。

災害

６　自然災害への対応
地震や水害時に排出される被災ごみの収集、処理体制を強化します。

情報発信

７　清掃事業データの見える化
ごみや資源の数値をわかりやすく発信することで、行動変容につなげます。

８　外国人向け広報の強化
分別のルールなどを多言語でわかりやすく発信します。

ＤＸ

９　手続きのオンライン化の推進
各種手続きのオンライン化を進めることで、区民の利便性を向上します。

10　デジタルを活用した収集体制の整備
持続可能な収集体制の維持と、サービスの質の向上を実現します。

大田区一般廃棄物処理基本計画（概要版）　令和８年３月
大田区資源環境部ごみ減量推進課
〒144-8621　東京都大田区蒲田 5-13-14　℡　03-5744-1628（直通）

大田区一般廃棄物処理基本計画

（案）

目次

第１章　計画策定について 1

１　計画策定の背景 1
２　計画の位置付け 4
３　前計画の達成状況 6
４　計画期間 7
５　計画の対象となる廃棄物 8

第２章　現状と課題..... 9

１　ごみと資源の処理体制 9
２　地域特性からの課題 11
３　資源循環・ごみ処理事業の課題 15

第３章　基本理念・基本方針 24

１　基本理念 24
２　基本方針 24

第４章　計画指標と目標値 26

１　計画指標 26
２　人口推計を基に算出したごみ・資源の量..... 27
３　数値目標 27
４　目標達成後のごみ・資源量 30
５　ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理..... 30
６　区民・事業者等の皆様の役割と行動..... 31

第５章　具体的な施策..... 34

１　３Ｒ+Renewable の推進 36
２　適正処理の推進 42
３　協働の推進 48
４　共通施策 50

第６章　生活排水処理基本計画 53

１　現状 53
２　基本方針 54
３　施策 54

第１章　計画策定について

１　計画策定の背景

大田区では、平成 28 年３月に策定し、令和２年３月に中間見直しを行った「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」といいます。）に基づいて、ごみのない持続可能な循環型社会の形成のために様々な施策を実施してきました。その結果、区収集ごみ（※）量は、平成 28 年度の 132,431t から、令和６年度には 119,304t に減少しています（８年間で 13,127t、約 9.9%の減少）。

一方で、気候変動や生物多様性の損失に代表される地球規模の環境問題など、近年、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、これに対応するため、国内外で新たな目標や計画が設定されています。

※区収集ごみとは、集積所に排出されたごみで、家庭から排出される「家庭ごみ」と小規模事業所から排出される「事業系ごみ」があります。

（１）国際的な動向

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）（※）報告 2024」では、目標 12「つくる責任つかう責任」について「世界ではまだ食べられる食料が毎日 10 億食分廃棄され、その一方で何億もの人々が飢餓に直面したままに」としています。また、目標 13「気候変動に具体的な対策を」について「2023 年は観測史上最も暑い年に」としています。そして「軌道に乗っているターゲットは５分の１に満たず、世界はＳＤＧｓの約束を果たせなくなりつつある」と報告されています。

※ＳＤＧｓとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

（２）国の動向

国においては、「第六次環境基本計画」（令和６年５月閣議決定）が策定され、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、

経済厚生の向上」を最上位の目的としました。環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長･発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）をめざすとされています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和６年８月閣議決定）では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資することとしています。循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、ＮＰＯ・ＮＧＯ、事業者等の多様な主体が、互いに連携・協働して取り組む必要があるとし、地方公共団体には地域のコーディネーター役として、地域の資源循環システムを構築する役割を求めています。

「食品ロス（※）の削減の推進に関する基本的な方針（第２次)」（令和７年３月閣議決定）では、2000 年度比で 2030 年度までに半減という目標について、すでに達成した事業系については 60%減という新目標を設定し、家庭系については早期達成をめざすとしています。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とする目標は継続して取り組むとしています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和４年４月施行）では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年 12 月施行）の対象ではなかったプラスチック製容器包装以外の製品プラスチックについても、リサイクルを可能とする仕組みとなりました。

※食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のことです。食品ロスは、食品の生産・製造・販売・消費、廃棄等の各段階において発生します。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけでなく、ごみ量の削減や廃棄物処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながります。

（３）東京都の動向

東京都においては、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和８年３月策定予定）で、「１．資源ロス削減と循環利用の強化・徹底」「２．持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速」「３．社会課題に対応した強靭で安

定的な廃棄物処理システムの確保」の３つの柱を掲げ、2035 年（令和 17 年）に向けて、「資源の大消費地である東京の責務として、CO_2排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」としています。

また、「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」（令和７年３月策定）では、2030 年カーボンハーフとその先の未来を見据え、2035 年（令和 17 年）までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を設定し、実効性ある施策を推進しています。

さらに、プラスチック分別回収を促進するため、プラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別回収を実施している都内区市町村に対する経費の一部の補助や、近年、急増するリチウムイオン電池に起因する火災事故への対策として、「リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクトを実施しています。

（４）大田区の取組

大田区を含む特別区長会は、令和５年10月に、「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」を行いました。各区が地域特性に応じた地球温暖化対策を実施することに加え、２３区が連携し、相乗効果を最大限に引き出すことで、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる「ゼロカーボンシティ特別区」の実現をめざし、取組を加速させることとしています。

「大田区基本計画」（令和７年３月策定）では、施策３-２「持続可能な循環型社会の構築」の中で「３Ｒ＋Renewable（※１）の推進」を施策の方向性と定め、区民１人１日あたりのごみと資源の総量を令和５年度の585gから令和14年度には524gにすることを目標にしています。

「第２次大田区環境基本計画」（令和７年３月策定）では、「目標達成のための取組」として日常の活動シーンごとに施策（取組の方向性）を「くらす・はたらく」「はこぶ」「ともにいきる」「つくる・つかう・すてる」「そなえる」の５つに分類しています。そのなかで、「つくる・つかう・すてる」において、

３つの施策「ごみを排出しないライフスタイルへの転換」「資源の再生利用の推進」「食品ロス削減の推進」を掲げています。

具体的な取組としては、不燃ごみや粗大ごみからのピックアップ回収（※２）による資源化の強化や、古着の拠点回収（※３）のほか、令和７年４月からプラスチック分別回収を区内全域で開始するなど、積極的なごみ減量施策を展開しています。

※１　Renewable とは、再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指します。

※２　ピックアップ回収とは、集積所などに出された不燃ごみ、粗大ごみから資源を選別し、選別された資源を資源化施設に持ち込みリサイクルする仕組みです。

※３　拠点回収とは、公共施設などに回収拠点を設け、資源を回収する仕組みです。

２　計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 46 年９月施行）（以下「廃棄物処理法」といいます。）第６条第１項では、区市町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第１条の３に定める基本計画に該当する法定計画です。国の「第六次環境基本計画」「第五次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」といいます。）（※１）の「一般廃棄物処理基本計画」などとの整合を図り策定しています。

区はＳＤＧｓの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、令和５年５月に内閣府から「ＳＤＧｓ未来都市」（※２）に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体ＳＤＧｓモデル事業」（※３）にも選定されました。本計画を着実に推進することにより、ＳＤＧｓの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざします。「第５章 具体的な施策」及び「第６章 生活排水処理基本計画」において、関連するゴールのアイコンを示しています。

※１　東京二十三区清掃一部事務組合とは、２３区がごみの中間処理（焼却や破砕）を行うために、共同で設置した特別地方公共団体で、清掃工場などの中間処理施設の運営・管理を行っています。

※２　ＳＤＧｓ未来都市とは、ＳＤＧｓの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。

※３　自治体ＳＤＧｓモデル事業とは、ＳＤＧｓ未来都市の中で実施予定の先導的な取組として選定されるもので、地方公共団体によるＳＤＧｓの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業。またＳＤＧｓの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業のこと。

図表１－１　計画の位置付け

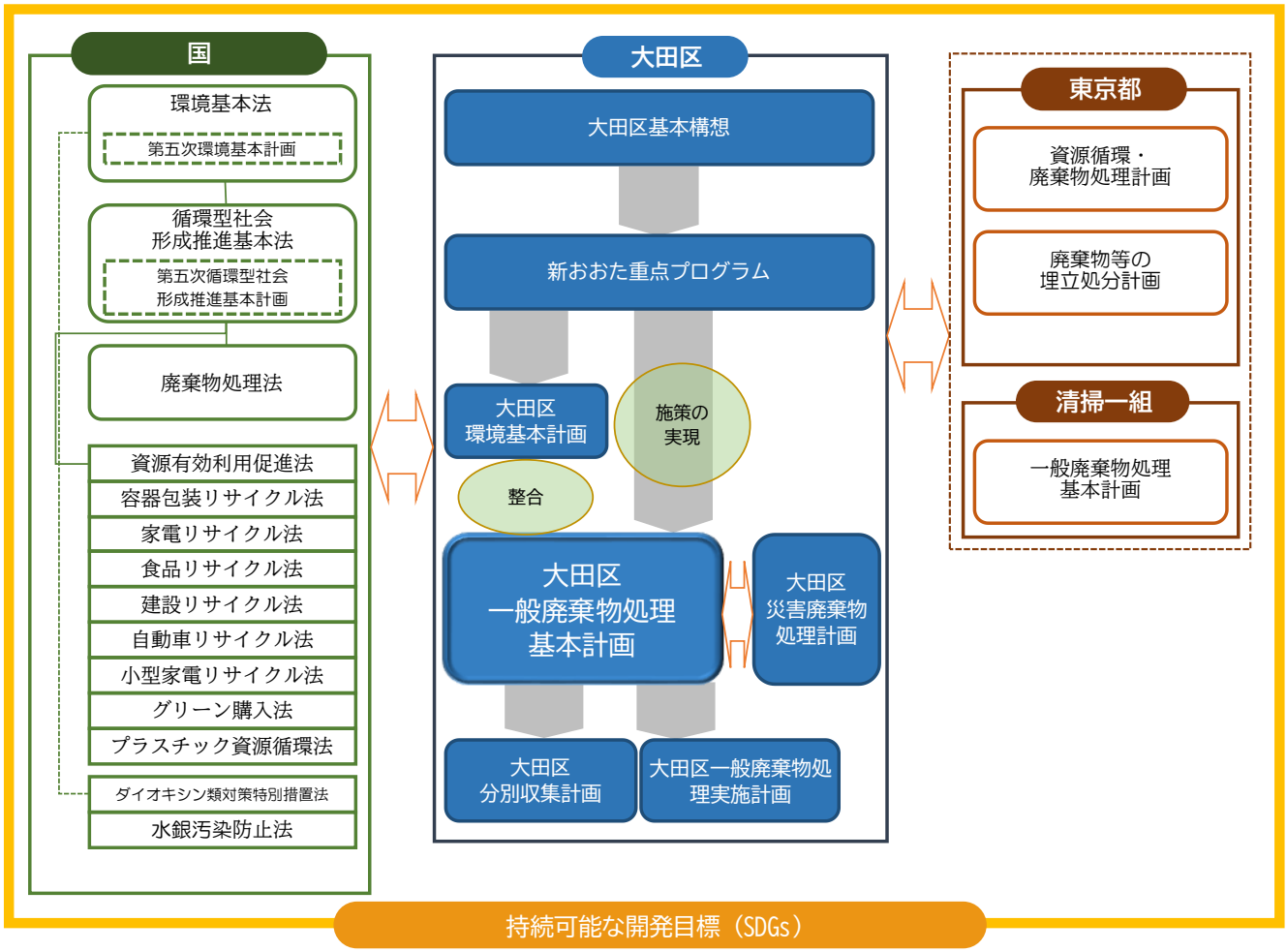

３　前計画の達成状況

前計画では、「計画指標１　区民１人１日あたりのごみと資源の総量（g/人日）」「計画指標２　区民１人１日あたりのごみ量※（g/人日）」を計画指標として目標値を設定し、進捗状況を管理しています。

令和６年度の実績値は、計画指標１が 569g/人日（目標値は 612g/人日）、計画指標２が 442g/人日（目標値は 475g/人日）となり、いずれも令和７年度の目標値を前倒しで達成しています。

図表１－２　前計画の目標値と実績値

	区民１人１日あたりの量（g/人日）			評価
	令和７年度 目標値（A）	令和６年度 実績値（B）	比較（B－A）	
計画指標１ 区民１人１日あたりのごみ※と資源の総量	608	569	▲ 39	達成
⇩ 資源量を除く				
計画指標２ 区民１人１日あたりのごみ量※	471	442	▲ 29	達成

※区収集ごみの量です。

図表１－３　前計画の達成状況

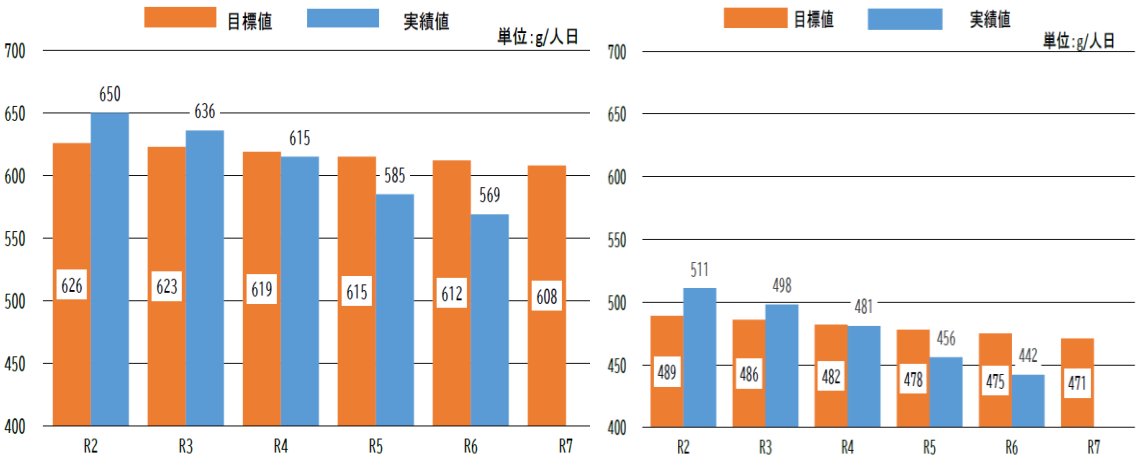

（計画指標１　区民１人１日あたりのごみと資源の総量）　（計画指標２　区民１人１日あたりのごみ量）

計画指標が達成した要因は、第一に、区民・事業者等の皆様によるごみ・資源の減量へのご協力によるものです。

その他の要因としては、ごみ・資源の質の変化が考えられます。本区が令和５年度に実施した家庭ごみの組成分析調査では、可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、平成 27 年度の 39.5%から 27.8%へと、11.7 ポイント減少しています。一方で、可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は、14.4%から 17.7%へと、3.3 ポイント増加しています。ライフスタイルの変化により、店舗等で購入した調理済みの食品を家などで食べる中食が増加し、その結果、調理くずが減少したことが要因の一つとして考えられます。資源量については、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少し、飲料容器の軽量化が進むなど、資源の発生量が減少しているものと考えられます。

また、前計画の期間中に区が実施したごみ減量に向けた主な取組は以下のとおりです。

平成 28 年度	不燃ごみからのピックアップ回収（小型家電、金属、乾電池、陶器など）による資源化を開始
平成 29 年度	「資源とごみの分け方出し方」等に関するアプリを導入
平成 31 年度	古着の行政回収モデル事業を開始
令和４年 11 月	プラスチック分別回収を一部地域で開始
令和５年 10 月	プラスチック分別回収の範囲を区内１/３の地域へ拡大
令和７年４月	プラスチック分別回収を区内全域へ拡大

４　計画期間

計画期間は、令和８年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、令和 12 年度に中間見直しを行います。

図表１－４　計画期間

５　計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）及びあわせ産廃（※）を対象とするものです。一般廃棄物のうち事業系ごみについては事業者自らが処理を行うことを原則としています（廃棄物処理法第３条）。

※あわせ産廃とは、区市町村が必要性を認めた場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが認められている産業廃棄物をいいます。本区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど６種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。（平成 13 年８月 30 日付け清リ発第 144 号「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の取扱要綱」参照）

図表１－５　計画の対象となる廃棄物

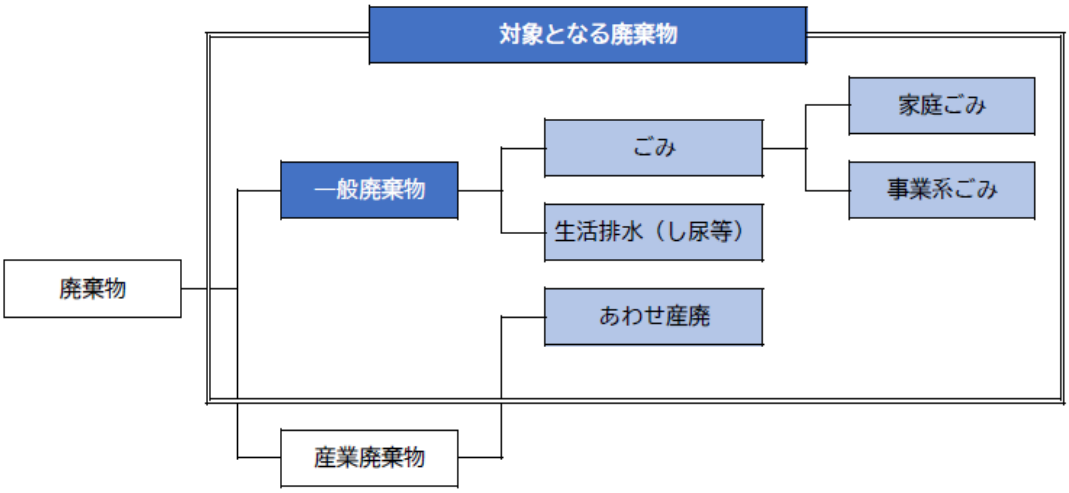

第２章　現状と課題

１　ごみと資源の処理体制

本区ではごみと資源について、下表のとおり収集をしています。令和８年度以降も引き続き現行の流れで収集を行いますが、適正かつ効率的な収集及びリサイクル強化の観点から、必要に応じて排出方法の見直しを実施します。

（１）ごみと資源の収集後の流れ

図表２－１　ごみと資源の収集後の流れ

■ごみの収集後の流れ

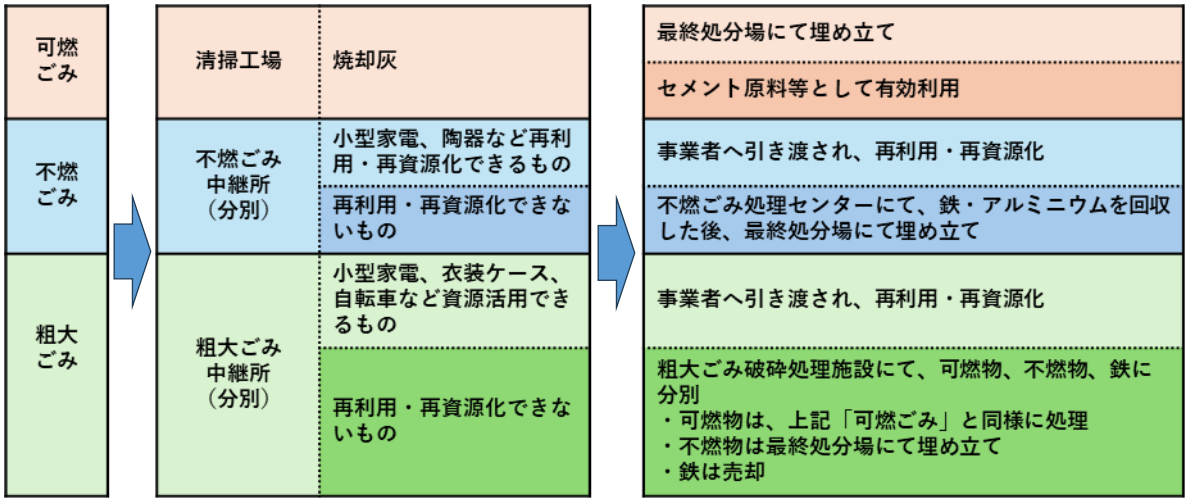

■資源の回収後の流れ

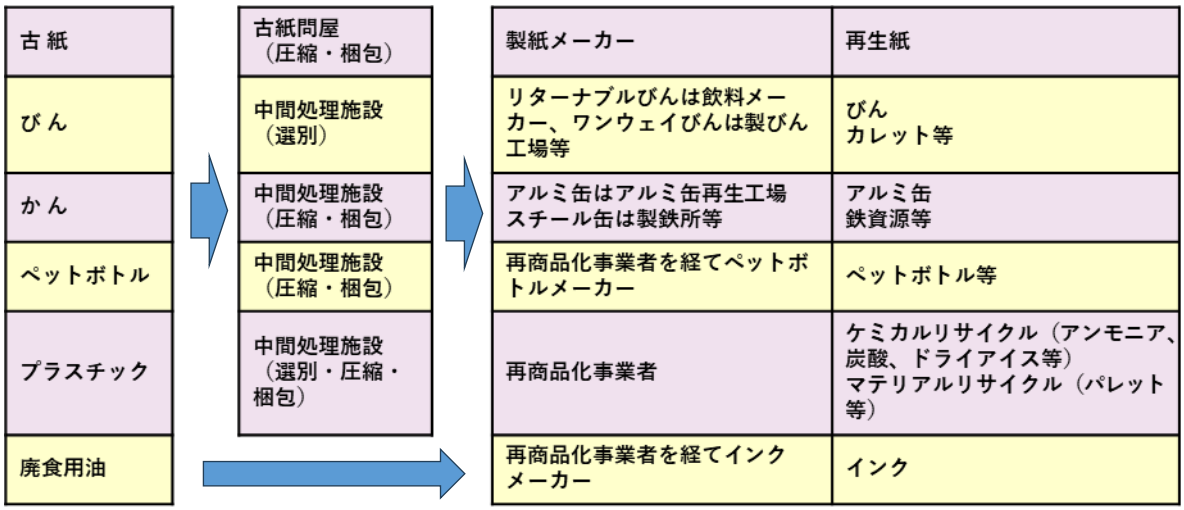

※廃食用油は区回収のほか、区内の一部店舗でも回収されており、SAF（持続可能な航空燃料）の原料としてリサイクルされています。

（２）ごみと資源の収集・運搬体制

① ごみの収集･運搬

集積所のごみ収集及び清掃工場など中間処理施設までの運搬は、区が行っています。

区では、可燃・不燃・粗大ごみの収集エリアを決め、人員と収集車を配置します。ごみ量の季節的変動や地域の実情などを考慮し、きめ細やかな作業計画を策定して、効率的な収集・運搬作業を行っています。

ごみを収集・運搬する収集車は、ごみの種類や目的ごとに何種類かの車両を使い分けています。可燃ごみの収集作業では、主に小型プレス車（最大積載量２t）を使用しており、運転手と収集作業員２名が一組となって作業を行っています。

② 資源の収集･運搬

集積所での資源回収品目は、新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトルの７種類に加え、令和７年４月からプラスチックについても資源として分別回収を区内全域で開始しました。

資源回収後の中間処理（選別・圧縮・梱包）施設が異なることや作業効率を考慮し、複数の種類の車両で回収しています。

2　地域特性からの課題

（1）人口

本区の人口は、平成 28 年度の 71.7 万人から令和 7 年度の 74.6 万人へと、約 2.9 万人増加しています。人口の増加に対応した収集・運搬体制の構築が求められています。

図表２－２　人口の推移

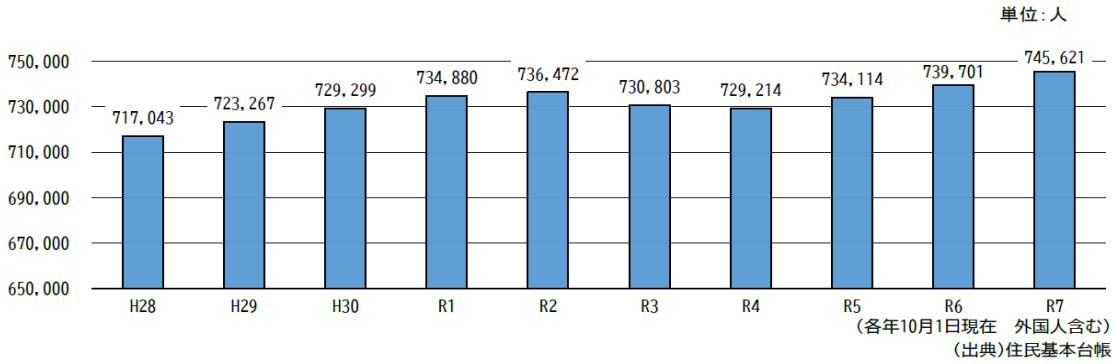

（2）高齢者人口

本区の高齢者人口は、平成 28 年度の 16.3 万人から令和 7 年度の 16.4 万人へと、約 0.1 万人増加しています。高齢者に配慮した収集が求められています。

図表２－３　高齢者人口（65 歳以上）の推移

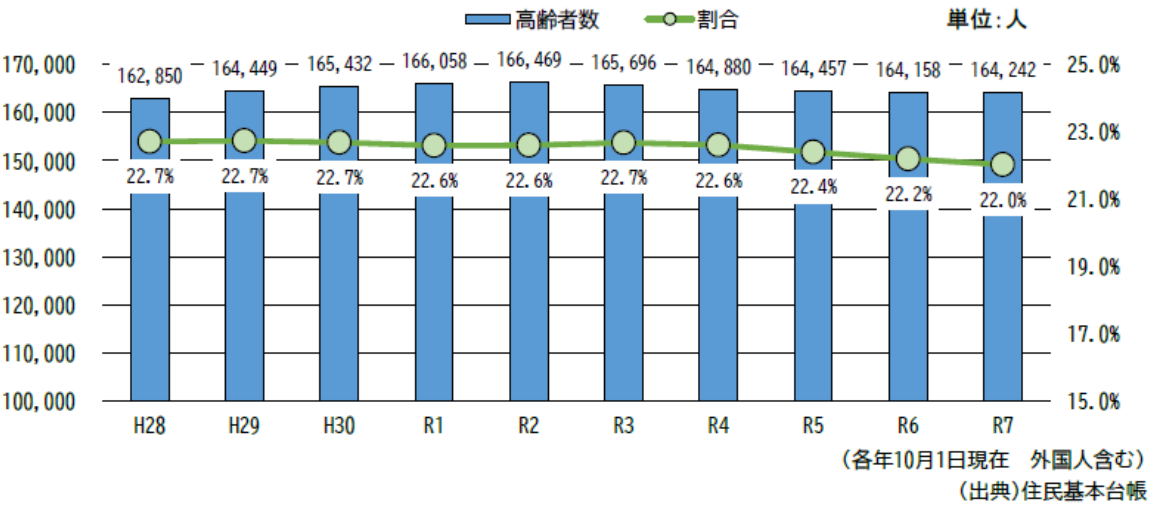

（３）外国人人口

本区の外国人人口は、平成 28 年度の 2.1 万人から令和７年度の 3.4 万人へと、約 1.3 万人増加しています。大田区には、世界の主要都市とつながる羽田空港があり、様々な国・地域から多くの外国人が訪れています。国や文化の違いによってごみ・資源に対する意識が異なるため、排出のルールを理解していただくための取組が求められています。

図表２－４　外国人人口の推移

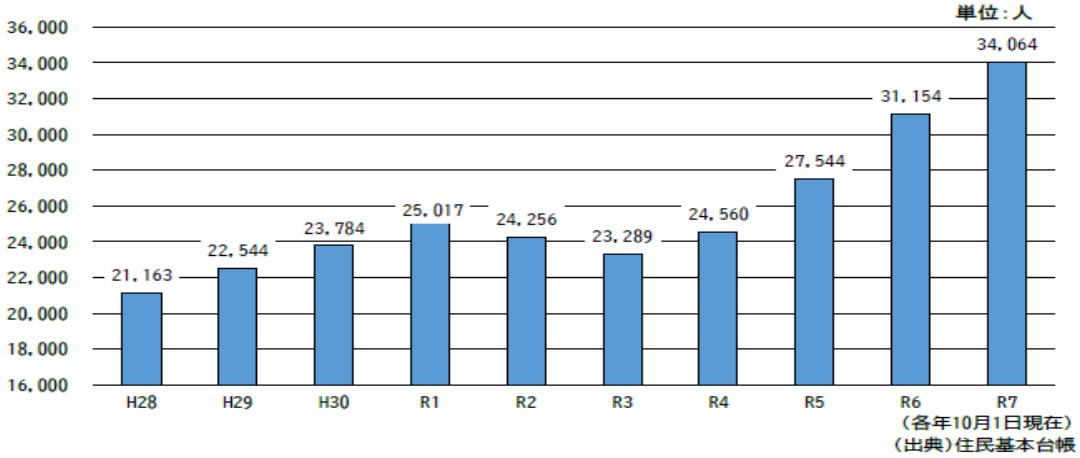

（４）転入者数

他の自治体から本区への転入者数は、平成 28 年度から令和６年度までは毎年人口の約６～８%程度で推移しています。各自治体によってごみ・資源の排出ルールが異なるため、転入された方へ排出ルールを適切に伝えていく必要があります。

図表２－５　転入者数の推移

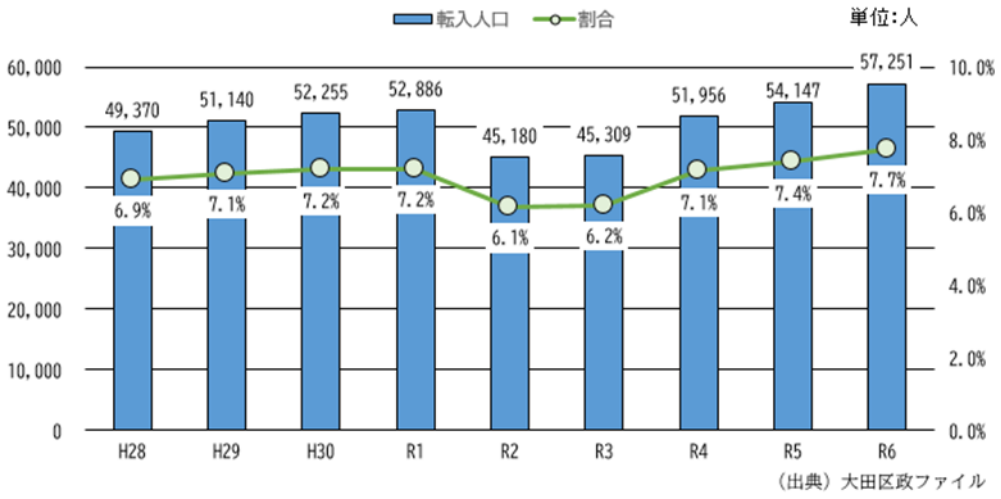

※平成 28 年度までは１月１日時点の人口を基に算出。平成 29 年度より４月１日時点の人口を基準に算出。

（５）家族人数別の世帯数

本区の世帯数は、平成 22 年度の 34.5 万世帯から令和２年度の 40.0 万世帯へと増加しています。特に、単身世帯は平成 22 年度の 16.6 万世帯から令和２年度の 21.4 万世帯へと大きく増加していることから、若年単身者に対する普及啓発や、高齢単身者に配慮した収集を行っていく必要があります。

図表２－６　家族人数別の世帯数の推移

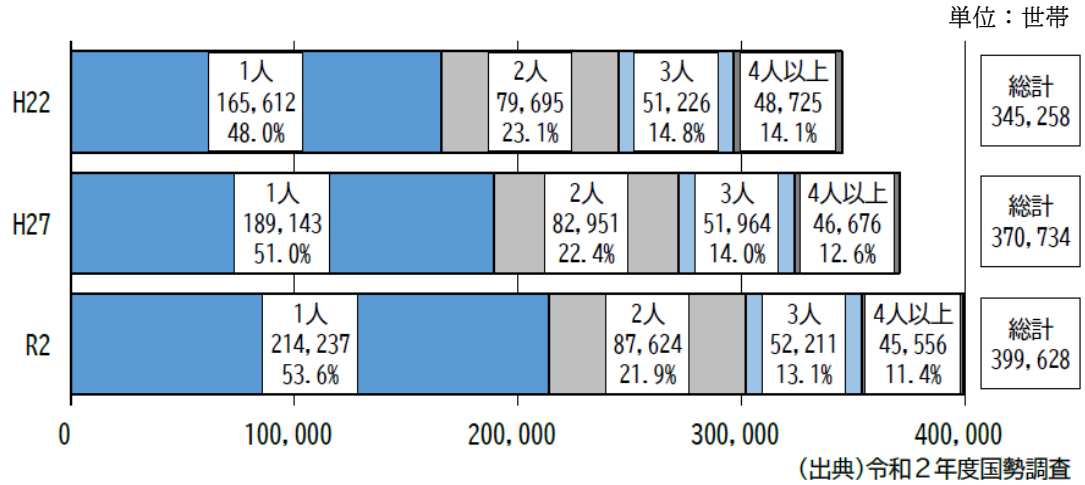

（６）住居形態別の世帯数

住居形態別の世帯数を見ると、マンションやアパートなどの集合住宅に住む世帯が大きく増加しています。管理人のいない集合住宅や自動貯留排出機（※）を導入している集合住宅など、住居形態に応じた収集を行うことが求められています。

図表２－７　住居形態別の世帯数の推移

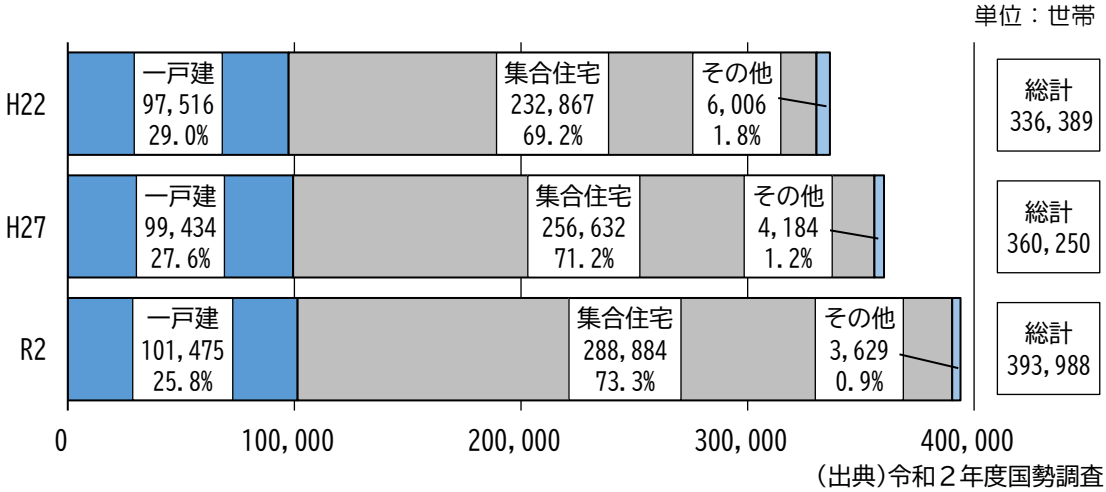

※自動貯留排出機とは、ごみ収集日までごみを貯留し、ごみ収集車へごみを積み替えるための装置で、大規模集合住宅などに設置されています。

（7）事業所の状況

本区の事業所の従業員数は、全事業所のうち 60.8%が４人以下であり、これらの事業所の多くは事業系有料ごみ処理券を貼付し、区収集を利用していると考えられます。こうした特性を踏まえた上で適正排出やごみ減量を促すための取組が必要です。

図表２－８　従業員規模別の事業所数

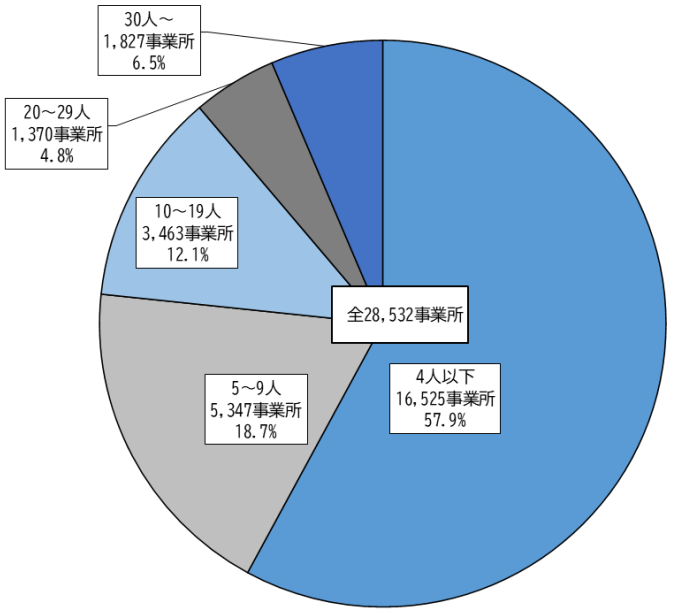

※4人以下には派遣･下請けのみの事業所も含む。
（出典）令和3年経済センサス―活動調査報告（大田区）

※構成比については、一部端数調整をしています。

（8）その他の課題

大田区は東京都の中でも人口が多く、都市化が進んでいる一方で、古くからの住宅や商店街が多く点在しています。また、狭い路地や交通量の多い道路もあり、そのような場所では、ごみ収集車が運行の制約を受けることがあります。このなかにおいても、効果的かつ効率的な収集体制を維持できるよう、デジタル技術の活用も含め多様な視点から対応していくことが求められています。

３　資源循環・ごみ処理事業の課題

（１）ごみ・資源の量

①　区収集ごみ量

区収集ごみ量は、平成 28 年度の 132,431t から令和６年度の 119,304t へと 13,127t（約 9.9%）減少しています。令和元年度から２年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大により一時的に増加しましたが、全体としては減少傾向が見られます。

品目別では、粗大ごみが平成 28 年度の 3,753t から令和６年度の 5,153t へと大幅に増加しています。この背景には、例えば家電製品や家具の品質の向上やデザインの変化により、まだ使えるものがごみとして排出されるようになったことが影響していることも考えられます。

近年、ごみの量は減少傾向にありますが、本区のごみ組成分析調査では、ごみの中に資源が多く含まれている実態があることから、一層の分別を推進していく必要があります。

図表２－９　区収集ごみ量の推移

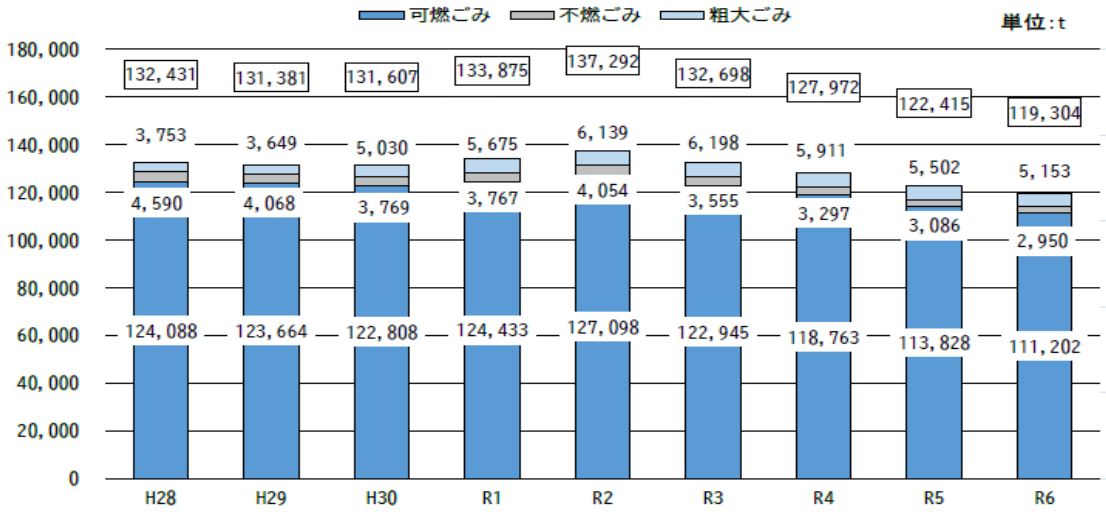

②　資源量

区による資源回収量は、平成 28 年度の 36,395t から令和２年度の 40,002t へと増加しましたが、その後、令和６年度の 36,726t へと減少傾向が見られます。これは、紙媒体の新聞や雑誌の購読数が減少していることや、飲料容器の軽量化などが要因と考えられ、今後もこの傾向は継続していくものと見

込まれます。

集積所回収と拠点回収は、平成 28 年度の 22,354t から令和６年度の 25,883t へと 3,529t（15.8%）増加しています。令和７年度から区内全域でプラスチック分別回収を開始したため、集積所回収量は今後さらに増加する見込みです。集団回収（※）は、平成 28 年度の 12,902t から令和６年度の 8,567t へと 4,335t（33.6%）減少し、ピックアップ回収は、平成 28 年度の 1,139t から令和６年度の 2,276t へ 1,137t（約 99.8%）と大幅に増加しています。

ごみとして排出されている資源について、分別を進めることにより回収量の増加をめざすとともに、新たな資源回収の対象品目や回収方法等についても検討していく必要があります。

※集団回収とは、地域の皆様が自主的にグループを作り、家庭から排出される資源を回収する仕組みです。

図表２－10　資源回収量の推移

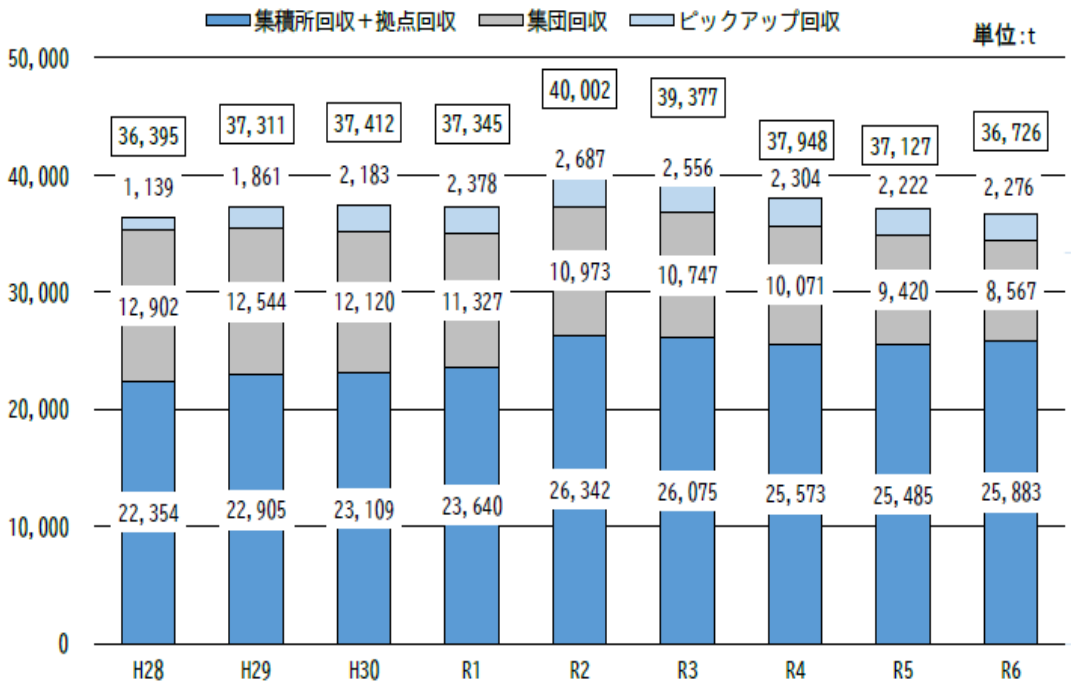

（２）ごみの組成

①　資源回収の推進

図表２－11 のとおり、可燃ごみのうち、約３割（29.6%）が資源物であり、内訳はプラスチックが 15.4%、紙類が 14.0%、その他が 0.2%となっています。一層のごみの減量を進めるためには、再生利用が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目の資源化をさらに進めることが重要です。

図表２－11　可燃ごみの組成分析結果（令和５年度）

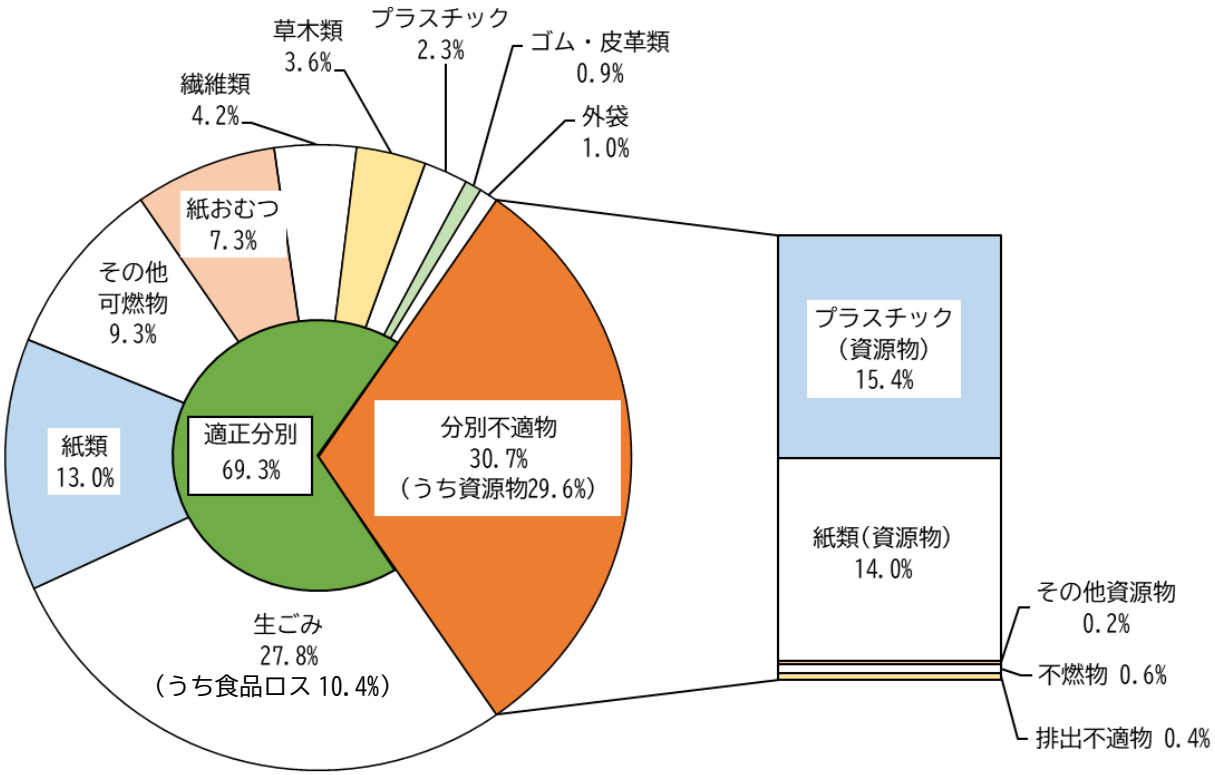

※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため合計と一致しない場合があります。

② 生ごみの減量の推進

図表２－11 のとおり、可燃ごみのうち 27.8%が生ごみであり、このうち消費期限･賞味期限切れなどで廃棄された直接廃棄が 5.7%で、食べ残しの 4.7%と合わせて 10.4%が食品ロスとなっています。食品ロスを含め、生ごみを削減していくことにより、大幅なごみの減量が期待できます。

図表２－12　可燃ごみにおける生ごみの組成分析結果（令和５年度）

			可燃ごみに占める割合	生ごみに占める割合
生ごみ	食品ロス	直接廃棄	5.7%	20.5%
		食べ残し	4.7%	17.0%
		食品ロス小計	10.4%	37.4%
	調理くず	可食	2.2%	7.8%
		非可食	15.2%	54.7%
		調理くず小計	17.4%	62.6%
	生ごみ小計		27.8%	100.0%
生ごみ以外			72.2%	
合計			100.0%	

※各項目の割合は小数第２位を四捨五入しています。このため、生ごみに占める割合は、可燃ごみに占める割合から算出した数値と必ずしも一致しません。

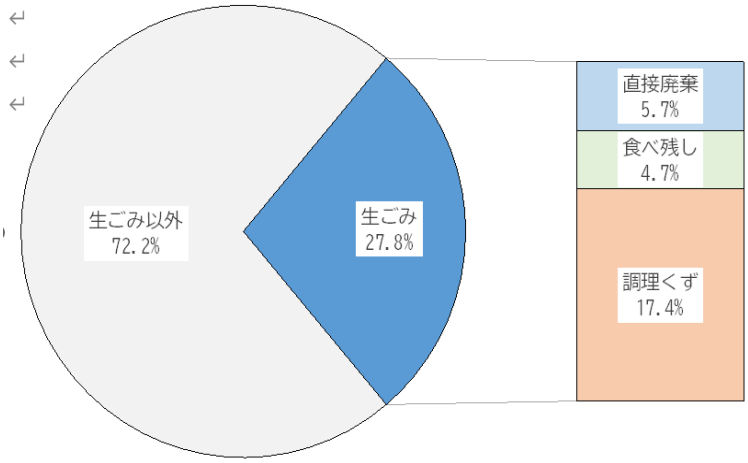

【家庭ごみから排出された未利用食品（直接廃棄）】

コラム①　雑がみも資源です！

◆「雑がみ」とは？

新聞・雑誌・段ボール・紙パックだけでなく、包装紙・紙袋・お菓子やティッシュの空き箱なども「雑がみ」として分類すれば、資源となります。

◆主な雑がみの例

紙袋・ノート・封筒・紙箱・パンフレット・コピー用紙・カレンダー

◆「雑がみ」の出し方

紙袋に入れるか、大きさを揃えてひもでしばり、出してください。

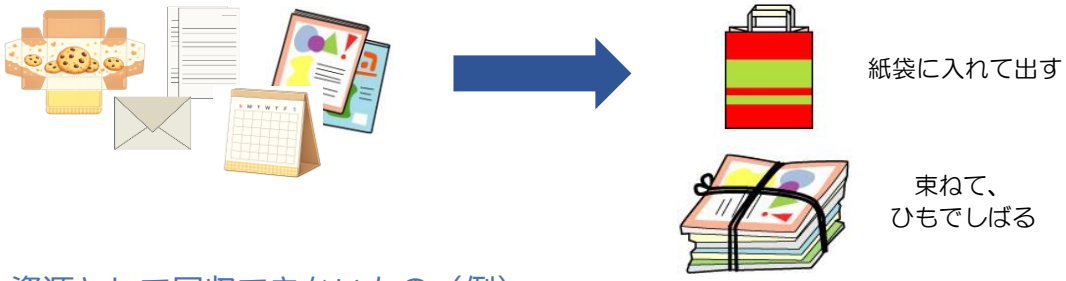

◆資源として回収できないもの（例）

- ●写真・アルバム
- ●宅配便の複写伝票などのカーボン紙
- ●レシートなどの感熱紙
- ●匂いの付いた紙（洗剤の箱、線香や石鹸の包み紙）
- ●汚れの付いた紙（ちり紙、紙おむつ）
- ●圧着はがき（ぺりぺりとはがれるはがき）
- ●窓付き封筒
- ●紙コップ・紙皿
- ●銀紙の付いた紙パック、ヨーグルトや生クリームの容器
- ●セロハンテープや粘着物の付いた紙
- ●シュレッダー紙

クリップやファイルなどの金属類は外して出してぴょん。セロハンテープ、プラスチック類、布類は混ぜないはね～！

©大田区

（３）清掃事業経費

清掃事業経費の推移を見ると、令和２年度の 101.7 億円と比較し、令和６年度は 114.7 億円と 13 億円（約 12.8%）増加しています。令和４年度からのプラスチック分別回収の順次開始に伴いリサイクル関係経費が増加したほか、清掃一組の分担金（※）も増加傾向にあります。

また、区民１人あたりのごみ処理経費とリサイクル経費の合計は、令和２年度の 13,809 円/人から、令和６年度は 15,506 円/人へと 1,697 円/人（約 12.3%）増加しています。

清掃事業には多額の経費がかかること、また、経費は増加傾向にあることを改めて認識し、ごみの発生抑制、効率的なリサイクルなどの取組により、可能な限り経費を抑制する工夫が必要です。

※清掃一組の分担金とは、23 区が負担する清掃工場の運営経費などの分担金です。

図表２－13　清掃事業経費の推移

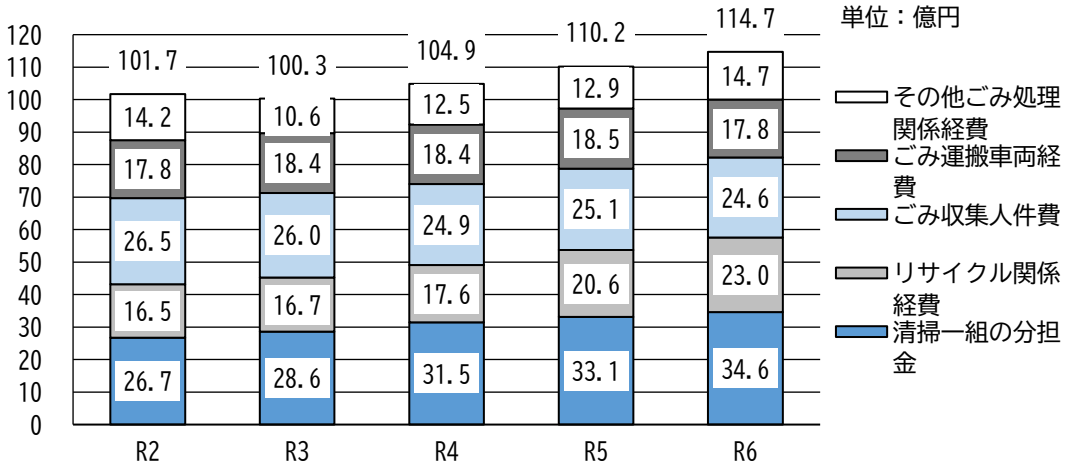

図表２－14　区民１人あたりのごみ処理経費・リサイクル経費の推移

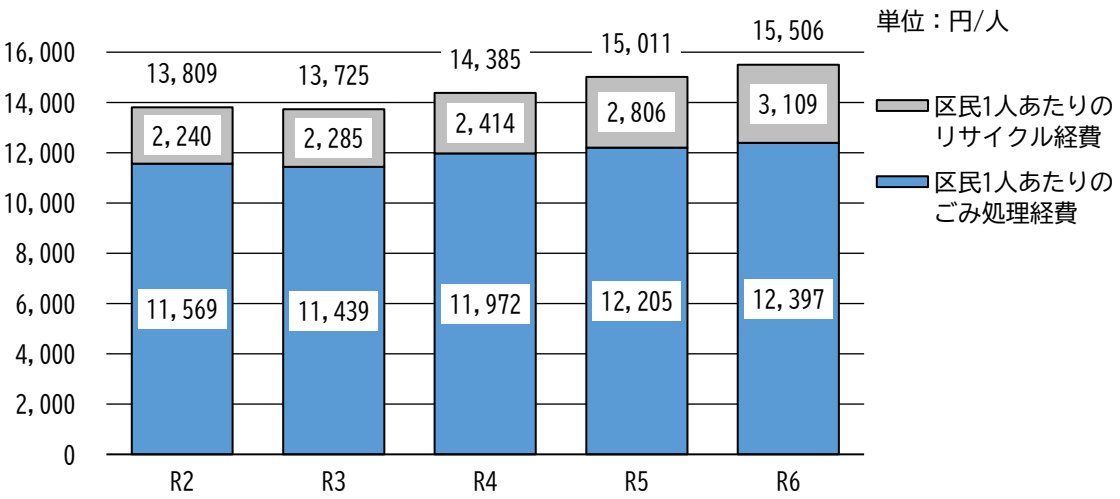

図表２－15　ごみ・資源１kg あたりの処理経費

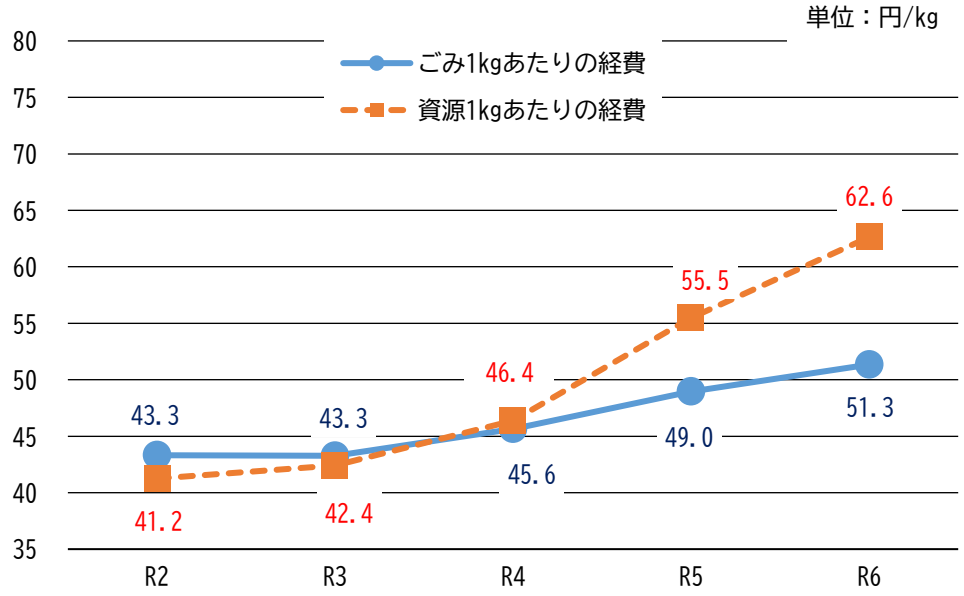

（４）取組ごとの課題

①　普及啓発

ごみを減らすために何よりも重要なことは、「ごみを出さない・つくらない」ことです。２Ｒ（「発生抑制（Reduce・リデュース）」「再使用（Reuse・リユース）」）を推進する主体は区民・事業者等の皆様です。区民一人ひとり、事業者ごとの取組を促進するため、２Ｒの推進や普及啓発をさらに積極的に推進する必要があります。

②　適正かつ安定的な収集・運搬と処理体制

区は、区民が安心して快適に暮らせるよう、持続可能な清掃事業をめざし、安定したごみの収集・運搬体制を整備するとともに、中間処理を行う清掃一組や最終処分を行う東京都と緊密に連携していく必要があります。

区では近年、激甚化・頻発化する自然災害によって発生する廃棄物へ迅速に対応するため、平常時から災害時における収集・運搬、処理体制を検討しています。

③　小型充電式電池（リチウムイオン電池等）への対応

近年、リチウムイオン電池に起因するごみ収集車や処理施設での火災が増加しています。令和５年 11 月には、清掃一組の粗大ごみ破砕処理施設で大規模な火災が発生し、一時、粗大ごみの処理を停止しました。ひとたび火災が発生すると、収集車や清掃工場の復旧などのために、多額の費用と時間がかかり、毎日の清掃事業にも支障をきたします。そのため、危険性や回収方法を広く分かりやすく周知することなど、ごみの中に発火物や危険物が混入しないための取組を強化していく必要があります。

④　環境教育と地域との連携

区民の皆様一人ひとりに資源循環や環境への配慮の重要性を理解していただくことが、循環型社会の実現に向けた行動変容につながります。そのため、学校や地域において環境教育を積極的に展開していく必要があります。

また、本計画を推進し目標を達成するためには、区民・事業者等の皆様に加え、ＮＰＯ団体等の関係団体との連携が重要です。区は、様々な情報を提供するだけではなく、双方向での情報交換を行い、施策を常にアップデートしていくことが必要です。

⑤　ＤＸへの取組

清掃事業においては、昨今の人材不足に加え、運転手や作業員の高齢化が進んでおり、収集業務のノウハウの継承が課題となっています。また、作業日報の作成などが手作業で行われており、多くの時間を要しています。これらの課題を解決し、持続可能な収集・運搬体制を確保していくために、本区では既に２３区の中でも先駆けて、デジタル技術を活用した業務の効率化を図っています。今後、こうした取組をより一層強力に推進していく必要があります。

第３章　基本理念・基本方針

１　基本理念

「大田区基本計画」では、「施策３－２　持続可能な循環型社会の構築」のめざす姿として「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つくらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。」とし、施策の方向性として「３Ｒ＋Renewable の推進」を掲げています。

また、「第２次大田区環境基本計画」では、区がめざす環境像を「環境・生活・経済の好循環による持続可能な環境先進都市おおた」とし、目標の一つとして「循環経済への移行（サーキュラーエコノミー）」を掲げています。

本計画では、「大田区基本計画」及び「第２次大田区環境基本計画」で示された方向性を踏まえ、以下のとおり、基本理念を定めます。

区民、事業者、区が連携してめざす
持続可能な循環型社会の実現

２　基本方針

基本方針１　３Ｒ+Renewable の推進

国の「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルに先立って「発生抑制（Reduce、リデュース）」、「再使用（Reuse、リユース）」（以下「２Ｒ」といいます。）を可能な限り推進することとしています。２Ｒを推進する主体は区民・事業者等の皆様です。区民一人ひとり、事業者ごとの取組を促進するため、区は２Ｒの推進や普及啓発に取り組みます。

２Ｒを推進した上で発生した不用物については、「再生利用（Recycle、リサイクル）」が必要です。これら３つのＲに、Renewable（リニューアブル、再生可能な資源に替えること）の考え方を加え、循環型社会の実現をめざします。

基本方針２　適正処理の推進

３Ｒを推進した上で、なお、発生した不用物については、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民の皆様が安心して快適に暮らせるよう、持続可能なごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

基本方針３　協働の推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、区民、地域団体、事業者と区がそれぞれの役割と責任を担い、互いに連携・協働することが重要です。これにより、一層幅広くかつ質の高い循環を実現することができます。区は、施策を強力に推進するためのエンジンになるとともに、地域のコーディネーター、調整役としての役割も果たしていきます。

コラム②　3R＋Renewable って？

３R＋Renewable とは、３R「Reduce（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）」「Reuse（ごみにせず繰り返し使う）」「Recycle（ごみにせず再資源化する）」に加えて、「Renewable（再生可能な資源に替える）」という考えです。

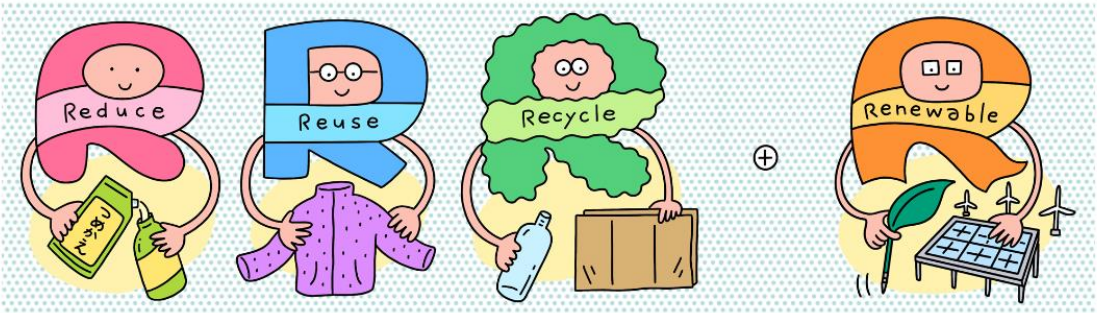

出典：環境省ホームページ

第４章　計画指標と目標値

１　計画指標

計画指標は、継続して次の指標を用います。

①計画指標１　区民１人１日あたりのごみと資源の総量

「区民１人１日あたりのごみと資源の総量」は、区収集ごみと資源の総量を、区民１人１日あたりの量に換算したものです。この指標は、ごみと資源の量の足し算であるため、分別によって、ごみから資源に移っただけでは減少しません。リデュース、リユースによって、排出されるごみや資源の量自体を減少させることを意図した目標です。

「区民１人１日あたりのごみと資源の総量」は、次の式で算定します。

区民１人１日あたりのごみと資源の総量＝
（W＋Ｒ１＋Ｒ２＋Ｒ３）÷人口（各年度 10 月１日）÷年間日数

W　：区収集ごみ量
Ｒ１：集積所・拠点回収資源量
Ｒ２：集団回収資源量
Ｒ３：不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収資源量

②計画指標２　区民１人１日あたりのごみ量

「区民１人１日あたりのごみ量」は、上記「計画指標１」から資源の量を除いたものです。ごみの量自体の減少に加え、適正分別によりごみから資源（プラスチックや紙類など）が抜かれることによって、ごみの量を減少させることを意図した目標です。

「区民１人１日あたりのごみ量」は、次の式で算定します。

区民１人１日あたりのごみ量＝
区収集ごみ量÷人口（各年度 10 月１日）÷年間日数

２　人口推計を基に算出したごみ・資源の量

家庭ごみ･資源の量については、令和７年度の区民１人１日あたりのごみ･資源量（※）に、「大田区人口推計（令和７年１月１日時点）」における各年度の人口推計と年間日数を乗じ、算出しています。事業系ごみ・資源の量については、令和７年度のごみ・資源量のまま推移すると仮定しています。これにより算出したごみ・資源の量は以下のとおりです。

※令和７年度途中までの実績値を基に算出した推計値です。

図表４－１　人口推計を基に算出したごみ・資源の量

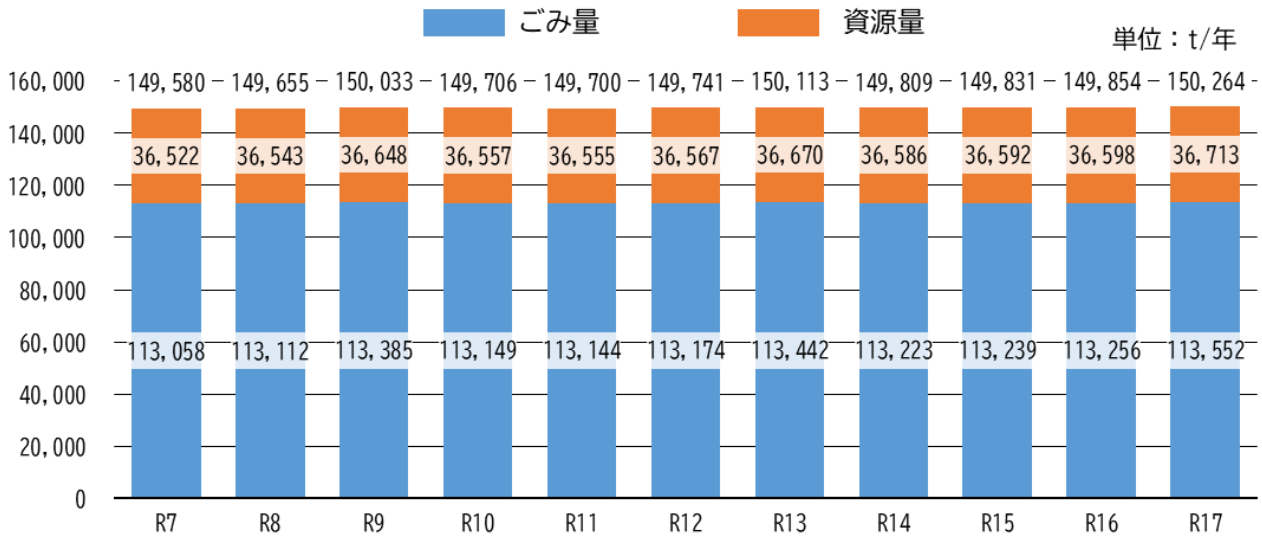

※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため、合計と一致しない場合があります。

３　数値目標

区民１人１日あたりのごみと資源の総量は、平成 28 年度の 640g/人日から令和６年度の 569g/人日へと８年間で約 11.1%減少しています。区民１人１日あたりのごみ量は、平成 28 年度の 506g/人日から令和６年度の 442g/人日へと８年間で約 12.6%減少しています。

ごみ量については、引き続き、発生抑制及び可燃ごみに含まれている資源の適正排出により、大幅な減量をめざします。

資源回収量については、可燃ごみから資源への適正排出による増加が見込まれます。一方で、紙媒体の新聞や雑誌の購読数の減少や、飲料容器がびんからペットボトルへと軽量化が進むことによって資源の発生量が減少してい

くと考えられます。

以上を踏まえて、計画指標１（ごみと資源の総量）は、令和 12 年度には 509g/人日、令和 17 年度には 465g/人日（令和６年度実績比、104g、18.3%減）と設定します。

計画指標２（ごみ量）は、令和 12 年度には 372g/人日、令和 17 年度には 329g/人日（令和６年度実績比、113g、25.6%減）と設定します。

		実績値 令和６年度	中間目標値 令和 12 年度	最終目標値 令和 17 年度	削減量
計画指標１	区民１人１日あたりのごみ※と資源の総量	５６９ｇ	５０９ｇ	４６５ｇ	１０４ｇ (18.3%)

資源量を除く

		実績値 令和６年度	中間目標値 令和 12 年度	最終目標値 令和 17 年度	削減量
計画指標２	区民１人１日あたりのごみ量※	４４２ｇ	３７２ｇ	３２９ｇ	１１３ｇ (25.6%)

※区収集ごみ量

図表４－２　数値目標（計画指標１）

「区民１人１日あたりのごみと資源の総量」

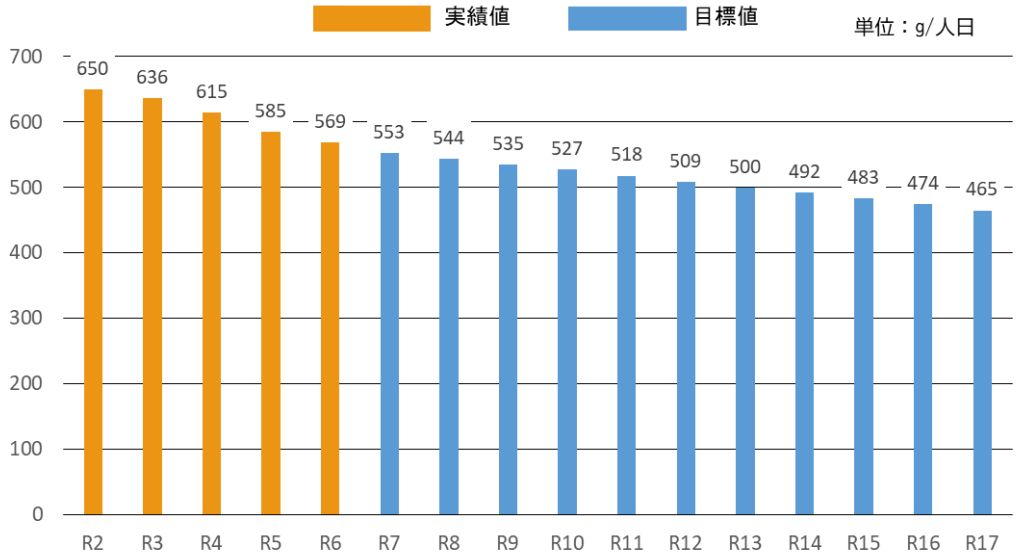

図表４－３　数値目標（計画指標２）

「区民１人１日あたりのごみ量」

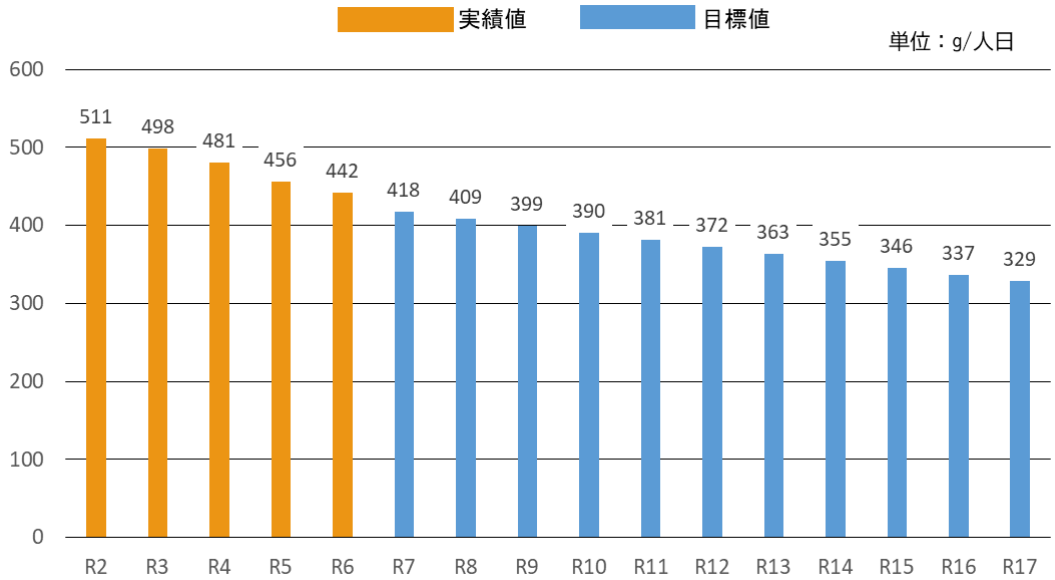

４　目標達成後のごみ・資源量

計画指標１、２の数値目標を達成した場合のごみ・資源量は次のとおりです。

図表４－４　目標達成後のごみ・資源量

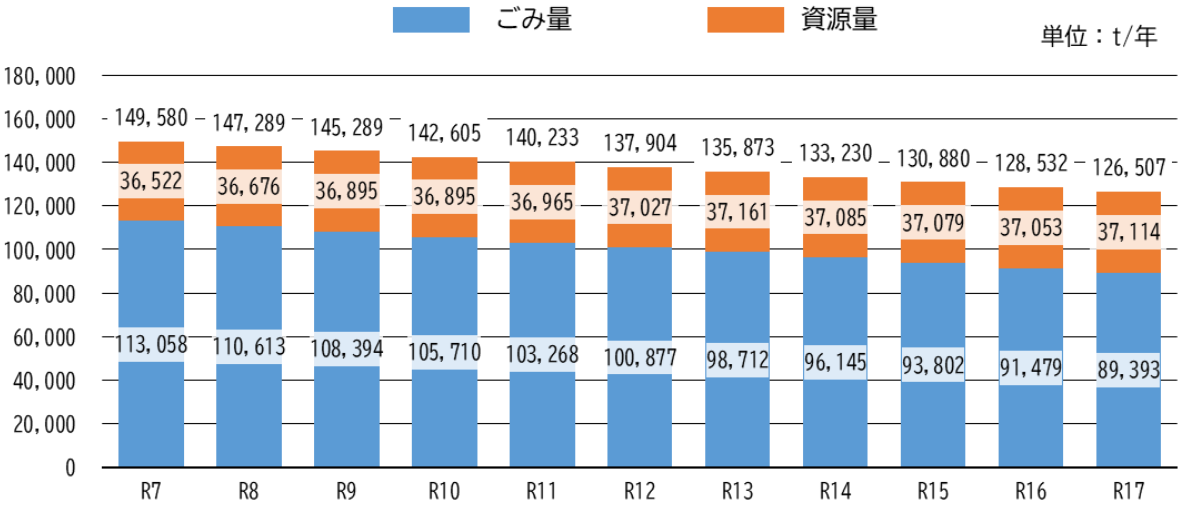

※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため、合計と一致しない場合があります。

５　ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理

本計画を推進するにあたっては、計画策定（Plan）⇒施策実施（Do）⇒施策評価（Check）⇒見直し（Act）というＰＤＣＡサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、その内容を公開します。進捗管理は、大田区清掃・リサイクル協議会（※）の意見も踏まえながら行い、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。

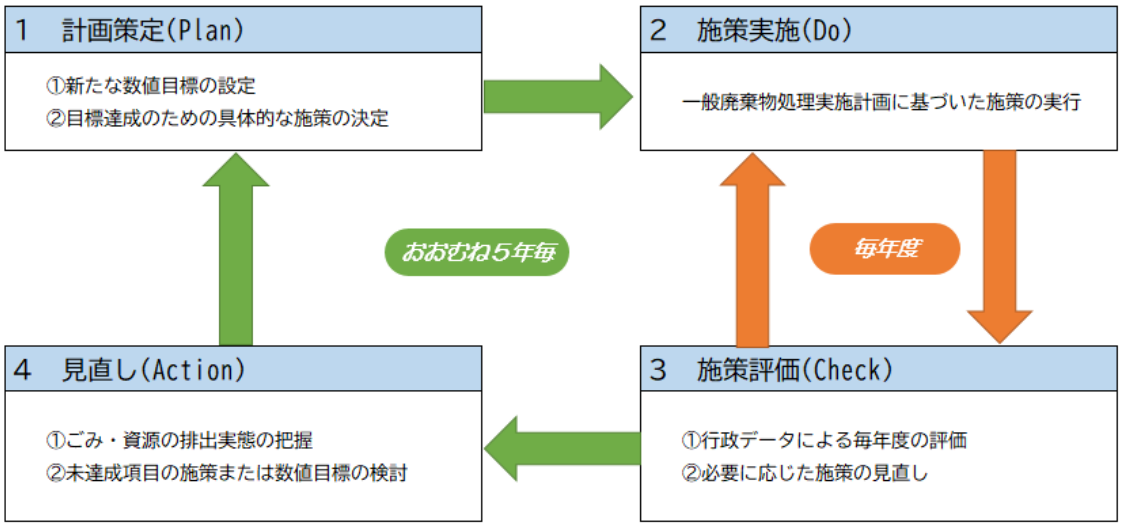

※大田区清掃・リサイクル協議会とは、区民、区議会及び関係団体等で構成されており、循環型都市大田区をめざし、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図るため、区の清掃・リサイクル事業について、関係者が協議するために設置しています。

6　区民・事業者等の皆様の役割と行動

令和 17 年度の「区民 1 人 1 日あたりのごみ量」の目標値は、329g/人日で、これは令和 6 年度の 442g/人日と比較して 113g の減量となります。10 年間で 113g 減量するということは、1 年あたり毎日約 11g ずつの減量が必要となります。11g 減量のための行動には次のようなものがあります。

11g のごみ減量行動（例）
マイバッグ・マイボトルを使用する
食事は残さず食べる
使い捨てのスプーンとフォークを断る
食品の保存は繰り返し利用できる保存容器にする
雑がみをリサイクルに出す
プラスチックをリサイクルに出す

目標を達成するためには、引き続き小さな行動の積み重ねが重要です。区民・事業者等の皆様と区が、一体となった取組を進めていくための具体的な行動例を示します。

（1）区民の皆様の役割と行動

■発生抑制（リデュース）

- 計画的な買い物をして、消費期限・賞味期限切れなどの食品ロスを減らします。
- 量り売りのものを選ぶなど、必要な量を購入し、使い切ります。
- 過剰または不要な包装を断ります。
- 食材は適切に保存し、使い切ります。
- 調理の仕方を工夫し、食べられる部分は可能な限り無駄にしません。
- 食べる分だけ作ります。
- 外食では食べ切れる量だけ注文します。
- マイバッグを持参し、レジ袋や紙袋を断ります。
- 外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- 使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- 詰め替え製品を購入します。

■再使用（リユース）

- 粗大ごみは、捨てる前に売却やリユースを検討します。
- 古着を集団回収や拠点回収に出します。
- リサイクルショップ・フリマアプリを利用します。
- 再使用可能な製品を選択します。
- メモなどは裏紙を使用します。

■再利用（リサイクル）

- プラスチック・紙類（雑がみを含む）は資源として分別します。
- インクカートリッジ・廃食用油を店頭回収・拠点回収に出します。
- 小型家電を拠点回収に出します。
- 集団回収に参加します。

■Renewable（リニューアブル、再生可能な資源に替えること）

- プラスチック素材ではなく、植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチック素材の製品を使用します。

■適正排出

- 決められた分別ルールを守り、決められた曜日・時間にごみを出します。
- 生ごみ等をカラスや猫に荒らされないような工夫をします。
- 集積所を清潔に維持するための管理を行います。

（２）事業者の皆様の役割と行動

■製造事業者

- リサイクルが容易な製品を製造します。
- 処理が困難にならない製品を製造します。
- 拡大生産者責任に基づく生産・流通時の包装材等の発生抑制や再生品の利用に努めます。

■販売事業者

- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。
- 簡易な包装を心がけます。
- ばら売り、量り売りなどの販売形態を採用します。

- 消費期限・賞味期限が近いものは、売れ残りが生じないよう販売方法を工夫します。
- 詰め替え製品や再使用可能な製品を取り扱います。
- 再生品を利用した製品を取り扱います。
- 店頭で資源の回収を推進します。
- 拡大生産者責任に基づく生産･流通時の包装材等の発生抑制や再生品の利用に努めます。

■飲食・宿泊事業者

- 食品ロスが生じないよう計画的な仕入れを心がけます。
- 食べ残しをなくすため､小盛りのメニューやご飯の量を選べるようにします。
- 宴会では「３０１０運動」（※）を働きかけます。
- フードシェアリングサービスを活用します。

※P41 のコラム⑤を参照

コラム③　11g ってどれくらい？

令和 17 年度の「区民 1 人 1 日あたりのごみ量」の目標値は、329g/人日です。この目標を達成するためには、10 年間で 113g、1 年あたり毎日約 11g ずつの減量が必要となります。

11gはどれくらい？

11g とはどれくらいでしょうか？身近なものの重さを見てみましょう。
これらは「11g のごみ減量行動（例）」を行うことで削減できるものです。
目標を達成するためには、普段の小さな行動の積み重ねが重要です。

レジ袋
（Ｌ１枚）
10g

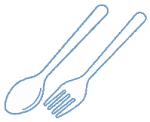

プラスチック製
スプーン・フォーク
８g

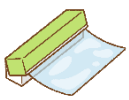

食品ラップ
（30×40cm）
２g

ポスティングチラシ
（Ａ４、１枚）
７g

※大田区にて計量を実施

第５章　具体的な施策

基本理念「区民、事業者、区が連携してめざす持続可能な循環型社会の実現」のため、３つの基本方針に対応した施策を実施します。

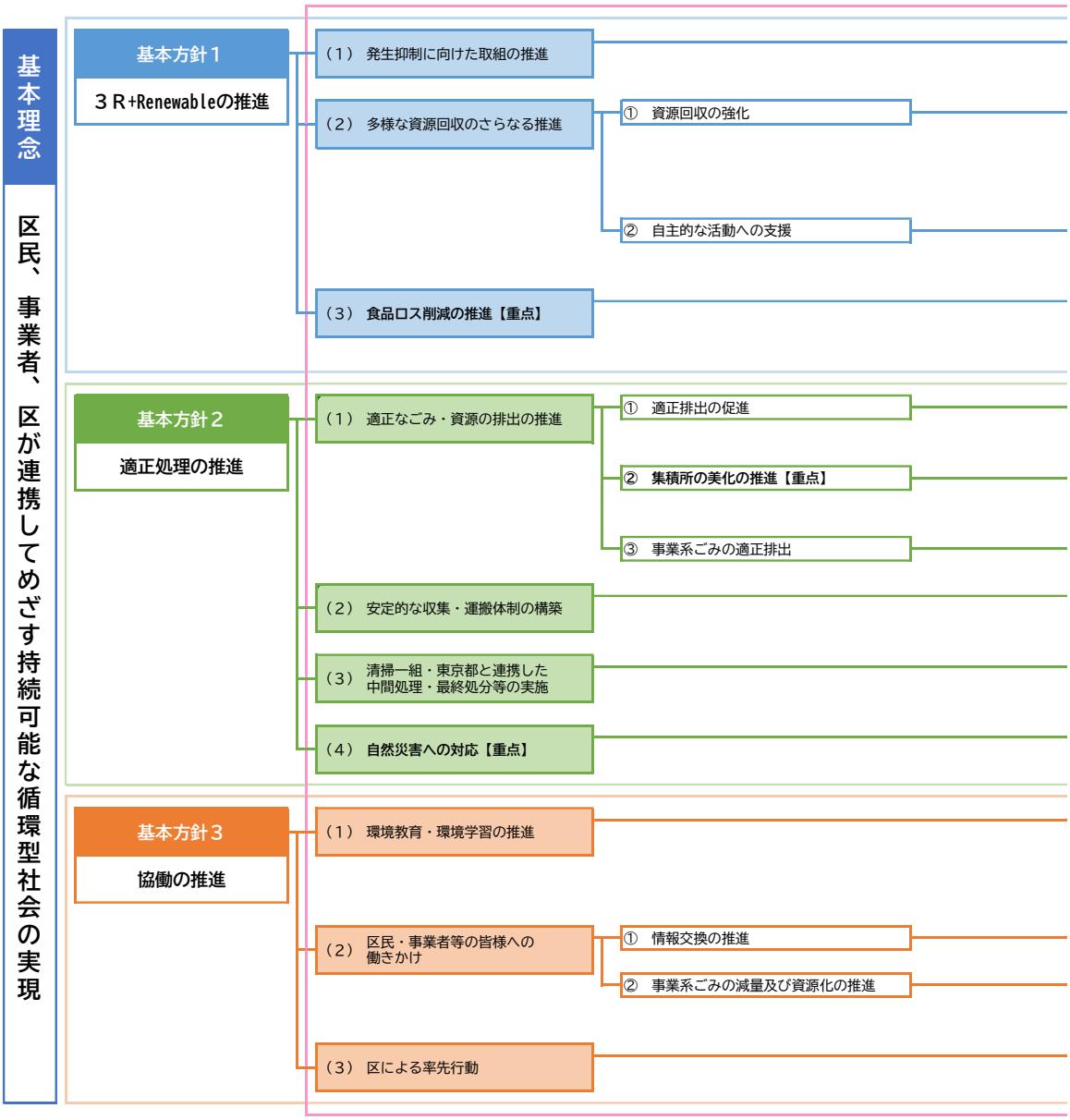

普及啓発・ＤＸの推進
（１）普及啓発
（２）ＤＸの推進
新たな発生抑制手法の検討
民間事業者が提供するリユースプラットフォームの活用促進
リユースへの意識や行動変容の促進
プラスチック分別回収の強化【重点】
雑がみの回収強化【重点】
リサイクル回収品目や回収場所の拡充の検討
資源等持ち去り防止パトロール
古着の回収
粗大ごみ・不燃ごみピックアップ回収
小型家電リサイクル
廃食用油のリサイクル
自治会・町会や集合住宅等への集団回収実施の働きかけ
集団回収団体及び回収事業者への支援
大田区食べきり応援団
食品ロスに関する出前授業
食品ロス削減月間キャンペーン
フードドライブ
地産地消型未利用食品マッチング
民間事業者と連携した新たな取組の検討
ふれあい指導
管理人のいない集合住宅への指導強化
集積所防犯カメラの設置
戸別収集や粗大ごみ運び出し収集
防鳥用ネット（立体型含む）等の貸し出し
美化に関する看板の設置等による啓発
一般廃棄物処理業者による委託収集の促進
適正排出に向けた指導
小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正な収集・運搬、処理【重点】
安定的な収集体制の維持
効率的なルート設定
有害廃棄物（水銀等）への対応
２３区で連携した新たなごみ減量施策の検討
清掃一組による共同処理
清掃工場運営協議会等の運営
東京都への最終処分の委託
大田区災害廃棄物処理計画の具現化
台風やゲリラ豪雨等、水害により生じる廃棄物の迅速処理
関係機関・団体等との連携
災害時の分別に関する分かりやすい広報
環境問題に対する学びの機会の提供
環境学習ツール（冊子・リーフレット・動画・リンク集）の作成
資源循環学習教室の開催
小学校環境教育副読本の作成
「地球にやさしいまちづくりポスター」を清掃車に掲示しＰＲ
自治会・町会等への出前講座
イベント参加によるＰＲ
清掃・リサイクル協議会の運営
地域力推進地区委員会との連携
事業者への啓発
優良事業者表彰
廃棄物管理責任者講習会の開催
ペーパーレス化の推進によるコピー用紙の削減
ペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクル
デジタルを活用した収集体制の整備【重点】
手続きのオンライン化の推進【重点】
ＤＸによる組織間連携の強化
多言語対応を含めた外国人向けの広報強化【重点】
ごみの適正排出に向けた情報発信
データの見える化による行動変容の促進【重点】
多様なツールを活用した情報発信

１　３Ｒ+Renewable の推進

「循環型社会」を実現するためには、３Ｒの中でも優先順位の高い、発生抑制（Reduce）と再使用（Reuse）の２Ｒの取組が重要です。２Ｒを推進するためには、区民・事業者等の皆様が主体的に行動する必要があります。区は、皆様に発生抑制や再使用を心がけていただけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行います。これにより、不要なものを可能な限り出さないライフスタイルや事業活動の定着を促進します。

発生抑制と再使用の２Ｒを行っても排出される不用物については、可能な限り再生利用（Recycle）に向けた排出を促します。また、再生可能な資源を無駄なく循環利用（Renewable）することを通じて、区民や事業者等の皆様の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。さらに、サーキュラーエコノミー実現に向けた事業者の皆様の取組を促します。

多様な生活スタイルに対応するため、区民の皆様による集団回収、区による集積所や様々な拠点での回収などを組み合わせた多様なリサイクルの手段を提供します。新たな品目のリサイクルについては、費用対効果や区民の利便性等を踏まえ、総合的に検討していきます。

（１）発生抑制に向けた取組の推進

ごみや資源を減らすためには、第４章「６　区民・事業者等の皆様の役割と行動」に記載する行動例のように、日常生活や事業活動の中での工夫によって、発生そのものを抑制していくことが重要です。区は、これらの取組を区民・事業者等の皆様と連携しながら推進していきます。例えば、家庭で出る生ごみを微生物の力を借りて堆肥化するコンポストは、環境保護や資源循環という観点から自主活動団体等で広まっています。このような動きを踏まえつつ、区民・事業者等の皆様と区が、それぞれの立場で主体的に発生抑制の取組を推進します。

発生抑制に効果的な施策の一例として、家庭ごみ有料化や戸別収集が挙げられます。これらの施策を実施することにより、ごみの減量に対する意識が向上し、発生抑制やリサイクルが促進されるという効果が見込まれます。一方で、区民の皆様の経済的な負担が増えることや、不適正排出や不法投棄が増加するなどの懸念もあります。また、戸別収集の場合は車両及び作業員確

保に課題があるため、家庭ごみ有料化を含め発生抑制につながる手法については、周辺自治体の状況等も勘案しながら、引き続き様々な角度から調査研究を行います。

■事業例

- 新たな発生抑制手法の検討
- 民間事業者が提供するリユースプラットフォーム（※）の活用促進
- リユースへの意識や行動変容の促進

※リユースプラットフォームとは、不要品を譲渡・売却したい個人と、引取・買取を行う事業者等をオンライン上でマッチングするサービスです。

（２）多様な資源回収のさらなる推進

①　資源回収の強化

令和５年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには29.6%、不燃ごみには10.1%の資源物（プラスチックや紙類など）が含まれています。これらを「ごみ」ではなく、「資源」として排出することにより、一層のごみ減量が期待できることから、特に割合の大きいプラスチックや紙類の分別強化に重点的に取り組みます。

また、新たな品目のリサイクルについても、他の自治体の状況や費用対効果、区民の利便性等を踏まえ総合的に検討していきます。

集積所からの資源の持ち去り対策を継続するとともに、不燃ごみや粗大ごみの持ち去り対策にも取り組んでいきます。

■事業例

- プラスチック分別回収の強化【重点】
- 雑がみの回収強化【重点】
- リサイクル回収品目や回収場所の拡充の検討
- 資源等持ち去り防止パトロール
- 古着の回収
- 粗大ごみ・不燃ごみピックアップ回収
- 小型家電リサイクル
- 廃食用油のリサイクル

② 自主的な活動への支援

集団回収は、区民の皆様が自主的にグループを作り、家庭から排出される新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を回収し、大田区に登録した資源回収事業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環につなげる活動です。循環型社会の実現に向けた区民の皆様による実践行動であり、区は、協働を推進する立場から引き続き支援していきます。

■事業例

- 自治会・町会や集合住宅等への集団回収実施の働きかけ
- 集団回収団体及び回収事業者への支援

コラム④　資源はどんなものに生まれ変わる？

２Ｒ（リデュース、リユース）に取り組んだ上で、「ごみ」と「資源」をきちんと分別することが大切です。リサイクルで「資源」は新しく生まれ変わります！

繊維を溶かす

薄く延ばして
巻き取る

ティッシュ、トイレットペーパー、ノートなどになる

びんを分ける

繰り返し使うびん

洗って繰り返し使用する

1回だけ
使うびん

ごみを取って
細かく粉砕

溶かして新しいびんになる

高温で溶かして
固める

うすく伸ばして
巻き取る

新しいかんなどになる

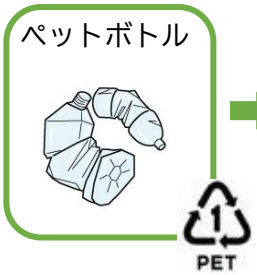

ごみを取って
細かく粉砕する

新しいペットボトルになる

大田区では、ペットボトルからペットボトルへ、リサイクルしているんだぴょん！

©大田区

圧縮

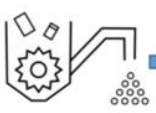

破砕

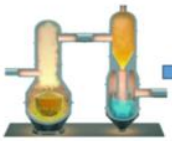

ガス化

製造

ドライアイス、炭酸、衣類など身近な製品になる

（３）食品ロス削減の推進【重点】

食品ロスを削減するためには、一人ひとりが意識を高め、自ら行動することが重要です。例えば、消費者庁が公表している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第２次）」（令和７年３月）で推奨されている、買い物の際の「てまえどり」の実践や、フードシェアリングサービスの活用による売りきりの工夫等、消費者や食品関連事業者等それぞれの役割と行動に則した取組を推進します。

■事業例

- 大田区食べきり応援団
- 食品ロスに関する出前授業
- 食品ロス削減月間キャンペーン
- フードドライブ
- 地産地消型未利用食品マッチング
- 民間事業者と連携した新たな取組の検討

コラム⑤　食品ロスを減らすには？

消費期限と賞味期限って？

◆消費期限と賞味期限

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の２種類あります。その違いを正しく理解して、買い物や保存等を適切に行いましょう。なお、一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べきってください。

●消費期限

表示の「年月日」まで「安全に食べられる期限」のことです。傷みやすい食品に表示されています。

●賞味期限

表示の「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。日持ちする食品に表示されています。賞味期限が過ぎても、すぐに廃棄せずに自分で食べられるかを判断することも大切です。

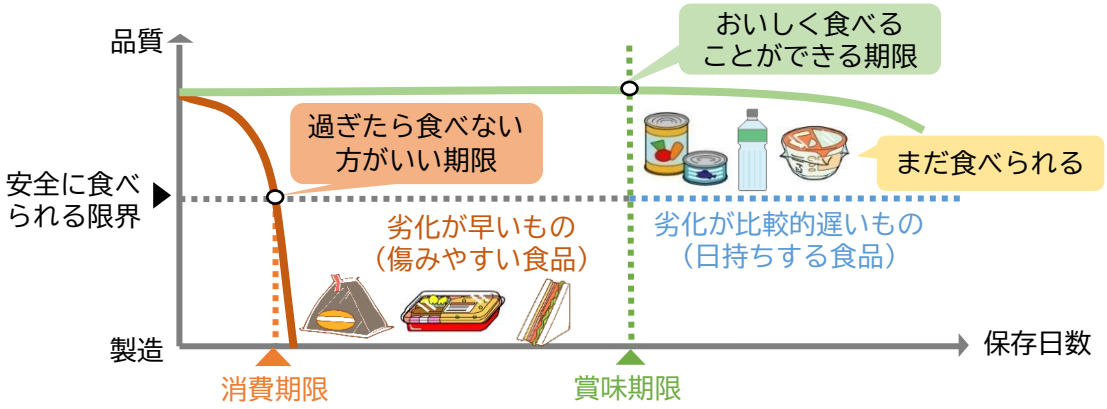

残さず食べましょう

日本の食品ロスの約半分は、食品関連事業者から出ています。食品ロスの要因を把握し、各事業所でできる対策や取組を進めていきましょう。

●飲食店での食べきり等の工夫

小盛りメニューなど要望に応じた量の提供や、宴会メニューは相談して決めるなど、工夫しましょう。また、宴会では、最初の 30 分と最後の 10 分は皆で食べる時間を設ける「3010（さんまるいちまる）運動」を働きかけましょう。

3010（さんまるいちまる）運動のイメージ

２　適正処理の推進

３Ｒを徹底した上で、ごみとして処理しなければならないものについては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、適正に処理します。

区は、区民や事業者等の皆様に適正排出を促すとともに、安定的・効率的にごみを収集します。

ごみの中間処理は清掃一組により２３区が共同処理し、最終処分は２３区及び清掃一組が東京都に委託していることから、引き続き、関係団体との連携・協働を進め、環境への負荷が最小限になるように中間処理・最終処分を行います。

また、自然災害発生時などにおいても、生活環境や公衆衛生を維持するため、適正に収集・運搬、処理を行うことができる体制を整えます。

（１）適正なごみ・資源の排出の推進

①　適正排出の促進

区民の皆様に、ごみを適正に排出していただくため、区の職員が集積所を巡回し、利用者の方との直接対話による「ふれあい指導」を行っています。また、不動産会社等と連携し、管理人のいない集合住宅への指導をしています。さらに、不適正排出や不法投棄が著しい集積所については、指導を強化した上で、必要に応じて防犯カメラを設置するなどの対策を行います。

高齢者・障がい者でごみ出しが困難な世帯に対しては、職員が直接自宅までごみの収集（戸別収集）に伺います（一定の要件を満たす必要があります）。

■事業例

- ふれあい指導
- 管理人のいない集合住宅への指導強化
- 集積所防犯カメラの設置
- 戸別収集や粗大ごみ運び出し収集

② 集積所美化の推進【重点】

防鳥ネット（立体型を含む）の貸し出し、管理が十分に行き届かない集積所などの美化を推進します。

■事業例

- 防鳥ネット（立体型を含む）等の貸し出し
- 美化に関する看板の設置等による啓発

③ 事業系ごみの適正排出

事業系ごみは、廃棄物処理法に基づき排出事業者が自己処理することが原則です。区収集を利用している事業者のうち、一定のごみ量を継続的に排出する事業者に対しては、一般廃棄物処理業の許可を受けている業者（以下「一般廃棄物処理業者」といいます。）への委託を促すための指導を行います。

区収集を利用する事業者に対しては、適正排出及び事業系有料ごみ処理券の貼付を促します。

一般廃棄物処理業者に対しては、許可更新時等において立入指導などを行っています。

■事業例

- 一般廃棄物処理業者による委託収集の促進
- 適正排出に向けた指導

コラム⑥　清掃事務所作業員インタビュー

Q．収集作業にあたり、体調はどのように管理していますか。

A．収集作業は、車両の乗り降りや重いごみを繰り返し持ち上げるなど、膝や腰に負担が生じます。私は、職場での腰痛予防体操をはじめ、普段からウォーキングやマシントレーニングなどをして筋力を維持し、けがをしないよう気をつけています。

Q．収集作業をしていて、大変だと感じることは何ですか。

A．悪天候や真夏の炎天下での収集作業は、けがや熱中症などのリスクが高まるため大変だと感じます。

Q．収集作業をしていて、一番嬉しいことは何ですか。

A．区民の方から「ありがとうございます。」「ご苦労さま。」と労いの声をかけてもらう時です。社会インフラを支える重要な仕事だとやりがいを感じます。

Q．区民の方にお願いしたいことはありますか。

A．　皆様の地域をきれいにするため、また、安全で迅速な収集作業のため、ごみ・資源の分別と排出マナーにご理解、ご協力をお願いします。

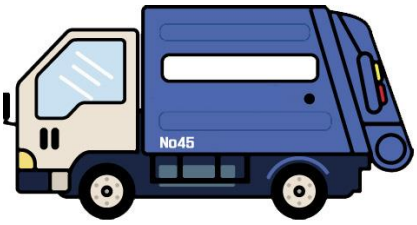

©大田区

（２）安定的な収集・運搬体制の構築

集積所に排出されたごみ・資源については、安定的に収集・運搬できる体制を整備します。

近年、火災の発生原因として特に問題になっているリチウムイオン電池等について、収集・運搬体制を構築、拡充するとともに、正しく排出されるよう広報・啓発を強化します。

■事業例

- 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正な収集・運搬、処理【重点】
- 安定的な収集体制の維持
- 効率的なルート設定
- 有害廃棄物（水銀等）への対応

コラム⑦　リチウムイオン電池火災が起きています！

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）を可燃ごみ、資源、プラスチックに混ぜて排出してしまうと、重大な事故の原因になります。

ひとたび火災が発生すると、収集車やごみ処理施設の復旧などのために、多くの時間と多額の費用がかかります。このような事態を防ぐためには正しい分別が大変重要です。

中防不燃ごみ処理センター
（令和２年 11 月）※

粗大ごみ破砕処理施設
（令和５年 11 月）※

区内の中間処理施設で発火した
リチウムイオン電池
（令和７年 10 月）

※出典：東京二十三区清掃一部事務組合

ごみの運搬中に発生した車両火災
（令和２年８月）

（３）清掃一組・東京都と連携した中間処理・最終処分等の実施

区及び一般廃棄物処理業者が収集したごみは、清掃工場など清掃一組のごみ処理施設で中間処理を行います。中間処理後の焼却灰等については、清掃一組がセメント原料化等への再利用を行うほか、東京都に委託して最終処分します。

ごみ減量施策の中には、２３区が清掃一組と連携した上で、統一的に実施した方が高い効果を得られるものもあります。２３区全体で共同して中間処理を行っているという特徴を踏まえ、他区と連携・協力しながら、新たな施策の実現に向けた検討を進めます。

区内には、建て替えの時期を迎える清掃工場があります。ごみの中間処理を行う清掃工場の安定的な運営には、地元区民・事業者等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。区は清掃一組とともに清掃工場運営協議会等を定期的に開催し、地元の意見を清掃工場の運営に反映できるよう調整を行っています。

■事業例

- ２３区で連携した新たなごみ減量施策の検討
- 清掃一組による共同処理
- 清掃工場運営協議会等の運営
- 東京都への最終処分の委託

コラム⑧　ごみが捨てられなくなる？

焼却した可燃ごみの灰の一部や、資源を回収した後の不燃ごみ・粗大ごみは、東京湾にある埋立処分場に埋め立てています。現在、埋立作業が行われている「新海面処分場」は、２３区の最後の埋立処分場です。残された埋立処分場を１日でも長く使うためには、ごみの減量が重要です。

中央防波堤埋立処分場及び新海面処分場

写真提供：東京都環境局

（４）自然災害への対応【重点】

首都直下地震等の大規模地震や、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害等が発生した際に生じる大量の廃棄物について、迅速かつ適正に収集・運搬、処理するための備えを強化することが重要です。

令和２年３月に策定した「大田区災害廃棄物処理計画」では、平常時の備えや、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の基本的な事項などを定めています。近年の本区や他自治体における災害廃棄物処理の事例を教訓として活かし、実効性を一層高めていきます。

■事業例

- 大田区災害廃棄物処理計画の具現化
- 台風やゲリラ豪雨等、水害により生じる廃棄物の迅速処理
- 関係機関・団体等との連携
- 災害時の分別に関する分かりやすい広報

コラム⑨　災害時のごみの出し方は？

近年、自然災害が多発･激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。大田区においても、令和７年９月 11 日の豪雨により大きな被害を受けました。

災害により発生したごみであっても、分別することが復旧への近道となります。適正な分別にご協力をお願いいたします。

©大田区

令和７年９月 11 日大田区豪雨により排出された災害廃棄物

３　協働の推進

３Ｒ＋Renewable や適正処理を推進するためには、区民や事業者等の皆様のご協力が欠かせません。特に、発生抑制、再使用の取組の主体は、区民・事業者等の皆様であり、区にはこれを支援する役割があります。ごみの減量や適正排出等に関する情報を様々な媒体を通じて発信するとともに、大田区清掃・リサイクル協議会やふれあい指導等を通じて、区民や事業者等の皆様の意向を把握するとともに、ともに課題を考え、解決策を実践していくことにより、各施策や事業を一層力強く推進します。

（１）環境教育・環境学習の推進

豊かな地球環境を継承していくためには、大人はもちろん、未来を担うこどもたちも含め、幅広い世代の皆様が環境意識を高めていくことが重要です。区は、皆様がより一層環境に関心を持ち、３Ｒ行動などの具体的な取組の実践につながるよう、環境教育や環境学習を推進します。

■事業例

- 環境問題に対する学びの機会の提供
- 環境学習ツール（冊子・リーフレット・動画・リンク集）の作成
- 資源循環学習教室の開催
- 小学校環境教育副読本の作成
- 「地球にやさしいまちづくりポスター」を清掃車に掲示しＰＲ
- 自治会・町会等への出前講座
- イベント参加によるＰＲ

環境学習（ごみの積み込み体験）

環境学習（小学校への出前授業）

「地球にやさしいまちづくりポスター」清掃車ＰＲ

（2）区民・事業者等の皆様への働きかけ

① 情報交換の推進

区からの一方的な情報提供だけでなく、大田区清掃・リサイクル協議会などを通じて、区民・事業者等の皆様との情報交換を行い、清掃・リサイクル事業に反映させます。

■事業例

- 清掃・リサイクル協議会の運営
- 地域力推進地区委員会との連携

② 事業系ごみの減量及び資源化の推進

事業系ごみは、事業者自らが処理を行っていただくことを原則としています。事業用大規模建築物については、毎年、再利用計画書の提出を義務付けており、これに基づいた指導を継続します。集積所を利用している事業者に対しては、ごみ集積所におけるふれあい指導等を通じて、資源を決められた日に排出するように促します。

区は、「大田区事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰制度」を設けています。自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の皆様の表彰を引き続き行います。

■事業例

- 事業者への啓発
- 優良事業者表彰
- 廃棄物管理責任者講習会の開催

（3）区による率先行動

区民や事業者等の皆様へライフスタイルや事業活動の転換を働きかけるにあたり、区も自ら率先して庁舎から排出されるごみの減量や資源の分別に係る取組を推進します。

■事業例

- ペーパーレス化の推進によるコピー用紙の削減
- ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル

コラム⑩ ”ごみ”から電気が生まれている？

電気は、私たちの暮らしになくてはならないものです。

東京２３区内にある清掃工場では学校や家庭などで排出されたごみを燃やし、その熱で発電しています。化石燃料を燃やす代わりに、ごみの”焼却熱”を有効利用しているため地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生が少ない電気です。

区立小・中学校等で使用する電気に”ごみから発電した電気”を使用することにより、脱炭素社会の実現に寄与しています。

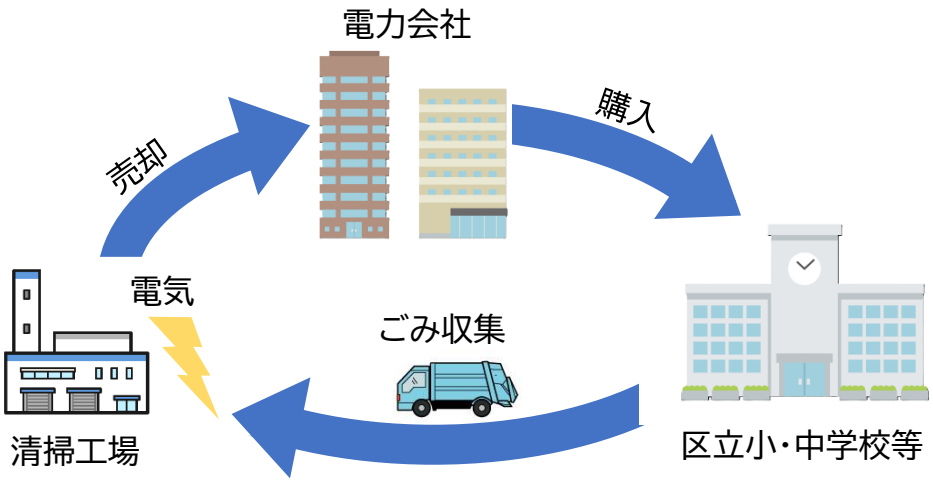

４　共通施策

前記１～３の具体的な施策に加え、各施策に共通して推進すべき事項を「共通施策」としてまとめます。共通施策は、「普及啓発」と「ＤＸの推進」です。

「普及啓発」　本計画の基本理念である持続可能な循環型社会を実現するためには、区民・事業者等の皆様のご協力が必要です。そのためには、あらゆる手段を活用した継続的な普及啓発が極めて重要であるという点から、共通施策として設定します。

「ＤＸの推進」社会全体でデジタル技術が加速度的に進展する中、清掃・リサイクル分野においても、これを活用していくことが必要です。生産性の向上及び区民の皆様の利便性の向上に向け、デジタル技術を最大限に活用していく点から共通施策として設定します。

（1）普及啓発

区民や事業者等の皆様に意識改革と行動変容をしていただくためには、必要な情報が正確に伝わることが重要です。清掃・リサイクル分野は、ごみや資源の量を数値で表現しやすいという特徴を活かし、データを活用した普及啓発の取組を強化します。

また、近年特に外国人の人口が増加していることを踏まえ、外国人居住者に対するごみの分別、減量等の普及啓発を強化します。

■事業例

- データの見える化による行動変容の促進【重点】
- 多言語対応を含めた外国人向けの広報強化【重点】
- 多様なツールを活用した情報発信
- ごみの適正排出に向けた情報発信

（2）ＤＸの推進

大田区基本計画（令和７年３月策定）では、「８年後の大田区」として「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」を掲げています。区民の皆様の生活に直結する清掃・リサイクル分野においてＤＸを進めることは、暮らしの利便性に大きく寄与できるため、手続きのオンライン化等の取組を着実に推進します。

また、ごみや資源の収集等に関するニーズが多様化する中、限られた人員と車両で質の高いサービスを維持していくために、デジタル技術の力を最大限に活用していきます。

■事業例

- 手続きのオンライン化の推進【重点】
- デジタルを活用した収集体制の整備【重点】
- ＤＸによる組織間連携の強化

コラム⑪　運行管理システムって？

プラスチック回収車両および一部資源回収車両にタブレット端末を搭載

・GPS 機能によってリアルタイムで作業進捗が確認可能になりました。
・集積所や交通情報の共有により作業を安定的に行うことができます。
・運行実績に基づく検証により、必要な車両台数を精査できます。

緑色が回収済みの集積所、オレンジ色が未回収でこれから回収に向かう集積所を表しています。

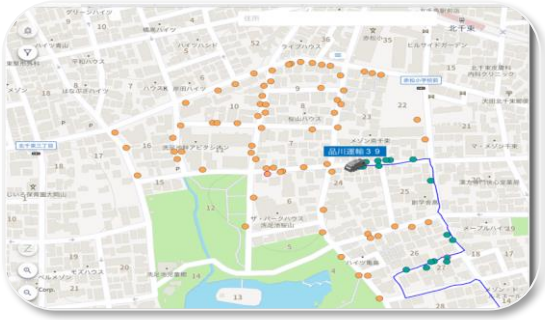

運行管理システムは、東京都の「将来性ある先進的事業」に選定され、令和７年 12 月 24 日に開催された「Tokyo 区市町村 DXaward　2025（業務改善部門）」にて優秀賞を受賞しました。

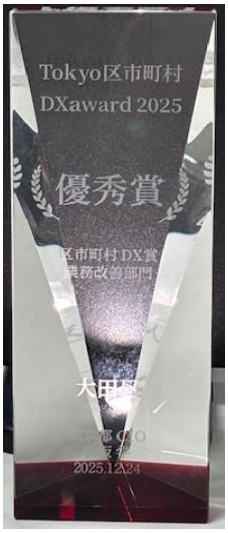

第６章　生活排水処理基本計画

１　現状

大田区の下水道普及率は、ほぼ 100%となっており、令和７年３月 31 日現在で、くみ取り戸数が 17 世帯、浄化槽設置基数が 17 基と、年々、減少傾向にあります。一方で、ディスポーザ排水処理システム（※１）を設置した集合住宅が増加しています。

一般家庭のくみ取りし尿は、収集作業を委託し、清掃一組の施設で処理しています。一般家庭の浄化槽汚泥・ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥（※２）は、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組の施設で処理しています。事業活動に伴って生じた、し尿及び、し尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理しています。

清掃一組の施設では、固液分離、脱水等の処理を行い、水分は下水排水基準内に希釈して下水道に放流、固形分は焼却して埋め立てています。

図表６－１　生活排水の処理フロー

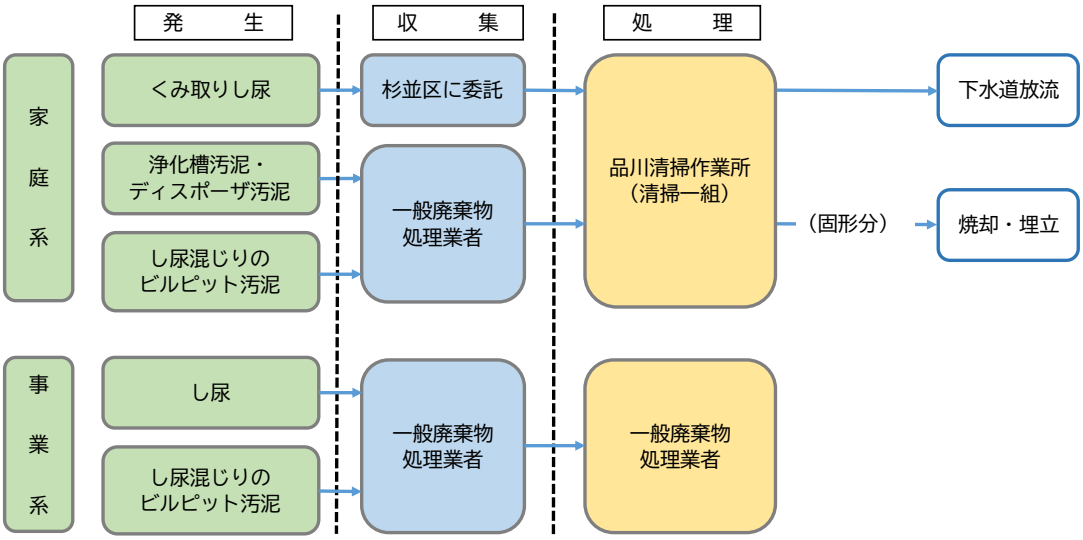

※１　ディスポーザとは、キッチンの排水口の下に設置し、生ごみを粉砕して排水管に流す装置です。ディスポーザ排水処理システムとは、ディスポーザで粉砕した生ごみを含む排水を排水処理装置で処理してから下水道に流すものです。２３区で使用できるものは、（公社）日本下水道協会による規格適合評価及び製品認証を受けたものに限られます。

※２　一般家庭のビルピット汚泥とは、もっぱら居住用の建築物から排出されたもので、区長の承認を受けたものに限られます。

２　基本方針

- 基本方針１　排出源での水環境への負荷を軽減します。
- 基本方針２　適正かつ効率的に収集・処理します。

３　施策

（１）水環境への負荷の軽減

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、下水道への接続を促進します。
- 浄化槽については、浄化槽が適正に機能するよう、浄化槽管理者に対して定期清掃等の情報を提供し、指導します。
- 下水道に流れた廃食用油は、下水道管内で冷えて固まり下水道管の詰まりや悪臭の原因となります。豪雨災害時には、それらが原因で被害の拡大や水環境の悪化が懸念されます。そのため、廃食用油のリサイクルや、適正な出し方について啓発します。

（２）適正かつ効率的な収集・処理

- し尿をくみ取りしている一般家庭については、対象戸数の減少にあわせて適切なサービス水準を維持しながら、効率的な収集を進め、清掃一組で処理します。
- 一般家庭の浄化槽汚泥・ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥は、保守点検等の維持管理に関する指導をしながら、一般廃棄物処理業者が収集し、清掃一組で処理します。
- 事業活動に伴って生じたし尿、及び、し尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物処理業者が収集・処理します。

令和７年度「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

【　最　優　秀　賞　】

小学校低学年の部

小学校高学年の部

中学校の部

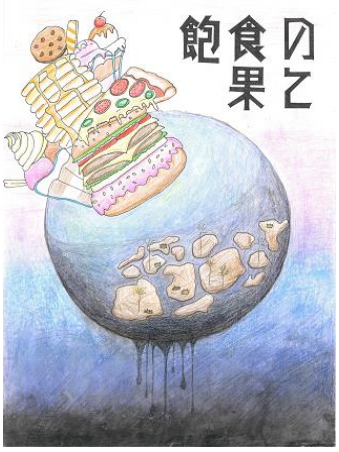

【　優　秀　賞　】

小学校低学年の部

小学校高学年の部

中学校の部

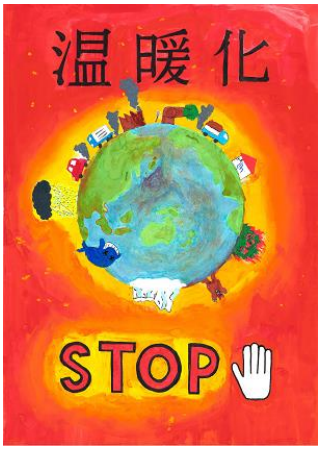

まちづくり環境委員会 令和８年２月 25･26 日
資源環境部　資料 18 番
所管　ごみ減量推進課

令和８年度可燃ごみ収集業務の委託地域拡大について

令和８年度可燃ごみ収集業務について、以下のとおり委託地域を拡大する。

１　委託開始予定

令和８年４月１日（水）

２　新規委託予定地域

大森清掃事務所所管のうち下表の地域

収集曜日	新たな委託地域
月・木曜日	池上五丁目（１～22･25･26 番） 池上六丁目（１・４・９番の一部） 中央三・七・八丁目全域
火・金曜日	中央一・二丁目全域、 南馬込二丁目（14～31 番） 南馬込三丁目全域 大森北一丁目（26～29 番） 大森北四丁目（１～６番、16～24 番の一部） 大森北五丁目（１～５番、11～16 番の一部）
水・土曜日	大森西三丁目（３番の一部･４～32 番） 大森西五・六丁目全域

※収集曜日の変更はありません。

３　委託予定事業者

一般財団法人大田区環境公社